

令和 6 年度 環境の状況

令和 7 年度 環境の保全に関する施策

令和 6 年度 循環型社会の形成の状況

令和 7 年度 循環型社会の形成に関する施策

令和 6 年度 生物の多様性の状況

令和 7 年度 生物の多様性の保全及び  
持続可能な利用に関する施策



この報告及び文章は、別表のとおり、環境基本法（平成5年法律第91号）第12条第1項及び第2項、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第14条第1項及び第2項並びに生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、国会に提出するものである。

（別表）

|                                                      | 資料中の該当部分                                                                            |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境基本法第12条第1項の規定に基づく令和6年度の環境の状況                       | 令和6年度環境の状況／令和6年度循環型社会の形成の状況／令和6年度生物の多様性の状況中第1部並びに第2部第1章、第4章、第5章及び第6章                |
| 環境基本法第12条第2項の規定に基づく令和7年度の環境の保全に関する施策                 | 令和7年度環境の保全に関する施策／令和7年度循環型社会の形成に関する施策／令和7年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第1章、第4章、第5章及び第6章 |
| 循環型社会形成推進基本法第14条第1項の規定に基づく令和6年度の循環型社会の形成の状況          | 令和6年度環境の状況／令和6年度循環型社会の形成の状況／令和6年度生物の多様性の状況中第2部第3章                                   |
| 循環型社会形成推進基本法第14条第2項の規定に基づく令和7年度の循環型社会の形成に関する施策       | 令和7年度環境の保全に関する施策／令和7年度循環型社会の形成に関する施策／令和7年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第3章              |
| 生物多様性基本法第10条第1項の規定に基づく令和6年度の生物の多様性の状況                | 令和6年度環境の状況／令和6年度循環型社会の形成の状況／令和6年度生物の多様性の状況中第2部第2章                                   |
| 生物多様性基本法第10条第2項の規定に基づく令和7年度の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策 | 令和7年度環境の保全に関する施策／令和7年度循環型社会の形成に関する施策／令和7年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第2章              |

## 凡例

- ◆ 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用しています。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指しています。
- ◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によっています。単位の繰上げにより、内数の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがあります。
- ◆ 構成比（％）についても、単位の繰上げのため合計が100とならない場合があります。
- ◆ 本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではありません。
- ◆ 原典が外国語で記されている資料については、環境省仮訳が含まれます。
- ◆ 企業名については、原則として「株式会社」の記述を省略しています。

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。



# 目次

令和6年度 環境の状況  
令和6年度 循環型社会の形成の状況  
令和6年度 生物の多様性の状況

## 第1部 総合的な施策等に関する報告

### 第1章 「市場」～環境とビジネス～

2

|     |                                       |    |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1節 | 世界・我が国の環境問題と経済的影響                     | 2  |
| 1   | 気候変動の状況、科学的知見と経済的影響                   | 2  |
| 2   | 生物多様性の損失の状況と経済的影響                     | 6  |
| 3   | 線形経済から循環経済へ                           | 7  |
| 第2節 | 我が国の地球温暖化対策の目指す方向                     | 8  |
| 1   | 温室効果ガスの状況                             | 8  |
| 2   | 地球温暖化対策計画の改定                          | 9  |
| 3   | GXの実現に向けて                             | 10 |
| 第3節 | 持続可能な社会に向けたグリーンな消費                    | 11 |
| 1   | サステナブルファイナンス（ESG金融）の発展                | 11 |
| 2   | 企業の脱炭素経営や環境情報開示                       | 14 |
| 3   | 自然再興を実現する経済への移行戦略                     | 18 |
| 4   | 消費者の行動変容に向けた企業等の取組                    | 19 |
| 5   | 循環経済への移行を通じた持続可能なバリューチェーンの構築          | 23 |
| 第4節 | 持続可能な社会への移行に必要な科学技術・イノベーション、スタートアップ支援 | 25 |

### 第2章 「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～

29

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 国際的な動向                       | 29 |
| 1   | G20                          | 30 |
| 2   | 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）   | 31 |
| 3   | 生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）  | 31 |
| 4   | 国連ハイレベル政治フォーラム2024（HLPF2024） | 33 |
| 第2節 | 循環経済（サーキュラーエコノミー）            | 34 |
| 1   | 第五次循環型社会形成推進基本計画             | 36 |
| 2   | 再資源化事業の高度化                   | 37 |
| 3   | プラスチック資源循環の促進                | 38 |
| 第3節 | 自然再興（ネイチャーポジティブ）             | 38 |
| 1   | ネイチャーポジティブに向けた日本の今           | 38 |
| 2   | 30by30目標                     | 41 |
| 第4節 | 炭素中立（ネット・ゼロ）                 | 47 |
| 1   | 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行     | 47 |
| 2   | 再生可能エネルギーの最大限の導入             | 51 |
| 3   | 電力部門の脱炭素化に向けた取組              | 53 |
| 4   | 二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開   | 54 |

|     |                                        |    |
|-----|----------------------------------------|----|
| 第3章 | 「国民」<br>～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～ | 56 |
| 第1節 | 地域循環共生圏の実践・実装                          | 56 |
| 1   | 地域循環共生圏                                | 56 |
| 2   | 良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上            | 64 |
| 第2節 | ライフスタイルの転換                             | 65 |
| 1   | 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)        | 66 |
| 2   | 住居                                     | 69 |
| 3   | 移動                                     | 70 |
| 4   | 食                                      | 71 |
| 5   | ファッション                                 | 74 |
| 第3節 | 人の命と環境を守る                              | 75 |
| 1   | 水俣病対策                                  | 75 |
| 2   | 熱中症対策                                  | 76 |
| 3   | PFAS等の化学物質対策                           | 78 |
| 4   | 鳥獣保護管理の強化                              | 79 |

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第4章 | 東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生 | 80 |
| 第1節 | 東日本大震災からの復興に係る取組      | 80 |
| 1   | 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組    | 82 |
| 2   | 福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組  | 84 |
| 3   | 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組 | 86 |
| 4   | ALPS処理水に係る海域モニタリング    | 87 |
| 5   | リスクコミュニケーションの取組       | 88 |
| 第2節 | 能登半島地震からの復興に係る取組      | 90 |
| 1   | 公費解体、災害廃棄物への対応        | 90 |
| 2   | ペットを飼養する被災者の支援        | 91 |
| 3   | 創造的復興に向けた取組           | 91 |

## 第2部 各分野の施策等に関する報告

|     |                                         |     |
|-----|-----------------------------------------|-----|
| 第1章 | 地球環境の保全                                 | 94  |
| 第1節 | 地球温暖化対策                                 | 94  |
| 1   | 問題の概要と国際的枠組みの下での取組                      | 94  |
| 2   | 科学的知見の充実のための対策・施策                       | 98  |
| 3   | 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の提示                    | 100 |
| 4   | グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて             | 100 |
| 5   | エネルギー起源CO <sub>2</sub> の排出削減対策          | 101 |
| 6   | エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの排出削減対策 | 105 |
| 7   | 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用                     | 106 |
| 8   | 国際的な地球温暖化対策への貢献                         | 107 |
| 9   | 横断的施策                                   | 109 |
| 10  | 公的機関における取組                              | 114 |
| 第2節 | 気候変動の影響への適応の推進                          | 115 |

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 1   | 気候変動の影響等に関する科学的知見の集積----- | 115 |
| 2   | 国における適応の取組の推進-----        | 115 |
| 3   | 地域等における適応の取組の推進 -----     | 116 |
| 第3節 | オゾン層保護対策等 -----           | 117 |

## 第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 121

|     |                                                  |     |
|-----|--------------------------------------------------|-----|
| 第1節 | 昆明・モンテリオール生物多様性枠組及び生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施 ----- | 121 |
| 第2節 | 生物多様性の主流化に向けた取組の強化-----                          | 121 |
| 1   | 多様な主体の参画 -----                                   | 121 |
| 2   | ネイチャーポジティブ経済の実現 -----                            | 123 |
| 3   | 自然とのふれあいの推進-----                                 | 124 |
| 第3節 | 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理-----               | 126 |
| 1   | 生態系ネットワークの形成 -----                               | 126 |
| 2   | 重要地域の保全 -----                                    | 128 |
| 3   | 自然再生-----                                        | 132 |
| 4   | 里地里山の保全活用 -----                                  | 132 |
| 5   | 都市の生物多様性の確保-----                                 | 133 |
| 6   | 30by30 目標の達成に向けた取組 -----                         | 134 |
| 7   | 民間等による場所に紐付いた活動の促進-----                          | 134 |
| 8   | 生物多様性の「見える化」 -----                               | 134 |
| 9   | 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進---    | 135 |
| 第4節 | 海洋における生物多様性の保全 -----                             | 135 |
| 1   | 沿岸・海洋域の保全 -----                                  | 135 |
| 2   | 水産資源の保存管理 -----                                  | 135 |
| 3   | 海岸環境の整備 -----                                    | 135 |
| 4   | 港湾及び漁港・漁場における環境の整備 -----                         | 136 |
| 5   | 海洋汚染への対策 -----                                   | 136 |
| 第5節 | 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等-----                      | 136 |
| 1   | 絶滅のおそれのある種の保存-----                               | 136 |
| 2   | 野生鳥獣の保護管理 -----                                  | 138 |
| 3   | 外来種対策 -----                                      | 140 |
| 4   | 遺伝子組換え生物対策 -----                                 | 141 |
| 5   | 動物の愛護及び適正な管理 -----                               | 142 |
| 第6節 | 持続可能な利用 -----                                    | 142 |
| 1   | 環境と調和のとれた食料システムの確立-----                          | 142 |
| 2   | エコツーリズムの推進 -----                                 | 144 |
| 3   | 遺伝資源へのアクセスと利益配分 -----                            | 144 |
| 第7節 | 国際的取組 -----                                      | 145 |
| 1   | 生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献 -----                     | 145 |
| 2   | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化 -----        | 145 |
| 3   | 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進 -----          | 145 |
| 4   | アジア保護地域パートナーシップの推進-----                          | 145 |
| 5   | 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進 -----                   | 146 |
| 6   | 砂漠化対策の推進 -----                                   | 146 |
| 7   | 南極地域の環境の保護 -----                                 | 146 |

|     |                                           |     |
|-----|-------------------------------------------|-----|
| 8   | サンゴ礁の保全                                   | 147 |
| 9   | 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進 | 147 |
| 10  | 生物多様性関連諸条約の実施                             | 147 |
| 第8節 | 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備                 | 148 |
| 1   | 自然環境データの整備・提供                             | 148 |
| 2   | 放射線による野生動植物への影響の把握                        | 150 |
| 3   | 生物多様性及び生態系サービスの総合評価                       | 150 |

### 第3章 循環型社会の形成

151

|     |                                      |     |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 第1節 | 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状                | 151 |
| 1   | 我が国における循環型社会                         | 151 |
| 2   | 一般廃棄物                                | 164 |
| 3   | 産業廃棄物                                | 165 |
| 4   | 廃棄物関連情報                              | 167 |
| 第2節 | 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり  | 172 |
| 第3節 | 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | 173 |
| 1   | プラスチック・廃油                            | 173 |
| 2   | バイオマス（食品、木など）                        | 174 |
| 3   | ベースメタルやレアメタル等の金属                     | 175 |
| 4   | 土石・建設材料、建築物                          | 175 |
| 5   | 自動車、小型家電・家電                          | 176 |
| 6   | 地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材              | 176 |
| 7   | 繊維製品（ファッション）                         | 176 |
| 第4節 | 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現            | 177 |
| 1   | 地域の循環システムづくり                         | 177 |
| 2   | 循環システムづくりを支える広域的取組                   | 178 |
| 3   | 廃棄物により汚染された地域環境の再生                   | 178 |
| 第5節 | 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行     | 178 |
| 1   | 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化             | 178 |
| 2   | 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理                  | 183 |
| 3   | 適正処理の更なる推進                           | 184 |
| 4   | 東日本大震災からの環境再生                        | 191 |
| 第6節 | 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進          | 191 |
| 1   | 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進           | 191 |
| 2   | 適正な国際資源循環体制の構築                       | 191 |
| 3   | 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進     | 193 |
| 第7節 | 原子力災害からの環境再生の推進                      | 194 |
| 1   | 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等               | 194 |
| 2   | 福島県外最終処分に向けた取組                       | 197 |
| 3   | 放射性物質に汚染された廃棄物の処理                    | 198 |
| 4   | 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組                   | 201 |

### 第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組 203

|     |              |     |
|-----|--------------|-----|
| 第1節 | 健全な水循環の維持・回復 | 203 |
| 1   | 流域における取組     | 203 |

|     |                                          |     |
|-----|------------------------------------------|-----|
| 2   | 森林、農村等における取組                             | 203 |
| 3   | 水環境に親しむ基盤づくり                             | 203 |
| 第2節 | 水環境の保全                                   | 204 |
| 1   | 環境基準等の設定、排水管理の実施等                        | 204 |
| 2   | 地下水・地盤環境                                 | 208 |
| 3   | 水道の水質・衛生                                 | 211 |
| 4   | 湖沼                                       | 211 |
| 5   | 閉鎖性海域                                    | 212 |
| 6   | アジアにおける水環境保全の推進                          | 214 |
| 第3節 | 土壌環境の保全                                  | 214 |
| 1   | 土壌環境の現状                                  | 214 |
| 2   | 環境基準等の見直し                                | 215 |
| 3   | 市街地等の土壌汚染対策                              | 215 |
| 4   | 農用地の土壌汚染対策                               | 216 |
| 第4節 | 海洋環境の保全                                  | 216 |
| 1   | 海洋ごみ対策                                   | 216 |
| 2   | 海洋汚染の防止等                                 | 218 |
| 3   | 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進                   | 218 |
| 第5節 | 大気環境の保全                                  | 220 |
| 1   | 大気環境の現状                                  | 220 |
| 2   | 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM <sub>2.5</sub> 等に係る対策 | 224 |
| 3   | 多様な有害物質による健康影響の防止                        | 227 |
| 4   | 地域の生活環境保全に関する取組                          | 228 |
| 5   | アジアにおける大気汚染対策                            | 233 |
| 第6節 | 媒体横断的な対策                                 | 234 |
| 第7節 | 良好な環境の創出                                 | 234 |
| 第8節 | 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組         | 234 |
| 1   | デジタル技術の活用等による環境管理                        | 234 |
| 2   | 分析技術の開発や精度管理                             | 234 |
| 3   | 災害対応                                     | 235 |

## 第5章 包括的な化学物質対策に関する取組

236

|     |                                                          |     |
|-----|----------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 | ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、<br>制度的メカニズム及び能力構築          | 236 |
| 1   | 化学物質の環境中の残留実態の現状                                         | 236 |
| 2   | 化学物質の環境リスクの管理                                            | 237 |
| 3   | ダイオキシン類問題への取組                                            | 238 |
| 4   | 農薬のリスク対策                                                 | 240 |
| 第2節 | 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され<br>利用が可能となりアクセスできる状態の確保 | 240 |
| 1   | 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発                        | 240 |
| 2   | リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等                          | 241 |
| 3   | ばく露モニタリング                                                | 242 |
| 4   | 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進                             | 242 |
| 第3節 | 懸念問題への対応                                                 | 243 |

|     |                                                                       |     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| 第4節 | 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な<br>解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化-----     | 244 |
| 第5節 | 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び<br>関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化----- | 244 |
| 1   | 国際的な化学物質管理の枠組み-----                                                   | 244 |
| 2   | 国連の活動-----                                                            | 244 |
| 3   | 水銀に関する水俣条約-----                                                       | 245 |
| 4   | OECDの活動-----                                                          | 245 |
| 5   | 諸外国の化学物質規制の動向を踏まえた取組-----                                             | 246 |
| 第6節 | 負の遺産への対応等-----                                                        | 246 |
| 1   | 個別地域の事案-----                                                          | 246 |
| 2   | 毒ガス情報センター-----                                                        | 247 |

## 第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 248

|     |                                           |     |
|-----|-------------------------------------------|-----|
| 第1節 | 政府の総合的な取組-----                            | 248 |
| 1   | 環境基本計画-----                               | 248 |
| 2   | 環境保全経費-----                               | 248 |
| 3   | 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進-----              | 248 |
| 4   | SDGsに関する取組の推進-----                        | 249 |
| 第2節 | グリーンな経済システムの構築-----                       | 251 |
| 1   | 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化-----           | 251 |
| 2   | 金融を通じたグリーンな経済システムの構築-----                 | 253 |
| 3   | グリーンな経済システムの基盤となる税制-----                  | 255 |
| 第3節 | 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等-----                 | 255 |
| 1   | 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策-----           | 255 |
| 2   | 官民における監視・観測等の効果的な実施-----                  | 260 |
| 3   | 技術開発などに際しての環境配慮等-----                     | 262 |
| 第4節 | 国際的取組に係る施策-----                           | 262 |
| 1   | 地球環境保全等に関する国際協力の推進-----                   | 262 |
| 第5節 | 地域づくり・人づくりの推進-----                        | 272 |
| 1   | 環境を軸とした地域づくりの推進-----                      | 272 |
| 2   | 多様な主体の参加による国土管理の推進-----                   | 274 |
| 3   | 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進-----     | 275 |
| 4   | 環境教育、ESD 及び協働取組の推進-----                   | 276 |
| 第6節 | 環境情報の整備と提供・広報の充実-----                     | 278 |
| 1   | EBPM推進のための環境情報の整備-----                    | 278 |
| 2   | 利用者ニーズに応じた情報の提供-----                      | 278 |
| 3   | 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施-----            | 279 |
| 第7節 | 環境影響評価-----                               | 279 |
| 1   | 環境影響評価制度の在り方に関する検討-----                   | 279 |
| 2   | 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開-----          | 280 |
| 第8節 | 環境保健対策-----                               | 281 |
| 1   | リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策----- | 281 |
| 2   | 健康被害の補償・救済及び予防-----                       | 282 |
| 第9節 | 公害紛争処理等及び環境犯罪対策-----                      | 287 |

|   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 公害紛争処理等----- | 287 |
| 2 | 環境犯罪対策-----  | 290 |



## 第1章 地球環境の保全 295

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 第1節 地球温暖化対策                               | 295 |
| 1 研究の推進、監視・観測体制の強化による科学的知見の充実             | 295 |
| 2 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の姿の提示                  | 295 |
| 3 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて             | 295 |
| 4 エネルギー起源CO <sub>2</sub> の排出削減対策          | 296 |
| 5 エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガスの排出削減対策 | 298 |
| 6 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用                     | 298 |
| 7 国際的な地球温暖化対策への貢献                         | 298 |
| 8 横断的施策                                   | 299 |
| 9 公的機関における取組                              | 299 |
| 第2節 気候変動の影響への適応の推進                        | 300 |
| 第3節 オゾン層保護対策等                             | 300 |

## 第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 301

|                                              |     |
|----------------------------------------------|-----|
| 第1節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化                       | 301 |
| 1 多様な主体の参画                                   | 301 |
| 2 ネイチャーポジティブ経済の実現                            | 301 |
| 3 自然とのふれあいの推進                                | 301 |
| 第2節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理            | 302 |
| 1 生態系ネットワークの形成                               | 302 |
| 2 重要地域の保全                                    | 302 |
| 3 自然再生                                       | 304 |
| 4 里地里山の保全活用                                  | 304 |
| 5 都市の生物多様性の確保                                | 304 |
| 6 30by30目標の達成に向けた取組                          | 304 |
| 7 民間等による場所に紐付いた活動の促進                         | 305 |
| 8 生物多様性の状況の「見える化」                            | 305 |
| 9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進 | 305 |
| 第3節 海洋における生物多様性の保全                           | 306 |
| 第4節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等                   | 306 |
| 1 絶滅のおそれのある種の保存                              | 306 |
| 2 野生鳥獣の保護管理                                  | 306 |
| 3 外来種対策                                      | 307 |
| 4 遺伝子組換え生物対策                                 | 307 |
| 5 動物の愛護及び適正な管理                               | 307 |
| 第5節 持続可能な利用                                  | 307 |
| 1 環境と調和のとれた食料システムの確立                         | 307 |
| 2 エコツーリズムの推進                                 | 308 |



|     |                                           |     |
|-----|-------------------------------------------|-----|
| 3   | 遺伝資源へのアクセスと利益配分                           | 308 |
| 第6節 | 国際的取組                                     | 308 |
| 1   | 生物多様性の保全に関する世界目標の達成に向けた貢献                 | 308 |
| 2   | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化       | 309 |
| 3   | 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進         | 309 |
| 4   | アジア保護地域パートナーシップの推進                        | 309 |
| 5   | 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進                  | 309 |
| 6   | 砂漠化対策の推進                                  | 309 |
| 7   | 南極地域の環境の保護                                | 309 |
| 8   | サンゴ礁の保全                                   | 310 |
| 9   | 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進 | 310 |
| 10  | 生物多様性関連諸条約の実施                             | 310 |
| 第7節 | 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基盤整備                 | 310 |
| 1   | 自然環境データの整備・提供                             | 310 |
| 2   | 放射線による野生動植物への影響の把握                        | 310 |
| 3   | 生物多様性及び生態系サービスの総合評価                       | 311 |

### 第3章 循環型社会の形成

313

|     |                                      |     |
|-----|--------------------------------------|-----|
| 第1節 | 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり  | 313 |
| 第2節 | 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 | 313 |
| 第3節 | 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現            | 314 |
| 1   | 地域の循環システムづくり                         | 314 |
| 2   | 循環システムづくりを支える広域的取組                   | 315 |
| 3   | 廃棄物により汚染された地域環境の再生                   | 315 |
| 第4節 | 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行     | 315 |
| 1   | 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化             | 315 |
| 2   | 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理                  | 316 |
| 3   | 適正処理の更なる推進                           | 316 |
| 4   | 東日本大震災からの環境再生                        | 316 |
| 第5節 | 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進          | 317 |
| 1   | 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進           | 317 |
| 2   | 適正な国際資源循環体制の構築                       | 317 |
| 3   | 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進     | 317 |
| 第6節 | 原子力災害からの環境再生の推進                      | 318 |
| 1   | 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等               | 318 |
| 2   | 福島県外最終処分に向けた取組                       | 318 |
| 3   | 放射性物質に汚染された廃棄物の処理                    | 318 |
| 4   | 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組                   | 318 |
| 5   | 放射性物質による環境汚染対策についての検討                | 318 |

### 第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

321

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 第1節 | 健全な水循環の維持・回復      | 321 |
| 第2節 | 水環境の保全            | 321 |
| 1   | 環境基準等の設定、排水管理の実施等 | 321 |
| 2   | 地下水・地盤環境          | 321 |

|     |                                          |     |
|-----|------------------------------------------|-----|
| 3   | 水道の水質・衛生                                 | 322 |
| 4   | 湖沼                                       | 322 |
| 5   | 閉鎖性海域                                    | 322 |
| 6   | アジアにおける水環境保全の推進                          | 323 |
| 第3節 | 土壌環境の保全                                  | 323 |
| 第4節 | 海洋環境の保全                                  | 323 |
| 1   | 海洋ごみ対策                                   | 323 |
| 2   | 海洋汚染の防止等                                 | 324 |
| 3   | 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進                   | 324 |
| 第5節 | 大気環境の保全                                  | 324 |
| 1   | 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM <sub>2.5</sub> 等に係る対策 | 324 |
| 2   | 多様な有害物質による健康影響の防止                        | 325 |
| 3   | 地域の生活環境保全に関する取組                          | 326 |
| 4   | アジアにおける大気汚染対策                            | 326 |
| 第6節 | 媒体横断的な対策                                 | 327 |
| 第7節 | 良好な環境の創出                                 | 327 |
| 第8節 | 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組         | 328 |
| 1   | デジタル技術の活用等による環境管理                        | 328 |
| 2   | 分析技術の開発や精度管理                             | 328 |
| 3   | 災害対応                                     | 328 |

## 第5章 包括的な化学物質対策に関する取組 329

|     |                                                                  |     |
|-----|------------------------------------------------------------------|-----|
| 第1節 | ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、<br>制度的メカニズム及び能力構築                  | 329 |
| 第2節 | 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され<br>利用が可能となりアクセスできる状態の確保         | 330 |
| 1   | 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発                                | 330 |
| 2   | リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等                                  | 330 |
| 3   | ばく露モニタリング                                                        | 331 |
| 4   | 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進                                     | 331 |
| 第3節 | 懸念課題への対応                                                         | 331 |
| 第4節 | 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な<br>解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化     | 332 |
| 第5節 | 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び<br>関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化 | 333 |
| 第6節 | 負の遺産への対応等                                                        | 333 |

## 第6章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 334

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 第1節 | 政府の総合的な取組                  | 334 |
| 1   | 環境基本計画                     | 334 |
| 2   | 環境保全経費                     | 334 |
| 第2節 | グリーンな経済システムの構築             | 334 |
| 1   | 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 | 334 |
| 2   | 金融を通じたグリーンな経済システムの構築       | 334 |
| 3   | グリーンな経済システムの基盤となる税制        | 335 |

|     |                                           |     |
|-----|-------------------------------------------|-----|
| 第3節 | 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等-----                 | 335 |
| 1   | 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策-----           | 335 |
| 2   | 官民における監視・観測等の効果的な実施-----                  | 337 |
| 3   | 技術開発などに際しての環境配慮等-----                     | 337 |
| 第4節 | 国際的取組に係る施策-----                           | 338 |
| 1   | 地球環境保全等に関する国際協力の推進-----                   | 338 |
| 第5節 | 地域づくり・人づくりの推進-----                        | 339 |
| 1   | 環境を軸とした地域づくりの推進-----                      | 339 |
| 2   | 多様な主体の参加による国土管理の推進-----                   | 340 |
| 3   | 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進-----     | 341 |
| 4   | 環境教育・ESD及び協働取組の推進-----                    | 343 |
| 第6節 | 環境情報の整備と提供・広報の充実-----                     | 344 |
| 1   | EBPM推進のための環境情報の整備-----                    | 344 |
| 2   | 利用者ニーズに応じた情報の提供-----                      | 344 |
| 3   | 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施-----            | 344 |
| 第7節 | 環境影響評価-----                               | 345 |
| 1   | 環境影響評価制度の在り方に関する検討-----                   | 345 |
| 2   | 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開-----          | 345 |
| 第8節 | 環境保健対策-----                               | 345 |
| 1   | リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策----- | 345 |
| 2   | 健康被害の補償・救済及び予防-----                       | 345 |
| 第9節 | 公害紛争処理等及び環境犯罪対策-----                      | 346 |
| 1   | 公害紛争処理等-----                              | 346 |
| 2   | 環境犯罪対策-----                               | 346 |

## コラム・事例

|     |                                                        |    |
|-----|--------------------------------------------------------|----|
| コラム | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「気候変動と都市に関する特別報告書」第1回主執筆者会合        | 4  |
| コラム | 様々な生態系における気候変動の影響                                      | 7  |
| 事例  | 「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」                                 | 13 |
| コラム | グリーンファイナンス市場の動向                                        | 13 |
| 事例  | 【カーボンフットプリント】チヨダ物産                                     | 16 |
| 事例  | 地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル                                  | 17 |
| コラム | ネイチャーフットプリントの開発による“見える化”                               | 19 |
| コラム | EPD（Environmental Product Declaration；環境製品宣言）について      | 21 |
| 事例  | 環境スタートアップ大賞環境大臣賞（Gaia Vision）                          | 26 |
| コラム | 人工光合成                                                  | 26 |
| コラム | 人流データ                                                  | 27 |
| コラム | 2025年日本国際博覧会                                           | 28 |
| コラム | 世界的危機の課題にシナジーアプローチで挑む                                  | 30 |
| コラム | IPBESのネクサス（相互関係）及び社会変革アセスメント報告書                        | 32 |
| コラム | 生物多様性国際ユース会議 横浜 2024                                   | 33 |
| 事例  | 地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の活用                               | 35 |
| コラム | 奄美大島における特定外来生物フィリマングースの根絶                              | 40 |
| コラム | エコツーリズム大賞                                              | 41 |
| コラム | オフィシャルパートナーの活動事例                                       | 43 |
| コラム | 自然共生サイトにおいて気候変動対策とのシナジーを発揮しているNbSの事例                   | 46 |
| 事例  | 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業                     | 52 |
| 事例  | 神奈川県横浜市とタイ・バンコク都による脱炭素社会実現のための都市間連携事業                  | 55 |
| 事例  | NIIGATA MUSIC LABORATORY・社会事業化団体SHE『クロスオーバー』           | 58 |
| 事例  | 一般社団法人フウド・一般社団法人HLL『21世紀型“さとうみエコシステム”』                 | 59 |
| 事例  | 佐賀県唐津市・GBPラボラトリーズ『唐津市版地域循環共生圏の実現』                      | 60 |
| 事例  | 環境循環型農業を実践し、育てる人、作る人、食べる人の顔が見える関係を<br>目指す取組（ヤマキ醸造）     | 61 |
| 事例  | 「終わらない服をつくろう。」お客様と共に歩むグッドライフなエコ活動の取組（青山商事）             | 61 |
| 事例  | びっくりドンキーの生きものにも優しいお米<br>～契約産地での生きもの調査実施率100%！～の取組（アレフ） | 62 |
| 事例  | 里山再生「我田の森」プロジェクトの取組（里山クラブ可児）                           | 62 |
| 事例  | 再生可能エネルギーで輝く「おおなん成長戦略」（島根県邑南町）                         | 63 |
| コラム | 「環境教育・ESD 実践動画100選」                                    | 63 |
| コラム | 良好な環境の創出活動                                             | 64 |
| コラム | 令和の里海づくり                                               | 65 |
| 事例  | 昼の再エネ余剰電力を活用した便利・快適・お得な暮らしの実現に向けて<br>～「デコ活」における実証事業～   | 68 |

令和6年度 環境の状況  
令和6年度 循環型社会の形成の状況  
令和6年度 生物の多様性の状況



## 第1部 総合的な施策等に関する報告

# 第1章 「市場」～環境とビジネス～

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、環境や自然資本の安定性は脅かされ、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機に直面しています。経済社会活動は、自然資本（環境）という基盤の上に成り立っており、これらの危機の克服は最重要課題の一つです。持続可能な社会に向けては、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブ（自然再興）なものへと転換する統合的アプローチが必要です。昨年5月に閣議決定した第六次環境基本計画では、環境政策が目指すべき社会の姿として、「循環共生型社会」の構築を掲げ、現在のみならず、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指すこととしています。

第1章では、「新たな成長」を導く経済活動について、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築し、環境価値への適切な評価や、自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本システムへの長期的な視野に基づく投資を促していく取り組みについて、世界、我が国の環境問題や気象災害、それがもたらす経済的影響等も踏まえながら解説します。

## 第1節 世界・我が国の環境問題と経済的影響

世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速しています。世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

国連環境計画（UNEP）は、「早急に行動を起こさなければ、世界全体の気温上昇は間もなく1.5℃を超え、今世紀末までに産業革命以前と比べて2.6℃から3.1℃という破滅的な上昇に達する可能性がある」と強調しました。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）総会第11回会合では「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」にて、「世界は、生物多様性の損失、水と食料の不安、健康、気候変動という相互に関連し、増大する危機に直面している。それぞれの危機に、個別に単独で対応するという現状の取組は非効果的かつ非生産的である。」と述べられています。第1節では、我々が直面する環境問題とその経済的影響等について概観します。

### 1 気候変動の状況、科学的知見と経済的影響

#### (1) 近年の国内外の気象災害

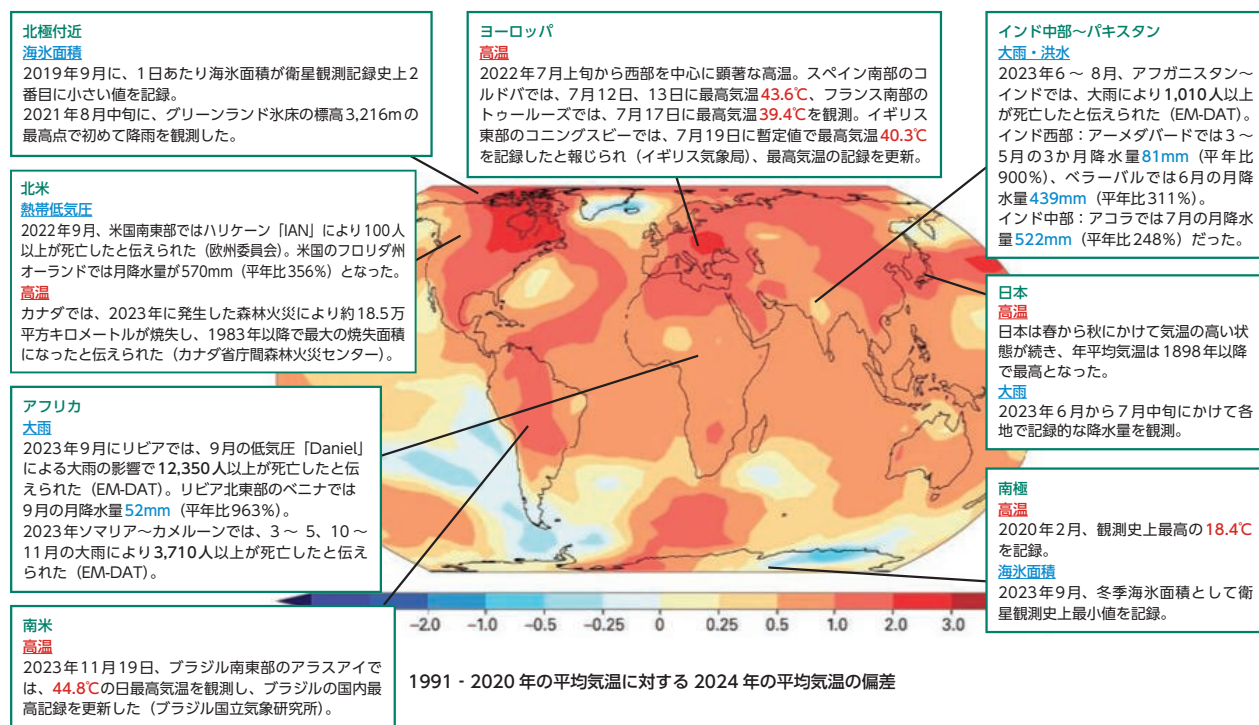
気象庁の報告によれば、2024年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

例えば、サウジアラビアでは、リヤド国際空港において6～8月の3か月平均気温37.6℃（平年差+1.8℃）を記録しました。また、6月の熱波により1,300人以上が死亡したと伝えられました。アメリ



カ南西部の夏（6～8月）の3か月平均気温は、夏としては1895年以降で最も高くなりました。また、中国南部～東南アジアでは、7月の台風第3号、9月の台風第11号、10月の台風第20号や大雨の影響により合計で1,240人以上が死亡したと伝えられました（写真1-1-1）。スペイン東部では、10月の大雨により230人以上が死亡、東アフリカ北部～西アフリカでは、3～9月の大雨により合計で2,900人以上が死亡したと伝えられました（写真1-1-2）。我が国においては、夏（6～8月）の平均気温平年差は東日本で+1.7℃、西日本で+1.4℃、沖縄・奄美で+0.9℃となり、1946年の統計開始以降、夏として西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温となりました。5月から9月の全国における熱中症救急搬送人員の累計は97,578人となり、昨年度同期間と比べると6,111人増加しており、2008年の調査開始以降、最も多い搬送人数でした。また、夏の降水量は、6～7月の梅雨前線と8月の台風第10号などの影響を受けた東日本太平洋側でかなり多く、低気圧や前線の影響を受けやすかった北日本日本海側と7月の台風第3号の影響で大雨となった沖縄・奄美でも多くなりました。このほか、台風の影響では、台風第5号は、岩手県に上陸した後、ゆっくりした速度で東北北部を横断し、岩手県では記録的な大雨となりました。台風が東北地方の太平洋側から上陸したのは1951年の統計開始以降3回目です。また、台風第10号は、日本付近で動きが遅くなり、非常に強い勢力で奄美地方、九州南部に接近し、強い勢力で鹿児島県に上陸した後、西日本を横断しました（写真1-1-3）。日本付近で台風の動きが遅かったため、台風本体の雨雲や暖かく湿った空気の影響が長く続き、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

図 1-1-1 近年の世界各地の異常気象



資料：[WMO State of the Global Climate 2024]、気象庁HP、JAXA HPより環境省作成

写真 1-1-1 ベトナムの台風被害の様子



資料：ABACA PRESS/時事通信フォト

写真 1-1-2 ケニアの大雨の洪水被害の様子



資料：AFP＝時事

写真 1-1-3 宮崎県の台風被害の様子



資料：時事

コラム



気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「気候変動と都市に関する特別報告書」第1回主執筆者会合

IPCCの第6次評価報告書において、世界の人口の55%が暮らしている都市は、地球温暖化の影響をより強く受ける地域とされています。IPCCは、7回目の評価報告書の一つとして、「気候変動と都市に関する特別報告書」の作成を進めています。その第1回主執筆者会合が、環境省の支援により、2025年3月10日から14日にかけて大阪にて開催されました。この会合は、特別報告書を執筆する日本を含む世界各国の専門家が集まり、執筆内容を検討するもので、全4回の会合のうち1回目のものです。今後、2027年の特別報告書の公開に向けて、専門家等による執筆・査読が行われます。

オープニングセッションでの小林史明環境副大臣及びIPCC議長団らの集合写真



資料：環境省



## (2) 気象災害等による経済的影響

国連防災機関（UNDRR）は、1998年～2017年の20年間に自然災害によって世界全体で130万人が死亡し、経済損失額は2兆9,080億ドルに上るとの報告書をまとめました。このうち大半の77%の2兆2,450億ドルは気象災害で、その前の20年間と比べると、2.5倍に増加しています。国別の経済損失では米国の9,448億ドルが最大であり、これは2005年のハリケーン・カトリーナや2017年のハーベイ、イルマなどの大型ハリケーンによる被害が大きかったためです。次いで、大洪水や四川大地震などに見舞われた中国（4,922億ドル）が2位、東日本大震災などで大きな被害を受けた日本（3,763億ドル）は3位となっています（図1-1-2）。

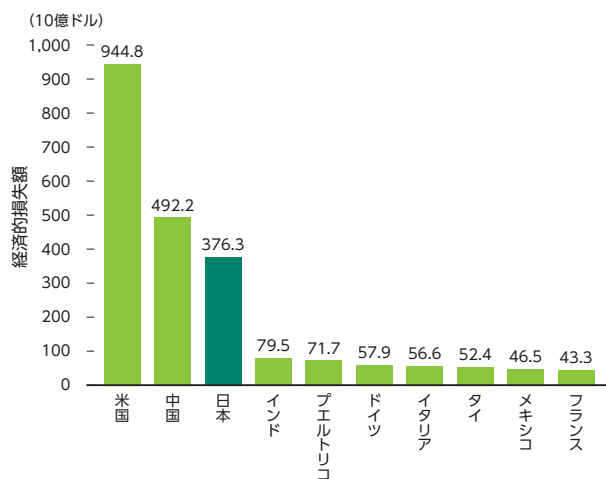
1998年～2017年の20年間の世界全体における自然災害発生件数は7,255件であり、このうち、洪水、暴風雨、干害、熱波などの気象災害が多くなっています。特に、洪水と暴風雨による被害が多く、その件数は前20年間に比べて2.2倍に増加しました（図1-1-3）。

WMOによると、1970年から2019年までの50年間で1万1,000件以上の気象災害が発生し、200万人以上が死亡、経済損失は3兆6,400億ドルに達しています。2023年の我が国においては、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」や「令和5年6月29日から大雨」、「令和5年7月15日から大雨」、「令和5年台風第7号」等により、広範囲で河川の氾濫等による被害が発生し、これらの災害による農林水産関係の被害額は1,928億円でした。

2023年に公表されたIPCC第6次評価報告書（AR6）統合報告書では、人為的な影響は1950年以降、熱波と干ばつが同時発生する頻度の増加を含む、複合的な極端現象の発生確率を高めている可能性が高いとしており、気象と気候の極端現象の増加によって、何百万人もの人々が急性の食料不安にさらされるとともに、世界の人口の約半分が現在、少なくとも1年の一部の期間、気候駆動要因及び非気候駆動要因に起因する深刻な水不足に陥っているとしています。また、約33～36億人が生活している気候変動に対する脆弱性が高い地域では、2010～2020年の洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高かったと報告しています。さらに、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が短期のうちに1.5℃に達する、との見通しが示され、この10年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いことも指摘されました。

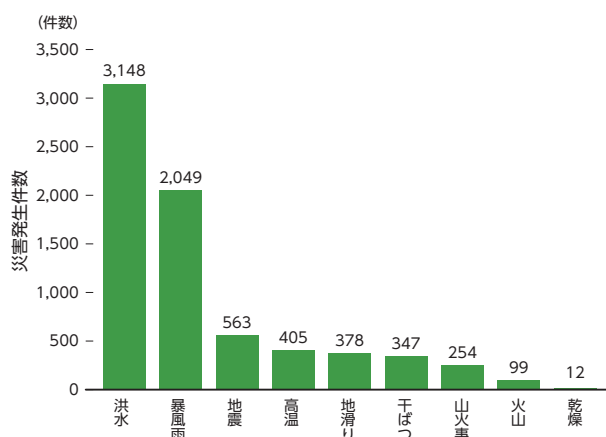
国立研究開発法人国立環境研究所らの研究グループは、パリ協定で定めた2℃目標を含む複数の異なる温室効果ガス排出の将来シナリオ、並びに異なる人口やGDPといった社会経済の将来状況の仮定の下での大規模なシミュレーションを実施し、地球温暖化によって生じる経済的な被害額の推計を行い、成果を公表しました。21世紀末における全世界での地球温暖化による被害額は、最も悲観的なシナリ

図1-1-2 国別の自然災害による経済損失額（1998年～2017年）



資料：UNDRR [Economic losses, poverty & disasters: 1998-2017]

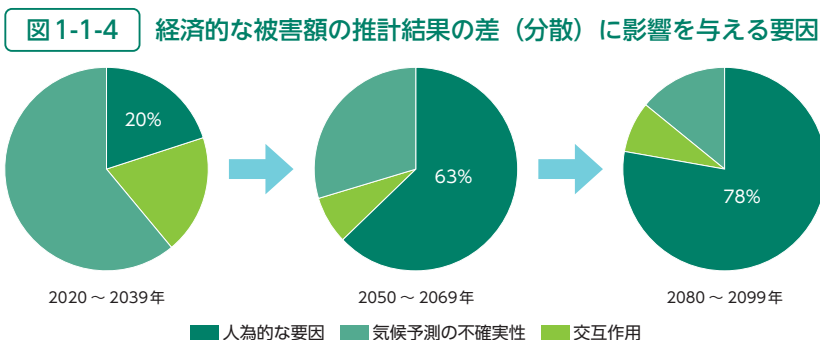
図1-1-3 世界全体における災害別発生件数（1998年～2017年）



資料：UNDRR [Economic losses, poverty & disasters: 1998-2017]

オ（SSP3-RCP8.5）において世界全体のGDPと比較して3.9～8.6%に相当するものであると推計されました。一方で、パリ協定の2℃目標を達成し、かつ、地域間の経済的な格差等が改善されるシナリオ（SSP1-RCP2.6もしくはSSP2-RCP2.6）においては、被害額は世界全体のGDPの0.4～1.2%相当に抑えられるという結果になっています。

温室効果ガスの排出削減や社会経済状況の改善といった人為的な要因と気候予測の不確実性が被害額の推計結果の差に対して寄与する割合についても明らかになっています。比較的近い将来（2020～2039年）においては、気候予測の不確実性が大きな割合を占めています。すなわち、仮に温室効果ガス排出削減等の地球温暖化対策を取ったとしても、その効果よりも、気候予測の不確実性の方が大きく、対策の効果は必ずしも明確ではないことを意味しています。しかし、この関係は21世紀の中盤には逆転し、人為的な要因の占める割合が大きくなっています（2050～2069年においては63%、2080～2099年においては78%）。これらの結果は、中長期的には、気候モデルの違いによる結果の不確実性を考慮してもなお、人為的な温室効果ガスの排出削減や社会経済状況の改善は、地球温暖化による被害を大きく軽減させる効果があることを示しています（図1-1-4）。



## 2 生物多様性の損失の状況と経済的影響

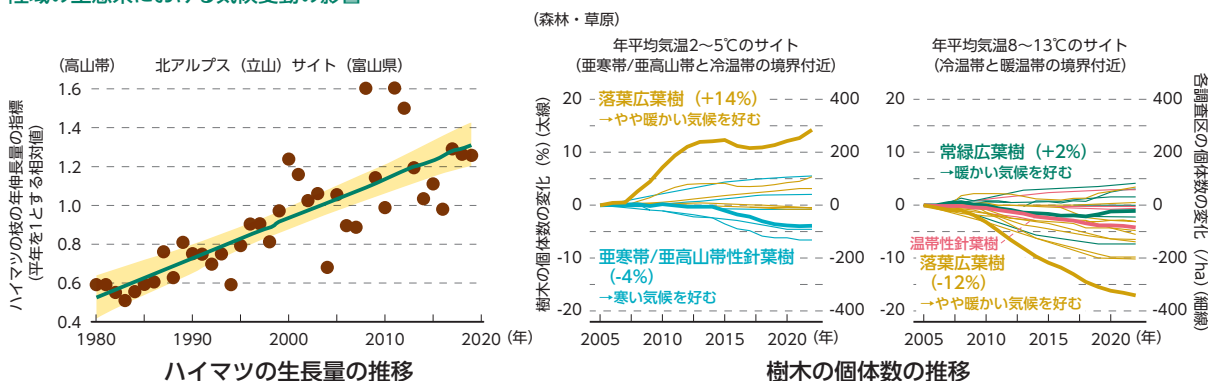
IPBESが2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では全陸地面積のうち、人間活動による影響が最小限であり生態的及び進化的プロセスが機能している面積は25%程度に過ぎず、全世界の海洋のうち、人間活動の影響を全く受けていない面積はわずか3%であるとされています。また、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでいるとしており、地球全体の自然は人類史上かつてない速度で変化していると指摘しています。国際自然保護連合（IUCN）が2024年に公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト、いわゆる「レッドリスト」の最新版では、絶滅危惧種数は1年前と比較して約2,300種増え、合計で4万6,337種に上っています。

近年、このような生物多様性の損失は、自然資本の劣化とともに、社会経済的なリスクとして認識されており、2025年1月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「グローバルリスク報告書2025」では、向こう10年間で世界のGDPや人口、天然資源に甚大な影響を及ぼし得るリスクとして、生物多様性の損失及び生態系の崩壊が、異常気象に次いで第2位に位置付けられています。

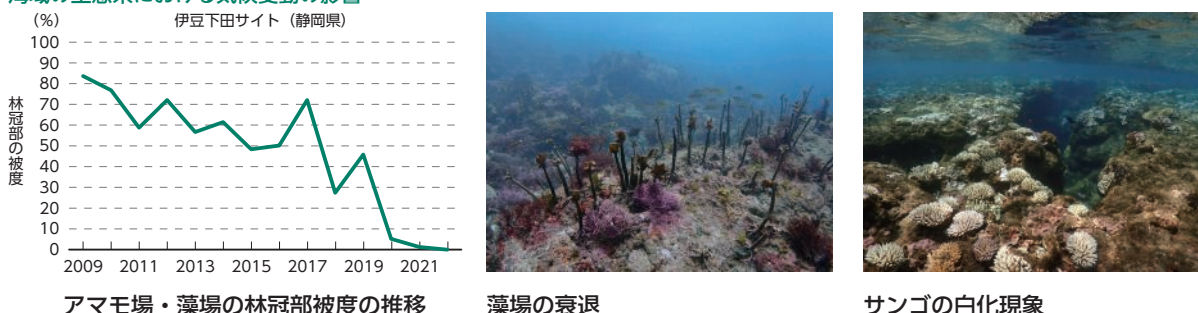


全国の約1,000か所の自然環境を毎年調査している「モニタリングサイト1000」事業では、日本を代表する生態系の変化状況を把握（モニタリング）しており、2024年10月には、これまでの20年間の調査で明らかになった日本の自然の変化・異変などの概要をまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表しました。気候変動の影響として、陸域では、高山帯でのハイマツの生長量の増加、森林での暖かい気候を好む樹種の増加および寒い気候を好む樹種の減少、里地での南方系チョウ類の増加等の傾向が見られます。海域では、各地のアマモ場・藻場の衰退・消失が見られ、サンゴ礁では夏期の高水温が原因とみられる白化現象が頻繁に見られるようになっていきます。

#### 陸域の生態系における気候変動の影響



#### 海域の生態系における気候変動の影響



### 3 線形経済から循環経済へ

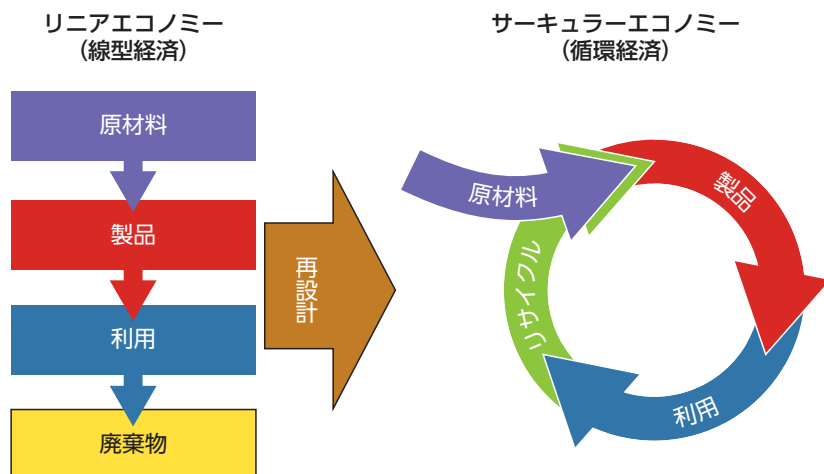
使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。例えば、国連環境計画国際資源パネル（UNEP IRP）の「世界資源アウトルック2024」では、世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55%以上、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上、粒子状物質による健康影響の要因の最大40%を占めており、これら採取・加工による気候及び生物多様性への影響は、気候変動を1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐための目標をはるかに超過していると指摘されており、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進める取組は気候変動対策や生物多様性保全を始めとする環境負荷削減策としても極めて重要です。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の



延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります（図1-1-5）。環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、そして、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資する循環経済への移行を進めることは、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であり、バリューチェーン全体での徹底的な資源循環を促進する必要があります。

図1-1-5 線形経済から循環経済へ



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

## 第2節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

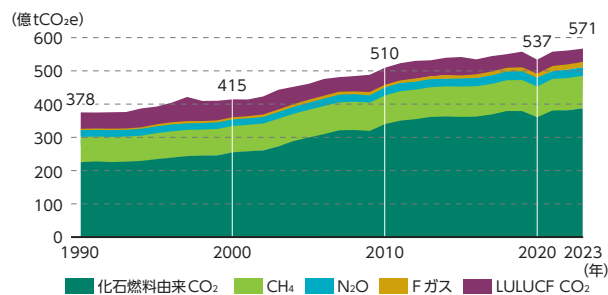
1.5℃目標の実現に向け、炭素中立型経済社会への移行を加速することは重要といえます。我が国は、1.5℃目標と整合的な形で、「2050年ネット・ゼロ（2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現」「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げており、2023年度時点で2013年度比27.1%削減と着実に実績を積み重ねてきています。また、令和7年2月に閣議決定された改定地球温暖化対策計画において、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する」という新たな目標を設定しました。第2節では、世界、我が国の温室効果ガスの状況と、我が国の地球温暖化対策の目指す方向性、動向について解説します。

### 1 温室効果ガスの状況

UNEPが公表する「Emissions Gap Report 2024」によれば、2023年の世界の温室効果ガス総排出量は、前年から1.3%増加し、全体でおよそ571億トンCO<sub>2</sub>となり、過去最高に達しました（図1-2-1）。

我が国の2023年度の温室効果ガス排出・吸収量（温室効果ガス排出量から吸収量を引いた値）は、10億1,700万トンCO<sub>2</sub>換算であり、2022年度から4.2%（4,490万トンCO<sub>2</sub>換算）減少しています（図1-2-2）。その要因としては、電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。また、2013年度からは27.1%（3億7,810万トンCO<sub>2</sub>換算）減少し、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続しています。

図1-2-1 世界の人為起源の温室効果ガス排出量（1990-2023年）

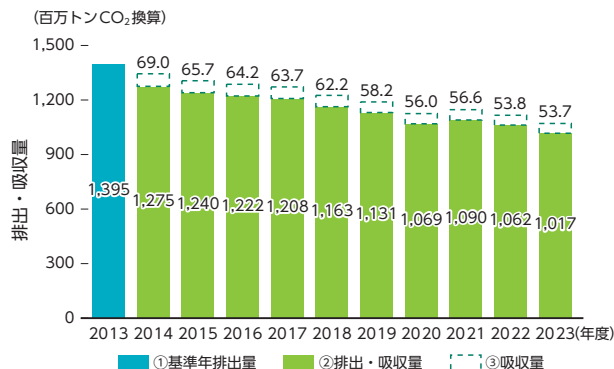


資料：UNEP「Emissions Gap Report 2024」より環境省作成

森林、農地土壌、ブルーカーボン等の吸収源対策については、2023年度の吸収量は前年度とほぼ同量の5,370万トンCO<sub>2</sub>換算（2022年度は5,380万トンCO<sub>2</sub>換算）となり、2013年度排出量からの削減量（3億7,810万トンCO<sub>2</sub>換算）の14.2%に相当する吸収量を確保しました。

またCO<sub>2</sub>吸収型コンクリート等のCCU技術については、対象技術を新たに追加し、2023年度の吸収量（CO<sub>2</sub>固定量）は約121トン（2022年度は約27トン）となりました。

図1-2-2 我が国の温室効果ガスの排出・吸収量



## 2 地球温暖化対策計画の改定

気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、1.5℃目標の実現に向けては、世界全体で取組を進めていくことが極めて重要です。

我が国は、2021年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づき、2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比46%削減。さらに50%の高みに向けた挑戦の継続。）の実現に向けた対策・施策を実施してきましたが、2025年2月に、2030年から先の温室効果ガス削減目標及びその目標実現に向けた対策・施策を含む新たな地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

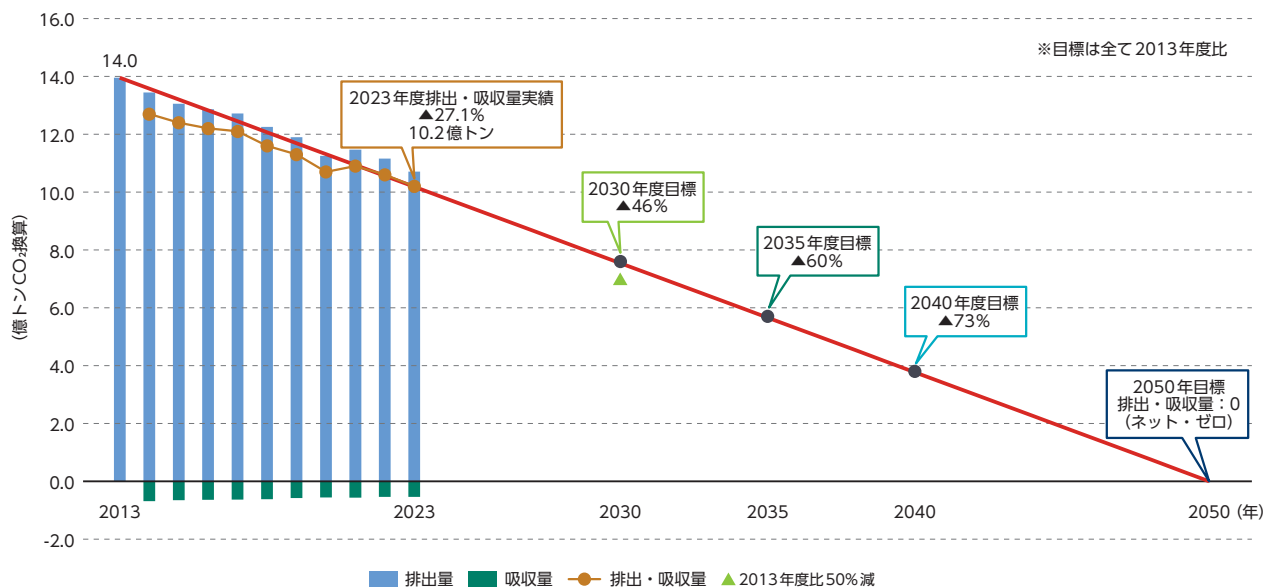
この計画の策定に当たっては、2024年6月から環境省と経済産業省による合同審議会において9回にわたり審議を行うとともに、エネルギー政策についての今後の方向性を示す「エネルギー基本計画」及び、脱炭素投資を促すため2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地政策等の方向性を提示する「GX2040ビジョン」と一体的に検討を進めました。合同審議会における議論やパブリックコメントの結果も踏まえ、2025年2月18日に、「エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」と同時に、「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

この計画においては、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしています。また、この目標について、同日「日本のNDC（国が決定する貢献）」として、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しました。

今後、政府・自治体、企業、国民がこの目標を共有し、実現に向けて行動することが極めて重要です。目標の実現に向けた施策について、関係省庁が連携しながら推進するとともに、フォローアップを通じ柔軟な見直し・強化を図ることで着実に進めていきます（図1-2-3）。

国際的には、2025年1月に米国がパリ協定からの脱退を表明しましたが、我が国としては、地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、国際情勢も踏まえながら、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めていきます。また、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を活用しつつ、アジア地域を始めとする世界の排出削減・吸収に最大限貢献していきます。

図 1-2-3 我が国の新たな削減目標（NDC）



資料：環境省

### 3 GXの実現に向けて

パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急激に強まっています。GX（グリーントランスフォーメーション）実現の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に突入しており、我が国としても、2022年7月から開催しているGX実行会議において、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指すGXの議論を進めてきました。

将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造への転換が必要です。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、エネルギーの安定供給の確保を大前提として、徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化、原子力の活用等に取り組んでいきます。

また、国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けては、様々な分野で投資が必要となります。その規模は、一つの試算では今後10年間で150兆円を超えるとされ、この巨額のGX投資を官民協調で実現するため「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行していく必要があります。具体的には、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、「脱炭素経済構造移行債（以下「GX経済移行債」という。）」等を活用した20兆円規模の大胆な先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策等）を行っていくとともに、カーボンプライシング（排出量取引制度・化石燃料賦課金）によるGX投資先行インセンティブ及び新たな金融手法の活用などの措置を講ずることとされています。

これらの早期具体化及び実行に向けて、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（GX推進法）」、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（GX脱炭素電源法）」が2023年5月に成立し、同年7月には、GX推進法に基づいて「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を閣議決定しました。「GX経済移行債」を活用した「投資促進策」の具体化に向けては、同年12月、重点分野ごとのGXの方向性や投資促進策等を示した、分野別投資戦略を取りまとめました。2024年2月には、GX経済移行債の個別銘柄であるクライメート・トランジション利付国債の初回入札が行われました。2025年2月までに計約3.0兆



円が調達され、GX推進対策費の各事業に充当されています。排出量取引制度の本格稼働に向けては、環境省及び経済産業省を共同事務局として、2024年5月に「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」を設置し、法的論点の抽出や学術的・実務的な観点からの考え方の整理を行いました。また同年9月には、内閣官房に「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」が設置され、産業界や関係団体、有識者等からのヒアリング等を通じ、本格稼働後の排出量取引制度についての論点整理を行いました。これらを基に、GX実行会議での議論を経て、排出量取引制度の詳細設計や化石燃料賦課金の基本的考え方等を盛り込んだ「GX2040ビジョン」が示され、2025年2月には、それらの骨格を規定したGX推進法改正案を閣議決定しました。今後、制度の詳細設計など、「成長志向型カーボンプライシング構想」の更なる具体化を通じ、官民協調でのGX投資を促進し、我が国のGXへの取組を加速していきます。

### 第3節 持続可能な社会に向けたグリーンな消費

第六次環境基本計画では、経済全体を「量から質」「高付加価値」「線形から循環型」なものへと転換し、持続可能な生産と消費を実現すると同時に、労働生産性や賃金の向上にも貢献し、そのために、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠であるとしています。ESG投資のように、機関投資家等が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動き等が主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図っていきます。第3節では、持続可能な社会に向けたグリーンな消費の実現のために、サステナブルファイナンスや環境産業の市場規模の動向、市場における企業の環境情報の開示の取組等について解説します。

#### 1 サステナブルファイナンス（ESG金融）の発展

##### (1) ESG金融

持続可能な社会の実現に向けて産業・社会構造の転換を促すには、巨額の資金が必要であり、民間資金の導入が不可欠です。また、持続可能な社会の構築は、金融資本市場や金融主体自身にとっても便益をもたらすものであり、ESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する投融資）に係る取組が自らの保有する投融資ポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善につながる効果があるとも期待されます。さらに、ESG要素を投融資の判断に組み込むことは、ESGに係る投融資先のリスクの低減や、新しい投融資機会の発見にもつながります。こうした背景から、脱炭素社会への移行や持続可能な経済社会づくりに向けたESG金融を始めとしたサステナブルファイナンスの推進は、SDGsを達成し持続可能な社会を構築する上で鍵となり、世界各国でも政策的に推進され、欧米から先行して普及・拡大してきました。このような持続可能な社会を実現するための資金の流れは、我が国においても近年拡大してきました。

こうした中で、環境省では、金融・投資分野の各業界トップと国が連携して、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2019年2月より「ESG金融ハイレベル・パネル」を開催しています。また、ESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家・金融機関・企業等に対して、その優秀な取組を表彰し、広く社会で共有することにより、ESG金融の更なる普及・拡大とその質の向上につなげることを目的として、2019年度より「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を開催しています。

加えて、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、資源循環、生物多様性・自然資本等、グリーンプロジェクトに対する投資を資金使途としたグリーンボンドについて、環境省では2017年より国際資本市場協会（ICMA）等が作成している国際原則に基づき国内向けのガイドラインの策定等により国内への普及に向けた取組を進めています。その一方で、世界の市場では、特に気候変動分野を中心に、いわゆる「グリーンウォッシュ」への対応など品質確保の観点が課題となっており、EUにおけるタクソノミー規制の策定を始めとして、各国による政策的な対応も進んでいます。このような国内外の動静や国際原則の改定を踏まえ、我が国のサステナブルファイナンス市場を更に健全かつ適切に拡大していく観点から、環境省では「グリーンファイナンスに関する検討会」において2024年11月に「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版」を策定しました。策定に当たって、国際原則の和訳部分と国内向けの解説部分を整理し、同ガイドライン2022年版と比較して大幅な構成の変更を行いました。また国際原則の改訂の反映に加えて、国内市場の現状を踏まえて、特にサステナビリティ・リンク・ローンに係る留意点を追記しています。

## (2) ESG 地域金融

地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。このような環境・経済・社会面における課題を統合的に向上させる取組は、地域循環共生圏の創造につながるものであり、地域金融機関がこの取組の中で果たす役割を「ESG地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。

### (ア) ESG 地域金融実践ガイド

環境省では、地域の持続可能性の向上や環境・社会へのインパクト創出等に資する地域金融機関の取組を支援し、事業の実施を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめ、2020年4月に「ESG地域金融実践ガイド」として公表しました。以降、同ガイドを毎年改定し、金融機関としてESG地域金融に取り組むための体制構築や事業性評価の事例をまとめるとともに、事例から抽出された実践上の留意点や課題等についての分析を反映させることで、地域金融機関が参照しながら自身の取組を検討・実践する助けとなる資料となっています。

### (イ) 地方銀行、信用金庫、信用組合等との連携

地域金融機関は地域循環共生圏の創造に向けて中心的な役割が期待されることもあり、地域の様々なセクターとの積極的な連携が図られています。地域金融機関との頻繁な意見交換や勉強会の開催のほか、気候変動関連情報を開示する枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）提言、さらには国際サステナビリティ基準審議会（The International Sustainability Standards Board：ISSB）によるサステナビリティ開示基準等に基づく情報開示の支援等を含めて各種の事業を通じて実際の案件形成・地域の課題解決をサポートしています。

## 事例



## 「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」

令和6年度「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」で金賞（環境大臣賞）を授賞した取組の一部を紹介します。

○キリンホールディングス（環境サステナブル企業部門）

気候変動・自然資本・サーキュラーエコノミーを一体的に捉えた移行計画を策定。「キリングループ環境ビジョン2050」においても、相互連関している環境関連のマテリアリティを統合的なアプローチでの考え方に発展。国際的にも通用するサステナビリティリーダー企業の在り方を示すとともに、自然の恵みに依存する事業でのサステナビリティ改善に取り組んでいる点は他社の模範となることなどが高く評価され、環境大臣賞（金賞）の受賞に至った。

○静岡銀行（間接金融部門）

企業の脱炭素化とサステナブルな地域づくりに向けて、GHG排出算定ツール「しずおかGXサポート」を県内の全地域金融機関に開放し、地域脱炭素の進歩に大きく貢献する取組を推進。他の地域よりも関係ステークホルダーとの連携を一段と深めるなど、県内で共創関係を構築し、地域が一体となって脱炭素化に取り組むことで、中小企業のウェルビーイング向上も謳うなど、第六次環境基本計画に整合する先進的な取組を進めている点等が高く評価され、環境大臣賞（金賞）の受賞に至った。

第6回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン表彰式に出席する浅尾慶一郎環境大臣



資料：環境省

### （3）環境産業（市場規模、雇用規模）

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。第六次環境基本計画では、「地上資源を基調とした循環共生型の社会」を目指し、環境価値を活用して、経済全体を高付加価値化していく必要があり、環境問題の解決に資する製品やサービス、技術に対する投資を一層拡大していくことが重要とされています。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、グリーン成長に資する脱炭素政策の推進が求められています。

近年、循環経済関連ビジネスの市場規模を始めとして、環境ビジネスの市場規模は成長しており、今後も我が国の経済成長を牽引する有望なビジネス分野として注目されています。我が国の環境ビジネスの市場規模・雇用規模については、2023年の市場規模は約130兆円、雇用規模は約292万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.1倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

## コラム



## グリーンファイナンス市場の動向

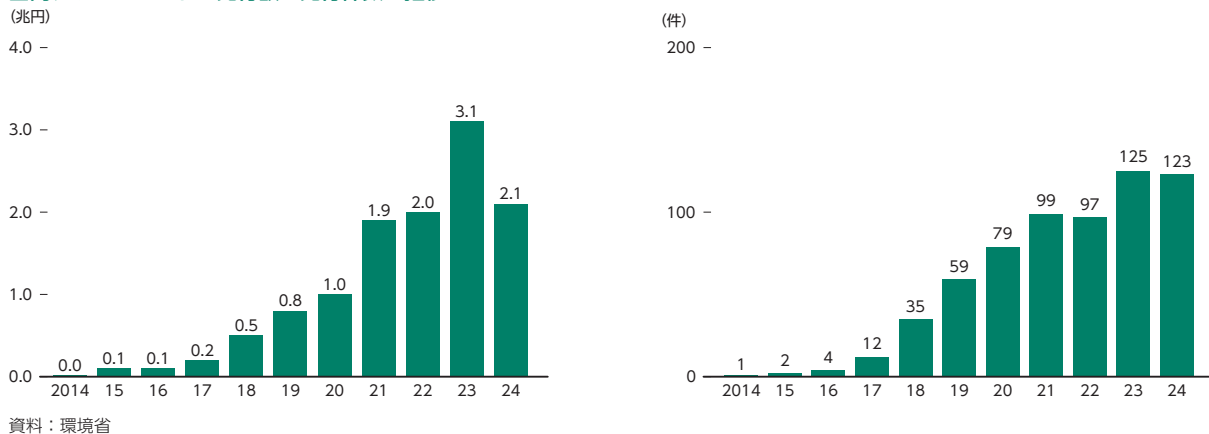
2014年に日本国内初のグリーンボンドが発行されて以来、グリーンボンドの発行額は増加を続け、2023年には3兆円超に達しました。並行してサステナビリティ・リンク・ボンドやグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン等の市場も発展し、2024年におけるグリーンファイナンスの市場規模は、全体で4.3兆円（ボンド市場3.1兆円（グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティボンドの合計）、ローン市場1.2兆円（グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンの合計））となり



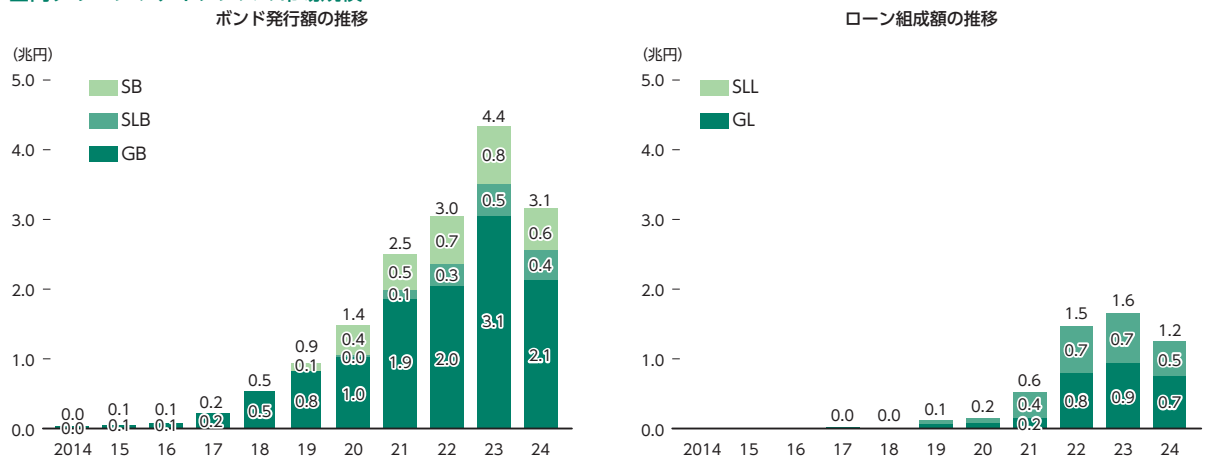
ました。前述の国際原則等に基づく国内向けガイドラインの策定やESG地域金融に係る取組等は、こうした市場の発展を支えてきた施策の一例です。

2024年に入り、グリーンボンドの発行額は前年を下回りましたが、グリーンファイナンス市場の状況は経済・金融環境や社債市場全体の動向にも大きく左右されるものであり、2050年ネット・ゼロの実現に向けては、グリーンファイナンスの重要性はより一層増していくことになります。また脱炭素分野だけでなく適応、自然資本・生物多様性、資源循環など様々な環境分野における期待も高まっているところです。グリーンファイナンスで資金調達を行った企業からは、「自社のサステナビリティの取組をアピールする良い機会となった。」、「新たな投資家や資金調達先を獲得することができた。」、「サステナビリティ経営の高度化につながった。」などの声も聞かれるところであり、金融機関においても、グリーンプロジェクトへの投融資を通じた収益と環境・社会貢献の両立や、新たな収益機会の増大等の利点があります。そういったメリットをより多くの企業・金融機関に感じてもらうことが、今後のグリーンファイナンス市場の更なる発展の鍵になります。

#### 国内グリーンボンドの発行額・発行件数の推移



#### 国内グリーンファイナンスの市場規模



※1 凡例についてそれぞれ、グリーンボンド (GB)、サステナビリティボンド (SB)、サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB)、グリーンローン (GL)、サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)

※2 SLLについては、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む

資料：環境省

## 2 企業の脱炭素経営や環境情報開示

### (1) 気候変動を含む環境情報開示の拡大

近年、TCFD、TNFD、さらにはISSBによるサステナビリティ開示基準の公表等により、企業は金融機関や投資家から、気候・自然関連のリスクと機会、その対応について情報開示が求められるように

なりました。そのため、環境省では、国際動向に対応しつつ、企業価値の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等を推進しており、2024年度からは、企業の持続可能な経営の実現に向けて炭素中立や自然再興に関する統合的な情報開示について勉強会等を開催し、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しています。

金融庁では、2024年3月より、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが開催され、気候変動を含め、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証の在り方について検討が行われています。また、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）においては、2023年6月に最終化された国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）について、2024年3月に公開草案を公表、2025年3月に最終化されました。

## (2) パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標（SBT）

パリ協定の採択を契機に、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標（SBT）を企業が設定し、それを認定するという国際的なイニシアティブが大きな注目を集めています。2025年3月末時点で、認定を受けた企業は世界で7,469社、我が国でも既に1,479社が認定を受けています。サプライチェーンにおける温室効果ガスの排出は、燃料の燃焼や工業プロセス等による事業者自らの直接排出（Scope1）、他者から購入した電気・熱の使用に伴う間接排出（Scope2）、事業の活動に関連する他社の排出等その他の間接排出（Scope3）で構成されます。取引先がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、自社も取引先から排出量の開示・削減が求められます。SBT認定を取得している日本企業の中でも、主要サプライヤーにSBTと整合した削減目標を求めるなど、サプライヤーに排出量削減を求める企業が増加しており、大企業だけでなく、サプライチェーン全体での脱炭素化の動きが加速しています。環境省は、SBT目標等の設定支援やその達成に向けた削減行動計画の策定支援、さらには、脱炭素経営に取り組む企業のネットワークの運営を行っています。

## (3) 国際的イニシアティブ「RE100」

RE100とは、企業が自らの事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、各国の企業が参加しています。2025年3月末時点で、RE100への参加企業数は世界で444社、うち我が国の企業は91社にのぼります。日本企業では、建設業、小売業、金融業、不動産業など様々な業界の企業において、再生可能エネルギー100%に向けた取組が進んでいます。RE100に参加することにより、脱炭素化に取り組んでいることを対外的にアピールできるだけでなく、RE100参加企業同士の情報交換や新たな企業とのビジネスチャンスにもつながります。なお、中小企業・自治体等向けの我が国独自の枠組みである「再エネ100宣言 RE Action」は、2025年3月末時点での参加団体数は381にのぼります。各団体は遅くとも2050年までの再生可能エネルギー100%化達成を目指しています。環境省では、2018年6月に、公的機関としては世界で初めてのアンバサダーとしてRE100に参画し、環境省自らも使用する電力を2030年までに100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す取組を実施しています。

## (4) カーボンフットプリント（CFP）

カーボンフットプリント（CFP）とは、製品・サービスのライフサイクル（原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクル）全体を通じた温室効果ガス排出量をCO<sub>2</sub>排出量として換算した値のことです。CFPの算定を行うことで、企業は、自社のサプライチェーンにおける排出量削減に向けた施策検討及び製品のブランディングに活用することができ、さらに消費者に対して、脱炭素の実現に貢献する製品やサービスを選択するために必要な情報を提供することができます。環境省では、CFPの普及に向けて、経済産業省と共に算定の方針をガイドラインとして示すとともに、算定・表示・削減に取り組む企業を支援するモデル事業を実施しています。また、2024年度からは、CFPの

更なる普及拡大のため、業界共通の算定・表示ルールの方策支援も行っています。さらに、企業によるCFPの積極的な表示と、CFP表示を通じた消費者とのコミュニケーションの促進を目的に、「カーボンフットプリント表示ガイド」を2025年2月に公表しました。このほか農林水産省では、環境省との連携の下、食品産業における温室効果ガス排出削減に関する取組が国内消費者の選択につながるよう、2024年度から、「加工食品共通CFP算定ガイド案」（2023年12月策定）を用いた算定実証を行い、2025年3月に加工食品共通CFP算定ガイドを取りまとめました。

### (5) 中小企業の脱炭素経営支援

日本全体の雇用の約7割を支える中小企業は、日本全体の温室効果ガス排出量のうち約2割を占めています。このため、中堅・中小企業にも早期に脱炭素経営を実施することが求められている一方、多くは、ノウハウ・マンパワーが足りないなどにより取組が進んでいない状況にあります。こうした地域の中堅・中小企業に対しては、普段から接点を持っている地域金融機関等や商工会議所をはじめとする経済団体等の支援機関が地方公共団体と連携して、地域ぐるみでプッシュ型の支援をすることが効果的です。このため環境省では、各地域の特性を活かした地域ぐるみでの中堅・中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を進めるモデル事業を2023年度から実施しており、2023年度は16件、2024年度は10件のモデル地域を採択し、これらの取組を支援しています。また、モデル事業で得られた知見を踏まえ、支援体制の構築から実際の支援までのノウハウや具体例をまとめた「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築ガイドブック」や、実際の支援に向けたきっかけ作りとなる支援機関向けの対話ツールを公表しています。

#### 事例



#### 【カーボンフットプリント】チヨダ物産

チヨダ物産は、2023年度のモデル事業においてビジネスシューズのCFPを算定し、算定結果について商品タグでの表示を行ったほか、自社ホームページでもCFPの解説を掲載しました。さらに、2024年度には、中小企業を中心とした同業他社と協働し、靴・履物のCFP算定・表示の共通ルールを策定するなど、取組を広げています。また、算定結果を受け、生産工場に太陽光パネルを設置し、CFPの削減にも努めています。

商品タグでのCFP表示



資料：チヨダ物産

CFPを表示した商品タグ



資料：チヨダ物産





### 【岡山県：CFPと組織単位の温室効果ガス算定を組み合わせた脱炭素経営支援】

自動車部品をはじめ温室効果ガス排出量の多い製造業が集積している岡山県の地域特性を踏まえ、特に温室効果ガス排出量の可視化に着目した脱炭素経営支援体制構築により、環境負荷低減と経済成長の両立を目指しました。2024年度は、岡山大学と中国銀行が旗振り役となり、岡山大学経済学部の学生が域内企業である岡山技研工業が製造する2種類の製品のCFP算定を行い、その成果を報告会により共有したほか、組織単位の温室効果ガス算定支援を実施しています。

### 岡山大学にて令和7年1月に開催した成果報告会

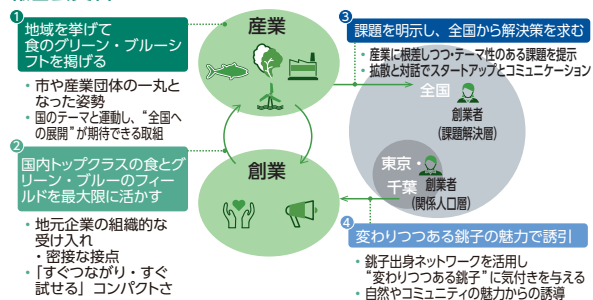


資料：岡山大学 GHG排出量可視化チャレンジ成果報告会

### 【千葉県銚子市：“食×グリーン・ブルー創業の地”を目指す脱炭素経営支援体制】

銚子は農業や漁業、食品加工を主要産業とする国内有数の「食」の地域であることに加え、日射量や風況に恵まれ、太陽光や風力発電等の再エネポテンシャルの高い地域です。一方で、人口流出による事業継承の課題が深刻化しています。このため脱炭素という観点から課題を解決し、「食×グリーン・ブルー創業の地」として銚子の魅力を打ち出していくために市や商工会議所、金融機関、再エネ関連事業者等が連携した支援体制（通称：事業継承・創業支援ラボ）を構築しました。2024年度は、各産業のキーパーソンが参画した全体ネットワーキングの場の設立、課題解決テーマごとの分科会の設置、創業者との協業の拠点となるインキュベーション施設との連携に向けた検討等を実施しました。

### 令和6年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築事業 最終報告会資料



資料：令和6年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築事業に係る最終報告会資料（銚子市事業承継・創業支援ラボ最終報告資料）

### 【愛媛県今治市：“人材エンパワメント×脱炭素”を楽しく推進する脱炭素経営支援体制】

今治市は脱炭素経営（経営コスト削減等）を女性等多様な人材の働きやすさ・働きがいにつなげることで、域内企業の人材不足や地域課題である女性転出超過の解消との同時実現を目指しており、それを担う人材育成を重視した支援体を市、金融機関、商工会議所と共に構築しました。2024年度は、カードゲーム形式でのワークショップや、脱炭素ロードマップ作成演習など実践的で楽しく脱炭素経営を学べるプログラムを実施しており、全て受講した19名を、今後今治市の脱炭素経営を牽引していく伝道師である「今治グリーンフェロー（愛称：バリグリー）」に認定しました。

### 今治市モデル事業成果報告会とバリグリー認定式（令和7年1月）



資料：今治市HP

### 3 自然再興を実現する経済への移行戦略

#### (1) ネイチャーポジティブ経済移行戦略

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済（ネイチャーポジティブ経済）への移行に向けて、企業による積極的な取組を後押しするとともに、国際的な議論と整合しつつ、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、関係省庁と共に、2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を、主に以下の内容で策定しました。

##### [1] 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

自然資本の保全及び持続的利用に取り組むことが、事業や組織のレジリエンス・持続可能性向上を通じて企業の価値創造に結びつくことを示しました。また、リスクへの適切な対応、自然資本の保全や活用 に資する技術を活用した新規事業開発等によりビジネス機会を得た事例を紹介するとともに、その推計市場規模を示しました。

##### [2] ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押さえるべき要素

移行に当たって満たすべき要素を掲げることで、企業が取るべき行動の指針（何をゴールとし、何に留意して取り組むか、など）を示しました。

##### [3] 国の施策によるバックアップ

企業の価値創造プロセスへの自然資本の保全の概念の組み込みを関係省庁が連携して支援することについて、価値創造プロセスの各ステップにおける具体の施策例とともに示しました。

このネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえつつ、下記（2）における施策も含めた国によるバックアップを行い、また、国や各種ステークホルダー等が今後いつまでに何をすべきかの追加的検討や、特に優先的に取組実施等が必要と考えられる分野についてはリスク・機会等の整理も進めています。

#### (2) 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の動き

気候変動分野でのTCFDの提言に基づく開示の進展と並行して、自然分野に関しても、民主導でTNFDが立ち上がり、2023年9月には「提言」を含む自然関連財務情報の開示に関する一連の枠組みが示されました。また、気候変動分野でのSBTの動きに対し、その自然版であるScience Based Targets (SBTs) for Natureの基準策定が進んでいます。SBTs for Natureは、淡水・生物多様性・土地・海洋の4分野に関して、企業が生物多様性等の関連する国連の条約やSDGsに沿った行動ができるようにするための目標を設定する枠組みです。2024年6月には、淡水に続き土地利用の目標設定手法が公表され、その他の分野を含め開発が継続されています。今後、先進的な企業を始めとした取組が進むことで、こうしたTNFD提言を参照した開示の事例や、SBTs for Natureにのっとった目標設定の事例が増加していくことが見込まれるところ、環境省では、2023年度に引き続き、2024年度も、事業者向けに自然関連財務情報開示のためのワークショップを開催しました。また、2024年度は、気候関連財務情報開示を活かした自然関連財務情報開示支援モデル事業を通じて、更なる企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。



ネイチャーポジティブの観点から、事業活動におけるサプライチェーン全体の自然環境への負荷の削減とその開示が進められていくことは、昆明モントリオール生物多様性枠組のターゲット15等の国際目標にも盛り込まれています。そのような状況のなか、削減や開示を目指す企業にとっての課題のひとつに、環境負荷の評価における「指標」に何を採用し、どのように算定するかというものがあります。

これまで事業活動における環境負荷の評価にライフサイクルアセスメント（LCA）の手法が用いられてきましたが、既存の手法は、地域ごとの特徴が反映されていない、生態系サービスに関する評価が含まれていないなどの課題がありました。

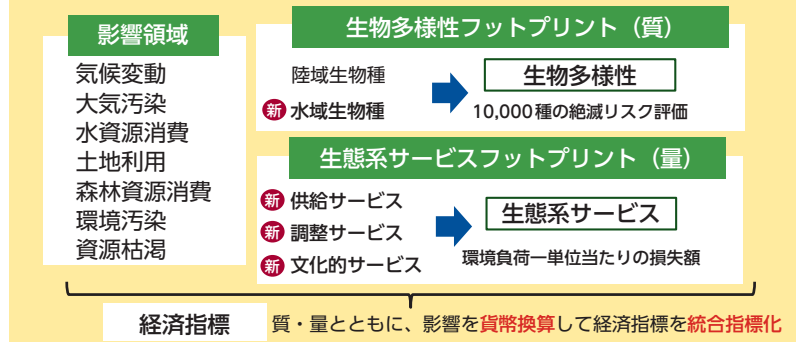
そこで環境省では、生物多様性と生態系サービスの双方に着目した環境負荷の評価手法、ネイチャーフットプリントの開発を早稲田大学等と進めています。この手法では、欧米で用いられている画一的な評価手法と比べ、水域性も含めた広範な生物種を始め、生態系サービスや地域ごとの特徴を詳細に反映できる設計としています。このため、日本国内においても、地域ごとの環境条件を踏まえた評価が可能となり、国内企業にとってもビジネスと自然の接点を正確に把握する機会となります。

国際的にも金融業界の投融資判断において生物多様性への配慮が求められる傾向にあるなか、自然資本への依存度の高い企業等との取引が大きい金融機関においても、既存の手法にはないサプライチェーン全体における自然資本への影響と依存の双方に注目し定量分析を可能にするネイチャーフットプリントの活用を進めるべく、金融機関との意見交換も実施しています。

今後、ネイチャーフットプリントを活用した国内企業の環境負荷低減に資する取組の可視化を通じて、ネイチャーポジティブな取組が適切に評価される社会を目指します。また、ASEAN地域等を始めとした国際の場でもこの取組を発信していきます。

#### ネイチャーフットプリントの概念図

LCAの影響評価手法であるLIMEを基に、ネイチャーフットプリント用の評価手法を開発



資料：早稲田大学提供資料より環境省作成

## 4 消費者の行動変容に向けた企業等の取組

### (1) 「新たな成長」をもたらす環境価値を活用した経済全体の高付加価値化による経済成長への貢献

2024年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換を打ち出しています。その中でも基盤となるのは「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本」です。後者の資本は、自然資本の充実に貢献することを通じて、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献する資本であり、さらには「環境対策につながるような資本」です。具体的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、資源循環の関連設備、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）<sup>ゼッチ</sup>・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造等に対する有形資産のほか、人的資本、市場調査データ、ブランド構築等の無形資産が含まれます。これらの資本には、あるべき、ありたい状態に向け、巨大な投資が必要であり、これらへの投資は、市場を通じてGDPを増加させるほか、脱炭素に向けた取組が世界で進む中、電動車・蓄電池、水素等の脱炭素に関連するビジネスは今後とも拡大することが想定され、そこでの優位性の確保は、雇用・賃金、産業競争力、GDP等を一層増加させます。



これまで市場において必ずしも評価されていなかった「環境価値」が、市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようになれば、そうした製品・サービスの高付加価値化を通じ、経済成長につながることも期待されます（非市場的価値の内部化）。企業においても、環境投資を行い、環境価値を有するに至った製品・サービスが、消費者により市場において評価されることで、自然資本改善のためのサイクルに持続的に取り組むことが可能となります。「環境価値を活用した経済全体の高付加価値化」を進めるため、政府において、環境価値の見える化・情報提供、消費者の意識・行動変革、グリーン購入等の需要創出、さらには、必要に応じ、カーボンプライシング、支援、規制等の政策措置を講じ、市場のみに任せておいた場合に生ずる不都合（市場の失敗）を是正し、自然資本を改善する投資を促進していくことが必要になります。

こうした取組により、自然資本を改善し、1.5℃目標が達成される気候、健全な水・大気環境、豊かな生態系といった自然資本（環境）を維持・回復・充実させることを目指します。例えば、ZEHは、省エネ・創エネになるとともに、暮らしの快適さやヒートショック防止などの健康にもつながります。再生可能エネルギービジネスが、地域経済の活性化や地域コミュニティの促進、地域雇用の創出、災害時のエネルギー源確保につながっている場合もあることでしょう。

WEFの「The Future of Nature and Business (2020)」によれば、世界のGDPの半分に相当する44兆ドルが自然資本に直接的に依存しているとされています。自然資本は、社会経済活動、さらには「ウェルビーイング／高い生活の質」のベースとなるものであり、また、自然とのふれあいを通じた喜び、快適な水・大気環境の享受、巨大な風水害の回避等といった直接的な便益をもたらします。

このように、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムは、投資や雇用の拡大等の市場的な価値を通じ、また、改善された自然資本（環境）を通じた自然とのふれあいや快適な環境の享受等の非市場的価値の双方を通じて、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献しつつ、非市場的な価値も含めたより幅広い豊かな意味において、社会を「新たな成長」に導いていくのです（図1-3-1）。

図1-3-1 環境価値を活用した経済全体の高付加価値化に向けた取組の例

「環境価値」が市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようにすることで、「経済全体の高付加価値化」を通じた、「新たな成長」を目指す。そのための施策として、例えば下記のとおり。

### ① 環境価値の見える化・情報提供

- 機器の省エネ性能、有機農産物、森林認証等の表示
- 住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネルギー性能表示の強化
- カーボンフットプリントガイドラインを踏まえたCFPの取組促進
- GX価値の算定・表示ルールの形成（国際的に調和されたルール形成を追求）
- プラスチック資源循環促進法に基づく製品の環境配慮設計の認定

### ② 消費者等の意識・行動変革

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動
- 国民の本質的ニーズを把握し、環境価値を浸透させるためのマーケティング、ブランディング、人材育成等の無形資産投資の促進
- 食と農林水産業の持続可能な生産消費を進める「あふの環」プロジェクト



### ③ 需要創出

- 政府・自治体等のグリーン購入
- 脱炭素先行地域や重点対策を通じた地域における需要創出
- 魅力的な自然環境を活用した感動と学びの経験と、利用拠点磨き上げによる、国立公園利用の高付加価値化

### ④ インセンティブ

- 導入初期段階等における支援（住宅断熱、高効率給湯器、電動車、ZEB・ZEH等）
- その際、補助スキームにおいて、GX価値等を評価することを検討

### ⑤ カーボンプライシング

- 成長志向型カーボンプライシングによるGX関連製品・事業の相対的競争力向上

### ⑥ 規制・制度

- 住宅・建築物への省エネ基準適合義務化と段階的な引き上げ
- 省エネ法のトップランナー制度による機器の省エネ性能向上

資料：環境省

## (2) 環境表示

環境表示とは、説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張のことであり、環境ラベルおよび宣言が含まれます。ISOでは、市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することを目的に環境表示に関する4つのタイプの国際規格を制定しています。

第三者認証による環境表示は、「エコラベル（旧タイプI：ISO14024）」と呼ばれ、商品・サービスのライフサイクル全体を考慮した指標に基づく商品類型を策定しており、エコマークが我が国唯一のエコラベルです。2025年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は76、認定商品数は5万3,990となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（旧タイプII：ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の努力を評価し、分かりやすく表示する「みえるらべる」の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示としては2通りの宣言方法があります。複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（旧タイプIII：ISO14025）は、我が国では唯一、SuMPO EPDがあり、地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO/TS14067）があります。

## コラム



## EPD（Environmental Product Declaration；環境製品宣言）について

持続可能な社会に向けて近年、環境負荷のより少ない商品の普及への流れが加速しています。また、消費者保護の観点から、EUは2024年2月にグリーンウォッシング（実質を伴わない環境訴求）を禁止する指令を採択するなど、包括的な環境負荷低減に向けて、企業に対する社会の期待が拡大しています。

その中でEPD（環境製品宣言）は、ISO（国際標準化機構）が定める環境領域での標準に準拠し、中でも各製品の定量的環境情報の算定と第三者による検証、開示による可視化を主眼とした国際プログラムです。

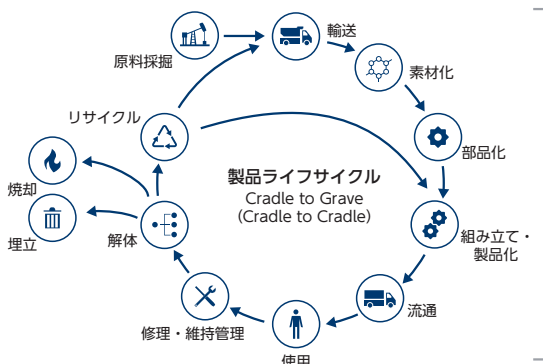
EPDの特徴はライフサイクルの各段階（原材料調達、製造、使用、廃棄・リサイクル等）において、企業がそれぞれの製品の環境影響評価を実施してサプライチェーンで情報を受けて渡していく点です。また、カーボンフットプリントのみならず、大気や水域への影響、有害化学物質の量なども含めた多領域での評価（LCA；ライフサイクルアセスメント）もEPDの特徴の一つです。製品群ごとの算定ルール策定のISO標準にも準拠することにより、製品ごとに統一の算定プロセスが明瞭化され、各国に展開されているEPDプログラムにおいて、共通の算定ルール重視の下、展開されており、国内においてはSuMPO EPDがあります。

現在、欧州においては、先行的に建築資材に対してEPDをベースとしたLCA情報の提供が求められるといった動きがあります。EPDは2024年1月時点で建築分野を中心に2万3,000件以上を数え、多くの日本企業も海外市場において、EPDが採用されているビジネスに対応しています。

### LCAとカーボンフットプリント

#### ライフサイクルで製品の環境負荷を定量的に評価する手法

- ・ ISO14040及びISO14044を基盤とするLCA手法
- ・ ゆりかごから墓場まで（Cradle to Grave）、ライフサイクル全体で製品環境影響を科学的に定量評価
- ・ カーボンフットプリントは、気候変動に関する環境影響評価をさす。



資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

### 環境への影響評価

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 気候変動<br>(カーボンフットプリント) | 酸性化           |
| 陸生生態毒性                | 都市域<br>大気汚染   |
| 土地利用(維持)              | 富栄養化          |
| オゾン層破壊*               | 有害化学物質        |
| 水生生態毒性                | 光化学<br>オキシダント |
| 土地利用(改変)              | 資源消費          |

### EPDを取得した製品例



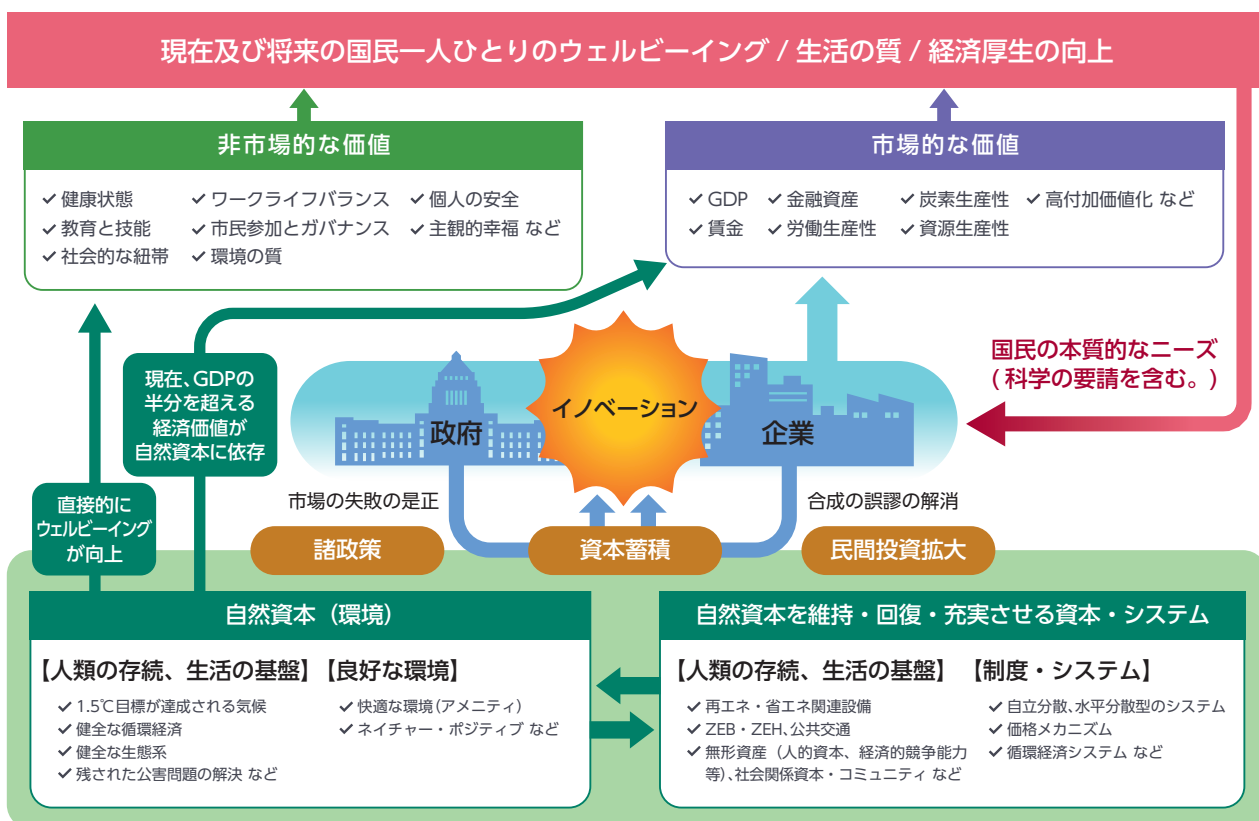
資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）



### (3) 政府・市場・国民の共進化

自然資本を維持・回復・充実させていくためには、それに寄与するような有形・無形の資本（人工資本、人的資本等）やシステムについて、長期的な視点に立ち、あるべき状態・ありたい状態に向け拡充・整備していくことが必要です。例えば、地域環境と調和しながら導入された再生可能エネルギー設備は、温室効果ガスの排出削減と共に、海外の化石燃料依存を低減し、エネルギー安全保障に資するとともに、災害時にも役立ちます。自動車走行量等の低減に必要なコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造は、歩いて暮らせる高齢者にも優しい生活空間を提供します。環境負荷の少ない経済社会システムに不可欠な人的資本等の無形資産の充実、生産性の向上を促し賃金の上昇に寄与する可能性があります。システムとしては、例えば、カーボンプライシングなど市場メカニズムを活用したシステム、省エネや排出削減のための制度、国土・都市構造や土地利用に関する制度等があります。「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」は、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献するものですが、同時に、国民がどのような「ウェルビーイング／高い生活の質」を真に欲するかをよく考え、そのためにあるべき、ありたい状態の「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」の実現に向けて行動していくことが重要です。両者は、お互いにポジティブな影響を与えながら、共に進化をしていく、いわば「共進化」ともいえる関係となることが望ましい、と言えます（図1-3-2）。

図1-3-2 自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす「新たな成長」のメカニズム



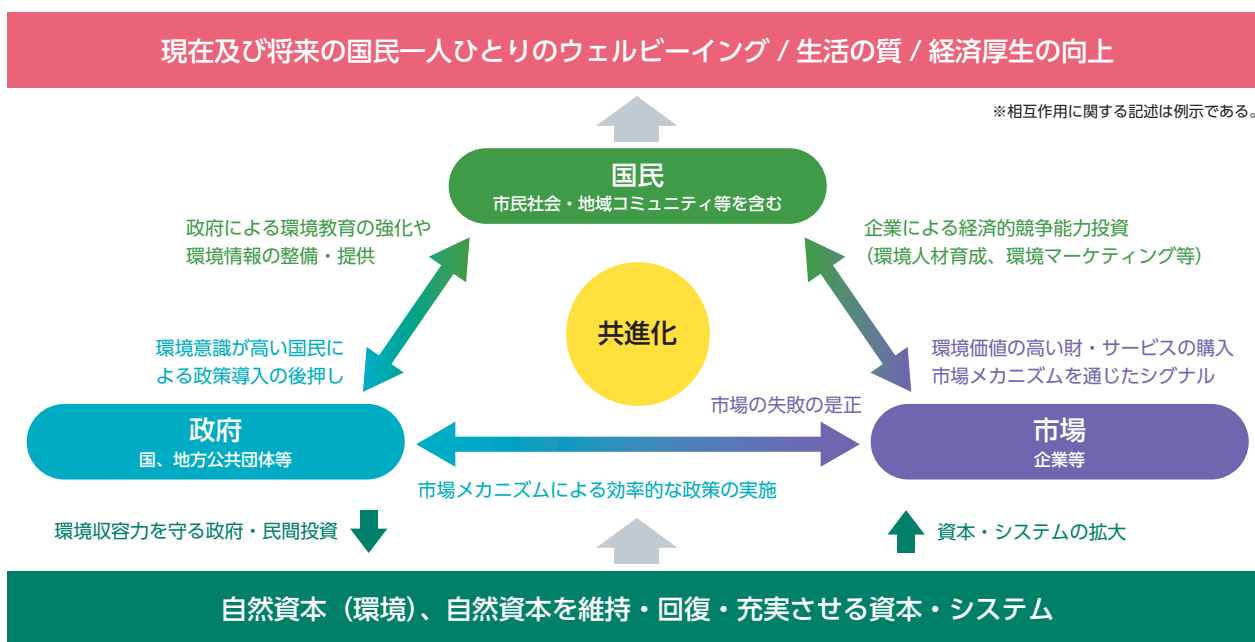
資料：環境省

持続可能な社会の実現に向けて環境・経済・社会の統合的向上を実現するためには、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、それぞれ当事者意識を持ち、対等な役割分担の下でパートナーシップを充実・強化していくこと、さらには、自主的、積極的に環境負荷の低減や良好な環境の創出を目指していくことが必要です。例えば、国民の環境意識が高くなれば、政府の環境施策の推進（市場の失敗の是正を含む。）を支持し、それを促すとともに、消費者、生活者としての国民が環境に配慮した商品やサービスを選択し、消費することが、企業のグリーン

イノベーションを促進して、結果としてグリーンな市場、グリーンな経済社会システムへの転換を促進します。その実現のためには、政府において、国民の環境意識の向上のための働きかけ、環境価値を適切に判断・評価するための情報の提供、行動変容を促す環境教育やESD（Education for Sustainable Development＝持続可能な開発のための教育）の推進、国民相互のコミュニケーションの充実、政策決定過程への国民参画、その成果の可視化がより重要になります。一方的な普及啓発ではなく、あらゆる主体が環境に配慮した社会づくりへの参加を通じて共に学びあうという視点が求められます。また、その学びあい等により、国民一人一人、市民社会、地域コミュニティの対応力や課題解決能力を高めていく（エンパワーされる）ことも可能となります。

さらに、世代間衡平性を確保する観点から、長期的な視点を持って若い世代の参加を促進するなど、将来世代の「ウェルビーイング／高い生活の質」を確保することも重要です。また、気候変動影響等の環境問題は、社会的経済的に脆弱な立場にいる人々により大きな影響を与える可能性があることから、環境政策においては誰もが公平に参画できること、その際、環境情報の充実、誰もがアクセスできるような情報公開が前提であり、その情報に基づき現状や課題に関する認識を共有して、「ありたい未来」であるビジョン、またそれに向けた取組の進展を評価し、共有することが必要となります。その上で、自主的、積極的な活動に加えて、取り残されそうになっている人々を包摂する施策や活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出を推進していく必要があります（図1-3-3）。

図1-3-3 政府・市場・国民の共進化によるウェルビーイング実現のイメージ



資料：フィリップ・アギヨン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）「創造的破壊の力ー資本主義を改革する22世紀の国富論」（2022年11月25日）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）「第三の支柱ーコミュニティ再生の経済学」（2021年7月20日）など参考に環境省作成

## 5 循環経済への移行を通じた持続可能なバリューチェーンの構築

### (1) 循環経済及び資源効率性原則（CEREP）

近年、企業の環境に関する取組（気候変動対策、ネイチャーポジティブ、資源循環等）が拡大し、投資家や消費者の関心も高まる中で、企業価値や国際的な競争力を確保する観点から適切な情報開示や目標設定を行う重要性が高まりつつあります。欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示等ルールが導入又は提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。我が国の企業の国際的な産業競争力の強化のためには、国内外の成長資金が日本企業の取組に活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、企業による資源循環につ

いて情報開示の促進など、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めることが重要です。

資源循環分野の情報開示や目標設定に関しては、2023年のG7広島サミットにおいて日本主導で作成・承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」の中に、循環性指標に基づくバリューチェーンレベルのモニタリングと企業レベルでの循環性に関する情報開示が盛り込まれました。2023年11月に開催されたG7とB7のCEREPに関する合同会議でも、指標や情報開示のインフラ整備の重要性が共有され、さらに2024年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合でも、比較可能な指標や情報開示スキーム等の提供を行うことがコミュニケで合意され、世界的に資源循環分野の情報開示やルール形成の重要性が高まっています。

- |     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則1 | 全社的な循環経済・資源効率性戦略のためのリーダーシップ                                                                                                                                                                                                                                            |
| 原則2 | 気候変動・生物多様性・汚染削減に関する戦略及び行動と循環経済及び資源効率性アプローチの統合                                                                                                                                                                                                                          |
| 原則3 | リスクと機会の特定                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 原則4 | 循環・資源効率ビジネスへの移行                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 原則5 | モニタリング及びレポーティングの強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>価値創造、ビジネスモデル、リスクと機会、効果、戦略、指標と目標、ガバナンス等の分野において、金融セクターや市民との透明性のある対話を促進するため、循環経済及び資源効率性をサステナビリティ・レポート等の全社的な情報開示に組み込む</u></li> <li>・ <u>バリューチェーン全体における循環性と資源効率性の進捗を、特定された関連指標に基づきモニタリングし把握する</u></li> </ul> |
| 原則6 | マルチステークホルダー・パートナーシップ及びエンゲージメント                                                                                                                                                                                                                                         |

## (2) 循環経済の国際ルール形成

世界的な経済団体である、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）では、民間企業の循環性の情報開示スキームを含むGCPの開発を進めており、その初版を2025年11月に発表予定です。GCPとは、企業が循環性に関連する目標を設定し、関連情報を開示するための様々なフレームワークと基準を整理し、政策立案者や企業に向けて、企業の循環経済ビジネスの規模拡大と加速を阻む障害に対処するための実践的な政策手段を提供することを目的とした自主的枠組みです。WBCSDはこれまで循環移行指標（CTI）を策定しており、CTIはISO59020（循環経済－循環性能の測定と評価）規格でも参照されるなど広く活用されています。ISO/TC323等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組を、日本からの提案によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国と協力して進めています。昨年5月には、日本提案によるビジネスモデルとバリューネットワークの移行に関するガイダンス（ISO59010）を含む規格等が発行に至っています。本年3月には、上記規格を補完する新規規格「バリューネットワーク構築に関するガイダンス規格」を提案しています。

環境省は2024年2月にWBCSDとGCP開発に関する協力覚書に署名しており、GCP開発に参画するWBCSDの日本企業と連携しつつ、今後当該情報開示スキームの開発に貢献していきます。また、日本の国際競争力に重要かつ循環性向上による環境負荷削減効果が大きい製品等のバリューチェーンを特定し、関連企業の協力の下、対象バリューチェーンの循環性指標及び環境負荷削減効果推計方法を2026年度末までに開発することを目指しています。さらに、日本が主催したG7資源効率性アライアンス会合において、国際機関やG7各国で循環性指標及び企業の情報開示に関する議論を行い、この分野の重要性及び国際協調の必要性が強調されたところです。これらを通して、循環経済の国際ルール形成を主導し、日本企業への投資促進や世界の循環経済市場における日本企業の競争力強化につながることが期待されます。



## 第4節

## 持続可能な社会への移行に必要な科学技術・イノベーション、スタートアップ支援

2020年1月に策定された「革新的環境イノベーション戦略」を受け、環境・エネルギー分野の研究開発を進める司令塔として、2020年7月から「グリーンイノベーション戦略推進会議」が開催され、関係省庁横断の体制の下、戦略に基づく取組のフォローアップを行ってきました。また、第203回国会での2050年カーボンニュートラル宣言を受け、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下「グリーン成長戦略」という。）が報告され、2021年6月には、更なる具体化が行われました。

グリーン成長戦略においては、革新的技術の研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する2兆円のグリーンイノベーション基金やネット・ゼロに向けた投資促進税制等の措置のほか、重要分野における実行計画が盛り込まれています。

具体的には、洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）、水素・燃料アンモニア産業等のエネルギー関連産業に加え、自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業等の輸送・製造関連産業のほかに、資源循環関連産業やライフスタイル関連産業等の家庭・オフィス関連産業に係る現状と課題、今後の取組方針等が位置付けられました。

環境省において、高品質GaN（窒化ガリウム）基板の製造からGaNパワーデバイスを活用した超省エネ製品の商用化に向けた要素技術の開発及び実証、低コスト化を達成するための技術開発等、先端技術の早期実装・社会実装に向けた取組を推進しているほか、次世代エネルギーの社会実装に向け、地域資源を活用して製造した水素を地域で使う地産地消型のサプライチェーンを構築する実証を実施しています。また、環境省、国立環境研究所、JAXAの共同ミッションとして実施している温室効果ガス観測技術衛星GOSATは、2009年の打上げ以降、二酸化炭素やメタンの濃度を全球にわたり継続的に観測してきました。2018年には、観測精度向上のための機能を強化した後継機GOSAT-2が打ち上げられ、現在、これらのミッションを発展的に継承したGOSAT-GWについて、2025年度前半の打ち上げを目指して開発を進めています。GOSATシリーズから得られるデータを利用して、大規模排出源の特定やパリ協定に基づく各国の排出量報告の透明性の確保を推進し、脱炭素社会への移行を目指しています。また、資源循環関連産業に係る取組として、バイオプラスチックの利用拡大に向け、2021年1月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、バイオプラスチックの現状と課題を整理するとともに、ライフサイクル全体における環境・社会的側面の持続可能性、リサイクルを始めとするプラスチック資源循環システムとの調和等を考慮した導入の方向性を示しました。バイオプラスチックの導入促進に向け、技術実証や設備導入の支援を実施し、社会実装を推進しています。さらに、2024年5月に成立し、公布された二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）の全面施行に向けた下位法令等の整備を進めるとともに、CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、CO<sub>2</sub>の分離・回収から輸送、貯留までの一貫した技術の確立や、廃棄物処理施設から出る排ガスのCO<sub>2</sub>を利用して化学原料を生成し、社会で活用するモデルの検討や実証事業等に取り組めます。

また、持続可能な社会の実現に向けては、自然再興・炭素中立・循環経済の各分野及びこれらの統合的推進のための様々な技術的課題等を解決するイノベーションの創出と社会実装を行うスタートアップ（以下「環境スタートアップ」という。）に対する支援が重要です。環境省では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づくSBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度等を踏まえ、成長ステージに応じた、研究開発・事業化支援、優れた環境スタートアップ起業の表彰、事業化段階における信用付与や株式会社脱炭素化支援機構による投融資等のシームレスな環境スタートアップ支援を行っています。また、2024年度より新たに既存企業からの出資を要件にしたオープンイノベーション枠を設け、事業化の促進を図っています。

## 事例

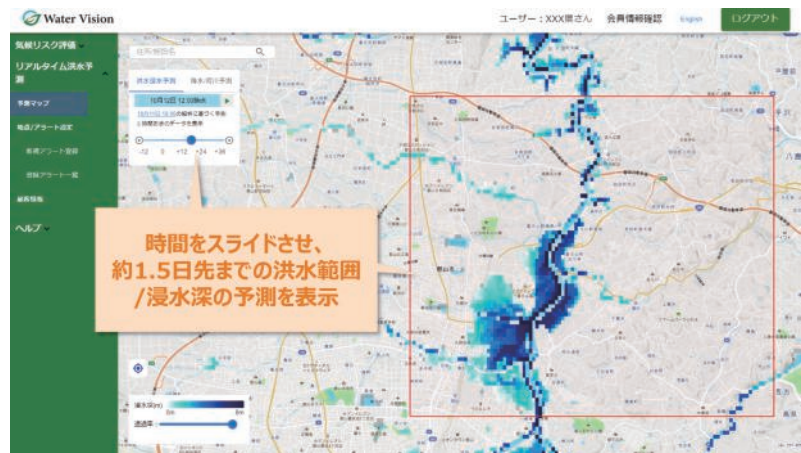


## 環境スタートアップ大賞環境大臣賞（Gaia Vision）

環境省では将来有望な環境スタートアップへの表彰等による、新たなロールモデルの創出や事業機会の拡大の支援を目的として、2020年度より環境スタートアップ大賞を実施しています。2023年度に環境大臣賞を受賞したGaia Visionは、洪水シミュレーション技術や、気候データ分析技術を活用した気候変動リスク分析プラットフォーム「Climate Vision」やリアルタイム洪水予報ソリューション「Water Vision」を提供してい

ます。拠点のリスク管理やグローバルサステナビリティ開示対応を行う製造・物流・金融業界等で広く利用されており、気候変動適応における高い技術力と社会的なインパクトが評価されました。

## Water Vision



資料：Gaia Vision

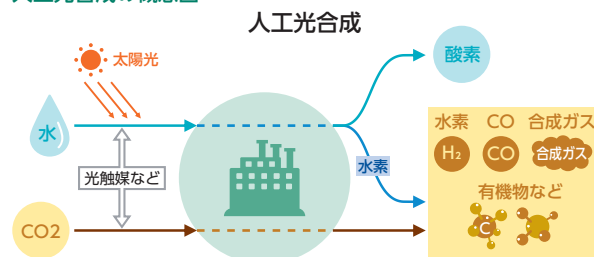
## コラム



## 人工光合成

CCU技術の一つとして、人工光合成が注目されています。人工光合成は、太陽光と水を用いて、エネルギー蓄積反応を利用し、CO<sub>2</sub>が発生しない水素等のエネルギーやCO<sub>2</sub>還元生成物であるオレフィン等の有用化合物を合成する技術であり、日本においても研究開発が進められています。光触媒や太陽電池に太陽光が当たることにより生じた電気エネルギーから水分解などにより目的生成物を生成する手法や太陽光から特定の物質を生成する能力を持つ微生物を活用する手法など、様々な手法が存在します。現在、環境省においては、人工光合成技術を活用したCO<sub>2</sub>電解技術の開発・実証を進めています。

## 人工光合成の概念図



資料：環境省



近年の情報通信技術の発達に伴って、スマートフォン等の端末から得られるビッグデータを脱炭素まちづくりに活用する動きもあります。

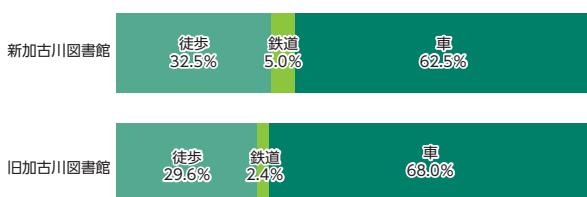
環境省においても、事業者と連携しつつスマートフォン等から得られる移動に関するデータ（人流データ）を地方公共団体等に提供し、コンパクト・プラス・ネットワークの推進など、地域の脱炭素化に活かしてもらう取組を進めており、以下はその一例です。

- ・兵庫県加古川市では、都市機能の集約等を目的として2021年に加古川駅から徒歩12分の場所にあった図書館を駅前に移転させました。その際にかつての図書館に来訪する人たちの交通手段の変化を比較したところ、車によりアクセスする人の割合は移転前の68%から移転後は62%に減少するとともに、若い女性による活用が進んだことも示されました。
- ・富山県富山市においては、2020年～2023年にかけて収集した人流データを用いて富山市内の移動の状況について詳細に分析を行いました。その結果、徒歩移動の範囲が半径600m付近を境に大きく減っていることが明らかになりました。現在、富山市においては、民間事業者や県と連携して、ちょうど徒歩移動の外周にあたる川沿いの整備を始めとした賑わいの創出、ウォーカブルの促進に取り組んでいます。

人流データを活用した脱炭素まちづくりの推進に関しては大きく〔1〕行政機能の集約等によるコンパクトなまちづくりの推進、〔2〕電車やバス等の公共交通の利活用促進、〔3〕市域の中心部におけるウォーカブルの推進等が考えられます。

人流データを活用したマーケティング等は既に民間の事業者等により取組が進められていますが、今後地方公共団体においても、企画部門や都市計画、健康福祉、環境部署が連携してこうした脱炭素まちづくりに取り組むことが期待されます。

図書館来訪時の移動手段（加古川市）

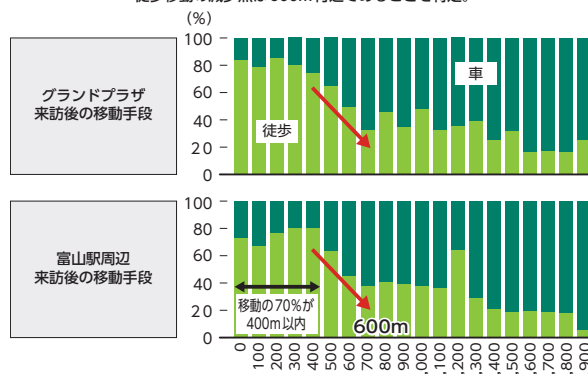


※図書館来訪前120分の行動からトリップを抽出し、交通手段を判定  
 ※日のべの来訪人数より構成比率を算出（ex.1人が期間中に3日来訪した場合は3とカウント）

資料：環境省

グランドプラザ及び富山駅周辺来訪後の移動手段（富山市）

徒歩移動の減少点は600m付近であることを特定。



資料：環境省



2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）は「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、ポストコロナ時代の新たな社会像を提示していくことを目指しています。また、「未来社会の実験場」というコンセプトの下、会場を多様なプレイヤーによる共創の場とすることにより、イノベーションの誘発や社会実装を推進しようとしています。

本コンセプトの具体化に向けた環境分野の取組として、再エネ水素を使ったメタネーション実証事業の実施や福岡館と連携した環境にまつわるバーチャルコンテンツの展示を行っております。また、本年9月にはネイチャーポジティブに向けた取組に関する展示や、資源循環や海洋プラスチックごみ対策に資する取組等の展示等を行います。

とりわけ、シグネチャーパビリオンの一つである福岡伸一氏プロデュースの「いのちの動的平衡館」と連携したバーチャルコンテンツの展示では、web上において、環境上の異変が起きている森・海・都市等をフィールドに、環境問題にまつわるいくつかの問いかけに対して、自分自身の考え方に沿って分岐路を選択しながらゴールを目指します。ゴールでは、問いかけへの回答から導き出された自身に適した環境配慮アクションを行動指針としてユーザーに提案するなど、ゲーム体験を通じて楽しみながら環境保全に対する理解促進と行動変容を促すコンテンツを展開しています。

環境省では大阪・関西万博の機会を捉えて、我が国の優れた環境技術や我が国の目指す未来像について引き続き発信していきます。

## 第2章

# 「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～

2024年の世界の年平均気温は、観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。我が国においても、2024年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。現下の危機を克服し、循環共生型社会、「新たな成長」を実現していくためには、利用可能な最良の科学的知見に基づいて取組の十全性（スピードとスケール）の確保を図るとともに諸課題をカップリングして解決するための諸政策の統合・シナジー（相乗効果）を推進することが不可欠です。

このような状況認識も踏まえ、第六次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネット・ゼロ）等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジーを発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていくため、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的に取り組んでいく必要があるとしています。

第2章では、国際的な動向を概観した後、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、ネット・ゼロの同時達成に向けたそれぞれの取組を見ていきます。

### 第1節 国際的な動向

エネルギー危機、食料危機も相まって、世界は未曾有の複合的な危機に直面しています。国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が誓約した2030年までの目標達成に向け、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっています。また、経済安全保障の観点からも、厳しい国際情勢を踏まえ、熾烈化する国際競争に対し、環境も踏まえて十全に対処する必要があります。天然資源の争奪を巡っては、世界全体の持続可能性の向上に向けた取組の強化が喫緊の課題です。

現下の国際情勢等も踏まえ、我が国としては「勝負の2030年」まであと5年であることや、ポストSDGsの議論をにらみつつ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示すなどして国際議論を主導していく必要があります。我が国のこれまでの公害問題への対策や、伝統的な自然共生やものを大切にする価値観は、持続可能な経済社会システムの構築に当たって有用で、地域循環共生圏の創造を始めとした環境課題と社会・経済的課題との同時解決を目指し、誰一人取り残さない、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上とパッケージとなった取組を実施するとともに、国際的に発信・展開していくことが重要です。

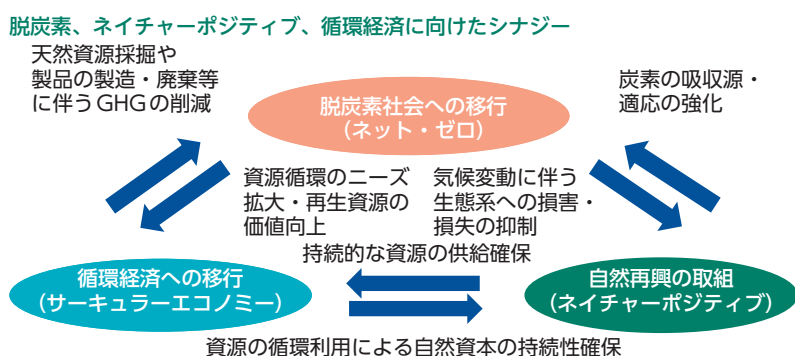
我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。そして、これらの課題は相互に関わり合っており、統合的に対処し、相乗効果（シナジー）を活用することの重要性が注目されています。

例えば、国際資源パネル（IRP）が2024年に発行した「世界資源アウトルック2024」報告書では、資源の採取及び加工に関する経済システムが、気候変動、生物多様性の損失、汚染という主要な環境問題と密接に関係していることが示されました。資源効率性・循環性を高める取組が環境負荷削減策として統合的に貢献することが示唆されています。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が2024年12月に公表した「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」においても、生物多様性、気候変動、食料、健康、水資源の1つの要素のみを優先して他の要素を考慮せずに取り組むと、全体としてトレードオフ（相反作用）が発生することが示されました。国連においても、国連経済社会局（UNDESA）と国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、「パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」の開催等を通じて、世界の様々な課題に対処するため、気候とSDGsのシナジーを推進する取組を主導してきています。こうした取組には我が国からも複数の専門家が執筆者として参画するなど、課題解決のためのシナジーアプローチの推進に貢献しています。

我が国は、2024年3月に第6回国連環境総会（UNEA6）において「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」を提案し、採択されました（フィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びペルーも共同提案国）。本決議を踏まえ、各国や国際機関と連携し、シナジーを発揮させることの重要性を発信しつつ、各国において統合的な政策が推進されるよう国際連携を進めていくことが、地球環境課題の解決やSDGsの達成のために重要です。

2025年2月にタイ・バンコクで開催された「第12回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム（APFSD）」において、我が国は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、アジア開発銀行（ADB）と共にイベントを開催し、アジア太平洋地域におけるシナジーアプローチの好事例を幅広く収集し、ノウハウや提言等を取りまとめる「アジア太平洋シナジーレポート」の作成に向けた作業を開始しました。

今、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機への対応に当たって、脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済等を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められています。我が国としては、ポストSDGsの議論を視野に入れつつ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示すことなどにより、シナジーアプローチの推進を主導していきます。



資料：環境省

## 1 G20

2024年10月にブラジル・リオデジャネイロで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、世界のGDP、人口、温室効果ガス排出量約80%を占めるG20諸国が、気候変動、生物多様性の損失、汚染等の危機に対処するため、G20による緊急行動の強化へのコミットメントを再確認するとともに、



議長国ブラジルが設定した4つの優先課題の相互関係を認識し、G20の共同行動の重要性を強調しました。また、1.5度目標達成に向けて気候変動対策を加速させるため、気候変動に対する世界的な資金動員のためのタスクフォース（TF-CLIMA）が、議長国ブラジルのイニシアティブにより設置されました。G20財務トラック及びシエルパトラックが共同して作業する場が設けられたのはこれが初めてであり、TF-CLIMAにおける議論の総括として、2024年10月にアメリカ・ワシントンD.C.でG20財務大臣、気候・環境大臣、外務大臣及び中央銀行総裁合同会合が開催されました。

さらに2024年11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいても、気候変動や生物多様性、循環経済、プラスチック汚染等についての取組の重要性を首脳間で共有しました。

## 2 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）

2024年11月、アゼルバイジャン共和国・バクーにて、COP29が開催されました。COP29では、浅尾慶一郎環境大臣から1.5℃目標の実現に向けて世界の排出削減に積極的に貢献することを発信しました（写真2-1-1）。交渉では、気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）について「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の途上国支援目標が決定され、また、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため共に行動することを求める旨が決定されました。加えて、国際的に協力して温室効果ガスの排出削減などを実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定

写真2-1-1 浅尾慶一郎環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

され、完全運用化が実現されました。この機運の高まりを踏まえ、二国間クレジット制度（JCM）を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6条実施パートナーシップ」を通じた6条に基づく取組の世界各国への展開に一層強力に取り組むことで、世界全体の排出削減等に積極的に貢献していきます。

また、2023年に開催されたCOP28において実施された、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイク（GST）の中で、1.5℃目標達成のための全ての国による緊急的な行動の必要性が強調されました。2025年1月に米国はパリ協定からの脱退を表明しましたが、我が国としては2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気候変動対策の野心向上と実施に関する議論に積極的に貢献していきます。

## 3 生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）

2024年10月、コロンビア共和国・カリにおいて、CBD-COP16が開催されました。この会議は、2030年に向けた生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第2部において採択されて以来、初めての生物多様性条約締約国会議（CBD-COP）となりました。GBFでは、2050年ビジョンである“自然と共生する世界”の実現に向け、4つのゴールと2030年ミッションである“自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる”こと、いわゆるネイチャーポジティブの実現に向けた23のターゲットが設定されています。また、GBFの実

施には、社会全体の関与や、関連する環境危機への対策との連携が必要であるとされています。CBD-COP16では、GBFの実施状況を評価する仕組みについて具体的な進め方を決定すること等が期待されていました。

CBD-COP16には、CBD-COPとしては過去最多の1万3,000人超が参加しました。締約国以外にも、地方公共団体、研究機関、NGO、先住民グループ、民間企業等多数参加し、生物多様性に対する関心の高まりを表していました。CBD-COP16では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民及び地域社会の生物多様性保全への参画を強化・確保するための常設補助機関の設置が決定されました。しかし、GBFの実施のための資源動員等の議題で議論が収束せず、会期末の翌朝まで議論が続けられたものの、定足数不足によりCBD-COP16は中断されました。これを受けて、2025年2月、イタリア・ローマにおいてCBD-COP16再開会合が開催されました。再開会合では、GBFの実施状況を評価する仕組みとして、使用が任意のものを含めて約200の指標が設定され、それら指標を用いて締約国が報告を行うこと、締約国からの報告や科学的なデータを活用してGBFの達成状況に関する地球規模のレビューをCBD-COP17及びCBD-COP19で行うこと等が決定されました。このほか、GBFの実施に必要な資金を動員するためのガイダンスである資源動員戦略フェーズII（2025-2030）が採択されるなど、残されていた全ての議題について決定が採択され、CBD-COP16は正式に閉幕しました。

#### コラム IPBESのネクサス（相互関係）及び社会変革アセスメント報告書

2024年12月、ナミビア共和国・ウイントフックでIPBES総会第11回会合（IPBES11）が開催されました。この会合においては、以下の2つのIPBESアセスメント報告書の政策決定者向け要約（SPM）が審議・承認されました。これらの報告書は、それぞれ日本を含む世界各国の専門家170名程度により、2021年から約3年間をかけて執筆されたものです。

「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」は、生物多様性、水、食料、健康、気候変動といったネクサス（相互関係）の各要素に関する危機の解決のため、対策の選択肢や、各選択肢に関して要素間のシナジー（相乗効果）とトレードオフ（相反作用）について明らかにすることを目的に実施されました。報告書は、各要素が相互に関連しており、それぞれの要素が危機の増大に直面していることを示した上で、要素ごとに別々に対応している現状の取組は、非効果的かつ非生産的であると指摘しています。その解決策として、複数の要素の危機に同時に対応することによりコベネフィット（相乗便益）が生じるような、「ネクサス・アプローチ（相互的アプローチ）」を提示しています。また、ネクサス・アプローチによる71の対応の選択肢について分析を行った結果、慎重に実施しなければ他の要素に非意図的な悪影響を及ぼす場合がある一方で、社会システム全体にわたり持続性を高める変化の機会を生み出し、要素間のシナジーを高めることができる場合があることなどが指摘されています。さらに、様々な主体が協力的、順応的、かつ衡平なかたちで対応に携わることで、更に大きな効果を得ることができるとしています。

「生物多様性の損失の根本的要因、変革の決定要因及び生物多様性2050ビジョン達成のためのオプションに関するテーマ別評価（社会変革アセスメント）」は、GBFにおいて掲げられている生物多様性2050年ビジョン「自然と共生する世界」やSDGsの達成等に寄与する社会変革を加速するため、対応の選択肢、決定要因、課題等を明らかにする目的で実施されました。SPMでは、「社会変革は急務であり困難であるが、可能である」とした上で、生物多様性の損失及び自然衰退に最も寄与するセクターにおける体系的な変革や、自然及び衡平性のための経済システムの変革、人間と自然との基本的な相互の結びつきを認識及び優先した社会的な見方及び価値観へのシフトなど、5つの主要な戦略を提案しています。また、社会変革の実現に向けては、個人を含め、すべての関係者やセクターが重要な役割を有するとして、すべての主体による参画を促しています。





GBFでは、ターゲットの一つとして、女性や若者（ユース）、先住民等の多様な主体による政策決定への参画が盛り込まれています。

環境省では、CBD-COP10の開催に併せ、「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」を開催するなど、これまでも次世代を担うユースの参画を支援してきました。また、この会議を契機として、国際的なユース組織である「生物多様性グローバルユースネットワーク（GYBN）」が設立されました。GYBNの設立以来、環境省は、生物多様性日本基金を通じて国際的なユースの活動支援を継続して実施してきており、女性や先住民等を含むユースの参画が、様々な条約、国際会議、そして世界各地でも活発化しています。

こうしたユースの活動を更に支援し、国際的な生物多様性に関する意思決定への参画やGBFの実施への貢献を促すことを目的に、2024年8月、「生物多様性国際ユース会議 横浜 2024」が神奈川県横浜市内で開催されました。この会議は、生物多様性に関する国際ユース会議としては、前回の愛知での会合から実に14年ぶりの開催となります。会議はGYBNが主催し、横浜市、生物多様性条約事務局及び環境省が共催したほか、公益財団法人 イオン環境財団、2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）、ソフトバンク等が開催を支援しました。会議には、我が国を含む世界各地の83か国から計126名のユースが参加し、生物多様性に関するそれぞれの経験を共有するとともに、行動計画の検討等の活発な議論が行われました。また、エクスカースションやイベント等の交流の場を通じて、国や地域の垣根を越えたユース同士の積極的なネットワーキングも行われました。会議の成果は「社会変革のための横浜ユースロードマップ」として取りまとめられ、その成果は、昨年開催されたCBD-COP16の場でも発表されました。今後、GYBNを始めとしたユース団体がロードマップを基に、生物多様性に関する意思決定に対し一層積極的に参画することが期待されます。また、ユース等の多様な主体が生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献していくことができるよう、環境省としても引き続き支援や取組を続けていきます。

ユース会議の様子



資料：環境省

ユース会議での集合写真



資料：環境省

## 4 国連ハイレベル政治フォーラム 2024（HLPF2024）

2024年7月、アメリカ合衆国・ニューヨークの国連本部において持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合が「2030アジェンダの強化と、複数の危機の時代における貧困の撲滅：持続可能で強靱かつ革新的な解決策の効果的な提供」をテーマに開催されました。

HLPFは、2015年9月、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施状況を世界的にレビューする場と位置付けられており、毎年、SDGsの17のゴールから複数の分野を選んで実施状況のフォローアップが行われています。HLPF2024では、SDG1（貧困）、SDG2（飢餓）、SDG13（気候変動）、SDG16（平和）、SDG17（実施手段）についてレビューされ、

HLPF 及び 2024 年の国連経済社会理事会ハイレベル・セグメントにおいて閣僚宣言が採択されました。閣僚宣言では、「我々は、国家の気候及び開発政策・行動の効果的な実施に向けたシナジーを強化し、世界の気候目標の達成と 2030 アジェンダの実現に貢献することを約束する」こと等が盛り込まれました。

環境省からは、滝沢求環境副大臣（当時）が開会式及びスペシャルイベント「気候と SDGs のシナジーを通じて、私たちが望む未来への野心のギャップを埋める」に出席し、UNEA6 において日本から提案し採択された「シナジー促進のための決議」を紹介するとともに、シナジーの強化の取組を引き続き推進していく意思を明確にし、アジア太平洋地域各国のシナジーの事例に関するレポートの作成を進める考えを表明しました。また同イベントでは、「気候変動と SDGs のシナジーに関する第 2 次グローバル・レポート」が公表され、世界的課題解決に向けたシナジーアプローチの重要性が強調されました。

## 第2節 循環経済（サーキュラーエコノミー）

総説第 1 章で記載したとおり、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが重要です（図 2-2-1）。

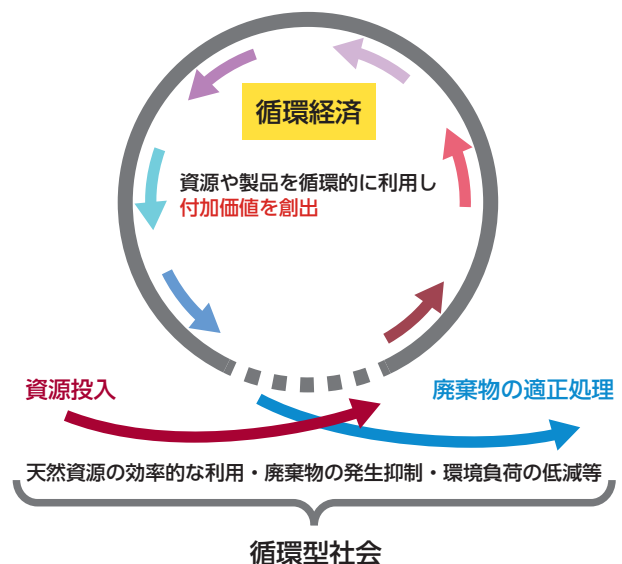
国際的な議論では、循環経済は、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされています。この経済システムでは、例えば、環境配慮設計や修理等により製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等が促進され、資源が可能な限り効率的かつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少します。その結果として、資源の採掘、運搬、加工から製品の製造、廃棄、リサイクルに至るライフサイクル全体での環境負荷低減や、世界的な資源需要の増加への対策にもつながります。

資源循環を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するなど、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。

気候変動、生物多様性の損失、汚染という主要な環境問題に加え、欧州等での製品への再生材使用の義務化の動き、少子高齢化に伴う地域経済の縮小は、我が国にとって大きな課題です。これに対し、循環経済への移行を進めることで、輸入した鉱物・食料等の資源の循環利用等を通じた資源確保による経済安全保障の強化、環境配慮設計の推進並びに再生材の質と量の確保及び利用拡大等による企業の国際的な産業競争力の強化や、循環資源等を活用した製品等の製造と廃棄物等の再資源化を通じた地場産業の振興等による地方創生、市民のライフスタイルの転換による質の高い暮らしに貢献できます。

そのため、循環経済への移行等に向けて関係者が一丸となって取組を進めるべく、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第五次循環型社会形成推進基本計画を 2024 年 8 月に策定するとともに、2024 年末に循環経済に関する関係閣僚会議で「循環経済（サーキュラーエ

図 2-2-1 循環経済への移行



資料：環境省



コノミー) への移行加速化パッケージ」を取りまとめ、これに基づく取組を進めます。

## 事例



## 地域特性を活かした循環資源や再生可能資源の活用

地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進しており、ここではその事例を紹介します。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。

### 【リサイクルの町から、世界の未来を作る町へ（鹿児島県大崎町）】

大崎町（おおさきちょう）には、もともと焼却処理場がなく、出たごみは全て埋立処分場で最終処分されてきました。焼却炉の新設には毎年莫大な費用がかかり、埋立処分場の建設については周辺住民の理解を得るのが難しかったため、大崎町はごみ減量化による既存埋立処分場の延命化を選択しました。ごみ分別を徹底し、量やコスト、分別手法等を考慮し、品目数を徐々に増やし、令和5年度から新たに「紙おむつ」も加わって、現在では28品目の分別・回収が実施されています。平成18年度からの連続12年間を含む、計16回の資源リサイクル率日本一を達成し、令和5年度実績でリサイクル率は83.0%にのびりました。大崎リサイクルシステムのメリットとしては、ごみの分別やリサイクルによる1人あたりごみ処理経費の削減、資源ごみ売却による売却益金の発生、リサイクルセンターにおける雇用の増加等が挙げられ、ごみの約59%を占める生ごみ・草木等を全量堆肥化し、その堆肥を農地に還元することで有機農業の推進にもつながっています。

### 未来の大崎町ビジョンマップ



資料：大崎町

## 【「環境保全政策」と「産業振興」の統合（福岡県北九州市）】

古くから交通の要所・石炭の集散地・鉄鋼のまちとして栄えた北九州市では、高度経済成長により発生した公害の克服に向け、行政と企業が良好な関係を築きつつ、産学官民が一丸となって取り組んできました。公害問題の克服の経験を活かし、循環型社会の先進的な取組を推進しており、日本最大級の「北九州エコタウン事業」として、多くのリサイクル企業が集積（2025年3月時点で25社）し、約1000名の雇用も創出しています。また、2022年には「北九州循環経済ビジョン推進協議会」を設立するとともに、市と企業が連携して、PVパネルや車載用蓄電池、食品資源等のリサイクルシステムを構築するなど、製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業との連携（いわゆる動静脈連携）による「サーキュラーエコノミーモデル」を推進しています。さらに、公益社団法人福岡県産業資源循環協会北九州支部とも連携しながら産業廃棄物処理業者等の脱炭素経営を促進し、地域全体で脱炭素型資源循環の推進に取り組んでいます。

### 北九州市における多様なリサイクル

#### エコタウン事業を通じた環境産業集積



#### 新たな社会課題に対応したリサイクルシステムの構築



資料：北九州市

## 1 第五次循環型社会形成推進基本計画

### （1）資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業との連携はますます重要性を増しています。この事業者間の連携（いわゆる動静脈連携）により、日本が長年にわたり培ってきた高い技術力を最大限に活用することで市場に新たな価値を創出することが可能となります。

製造業・小売業等の企業と廃棄物処理・リサイクル業等の企業が連携・協力し、求められる品質や量の再生材を確実に供給できる体制を整えることが重要です。

そのためには、再生材の利用拡大と安定供給、環境配慮設計や再生材利用率の向上、使用済製品等の解体・破砕・選別等のリサイクルの高度化等を推進するとともに、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めることで、素材・製品ごとの中長期的な政策の方向性に基づいて、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進します。

### （2）多種多様な地域の循環システムと地方創生の実現

地方公共団体は、地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネ



ネーター役として、地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築することが求められています。各資源に応じた最適な規模で地域の資源を効率的に循環させるシステムを構築してリユース・リサイクル・リペア・メンテナンス・シェアリング・サブスクリプション等を推進します。

これらの取組を通じて、地域の循環資源や再生可能資源を活用し、それらを再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化させるとともに、廃棄物として処理する量を減らすことで歳出削減にも貢献することが期待されます。

また、地域において、リユース品や修理サービス、各地域での資源循環の取組により生産された循環資源や再生可能資源を用いた製品等について、環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進し、これにより、消費者がその意識を高め実際の行動に移していけるようライフスタイルの転換を促進し、質の高い暮らしを実現していくことが目指されます。

### (3) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

欧州に端を発した循環経済への移行の流れが世界的な潮流になりつつある一方で、天然資源や域内で発生した使用済製品（資源）を域外に出さないようにする、いわゆる“資源の囲い込み”の動きが一部の国や地域で顕在化しています。こうした政策は、国際市場における日本企業の競争力のみならず、日本市場や資源調達、貿易にも影響を及ぼす可能性があり、天然資源を輸入に頼る我が国において、資源の効率的・循環的な利用を促進し循環経済への移行を進めるためには、資源循環に関する国際的なルール形成をリードして国際的な資源循環を進めることが不可欠です。

我が国が3Rを含む循環経済・資源効率性の施策や資源循環に関する国際合意、再資源化可能な廃棄物等の適正な輸出入、プラスチック汚染対策に関する議論及び国際的な資源循環に関する議論をリードするとともに、国際機関や民間企業等と連携して国際的なルール形成をリードすることで、国内外一体的な資源循環施策を促進します。また、日ASEANのパートナーシップやG7で合意された重要鉱物等の国内及び国際的な回収・リサイクルの強化等に基づき、国際的な資源循環体制を構築することが重要です。さらに、我が国の優れた制度・人材育成・システム・技術等をパッケージとしてASEANを始めとする途上国等へ海外展開することで、適正な廃棄物管理及び資源循環の強化を図ります。これらの取組は、環境汚染等の低減に貢献し、世界の資源制約を緩和するものです。

## 2 再資源化事業の高度化

循環経済への移行は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があります。また、欧州を中心に、世界では再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環による産業競争力を強化することが重要です。

こうした背景を踏まえ、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2024年5月に第213回国会で成立し、同月に公布されました。再資源化事業等高度化法は、脱炭素化と再生材の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するために、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずることとしています。これらの施策のうち、基本方針、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等の一部の規定については、2025年2月に施行されました。

今後、再資源化事業等高度化法の施策により、先進的な資源循環の取組を行う廃棄物処分業者を後押ししていくとともに、事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、産業全体での再資源化の取組を促進していきます。

## 3 プラスチック資源循環の促進

### (1) プラスチック資源循環法の施行状況について

2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じています。2025年3月時点までに、市区町村による再商品化計画は31件の認定を行ったほか、製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画について5件、及び排出事業者による再資源化事業計画について計6件の認定を行いました。

### (2) 海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定について

我が国は2019年のG20大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、2023年のG7広島サミットにおいてプラスチック汚染対策に関する野心へのコミットメントを主導するなどプラスチック汚染対策に積極的に取り組んできました。こうした中、2022年2月から3月に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）を立ち上げる決議が採択されました。同決議が2024年末までに作業を完了する野心を持って2022年後半からINCを開始することを求めたことを受けて、2022年5月から6月のセネガルにおける公開作業部会を経て、2022年11月から12月にウルグアイにおいて第1回政府間交渉委員会が開催され、正式に条約交渉が開始されました。その後、条約の要素等について議論を行った2023年5月から6月のフランスにおける第2回会合、条約の素案（ゼロドラフト）等について議論を行った2023年11月のケニアにおける第3回会合、条文案の改定版を基に交渉等を行った2024年4月のカナダにおける第4回会合を経て、2024年11月から12月に第5回会合が韓国において開催されました。交渉開始当初に予定されていた最後の交渉会合であった第5回会合では、各条文案に関する議論が進展し、それを踏まえて議長から新たな条文案が提示されるなど一定の進展がありましたが、プラスチックの生産、特定のプラスチック製品や化学物質等の規制、条約実施のための資金協力等では引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至りませんでした。そのため、条文案全体が引き続き交渉対象であることを確認しつつ、再開会合において引き続き交渉することが決定されました。その後、再開会合は2025年8月にスイスにおいて開催されることとなりました。プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していきます。

## 第3節 自然再興（ネイチャーポジティブ）

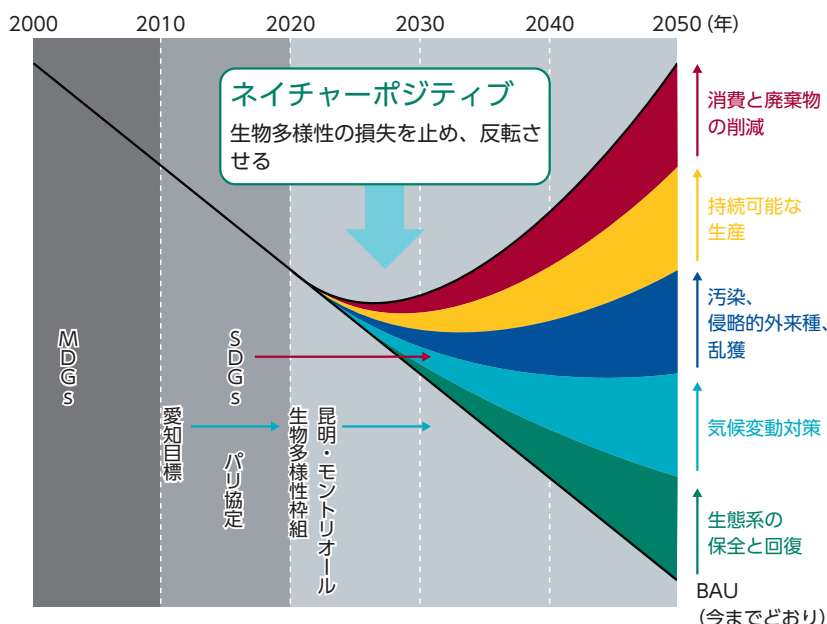
### 1 ネイチャーポジティブに向けた日本の今

「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことです（図2-3-1）。これは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、愛知目標を始めとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意が込められています。「ネイチャーポジティブ」という言葉は、2021年にイギリスで開催されたG7コーンウォール・サミットの首脳コミュニケの附属文書である「G7・2030年自然協約」において用いられ



たことから、国際的にも認知され始めました。なお、2022年12月にCBD-COP15で採択されたGBFの2030年ミッションにも、この考え方が反映されています。

図2-3-1 ネイチャーポジティブの概念図

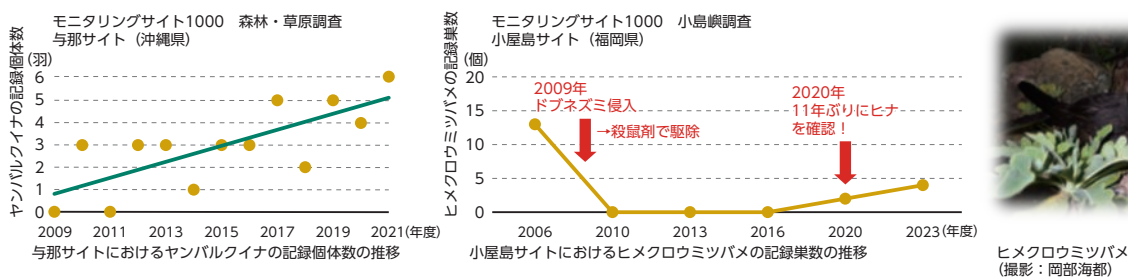


資料：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」によれば、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けています。劣化しつつある生物多様性を改善していくために、生物多様性国家戦略2023-2030では2030年ネイチャーポジティブ実現を掲げ、各種取組を推進することとしています。例えば、次節で取り上げる30by30目標に向けた取組もその一つです。

国全体での生物多様性保全の取組と並んで、地域でも多様な主体により様々な取組が行われています。奄美大島では、関係者が一丸となって特定外来生物であるマングースの防除に長年取り組んだ結果、同種の根絶に至り、在来種がより多く観察されるようになりました。他の地域でも、外来種の防除活動等の成果により、沖縄県やんばるの森のヤンバルクイナ、福岡県小屋島のヒメクロウミツバメ、埼玉県天覧山・多峯主山周辺のヤマアカガエルなど、危機に陥っていた生き物が回復している状況も捉えられています（図2-3-2）。世界全体、国内全体でのネイチャーポジティブの実現に向けては、このような生物多様性の保全に資する取組が各地域で進められることが不可欠です。

図2-3-2 生き物の回復の状況



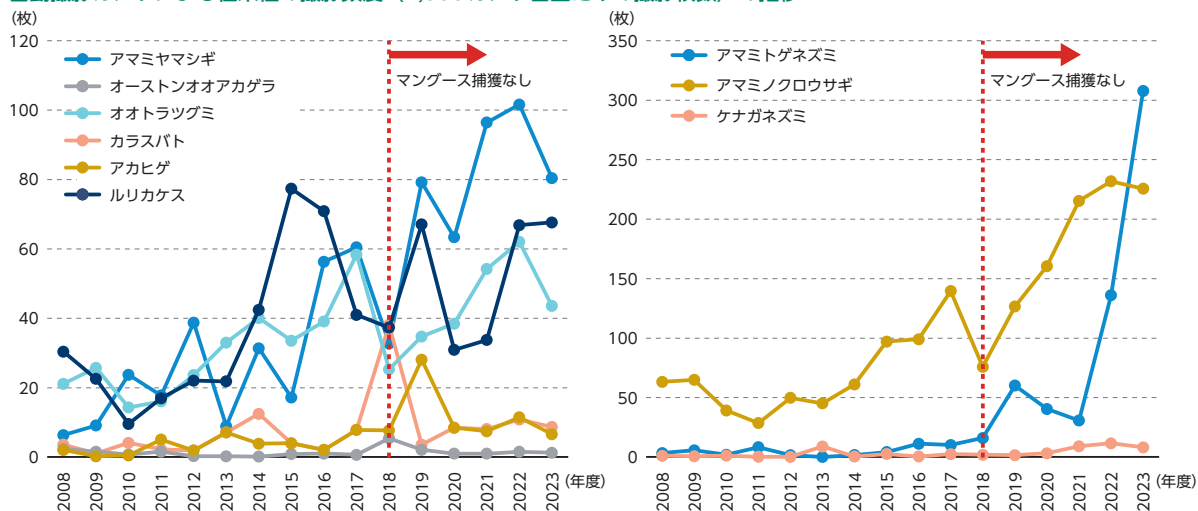
資料：環境省



奄美大島では、1979年にハブ対策としてフィリマングース（以下「マングース」という。）が持ち込まれ、2000年には推定1万頭以上まで増加しました。マングースの増加に伴い、マングースの分布地域では在来種の大規模な減少が見られ、またマングースによる農業被害も発生しました。このため、2000年から本格的な防除事業を開始し、2005年からは根絶達成を目的として専門家集団「奄美マングースバスターズ」を結成して計画的な防除を推進しています。その結果、2018年5月以降マングースは捕獲されておらず、2024年9月に奄美大島における特定外来生物マングースの根絶を宣言しました。

本事例は、長期間定着したマングースを計画的な防除によって根絶した事例としては世界最大規模であり、マングースの根絶に伴い多数の在来種において生息状況の回復が確認されました。また、マングースによる農業被害は消失し、野生生物観光と農業の盛んな同島の社会経済への好影響が期待されます。

自動撮影カメラによる在来種の撮影頻度（1,000カメラ日当たりの撮影枚数）の推移



マングース（左）と固有種のアマミトゲネズミ（右）



資料：環境省

エコツーリズムは、自然環境の保護と利用の好循環の形成や、豊かで活力ある地域づくりの推進に資する取組の一つです。エコツーリズム大賞は、自然環境や歴史文化の保全、自然体験等に関連した観光に取り組む団体又は個人を幅広く表彰しており、第20回となる今回は2024年2月に大賞1点、優秀賞2点、特別賞6点、パートナーシップ賞2点の表彰式を行い、受賞者へ小林史明環境副大臣から表彰状、一般社団法人日本エコツーリズム協会水谷初子事務局長から副賞が授与されました。

今回、大賞を受賞された「支笏ガイドハウス かのあ」は、北海道、支笏洞爺国立公園内の支笏湖をフィールドに、美しい自然環境を水上から体感できる様々なカヌーツアーを提供し、4歳から94歳までの幅広い年齢層、病気や障害を抱える方を積極的にツアーに受け入れていることに加え、清掃活動やフィールドパトロールの実施、環境保全金制度の創設など多岐にわたる環境保全活動を、地域の多様な主体と連携して実施されている点が、高く評価されました。

独自の形状のカヌーを使用するなど、参加者同士のコミュニケーションや自然に対する理解、学びを促す工夫も行っており、当該地域におけるエコツーリズムによる「まちづくり」の牽引役として今後が期待されます。

#### エコツーリズム大賞表彰式



資料：環境省

#### カヌーツアー



資料：支笏ガイドハウス かのあ

## 2 30by30目標

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30目標」は、ネイチャーポジティブ実現のための鍵となる目標の一つです。

この30by30目標は、GBFのターゲット3に位置付けられており、「2020年までに少なくとも陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全すること」を目指した愛知目標「個別目標11」の後継となる目標です。

我が国では、2024年8月時点で、陸地の約20.8%、海洋の約13.3%が国立公園等の保護地域及びOECM（Other Effective area-based Conservation Measures、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）に指定等されており、目標の達成に向けては、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECMの設定・管理を進めることが不可欠です。

目標設定の背景としては、以下の科学的知見があったことが挙げられます。

例えば、国際的な科学的知見の例として、世界の陸棲哺乳類種の多くを守るためには、既存の保護地域を総土地面積の33.8%にまで拡大することが必要であるという指摘があります。また、世界中で両生類・鳥類・哺乳類等を保全しようとした場合に、世界の陸地の26～28%の割合を保全すべきとの研



究報告もあります。海洋についても、例えば既往の144の研究をレビューした結果、その過半数は海洋の3割以上を保護すべきとし、平均すると世界の海洋の37%は保護されることが必要であるとされています。

国内での科学的知見においても、陸域に関して、今後、保護地域を30%まで効果的に拡大すると、生物の絶滅リスクが3割減少する見込みがあるとする研究報告があります。

### (1) 保護地域の拡張及び管理の充実

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の約15.2%を占めています。「30by30ロードマップ」を踏まえた「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」により、国立・国定公園の新規指定・拡張候補地に選定された14か所の地域において調整が進められてきました。これらの候補地のうち、2024年度においては、日高山脈襟裳十勝国立公園が35か所目の国立公園として新たに指定されました（写真2-3-1）。また、阿蘇周辺の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張が行われました。拡張等がまだ行われていない地域において、引き続き調整を図っていきます。

また、保護地域の拡張に加え管理の質の向上も重要であり、国立公園においては、地域の関係者が望ましい保全・利用の目標、ビジョンを共有し、関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施する協働型管理運営を推進しています。この取組の一環として地域の関係者と丁寧な合意形成を図った上で入域料を収受施設の維持管理に充てたり、ツアー料金等の一部を自然環境の保全に充てたりする利用者負担の取組を進めています。2024年2月時点では、国立公園における入域料の事例は16件であり、それ以外の利用者負担の仕組みの件数は34件となっています。

2024年に瀬戸内海、雲仙天草、霧島錦江湾、阿寒摩周、大雪山、中部山岳、日光、阿蘇くじゅうの8つの国立公園が指定90周年を迎えました

（写真2-3-2）。地域の宝である国立公園の自然、その自然と共に生きてきた人々の歴史、文化、ストーリーを見つめなおし、次の世代、次の100年に引き継いでいく必要があります。このため、国立公園制度100周年を迎える2031年までに全ての国立公園において聞き書き集「国立公園ものがたり」を制作することとしており、2024年は釧路湿原、大雪山、西海、雲仙天草の4つの国立公園で制作しました。

長距離自然歩道の第一号である東海自然歩道が2024年7月に開通50周年を迎えたことを記念して、同月に沿線自治体や関係者を対象に記念式典を開催するとともに、環境省から「東海自然歩道の活性化の方向性」を公表しました。みちのく潮風トレイルは、東日本大震災からの復興に向けた「三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト」の取組の一つとして、青森県八戸市から福島県相馬市までの4県29市町村にまたがり設定された長距離自然歩道です。2024年度は全線開通から5周年の節目

写真2-3-1 七つ沼カールと幌尻岳（日高山脈襟裳十勝国立公園）



資料：環境省

写真2-3-2 日光国立公園指定90周年記念フォーラムに参加する五十嵐清環境大臣政務官



資料：環境省



であり、記念式典やウォーキングイベント等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図りました。北海道東トレイルは、知床、阿寒摩周、釧路湿原の3つの国立公園を結ぶロングトレイルで、国立公園満喫プロジェクトの一環として地域の関係者と協働で検討し、2024年10月に全線開通しました。

## コラム オフィシャルパートナーの活動事例

近年拡大している国立公園オフィシャルパートナー企業等によるネイチャーポジティブにつながる取組として、特定非営利活動法人Nature Serviceの取組を紹介します。

### ○国立公園の認知拡大に向けたPodcast番組

2024年7月より全国の国立公園の魅力を発信するPodcast番組「Sunny Spot」の配信を開始しました。本番組は、各国立公園で実際に働く環境省職員の生の声をお届けすることを特徴とし、毎月1公園、約3年掛けて35公園を順次紹介していく予定です。

各番組では、雄大な自然景観や希少な動植物、地域固有の文化や歴史等、国立公園の多様な魅力を深掘りしています。現地職員ならではの視点や、ガイドブックには載らないような穴場スポットの情報などを盛り込むことで、リスナーが実際に訪れたくなるような臨場感あふれる内容を目指しています。

番組を通して、従来の広報活動では届きにくかった層、特に若い世代や多忙なビジネスパーソンへの情報発信を強化します。「ながら聴き」に適したPodcastの特性を活かし、通勤時間や家事の合間など、様々なシーンで国立公園に触れてもらう機会を創出します。

配信プラットフォームは、Apple Podcast、Spotify、Amazon Music等を網羅し、より多くのリスナーにアプローチできるよう工夫しています。また、SNS等での積極的な情報発信を通して、番組の認知度向上も図っています。

本番組は、環境保全や地域活性化といった社会的課題にも貢献することを目指しています。国立公園の魅力を発信することで、自然環境や生物多様性の保全への関心を高め、地域への観光客誘致を促進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

### Podcast番組 Sunny Spot



### Sunny Spot by Nature Service Radio



資料：特定非営利活動法人Nature Service

## (2) OECMの設定・管理の取組

国立公園等の保護地域以外の場所で、生物多様性の保全に貢献している地域を指すOECMは、2010年に日本で開催されたCBD-COP10で採択された愛知目標において盛り込まれた考え方です。里地里山など慣習や生業によって結果として生物多様性が守られている場所も、地球の生態系を守るための場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みとして国際的に注目され、「名古屋のギフト」と言われることもあります。

表2-3-1 身近に見られる生き物の記録個体数の変化率

| 種名       | 記録個体数の変化率<br>(2008-2022；1年当たり) |
|----------|--------------------------------|
| スズメ      | -3.6%                          |
| ヒバリ      | -1.9%                          |
| イチモンジセセリ | -6.9%                          |
| ノウサギ     | -4.7%                          |

資料：環境省

日本においても、「モニタリングサイト1000」の過去20年にわたる調査結果により、スズメやヒバリ、イチモンジセセリやノウサギ等の身近に見られる生き物の減少傾向が確認されており、保護地域以外の身近な自然環境を保全することが必要だとされています（表2-3-1）。

我が国においては、OECMの設定・管理に関する取組として、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度から開始しています（図2-3-3）。例えば、企業の水源の森や都市の緑地、ナショナルトラストやバードサンクチュアリ、里地里山、里海における藻場、干潟など、企業、団体・個人、地方公共団体が所有又は活動する多様な場所が対象になります。これまで合計4回にわたって認定を行い、2025年3月末時点で合計328か所、9.3万haを認定しました（写真2-3-3、写真2-3-4、写真2-3-5、写真2-3-6）。申請者の半数以上が民間企業であり、特にビジネス界を中心に高い関心が寄せられています。なお、2023年度に認定された184か所については、保護地域との重複を除き、2024年8月に我が国のOECM第1弾として、OECM国際データベースに登録しました。

自然共生サイトに認定されている沿岸域は、わずか10件程度と少なく、現状では陸域中心となっています。そのため、全国各地で実施されている里海づくり等を通じて、更なる海域生物多様性保全の取組が求められています。また、海域環境については、高度経済成長期に著しく汚染が進み、排水規制等の取組により現在、水質は一定程度改善したものの、豊かな海の実現には至っていません。その観点でも、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を目指す地域の取組を支援し、自然共生サイトへの登録も見据えた好事例を創出する「令和の里海づくり」モデル事業等に取り組んでいます。

現在、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっています。現に、自然共生サイト認定制度に対して、想定を超える多くの申請をいただくなど、我が国においても企業を中心に生物多様性の保全に向けて多くの関心が寄せられており、これまでにない大きなチャンスが到来していると感じています。この勢いを更に加速するためにも、認定制度の安定性・継続性を確保することが必要です。また、自然共生サイトは、既に生物多様性が豊かな場所を対象としています。ネイチャーポジティブの実現に向けては、生物多様性の回復や創出を図ることも同様に必要です。

このような背景を踏まえ、企業等の活動を更に促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」が第213回国会において成立し、2025年4月に施行されました。本法律は、民間等による自主的な活動を更に促進するため、生物多様性が豊かな場所における活動に加え、管理放棄地等において生態系を回復又は創出する活動も認定対象としています。認定された活動の実施区域を、「自然共生サイト」と呼び、生物多様性が豊かな場所については、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録することとし、2023年度から開始した自然共生サイトの運用を踏襲しています。なお、生態系の回復・創出を行っている場については、活動の結果として生物多様性が豊かになったことが認められた後で、OECMとして国際データベースに登録されます。

里地里山や身近な自然等は生物多様性の保全上重要な場所ですが、規制を伴う保護地域制度でカバーすることは困難でした。自然共生サイトは、里地里山を始め、従来の手法では保全の機運の醸成が難しかった場所を含め、国土全体における多種多様な場の保全を進めることができる画期的な制度です。今般、この自然共生サイト認定制度が法制化されたことによって、今後より一層、全国各地の多様な自然環境において、企業含む多様なプレイヤーによる活動が促進され、保護地域との連結性も相まって、各地域の生物多様性の保全が進むことが期待されます。そして、企業等による優れた活動を国が認定することを通じて、その価値や信頼性を客観的に担保し、社会・経済の両面で適切な評価がなされることが期待されます。



図 2-3-3 自然共生サイト認定  
ロゴマーク

資料：環境省

写真 2-3-3 自然共生サイト認定証（柞の森（クヌギ  
植林地））

資料：ノトハハン

写真 2-3-4 軽井沢高原ゴルフ倶楽部（申請者：大成  
建設）

資料：大成建設

写真 2-3-6 自然共生サイトでの活動（叶 匠壽庵 寿  
長生の郷）

資料：叶 匠壽庵

写真 2-3-5 花王 川崎工場



資料：花王 川崎工場

さらに、より多くの民間資金や人的資源が自然共生サイトにおける活動の質の維持・向上に活用されるよう、2022年度から「支援証明書」制度の検討を行っています。支援証明書は、企業等へのインセンティブとなるよう TNFD や IR 等の投資家向け情報開示等への活用も念頭に検討し、令和6年度は制度の試行運用を行って支援証明書（試行版）を発行しました。

30by30 目標の達成には、自然共生サイトの取組に代表されるように、企業、自治体、地域の活動団

体等あらゆる主体との連携が不可欠です。これらの取組を通じ、ネイチャーポジティブの実現のためにも必要な社会変革を目指していきます。

## 自然共生サイトにおいて気候変動対策とのシナジーを発揮しているNbSの事例

コラム



NbS（自然を活用した解決策）とは、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組です。例えば、森林を健全に管理・保全することで、森林の持つ水源涵養機能が洪水の緩和に寄与するだけでなく、CO<sub>2</sub>の吸収にもつながります。こうした自然由来の緩和ポテンシャルは、パリ協定の2℃目標の達成のために2030年までに必要な二酸化炭素緩和策の約3分の1に該当し、費用対効果が高いことが指摘されています。生物多様性損失の5大要因のうち3番目に大きな要因が気候変動と言われており、気候変動対策による生物多様性への恩恵も期待されます。その一方で、気候変動対策が結果として生物多様性の損失を引き起こしてしまう、いわゆるトレードオフも懸念されています。NbSはこうした気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフを最小限にしつつシナジーを強化し、両課題を統合的に解決するキーワードとして期待されます。

健全な生態系が保全されている自然共生サイトの中には、生態系の有する機能を効果的に活用したNbSの事例が多く見られます。例えば、2023年度に自然共生サイトとして認定された「山川の海のゆりかご」では、山川町漁協組合が中心となって、ワカメやアマモ場造成などに長年取り組むとともに、単年性アマモの再生のために、食害対策ネットの設置や藻場のウニ駆除・モニタリング、海洋ゴミの清掃等の活動を行っています。本サイトでは漁業資源を始めとする生物多様性保全に貢献するだけでなく、アマモ場における炭素固定を通して気候変動対策にも貢献しています。それだけでなく、窒素やリンの吸収源として水の安全保障や子供への課題活動の提供を通じた地域の環境教育への貢献等のコベネフィットを伴い、多くの社会課題への貢献に寄与しています。なお、山川町漁協組合では、自然共生サイトで採れた水産物に自然共生サイト認定マークを貼ることで、生物多様性の保全に貢献する場で採れた水産物であることのPRにも活用しています。

このように、30by30目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbSの基盤となる健全な生態系を確保するという観点からも重要であると言えます。

### 自然共生サイト「山川の海のゆりかご」



保全されているアマモ場  
資料：山川町漁協組合



水産物へのロゴマーク掲出

各国もOECDの設定を進めており、現在、OECD国際データベースには、2025年3月末時点で14か国において、砂漠、海洋、自然林等様々なタイプのOECDが登録されています。我が国のOECDは、里地里山里海のように人が手を入れることによって維持されてきた自然環境や、生物多様性に配慮した持続的な産業活動が行われている地域など、人と自然が共生してきた場所に着目し、民間等によるボトムアップの制度を構築していることが特徴的です。GBFの2050年ビジョンは、愛知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」です。このような我が国のOECDの制度や考え方を積極的に国際発信することを通して、人が手を入れることによって維持される自然環境の重要性や、自然と共生する



## 第4節 炭素中立（ネット・ゼロ）

気候変動問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題です。我が国は、世界全体での1.5℃目標と整合的な形で、「2050年ネット・ゼロの実現」という目標を掲げ、この実現に向けて、「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続」、「2035年度60%削減」、「2040年度73%削減」という目標を掲げており、2023年度時点で2013年度比27.1%削減と着実に実績を積み重ねてきています。目標の実現に向けて、2025年2月に改定された地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画、さらには同月GX推進戦略を改訂する形で新たに策定されたGX2040ビジョン等に基づき、徹底した省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギーや原子力等の脱炭素電源を最大限活用するとともに、脱炭素成長型経済構造移行債を活用した20兆円規模の先行投資支援や、排出量取引制度の2026年度からの本格稼働等を始めとする成長志向型カーボンプライシング構想の速やかな実現・実行等、引き続きあらゆる施策を総動員していきます。

一方、2050年ネット・ゼロ実現に向け、気候変動対策が世界全体として着実に実施され、世界の気温上昇が1.5℃程度に抑えられたとしても、熱波のような極端現象や大雨等の変化は避けられないことから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動への適応や気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）への対応についても、緩和策と同様に喫緊の課題として取り組むことが必要です。このため、多様な関係者の連携・協働の下、気候変動適応法及び気候変動適応計画を礎として気候変動適応策を着実に推進していきます。

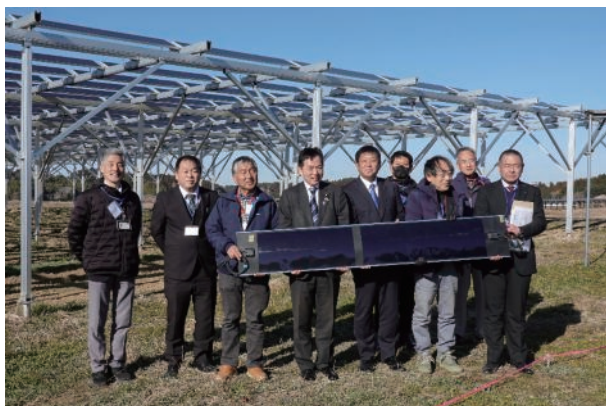
我が国が有する技術・ノウハウを活用し、官民で連携しながら、世界規模でのネット・ゼロの実現に貢献するとともに、新たな市場・需要を創出し、我が国の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められています。

### 1 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行

#### (1) 脱炭素先行地域づくり

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」や「社会」分野での施策を中心に取りまとめた「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素先行地域等の実現を進めています。脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、全国で脱炭素の取組を展開していくためのモデルとなる地域です。2025年度までに少なくとも100か所選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに取組を実行します。これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、地方創生に貢献します。2024年度までに5回の募集により81の脱炭素先行地域を選定しています（写真2-4-1、写真2-4-2、図2-4-1）。

写真2-4-1 浅尾慶一郎環境大臣による脱炭素先行地域（千葉県匝瑳市：脱炭素先行地域第4回選定）の営農型太陽光発電の視察の様子



※手に持っているのは当地で実証中のペロブスカイト型太陽電池  
資料：環境省

写真2-4-2 第5回脱炭素先行地域選定証授与式の様子

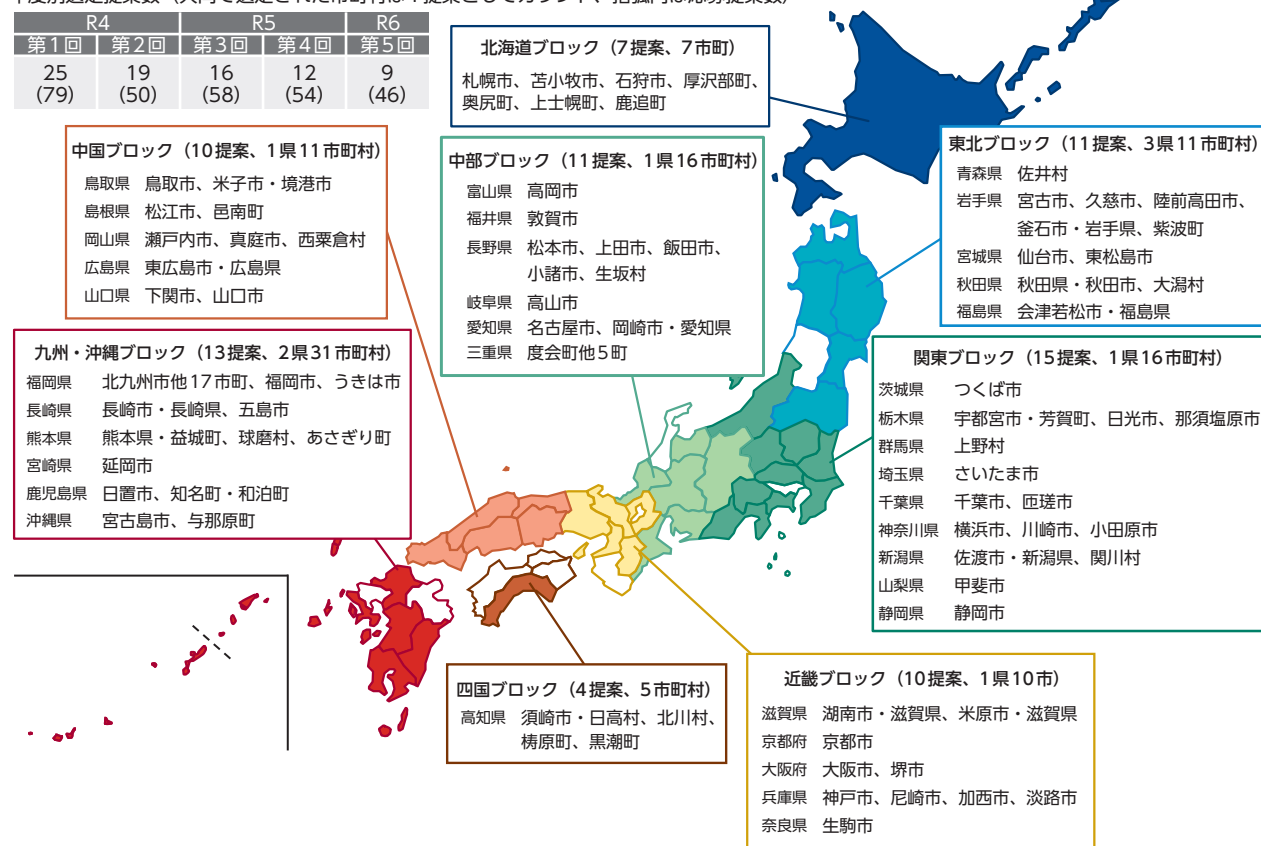


資料：環境省

図2-4-1 脱炭素先行地域の選考状況（2025年3月末時点）

脱炭素先行地域（81提案）

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）



資料：環境省

## （2）重点対策加速化事業

「地域脱炭素ロードマップ」に基づくもう一つの施策の柱が、脱炭素の基盤となる重点対策加速化事業の全国展開です。2030年度目標及び2050年ネット・ゼロの実現に向けては、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進めることが必要です。あらゆる対策・施策を脱炭素の視点をもって取り組むことが肝要ですが、特に、屋根置きなど自

家消費型の太陽光発電の導入、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、ゼロカーボン・ドライブの普及等の脱炭素の基盤となる重点対策の複合実施について、国も複数年度にわたって包括的に支援しながら各地の創意工夫を凝らした取組を横展開し、全国津々浦々で実施していくことにしています。2024年度までに、「地域脱炭素推進交付金」にて、148の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しています。

### (3) 人材、情報・技術、資金による包括的支援

地域の脱炭素化に向けて、国は、人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援していく方針です。

人材面では、環境省において、地域の脱炭素化を進める人材育成のための研修を行っているほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行っています。また、内閣府において、地方創生人材支援制度によりグリーン専門人材の派遣を行うほか、総務省と環境省において、自治大学校の協力を得て地方公共団体職員向けの地域脱炭素に係る研修を行うなど、関係省庁と連携して、人的な支援を行っています。

情報・技術面では、再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）により、地域再生可能エネルギーの案件形成の基盤として、自治体支援のためのサイトを改修するとともに、地域経済循環分析ツール等を提供し、再生可能エネルギーなど地域資源を活用し、地域のお金はどうすれば地域で循環するかという地域経済循環の考え方を普及させ、地方公共団体による地域に貢献する脱炭素事業の計画を促進しています。

資金面では、2022年度当初予算に創設した脱炭素先行地域づくりや脱炭素の基盤となる重点対策加速化事業を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を拡充し、「地域脱炭素推進交付金」として2024年度当初予算に計上しており、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体を支援していきます。また、総務省において2023年度に創設した脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、2024年度から地域内消費を主たる目的とする場合、第三セクター等に対する補助金を対象に追加することとしました。加えて、地域における再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を実施しています。

国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施します。具体的には、各府省庁が持つ支援ツールと支援実績・事例等の情報を共有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行います。また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各府省庁の支援ツールを組み合わせる支援等に取り組みます。さらに、2022年度から、地方環境事務所に地域脱炭素創生室を創設することで、こうした関係府省庁との連携も通じた脱炭素先行地域づくりについて、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応しています。

さらに、これらの取組を始めとする地域脱炭素政策の今後については、2024年12月に「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、今後の地域脱炭素政策の方向性が示されています。これらに基づき、引き続き地域脱炭素の取組の加速化・全国展開を図っていきます。

### (4) 再エネ促進区域

地域の脱炭素化を進めていく上では、再生可能エネルギーの利用の促進が重要ですが、一部の再エネ事業では環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないことなどに起因した地域トラブルが発生し、地域社会との共生が課題となっています。脱炭素社会に必要な水準の再エネ導入を確保するためには、再エネ事業について適正に環境に配慮し地域における合意形成を促進することが必要です。



このため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、再エネの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクトである地域脱炭素化促進事業が円滑に推進されるよう、市町村が再エネ促進区域の設定や、再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行されました。また、地域共生型再エネの導入促進に向けて、都道府県の関与強化による地域脱炭素化促進事業制度の拡充を含む「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）」が2025年4月に施行されました。2025年3月末時点で全国56か所の市町村で促進区域が設定されるとともに、環境保全と地域経済への発展等を考慮した地域脱炭素化促進事業計画の認定も始まるなど、広がりを見せつつあります。国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の策定や、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等を行う取組への支援等とともに促進事業認定に向けた事業者の支援を行い、地域共生型・地域裨益型再エネ導入を促進していきます。

### （5）住宅・建築物の脱炭素化

地球温暖化対策計画の中では、2030年度において、家庭部門は2013年度比で66%、業務その他部門では2013年度比で51%のエネルギー起源CO<sub>2</sub>を削減する野心的な目標が設定されています。住宅・建築物は一度建築されるとストックとして長期にわたりCO<sub>2</sub>排出に影響することから、2050年ネット・ゼロに向けて、今から住宅・建築物の脱炭素化に取り組むことが不可欠です。

新築の住宅及び建築物に関しては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度から義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅及び建築物についてZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）<sup>ゼッチ</sup>・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）<sup>ゼブ</sup>基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施することとしています。これらの制度的措置に加え、新築される住宅及び建築物のZEH・ZEB化への支援や、国土交通省とも連携し、ZEH基準<sup>ゼッチ</sup>の水準を大きく上回る省エネルギー性能を有する住宅に対する補助事業を実施しています。

また、全国に既に存在する住宅の約8割、ビルや学校等の建築物の約6割が現行の省エネルギー基準を満たしていません。これら膨大な数の住宅・建築物ストックの脱炭素化改修への投資は、新たな市場を創出し、経済成長にも資するものです。このため、経済産業省、国土交通省及び環境省では、GX予算も一部活用しつつ、既存の住宅及び建築物の省エネ性能向上のための補助事業を実施しています。特に既存住宅に関しては、経済産業省、国土交通省及び環境省の住宅の省エネリフォームのための補助事業をワンストップで利用可能とし、より一層の省エネリフォームの促進を図っています。

### （6）モビリティの脱炭素化

我が国全体の二酸化炭素排出量の約2割は運輸部門から、3割以上は産業部門から排出されており、それらの部門からの排出量削減につながるモビリティの脱炭素化は、2050年ネット・ゼロ実現のために非常に重要です。

ネット・ゼロ実現に向けて、トラック・バス等の商用車については、8トン以下の車両は2030年までに新車販売に占める電動車（EV、PHEV、FCV等）の割合を20～30%とする、8トン超の車両は2030年までに電動車を5,000台先行導入するなどという目標を設定し、電動化を進めています。また、GX建設機械認定制度も活用しつつ、電動建設機械の導入・普及を促進しています。

船舶については、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の導入の促進に向けて、国内生産体制の整備支援に取り組んでいます。



### (1) 公共施設における太陽光発電

2050年ネット・ゼロや2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画に示される我が国の温室効果ガス削減目標の実現に向けては、公共部門の率先した取組が重要です。特に太陽光発電については、2025年2月に改定した「政府実行計画」において、2030年度までに設置可能な政府保有の建築物等の約50%以上に、2040年度までに100%設置することを目指しており、各府省庁において導入に向けた取組を進めています。地方公共団体についても、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即した「地方公共団体実行計画」を策定した上で、政府実行計画に準じた取組を進めることとされており、こうした取組を促進するために、建築物のZEB化に資するシステム・設備機器や公共施設への太陽光発電設備・蓄電池等の導入支援等を行っています。また、自治体職員向けに、初期費用及びメンテナンスが不要であり、設備設計も民間提案とすることが可能である「第三者所有モデル」による導入についての手引きや事例集、公募要領のひな型等を公表しています。

これらの取組を円滑に進めるため、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を2023年9月に設置しました。連絡会議を通じ、公共部門における太陽光発電の導入容量に関する目標の設定、各府省庁の太陽光発電整備計画の策定、地方公共団体への支援策等の周知等を実施しました。

### (2) 地域共生型再エネ

再生可能エネルギーの最大限導入に当たっては、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を進めることが重要です。そのため、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す脱炭素先行地域、重点対策加速化事業を始めとした地域主導の脱炭素の取組を、財政・人材・情報等の面から支援します。また、地域脱炭素化促進事業制度も活用しながら、地域共生型・地域裨益型の再生可能エネルギー導入を促進し、地域企業の脱炭素化支援を含めて地域共生型再エネの利活用を促進します（「1. 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行」参照）。発電と営農が両立する営農型太陽光発電については、事業規律や適切な営農の確保を前提として、地方公共団体の関与等により適正性が確保される事業の導入の拡大を進めていきます。さらに、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の運用を通じて、事業者による適正な環境配慮が確保されるよう取り組んでいきます。

### (3) ペロブスカイト太陽電池

日本発の技術として開発の進むペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟という特徴を有し、耐荷重性の低い屋根や建物壁面等、従来の太陽電池では設置が困難だった場所への導入を可能とする次世代技術です。この技術の活用により、太陽光発電が直面する様々な課題を乗り越えながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大につながることが期待されています。ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向け、次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力の強化に向けた官民協議会において、2024年11月に「次世代型太陽電池戦略」が取りまとめられました。本戦略に基づき、ペロブスカイト太陽電池の継続的な需要の創出に取り組み、量産化による価格低減、更なる導入拡大につながる好循環を目指します。2025年2月には、政府実行計画を改定し、政府施設への率先導入を位置付けました。また、地方公共団体を含む需要家への導入支援を実施し、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出に取り組んでいきます。

### (4) 自家消費型太陽光

初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）の達成を目指します。また、窓・壁等の設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入を促進していきます。

## (5) 太陽光パネルの廃棄・リサイクル

太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると見込まれており、脱炭素化と循環経済への移行を共に進めていくためにも、リサイクルを促進することが重要です。2024年9月から、「中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会」と「産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ」の合同会議において、太陽光パネルの廃棄・リサイクルを確実に行うための仕組みについて議論し、2025年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を進めるとともに、リサイクルを促進するための環境整備を進めていきます。

## (6) 浮体式洋上風力の利活用

遠浅の海域の少ない我が国では、水深の深い海域に適した浮体式洋上風力の導入拡大が重要です。長崎県五島市の実証事業において風水害にも耐え得る浮体式洋上風力が実用化されたことを活かし、確立した係留技術・施工方法を基に普及啓発を進めています。浮体式洋上風力の導入に当たっては、環境保全・社会受容性の確保や、維持管理や使用後の破棄など多様な観点からの検討が不可欠です。今後、脱炭素化と共に自立的なビジネス形成が効果的に推進されるよう、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入計画策定の支援や漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システムの実証に取り組みます。

### 事例



### 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業

「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業」では、地域資源である再エネ等を活用し、水素供給に必要なコストを低減することで、地産地消型の水素サプライチェーンモデルを構築することを目指しており、現在、北海道苫小牧市、室蘭市、福島県浪江町、大阪府大阪市の4地域で実証事業を行っています。

そのうち、浪江町では、太陽光発電を利用した水素製造施設である「福島水素エネルギー研究フィールド」より出荷されたグリーン水素を、町内に設置した燃料電池やFCV等の水素を利活用できる設備の燃料として利用するほか、水素需給量・搬送状況を考慮した最適搬送管理システムを町の水素利用プラットフォームとして構築し、サプライチェーンの全体管理・最適化を目指す実証を行っています。また、室蘭市では、市が所有する風力発電所の電力を活用して製造した水素を、既存のLPガス配送トラックに混載可能な円筒型水素吸蔵合金タンク（MHタンク）に充填し、高压ガス関係法令に抵触しない低压で配送し、大学職員宿舎に設置された燃料電池、小規模食堂や宿泊施設における水素ボイラー等において利用するサプライチェーン構築の実証を行っています。

#### 既存インフラ水素実証事業事例（北海道室蘭市）



資料：環境省

#### 既存インフラ水素実証事業事例（福島県浪江町）



資料：環境省



## (7) 風力発電に係る環境影響評価制度の適正な在り方

再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に当たっては、地域における合意形成を図り、環境への適正な配慮を確保することが重要であり、環境影響評価制度の重要性はますます高まっています。

とりわけ風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。

このような中、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

また、陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

## (8) 地熱

地熱発電は、発電量が天候等に左右されないベースロード電源となり得る再生可能エネルギーであり、我が国は世界第3位の地熱資源量を有すると言われていたことなどから、積極的な導入拡大が期待されています。しかし、地下資源の開発はリスクやコストが高いこと、地熱資源が火山地帯に偏在しており適地が限定的であること、自然環境や温泉資源等への影響懸念等の課題もあります。このような状況を踏まえて、守るべき自然は守りつつ、地域での合意形成を図りながら、自然環境と調和した地域共生型の地熱利活用を促進する観点から、環境省は2021年4月に「地熱開発加速化プラン」を発表し、9月に自然公園法及び温泉法の運用見直しを行いました。引き続き同プランに基づき、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定の促進、温泉モニタリング等の科学的データの収集・調査を行うことによって、地域調整を円滑化し、全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増と最大2年程度のリードタイムの短縮を目指しています。

## 3 電力部門の脱炭素化に向けた取組

電力部門におけるCO<sub>2</sub>排出係数が大きくなることは、産業部門や業務その他部門、家庭部門における省エネの取組（電力消費量の削減）による削減効果に大きく影響を与えます。このため、電力部門の取組は、脱炭素化に向けて非常に重要です。

再生可能エネルギー、原子力等の脱炭素電源を最大限活用するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向けて、火力発電から大気中に排出されるCO<sub>2</sub>を実質ゼロにしていくことが必要です。特に、石炭火力発電は安定供給性と経済性に優れていますが、CO<sub>2</sub>排出係数は最新鋭のものでも天然ガス火力発電の約2倍となっています。一方で、火力発電は、東日本大震災以降の電力の安定供給や電力レジリエンスを支えてきた重要な供給力であるとともに、現時点の技術を前提とすれば、再生可能エネルギーを最大限導入する中で、再生可能エネルギーの変動性を補う調整力としての機能も期待されることを踏まえ、安定供給を確保しつつ、その機能をいかにして脱炭素電源に置き換えていくかが鍵となります。

このため、2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画に示される温室効果ガス削減目標の実現に向けては、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力発電を中心に発電量（kWh）を減らしていくことが重要です。G7では、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030年代前半、または、気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトすることで一致しました。

電力部門の脱炭素化に向けた取組として、具体的には、非効率な石炭火力発電について、省エネ法の規制強化により最新鋭のUSC（超々臨界）並みの発電効率（事業者単位）をベンチマーク目標として設定するとともに、バイオマス等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認めることで、脱炭素化に向けた技術導入の促進につなげていくほか、容量市場においては、2025年度オークションから、一定の稼働率を超える非効率な石炭火力発電に対して、容量市場からの受取額を減額する措置を導入するなど、規制と誘導の両面から措置を講じることにより非効率な石炭火力発電のフェードアウトを着実に推進していきます。また、大手電力等は火力の脱炭素化計画を毎年度作成するとともに、経済産業省は全事業者を統合した形で2030年に向けたフェードアウトの絵姿を公表することとしています。

さらに、2050年ネット・ゼロに向けては、グリーンイノベーション基金等も活用して、水素・アンモニアの混焼・専焼化やCO<sub>2</sub>回収・有効利用・貯留（CCUS／カーボンリサイクル）の技術開発・実装を加速化し、脱炭素型の火力発電に置き換える取組を推進していくこととしています。

中でも、我が国では、2023年3月に取りまとめられた「CCS長期ロードマップ」において、2030年までに事業開始に向けた事業環境を整備し、2030年以降に本格的にCCS事業を展開することを目標としています。また、2023年6月に取りまとめられた「カーボンリサイクルロードマップ」において、化石燃料等の燃焼に伴う排ガス中のCO<sub>2</sub>を資源として捉え、化学品や燃料、鉱物といった新たな有価物に転換して社会で活用することでカーボンニュートラル社会の実現に貢献することとしており、CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装のため、モデル事業等を通じ、商用化規模の早期の技術確立を目指し、普及に向けた取組を加速化していきます。環境省では、商用規模の火力発電所におけるCO<sub>2</sub>分離回収設備の建設・実証により、CO<sub>2</sub>を分離回収する場合のコストや課題の整理、環境影響の評価等を実施するほか、カーボンリサイクル技術を地域社会で活用するモデル構築等の検討を実施しています。

## 4 二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開

我が国は、グローバルサウス等のパートナー国で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG削減・吸収の効果を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み（二国間クレジット制度：JCM）を展開しており、これまで270件以上のプロジェクトを実施しています。2024年10月にラオス・ビエンチャンで開催された第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合において採択された「今後10年のためのアクションプラン」でも、AZEC内でのJCMパートナー国の拡大を含めた質の高い炭素市場に関する協力が盛り込まれました。また、こうしたJCMの活用促進に向けて、クレジットの発行手続き等を法定化する「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）」が2024年6月に成立し、2025年4月1日に同法に基づく指定実施機関「日本政府指定JCM実施機構」（英名：The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan）が発足しました。

また、パリ協定第6条に沿ったJCMを含む市場メカニズムの構築のため、COP27において我が国が主導して立ち上げた「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2025年1月末時点、86か国、200以上の機関が参加）による各国の実施体制の構築支援等を行っています。世界各国でJCMを含む市場メカニズムの活用と炭素市場がますます拡大していくことが期待され、今後も国際的な連携を更に強化しながら、各国の6条実施に対する支援を拡大していきます。



また、官民連携の枠組みとして、2020年9月に設立した環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)を活用し、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業の活動を後押ししていきます。具体的な活動として、セミナーや展示等を一体的に開催する「環境ウィーク」の開催、現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行っています。

さらに、環境省水素等新技術導入事業では2023年度から、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業として、モンゴルにおけるグリーン水素の実証事業やタイにおけるペロブスカイト太陽電池の実証事業を実施しています。また、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法(方法論)をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが開始されました。加えて、2025年度より、脱炭素だけでなく他の環境課題・社会課題等を相乗的に解決するためのJCM事業の案件形成に向けた実証事業を開始しました。

これらの取組を通じて、「脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現」及び「多様な道筋によるネット・ゼロ実現」との「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)原則の下でのAZECの取組にも貢献するなど、世界全体、とりわけアジアの脱炭素化に貢献し、気温上昇を1.5℃に抑制するために、できるだけ早く、できるだけ大きな削減を実現できるよう貢献していきます。

## 事例



### 神奈川県横浜市とタイ・バンコク都による脱炭素社会実現のための都市間連携事業

環境省では、我が国と海外の自治体が連携し、脱炭素プロジェクトの形成や制度構築支援等をパッケージで展開する「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を2013年度から実施しています。2022年度に開始した横浜市とバンコク都の都市間連携事業では、現在、バンコク都のエネルギーアクションプランを策定し、[1] エネルギー効率の改善、[2] 再生可能エネルギーへの移行、[3] 持続可能な交通の促進、という3つの戦略の下、バンコク都保有施設及びバンコク都内の民間企業における対策を進めています。これまでに、民間企業交流のプラットフォームの提供、「タイのアルミインゴット生産工場への高効率システム導入による生産性改善」、「亜熱帯地域におけるペロブスカイト太陽電池システムの実証事業」といったJCM事業の実現など協力の成果を上げています。

なお、横浜市は、2013年にバンコク都と環境分野の技術協力に係る覚書に署名して以来、JICAと連携した技術研修や気候変動マスタープラン策定に係る協力を行ってきたほか、アジア・スマートシティ会議を主催しており、2024年10月に横浜で開催された第13回目となる会議には2,200人以上が出席し、39の海外都市・政府機関等が賛同するアジアのグリーン社会の実現に向けた横浜宣言が行われました。

## 第3章

# 「国民」～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～

私たちの暮らしは、森里川海からもたらされる自然の恵み（生態系サービス）に支えられています。かつて我が国では、自然から得られる資源が地域の衣・食・住を支え、資源は循環して利用されてきました。それぞれの地域では、地形や気候、歴史や文化を反映した、多様で個性豊かな風土が形成されてきました。そして、地域の暮らしが持続可能であるために、森里川海を利用しながら管理する知恵や技術が受け継がれ、自然と共生する暮らしが営まれてきました。我が国の文化は、自然との調和を基調とし、自然とのつきあいの中で日本人の自然への感受性が培われ、伝統的な芸術文化や高度なものづくり文化が生まれてきました。しかし、戦後のエネルギー革命、工業化の進展、流通のグローバル化により、地域の自然の恵みにあまり頼らなくても済む暮らしに変化していく中で、私たちの暮らしは物質的な豊かさや便利さを手に入れ、生活水準が向上した一方で、人口の都市部への集中、開発や環境汚染、里地里山の管理不足による荒廃、海洋プラスチックごみ、気候変動問題等の形で持続可能性を失ってしまいました。さらに、海外への資源依存や急速な都市化の進展、人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつあります。

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能であることが必要です。第六次環境基本計画においては、コミュニティの基盤である地域について、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを通じて地域の経済・社会的課題の解決に結びつけ、環境・経済・社会の統合的向上を実践・実装していくことを重点戦略の一つに位置付けました。

私たちの消費行動を含むライフスタイルやワークスタイルにおいても、限られた資源を有効活用することで、天然資源の利用及び加工による環境負荷の削減を実現し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費に代わる、持続可能で健康的な食生活やサステナブルファッションなど持続可能な消費に基づくライフスタイル、ウェルビーイングの在り方を示すことが重要です。また、地域ならではの自然とそこに息づく文化・産業を活かした持続的な地域づくり等を推進する中で、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築、人間性及び感受性の回復、健康増進、子どもの健全な発育等を推進することも重要です。そして、地域脱炭素の推進や循環経済への移行、地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成等の地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組は、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現にもつながります。

第3章では、地域やそこに住んでいる人々の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにもつなげ得る取組を紹介します。

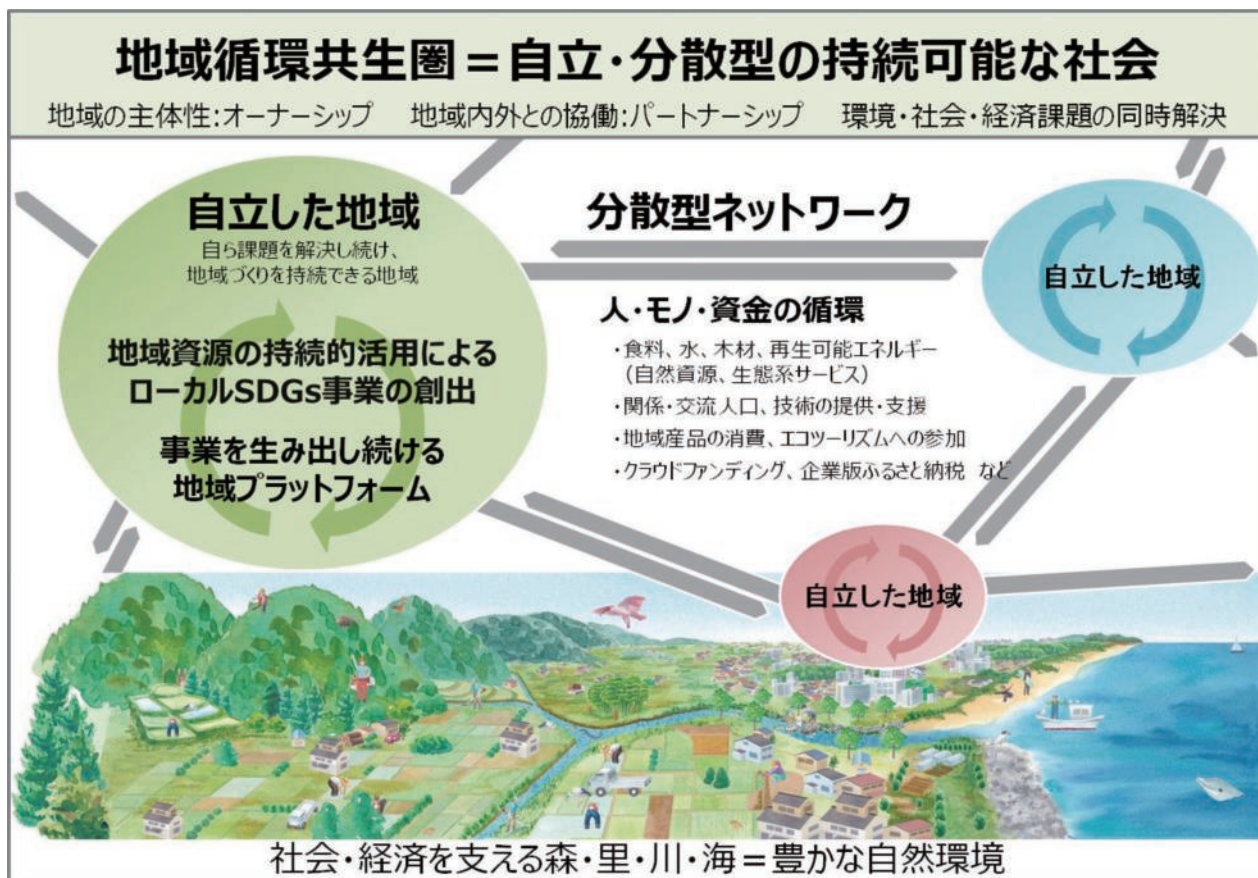
## 第1節 地域循環共生圏の実践・実装

### 1 地域循環共生圏

地域循環共生圏は、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける「自立した地域」を作るとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社

会」を示す考え方です。例えば、再生可能エネルギーや里地里山からもたらされるバイオマス等の自然の恵みを始めとする地域の資源を持続的に活用し、地域の防災力の向上といった社会課題の解決や、地域の経済循環を強くし、雇用や所得を向上させることを通じて、脱炭素や資源循環、自然再興の取組と地域の経済・社会課題の同時解決を進めることで、持続可能な地域づくりを目指します。地域の主体性を基本として、パートナーシップの下で、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます（図3-1-1）。

図3-1-1 地域循環共生圏の概念



資料：環境省

### (1) 地域循環共生圏づくりの推進

地域循環共生圏を創造していくためには、地域のステークホルダーが有機的に連携し、環境・社会・経済の統合的向上を実現する事業を生み出し続ける必要があります。環境省は2019年度から2023年度にかけて、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」を行い、ステークホルダーの組織化と、事業の構想作成を支援してきました。2024年度からは、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」を開始し、各地域での地域循環共生圏の創造に加え、地域循環共生圏づくりの支援ができる担い手の支援・創出を図っています。さらにこの事業の中で、地域循環共生圏に係るポータルサイトの運用も行っており、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等を提供することで、全国各地におけるローカルSDGsの実践を一層加速させています。





## NIIGATA MUSIC LABORATORY・社会事業化団体SHE『クロスオーバー』

NIIGATA MUSIC LABORATORYは「新潟を音楽の街に！」をテーマに、音楽を愛する人々が集まるコミュニティづくりを目指している団体です。地域循環共生圏づくりとして、「誰かのやりたいが希望になる」をテーマに、音楽や文化に対する一人一人の「やりたい」という思いが地域の新しい可能性となり、次の世代の希望となることを目指し、NEW HOPEプロジェクトを立ち上げています。このプロジェクトでは、新潟に暮らす様々な人が集い、コーヒー片手に地域について語り合う場「Coffee House」や、そこで出た課題について、自分たちで何ができるか語り合う場「オーダーコーダー」を開催しています。また、対面の場でのつながりをオンライン上でも続けられる場として、Slackも運用しています。こうした取組の中で、未利用魚の活用プロジェクトや、部活動の地域移行の受け皿づくりなどといった、地域課題・社会課題を解決する取組が次々と生まれてきています。

社会事業化団体SHEは、こうした取組を俯瞰で捉えながら、行政・地域・企業など様々な要素をつなぐ役割を担い、持続可能な地域づくりのために、例えば、「Coffee House」で参加者が活発に話せるような場づくりや、参加者から出てきた課題の整理・地域課題との結び付けへの支援等を行っています。こうした体制で、音楽や文化と環境づくりの融合を図り、共感のカルチャーをベースとして新しいライフスタイルと地域の活性化に取り組んでいます。

### NEW HOPE プロジェクトの活動



資料：NIIGATA MUSIC LABORATORY

### 地元の未利用魚を活用したフィッシュバーガー



資料：Smile Story

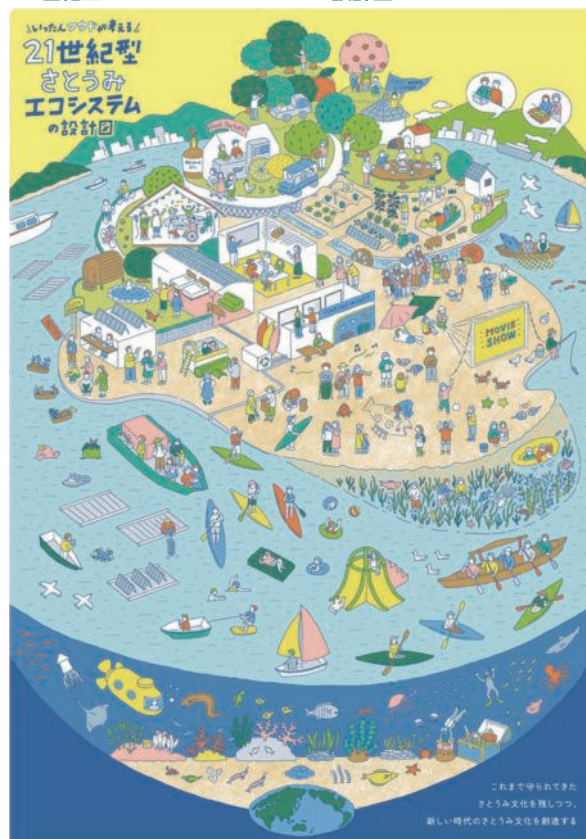




一般社団法人フウドは、瀬戸内海広島島湾の中心に位置する広島県江田島市において、人の暮らしが自然と共生していた時代に習いつつ、里海環境の保全を進め、その活動を支える経済システムを確立する仕組み、環境×社会×経済の循環による「21世紀型さとうみエコシステム」の構築に取り組んでいます。ブルーカーボנקレジット及びふるさと納税制度を活用したエコシステムの構築による豊かな海づくりや、島の資源を活用したアドベンチャーツーリズム、企業・団体向けの研修事業等を行い、域外からの資金獲得、人づくりと仕事づくりの好循環、自然にとっても人にとっても幸福度の高い島を目指しています。

こうした取組に対して、一般社団法人HLLは、地域マングラを用いた意見交換等を通じて、地域の関係者の巻き込み・地域のビジョンづくり、事業アイデア・やりたいことの整理等を支援し、一般社団法人フウドの「風土の再生・再編集」というコンセプトの下、暮らしの中で大切にされている個人の感覚や感情に根差しながら、民間主体が単体では難しい事業活動や仕組みづくりを共に実現することを目指しています。

#### 21世紀型さとうみエコシステムの設計図



資料：一般社団法人フウド

#### 島の資源を活用したアドベンチャーツーリズム



資料：一般社団法人フウド



唐津市は、地域ごとの特性を活かした新たな取組が創造されていくエコシステムを構築し、外部環境の変化に対応しながら地域が発展していく持続可能な社会の実現を目指しています。具体的には、多様な主体が積極的に連携・協力し自然資本と調和した多様なビジネスが創出/共創される街づくりを目指して、ブルーカーボン、ネイチャーポジティブ、海洋プラスチック、資源循環、再生可能エネルギー等のテーマで地域の関係者間で集まり、ありたい姿の共有、その実現に当たって不足している要素等の意見交換を深めています。こうしたプラットフォームでの議論から、プロジェクトの立案・事業化を行い、市域内外の企業や研究機関等との連携を強化し唐津市版地域循環共生圏の実現を目指しています。

こうした取組に対して、一般社団法人GBPラボラトリーズは、社会の動向や国の政策等の大きな流れを汲んだ唐津市の目指す姿の整理、関係者との協力体制の築き方・運営の継続方法等のプラットフォームの仕組みづくりに関する助言・支援、具体のプロジェクトに対する同時解決・協働の視点のインプット、地域外の人やリソースとの連結等の支援を実施し、中長期的視点での課題解決を目指しています。

地域の関係者による環境DNA測定の様子



資料：唐津市

唐津市版地域循環共生圏キックオフミーティング



資料：唐津市

## (2) グッドライフアワード

環境省が主催するグッドライフアワードは、日本各地で実践されている「環境と社会によい暮らし」に関わる取組を表彰することによって、SDGsを体現する取組を応援するとともに、広く社会に発信するプロジェクトです。企業・学校・NPO・地方公共団体・地域・個人など多くの応募の中から、毎年「環境大臣賞」と「実行委員会特別賞」が決定され、これまで表彰された取組は400件を超えます。地域循環共生圏の「見本市」として様々な場面で発信するとともに、関係者のパートナーシップを強化することでグッドライフの輪を広げ、地域循環共生圏の創造につなげていきます。

## 事例



## 環境循環型農業を实践し、育てる人、作る人、食べる人の顔が見える関係を目指す取組（ヤマキ醸造）

農業生産法人を組織し、有機栽培・特別栽培など環境循環型の栽培方法にこだわり、自社で生産した原料を用いて昔ながらの方法で味噌・醤油・豆腐・漬物を製造し、既存品を活かしたアップサイクル商品の商品開発、そして製造の過程で発生する副産物を有効活用して廃棄ゼロを達成しました。

自社にて太陽光発電からエネルギーを作り、工場稼働などに使用しています。また地元の生協組織と大豆トラスト運動やNPO法人と共に水を育む森林保全の活動などを行っています。

### 有機栽培・特別栽培等による環境循環型農業の実践



資料：ヤマキ醸造

## 事例



## 「終わらない服をつくろう。」お客様と共に歩むグッドライフなエコ活動の取組（青山商事）

大量生産・大量廃棄への対応として、1998年から始まった不要衣類の回収と資源循環の取り組みを進化させ「WEAR SHiFT」リサイクリングBOXを全国の店舗に設置し、顧客と共に歩むエコ活動を推進するとともに、服から服へ、循環型リサイクルにもチャレンジしています。また、回収衣類の一部を用いて災害支援用リサイクル毛布を作製し大規模災害に見舞われた自治体へ寄贈、衣料の回収量に応じた森林保全活動への寄付を通して「AOYAMAの森」づくりに取り組んでいます。

### 「WEAR SHiFT」リサイクリングBOXの店舗設置



資料：青山商事



## 事例



## びっくりドンキーの生きものにも優しいお米～契約産地での生きもの調査 実施率100%！～の取組（アレフ）

ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」で提供するお米は全量契約栽培を行い、農薬使用は除草剤1回以下で畔を含め殺虫剤の使用は禁止という独自の厳しい基準に加え、生産者自身の水田の「生きもの調査」を義務化しています。

この調査を通して、カエルやトンボ等の水生の幼生が成体になるまで水田の中干し開始時期を延期したり、水生生物が行き来することができるよう排水路と水田をつなぐ魚道を設置したりするなど、生物多様性に配慮した取組を契約産地で推進しています。

生物多様性に配慮した取組が行われる契約産地（田んぼ）で作られたお米



ハンバーグレストラン  
**びっくりドンキー**

資料：アレフ

## 事例



## 里山再生「我田の森」プロジェクトの取組（里山クラブ可児）

岐阜県可児市東部の里山で活動する「里山クラブ可児」は、2000年4月に発足し、同市久々利地区にある「我田の森」を拠点として、四半世紀にわたり里山の再生・維持・保全等の活動を行っています。

耕作されなくなった棚田を、田んぼビオトープとして再生させ、一年中水を張りながら、耕さず農薬を使わない米作りを行います。ここでは、田植え・稲刈り・餅つきと一連の作業を体験するワークショップを地域の親子に提供しています。

また、里山を維持する活動も活発です。森の整備により出た木材を用い、原木椎茸作りなどを行い、畑ではオーガニックな野菜を栽培し、季節の恵みを分かち合います。

協賛団体は、企業から行政、大学から幼稚園までと幅広く、多様なパートナーと連携して共に活動を行っています。

田んぼビオトープでの田植え体験会



資料：里山クラブ可児

## 事例



## 再生可能エネルギーで輝く「おおなん成長戦略」（島根県邑南町）

2030年度までにネット・ゼロ実現を目指す脱炭素先行地域の一つ島根県邑南町では、地域新電力「おおなんきらりエネルギー株式会社」が、住宅や民間事業者等に太陽光発電・蓄電池を設置し自家消費を進めています。加えて、オフサイト太陽光発電の再エネ電力を地域内に供給することにより、地域外へ流出していた電気料金の地域内循環を目指しています。さらに、スマート農業を推進すると同時に、ビニールハウスのエネルギー源や農耕具の電化、省エネ性能の優れた道の駅の建設など、CO<sub>2</sub>排出削減と農業振興を同時に進めています。

また、ふるさと納税・企業版ふるさと納税の使途に「エネルギーの地産地消による環境と経済を両立したまちづくり」を設け、脱炭素先行地域エリア外でのPPA希望者の財源確保を図っています。

公共施設に導入された太陽光電池



資料：島根県邑南町

農地への太陽光発電導入



資料：島根県邑南町

## コラム



## 「環境教育・ESD 実践動画 100選」

持続可能な社会を実現するためには、現代社会における様々な問題を、自らの問題として主体的に捉え、取り組むことが求められます。そのような問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす社会づくりを目指して行われる教育が、環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）であり、その実践を社会に広げていくことが重要です。環境省では、現場での実践や学びのヒントになるよう、環境教育・ESD実践の優良事例の動画を「環境教育・ESD 実践動画 100選」として選定し、優良事例のショーケースとして広く発信しています。

2024年度の社会教育部門に選定された「ハーベスト」を制作した加山興業では、廃棄物処理事業を行う同社が、環境に悪影響を与えていないか確認をするため、環境指標生物としてミツバチを飼育しています。選定された動画では、飼育するミツバチの観察や採蜜体験を通じて、地域の方々も巻き込みながら活動している様子を紹介しています。

同社は、「生物多様性のための30by30アライアンス」への参加や、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条に基づく認定「体験の機会のある場」での体験の機会を提供しており、廃棄物の適正処理と生物多様性をつなげ、環境教育・ESDの推進に向けて取り組んでいます。

## 社会教育部門に選定された実践動画「ハーベスト」



ハーベストについて紹介するのじゃ！

資料：加山興業



子供たちは興味津々じゃ！

## 2 良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上

持続可能な社会を構築し次世代に引き継ぐためには、良好な環境を目指すとともに、人々がその良好な環境とふれあい、持続可能な形で利用することにより、地域のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、持続可能な観光等の地域活性化の実現など、地域に具体的なメリットを創出することが重要です。この実現のため、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化を保全・再生・創出するとともに持続的な利用を促進する取組や、水道水源となる森や川から海に至るまで、良好な環境の創出に取り組む地域を連結した流域一体的な保全のモデルの構築、藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指す里海づくりなどを実施しています。

## コラム



## 良好な環境の創出活動

環境省では、規制等による施策と並行して、これまで「名水百選」や「平成の名水百選」、「残したい“日本の音風景百選”」等により、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、豊かな水辺や星空、音の風景など地域特有の五感で感じる自然や文化といった「良好な環境」の保全にも取り組んできました。「良好な環境」は、きれいな水を活用したそば、わさび、酒づくり等の地場産業や観光の振興など、地方創生の重要な要素にもなっています。

しかし、近年、「良好な環境」が荒廃しつつある地域や、良好な環境の保全活動の継続が資金不足や担い手不足等により困難となる地域も見られます。

このような状況の中、地域における「良好な環境」を保全するだけでなく、積極的に再生・創出し、持続可能な形で利活用することにより、地域課題の解決への貢献とともに、人々のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化の実現が期待されています。



令和6年度良好な環境創出活動推進モデル事業（福島県磐梯町）



資料：磐梯町

令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業（沖縄県大宜味村）



資料：大宜味村観光協会

## コラム



## 令和の里海づくり

瀬戸内海を始めとした閉鎖性海域及び、各地の沿岸域では、高度経済成長期における産業の近代化、都市化に伴い、藻場・干潟の埋め立て、河川や沿岸海域における水質汚濁が急速に進行し、「瀬死の海」とも呼ばれる状況にまで悪化してしまう海域もありました。そのため、環境省では排水規制等に取り組んできたところ、現在では、一定の水質改善が達成されています。一方で、豊かな海を実現するには、生物の生息場になる環境の保全等の取組が重要になりますが、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）」の基本理念では、豊かな海を目指していくことが明記されました。瀬戸内海を豊かな海とするために、2022年度から地域の里海づくりを支援することで好事例モデルを創出することを目的に「令和の里海づくり」モデル事業を実施しています。

当モデル事業は、気候変動の影響による水温上昇等による海域環境の変化も著しい中、現在では、瀬戸内海のみならず全国の沿岸域等で行われる里海づくりが、地域の様々な課題の同時解決を図り、かつ持続可能な取組となることを目指すものです。具体的には、藻場・干潟の保全・再生・創出と、地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目的とした里海づくりを通じて、依然として発生する赤潮、資源の枯渇、人口減少、地域への理解増進、海洋人材の育成といった、沿岸域の環境を取り巻く様々な課題を解決していく好事例を創出していきます。

沿岸域のアマモ場



資料：ざっこCLUB

## 第2節 ライフスタイルの転換

我が国は2050年ネット・ゼロの実現という目標を掲げていますが、我が国の温室効果ガス排出量を消費ベースで見ると、全体の約6割が家計によるものという報告があり、私たち一人一人が温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります（図3-2-1）。そのためには、「住まい」「移動」「食」「ファッション」の側面から、温室効果ガスの排出量を減らし、廃棄物を減らして3R + Renewableによる資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていくほか、私たち全員が自らの課題として身近なところから行動することを目指すとともに、私たち一人一人の行動変容から社会や組織の変革

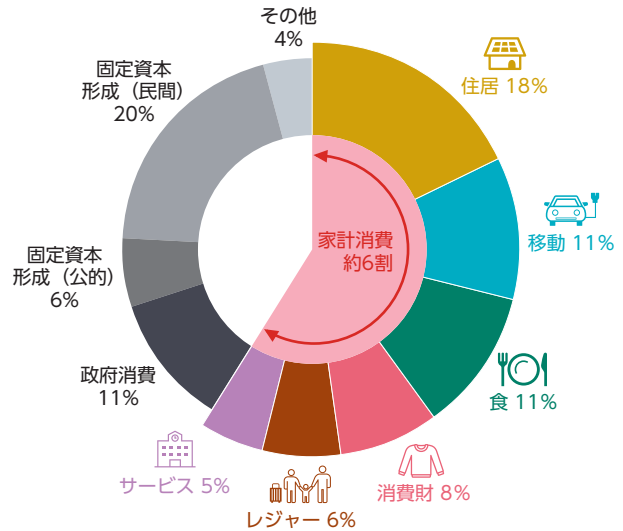
を連動的に促すことで、持続可能な社会への転換を実現することが必要です。

## 1 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

2050年ネット・ゼロの実現に向けては、暮らし、ライフスタイル分野でも大幅なCO<sub>2</sub>削減が求められます。そこで、環境省では、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月に新しい国民運動(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を開始し、2023年7月に「デコ活」を愛称として決定しました。

「デコ活」では、衣食住・職・移動・買い物など、生活全般にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」を提案し、自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の脱炭素につながる豊かな暮らし創りに向けた取組を展開しています(図3-2-2)。

図3-2-1 消費ベースでの日本のライフサイクル温室効果ガス排出量



資料：南斉規介（2019）産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）（国立環境研究所）、Nansai et al.（2020）Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省（2015）平成27年産業連関表に基づき国立環境研究所及び地球環境戦略研究機関（IGES）にて推計  
※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル（資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄）において生じる温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）を算定し、合算したもの（国内の生産ベースの直接排出量と一致しない）。

図3-2-2 新しい豊かな暮らしの提案内容



資料：環境省



また、「デコ活」の開始と同時に発足した官民連携協議会（デコ活応援団）に参画している自治体・企業・団体等とも連携しながら、国民の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進しており、2024年には連携協働型の社会実装プロジェクトであって、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に対する補助制度を創設しました。

デコ活の具体的な取組の一つとして、WEBサイトにおいて、自治体・企業・団体等より登録いただいた情報を以下の4つの切り口で発信することにより、国民の豊かな暮らし創りを後押ししています。

[1] デジタルも駆使した、多様で快適な働き方・暮らし方の後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーション等）

[2] 脱炭素につながる新たな豊かな暮らしを支える製品・サービスの提供・提案

[3] インセンティブや効果的な情報発信（気づき、ナッジ。消費者からの発信も含め）を通じた行動変容の後押し

[4] 地域独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案、支援

（2025年3月時点の掲載数：[1] デジタル関係：62件、[2] 製品・サービス関係：266件、[3] インセンティブ関係：167件、[4] 地域関係：48件、計543件（複数カテゴリにまたがるものも有））

さらに、国民の暮らしを豊かにより良くする取組として、[1] デ・コ・カ・ツにちなんだ“まずはここから”4アクションを筆頭に、[2] “ひとりでCO<sub>2</sub>が下がる”3アクション、[3] “みんなで実践”する6アクションの計13アクションを決定し、日常における一人ひとりのデコ活の実践の呼びかけを行っています（図3-2-3）。

図3-2-3 「デコ活アクション」について

| 分類                       |   |   | アクション                             |
|--------------------------|---|---|-----------------------------------|
| まずはここから                  | 住 | デ | 電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）   |
|                          | 住 | コ | こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）     |
|                          | 食 | カ | 感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）      |
|                          | 職 | ツ | つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に） |
| ひとりでCO <sub>2</sub> が下がる | 住 |   | 高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ                |
|                          | 移 |   | 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ                  |
|                          | 住 |   | 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる           |
| みんなで実践                   | 衣 |   | クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む    |
|                          | 住 |   | ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する     |
|                          | 食 |   | 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ                   |
|                          | 移 |   | できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する             |
|                          | 買 |   | はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う       |
|                          | 住 |   | 宅配便は一度で受け取る                       |

※デコ活アクションの詳細については、<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/> から確認を。（今後随時追加更新予定）

資料：環境省

このほか、「デコ活」の普及浸透のため、組織（自治体・企業・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかけるとともに、日々のデコ活の取組を「#デコ活」としてSNS等で発信し、広めていただくこともお願いしているほか、従業員・職員含む個人・自治体・企業・団体の方から「私の／私たちの／我が社の／我が町のデコ活アクション」標語を考えていただき、各部門の中から環境大臣賞を選定・表彰する「デコ活アクション大喜利大会」を開催するなど、様々な施策を展開しています（図3-2-4）。



図3-2-4 デコ活アクション大喜利大会



資料：環境省

今後は、2024年2月に公表した「くらしの10年ロードマップ」の進捗把握のため、取組状況に関する消費者アンケート調査を実施し、国民の生活全般における行動変容・ライフスタイル転換に向けた課題・ボトルネックの構造的な解消のため、「デコ活関係予算」等も活用しながら、官民連携の取組を効果的に促進するなど、あらゆる機会を捉えてデコ活を推進していきます。

## 事例



### 昼の再エネ余剰電力を活用した便利・快適・お得な暮らしの実現に向けて ～「デコ活」における実証事業～

近年、再エネの導入拡大により出力制御エリアは全国に拡大し、電力需要の減少等の影響により、足元の出力制御量は増加傾向にあります。この状況を改善する方策の一つとしては、昼間の電力需要を創出することが効果的です。このため、デコ活では、昼の余剰電力を有効活用する新しい暮らしのあり方の絵姿を描いた上で、昼の電力利用への行動変容と、それによる生活者の利益・利便性を訴求すべく、昼間の電力需要の創出に向けて、ディマンド・レスポンス（Demand Response：DR）（消費者が賢く電力使用量を制御することで電力需要パターンを変化させること）のうち、「上げDR」を促し、昼の電力利用へのシフトに向けた効果や消費者の利益について検証するため、2つの実証事業を実施しました。

- [1] IoT機器を活用し、蓄電池・エコキュート・EV等を所有する家庭を対象にしたHEMS機器等を用いた機器制御型DRと、手動で制御する行動変容型DRの実証事業を実施しました。HEMSを活用した住宅用エネルギー機器（蓄電池・エコキュート・EV）の自動制御により平均0.759kWh/回の電力需要創出が達成され、手動制御（0.437kWh/回）と比較して高い上げDRの効果を持つことが確認されました。また、自動制御による経済便益が最も大きくなる場合において、実証期間中に世帯あたり最大約2,400円程度の消費者便益を得られる可能性があることが確認されました。一方、機器登録設定の煩雑さや、電力会社提供の報酬とユーザーの期待値の乖離など、社会実装に向けた課題も明らかになりました。
- [2] 市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DR、蓄電池・洗濯乾燥機等をIoT機器を活用して自動制御する機器制御型DRの実証事業を実施しました。市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DRの実証では、秋の平均上げDR量は0.04kWh/30分～0.51kWh/30分、冬では0.04kWh/30分～0.48kWh/30分の範囲でDR効果が確認されました。家庭用蓄電池を活用した機器制御型DRの実証では、太陽光発電の売電価格が高い時間に蓄電し安い時間に消費する蓄電池の導入により、太陽光発電の自家消費を最大化する蓄電池を導入した場合と比べ、月平均400円程度の追加的な電気代削減が可能であることが示されました。一方、アンケート等において、「自分で制御できない」、「経済メリットが分

からない]、「停電時の残量不足」といった市場連動制御に対する不安が多く挙げられました。今後の普及に向けては、対象者自身での操作や選択を可能にすること、アプリ等での経済メリットの提示、一定の蓄電池残量を残す等の方法が有効であると考えられます。洗濯乾燥機等を活用した機器制御型DRの実証では、指口ボットによる家電の遠隔制御を行い食器洗い乾燥機は0.46円～1.27円/回、浴室乾燥機は1.77円～3.29円/回、洗濯乾燥機は0.55円～6.78円/回で変動することが確認されました。対象者が希望する電気代削減額はインタビュー結果によれば月平均551円であり、実証結果と大きな乖離が見られるが、電気代削減額が少額でも、家電の遠隔制御等の利便性向上があれば、サービス受容度が向上する可能性が示唆されています。指口ボットの取付けは、家電により設置が難しいものや複数必要になる場合があり、指口ボットを使用せずに遠隔制御が可能な仕組みの構築が必要であると考えられます。本実証結果をもとに国民・消費者に対して昼の電力利用へのシフトの利益やメリットを提示し、脱炭素につながる豊かな暮らしの実現と2050年ネット・ゼロの実現に向けた取り組みを推進していきます。

昼の余剰電力を有効活用する新しい暮らしのあり方の絵姿

## 昼の余剰電力を有効活用し、便利・快適・お得な暮らしの実現!

- 再エネの導入拡大が進む一方、出力制御が増加傾向にあり、昼に使用しきれない“余剰再エネ電力”が発生しています。
- 余剰電力の活用には、機器の制御を含めて、昼の電力需要を創出（電力利用を昼にシフト）することが効果的です。



資料：環境省

## 2 住居

消費ベースで見た我が国の温室効果ガスの排出量において、生活者の住まいからの排出は全体の18%を占め（図3-2-1）、民間の固定資本形成に次いで高いとの報告があり、2050年ネット・ゼロを目指す上で生活者の住まい、中でもエネルギーの利用の見直しは必要です。

### (1) 3省連携による住宅の省エネリフォーム等への支援強化

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、経済産業省、国土交通省及び環境省は連携して省エネ性能に優れた住宅に対する補助を実施しています。特に数の多い既存住宅について、断熱性能の高い窓への改修等による省エネ化を進めるとともに、2024年度からはZEH基準の水準を大きく上回る省エネルギー性能を有する住宅の新築に対する補助事業を創設するなど、取組を強化しています。

## (2)「省エネライフキャンペーン」

「省エネライフ」とは、太陽光発電設備、断熱リフォーム、高効率給湯器、省エネ家電、節水機器を設置・工事をすることで、自宅の住環境を快適にするだけでなく、月々の光熱費を削減することができ、さらにはCO<sub>2</sub>排出削減にも貢献できる暮らしのことです。

環境省では、2023年10月から「省エネライフキャンペーン」を展開しています。本キャンペーンでは、デコ活アクションの中でも、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きい、ZEH化・断熱<sup>ゼッチ</sup>リフォーム、省エネ家電への買換え等を補助金情報やデコ活に賛同する企業等の情報と併せて呼び掛け、国民一人一人の行動変容を促していくことにより、脱炭素で快適、健康、お得な新しいライフスタイルを提案しています。

## (3) 脱炭素電力への切換え

家庭での脱炭素電力使用には、太陽光発電設備等を自宅に設置する以外にも、家庭で使用する電力を脱炭素電源由来のものにする方法があります。

現在、全国では、複数の小売電気事業者が太陽光や風力等の再生可能エネルギー由来の電力メニュー等を一般家庭向けに提供しています。また、電力需要が比較的少なくなる季節の昼間に太陽光等の再生可能エネルギーの出力が抑制される問題が各地で次第に顕在化する中、一部の小売電気事業者では、昼間に電力需要のピークをシフトする世帯に料金割引やポイント等のインセンティブを付与する取組を開始しています。脱炭素電源由来の電力メニューを選択する家庭が増えることにより、家庭部門からの排出削減に加え、脱炭素電力に対する需要が高まり、市場の拡大を通じて脱炭素電源の更なる普及拡大につながる事が期待されます。

脱炭素電力を選択する家庭を増やすための地方公共団体による支援も広がっています。電力切替え希望者を広く募ってまとめて発注したり、競り下げ方式の入札で契約事業者を決定したりすることで、個別の契約よりも安い料金で契約できる取組等も行われています。

## 3 移動

消費ベースで見た我が国の温室効果ガス排出量において、生活者の移動時に伴う温室効果ガスの排出は我が国全体の11%を占めるとの報告があり（図3-2-1）、グリーン社会を目指す上で住まいと同様、対策が必要な分野と言えます。世界ではガソリン車の販売禁止が加速しており、脱炭素社会に向けた新たな競争が始まっています。このような、世界的な電動化の流れに乗り遅れることがないよう、我が国でも自動車産業の電動化を後押しするとともに、私たち一人一人のライフスタイルの転換を進めていくことが大切です。日常生活を送る上で必ず伴う移動手段はとくに習慣・固定化しがちです。中でも乗物の利用時にはCO<sub>2</sub>排出度合いを考慮することも重要です。

再生可能エネルギー電力と電気自動車（EV）等を活用したドライブを「ゼロカーボン・ドライブ（ゼロドラ）」と名付け、家庭や地域、企業におけるゼロドラの取組を応援しています（図3-2-5）。



図3-2-5 ゼロドラのロゴマーク



「あなたのドライブから、脱炭素の未来へ」

資料：環境省

## 4 食

私たちが毎日口にしている食べ物は自然の恵みで作られており、私たちは「食」のために自然資源を毎日消費しているともいえます。限りある自然資源を未来につなげるために、毎日自分が消費する食べ物がどのように作られたのか、食した後の結果等にも関心を払い、食べ物の選択や食べ残しを減らすライフスタイルを意識することが重要です。

「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月閣議決定）においては、更なる食品ロス削減の取組が進むよう「食べ残し持ち帰りガイドライン」に基づく消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知、納品期限等の商慣習の見直し、食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「食品寄附ガイドライン」の普及啓発などの具体的な施策が取りまとめられました（図3-2-6）。

また、「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を、関係府省庁や地方公共団体が一体的に取り組めるように、三つの施策を包括する概念を「食の環（わ）」と呼ぶことについて2024年6月に関係府省庁で申合せをし、共通のロゴマークを使用して、一元的に発信していくこととしました（図3-2-7）。

図3-2-6 「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」概要

## 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、家庭系についてはあと20万トンの削減が必要。事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加。

### 《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成**←あと20万トン削減

**事業系食品ロスは、60%減【新規】**

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



## 食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※(3)表彰、(5)情報の収集及び提供(継続)

### (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

#### 【新規】

- ✓食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓地域等において食品ロスの削減を担う人材となる食品ロス削減推進サポーターの育成。
- ✓未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。



【食品ロス削減推進サポーター育成用教材】



【国際連携による情報共有】

### (2) 食品関連事業者の取組に対する支援

#### 【新規】

- ✓「食品廃棄物の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知。
- ✓「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。



#### 【拡充】

- ✓ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。

### (4) 実態調査及び調査・研究の推進

#### 【新規】

- ✓事業者の災害時用備蓄食料の廃棄の実態把握と有効活用の検討。
- ✓家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

#### 【拡充】

- ✓食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計の継続的な実施。

### (6) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

#### 【新規】

- ✓食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信**。
- ✓フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための**支援の強化**。



【ガイドライン作成による食品寄附促進】

資料：消費者庁

図3-2-7 「食の環(わ)」プロジェクトロゴマーク



資料：消費者庁

## (1) 「てまえどり」

食品産業から発生する食品ロスを削減するためには、食品事業者における取組のみならず、消費者による食品ロス削減への理解と協力が不可欠です。消費者が買い物をする際、購入してすぐに食べる場合などは、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまえどり」をすることは、販売

期限が過ぎて廃棄される食品ロスを削減する効果が期待できます。

環境省は、消費者庁、農林水産省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と連携して、食品ロス削減月間（10月）に合わせて「てまえどり」の呼びかけを行いました（図3-2-8）。また、2022年12月にはユーキャン新語・流行語大賞トップ10に選出されるなど「てまえどり」の普及・認知が進んでいます。

図3-2-8 食品ロス削減推進月間ポスター



資料：消費者庁

## (2) 様々な食品ロス削減の工夫

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2022年度で約472万トンでした。食品ロス削減のため、環境省は、消費者庁、農林水産省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と共に、2024年12月から2025年1月まで、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施し、食品ロス削減の普及啓発を行いました。外食時には、残さず食べることが大切ですが、どうしても食べきれない場合には自己責任の範囲で持ち帰る「mottECO（モtteco）」に取り組む活動の普及啓発を実施しています（図3-2-9）。

また、環境省、消費者庁では、食品ロスの削減に先駆的に取り組み、国民運動をけん引する団体等を対象に「令和6年度食品ロス削減推進表彰」を実施しました。企業、団体、学校、個人など様々な主体から計81件の応募があり、環境大臣賞には味の

図3-2-9 「mottECO」ロゴマーク



資料：環境省



素による「フードロス削減プロジェクト『TOO GOOD TO WASTE～捨てたもんじゃない！～<sup>TM</sup>』を通じた生活者の行動変容の促進と協業によるローカルなエコシステム構築への貢献」、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）賞には一般社団法人全国フードバンク推進協議会による「全国のフードバンクと連携した食品寄附促進・食品ロス削減推進事業」が選ばれました。

## 5 ファッション

ファッション産業は、世界全体で水を大量に消費し、温室効果ガスを大量に排出するなど、近年、環境負荷が大きい産業と指摘されるようになりました。

また、生産過程における労働環境の不透明性も課題とされています。経済産業省の「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」によると、我が国の衣料品の約98%が輸入であり、このような環境負荷と労働問題の大部分が海外で発生しています。2022年度に環境省が実施した調査では、1年間に新たに国内に供給される量の約92%が使用後に手放され、約64%はリユースもリサイクルもされずに廃棄されています。このような現状を変革するため、サステナブルファッションの推進が求められています。我が国においても、適正な在庫管理とリペア・アップサイクル等による廃棄の削減、回収から製品化までのリサイクルの仕組みづくり等の企業の取組が進んでいます。2021年8月に消費者庁、経済産業省、環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を立ち上げ、政府一丸となって取り組む体制を構築、連携をしています。消費者庁は消費者向けの啓発及び人材育成、経済産業省は繊維リサイクル等の技術開発の支援及び環境配慮設計の在り方の検討、環境省は企業と家庭から排出される衣類の量及び回収方法の現状把握、使用済み衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等、各省庁の視点から関連する取組を進めています。

さらに、経済産業省と環境省は、2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を議論し、同年9月にその報告書を取りまとめました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会 繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。

### (1) ファッションと環境の現状

#### ア 海外で生まれ我が国で消費される服の一生

我が国で売られている衣料品の約98%は海外からの輸入品です。海外で作られた衣料品は我が国に輸送され、販売・利用されて、回収・廃棄されます。こうした原材料の調達、生地・衣服の製造、そして輸送から廃棄に至るまで、それぞれの段階で環境に負荷が生じています。海外における生産は、数多くの工場や企業によって分業されているため、環境負荷の実態や全容の把握が困難な状態となっています。

#### イ 生産時における産業全体の環境負荷（原材料調達から店頭へ届くまで）

私たちが店頭で手に取る一着一着の洋服、これら服の製造プロセスではCO<sub>2</sub>が排出されます。また、原料となる植物の栽培や染色等で大量の水が使われ、生産過程で余った生地等の廃棄物も出ます。服一着を作るにも多くの資源が必要となりますが、大量に衣服が生産されている昨今、その環境負荷は大きくなっています。

## ウ 1人当たり（年間平均）の衣服消費・利用状況

手放す枚数よりも購入枚数の方が多く、一年間一回も着られていない服が1人当たり35着もあります。

## エ 手放した後の服の行方

生活者が手放した服がリユース・リサイクルを通じて再活用される割合の合計は約34%となっており、年々その割合は高まってきていますが、更にリユース・リサイクルを推進する必要があります。

## オ 捨てられた服の行方

家庭から服がごみとして廃棄された場合、再資源化される割合は5%ほどでほとんどはそのまま焼却・埋め立て処分されます。その量は年間で約44.5万トン。この数値を換算すると大型トラック約120台分を毎日焼却・埋め立てしていることになります。

## (2) ファッションと環境へのアクション

サステナブルファッションを実現していくためには、環境配慮製品の生産者を積極的に支援するとともに、生活者も一緒になって、「適量生産・適量購入・循環利用」へ転換させていくことが大切です（図3-2-10）。具体的には、以下の5つのアクションが挙げられます。まずはできることからアクションを起こしていくことが大切です。

- [1] 服を大切に扱い、リペアをして長く着る
- [2] おさがりや古着販売・購入などのリユースでファッションを楽しむ
- [3] 可能な限り長く着用できるものを選ぶ
- [4] 環境に配慮された素材で作られた服を選ぶ
- [5] 店頭回収や資源回収に出して、資源として再利用する

図3-2-10 サステナブルファッションの取組



資料：環境省

## 第3節 人の命と環境を守る

公害の防止や自然環境の保護を扱う機関として誕生した環境省にとって、人の命と環境を守る基盤的な取組は、原点であり使命です。その原点は変わらず、時代や社会の変化と人々のライフスタイルに応じた政策に取り組んでいます。

### 1 水俣病対策

水俣病対策については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）（及びその前身である公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））に基づく認定・補償や1995年及び2009年の二度の政治解決による救済が行われるとともに、医療・福祉の充実や地域づくりの取組も進められてきたものの、現在もなお認定申請や訴訟は継続しており、水俣病問題は終わっていません。「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）等を踏まえ、全ての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融

和等を進めていきます。

医療・福祉対策については、患者やその介護者等の高齢化に伴う日常生活能力の低下、介護能力の低下に対応するための胎児性患者等の地域生活支援（デイサービス、在宅支援）や離島等における介護予防事業等の保健福祉の取組を実施していきます。また、水俣病被害者救済特措法第37条において、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることが規定されています。これを踏まえ、環境省では、これまでメチル水銀による脳への影響を客観的に評価するための手法の開発に取り組んできたところ、一定の精度に達したこと等から、2024年12月に外部有識者で構成する検討会を設置し、水俣病被害者救済特措法に基づくメチル水銀による健康影響に係る疫学調査の在り方について議論を行いました。本検討会で検討いただいた結果も踏まえつつ、2026年度をめどに健康調査を開始できるよう必要な検討・準備を進めていきます。

地域の再生・融和については、水俣病発生地域における「もやい直し」は、地域の環境再生と復興、そしてその先にある「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現、また、それらの過程における「参加」の重要性や、さらには地域の土台としてのコミュニティが果たす役割の大きさ、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）の共進化の重要性などについて、今日の我々に重要な示唆をしており、引き続き水俣病発生地域における地域循環共生圏の実現を支援するとともに、他地域への参考としていくことが必要です。

また、我が国の水俣病の経験と教訓を活かした国際的な取組も進めています。例えば、水銀に関する水俣条約においては、条約の有効性評価（条約に基づく措置が条約の目的の達成に効果を上げているかを評価）を実施しており、2025年3月には科学者からなる専門家グループ（OESG：Open-Ended Scientific Group）の会合を熊本県水俣市で開催しました。我が国は、OESGを構成する1チームの代表を務めるとともに、OESGの分析結果に基づき有効性を評価する作業グループ（EEG：Effective Evaluation Group）の共同議長を務めるなどして、本取組に貢献しました。また、水俣市の中学生による水銀対策技術を紹介する動画制作や、水俣と世界の高校生がオンラインで交流する「水銀に関するユースダイアログ」を開催するなど、次世代の水俣条約への理解の促進と行動の強化につなげる環境学習の支援を行いました。

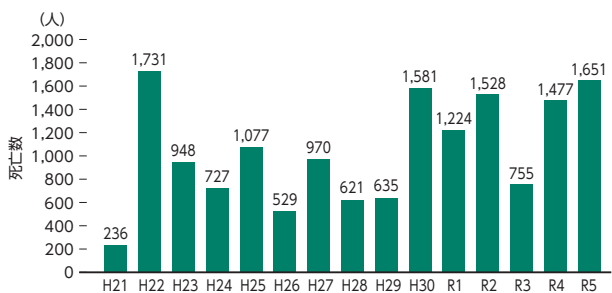
## 2 熱中症対策

近年、“暑い夏”が続いています。2024年の夏は、全国的に気温の高い日が多く、特に6～8月の平均気温は、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では、2023年の夏と並ぶ1位タイの高温となりました。こうした状況の中、熱中症の死亡者数や救急搬送人員も多くなっています。

さらに今後、気候変動の影響によって、極端な高温の発生リスクが増加することが見込まれており、我が国における熱中症対策は喫緊の課題といえます。（図3-3-1、図3-3-2）

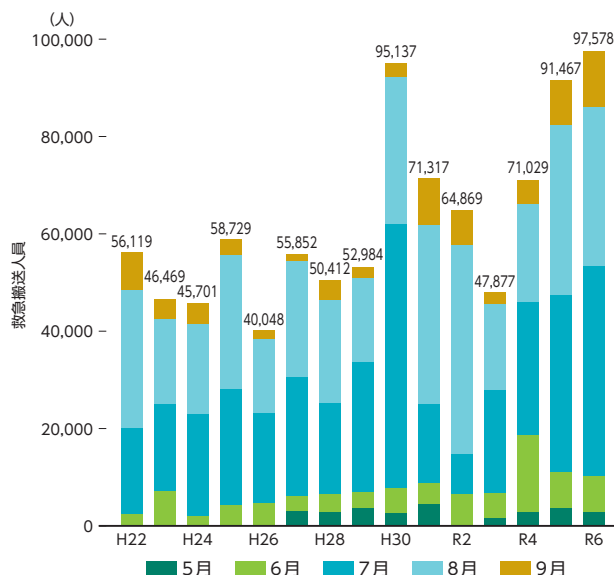


図 3-3-1 熱中症による死亡者の年次推移



資料：厚生労働省人口動態統計 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>) 令和6年9月17日公表

図 3-3-2 熱中症による救急搬送人員の年次推移



資料：総務省消防庁 (<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>) の資料より環境省作成

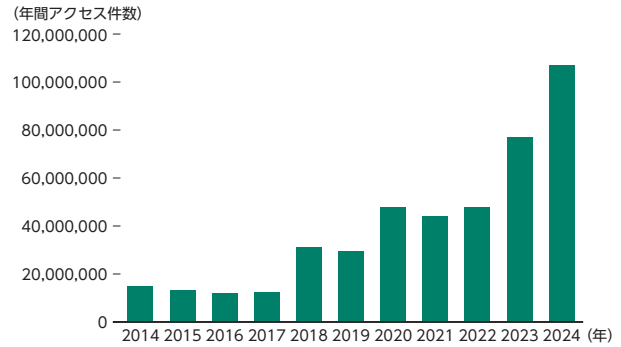
熱中症対策の更なる推進を図るため、2024年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正法」という。）が施行されました。また、関係府省庁及び地方公共団体等は、改正法に基づく「熱中症対策実行計画」（令和5年5月閣議決定）の下、連携を強化しながら、熱中症と予防行動に関する理解の醸成等を進めています。環境省では、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの運用、暑さ指数情報等の提供、市町村が指定する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の増加に向けた支援、熱中症予防に関する各種の普及・啓発等を行っています。（図3-3-3、図3-3-4）

図3-3-3 熱中症予防行動ポスター



資料：熱中症対策推進会議関係府省庁

図3-3-4 熱中症予防情報サイトのアクセス数



### 3 PFAS等の化学物質対策

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）で廃絶等の対象とされたことを受け、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の第一種特定化学物質に指定し、その製造・輸入等を原則禁止しています。また、過去に製造・輸入されたPFOS等を含有する泡消火薬剤については、関係省庁・関係団体と協力して、代替と処分に向けた取組を進めるとともに、4年ごとにPFOS等を含有する泡消火薬剤の全国の在庫量を調査しており、2024年度の調査結果によると、前回の2020年度の調査と比べて、PFOSを含有する泡消火薬剤は約45%減少、泡消火薬剤中のPFOS含有量は約36%減少しました。

環境中のPFOS及びPFOAについては、化学物質環境実態調査における2009年以降の継続的なモニタリングの結果によると、水質（河川等の公共用水域）や底質及び大気中では統計的に有意な減少傾向が確認されています。河川や地下水等については、2020年に要監視項目に指定し、地方公共団体が地域の実情に応じてモニタリングを実施することで測定地点の拡大を図っています。2020年に設定した指針値（暫定）を超過した地点では、地方公共団体において、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき飲用摂取防止のための取組が行われており、2024年11月には、同手引きを改定し、水道水源や飲用井戸等の存在状況を踏まえた調査を行うなどの内容を新たに反映しました。さらに環境省では、環境中のPFOS及びPFOAの濃度を効果的・効率的に低減する対策技術の実証にも着手します。

また、国民の健康リスクの低減が最も重要であることから、飲み水からの摂取を防止することを第一

に、2024年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価」等を踏まえて、環境省では、水質の目標値等の取扱いについて検討を進めています。また、2024年5月から9月にかけて、国土交通省と環境省の共同で、水道におけるPFOS及びPFOAに関する全国調査を実施し、全国の水道における検出状況等を把握するとともに、11月及び12月には取りまとめ結果を公表しました。同調査結果も活用しつつ、環境省では、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準への引上げを含めた対応を進めていきます。また、国土交通省では、水道水において暫定目標値を超過した場合に水道事業者等が実施した主な対応を整理し、11月に公表しました。

さらに、環境省では、PFASと健康影響の関連性を明らかにするため、環境研究総合推進費を活用して疫学調査や研究を支援するとともに、PFASに関する総合研究、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査等、科学的に評価可能な疫学調査や研究を進めています。エコチル調査では、2010年度から約10万組の親子を対象に、血液等を採取し化学分析を実施するほか、健康状態等の追跡調査を実施しており、化学物質（PFASを含む。）等が子どもの健康に与える影響を明らかにするための調査研究を実施しています。また、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査では、人への化学物質（PFASを含む。）の平均的なばく露の状況を把握するために、対象規模を拡大して血液等の生体試料中の化学物質濃度調査を実施します。

加えて、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」やリーフレット、ポータルサイト等を通じて、PFASのリスクコミュニケーションも促進していきます。

## 4 鳥獣保護管理の強化

### （1）ニホンジカ・イノシシの半減目標

中山間地域における人口減少・高齢化による人間活動の低下に伴い、耕作放棄地や利用されない里山林等が鳥獣の生息にとって好ましい環境となることなどにより、ニホンジカ、イノシシ、クマ類等の分布域が拡大し、生態系や農林業、生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

環境省と農林水産省は、ニホンジカとイノシシについて、2023年度までに2011年度の個体数から半減させることを目標として捕獲対策を強化してきました。その結果、特にニホンジカの個体数については、未だ高い水準にあることから、目標の期限を2028年度まで延長し、ニホンジカの集中的な捕獲対策等の取組を進めています。

### （2）クマ被害増加

クマ類については、秋の堅果類の結実量の影響等もあり、数年おきに人里への大量出没を繰り返していましたが、特に2023年度は統計のある2006年度以降最も多い人身被害件数を記録しました。人の日常生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かす事態を受け、環境省ではクマ類の専門家による検討会を設置し、科学的知見に基づき、クマ類の出没や被害の発生要因を分析するとともに、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめました。本方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の日常生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」、「広域的な管理」、「順応的な管理」の3つの管理を推進する方向性が示されました。本方針を受けて、2024年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」とする。）に基づく指定管理鳥獣に、絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマ類を指定し、関係省庁と共に「クマ被害対策施策パッケージ」を策定しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に公布され、新たに創設された緊急銃猟制度について公布後6か月以内に施行することとしています。今後、制度整備を着実に進めるとともに、クマ類の地域個体群を維持しながら、捕獲に偏らない総合的かつ効果的な被害防止策を推進していきます。



## 第4章

# 東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生

### 第1節

### 東日本大震災からの復興に係る取組

2011年3月11日、マグニチュード9.0という日本周辺での観測史上最大の地震が発生しました。

この地震により引き起こされた津波によって、東北地方の太平洋沿岸を中心に広範かつ甚大な被害が生じるとともに、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故によって大量の放射性物質が環境中に放出されました。また、福島第一原発周辺に暮らす多くの方々が避難生活を余儀なくされました。

環境省ではこれまで、除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体、被災地の復興・再生に向けた事業を続けてきました（写真4-1-1）（図4-1-1）。

写真4-1-1

中田宏環境副大臣と勝目康環境大臣政務官の伊澤双葉町長との面会の様子



資料：環境省

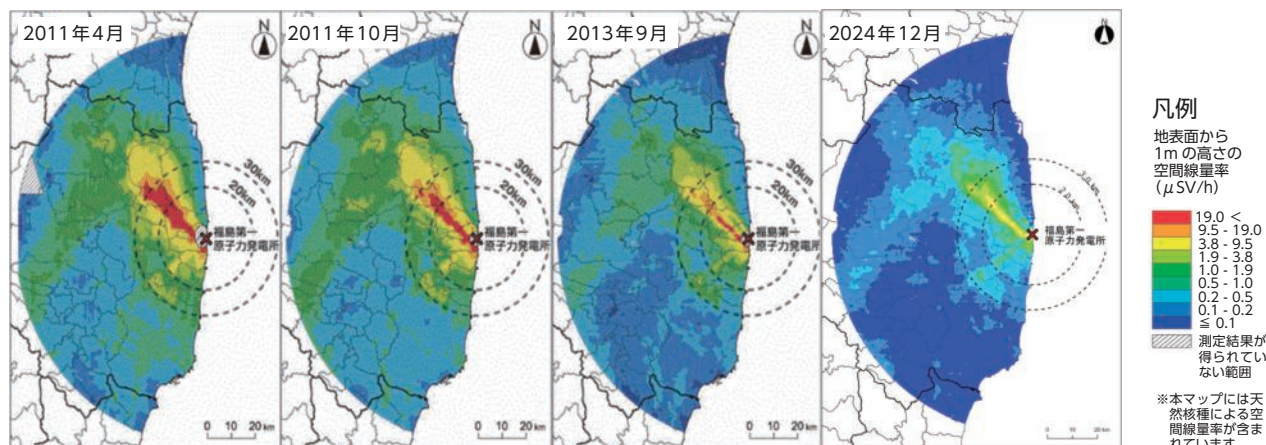
図 4-1-1 事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置及び汚染廃棄物の処理等のこれまでの歩み



資料：環境省

放射性物質による汚染からの環境回復の状況については、2024年12月時点の福島第一原発から80km圏内の航空機モニタリングによる地表面から1mの高さの空間線量率は、引き続き減少傾向にあります(図4-1-2)。

図4-1-2 東京電力福島第一原子力発電所80km圏内における空間線量率の分布



注：2011年4月のマップは現在と異なる手法によりマッピングされた。  
資料：原子力規制庁

また、福島県及び周辺地域において環境省が実施しているモニタリングでは、河川、沿岸域の水質及び地下水からは近年放射性セシウムは検出されておらず、同地域の湖沼の水質について、2023年度は164地点のうち2地点のみで検出されました。

他方、東日本大震災からの復興・再生に向けて、引き続き取り組むべき課題が残っています。福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組を始め、環境再生の取組を着実に進めるとともに、自然復興・炭素中立・循環経済といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を推進していきます。

第4章では、主に帰還困難区域の復興・再生に向けた取組、福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組、ALPS<sup>アルプス</sup>処理水に係る海域モニタリング、リスクコミュニケーションの取組を概観します。

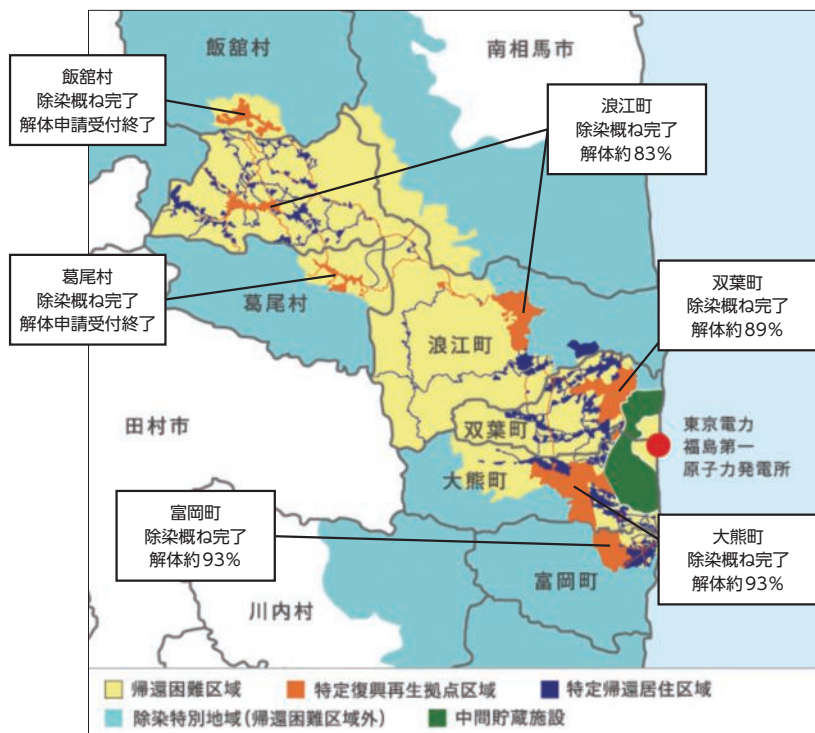
## 1 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

福島第一原発の事故後、原発の周辺約20～30kmが警戒区域又は計画的避難区域として避難指示の対象となりました。避難指示区域は、2011年12月以降、空間線量率等に応じて、三つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編され、このうち、避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、順次、除染等の事業が進められ、2017年3月までに面的な除染が完了し、2020年3月までには全域で避難指示が解除されました。帰還困難区域については、将来にわたって居住を制限することを原則とする区域とされ、立入が厳しく制限されてきましたが、空間線量率が低減してきたことなどを受けて、2017年に福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）が改正され、帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域を設定し、除染等や避難指示解除を進められるようにする制度が整えられました。

そして環境省では、2017年12月から特定復興再生拠点区域の除染や家屋等の解体を進めてきました。特定復興再生拠点区域における除染は概ね完了しており（2024年12月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約89%です（2024年12月末時点）（図4-1-3）。



図4-1-3 特定復興再生拠点区域の概要（2025年3月末時点）



※南相馬市の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。  
資料：環境省

これらの取組を踏まえ、2023年11月までに6町村（葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村）における特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されました（図4-1-4）。さらに、特定復興再生拠点区域外についても、2021年8月に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が原子力災害対策本部・復興推進会議で決定され、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしています。この政府方針を実現するため、「福島復興再生特別措置法」を2023年6月に改正し、特定避難指示区域の市町村長が避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設しました。環境省では、2023年12月から特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体を進めています。

図 4-1-4 特定復興再生拠点区域の除染等の取組

| 町村名 | 認定日         | 区域面積   | 着工日         | 避難指示解除年月    |
|-----|-------------|--------|-------------|-------------|
| 双葉町 | 2017年9月15日  | 約555ha | 2017年12月25日 | 2022年8月30日  |
| 大熊町 | 2017年11月10日 | 約860ha | 2018年3月9日   | 2022年6月30日  |
| 浪江町 | 2017年12月22日 | 約661ha | 2018年5月30日  | 2023年3月31日  |
| 富岡町 | 2018年3月9日   | 約390ha | 2018年7月6日   | 2023年11月30日 |
| 飯館村 | 2018年4月20日  | 約186ha | 2018年9月28日  | 2023年5月1日   |
| 葛尾村 | 2018年5月11日  | 約95ha  | 2018年11月20日 | 2022年6月12日  |

●農地除染  
(大熊町)



除染前



除染中



除染後

●施設の除染  
(浪江町、陶芸の杜おぼり)



除染後

●学校の除染  
(双葉町、双葉南小学校)



除染前



除染中



除染後

●道路の除染  
(富岡町、夜の森地区)



除染後

資料：環境省

## 2 福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組

除去土壌等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが規定されています。県外最終処分の実現に向けては、2016年4月に取りまとめた「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って取組を進めています（図4-1-5）。

県外最終処分の実現に向けては、最終処分量を減らすことが鍵であり、復興再生利用（東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）等の取組が重要であることを踏まえ、福島県飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）や中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業を実施し、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、2024年9月10日に国際原子力機関（IAEA）専門家会合の成果を取りまとめた最終報告書がIAEAから公表されました。本報告書においては、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動はIAEAの安全基準に合致している。」「今後、専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで、環境省の展開する取組がIAEA安全基準に合致したものになる。これは今後のフォローアップ評価によって確認することができる。」との結論が示されました。このような再生利用の実証事業等の取組の成果やIAEAの最終報告書、国内の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を改正して除去土壌の復興再生利用基準を策定する

とともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表しました。

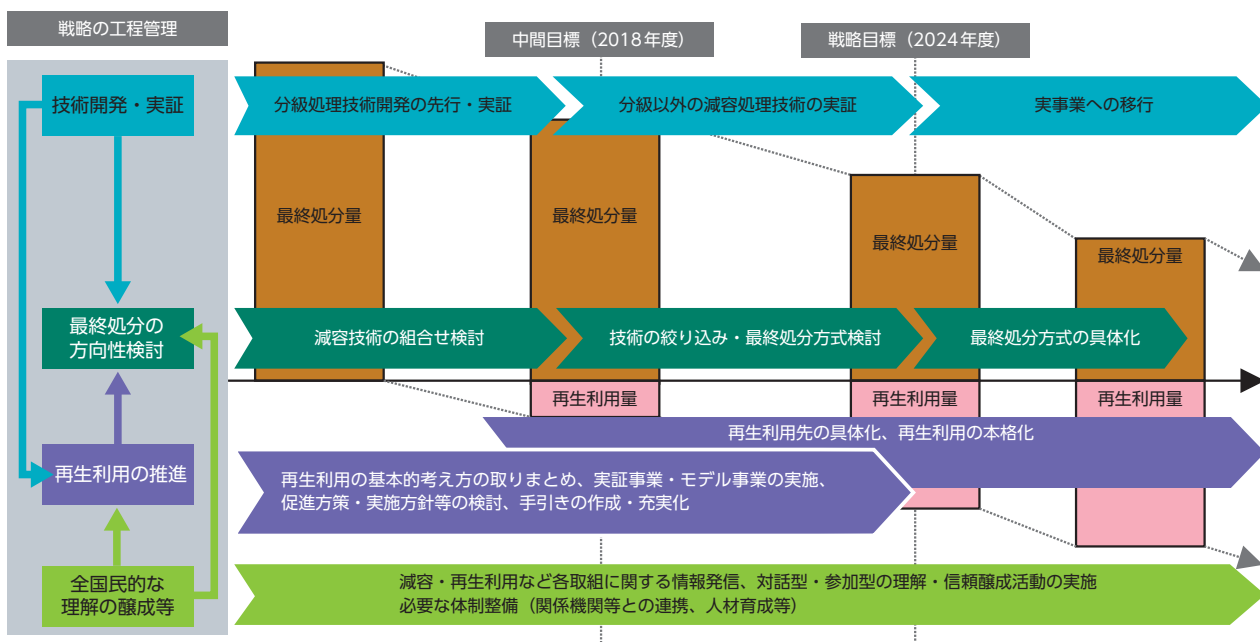
最終処分の方性の検討については、これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の構造、必要面積等に係る複数選択肢を提示しました。また、最終処分に関する基準の検討については、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外における除染により発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

全国民的な理解醸成等については、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を図ること、特に地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図ることを継続的に進めることを目標としており、SNSの活用や飯館村長泥地区や中間貯蔵施設に係る一般の方向けの現地見学会の開催、さらに大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなどの若い世代に対する理解醸成活動も実施しています。

これまでの取組の成果を踏まえ、2025年3月に「復興再生利用の推進」「最終処分の方性の検討」「全国民的な理解醸成等」を3本柱とする「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を示しました。

除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が設置され、第1回が2024年12月に開催されました。議長である官房長官の指示に基づき、本会議において2025年春頃までに「再生利用の推進」「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」に係る基本方針を取りまとめるとともに、2025年夏頃までにロードマップを取りまとめ、各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていきます。

図 4-1-5 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の概要



資料：環境省



### 3 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組

環境省では、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、自然再興、炭素中立、循環経済といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しています。本プロジェクトでは、2020年8月に福島県と締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」も踏まえ、福島県や関係自治体と連携しつつ施策を進めていくこととしています。

炭素中立に向けた施策としては、福島での自立・分散型エネルギーシステム導入に関する重点的な財政的支援を「脱炭素×復興まちづくり」推進事業として2021年度から継続して実施しており、2024年度は、計画策定補助を2件、設備導入補助を7件採択しました。さらに、2023年3月に設立した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」では、各テーマに応じた個別ワーキンググループを設置し、復興まちづくりと脱炭素社会の同時実現に向けた検討を進めています。

また、全国から集まった学生等が復興の現状や福島県が抱える課題を見つめ直し、若い世代の視点から情報を発信することを目的に、「福島、その先の環境へ。」ツアーを開催するとともに、福島の復興や環境再生の取組を世界に発信することを目的に、COP29にてブース展示を実施しました。

さらに、福島に対する風評払拭や環境先進地へのリブランディングにつなげるため、福島の未来に向けてチャレンジする姿を発信する表彰制度「FUKUSHIMA NEXT」におけるこれまでの受賞者の優れた取組を発信しました。

加えて、福島・環境再生の記憶の継承・風化対策として、未来を担う若い方々と一緒になって福島の未来を考えることを目的とした表彰制度「いっしょに考える『福島、その先の環境へ。』チャレンジ・アワード」を2020年度から引き続き実施しました（写真4-1-2）。

さらに、2019年4月に福島県と共同策定した「ふくしまグリーン復興構想」を踏まえ、優れた自然環境を有する国立・国定公園の魅力向上や、自然資源、歴史や文化、景観、食、温泉等の地域資源を取り入れた国立・国定公園間を広域的に周遊する仕組みづくりなどの取組を進めています。また、これらにより、自然環境の保全と調和を図る適正な利用を推進し、交流人口の拡大を目指しています。2024年度は、尾瀬沼ビジターセンターにおける自然ふれあいイベントの開催や、裏磐梯ビジターセンターの改修工事の実施など、国立公園の魅力向上のための取組を行いました。

2025年3月には「福島、その先の環境へ。」シンポジウムを実施しました（写真4-1-3）。引き続き、福島県との連携をより一層強化しながら、未来志向の環境施策を推進していきます。

写真4-1-2 いっしょに考える「福島、その先の環境へ。」チャレンジ・アワードの表彰状授与式の様子（2025年3月）



資料：環境省

写真4-1-3 勝目康環境大臣政務官も参加した「福島、その先の環境へ。」シンポジウムの様子（2025年3月）



資料：環境省

2023年8月に、多核種除去設備等処理水（以下「<sup>アルプス</sup>ALPS 処理水」という。）の海洋放出が開始されました。ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、トリチウム以外の放射性物質について、安全基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認し、取り除くことが困難なトリチウムについては、安全基準を十分に満たす濃度（1,500 ベクレル/ℓ 未満）まで海水で大幅に希釈した上で、処分を行うこととしています。

環境省では、環境中の状況を把握するため、「総合モニタリング計画」（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定）に基づき、海水や魚類、海藻類についてトリチウム等の放射性核種の濃度を測定しています（写真4-1-4）。特に放出開始後はモニタリングを強化・拡充し、以前から実施している時間をかけて精密な結果を得る分析（精密分析）に加えて、結果を1週間程度の短時間で得る分析（迅速分析）を高い頻度で実施しています。これらの分析の結果、人や環境への影響がないことを確認しています。

これらのモニタリング手法の検討や結果に関する評価に当たっては、「<sup>アルプス</sup>ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」において専門家による確認・助言を受けることにより、科学的な妥当性を確認しています。

また、我が国の分析能力の信頼性を確認するため、2024年10月には分析機関間比較（ILC）の一環としてIAEA及び第三国分析機関の専門家が来日し、共同での海洋試料採取等を行いました。今後、IAEAにより、我が国、IAEA及び第三国における分析結果の比較・評価が行われます。なお、2023年に実施した分析機関間比較の結果では、IAEAにより、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、海洋環境中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関が、高い正確性と能力を有していると評価されています。さらに、2024年9月、我が国とIAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致しました。2024年10月及び2025年2月には、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA及び第三国分析機関の専門家による海洋試料の採取が行われました（写真4-1-5）。

引き続き、客観性・透明性・信頼性の高い海域モニタリングを徹底し、その結果を国内外に分かりやすく発信していきます。

写真4-1-4 海域モニタリングの様子



資料：環境省

写真4-1-5 IAEAグロッシー事務局長と第三国専門家が海水を採取する様子



資料：IAEA

## 5 リスクコミュニケーションの取組

### (1) 放射線健康影響に係るリスクコミュニケーションの推進

2017年12月に取りまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（復興庁事務局）に基づき、福島県いわき市に設置した「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」が中心となり、福島県内における放射線不安対策として、住民からの相談に対応する相談員、自治体職員等への研修や専門家派遣等の支援を行っています。加えて、帰還した又は帰還を検討している住民を対象に、帰還後の生活の中で生じる放射線への不安・疑問について、車座意見交換会等を通じたリスクコミュニケーションを実施しています。また、福島県外においても、企業や学校、地域住民の要望に応じた研修会やセミナーを開催しています。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後の健康影響について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）では「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られない」と評価しています。また福島県「県民健康調査」検討委員会甲状腺検査評価部会においては、「先行検査から検査4回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめています。（甲状腺検査は各対象者に原則2年に1回実施しており、先行検査から本格検査（検査4回目）は2019年度までに実施された検査です。）

このように放射線の健康影響に係る科学的根拠に基づく知見は日々更新されていますが、適時に情報が届かないことで、不安や風評につながっていくおそれがあります。そのため最新の科学的知見を学びながら今の福島を知ることや、様々な情報にまどわされずに適正な判断力で情報を読み解く力を養うこ

図4-1-6 「ぐるぐるプロジェクト」ロゴマーク



資料：環境省



とを目的とした「ぐるぐるプロジェクト」を2021年7月に立ち上げ、放射線の健康影響に関する正確な情報を全国に分かりやすく発信することで、不安や風評をなくしていく取組を推進しています（図4-1-6）。

ぐるぐるプロジェクトでは、全国各地でセミナーを開催するほか、学んだことを発信する場として作品コンテストも行っています。学んだ人が自ら発信することで、周りの人に伝わっていくこと、公募による新しい発想からよりよい情報発信につなげていくことを目指しています（図4-1-7）。

図4-1-7 ぐるぐるプロジェクトの取組



放射線の健康影響に関する  
誤解・風評・差別・偏見のない社会へ



資料：環境省



## (2) 環境再生事業に関連する放射線リスクコミュニケーション

除染や中間貯蔵施設の整備、特定廃棄物の処理、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の整備等の復興・再生に向けた事業を進めると同時に、放射線や地域の環境再生への取組等について分かりやすく情報を提供しています。また、環境再生プラザやリプルンふくしま、中間貯蔵工事情報センターを主な拠点とし、環境再生事業に関連する放射線リスクコミュニケーションに係る取組を実施しています。さらに、高い専門性や豊富な経験を持つ専門家の、市町村や町内会、学校等への派遣、Web等を活用した除染・放射線学習をサポートする教材の配布を実施しています。

2023年度は、放射線に係るリスクコミュニケーションとして、専門家派遣を83回実施しました。

## (3) <sup>アルプス</sup>ALPS処理水に係る風評対策

<sup>アルプス</sup>ALPS処理水に係る風評対策のために、原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（復興庁事務局）において「<sup>アルプス</sup>ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」を取りまとめ、政府一丸となった取組を進めています。

この一環として、風評影響の抑制のため、環境省及び関係機関が実施する海域モニタリングの結果に

について分かりやすく一元的に掲載したウェブサイト日本語、英語、中国語、韓国語で公開しています。このほか、モニタリング結果公表時の国内外の報道機関への発信やX（旧Twitter）による発信も実施するなど、国内外に広く情報を発信しています。

また、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の取組等を横断的に集約した統一的な基礎資料に、<sup>アルプス</sup>ALPS処理水に関する情報を記載しています。

さらに、福島県内・外の車座意見交換会やセミナー等の場において、<sup>アルプス</sup>ALPS処理水に関する説明を行っています。

## 第2節 能登半島地震からの復興に係る取組

2024年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ約15kmでマグニチュード7.6の地震が発生しました。この地震により石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測し、石川県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害が発生しました。

### 1 公費解体、災害廃棄物への対応

発災直後、新潟県、富山県、石川県の3県で避難所数は約480か所、約3万人が避難し（1月3日6時時点）、避難所には、食料・衣料等に加えて簡易トイレ等の生活必需品や、仮設トイレ等の避難所環境整備に必要な資材がプッシュ型支援により届けられました。使用済みの簡易トイレや、仮設トイレから回収したし尿については、廃棄物処理施設が被災し稼働を停止したため、収集運搬については、地元の廃棄物処理業者に加え、他の都道府県の自治体職員や廃棄物処理業者の応援を受けながら、広域処理が行われました。

今回の地震による被災家屋からの片付けごみ、全壊・半壊建物の解体に伴う災害廃棄物発生量は石川県内だけでも約410万トンと推計（2025年1月時点）されています。「公費解体・撤去マニュアル」の策定・改定や環境省・法務省連名の事務連絡の発出等により公費解体の申請手続等の円滑化・簡素化を被災自治体に周知したほか、災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員や、災害廃棄物処理支援員（「災害廃棄物処理支援員制度」に登録された自治体職員）等による技術的支援を行うとともに、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づく応援自治体職員派遣により、公費解体の申請受付等の支援を行ってきました。また、解体工事の増加に伴い、各被災市町で仮置場の更なる確保を図るとともに、石川県と連携し、県外の処理先の確保のため、受入れ調整等に取り組み、輸送手段として車両輸送に加え海上輸送や鉄道輸送も活用し、県外・北陸外での広域処理を進めています。さらに、被災市町村の災害廃棄物処理に対し、「災害等廃棄物処理事業費補助金」による財政支援（補助率1/2）を行っており、損壊家屋等の解体・撤去において全壊家屋に加えて半壊家屋を特例的に財政支援の対象とするとともに、国庫補助の地方負担に対して95%の交付税措置を講じるほか、被災市町村の財政力に鑑みて災害廃棄物処理の財政負担が特に過大となる場合に、県が設置する基金を活用して地方負担額を特例的に軽減することにより、円滑・迅速な災害廃棄物処理に向けた支援を行っています。さらに、令和6年能登半島地震の復旧途上において令和6年9月20日からの大雨に続けて被災したことを踏まえ、当該大雨災害による災害廃棄物処理についても、その迅速・円滑な処理の観点から、特例的に、「特定非常災害」に指定された令和6年能登半島地震と同水準の支援を行うとともに、半壊以上の家屋等の解体を支援対象とすることとしました。

## 2 ペットを飼養する被災者の支援

環境省では、東日本大震災、熊本地震等での経験を踏まえ、2018年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、災害時のペットの同行避難や避難所でのペットの受入れ体制の検討及び整備を推奨してきました。

令和6年能登半島地震では、ペットを飼養する被災者の救護・支援のため、避難所等での対策、被災ペットの一時預かり、仮設住宅での対策の3つを中心に対応を行いました。避難所等での対策については、避難所へのトレーラーハウス設置によるペット飼育スペースの確保等を行いました。被災ペットの一時預かりについては、公益社団法人石川県獣医師会が中心となって実施した、被災者のペットの一時預かりの体制構築や、ペットとはぐれた飼い主のための保護された犬猫の情報サイトを民間企業と連携して立上げるなどの支援を行いました。仮設住宅での対策については、石川県や市町に対し、ペット同居可能な仮設住宅の設置についての依頼や助言を行い、仮設住宅でのペット連れの入居が行われています。

## 3 創造的復興に向けた取組

### (1) 能登半島の自然資源を活かした創造的復興の推進

令和6年能登半島地震により、能登半島国定公園内において石川県等が整備した園地、歩道等の利用施設が多数被災し、その被害の規模は非常に大きなものとなりました。日本海側最大の半島である能登半島の変化に富んだ長い海岸線を有する能登半島国定公園は1968年に指定され、その海岸景観や自然環境は地域資源としても大変重要なものとなっています。環境省では、能登半島地域の早期の復旧・復興のため、石川県等が行う国定公園内で被災した利用施設の復旧について、補助率の嵩上げ等による支援を行っています。

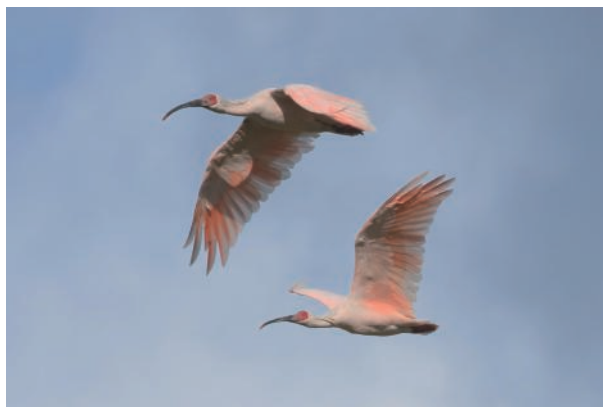
また、2024年6月に公表された「石川県創造的復興プラン」において、能登の最大の魅力とも

言える壮大な自然環境や農山漁村の原風景は、未来へと継承すべきかけがえのない財産であり、里山里海に育まれた多様な生物資源の適切な保全を図ることはもとより、地域資源としてその利活用を促進することとされています。環境省では、「石川県創造的復興プラン」に貢献するため、能登の豊かな自然や風土に触れ魅力を体験することができるロングトレイルの構想策定に向けた助言や、能登半島国定公園や周辺地域における地震に伴い生じた地形や景観資源の変化に関する情報収集等を行い、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援しています。

さらに、能登半島は本州におけるトキの最後の生息地であり、石川県と能登の9市町は2022年に「トキと共生する里地づくり取組地域」の一つに選定され、トキの野生復帰を目指して生息環境や社会環境の整備を進めていましたが、令和6年能登半島地震により、奥能登を中心にトキの生息環境として重要な水田等が被災しました。

「石川県創造的復興プラン」では、そのリーディングプロジェクトとして「トキが舞う能登の実現」が掲げられ、その中でトキの定着に向けた生息環境整備やトキとの共生に向けた社会環境の整備、トキをシンボルとした地域活性化が位置付けられました。これを踏まえ、環境省では、能登半島を始めとした本州でのトキの野生復帰に向けた検討を加速化し、有識者により構成されるトキ野生復帰検討会にて、本州でのトキの野生復帰に向けた考え方や確認事項について整理したほか、本州における放鳥方針

写真4-2-1 トキの飛翔



資料：環境省



や、放鳥後のモニタリング方針についても策定しました。2025年2月に開催した同検討会では、石川県及び能登9市町におけるトキの野生復帰に向けたこれまでの各種取組や、能登地域におけるトキの放鳥計画等が評価・了承されました。これを受け環境省は、令和8年度上半期中をめどに石川県能登地域にてトキの放鳥を行い、野生復帰事業を展開していくことを決定しました（写真4-2-1）。

今後は、能登半島におけるトキの確実な放鳥と定着の実現に向け、放鳥個体の順化訓練や、放鳥候補地における餌場環境の整備、住民の保全意識向上に向けた普及啓発等の取組を、石川県や関係市町等と緊密に連携して進めていくこととしています。

## 第2部 各分野の施策等に関する報告

# 第1章 地球環境の保全

## 第1節 地球温暖化対策

### 1 問題の概要と国際的枠組みの下の取組

近年、人間活動の拡大に伴ってCO<sub>2</sub>、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン類等の温室効果ガス（GHG）が大量に大気中に排出されることで、地球温暖化が進行していると言われています。特にCO<sub>2</sub>は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されています。我が国が排出する温室効果ガスのうち、CO<sub>2</sub>の排出が全体の排出量の約92%を占めています（図1-1-1）。

#### (1) 気候変動に関する政府間パネルによる科学的知見

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2021年8月から2023年3月にかけて公表した第6次評価報告書において、以下の内容を公表しました。

##### ○観測された変化及びその原因

- ・人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

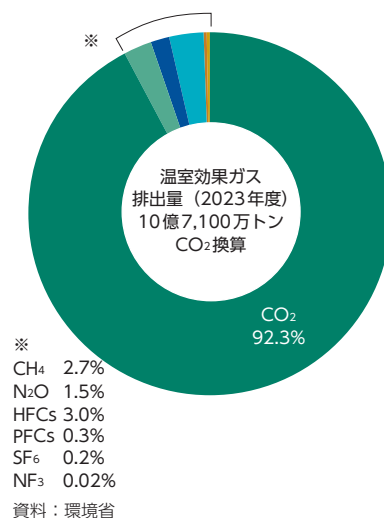
##### ○将来の気候変動、リスク及び影響

- ・世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間にCO<sub>2</sub>及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。
- ・地球温暖化が更に進行するにつれ、極端現象の変化は拡大し続ける。例えば、地球温暖化が0.5℃進行するごとに、熱波を含む極端な高温、大雨、一部地域における農業及び生態学的干ばつの強度と頻度に、明らかに識別できる増加を引き起こす。
- ・地球温暖化を1.5℃付近に抑えるような短期的な対策は、より高い水準の温暖化に比べて、人間システム及び生態系において予測される、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるだろうが、それら全てを無くすることはできない。

##### ○適応、緩和、持続可能な開発に向けた将来経路

- ・適応と緩和を同時に実施する際、トレードオフを考慮すれば、人間の福祉、並びに生態系及び惑星の健康にとって、複数の便益と相乗効果を実現し得る。
- ・COP26より前に発表された各国が決定する貢献（NDC）の実施に関連する2030年の世界全体のGHG排出量では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高い見込み。したがって、温暖化を2℃より低く抑える可能性を高くするためには、2030年以降の急速な緩和努力の加速に頼るこ

図1-1-1 我が国が排出する温室効果ガスの内訳（2023年単年度）





とになるだろう。

- ・ オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃（＞50％）に抑えるモデル化された経路と、温暖化を2℃（＞67％）に抑える即時の行動を想定したモデル化された経路では、世界のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される。いずれの種類のモデル化された経路においても、2030年、2040年及び2050年を通して、急速かつ大幅なGHG排出削減が続く。

## (2) 我が国の温室効果ガスの排出状況

2023年度の我が国の温室効果ガス排出量は、10億7,100万トンCO<sub>2</sub>換算でした（出典：2023年度温室効果ガス排出量及び吸収量）。電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等から、前年度（11億1,600万トンCO<sub>2</sub>換算）と比べて4.0%減少しました。また、エネルギー消費量の減少（省エネ等）や、電力の脱炭素化（再エネ拡大、原発再稼働）に伴う電力由来のCO<sub>2</sub>排出量の減少等から、2013年度の排出量（13億9,500万トンCO<sub>2</sub>換算）と比べて23.3%減少しました（図1-1-2）。

2023年度のCO<sub>2</sub>排出量は9億8,900万トンCO<sub>2</sub>（2013年度比24.8%減少）であり、そのうち、発電及び熱発生等のための化石燃料の使用に由来するエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量は9億2,200万トンCO<sub>2</sub>でした。さらに、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量の内訳を部門別に分けると、電力及び熱の消費量に応じて、消費者側の各部門に配分した電気・熱配分後の排出量については、産業部門からの排出量は3億4,000万トンCO<sub>2</sub>、運輸部門からの排出量は1億9,000万トンCO<sub>2</sub>、業務その他部門からの排出量は1億6,500万トンCO<sub>2</sub>、家庭部門からの排出量は1億4,700万トンCO<sub>2</sub>でした（図1-1-3、図1-1-4）。

CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量については、CH<sub>4</sub>排出量は2,940万トンCO<sub>2</sub>換算（2013年度比9.9%減少）、N<sub>2</sub>O排出量は1,580万トンCO<sub>2</sub>換算（同19.7%減少）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）排出量は3,170万トンCO<sub>2</sub>換算（同43.8%増加）、パーフルオロカーボン類（PFCs）排出量は310万トンCO<sub>2</sub>換算（同2.4%増加）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）排出量は210万トンCO<sub>2</sub>換算（同11.8%減少）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）排出量は20万トンCO<sub>2</sub>換算（同86.3%減少）でした（図1-1-5）。

2023年度の森林等の吸収源対策によるCO<sub>2</sub>の吸収量は5,370万トンCO<sub>2</sub>換算でした。

なお、各数値については、パリ協定下の透明性枠組みにおけるモダリティ・手順・ガイドラインに基づき、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法を改善するたびに、過年度の排出量も再計算しているため、以前の白書掲載の値との間で差異が生じる場合があります。

図1-1-2 我が国の温室効果ガス排出量

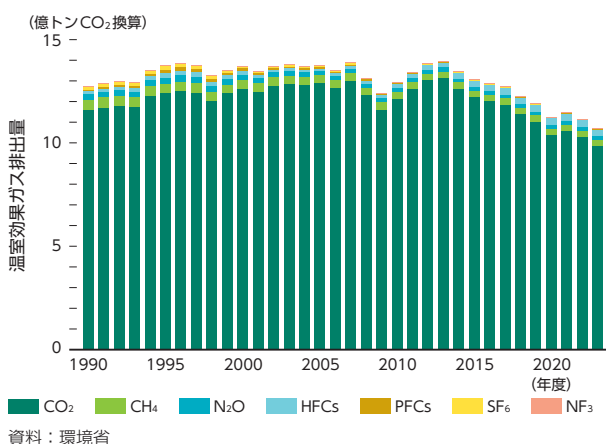
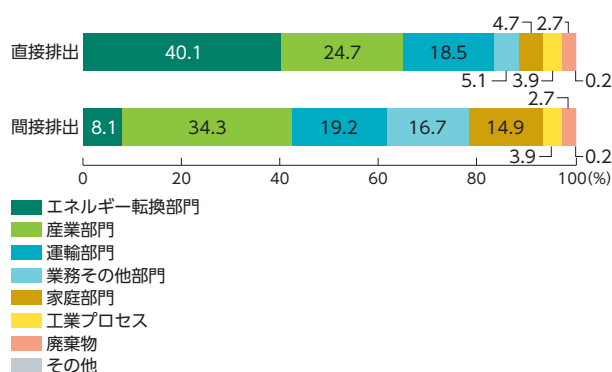


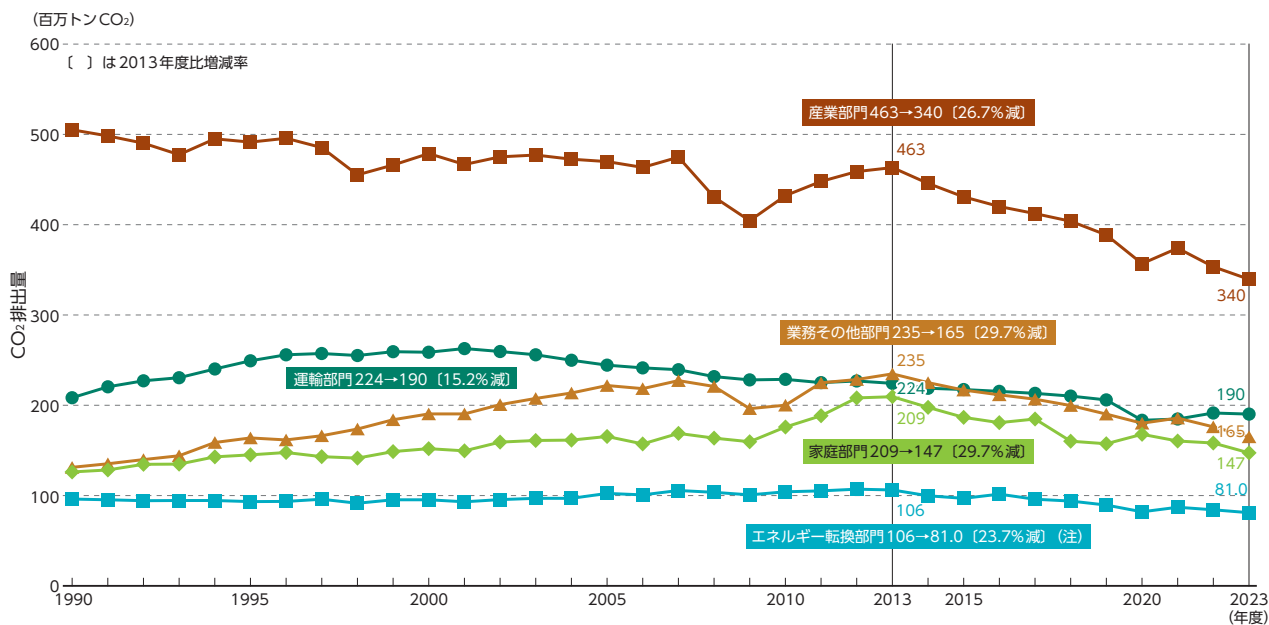
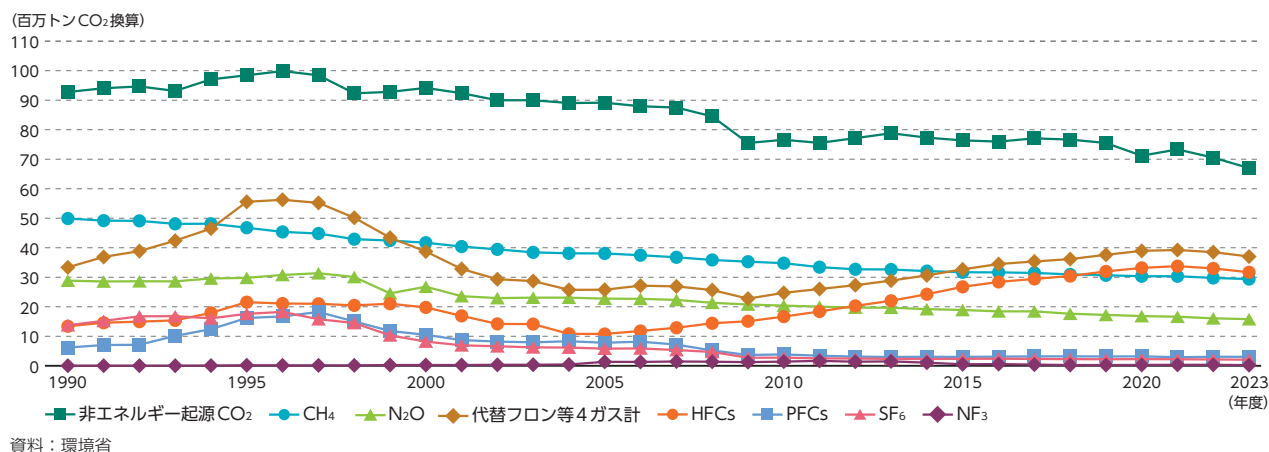
図1-1-3 CO<sub>2</sub>排出量の部門別内訳



注1：直接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を、その生産者側の排出として計上した値（電気・熱配分前）

2：間接排出とは、発電及び熱発生に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量を、その消費量に応じて各部門に配分した値（電気・熱配分後）

資料：環境省

図 1-1-4 部門別エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推移図 1-1-5 各種温室効果ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）の排出量

### (3) 気候変動枠組条約及び京都議定書について

国連気候変動枠組条約は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げています。

1997年に京都府京都市で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3。以下、国連気候変動枠組条約締約国会議を「COP」という。）で採択された京都議定書は、2008年から2012年までの第一約束期間において、我が国は基準年（原則1990年）に比べて6%、欧州連合（EU）加盟国全体では同8%等の削減目標が課されました。これに対し、同期間の我が国の温室効果ガスの排出量は5年平均で12億7,800万トンCO<sub>2</sub>であり、森林等吸収源や海外から調達した京都メカニズムクレジットを償却することで京都議定書の削減目標（基準年比6%減）を達成しました。

2012年に行われた京都議定書第8回締約国会合（CMP8。以下、京都議定書締約国会合を「CMP」という。）においては、2013年から2020年までの第二約束期間の各国の削減目標が新たに定められました。しかし、米国の不参加や近年の新興国の排出増加等により、京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う国の排出量は世界の4分の1にすぎないことなどから、我が国は議定書の締

約国であるものの、第二約束期間には参加せず、全ての主要排出国が参加する新たな枠組みの構築を目指して国際交渉が進められてきました（図1-1-6）。

#### (4) パリ協定について

##### ア パリ協定採択までの経緯

2011年のCOP17及びCMP7では、全ての国が参加する2020年以降の新たな枠組みを2015年までに採択することとし、そのための交渉を行う場として「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」を新たに設置することに合意しました。

2015年、フランス・パリにおいて、COP21及びCMP11が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで

ある「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。また、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することが義務付けられるとともに、その目標は従前の目標からの前進を示すことが規定され、加えて、パリ協定の下で世界全体の気候変動対策の進捗状況を5年ごとに評価すること（グローバル・ストックテイク）、各国が共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けることなどが規定されました。そのほか、二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用、森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する取組の奨励、適応に関する世界全体の目標設定及び各国の適応計画作成過程と行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどが盛り込まれました。

パリ協定の採択を受けて、ADPは作業を終了しました。

##### イ パリ協定の発効

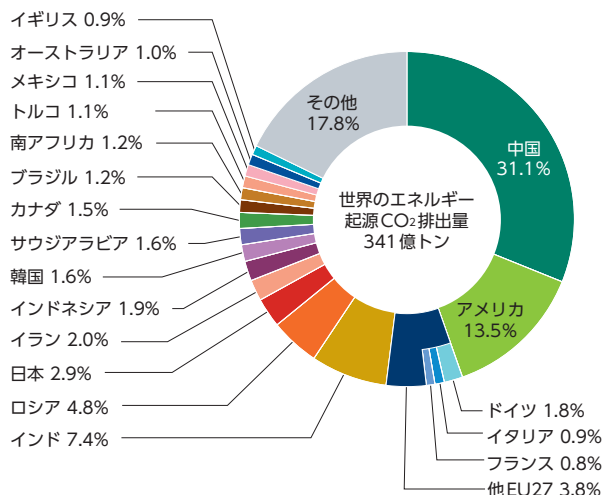
2016年4月にはパリ協定の署名式が米国・ニューヨークの国連本部で行われ、175の国と地域が署名しました。同年5月には我が国でG7伊勢志摩サミットが開催され、同協定の年内発効という目標が首脳宣言に盛り込まれました。同年9月には米中両国が協定を同時締結したほか、国連主催のパリ協定早期発効促進イベントが開催されるなど、早期発効に向けた国際社会の機運が大きく高まりました。そして同年10月5日には、締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%との発効要件を満たし、11月4日、パリ協定が発効しました。なお、我が国は同年11月8日に締結しました。

##### ウ パリ協定の実施

2016年11月、モロッコのマラケシュにおいて、COP22、CMP12及びパリ協定第1回締約国会合第1部（CMA1-1。以下、パリ協定締約国会合を「CMA」という。）が行われました。COP22では、パリ協定の実施指針等に関する交渉の進め方について、実施指針を2018年までに策定することなどが決定されました。

2018年12月、ポーランドのカトヴィツェにおいて、COP24・CMP14・CMA1-3が開催されました。COP24では、パリ協定の精神にのっとり、先進国と途上国との間で取組に差異を設けるべきという二分論によることなく、全ての国に共通に適用される実施指針を採択しました。採択された実施指針では、緩和（2020年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果

図1-1-6 世界のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の国別排出量（2022年）



資料：国際エネルギー機関（IEA）「Greenhouse Gas Emissions from Energy Highlights」2024 EDITIONを基に環境省作成



ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度)、資金支援の見通しや実績に関する報告方法等について規定されました。

2021年10月より、英国のグラスゴーにおいて、COP26・CMP16・CMA3が開催されました。COP26では、全体決定である「グラスゴー気候合意」として、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定に定められた1.5℃目標に向け、今世紀半ばのネット・ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容のほか、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウトを含む努力を加速することなどを求める内容が盛り込まれました。また、パリ協定第6条の実施指針について合意され、国際枠組の下での市場メカニズム(JCMを含む。)に関するルールが完成しました。二重計上の防止については、我が国が提案していた内容(政府承認に基づく二重計上防止策)が打開策となり、今回の合意に大きく貢献しました。この結果、原則としてパリ協定のルール交渉を終え、更なる実施強化のステージへと移りました。

2022年11月、エジプトのシャルム・エル・シェイクにおいて、COP27・CMP17・CMA4が開催されました。COP27では、「緩和作業計画」の策定、特に脆弱な国を対象にロス&ダメージへの対処を支援する新たな資金面での措置を講じること及びその一環として基金の設置等が決定されました。

2023年11月、UAEのドバイにおいて開催されたCOP28・CMP18・CMA5においては、グローバル・ストックテイクが初めて行われ、パリ協定の長期目標の達成に向けて、世界全体ではまだ軌道に乗っていないことと、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるとともに、2025年までの世界全体の排出量のピークアウトの必要性が認識されました。そのための具体的な行動として、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定、2030年までに世界全体での再生可能エネルギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を2倍とすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の通減に向けた取組の加速、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行等が合意されました。これらの成果を踏まえつつ、各国は2025年までに次期NDCを提出することが要請されています。

2024年11月、アゼルバイジャン共和国のバクーにおいて開催されたCOP29・CMP19・CMA6においては、浅尾慶一郎環境大臣から1.5℃目標の実現に向けて、世界の排出削減に積極的に貢献することを発信しました。交渉では、気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)について「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の途上国支援目標が決定され、また、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、共に行動することを求める旨が決定されました(写真1-1-1)。

写真1-1-1 浅尾慶一郎環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

## 2 科学的知見の充実のための対策・施策

### (1) 我が国における科学的知見

気象庁の統計によると、1898年から2024年の期間において、日本の年平均気温は100年当たり1.40℃の割合で上昇しています。また、文部科学省と気象庁が2020年12月に公表した「日本の気候変動2020－大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書－」によると、20世紀末と比較した21世紀末の年平均気温が、気温上昇の程度をかなり低くするために必要となる温暖化対策を講じた場合には日本全国で平均1.4℃上昇し、また温室効果ガスの排出量が非常に多い場合には、日本全国で平均4.5℃上昇するとの予測が示されています。

また環境省は、気候変動が我が国に与える影響について、2020年12月に「気候変動影響評価報告書」を公表しました。

気候変動の影響については、気温や水温の上昇、降水日数の減少等に伴い、農作物の収量の変化や品

質の低下、家畜の生産性等の低下、動植物の分布域の変化やサンゴの白化、洪水の発生地点の増加、熱中症による死亡者数の増加、桜の開花の早期化等が、現時点において既に現れていることとして示されています。また、栽培適地の変化、高山の動植物の生息域減少、渇水の深刻化、水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加、高潮・高波リスクの増大、海岸浸食の加速、自然資源を活用したレジャーへの影響、熱ストレスによる労働生産性の低下等のおそれがあると示されています。

## (2) 観測・調査研究の推進

気候変動に関する科学的知見を充実させ、最新の知見に基づいた政策を展開するため、引き続き、環境研究総合推進費等の研究資金を活用し、現象解明、影響評価、将来予測及び対策に関する調査研究等の推進を図りました。

加えて、2009年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星1号機（GOSAT）（第6章第3節2（1）を参照）は、主たる温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>とCH<sub>4</sub>の全球平均濃度の変化を継続監視し、2009年の観測開始から現在に至るまで季節変動を経ながら年々濃度が上昇している傾向を明らかにしました。さらに、2018年10月に打ち上げられた後継機となる2号機（GOSAT-2）は、全球の温室効果ガス濃度を観測するミッションをGOSATより継承するほか、新たな観測対象となるCOを観測する機能を用いて燃焼起源のCO<sub>2</sub>を特定することに貢献しており、今後も各国のパリ協定に基づく排出量報告の透明性向上への貢献を目指します。なお、水循環変動観測衛星「しずく（GCOM-W）」後継センサと相乗りし、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させた3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）は2025年度前半の打ち上げを目指して開発を進めています。

また、宇宙空間では軌道上にある使用済みとなった人工衛星やロケット上段等のスペースデブリ（宇宙ごみ）の増加が問題となっています。環境省はGOSATがスペースデブリとして宇宙空間に滞留することがないようにするため、2020年3月にスペースデブリ化防止対策を検討する環境省内検討チームを立ち上げ、同年10月には「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を公表しました。現在GOSATは順調に運用を継続しており機能面での問題はありますが、突然の機能停止等に備えて、軌道離脱・停波運用に向けた作業計画書作成の準備や関係機関との定期的な協議などを通じて、引き続き、スペースデブリ化防止のための検討・調整を進めていきます。

世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的情報を提供し、国連気候変動枠組条約の活動を支援してきたIPCCは、第6次評価サイクルにおいて1.5℃特別報告書（2018年10月公表）、土地関係特別報告書（2019年8月公表）、海洋・雪氷圏特別報告書（2019年9月公表）及び「2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良」（2019年5月公表。以下「2019年方法論報告書」という。）を公表し、2021年8月から2022年4月にかけて第6次評価報告書第1作業部会報告書、第2作業部会報告書及び第3作業部会報告書をそれぞれ公表しました。その後、2023年3月に第6次評価報告書の統合報告書が公表され、第6次評価サイクルは終了しました。これら報告書は、パリ協定において、その実施に不可欠な科学的基礎を提供するものと位置付けられています。我が国は、第6次評価サイクルの各種報告書作成プロセスに向けた議論への参画、資金の拠出、関連研究の実施など積極的な貢献を行ってきました。その一環として、2019年5月には、前述の2019年方法論報告書の採択を議論するIPCC第49回総会を京都市で開催しました。IPCCのインベントリガイドラインは、パリ協定の実施に不可欠な、各国による温室効果ガス排出量の把握と報告を支えるものですが、本報告書は、2006年に作成したガイドラインのうち、衛星データの利用や、改良が必要な排出・吸収カテゴリーに対する更新、補足及び精緻化を行ったものです。第7次評価サイクルにおいても、引き続き積極的な貢献を行う予定です。

さらに、我が国の提案により公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置された、温室効果ガス排出・吸収量世界標準算定方式を定めるためのインベントリ・タスクフォース（TFI）の技術支援ユニットの活動を支援し、各国の適切なインベントリ作成に貢献しています。第7次評価サイクルにお

いても、我が国はTFIの共同議長を引き続き務めています。

国連気候変動枠組条約の目標を達成するための我が国の取組の一つとして、環境研究総合推進費による「気候変動影響予測・適応評価の統合的戦略研究（S-18）」等の研究を2023年度にも引き続き実施し、科学的知見の収集・解析等を行いました。これらの研究により明らかとなった知見は、IPCC等にインプットされることになります。

### 3 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の提示

2020年10月26日、第203回国会において、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、この目標を基本理念として法定化しました。また、2021年4月22日の第45回地球温暖化対策推進本部において、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。

2021年10月22日、上記の2030年度削減目標及びその実現に向けた対策・施策を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、同日、2030年度削減目標を記載した「日本のNDC」を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しました。2050年ネット・ゼロの実現に向けては、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2021年10月22日に閣議決定し、同月29日にUNFCCC事務局に提出しました。

この戦略では、政策の基本的な考え方として、「2050年カーボンニュートラル宣言」の背景にある「もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげる」という考えをしっかりと位置付けています。

また、エネルギー、産業、運輸、地域・暮らし、吸収源の各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性を示すとともに、「イノベーションの推進」、「グリーンファイナンスの推進」等の分野を超えて重点的に取り組む11の横断的施策についても記載しています。今後、ステークホルダーとの連携や対話を通じ、我が国は、この長期戦略の実行に挑戦し、世界の脱炭素化をけん引していきます。

2025年2月18日、2030年から先の温室効果ガス削減目標について、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととし、当該目標及びその実現に向けた対策・施策を含む「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。また、同日、2035年度及び2040年度の削減目標を記載した新たな「日本のNDC」をUNFCCC事務局に提出しました。

2021年5月、農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。この戦略は、温室効果ガス削減やネット・ゼロの実現、生物多様性の保全にも寄与するものであり、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化等の14の目標を定めています。2022年6月には、2030年の中間目標を設定し、「農林水産省地球温暖化対策計画」等と併せて、CO<sub>2</sub>排出削減対策等を推進することとしています。

### 4 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて

2023年5月に閣議決定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」を踏まえ、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）を活用した先行投資支援と、成長志向型カーボンプライシ



ングによるGX投資先行インセンティブを組み合わせつつ、重点分野でのGX投資を分野別投資戦略を通じ促進するなど、我が国のGXを加速しています。ネット・ゼロに向けた野心的な目標を維持しつつ、エネルギー政策と産業政策を一体化させる世界的な潮流の中、我が国でもGX産業構造・産業立地、エネルギー政策を総合的に検討し、2025年2月には、GX推進戦略の改訂として、「GX2040ビジョン」を閣議決定しました。また、2026年度より本格稼働予定の排出量取引制度を具体化するため、必要な制度措置等を規定したGX推進法改正案を同年2月に閣議決定しました。GX2040ビジョンに基づき、企業の投資を促進することで、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指していきます。

## 5 エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減対策

### (1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造

エネルギー消費量が増加傾向にある住宅・建築物における省エネ対策を推進するため、2022年6月の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の改正により、2025年度から原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けることとしました。加えて、省エネ性能が市場において適切に評価されるよう、住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度を強化し、告示に規定する省エネ性能ラベルを用いて表示するよう見直し、2024年4月に施行しました。また、2023年9月には本制度のガイドラインを策定・公表し、同制度の周知を図っています。あわせて、住宅・建築物等に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の充実・普及を図るとともに、第三者評価BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」の普及も促進しています。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）における建材トップランナー制度に基づき、断熱材・窓（サッシ、複層ガラス）等の建築材料の性能向上を図っており、2021年6月から、更なる性能向上を図るため、目標基準値の強化に向けた検討を行った結果、窓については2022年3月、2022年度を目標年度とする目標基準値について、2030年度を新たな目標年度として目標基準値を約40%引き上げることを決定し、断熱材については2022年10月、2022年度を目標年度とする目標基準値について、2030年度を新たな目標年度として目標基準値を約5%引き上げることを決定しました。2024年度の取組としては、窓について、これまで対象となっていなかった非木造の中高層住宅や大中規模建築物にも対象を拡大するべく検討を行い、中高層共同住宅用サッシの新しい目標基準値を取りまとめました。

住宅については、2050年ネット・ゼロの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量を正味でおおむねゼロ以下とし、省エネ性能と住み心地を兼ね備えた住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。以下「ZEH」という。）の普及や高性能建材を導入した断熱リフォームの普及を図りました。特にリフォームに関しては、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要があることから、経済産業省、国土交通省及び環境省が実施する住宅の省エネルギーのための補助制度をワンストップで利用可能（併用可）とし、補助事業の利便性の向上に努めることで、より一層の改修の促進を図っています。また、2024年度から、ZEH基準の水準を大きく上回る「GX志向型住宅」の導入に対する補助事業を創設しました。この他、各家庭のCO<sub>2</sub>排出実態やライフスタイルに合わせたアドバイスを行う家庭エコ診断制度において、専門の資格を持った診断士による対面診断やWEBサービスによる「うちエコ診断」を実施、2011年度から2024年度までに約220万件の診断を行いました。

建築物について、大幅な省エネ性能を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したビル（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。以下「ZEB」という。）の普及を進めるため、ZEBの新築及びZEBへの改修に係る費用の一部を

補助するとともに、先進的な技術等の組み合わせによる<sup>ゼブ</sup>ZEBの実証事業を行っています。また、2024年度から新たに、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物ライフサイクルを通じて排出されるCO<sub>2</sub>等（ライフサイクルカーボン）の算定・削減する取組に対する支援を始めました。さらに、外皮の高断熱化を行った上で、高効率空調機器の導入等によって、一定の省エネルギー基準を満たす改修を行う際に、その設備の導入に係る費用に対する補助も行っております。加えて、建材と一体となった太陽光発電設備の導入に係る費用を補助する事業（窓・壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業）を進めています。また、省エネ・省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクト等に対する支援のほか、ビルオーナーとテナントが不動産の環境負荷を低減する取組についてグリーンリース契約等を締結して協働で省エネ化を図る事業に対する支援や、環境不動産の形成を促進するための官民ファンドの運営支援等を継続的に行いました。さらに、<sup>ゼッチ</sup>ZEHについて今後は更なる<sup>ゼッチ</sup>ゼロ・エネルギー化を進める観点から、省エネ性能の大幅な引上げや自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義の見直しを行っております。こうした規制措置強化と支援措置の組み合わせを通じ、2030年度以降新築される住宅・建築物について、<sup>ゼッチ</sup>ZEH・<sup>ゼブ</sup>ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることや、2050年に住宅・建築物のストック平均で<sup>ゼッチ</sup>ZEH・<sup>ゼブ</sup>ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることなどを目指します。

更なる個別機器の効率向上を図るため、省エネ法のトップランナー制度においてエネルギー消費効率の基準の見直し等について検討を行っています。具体的には、2023年10月に、事業用変圧器の新たな省エネ基準を策定するために関係法令を改正しました。さらに、事業場等に対して、CO<sub>2</sub>排出量削減余地診断に基づいた脱炭素化促進計画の策定及び省CO<sub>2</sub>型設備へ更新するための補助やScope3削減に取り組む企業が主導し企業間で連携した取組への補助を行いました。また、LD-Tech（先導的脱炭素化技術）情報の収集とリスト化等の取組を行いました。

また、一般消費者に一層の省エネに取り組んでいただくことなどを目的として、エネルギー供給事業者が行う省エネに関する一般消費者向けの情報提供を評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）の運用を2022年度より本格的に開始しました。

電気事業分野における地球温暖化対策については、2016年2月に環境大臣・経済産業大臣が合意し、電力業界の自主的枠組みの実効性・透明性の向上等を促すとともに、省エネ法やエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）（平成21年法律第72号）に基づく基準の設定・運用の強化等により、2030年度の削減目標やエネルギーミックスと整合する2030年度に排出係数0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhという目標を確実に達成していくために、電力業界全体の取組の実効性を確保していくこととしています。これを受けて、2024年1月、政府としては、産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループを開催し、電力業界の自主的枠組みの評価・検証を行いました。

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、国の支援策により、その導入を促進しました。また、再エネ設備導入促進のための措置として、建築物省エネ法に基づき、市町村が地域の実情に応じて再エネ設備の設置を促進する区域を設定（2024年4月施行）できることとしました。2023年9月には本制度のガイドラインを策定・公表し同制度の周知を図っています。

また、ガスコージェネレーションやヒートポンプ、燃料電池等、エネルギー効率を高める設備等の普及も推進してきました。さらに、二酸化炭素回収・貯留（CCS）の導入に向け、事業環境を整備するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）（令和6年法律第38号）を制定するとともに技術開発や貯留適地調査等を実施しました。

さらに、経済産業省では2030年に向け安定供給を大前提に非効率石炭火力のフェードアウトを着実に実施するために、石炭火力発電設備を保有する発電事業者について、最新鋭のUSC（超々臨界）並みの発電効率（事業者単位）をベンチマーク目標において求めることとしています。その際、水素・アンモニア等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認めることで、脱炭素化に向けた技術導入の



促進につなげていきます。2030年以降を見据えて、CCSについては、「第7次エネルギー基本計画」や「CCS長期ロードマップ」等を踏まえて取り組んでいきます。

## (2) バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

民間投資も活用した企業のバリューチェーンの脱炭素経営の実践、地域・暮らしを支える物流・交通、資源循環などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進するとともに、「経団連カーボンニュートラル行動計画」の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組の推進により、産業部門における2023年度の二酸化炭素排出量は、3億4,000万トンCO<sub>2</sub>となり、2013年度比で26.7%減少するなど、成果を上げています。また、業界や部門の枠組みを超えた低炭素社会・サービス等による他部門での貢献、優れた技術や素材の普及等を通じた海外での貢献、革新的技術の開発や普及による削減貢献といった各業種の取組についても深掘りし、こうした削減貢献を可能な限り定量化することにより、貢献の可視化とベストプラクティスの横展開等を行いました。2024年3月末までに111業種が2030年を目標年限とする定量目標を設定しており、自主的取組に参画する業種の我が国のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量に占める割合は5割を超えています。政府の2030年度削減目標との整合性や2050年のあるべき姿を見据えた2030年度目標設定、共通指標としての2013年度比の二酸化炭素排出量削減率の統一的な見せ方等の検討を進めるなど、引き続き自主的な取組を進め、温室効果ガスの排出削減をより一層推進していきます。

需要サイドでの事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させるため、2022年5月に改正した省エネ法では、エネルギーを使用して事業を行う者に対し、その使用するエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの使用割合の向上を求めることとし、2023年度の中長期計画書では非化石エネルギーへの転換の目標、2024年度の定期報告では非化石エネルギーを含めたエネルギーの使用状況がそれぞれ新たに提出されました。

工場等に対して、CO<sub>2</sub>排出量削減余地診断に基づいたCO<sub>2</sub>削減計画の策定及び省CO<sub>2</sub>型設備へ更新するための補助やScope3削減に取り組む企業が主導し企業間で連携した取組への補助を行いました。また、LD-Tech（先導的脱炭素技術）情報の収集とリスト化等の取組を行いました。

中小企業等におけるCO<sub>2</sub>排出削減対策の強化のため、省CO<sub>2</sub>型設備導入における資金面の公的支援の一層の充実や、中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証し、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での排出量調整等に活用するJ-クレジット制度の運営、さらに建設施工現場における脱炭素化を目指し建設機械の抜本的な動力源の見直しを図るため、電動建機を対象とした建設機械をGX建設機械として認定しており、2024年11月末までに19型式を認定しました。

中小企業を含めたバリューチェーン全体での脱炭素化を進めるため、サプライヤーエンゲージメント等の企業間で連携した取組や、業界共通ルール策定に対して支援を行いました。

農林水産分野においては、「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、緩和策として施設園芸等における省エネルギー対策、バイオマスの活用の推進、我が国の技術を活用した国際協力等を実施しました。

## (3) 地域・暮らしの脱炭素化の基盤となる先導技術実証と情報基盤等整備

地球温暖化の防止に向け、革新技術の高度化、有効活用を図り、必要な技術イノベーションを推進するため、再生可能エネルギーの利用、エネルギー使用の合理化だけでなく、民間の自主的な技術開発に委ねるだけでは進まない多様な分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減効果の高い技術の開発・実証、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）等の新素材の活用によるエネルギー消費の大幅削減、地域資源循環を実現する革新的触媒、燃料電池や水素エネルギー、蓄電池、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）等に関連する技術の開発・実証、普及を促進しました。



#### (4) モビリティの脱炭素化

省エネ法に基づき、輸送事業者に対して貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化、非化石転換に関する取組等を、荷主に対して貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する取組、非化石転換に関する取組等を推進しています。また、AI・IoTを活用した運輸部門における更なる省エネに向けた取組を進めるため、荷主・輸送事業者・着荷主等が連携してサプライチェーン全体の輸送効率化を図る取組や、車両動態管理システム等を活用したトラック事業者と荷主等の連携による輸送効率化に向けた取組に対する支援を行いました。引き続き、運輸部門における省エネ等を進めていきます。

自動車単体対策としてはGX（グリーントランスフォーメーション）に向けて、自動車の燃費・電費の向上促進、車両の電動化・インフラに係る補助制度・税制支援等を通じた次世代自動車の普及促進等を行いました。このうち、省エネ法における乗用車の2030年度燃費基準（2020年3月策定）に関しては、通常の燃費試験では反映されない省エネ技術を評価する制度を、重量車の2025年度燃費基準（2019年3月策定）に関しては、製造事業者等に対し電気自動車等の普及促進のインセンティブを与えるため、電気自動車等を達成判定において評価する制度をそれぞれ策定しました。また、2050年ネット・ゼロの実現に貢献し、道路の脱炭素化の取組を推進するため、「道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0」を策定しました。充電・水素充てんインフラの整備促進、安全・安心な歩行空間や自転車等通行空間の整備等による自動車交通量の減少等を通じたCO<sub>2</sub>排出の削減、ダブル連結トラックの利用環境の整備や自動物流道路の実現に向けた検討等による低炭素な物流への転換、渋滞対策等の推進、LEDの道路照明への導入や低炭素な材料の導入促進による道路のライフサイクル全体の低炭素化などにより、道路分野の脱炭素化を推進しました。さらに、改正された流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）（平成17年法律第85号）に基づく総合効率化計画の認定等を活用し、環境負荷の小さい効率的な物流体系の構築を促進しました。そして、共同輸配送、モーダルシフト、大型NGVトラック導入、貨客混載等の取組について支援を行ったほか、物流施設への再エネ設備等の一体的導入の支援による流通業務の脱炭素化を促進する支援制度を創設しました。加えて、グリーン物流パートナーシップ会議を通して、荷主や物流事業者等の連携による優良事業の表彰や普及啓発を行いました。

鉄軌道分野については、2023年5月に有識者・関係者からなる「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」が取りまとめた「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」に基づき、脱炭素化の取組を推進しています。具体的には、省エネ車両や回生電力の有効活用に資する設備の導入を支援するとともに、「鉄道脱炭素官民連携プラットフォーム」における情報共有、協力体制の構築等を通じて、鉄道アセットを活用した再生可能エネルギーの導入を促進しました。また、鉄道車両におけるバイオディーゼル燃料の実証や、社会実装を目指す水素燃料電池鉄道車両の安全性を確保するための技術基準の検討を進めました。

国際海運分野については、国際海事機関（IMO）において、2023年に合意された「2050年頃までにGHG排出ゼロ」等の目標を達成するための新たなルールを策定するための検討が進められています。この国際ルールは2027年に開始することを目指しており、日本はこれまで各国と協力し、具体的な条約改正案を提案するなど、燃料のGHG強度の段階的規制やゼロエミッション燃料へのインセンティブ制度等のルール策定の議論の着実な進展に貢献しています。加えて、2021年度より、グリーンイノベーション基金を活用して水素・アンモニア等を燃料とするゼロエミッション船の開発を行っており、2024年8月には、国産エンジンを搭載した世界初の商用アンモニア燃料船（タグボート）が竣工しました。また、大型アンモニア燃料船については2026年、水素燃料船については2027年の実証運航開始を目指しています。さらに、2025年3月には、アンモニア燃料船への安全かつ円滑なバンカリングの実施に向けて、設備の要件、離接舷時の気象・海象要件、事故防止対策等をまとめた「アンモニアバンカリングガイドライン」を策定しました。さらに2024年度より、ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援しました。内航海運分野については、2025年3月に公

表した内航海運の2040年度温室効果ガス削減目標の達成にむけて、省エネ・省CO<sub>2</sub>性能の効果の見える化（内航船省エネルギー格付制度）等の普及促進、船舶のバイオ燃料等の活用に向けた環境整備を推進しています。また、LNG燃料船、メタノール燃料船、バッテリー船、水素FC船等の導入・実証に対する支援等を行っています。さらに、2013年に策定した「LNGバンカリングガイドライン」については、2024年5月に改訂し、夜間におけるバンカリングも可能としました。造船・船用工業分野については、2024年度から、ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援を実施しています。

港湾分野については、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しており、港湾管理者が作成する港湾脱炭素化推進計画に対する支援、水素を燃料とする荷役機械の実装や船舶への次世代燃料バンカリング（燃料補給）拠点形成に向けた検討、CNP認証の創設、ASEAN諸国向けCNPガイドラインの策定等を通じた国際連携等を行いました。

航空分野において、脱炭素の取組を促進するために航空会社や空港会社による主体的・計画的な脱炭素化の取組を後押しすることが重要であり、航空法（昭和27年法律第231号）等に基づく「航空運送事業脱炭素化推進計画」及び「空港脱炭素化推進計画」の認定等を行っています。また具体的な取組として、航空機運航分野においては、国土交通省は2050年ネット・ゼロの実現に向け、官民協議会の場などを活用して関係省庁や民間事業者と連携しながら、SAF（Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料）の導入促進、管制の高度化等による運航の改善、機材・装備品等への環境新技術の導入に取り組んでいます。特にCO<sub>2</sub>削減効果の高いSAFについては、2030年時点の本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標を設定しており、関係省庁が連携し、国際競争力のある価格で安定的に国産SAFを供給できる体制の構築や、国産SAFの国際認証取得に向けた支援等に取り組んでいます。空港分野においては、2025年3月末時点で48空港の空港脱炭素化推進計画が策定され、空港施設・車両等からのCO<sub>2</sub>の排出削減、空港の再エネの導入等に取り組みました。また、「空港の脱炭素化に向けた官民連携プラットフォーム」を活用し空港関係者等と情報共有や協力体制を構築するとともに、空港関係者の意識醸成や空港利用者への理解促進を図りました。

## 6 エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出削減対策

### (1) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>Oに関する対策の推進

農地土壌や家畜排せつ物、家畜消化管内発酵に由来するCH<sub>4</sub>及びN<sub>2</sub>Oを削減するため、「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援を行うとともに、水稻栽培における中干し期間の延長や家畜排せつ物の管理方法の変更等を推進しました。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進により化石燃料由来廃棄物の焼却量の削減を推進するとともに、有機性廃棄物の直接最終処分量の削減や、全連続炉の導入等による一般廃棄物処理施設における燃焼の高度化等を推進しました。

下水汚泥の焼却に伴うN<sub>2</sub>Oの排出量を削減するため、下水汚泥の焼却の高度化や、N<sub>2</sub>Oの排出の少ない焼却炉の普及、焼却を伴わない汚泥処理方法（コンポスト化等）の拡大を推進しました。

### (2) 代替フロン等4ガスに関する対策の推進

代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）は、オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、我が国の排出量についてUNFCCC事務局に毎年報告しなければならないとされています。

代替フロン等4ガスの中でも、HFCsについては、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、CFC、HCFC

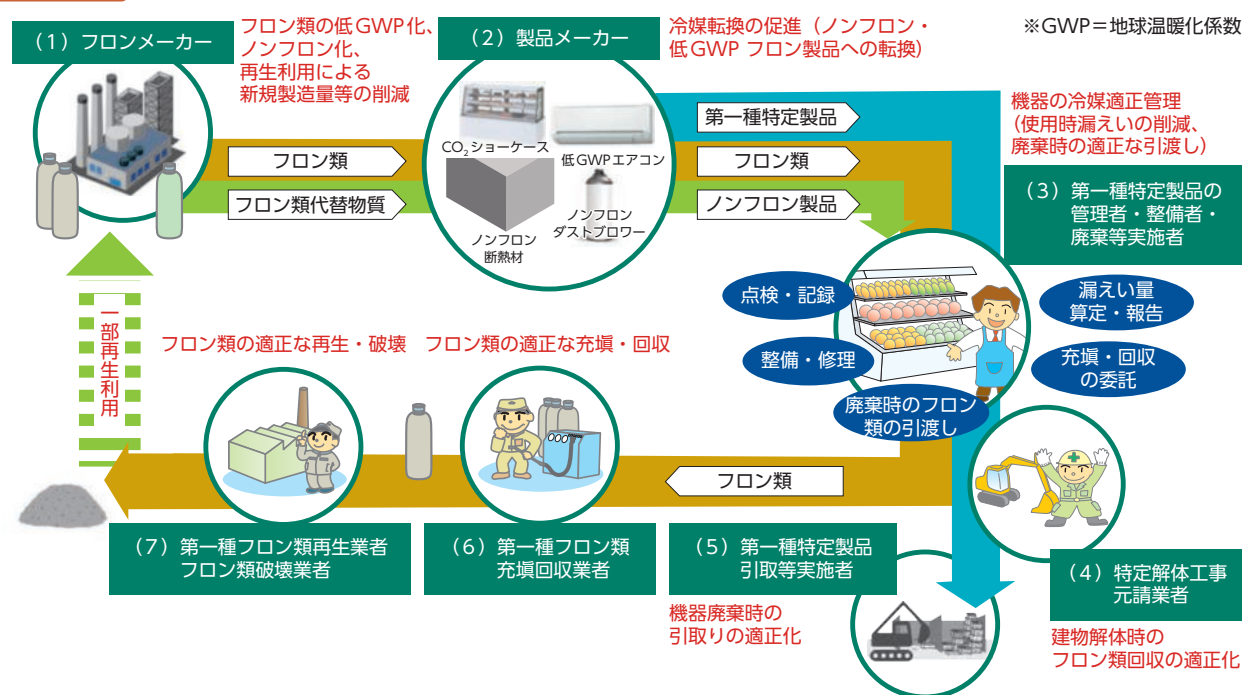
からの転換が進行し、排出量が増加傾向で推移してきました。HFCsの排出の約9割は冷凍空調機器の冷媒用途によるものであり、機器の使用時におけるHFCsの漏えい及び廃棄時未回収が排出量に大きく影響しています。

HFCsを含めた業務用冷凍空調機器に使用されるフロン類の排出削減に向けて、フロン類のライフサイクル全体にわたる対策を定めたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）において、フロン類製造・輸入業者及びフロン類使用製品（冷凍空調機器等）の製造・輸入業者に対する低GWP化の推進、機器ユーザー等に対する機器使用時におけるフロン類の漏えいの防止、機器からのフロン類の回収・適正処理等が求められています（図1-1-7）。また、冷媒の低GWP化を推進するため、省エネ型自然冷媒機器の導入を促進するための補助事業等を実施しています。

また、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、ルームエアコン及びカーエアコンからのフロン類の適切な回収を進めました。

産業界のフロン類対策等の取組に関しては、自主行動計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、行動計画の透明性・信頼性及び目標達成の確実性の向上を図りました。

図1-1-7 フロン排出抑制法の概要



資料：環境省

## 7 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用

土地利用、土地利用変化及び林業部門（LULUCF）については、パリ協定に則して、森林経営等の対象活動による吸収量について目標を定めています。具体的には、「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度において約4,770万トンCO<sub>2</sub>、2040年度において約8,400万トンCO<sub>2</sub>の吸収量を確保することとしています。

この目標の実現に向け、森林吸収源対策として、「森林・林業基本計画」等に基づき、多様な政策手法を活用しながら、適切な造林や間伐等を通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効



率的かつ安定的な林業経営の確立に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマスの利用等を推進しました。

都市における吸収源対策として、都市公園整備等による新たな緑地空間を創出し、都市緑化等を推進しました。さらに、農地土壌の吸収源対策として、炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動の普及に向け、炭素貯留効果等の基礎調査、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対する支援を行いました。

加えて、ブルーカーボン生態系によるCO<sub>2</sub>吸収量の計測・算定に向けた検討を行うとともに、海藻が着生しやすい基質の設置や、<sup>しゅんせつ</sup>浚渫土砂や鉄鋼スラグを活用したCO<sub>2</sub>吸収源となる藻場等の造成等を実施しました。

## 8 国際的な地球温暖化対策への貢献

### (1) 開発途上国への支援の取組

途上国では深刻な環境汚染問題を抱えており、2018年に開催された世界保健機関（WHO）の大気汚染と健康に関する国際会議やIPCCの報告書等においても、地球温暖化対策と環境改善を同時に実現できるコベネフィット・アプローチの有効性が認識されています。我が国では2007年12月から本アプローチによる途上国との協力を進めているほか、国際応用システム分析研究所（IIASA）やアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ（APCAP）、クリーン・エア・アジア（CAA）、アジア・コベネフィット・パートナーシップ（ACP）の活動支援を通して、アジア地域におけるコベネフィット・アプローチを促進しています。

途上国が脱炭素社会へ移行できるよう、我が国の地方公共団体が持つ経験を基に、制度・ノウハウ等を含め優れた脱炭素技術の導入支援を行う都市間連携事業や、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国際連合工業開発機関（UNIDO）等と連携したプロジェクトへの資金支援を実施しています。

加えて、気候変動による影響に脆弱である島嶼国<sup>ぜい</sup>に対し、気候変動への適応・エネルギー・水・廃棄物分野への対応に関する支援や、研究者によるネットワーク設立に向けた支援のほか、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）への資金拠出を通じた、アフリカにおける食料生産等と調和した森林経営の確立やアジアにおける持続可能な木材利用の促進の支援など、様々な取組を行っています。

森林の減少を含む土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は世界全体の人為的な排出量の約2割を占めるとされており、2015年12月にCOP21で採択されたパリ協定においては、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと（5条1項）に加え、途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を推奨すること（同2項）などが定められました。また、JCMの森林案件（REDD+、植林）を推進するため、実施ルールの検討及び各国との協議を行いました。

2024年12月には新たに政府全体の「インフラシステム海外展開戦略2030」が策定されました。施策の柱の1つである「GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応」として、グローバルサウス諸国のニーズも踏まえ、実質的な排出削減につながる脱炭素移行政策誘導型インフラ海外展開と相手国の脱炭素移行を進めるため、引き続き、政策立案の上流から個別案件等の下流までを一体とした協力を実施していきます。

### (2) アジア太平洋地域における取組

開発途上国の中には、気候変動影響に対処する適応能力が不足している国が多くあります。このため、我が国では、アジア太平洋地域において気候変動リスクを踏まえた意思決定と実効性の高い気候変動適応を支援するために構築した「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム」（AP-PLAT）を

活用し、[1] 気候変動リスクに関する科学的知見の情報共有、[2] 政策意思決定用ツールの提供、[3] 気候変動適応策実施のための能力強化等の取組を、地域内の各国や関係機関等との協働により推進しています。

また、様々な国際協力スキームや産官学に蓄積されてきた優れた適応ソリューションを活用し、気候変動影響評価ツールの開発と実装を進めています。また、気候変動に脆弱な開発途上国に共通する喫緊の課題と多種多様な技術協力ニーズに応えるため、気候変動による災害、健康、水資源、食料安全保障、都市のレジリエンス、自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）など様々な観点から、適応課題に対する能力強化や、技術導入と連動した適応ビジネス支援を推進しています。

### (3) JCMの推進に関する取組

環境性能に優れた先進的な脱炭素技術・製品の多くは、一般的に導入コストが高く、普及には困難が伴うという課題があります。このため、途上国等のパートナー国への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の実現に活用するJCMを構築・実施してきました。こうした取組を通じ、パートナー国の負担を下げながら、優れた脱炭素技術の普及を促進しています。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積で、2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」ことが定められています。また、2021年のCOP26での合意を踏まえ、環境省は「COP26後の6条実施方針」を発表しており、[1] JCMパートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、[2] 民間資金を中心としたJCMの拡大、[3] 市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、世界の脱炭素化に貢献しています。

2022年以降に新たに加わった12か国を含め、29か国とJCMを構築しており、(表1-1-1) これまでにクレジットの獲得を目指す環境省JCM資金支援事業や、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による実証事業を実施しているほか、従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進するため、2023年3月に「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンス」を策定、2024年3月には同ガイダンスを改訂し、民間事業者等による本ガイダンスの活用を促し、民間JCMの取組の普及を進めています。さらに、2024年6月に成立した改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関を立ち上げ、プロジェクト管理、パートナー国との各種ガイドライン等の改訂及び合同委員会等によるクレジット化手続きに係る運営実施の効率と実効性を高めるべく取り組んでいます。

表1-1-1 JCMパートナー国ごとの進捗状況

| パートナー国    | プロジェクトの登録数 | 方法論の採択数 | 資金支援事業・実証事業・民間JCM事業件数<br>(2013-2024年度) |
|-----------|------------|---------|----------------------------------------|
| モンゴル      | 6件         | 4件      | 12件                                    |
| バングラデシュ   | 3件         | 4件      | 5件                                     |
| エチオピア     | －          | 3件      | －                                      |
| ケニア       | 2件         | 3件      | 6件                                     |
| モルディブ     | 2件         | 2件      | 4件                                     |
| ベトナム      | 14件        | 15件     | 53件                                    |
| ラオス       | 4件         | 4件      | 7件                                     |
| インドネシア    | 31件        | 29件     | 55件                                    |
| コスタリカ     | 1件         | 3件      | 2件                                     |
| パラオ       | 5件         | 1件      | 7件                                     |
| カンボジア     | 4件         | 5件      | 6件                                     |
| メキシコ      | －          | 1件      | 5件                                     |
| サウジアラビア   | 1件         | 1件      | 3件                                     |
| チリ        | 3件         | 3件      | 16件                                    |
| ミャンマー     | 1件         | 5件      | 8件                                     |
| タイ        | 11件        | 17件     | 53件                                    |
| フィリピン     | 4件         | 3件      | 20件                                    |
| セネガル      | －          | －       | 1件                                     |
| チュニジア     | －          | －       | 2件                                     |
| アゼルバイジャン  | －          | －       | －                                      |
| モルドバ      | －          | －       | －                                      |
| ジョージア     | －          | －       | －                                      |
| スリランカ     | －          | －       | 3件                                     |
| ウズベキスタン   | －          | －       | －                                      |
| パプアニューギニア | －          | －       | －                                      |
| アラブ首長国連邦  | －          | －       | －                                      |
| キルギス      | －          | －       | －                                      |
| カザフスタン    | －          | －       | －                                      |
| ウクライナ     | －          | －       | －                                      |
| 合計        | 92件        | 103件    | 268件                                   |

注：2024年12月31日時点。  
資料：環境省

#### (4) 短寿命気候汚染物質に関する取組

ブラックカーボン、CH<sub>4</sub>、HFC等の短寿命気候汚染物質については、その対策が短期的な気候変動緩和と大気汚染防止等他分野の双方に効果があるとして国際的に注目されており、2012年2月に米国、スウェーデン等により立ち上げられた「短寿命気候汚染物質（SLCPs）削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）」に、2012年4月より我が国も参加しました。

2023年12月にはCOP28の場で64か国が賛同したグローバル・クーリング・プレッジが立ち上げられ、我が国を含む賛同国は、2050年までに冷凍空調機器関連の温室効果ガスの排出量を2022年比で少なくとも68%削減することのほかに、環境省が主導しているフルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）等を通じ冷凍空調機器に充填されたフロン類のライフサイクルマネジメントを追求することなどを誓約しました。

世界全体のメタン排出量を2030年までに2020年比30%削減することを目標とするグローバル・メタン・プレッジについて、我が国は、2021年9月の日米豪印首脳会合において参加を表明しました。我が国としては、「地球温暖化対策計画」に基づき、国内のメタン排出削減に取り組むとともに、国内のメタン排出削減の優良事例を各国と共有していくことなどのイニシアティブが期待されています。

## 9 横断的施策

### (1) 地域脱炭素の推進

2021年6月に開催した第3回国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」を策定しました。本ロードマップに基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、2025年までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していくこととしました。2025年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくとともに、更なる施策を積極的に推進することが明記されました。また、今後の政策対応を強化し、地域脱炭素の全国展開のための基盤を強化・確固たるものとするため、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」の取りまとめ（令和6年12月）において示された施策の方向性を踏まえ、環境省を始めとする関係府省が緊密に連携しつつ、2026年度以降2030年度までの5年間で新たに実行集中期間として位置付け、必要な施策の実行に取り組むこととしました。

2050年を待つことなく2030年度までに、カーボンニュートラルと地域課題の解決を同時に実現する「脱炭素先行地域」については、2024年度までに5回の募集により81地域を選定しました。また2022年度に創設した「地域脱炭素推進交付金」により、2024年度までに148の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しました。さらに、脱炭素化に資する事業の加速化を図るため、2022年10月に株式会社脱炭素化支援機構が設立され、2025年3月末までに35件の支援決定の公表がなされました。脱炭素化支援機構は、脱炭素に資する多様な事業への呼び水となる投融資（リスクマネー供給）を行い、脱炭素に必要な資金の流れを太く、速くし、経済社会の発展や地方創生、知見の集積や人材育成など、新たな価値の創造に貢献します。加えて、地域脱炭素の中核人材を育成するための地方公共団体の職員向けの研修、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベント、専門人材の派遣などの人的支援を行いました。

### (2) 低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくり計画がこれまで26都市（2024年12月末時点）で作成されました。また、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画がこれまでに599都市（2024年12月末時点）で作成され、計画に基



づく都市のコンパクト化を図るための財政支援を行うことにより、脱炭素に資するまちづくりを総合的に推進しました。

低炭素なまちづくりの一層の普及のため、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする23都市を環境モデル都市（表1-1-2）として選定しており、対象都市に対して2023年度の取組評価及び2022年度の温室効果ガス排出量等のフォローアップを行いました。

都市の低炭素化をベースに、環境・超高齢化等を解決する成功事例を都市で創出し、国内外に展開して経済成長につなげることを目的として、2011年度に東日本大震災の被災地域6都市を含む11都市を環境未来都市（表1-1-3）として選定しており、引き続き各都市の取組に関する普及展開等を実施しました。

表1-1-2 環境モデル都市一覧

| No. | 地域名       | No. | 地域名       |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1   | 下川町（北海道）  | 13  | 堺市（大阪府）   |
| 2   | 帯広市（北海道）  | 14  | 尼崎市（兵庫県）  |
| 3   | 二セコ町（北海道） | 15  | 神戸市（兵庫県）  |
| 4   | 新潟市（新潟県）  | 16  | 生駒市（奈良県）  |
| 5   | つくば市（茨城県） | 17  | 西栗倉村（岡山県） |
| 6   | 千代田区（東京都） | 18  | 松山市（愛媛県）  |
| 7   | 横浜市（神奈川県） | 19  | 橿原町（高知県）  |
| 8   | 富山市（富山県）  | 20  | 北九州市（福岡県） |
| 9   | 飯田市（長野県）  | 21  | 水俣市（熊本県）  |
| 10  | 御高町（岐阜県）  | 22  | 小国町（熊本県）  |
| 11  | 豊田市（愛知県）  | 23  | 宮古島市（沖縄県） |
| 12  | 京都市（京都府）  |     |           |

資料：内閣府

表1-1-3 環境未来都市一覧

| No. | 地域名                           | No. | 地域名       |
|-----|-------------------------------|-----|-----------|
| 1   | 下川町（北海道）                      | 6   | 新地町（福島県）  |
| 2   | 釜石市（岩手県）                      | 7   | 南相馬市（福島県） |
| 3   | 気仙広域（岩手県）<br>【大船渡市／陸前高田市／住田町】 | 8   | 柏市（千葉県）   |
|     |                               | 9   | 横浜市（神奈川県） |
| 4   | 東松島市（宮城県）                     | 10  | 富山市（富山県）  |
| 5   | 岩沼市（宮城県）                      | 11  | 北九州市（福岡県） |

資料：内閣府

2023年度補正家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業により、家庭用・業務産業用蓄電システムに加え、需要家保有リソースのDR対応化（IoT化）といった調整力等の提供が可能な分散型エネルギーリソース等の導入を支援しました。2024年度再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業により、既存の系統線を用いることでコストを抑え、非常時には地域内の再生可能エネルギー等から自立的に電力供給をする、いわゆる「地域独立系統（マイクログリッド）」の構築に向けて、2024年度は2件の構築支援を実施しました。

交通システムに関しては、公共交通機関の利用促進のための鉄道新線整備等の推進、環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、ビッグデータを活用した渋滞対策等の交通流対策を行いました。

再生可能エネルギーの導入に関して、2013年10月に国内初の本格的な2MWの浮体式洋上風力発電を設置、2016年3月より運転を開始し、本格的な運転データ、環境影響・漁業影響の検証、安全性・信頼性に関する情報を収集し、事業性の検証を行いました。また、2016年度からは、洋上風力発電の更なる事業化を促進するため、施工の低コスト化・低炭素化や効率化等の手法の確立及び効率かつ正確な海域動物・海底地質等の調査手法の確立に取り組みました。2020年度からは、浮体式洋上風力発電の実証を行った経験を活かし、事業性検証・理解醸成事業に取り組んでおり、2023年度には、「離島への浮体式洋上風力発電導入検討の手引き」を作成し、2024年6月に公表いたしました。さらに2024年度からは、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入に向けた計画策定支援を実施しています。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備の整備促進区域（促進区域）の指定について、これまでに合計4.6GWの促進区域の指定をしており、「洋上風力産業ビジョン（第1次）」

で掲げている2030年までに10GWという案件形成目標の達成に向け、着実に進展しています。2024年1月に公募を開始した「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」の計2海域については2024年12月に選定事業者を選定しました。この結果、これまでに10海域において洋上風力発電事業者を選定しています。洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される港湾（基地港湾）については、2024年4月に国土交通大臣が青森港、酒田港を新たに指定しました。指定済み基地港湾7港のうち、北九州港において、2024年9月に港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備取扱埠頭に係る賃貸借契約を締結し、洋上風力発電設備の設置工事に活用されています。

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等により、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等に、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援しました。さらに、農業分野にも再生可能エネルギーの導入を促すため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者から成る協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う取組を促進しました。

### （3）水素社会の実現

水素は、利用時にCO<sub>2</sub>を排出せず、製造段階に再生可能エネルギーやCCSを活用することで、トータルでCO<sub>2</sub>フリーなエネルギー源となり得ることから、脱炭素社会実現の重要なエネルギーとして期待されています。また、水素は再生可能エネルギーを含め多種多様なエネルギー源から製造し、貯蔵・運搬することができるため、一次エネルギー供給構造を多様化させることができ、一次エネルギーのほぼ全てを海外の化石燃料に依存する我が国において、エネルギー安全保障の確保と温室効果ガスの排出削減の課題を同時並行で解決していくことにも大いに貢献するものです。

水素利用については、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車（FCV）の普及が先行しており、導入拡大に向けた支援を行いました。また、水素充てんインフラについては、整備中7か所を含めて全国163か所（2025年2月末時点）の商用水素ステーションが整備されており、整備拡大に向けた支援を行いました。さらに、燃料電池バス・トラック・フォークリフト等の産業車両への導入支援や水素内燃機関の技術開発実証など、水素需要の更なる拡大に向けた取組を進めました。

水素の本格的な利活用に向けては、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていくことが必要です。このため、大規模に水素を輸送する国際水素サプライチェーン構築実証に取り組んでいます。また、製造時にもCO<sub>2</sub>を排出しない、トータルでCO<sub>2</sub>フリーな水素の利活用拡大に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大や電力系統の安定化に資する技術として、太陽光発電といった自然変動電源の出力変動を吸収し、水素に変換・貯蔵するPower-to-Gas技術の実証にも福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）等において取り組んでいます。さらに、地域資源（再生可能エネルギー、副生水素、使用済みプラスチック、家畜排せつ物等）を活用した水素の製造、貯蔵、運搬、利活用の各設備とそれらをつなぐインフラネットワークの整備を通じた地域水素サプライチェーン構築を地域特性に応じて、様々な需給を組み合わせた実証モデルの構築を進めています。

一方、水素社会の実現には、技術面、コスト面、インフラ面等でいまだ多くの課題が存在しており、官民一体となった取組を進めていくことが重要です。このような観点を踏まえて決定された「水素基本戦略」（2017年12月再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）では、水素社会実現に向けて官民が共有すべき方向性・ビジョンを示しています。さらに、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」の中で、「国家戦略の下で、クリーンな水素・アンモニアへの移行を求める」ことが閣議決定されたことを受け、2023年6月に「水素基本戦略」を改定しました。本戦略を具体化する形で、2024年5月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）（令和6年法律第37号）が成立し、2024年10月に施行されました。民間企業が

規模なサプライチェーン構築のために予見性をもって投資をできるように、規制・支援一体で支援すべく、本法に基づき、既存原燃料との価格差に着目した支援や、水素等の利用の拡大につながる供給インフラの整備支援等を講じていきます。

#### (4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度、排出量を国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表しています。

2021年の地球温暖化対策推進法の改正により、2022年度からは、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）による報告を開始しました。全国の13,379の特定排出者（特定事業所：12,044事業所）から報告された2022年度の排出量を集計し、2025年4月に結果を公表しました。今回報告された排出量の合計は5億8,647万トンCO<sub>2</sub>で、我が国の2022年度排出量の約5割に相当します。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、算定・報告・公表制度の対象外である小規模排出企業も、排出量算定や削減取組情報を公表する機能を追加しました。

#### (5) 排出削減等指針

地球温暖化対策推進法に基づき、事業者は事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること、また、事業者は国民が日常生活において利用する製品の製造、サービスの提供等を行うに当たって、その利用等に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努めることとされています。国は、こうした努力義務を果たすために必要な措置を示した温室効果ガス排出削減等指針を策定・公表することとされており、2024年6月の地球温暖化対策推進法の改正等を踏まえ、本指針の改正を行ったほか、本指針の利便性の更なる向上のため、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクト情報を拡充しました。

#### (6) 脱炭素社会に向けたライフスタイルの転換

2050年ネット・ゼロ及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするため、国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）において、組織（自治体・企業・団体）、個人単位でデコ活宣言の呼びかけを行い、12,197件（2025年3月末時点。国・自治体：360件、企業：1,932件、各種団体：332件、個人：9,573件）のデコ活宣言をいただきました。

また、「デコ活」の開始と同時に発足したデコ活応援団（官民連携協議会）には、2,236者を超える自治体・企業・団体等の参画をいただき、このデコ活応援団とともに国民・消費者の豊かな暮らしを後押しするための官民連携プロジェクトを組成・実施・検討するとともに、新たに連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトに対する補助金を創設、公募を行い、9件の事業を採択しました。

さらに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイルの転換を促進し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしと、我が国の温室効果ガス削減目標を実現するために必要な方策・道筋を示す「くらしの10年ロードマップ」の進捗把握のため、取組状況に関する消費者アンケート調査（第2回）を実施しました。

#### (7) J-クレジット、カーボン・オフセット

国内の多様な主体による省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図り



ました。J-クレジットの対象となるプロジェクトの拡充により、制度の円滑な運営を図るとともに、認証に係る事業者等への支援やクレジットの売り手と買い手のマッチング機会を提供するなど制度活用を促進するための取組を強化しました。特に、2023年11月には肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌によるメタン・一酸化二窒素削減に関する新規方法論を追加し、新規技術を含めて拡充をしました。2024年12月末時点で、J-クレジット制度の対象となる方法論は71種類あり、これまで認証委員会を62回開催し、省エネ・再エネ設備の導入、森林管理や農業分野に関するプロジェクトを608件登録しました。また登録プロジェクトから、累計597回の認証、累計844万トンCO<sub>2</sub>のクレジット認証をしました。J-クレジット制度の活用により、中小企業や農林業等の地域におけるプロジェクトにカーボン・オフセットの資金が還流するため、地球温暖化対策と地域振興が一体的に図られました。また、カーボン・クレジットの取引の流動性を高めるとともに、適切な価格公示を行うことで、脱炭素投資を促進する観点から、東京証券取引所によるカーボン・クレジット市場が2023年10月に開設し、J-クレジットの取引が開始されました。

「カーボン・オフセット」とは、市民、企業等が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、排出削減・吸収量（クレジット）の購入や、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、排出量の全部又は一部を埋め合わせるという考え方です。2023年12月より、国内で信頼性の確保されたカーボン・オフセットの取組を促進するため、国内でのオフセット取組の状況、オフセットに関連する国際動向やガイドライン策定、文書の分かりやすさ等の観点から、『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』及び『カーボン・オフセットガイドライン』の改訂を行う検討会を立ち上げ、2024年3月に各文書の改訂版を公表しました。

## (8) 金融のグリーン化

脱炭素社会を創出し、気候変動に対して強靱で持続可能な社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策に的確に民間資金が供給されることが必要です。このため、ESG金融等を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、資金の流れをグリーン経済の形成に寄与するものにしていくための取組（金融のグリーン化）を進めることが重要です。

詳細については、第6章第2節を参照。

## (9) 地域の中小企業の脱炭素化支援

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、中小企業は、我が国の企業数の約9割、雇用の約7割、GHG排出量のうち約2割程度を占めており、中小企業によるGHG排出量の削減に向けた取組や脱炭素経営の促進は重要となります。その際、普段から地域の中小企業との接点を持っている地域金融機関や商工会議所を始めとする経済団体等のプッシュ型支援が効果的となります。他方で、企業の脱炭素経営の取組ステップ（「知る」「測る」「減らす」）のうち、各支援機関によって得意とする支援メニューの取組やステップが異なることから、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制を構築することが有効となります。こうした状況を踏まえ、地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携した、地域ぐるみの中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を図る地域のモデル事例の構築を26件（2023年度16件、2024年度10件）行いました。

## (10) 排出量・吸収量算定方法の改善等

国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスインベントリの報告書を作成し、排出量・吸収量の算定に関するデータとともに条約事務局に提出しました。また、これらの内容に関して、条約事務局による審査の結果等を踏まえ、その算定方法の改善等について検討しました。

## (11) 地球温暖化対策技術開発・実証研究の推進

農林水産分野においては、「農林水産省地球温暖化対策計画」及び「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、地球温暖化対策に係る研究及び技術開発を推進しました。

温室効果ガスの排出削減・吸収技術の開発として、農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発、東南アジアの小規模農家のための経済性を備えた温室効果ガス排出削減技術の開発、畜産分野における温室効果ガスの排出を低減する飼養管理技術等の開発を推進しました。

また、地球温暖化緩和に資するため、炭素貯留能力に優れた造林樹種を効率的に育種する技術の開発、針葉樹樹皮から化石由来プラスチックの代替品として利用できる樹脂原料等の開発を推進しました。

農林水産分野における温暖化適応技術については、高温に強い品種や温暖化に適応した生産技術の開発に取り組み、また、高温環境に適した品種・品目への転換、適応技術の普及や、発生リスクの上昇が予想される赤潮の被害軽減技術等の開発を推進しました。

## 10 公的機関における取組

### (1) 政府実行計画

政府における取組として、地球温暖化対策推進法に基づき、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減等を定めた「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を2025年2月に閣議決定しました。この計画では、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標とし、庁舎等における省エネの徹底、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達、フロン類の排出抑制、GX製品の率先調達等の措置を講ずることとしています。

各府省庁は温室効果ガスの削減に取り組み、調整後排出係数に基づき算出した場合、2023年度は基準年度である2013年度に比べ21.0%（速報値）の削減を達成しています。

また、2023年9月に設置した「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において、政府保有施設等への太陽光発電の導入に向けた議論や公共部門等の脱炭素化に資する取組の情報共有等を実施しました。

さらに、この計画に基づく取組に当たっては、2007年11月に施行された国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施しました。

### (2) 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体は、自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する計画である地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。また、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地域における再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進等を盛り込んだ地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられているほか、その他の市町村においても区域施策編の策定が努力義務とされています。さらに、市町村が、住民や事業者などが参加する協議会等で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を促進する区域を定める、「地域脱炭素化促進事業制度」が設けられています。同制度については、2024年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、これまでは市町村のみが定めるよう努めるものとされていた再生可能エネルギーの促進区域等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととするなど、地域脱炭素化促進事業制度が拡充されました。

加えて、環境省は、地方公共団体の取組を促進するため、地方公共団体実行計画の策定・実施に資するマニュアル類の公表や、「自治体排出量カルテ」を始めとした、温室効果ガス排出量の現況推計に活

用可能なツールを提供しているほか、地方公共団体職員向けの研修を実施しています。地域における再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を通じて、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の策定や円滑な再エネ導入のための促進区域設定等に向けたゾーニング等の取組支援を実施しました。

地球温暖化対策推進法に基づき、引き続き都道府県や指定都市等において、地域における「デコ活」等の普及啓発活動や調査分析の拠点としての地域地球温暖化防止活動推進センター（地域センター）の指定や、地域における「デコ活」等の普及啓発活動を促進するための地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、さらに関係行政機関、関係地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等により地球温暖化対策地域協議会を組織することができることとし、これらを通じパートナーシップによる地域ごとの実効的な行動変容を促進する取組の推進等が図られるよう継続して措置しました。

## 第2節 気候変動の影響への適応の推進

### 1 気候変動の影響等に関する科学的知見の集積

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う緩和だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応を進めることが求められています。この適応を適切に実施していくためには、科学的な知見に基づいて取組を進めていくことが重要となります。

我が国の気候変動影響に関する科学的知見については、2015年3月に中央環境審議会により取りまとめられた意見具申「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と課題について」で示されています。

この意見具申から5年経過した2020年12月には、新たに最新の知見を取りまとめ、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく初めての報告書となる「気候変動影響評価報告書」を公表しました。同報告書では、2015年の意見具申より約2.5倍の文献を引用し、知見が充実したほか、昨今の台風等の激甚災害の実態を踏まえ、分野・項目ごとの個別の影響が同時に発生することによる複合的な影響や、ある影響が分野・項目を超えて更に他の影響を誘発することによる影響の連鎖・相互作用を扱う「複合的な災害影響（自然災害・沿岸域分野）・分野間の影響の連鎖（分野横断）」についても記載しました。2025年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて、科学的知見の収集・整理や、評価方法及び報告書原案の検討等を行っています。

2016年には、適応に関する情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」が構築されました。同プラットフォームは、国立研究開発法人国立環境研究所が運営しており、気温、降水量、米の収量、熱中症の救急搬送人員など様々な気候変動影響に関する予測情報や、地方公共団体の適応に関する計画や具体的な取組事例、民間事業者の適応ビジネス情報等についても紹介することで、国、地方公共団体、民間事業者等の適応の取組を促進しています。

### 2 国における適応の取組の推進

気候変動適応に関する取組については、2015年の中央環境審議会意見具申「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と課題について」で取りまとめられた科学的知見に基づき、政府として「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。

その後、適応策の更なる充実・強化を図るため、国、地方公共団体、事業者、国民が適応策の推進のため担うべき役割を明確化し、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価



の実施、国立環境研究所を中核とした情報基盤の整備、気候変動適応広域協議会を通じた地域の取組促進等の措置を講ずる事項等を盛り込んだ気候変動適応法が2018年6月に成立、同年12月に施行されました。

2018年11月には、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。また、同年12月には、環境大臣を議長とする「気候変動適応推進会議」が開催され、関係府省庁が連携して適応策を推進していくことを確認しました。2022年6月に開催した第6回会合では、「気候変動適応計画」の短期的な施策の進捗管理方法、中長期的な気候変動適応の進展の把握・評価方法等について確認を行いました。

2021年10月には、2020年12月に公表した「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、「気候変動適応計画」の変更を閣議決定しました。前計画からの変更点としては、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」の追加、及び分野別施策及び基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方公共団体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施に関する内容等が追加されています。

2023年4月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、気候変動適応法が改正され、同年5月には熱中症対策実行計画の策定と適応計画の一部変更（熱中症対策実行計画の基本的事項の追加）について閣議決定しました。

2023年12月で気候変動適応法の施行後5年を迎えたため、法の規定に基づき、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において法の施行状況の検討を行い、その結果を踏まえて、2024年8月に「気候変動適応法施行後5年の施行状況にかかる中間取りまとめ」を公表しました。

一般的に気候変動の影響に脆弱である開発途上国において、アジア太平洋地域を中心に適応に関する二国間協力を行い、各国のニーズに応じた気候変動の影響評価や適応計画の策定等の支援を行いました。

さらに、アジア太平洋地域の開発途上国が科学的知見に基づき気候変動適応に関する計画を策定し、実施できるよう、国立環境研究所と連携し、2019年6月に軽井沢で開催した、G20関係閣僚会合において立ち上げた国際的な適応に関する情報基盤であるAP-PLATのコンテンツの充実を図りました。

農林水産分野の気候変動への適応策については、持続可能な食料システムの確立を目指す「みどりの食料システム戦略」や「農林水産省気候変動適応計画」（2023年最終改定）に基づき、水稻における白未熟粒<sup>みじゅくりゅう</sup>や、りんご、ぶどう、トマトの着色・着果不良等のほか、水産業における養殖ノリの年間収穫量の減少など、各品目で現れている生育障害や品質低下等の影響を回避・軽減するための品種や生産安定技術の開発、普及を進めています。

また、気候変動への適応策として重要な熱中症対策については、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正法」という。）が2023年5月に公布され、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）、熱中症対策普及団体の制度等が措置されました。また、同月には改正法に基づく「熱中症対策実行計画」を閣議決定し、熱中症による死亡者数（5年移動平均死亡者数）を現状から半減することを中期的な目標（2030年）として位置付けるとともに、関係府省庁における対策の強化を盛り込みました。環境省では、2021年から開始した「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、国民に対して、時季に応じた適切な予防行動の呼び掛けを実施するとともに、全国からモデルとなる自治体を選定して効果的な熱中症対策の支援等を行いました。また、改正法の施行に向け、熱中症対策推進検討会において有識者を交えた議論を行い、新制度の運用等に係る指針・手引きを取りまとめ、公表しました。

### 3 地域等における適応の取組の推進

気候変動の影響は地域により異なることから、地域の実情に応じて適応の取組を進めることが重要です。地方公共団体における科学的知見に基づく適応策の立案・実施を支援するため、A-PLATを通じ

て、気候変動影響の将来予測や各主体による適応の優良事例を共有するとともに、気候変動適応法に基づき地方公共団体が策定する地域気候変動適応計画の策定支援を目的として2018年に作成・公表した「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を2023年3月に改訂し、計画策定に必要な情報の充実を図るとともに、計画作成支援ツール等の提供を開始しました。また、2019年度より開始した、住民参加型の「国民参加による気候変動情報収集・分析」事業を、引き続き実施しました。気候変動適応法に基づく「気候変動適応広域協議会」（全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州・沖縄））においては、2020年度に関係者の連携が必要な気候変動適応課題等について検討するための分科会を設置し、2023年3月には、地域の課題に応じた広域アクションプランを策定・公開しました。そのほか、今後の地球温暖化に伴い、強い台風や大雨の増加が予測され、災害の更なる激甚化が懸念されていますが、将来の台風等の評価に関する科学的知見が不十分であることから、将来の気候変動下での台風等の影響評価に関して、より詳細な科学的知見を創出する「気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業」を2020年より開始し、2023年7月には予測結果を公表しました。

気候変動による影響は事業者にも及ぶ可能性があります。事業者は、気候変動が事業に及ぼすリスクやその対応について理解を深め、事業活動の内容に即した気候変動適応を推進することが重要であるとともに、他者の適応を促進する製品やサービスを展開する取組である適応ビジネスの展開も期待されます。近年では、「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言に基づき、財務報告等で事業活動における気候リスクを開示する企業が増加するとともに、気候変動影響や適応策に関する情報へのニーズが高まっています。環境省では、2019年3月に公開した「民間企業の気候変動適応ガイドー気候リスクに備え、勝ち残るためにー」を2022年3月に改訂し、TCFDの物理的リスク対応や、気候変動によって頻発化や激甚化が懸念される気象災害をBCPに組み込む際の考え方等を紹介しているほか、2024年3月には、物理的リスク分析に活用できる情報やデータをまとめた「気候変動リスク分析情報サイト」をA-PLAT上に公開しました。加えて、事業者の適応ビジネスを促進するため、国内の情報基盤であるA-PLATや国際的な情報基盤であるAP-PLATも活用しつつ、事業者の有する気候変動適応に関連する技術・製品・サービス等の優良事例を発掘し、国内外に積極的に情報提供しています。また、環境省、文部科学省、国土交通省、金融庁及び国立環境研究所は、気候リスク情報（主に物理的リスクに関する情報）等を活用してコンサルタントサービス等を提供する企業との意見交換、協働の場として2021年9月に立ち上げを行った「気候変動リスク産官学連携ネットワーク」を通じて、ニーズに沿った情報提供や気候リスク情報の活用を促進を進めています。

### 第3節 オゾン層保護対策等

我が国では、特定物品の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号。以下「オゾン層保護法」という。）等に基づき、モントリオール議定書に定められた規制対象物質の製造規制等の実施により、同議定書の規制スケジュール（図1-3-1）に基づき生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の段階的削減を行っています。HCFCについては2019年末に生産・消費が全廃されました。

オゾン層保護法では、特定物質を使用する事業者に対し、その排出の抑制及び使用の合理化に努力することを求めており、特定物質の排出抑制・使用合理化指針において具体的措置を示しています。ハロンについては、モントリオール議定書締約国会合における決定に基づき、「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、ハロンの回収・再利用、不要・余剰となったハロンの破壊処理等の適正な管理を進めています。

開発途上国においては、JCMを利用した代替フロン回収・破壊スキームの導入補助事業やモントリオール議定書の円滑な実施等を支援するために同議定書の下に設けられた多数国間基金等を使用した

二国間協力事業等を実施しました。

また、2019年12月のCOP25を機に、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を国際的に展開していくための枠組みである、フルオロカーボン・イニシアティブを、我が国のリーダーシップにより設立しました。

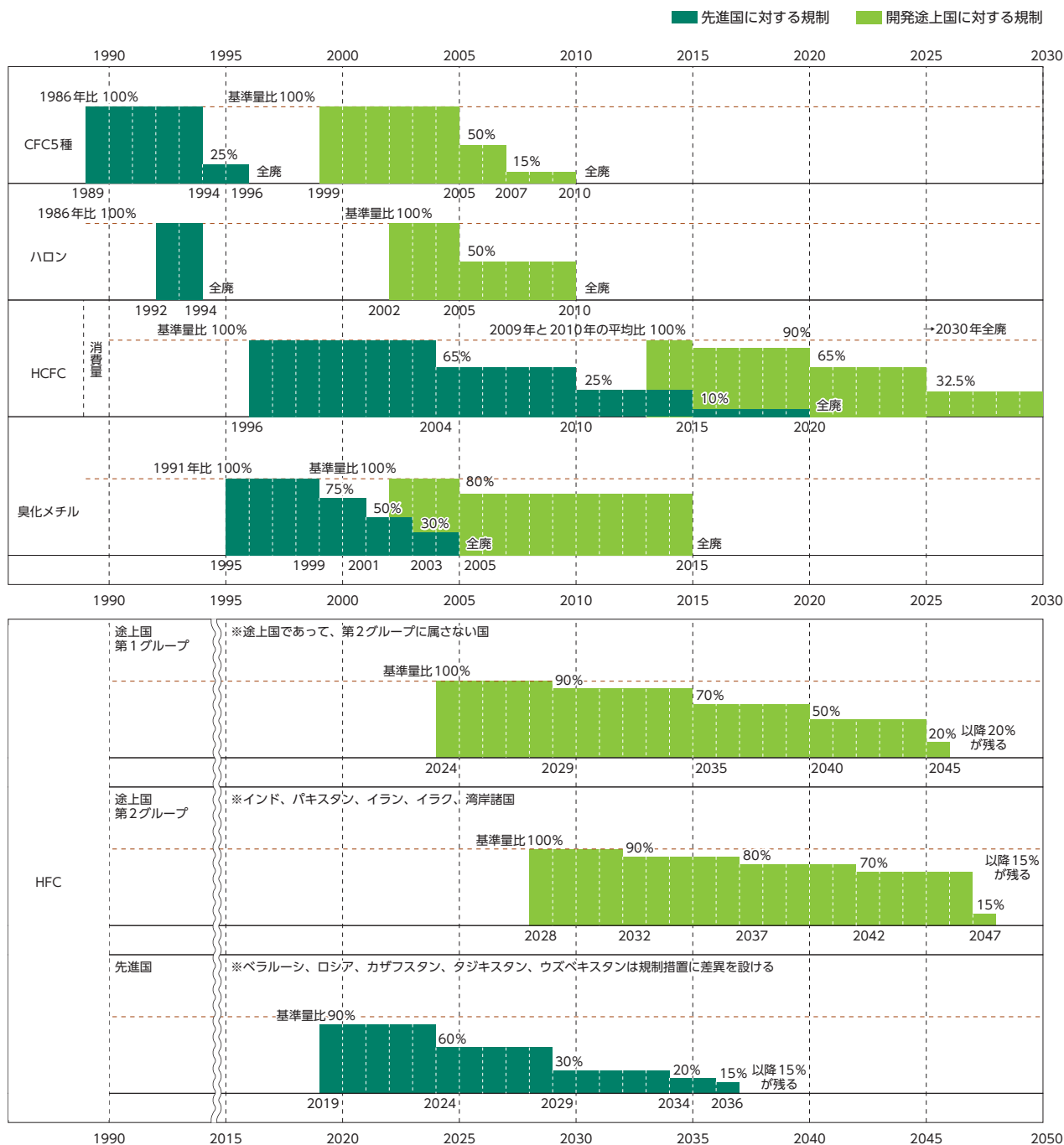
さらに、我が国では、主要なオゾン層破壊物質の生産及び消費は2019年末に全廃されましたが、オゾン層保護推進のためには、現在も市中で使用されている、特定フロンを充填した冷凍空調機器廃棄時の徹底した冷媒回収が必要です。加えて、特定フロンから転換が進み排出量が年々増加するHFCは強力な温室効果ガスであり、HFCを含めたフロン類の排出抑制対策は、地球温暖化対策の観点からも重要です。

このため、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機及びルームエアコンについては家電リサイクル法に、業務用冷凍空調機器についてはフロン排出抑制法に、カーエアコンについては自動車リサイクル法に基づき、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒等として残存しているフロン類の回収が義務付けられています。回収されたフロン類は破壊又は再生の方法で適正処理されることとなっています。

フロン排出抑制法には、冷媒フロン類に関して、業務用冷凍空調機器の使用時漏えい対策、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を書面により管理する制度、都道府県知事に対する廃棄者等への指導等の権限の付与、機器整備時の回収義務等が規定されています。これらに基づき、都道府県の法施行強化、関係省庁・関係業界団体による周知など、フロン類の管理の適正化について、一層の徹底を図っています。



図 1-3-1 モントリオール議定書に基づく規制スケジュール



注1：各物質のグループごとに、生産量及び消費量（＝生産量＋輸入量－輸出量）の削減が義務付けられている。基準量はモントリオール議定書に基づく。

注2：HCFCの生産量についても、消費量とほぼ同様の規制スケジュールが設けられている（先進国において、2004年から規制が開始され、2009年まで基準量比100%とされている点のみ異なっている）。また、先進国においては、2020年以降は既設の冷凍空調機器の整備用のみ基準量比0.5%の生産・消費が、途上国においては、2030年以降は既設の冷凍空調機器の整備用のみ2040年までの平均で基準量比2.5%の生産・消費が認められている。

注3：このほか、「その他のCFC」、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、プロモクロロメタンについても規制スケジュールが定められている。

注4：生産等が全廃になった物質であっても、開発途上国の基礎的な需要を満たすための生産及び試験研究・分析等の必要不可欠な用途についての生産等は規則対象外となっている。

資料：環境省









## 第2章

# 生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

### 第1節

## 昆明・モントリオール生物多様性枠組及び 生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施

2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第二部において、2030年ネイチャーポジティブの実現や30by30目標を含む新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、我が国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」を2023年3月に閣議決定しました。同戦略では、2050年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向け、2030年ミッションとして「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その達成のための5つの基本戦略とそれらに紐づく状態目標及び行動目標を設定し、2030年までにこれらの達成に向けた施策を推し進めていくこととしています。また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の点検・評価プロセスに合わせ、点検・評価を実施し、取組状況の更なる向上を継続的に図っていくこととしています。

### 第2節

## 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

### 1 多様な主体の参画

#### (1) マルチステークホルダーによる生物多様性主流化のための連携・行動変容への取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成や生物多様性国家戦略2023-2030の推進を目指し、産官学民の連携・協力による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため設立された、「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」では、企業や自治体等の行動変容を促す取組を行いました。具体的には、2023年にとりまとめた「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」に基づき、J-GBFの構成団体が取り組んだ内容を共有するとともに、企業、自治体、団体等に向けて、ネイチャーポジティブの実現に向けた行動の第一歩として「ネイチャーポジティブ宣言」の発出の呼び掛けを進めました。2025年4月末時点で920の企業・団体が宣言を発出又は賛同しており、これらの宣言は、ネイチャーポジティブ宣言のポータルサイトで公表しています。また、ビジネスフォーラムや地域連携フォーラム、行動変容ワーキンググループ等の会議開催を通じて、生物多様性における知見の共有や、企業や国民の具体的な行動変容を促す取組について議論を深めました。

#### (2) 地域主体の取組の支援

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2025年3月末時点で47都道府県、179市区町村で生物多様性地域戦略が策定されています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治

体ネットワーク」が設立されており、2024年11月時点で199自治体が参画しています。

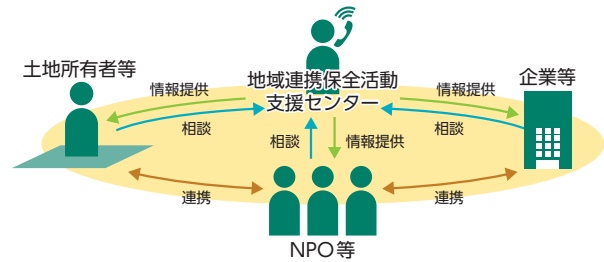
地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」において、全国で51の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成22年法律第72号）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。同法に基づく地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動支援センターの設置運営等の支援を行い、これまでに18地域が地域連携保全活動計画を作成し、25地域が同センターを設置しました。（図2-2-1、表2-2-1）

ナショナル・トラスト活動については、税制支援措置等を継続するとともに、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版のナショナル・トラストの手引きの配布等を行いました。

また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とした地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「地域自然資産法」という。）の運用を進めました。2025年3月時点で、地域自然資産法に基づく地域計画が沖縄県竹富町と新潟県妙高市で作成されており、両地域において同計画に基づく入域料の収受等の取組が進められています。

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

表2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【2025年3月時点】

| 地方公共団体名          | 地域連携保全活動支援センターの名称                    |
|------------------|--------------------------------------|
| 北海道              | 北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）※        |
| 青森県              | 青森県 環境エネルギー部 自然保護課                   |
| 茨城県              | 茨城県生物多様性センター※                        |
| 栃木県              | 栃木県 環境森林部 自然環境課※                     |
| 栃木県小山市           | 小山市 総合政策部<br>ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課    |
| 埼玉県              | 埼玉県生物多様性センター                         |
| 埼玉県鴻巣市           | 鴻巣市コウノトリ野生復帰センター                     |
| 千葉県              | 千葉県生物多様性センター                         |
| 東京都              | 東京都生物多様性推進センター                       |
| 福井県              | 福井県 エネルギー環境部 自然環境課※                  |
| 長野県              | 長野県 環境部 自然保護課※                       |
| 愛知県              | 愛知県 環境局 環境政策部 自然環境課※                 |
| 愛知県名古屋市          | なごや生物多様性センター※                        |
| 滋賀県              | 生物多様性保全活動支援センター（滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課）※ |
| 京都府、京都市          | きょうと生物多様性センター                        |
| 大阪府堺市            | ウェブサイト<br>「堺いさもの情報館／堺生物多様性センター」※     |
| 兵庫県              | 兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課                      |
| 奈良県              | 奈良県 景観・自然環境課                         |
| 奈良県橿原市、高取町及び明日香村 | 飛鳥・人と自然の共生センター※                      |
| 鳥取県              | とっとり生物多様性推進センター                      |
| 山口県              | やまぐち生物多様性センター                        |
| 徳島県              | とくしま生物多様性センター※                       |
| 愛媛県              | 愛媛県立衛生環境研究所 生物多様性センター                |
| 福岡県福岡市           | ウェブサイト「生物多様性ふくおかセンター」                |
| 鹿児島県志布志市         | 志布志市生物多様性センター                        |

※：既存組織が支援センターの機能を担っている。

資料：環境省

### （3）生物多様性に関する広報・行動変容等の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2024年のテーマは「Be part of the Plan」でした。国内では、J-GBF 関係団体等が国際生物多様性の日を中心に生物多様性を感じ、学び行動するイベントを全国各地で開催しました。また、前項で紹介したJ-GBFの各種取組のほか、「こども霞が関見学デー」、「GTF グリーンチャレンジデー」など、様々な活動とのタイアップによる広報活動等生物多様性に配慮した事業活動や消費活動の促進に向けた活動を進めています。



### (1) ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた企業への支援

ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、関係省庁とともに2024年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を踏まえ、同戦略の具現化に向けた各施策を実施しました。具体的には、企業等が持つネイチャーポジティブに資する技術の活用推進のためのマッチング機能を含む、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの立ち上げ等を行いました。

経済界を中心に自発的な組織として設立された「経団連自然保護協議会」との連携・協力を継続しており、経団連自然保護協議会と協力してネイチャーポジティブに関するビジネス機会の創出を目指し、2024年12月にはビジネスマッチングイベントを開催しました。

2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において設立したG7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）では、CBD-COP16のサイドイベントとして、日本企業のネイチャーポジティブに資する具体的な活動や提供しているソリューション等に関する発信を経団連自然保護協議会とともに行いました。

### (2) 自然関連情報開示とESG投融資等

民間レベルでの国際的な動きとしては、生物多様性・自然資本に関する情報開示の枠組を2023年に公表した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のほか定量的なインパクト評価や目標設定の手法を定めるScience Based Targets for Nature（SBTs for Nature）、生物多様性に関する国際規格を検討するISO TC331等において、生物多様性を企業経営に組み込んでいく仕組みづくりが加速しています。こうした国際的イニシアティブによる開示や目標設定等の促進、ESG投融資の促進等の動きを踏まえ、環境省ではネイチャーポジティブ経済研究会を継続して開催し、専門家・関係機関とともに課題の分析、必要な施策の検討を行いました。TNFDについては、アダプター企業数は我が国が154社（2025年4月時点）と世界最多であり、2024年度からは、TNFDへ2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を行い、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究等に着手しました。さらに、事業者向けにTNFDやネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催や、自然関連財務情報開示支援モデル事業のほか、TNFDに関する資料の翻訳等を通じ、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。

### (3) 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みの一例として、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進しています。あわせて、努力の「見える化」を行った農産物等及び有機農業により生産された農産物等について、官公庁を始め国等の機関の食堂での使用に配慮するよう国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針が見直されました。また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすために、証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等については、国が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に

準拠することとしています。加えて、合法伐採木材等の利用を促進することを目的として、木材等を取り扱う事業者には合法性の確認を求める合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年法律第48号）が2017年5月に施行されました。政府は、この法律の施行状況について検討を進め、2023年4月に成立した「クリーンウッド法の一部を改正する法律」（令和5年法律第22号）では、国内市場で最初に木材等の譲受け等をする木材関連事業者による合法性確認等の義務付けや、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう小売事業者を木材関連事業者に追加することなどを措置しました。2025年4月の施行に向けて、説明会の開催や林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報発信等を行いました。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### (1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた10の柱施策の一つとして、国立公園満喫プロジェクトがスタートしました。本プロジェクトでは、美しい日本の国立公園の自然を守りつつ、そのブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の「保護と利用の好循環」を実現するため、阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の8つの国立公園を中心に、先行的、集中的な取組を進めてきました。2021年以降は、先行公園の取組成果を踏まえ、全35国立公園への取組の展開を進めており、現在、13公園において、実行計画となる「ステップアッププログラム2025」が策定されているほか、全ての国立公園において、利用推進の取組が進められています。

また、インバウンド需要が急速に回復する中、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進することとし、2023年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定しました。これに基づき、2023年8月に国立公園における滞在体験の魅力向上のための「先端モデル事業」を開始し、対象とする十和田八幡平（十和田湖地域）、中部山岳（南部地域）、大山隠岐（大山蒜山地域）、やんばるの4つの国立公園において、地域の関係者と連携し、民間提案を取り入れつつ、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の策定や、特に集中的に取り組む利用拠点の選定等を進めました。このほか、同取組方針に基づき、2024年5月からは、国立公園ならではの感動体験の拠点となる宿泊施設についての検討を開始し、2024年10月に「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」を公表したところです。

加えて、2023年9月に北海道で開催されたアドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）ワールドサミット2023を踏まえ、2024年度は国立公園の優れた自然を活用し、観光事業者等と連携し、ATの5つの要素（ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革）を備えた、自然体験アクティビティ・ツアーの企画・試行・自走化・受入れ体制整備を、釧路湿原、阿寒摩周、知床、磐梯朝日、日光、上信越高原、中部山岳、秩父多摩甲斐、妙高戸隠連山、伊勢志摩、瀬戸内海、阿蘇くじゅう国立公園で実施しました。

昨年度に引き続き、国立公園オフィシャルパートナーシップを9社と新規締結し、合計146社・団体となったほか、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの数の充実と質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国内外へのプロモーション等を行いました。

#### (2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間（4月15日～5月14日）等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動や、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、こどもたちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。国立公園等の利用の適正化のため、自然公園指導員の委嘱やパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

国立公園の周遊促進を目的とした、アプリを用いた「日本の国立公園めぐりスタンプラリー」の運営や、国立公園の風景を楽しむことができるカレンダーの作成を行いました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

### (3) 自然とのふれあいの場の提供

#### ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の安全で快適な利用を図るため、保護上及び利用上重要な地域の公園施設について、国の直轄事業により整備・改修を進めるとともに、公園施設を安全にかつ長期間使用できるようインフラの長寿命化、多様な利用者が国立公園の魅力にふれられるよう多言語化や施設のユニバーサルデザイン化の推進等に取り組みました。2024年度には、大山隠岐国立公園の下山キャンプ場や、富士箱根伊豆国立公園の田貫湖畔で富士山を望む田貫湖富岳テラス等を再整備しました。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園及び長距離自然歩道等に対して、自然環境整備交付金等を交付し、47都道府県の事業を支援しました。現在、長距離自然歩道の計画総延長は約2万8,000kmに及んでいます。

旧皇室苑地として広く親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、施設の改修、芝生・樹木の手入れ等を行いました。また、施設の利便性を高めるため、新宿御苑においてコワーキングスペースの運営を開始するなど取組を進めました。

#### イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育の場となる森林・施設の整備等への支援策を講じました。国有林野においては、森林教室等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施するとともに、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」等の設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進しました。また、「レクリエーションの森」の中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所として選定をした「日本美しい森 お薦め国有林」において、重点的に観光資源の魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進しました。

### (4) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2023年度には、温泉掘削許可126件、増掘許可16件、動力装置許可111件、採取許可39件、濃度確認86件、浴用又は飲用許可1,817件が行われました。

環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については2025年3月末時点で79か所を指定しています。

2018年5月から現代のライフスタイルに合った温泉地の楽しみ方として「新・湯治」を推進するためのネットワークである「チーム新・湯治」を立ち上げ、2024年度は3回のセミナーを実施しました。2025年3月末時点で458団体が参加しています。

また、温泉地全体での療養効果を科学的に把握し、その結果を全国的な視点に立って発信する「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について、「新・湯治」の効果の検証・発信を各温泉地における自主的な取組として継続していくためのモデル事業を実施しました。

### (5) 都市と農山漁村の交流

農泊の推進による農山漁村の活性化と所得向上を実現するため、農泊をビジネスとして実施するため



の体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家活用等の取組、古民家等を活用した滞在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、農泊地域の情報発信など戦略的な国内外へのプロモーションを行いました。

また、農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村における体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

### 第3節

## 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

### 1 生態系ネットワークの形成

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。

森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2016年9月には「森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました。

2022年には、里山にて環境教育イベントを実施したほか、流域単位で地域の歴史や伝統、文化、人と自然の共生について考える取組として、「森里川海ふるさと絵本」を制作し、河川の恵みに関する情報・知見を共有しました。2023年以降は、「絵本制作マニュアル」をウェブサイトで紹介し、横展開を図っています。

#### (1) 水田や水路、農業用ため池等

水田や水路、農業用ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、農業水利施設の利用においても支障になっている外来生物対策の検討など、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

#### (2) 森林

生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、自然条件等に応じて、針広混交林化や複層林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、森林の保全により森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。さらに、松くい虫など病害虫や野生鳥獣による森林被害の対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用

及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図るため、森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」（2023年3月改定）に基づき、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息する場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理（定期的なモニタリング等の調査によって現状を把握し、計画を検証・修正することによって、その時々科学的知見等に基づいた最適な保護・管理を行っていく手法）を推進しました。

国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹の積極的な導入等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、森林における野生鳥獣被害防止のため、地域等と連携し、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施しました。

### (3) 河川

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・創出や魚道整備等の環境整備事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、従前から有している河川環境の保全に取り組みました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・創出のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点から河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、研究開発を進めました。

### (4) 湿地

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じる必要があります。2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」について、湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発しました。

多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出のため、湿地・干潟の整備等の環境整備事業を推進しました。

### (5) 山麓斜面等

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、地元関係者等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・

創出に努めています。

2 重要地域の保全

(1) 自然環境保全地域等

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び沖合海底自然環境保全地域並びに都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています（表2-3-1）。沖合海底自然環境保全地域に関しては、第2章第4節1を参照。

表2-3-1 数値で見る重要地域の状況

| 保護地域名等   | 地種区分等                 | 年月      | 箇所数等               |
|----------|-----------------------|---------|--------------------|
| 自然環境保全地域 | 原生自然環境保全地域の箇所数及び面積    | 2025年3月 | 5地域（5,631ha）       |
|          | 自然環境保全地域の箇所数及び面積      |         | 10地域（2万2,542ha）    |
|          | 沖合海底自然環境保全地域の箇所数及び面積  |         | 4地域（2,268万3,400ha） |
|          | 都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積  |         | 546地域（7万7,517ha）   |
| 国立公園     | 箇所数、面積                | 2025年3月 | 35公園（244万7,855ha）  |
|          | 特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く） |         | 59.9%（146万6,681ha） |
|          | 特別保護地区の割合、面積          |         | 15.0%（36万6,129ha）  |
|          | 海域公園地区の地区数、面積         |         | 115地区（5万9,818ha）   |
| 国定公園     | 箇所数、指定面積              | 2025年3月 | 57公園（139万1,216ha）  |
|          | 特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く） |         | 87.0%（120万9,696ha） |
|          | 特別保護地区の割合、面積          |         | 3.4%（4万7,060ha）    |
|          | 海域公園地区の地区数、面積         |         | 29地区（7,945ha）      |
| 国指定鳥獣保護区 | 箇所数、指定面積              | 2023年3月 | 86か所（59万1,622ha）   |
|          | 特別保護地区の箇所数、面積         |         | 71か所（16万5,142ha）   |
| 生息地等保護区  | 箇所数、指定面積              | 2021年7月 | 10か所（1,489ha）      |
|          | 管理地区の箇所数、面積           |         | 10か所（651ha）        |
| 保安林      | 面積（実面積）               | 2024年3月 | 1,228万7,785ha      |
| 保護林      | 箇所数、面積                | 2024年4月 | 658か所（101万5,575ha） |
| 文化財      | 名勝（特別名勝）のうち自然的なものの指定数 | 2025年3月 | 182（12）            |
|          | 天然記念物（特別天然記念物）の指定数    |         | 1,040（75）          |
|          | 重要文化的景観               |         | 73件                |

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

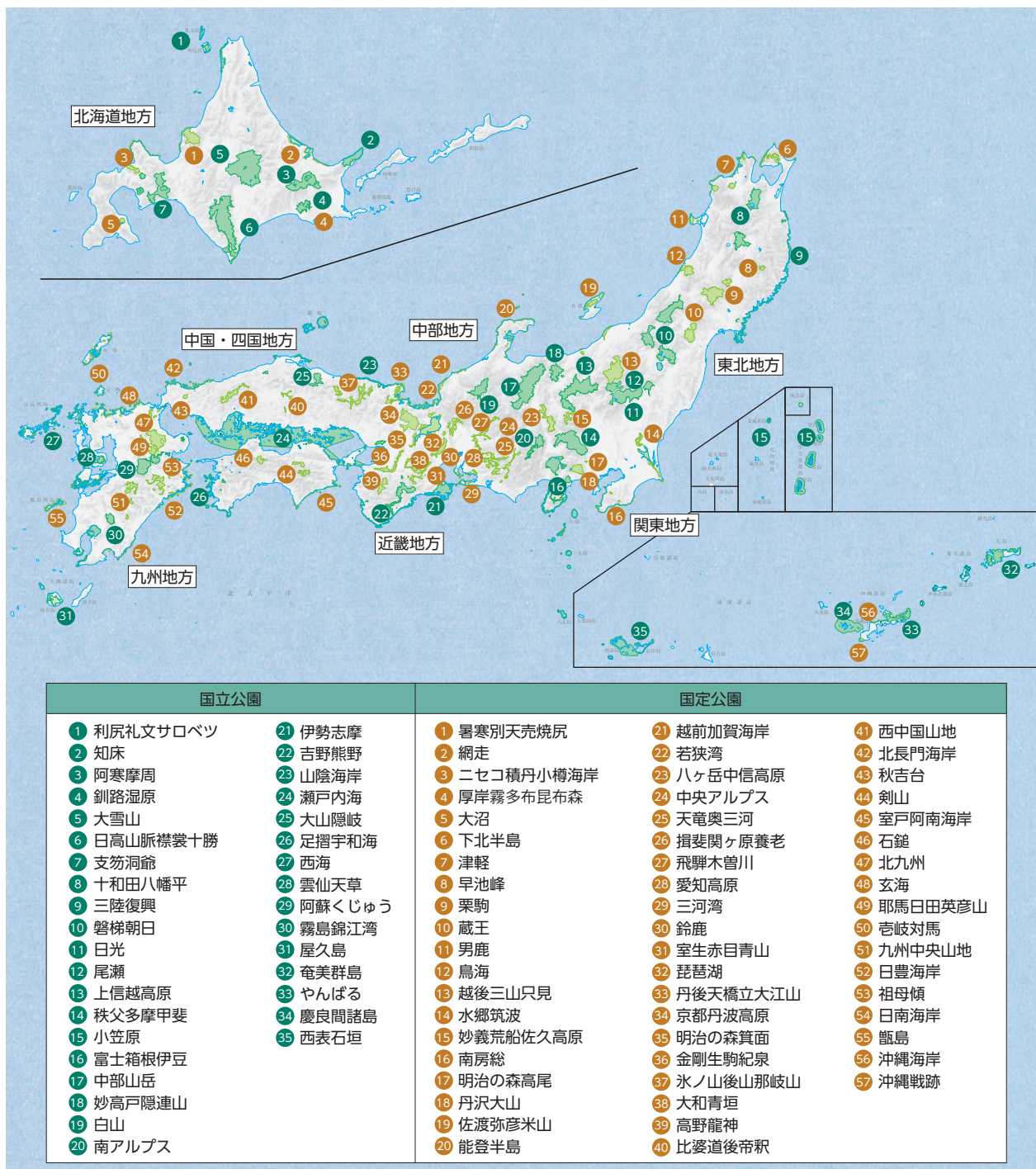
自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の15.2%を占めており（図2-3-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

2024年度は、磐梯朝日国立公園（磐梯吾妻・猪苗代地域）の第7次点検を行い、公園区域の拡張や自然体験活動計画の追加、利用施設計画の見直し等を行いました。上信越高原国立公園（苗場地域）については、昭和24年の指定以来初めての全般的な見直しとなる再検討を行い、普通地域約8,600haを特別地域に指定する等保護規制の強化を行うとともに、利用施設計画の見直しを行いました。阿蘇くじゅう国立公園については第6次点検を行い、国立・国定公園総点検事業フォローアップ結果において国立公園の大規模拡張候補地に選定した“阿蘇周辺の草原”を中心に約3,300haの公園区域の拡張や



普通地域約4,800haを特別地域に指定する等保護規制の強化を行うとともに、保護・利用施設計画の見直しを行いました。

図 2-3-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

## イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理運営については、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」に沿って、2024年3月時点で、総合型協議会が28の国立公園の39地域に設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体については、国立公園で7団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって

構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハングソン等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

生態系維持回復事業計画は、13国立公園において14計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、24の国立・国定公園（2024年12月末時点）において指定植物を見直しました。また、国立公園等の管理を担う自然保護官やアクティブ・レンジャー等を増員して現地管理体制の充実を図りました。

## ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗り入れの増大による、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2023年度は、20国立公園において、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2024年度は中部山岳国立公園及び南アルプス国立公園において環境配慮型トイレの整備等（計4か所）を支援しました。

2023年度に入り、国内外の観光需要が急速に回復し、一部の地域・時間帯で混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下など、いわゆるオーバーツーリズムへの懸念が生じました。このため、2023年に観光立国推進閣僚会議において「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、これを受けて、軽装登山やごみ投棄等の問題が顕在化している富士山（富士箱根伊豆国立公園）では、2024年3月に「富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ」を取りまとめた上で、対策を実施した結果、特定の時期、特定の登山道での著しい混雑は生じず、混雑の偏りの平準化につながりました。

### (3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています（表2-3-1）。

### (4) 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています（表2-3-1）。

### (5) 名勝、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、我が国の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています（表2-3-1）。また、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体等と連携して、天然記念物再生事業について43件（2025年3月末時点）実施しました。

### (6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、こ



れらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理を推進しました（表2-3-1）。

### (7) 保安林

我が国の森林のうち、水源の涵養<sup>かん</sup>や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました（表2-3-1）。

### (8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。2024年3月末時点で全国の特別緑地保全地区等は687地区、6,697.3haとなっています。

### (9) ラムサール条約湿地

第2章第7節10（5）を参照。

### (10) 世界自然遺産

世界遺産条約は、顕著な普遍的価値を有する遺跡や自然地域等を人類全体のための遺産として損傷又は破壊等の脅威から保護し、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立するための枠組みです。現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催し、関係者の連携によって適正な保全管理を実施しました。

また、2024年7月にデリーで開催された第46回世界遺産委員会では、委員国として、世界各国の自然遺産の登録審議等に参画しました。

### (11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）」は、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「人間と生物圏（Man and the Biosphere（MAB）計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域です。各地域では、「保全機能（生物多様性の保全）」、「学術的研究支援」及び「経済と社会の発展」の三つの機能により、生態系の保全のみならず持続可能な地域資源の利活用の調和を図る活動を行うこととされています。

現在の認定総数は136か国、759地域（2024年7月時点）であり、国内においては、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、屋久島・口永良部島、綾、只見、南アルプス、みなかみ、祖母・傾・大崩及び甲武信の10地域が認定されており、豊かな自然環境の保全と、それぞれの自然や文化の特徴を活かした持続的な地域づくりが進められています。

### (12) ジオパーク

UNESCOの「国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme）」の枠組みに基づいて認定されたユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産の保全をととしてその遺産への理解を深め、持続可能な地域の発展につなげることを目的としており、国内では10地域（2025年3月時点）が認定されています。また、これらを含む48地域が日本ジオパーク委員会によって、日本ジオパークに認定されており、このうち国立公園と重複する地域で



は、ジオパークと連携して、公園施設の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラムづくり、ガイド養成等を行いました。

### (13) 世界農業遺産及び日本農業遺産

農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった農林水産業システムを認定する制度であり、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と、農林水産大臣が認定する日本農業遺産があります。認定された地域では、保全計画に基づき、農林水産業システムに関わる生物多様性の保全等に取り組んでいます。我が国では、2025年3月時点で、世界農業遺産が15地域、日本農業遺産が28地域認定されています。

## 3 自然再生

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、2025年3月末時点で全国で27か所となっています。このうち26か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち22か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

2024年度は、国立公園における直轄事業6地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業3地区の計9地区で自然再生事業を実施しました（図2-3-2）。

これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

図2-3-2 環境省の自然再生事業（実施箇所）の全国位置図



## 4 里地里山の保全活用

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為に

よる適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。

このような里地里山の環境は、人々の暮らしに必要な燃料、食料、資材、肥料等の多くを自然から得るために人が手を加えることで形成され、維持されてきました。しかし、戦後のエネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や重要里地里山500「生物多様性保全上重要な里地里山」について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

また、自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地方公共団体を含む2以上の主体から構成された里山未来拠点協議会が行う、重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区等の生物多様性保全上重要な地域における生態系保全と社会経済活動の統合的な取組に対して13地区を支援しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

また、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づき、関係府省庁で連携して貴重な国民的財産である棚田等の保全と、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図りました。

文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的景観に選定しています。重要文化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存活用計画策定、整備、普及・啓発事業に要する経費に対して補助を実施しました。

## 5 都市の生物多様性の確保

### (1) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を支援する「都市公園・緑地等事業」を実施しました。

### (2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。

「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図りました。

### (3) 都市緑化等

都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化

月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

## 6 30by30 目標の達成に向けた取組

30by30 目標の達成に向け、生物多様性国家戦略 2023-2030 の附属書として位置付けられている 30by30 ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進しました。

### (1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2024年8月現在、陸地の約 20.6%、海洋の約 13.3% が生物多様性に資する保護地域に指定されています。保護地域の更なる拡充のための取組として、2010 年に実施した「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップを 2021 年度から 2022 年度にかけて行いました。この中で、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、全国で 14 か所、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地としての資質を有する地域を選定しました。これらの候補地のうち、2024 年 6 月 25 日に、35 か所目の国立公園として、日高山脈襟裳十勝国立公園が新たに指定されました。陸域の面積は約 24 万 6,000ha で、従前の日高山脈襟裳国立公園の面積からは 2 倍以上になり、我が国の陸域最大の国立公園となりました。また、阿蘇周辺の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張も行いました。

### (2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

2020 年度から、OECM に関する有識者検討会を開催して、民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する仕組み等の検討を行い、2023 年度から認定を開始しました。2024 年度には、30by30 アライアンス参加者の協力を得て、全国の 328 か所を自然共生サイトとして認定しました。また、2023 年度に認定した 8.4 万 ha のうち、保護地域との重複を除いた 4.8 万 ha について、2024 年 8 月に日本の OECM 第 1 弾として国際データベースに登録しました。これに併せて保護地域についても、国際データベース上で区域の更新を行い、これにより、30by30 目標に対応する保護面積と OECM の合計割合は、陸域約 20.8%（うち OECM 0.1%）、海域約 13.3% となりました。

## 7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

自然共生サイトの認定を法制化し、民間等が生物多様性を保全・創出する優れた活動を国が認定する制度等を設ける地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号）が第 213 回国会において 2024 年 4 月に成立しました。また、自然共生サイトの認定を促進するためには自然共生サイトにおける取組に参画いただく企業等に対するインセンティブ等が重要であることから、2022 年度に設置した「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」において、認定された自然共生サイト等への支援に係る施策について検討を進めました。

## 8 生物多様性の「見える化」

30by30 目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の設計・開発等を進めました。



## 9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化を図り、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2023年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」や全国規模のベースマップを基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めました。また、自然の有する多機能性を活かすことで、気候変動や生物多様性、社会経済の発展、防災・減災、食糧問題など複数の社会課題の同時解決を目指す考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」について、我が国の自然的社会的条件を踏まえた取組の方向性や、具体的取組事例を提示した手引き等の策定に向けて検討を行いました。

### 第4節 海洋における生物多様性の保全

#### 1 沿岸・海洋域の保全

沖合の海底の自然環境の保全を図るための新たな海洋保護区（以下「沖合海底自然環境保全地域」という。）制度の措置を講ずる自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）が、2020年4月に施行され、2020年12月に、小笠原方面の沖合域に沖合海底自然環境保全地域を4地域（伊豆・小笠原海溝、中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部、西七島海嶺、マリアナ海溝北部）指定しました。指定後、同地域では継続して、自然環境の状況把握調査を実施しており、2024年9月には中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部沖合海底自然環境保全地域において調査を行いました。

有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

2021年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」について、具体的な評価指標の検討を行いました。また、関係省庁、関係地方自治体等の各主体が取り組む具体的な活動の進捗状況を確認するため、関係者が参加するフォローアップ会議を開催しました。

#### 2 水産資源の保存管理

2018年12月に改正された漁業法（昭和24年法律第267号。以下「漁業法」という。）において、水産資源の管理は、持続的に生産可能な最大の漁獲量の達成を目標とした数量管理を基本としており、2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従って、TAC（漁獲可能量）管理対象資源の拡大や資源管理協定の公表等に取り組みました。また、[1] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊経路等の解明に資する調査、[2] ヒメウミガメ、シロナガスクジラ、ジュゴン等の原則採捕禁止等、[3] サメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討やウミガメ等の混獲の実態把握及び回避技術・措置の検討、普及を図りました。

#### 3 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

## 4 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPO等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を推進するとともに、海洋環境整備船等による漂流ごみ・油の回収を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

2024年3月に策定した「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、各水域が所在する地域の実情を踏まえ、プレジャーボートの適正管理及び利用環境の改善を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発に取り組みました。

## 5 海洋汚染への対策

第4章第4節を参照。

### 第5節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

#### 1 絶滅のおそれのある種の保存

##### (1) レッドリスト

2020年3月に公表した「レッドリスト作成の手引」に基づき、第5次レッドリストについて分類群毎の評価作業を進め、その一部である植物・菌類について、2025年3月に公表しました。その結果、植物・菌類については、2020年3月に公表した環境省レッドリスト2020と比較して、絶滅危惧種が207種減少し、計2,063種となりました。第5次レッドリストの動物の各分類群については、2026年以降に順次公表予定です。

##### (2) 希少野生動植物種等の保存

2017年5月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）が成立、6月に公布され、2018年6月から施行されました。本改正法においては、商業目的での捕獲等のみを規制することができる特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、希少野生動植物種の保存を推進する認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の流通管理の強化等が行われました。改正法施行日以後5年を経過したことから、種の保存法附則及び附帯決議に基づき、規定の施行状況評価を開始しました。

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、2025年2月に、爬虫類1種、淡水魚類2種、昆虫類2種、二枚貝類1種、植物4種の計10種を指定しました。2025年3月時点で458種の国内希少野生動植物種について、捕獲や譲渡し等の規制を行っています。同法に基づき実施する保護増殖事業については、直近で2025年3月に南西諸島の陸産貝類3種を対象に保護増殖事業計画を策定しました。これにより、保護増殖事業計画は計79種を対象に58計画となりました。これらの保護増殖事業計画に基づき、それぞれの地域において、生息環境の整備や個体の繁殖等の事業を行っています（図2-5-1）。

トキについては、佐渡島におけるこれまでの保全活動や積極的な飼育・繁殖、放鳥等の取組により、野生下で推定500羽以上に増加しています。今後の本州等におけるトキの定着及び個体群形成に向け、2022年に選定された「トキと共生する里地づくり取組地域」を中心に、環境整備等の準備や各種検討を進めています。

ライチョウについては、2015年から乗鞍岳で採取した卵を用いて飼育・繁殖技術確立のための取組を動物園と連携して行い、繁殖に成功しています。また、過去にライチョウが生息していた中央アルプスでは、個体群復活に向け、野生復帰や捕食者対策等の取組を多様な主体と協力・連携して実施しています。こうした取組の結果、2024年4月時点で、中央アルプスでは、約130羽の生息を確認しています。

これらの保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを全国で8か所設置しています。

また、同法に基づき指定している全国10か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

ワシントン条約及び二国間渡り鳥条約等に基づき、国際的に協力して種の保存を図るべき813種類を国際希少野生動植物種に指定しています。

そのほか、猛禽類の採餌環境の改善にも資する主伐・間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を行いました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、漁業関係者等との情報交換や喰み跡のモニタリング調査を行うとともに、先島諸島等において、喰み跡の確認等の生息状況調査、目撃情報等の収集等を実施しました。

図 2-5-1 保護増殖事業の一例

| アユモドキ                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ウスイロヒョウモンモドキ                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>■ 環境省レッドリスト<br/>絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>■ 生息地域<br/>京都府及び岡山県</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国交省、農水省、文化庁、自治体、民間団体等と連携して、調査、氾濫原等の生息環境の維持・保全・復元、密漁対策、普及啓発等を実施</li> <li>○自治体、研究者、小学校、水族館、企業等と連携して、生息域外保全にも取組み、一部野生復帰も実施</li> <li>○環境DNA分析技術も用いた生息状況の把握等も実施</li> </ul> | <p>■ 環境省レッドリスト<br/>絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>■ 生息地域<br/>兵庫県、岡山県、鳥取県</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体や民間団体等の協力の下、生息環境である草原環境の維持管理（草刈り、樹木伐採等）、食草や吸蜜植物のシカによる食害対策等を実施。</li> <li>○研究者や昆虫館等と連携して生息域外保全を実施し、飼育繁殖技術の確立や野生復帰を進めている。</li> </ul> |

資料：環境省

### (3) 生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来、種を存続させることが困難となるおそれがある種について、将来的な野生復帰を想定した飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

2014年に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ、スジシマドジョウ類等の生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園・水族館ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、園館間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっています。

絶滅危惧植物についても、2015年に公益社団法人日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

絶滅危惧昆虫についても、全国の昆虫施設と連携し、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキ



リ、ウスイロヒョウモンモドキ、フチトリゲンゴロウ等の生息域外保全に取り組んでいます。このうちツシマウラボシシジミについては、飼育施設と本種の生息地である対馬市が連携して取り組むことで、飼育下で繁殖させた個体による野生復帰も進んでいます。

そのほか、飼育下個体の遺伝的多様性の評価等を大学や研究機関等とも連携して取り組みました。また、希少猛禽類については、環境研究総合推進費による研究プロジェクトにおいて、生殖細胞の保存やその活用に向けた技術開発が進められています。

なお、2025年3月末時点で24施設が認定希少種保全動植物園等として認定されており、希少種の生息域外保全や普及啓発の取組が進められています。

## 2 野生鳥獣の保護管理

我が国には多様な野生鳥獣が生息しており、鳥獣保護管理法に基づき、その保護及び管理が図られています。鳥獣保護管理法では、都道府県における鳥獣保護管理行政の基本的な事項を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として定めることとされており、各都道府県では、2021年10月に策定した第13次基本指針に基づき、科学的な知見に基づく鳥獣保護管理事業が進められています。

クマ類は、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しており、2023年度には過去最多の出没及び人身被害が発生しました。今後も、分布拡大地域における個体数の更なる増加に伴い、人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県等による管理を支援するため、四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定し、指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に公布されました。

鉛製銃弾の使用による鳥類への影響を科学的に評価するため、鳥類の鉛汚染の効果的なモニタリング体制の構築に取り組むとともに、影響評価の方法の検討を行いました。また、科学的かつ計画的な鳥獣管理を進めるために情報システムの整備と運用を進めるとともに、次期システムへの更改に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成促進や鳥獣の保護及び管理のより効果的な実施を図るため、特定鳥獣5種（イノシシ、ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウ）の保護及び管理に関する技術的な検討を行うとともに、都道府県職員等を対象とした研修会を開催しました。

都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、統計手法を用いて、ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び将来予測を実施しました。

鳥獣の広域的な保護管理のため、東北、関東、中部近畿、中国四国及び九州の各地域において、カワウ広域協議会を開催し、関係者間の情報共有等を行いました。また、関東山地におけるニホンジカ広域協議会では、広域保護管理指針及び実施計画（中期・年次）に基づき、関係機関の連携の下、各種対策を推進しました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野（鹿児島県）に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルについては、出水平野におけるツル類の保護管理に加え、出水平野以外の地域における越冬環境の整備を実施しました。

希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについて、漁網の改良等による被害防除対策や、科学的分析による個体群管理を実施しました。また、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第3期）」を策定しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間（毎年5月10日～5月16日）行事の一環として、第78回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を東京都内において開催したほか、第58回目と

なる小・中学校及び高等学校の児童・生徒による野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護活動発表大会」の開催等を行いました。

### (1) 感染症等への対応

2004年以降、野鳥、飼養鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、国内での発生状況を踏まえ、2024年10月に野鳥のサーベイランス（調査）における全国の対応レベルを最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げ、全国で野鳥の監視を強化しました。その後も国内の野鳥、飼養鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されているため、早期発見・早期対応を目的とした野鳥のサーベイランスを都道府県と協力しながら実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を一層強化しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生や感染拡大等に備えた予防対策に資するため、国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況の調査等を実施し、環境省ウェブサイトを通じて情報提供等を行いました。

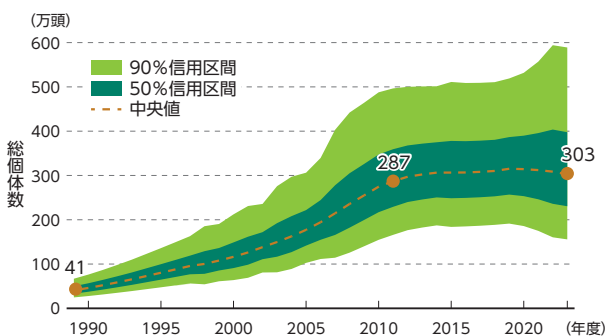
2018年9月に岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなる豚熱が発生し、その後、野生イノシシでも感染が拡大しています。こうした状況を受け、環境省では、農林水産省と連携し、各都道府県が実施する野生イノシシのサーベイランスに協力しました。また、豚熱の感染拡大防止を図るため、野生イノシシの捕獲強化に向けた取組を指定管理鳥獣対策事業交付金で支援するとともに、野生イノシシ対策の強化に向けて関係機関と情報共有等を実施しました。

我が国における野生鳥獣に関する感染症について広く情報収集し、生物多様性保全の観点でのリスク評価を行いました。

### (2) 鳥獣被害報告

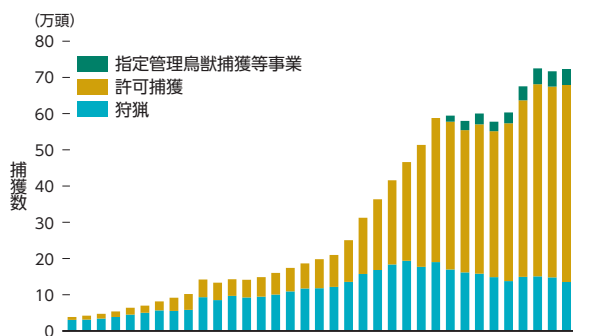
近年、ニホンジカやイノシシ等の生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。ニホンジカ、イノシシについては、2028年度までに2011年度比で個体数を半減する目標の達成に向け捕獲強化の取組を進めました。（図2-5-2、図2-5-3）。

図2-5-2 ニホンジカの推定個体数（本州以南）



注：2023年度における北海道の推定個体数は約72万頭（北海道資料）。  
資料：環境省

図2-5-3 ニホンジカの捕獲数の推移



資料：環境省

鳥獣保護管理法においては、都道府県が捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業や捕獲の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度など、「鳥獣の管理」のための制度が導入されています。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の被害防止対策や捕獲等の強化を図るため、都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、交付金により支援を行っています。2024年度においては、

47都道府県等で当該事業が実施されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するもので、45都道府県において165団体が認定されています（2024年12月時点）。

また、狩猟者については、1970年度の約53万人から2012年度には約18万人まで減少しましたが、2016年度以降には20万人を超え、微増傾向にあります。一方、2008年度以降は60歳以上の狩猟者が全体の6割を超えており、依然として高齢化が進んでいることから、引き続き捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。高度な知識や技術を有する捕獲の担い手の確保・育成に向けた検討や狩猟の魅力を伝えるための映像作成、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録し紹介する事業等を行いました。

農林水産業への被害防止等の観点から、市町村を中心とした侵入防止柵の設置、捕獲活動や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、都道府県が行政界をまたいで行う広域捕獲活動、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）利用の取組等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。また、ニホンジカによる森林被害の防止に向けて、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術によるシカ生息場所の特定調査に対する支援等を行いました。さらに、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査等を行いました。

### 3 外来種対策

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。そのような外来種の中には、侵略的外来種と呼ばれる、在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生物多様性を脅かす特に侵略性の高いものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。世界的な動植物の絶滅の6割は主に侵略的外来種が要因として引き起こされたものであり、少なくとも218種の侵略的外来種を要因として、1,200種以上もの外来種が絶滅していると報告されています。我が国においても、生態系被害、食害等による農林水産業への被害、刺咬症等による人の生命・身体への被害や、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損など、様々な被害が及ぶ事例が見られます。

近年、より一層貿易量が増えるとともに、輸入品に付着すること等により非意図的に国内に侵入する生物が増加しています。2017年6月に国内で初確認された南米原産のヒアリについて、確認件数は、2025年3月までに18都道府県で135事例に上りました。環境省では、地元自治体や関係行政機関等と協力して発見された個体を駆除するとともに、リスクの高い港湾においてモニタリング調査を実施するなど、ヒアリの定着を阻止するための対策を実施しています。2022年10月には広島県福山港（コンテナ内）で、2023年11月には福岡県博多港でそれぞれ大規模な集団が確認されたことから、各地点において、防除完了後も周辺地域を含め重点的なフォローアップ調査を実施しました。また、外来種の導入経路の一つである生きている動物（ペット等）の輸入量は、1990年代をピークに減少傾向にありますが、これまで輸入されなかった種類の生物が新たに輸入されるなど、新たなリスクが存在していると言えます。

このような外来種の脅威に対応するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。

2024年12月時点で特定外来生物は合計162種類（7科、14属、4種群、127種、10交雑種）となっています（図2-5-4）。2022年5月に成立した、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来生物法」という。）に基づき、2023年4月にヒアリ類を「要緊急対処特定外来生物」に指定するとともに、2023年6月に「ヒアリ類



(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針」を施行したことを踏まえ、当該対処指針の内容についてヒアリ講習会等の機会を通じて関係事業者に周知しました。また、アメリカザリガニ及びアカミミガメについては、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で2023年6月に特定外来生物に指定したことを踏まえ、これらの規制内容や終生飼養等について環境省ウェブサイトの周知やコールセンターでの問合せ対応を行いました。

また、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略である「外来種被害防止行動計画」(2015年3月環境省・農林水産省・国土交通省作成)を2025年3月に改定したほか、我が国の生態系等への被害が懸念される外来種429種類を列挙した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(通称「生態系被害防止外来種リスト」(2015年3月環境省・農林水産省作成))について、見直しのための検討会を引き続き実施しました。

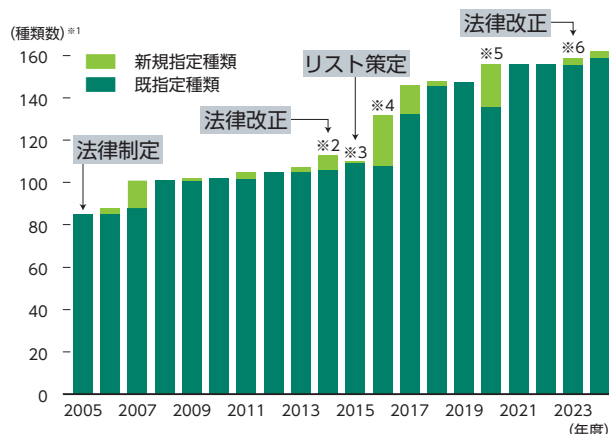
外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)について、多くの人に理解を深めてもらえるよう、主にペット・観賞魚業界等を対象にした普及啓発や、外来種問題に関するパネルやウェブサイト、YouTube等を活用した普及啓発を実施しました。

我が国で定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止措置については、改正外来生物法において、地方公共団体の責務となったことを踏まえ、特定外来生物防除等対策事業(交付金)により、地方公共団体を支援しました。また、我が国に定着が確認されていない又は分布が局所的である特定外来生物のまん延の防止、生物の多様性の確保上重要な地域等における特定外来生物の被害防止措置として、フィリマンダースやツマアカスズメバチ等の防除を行いました。

## 4 遺伝子組換え生物対策

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「カルタヘナ議定書」という。)を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、2025年3月末時点で537件の遺伝子組換え生物の環境中での使用が承認されています。また、研究開発段階における遺伝子組換え生物の使用の円滑化に向けて、必要な措置を講じました。その他、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(ウェブサイト)を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、港湾周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

図2-5-4 特定外来生物の種類数



- ※1：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする。
- ※2：既指定であったスバルティナ・アングリカについては、新規に指定されたスバルティナ属全種に包含された。
- ※3：既指定であったゴケグモ属4種については、新規に指定されたゴケグモ属全種に包含された。
- ※4：既指定であったノーザンパイプ及びマスキーパイプ2種については、新規に指定されたかわかます科全種に包含された。
- ※5：既指定であったアカカミアリについてはソレノプシス・ゲミナタ種群全種に、ヒアリについてはソレノプシス・サエヴィスマ種群全種に、アスタクス属全種及びウチダザリガニ2種類についてはざりがに科全種に、ラスティークレイフィッシュはアメリカざりがに科全種に、ケラクス属全種はみなみざりがに科全種に包含された。
- ※6：アメリカザリガニは、既指定であった「アメリカざりがに科に属する種のうちアメリカザリガニ以外のもの」を「アメリカざりがに科全種」に改正して包含される形で特定外来生物に指定された。

資料：環境省

## 5 動物の愛護及び適正な管理

### 第2章

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

ペットオークション事業者及びブリーダーにおける動物愛護管理法の遵守状況の調査結果を踏まえ、ペット関連団体等に対し、法令遵守の徹底について要請をするとともに、相談窓口を通じて都道府県等に助言等を行い、動物取扱業者規制の円滑な運用を推進しました。2022年6月からは、販売される犬猫のマイクロチップ装着等義務化が施行され、2024年度末時点で190万頭を超える犬猫の飼い主などの情報が登録されています。

2023年度に都道府県等に引き取られた犬猫の数は、約4.5万頭（前年度から約0.8万頭減）となりました。引き取られた犬猫の返還・譲渡率は約80%となり、殺処分数は約0.9万頭（2004年度比約98%減）となりました（図2-5-5）。（2024年度に集計）

都道府県等が引き取った動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。

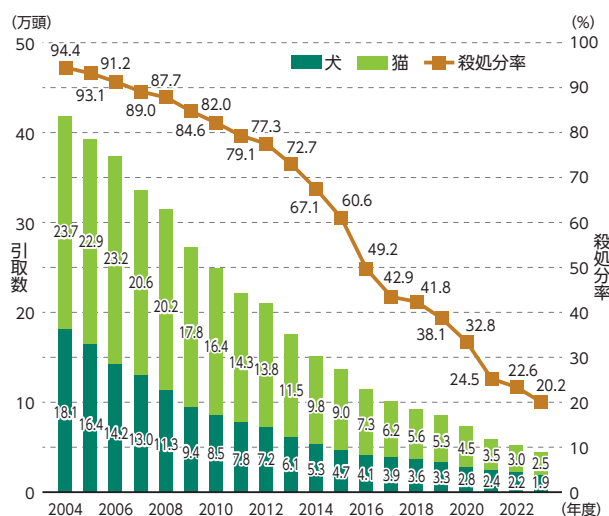
広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマに、動物愛護週間中央行事としてシンポジウムや、関係者による屋外ブース出展といった「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催したほか、多くの関係行政機関等においても様々な行事が実施されました。

災害対策については、「ぼうさいこくたい2024」にブース出展して災害対策や令和6年能登半島地震等に関して自治体関係者等への普及啓発を進めたほか、自治体におけるペット同行避難訓練実施を支援し、受入れ体制整備の支援を行いました。災害発生時には自治体と連絡体制を構築して情報収集し、現地への職員派遣等を行い対応に当たりました。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）（平成20年法律第83号）の内容について、普及啓発を行い、飼い主への正しいペットフードの扱い方に関する知識の普及やペットフードの安全性の確保を図りました。

愛玩動物看護師制度については、愛玩動物看護師名簿には、2025年4月1日時点で25,552人登録されています。

図2-5-5 全国の犬猫の引取数の推移



注：2005年度以前の犬の引取数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値。

資料：環境省

## 第6節 持続可能な利用

### 1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産省では、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指

す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化、有機農業の取組面積の拡大、化学肥料・化学農薬の使用量の低減などの14のKPIを定めました。2022年7月には、この戦略を推進するための環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、2023年4月からは環境負荷低減の取組等を後押しする認定制度が本格的に始まりました。生産者の計画認定については、2025年3月末時点で2万7,000経営体以上が認定されています。

また、国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。さらに、「みどりの食料システム戦略」や「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、2023年3月に、農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全、サプライチェーン全体での取組、生物多様性への理解と行動変容の促進等の基本方針を盛り込み、「農林水産省生物多様性戦略」を改定しました。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省連携の下、2020年6月に立ち上げた官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィーク2024や全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード2024等を実施しました。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、2024年3月に本格運用を開始した、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」について、2024年6月にラベルの愛称を「みえるらべる」に決定したほか、小売、外食、学校給食等の多様な形での取組の拡大を推進しました。また、「見える化」の対象品目の拡大に向け、畜産物（牛肉、生乳）の温室効果ガス簡易算定ツールの作成及び算定実証を行いました。また、農林水産業に由来する環境への負荷を低減するため、農林水産省の全ての補助事業等に最低限の環境負荷低減の取組を要件化するクロスコンプライアンスを導入することとし、2024年度から試行実施を開始しました。

### (1) 農業

持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました。

環境保全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の普及・推進や、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針及びみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の下で、有機農産物の学校給食での利用等地域ぐるみの取組や有機栽培への転換、有機農業の栽培ノウハウを提供する民間団体の指導活動や技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起など有機農産物の安定供給体制の構築に向けた取組を支援しました。

### (2) 林業

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び森林の有する公益的機能の発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を実施するとともに、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図りました。

また、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の確定や境界の明確化等に対する支援を行いました。

### (3) 水産業

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度を的確に運用しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育



環境の改善を実施しました。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進しました。

水産資源の保存管理については第2章第4節2を参照。

## 2 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に基づくエコツーリズム推進全体構想については、2025年3月時点において全国で合計28件が認定されています。また、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ることを目的として、エコツーリズム大賞により優れた取組を行う団体への表彰を実施しました。

エコツーリズムに取り組む地域への支援として、10の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力あるプログラムの開発、ルールづくり、全体構想の策定、推進体制の構築等を支援したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、エコツーリズムの推進・普及を図るため、全体構想認定地域間等の意見交換会を実施し、課題や取組状況等を共有しました。

## 3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

### (1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕<sup>ひん</sup>しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、動植物、微生物、林木、水産生物等の国内外の生物遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、植物遺伝資源24万点を始め、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外研究者に向けて、生物遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用の円滑化に向けて、遺伝資源利用に係る国際的な議論に参画するとともに、その議論動向等について、我が国の遺伝資源利用者に対し、説明会等を通じた周知活動等を実施しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源について、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制強化に資する、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」も実施しています。

### (2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源提供国との生物多様性条約の精神にのっとり国際的取組として、資源提供国との協力体制を構築し、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供を行っています。

我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集、保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しています。

### 1 生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献

生物多様性条約の締約国は、CBD-COP16までに、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められていました。このため、各国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局は、世界各地域を対象に、NBSAP（National Biodiversity Strategy and Action Plan：生物多様性国家戦略及び行動計画）ダイアログを開催しました。我が国は東・南アジア地域のダイアログをホストするとともに、他地域のダイアログに登壇し、我が国の「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定やその実施に係る経験・取組を共有することで、他の締約国による「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実施推進に貢献しました。また、我が国は、生物多様性条約事務局に設置されている「生物多様性日本基金」を通じて、NBSAPダイアログや「生物多様性国際ユース会議 横浜2024」の開催支援を行いました。また、生物多様性保全と地域資源の持続可能な利用を進める「SATOYAMAイニシアティブ」について、途上国の現場におけるプロジェクトである「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム」フェーズ4の実施を進めています。加えて、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実現を支援するために設立されたGBF基金（Global Biodiversity Framework Fund）に対して、6.5億円の拠出を行いました。

### 2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化

2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）のシナリオ・モデルタスクフォース技術支援機関が設置されました。我が国は、本技術支援機関の誘致や活動支援等を行いました。また、2024年12月に開催されたIPBES総会第11回会合に参加し、議論に貢献しました。

### 3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と生物多様性の保全を国際的に推進する「SATOYAMAイニシアティブ」を拡げるため、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」を支援し、IPSI事務局とともにCBD-COP16や第26回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA26）において、「SATOYAMAイニシアティブ」の考え方や取組を紹介するサイドイベントを開催しました。なお、IPSIの会員は、2025年4月時点で21か国の22政府機関を含む80か国・地域の337団体となりました。

SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するために2013年に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しています。本ネットワークは、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたロゴマークや活動事例集の作成や「エコプロ2022」等の各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は2025年3月時点で54地方公共団体を含む119団体となりました。

### 4 アジア保護地域パートナーシップの推進

2013年11月に宮城県仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議を契機に我が国が主導して「アジ

ア保護地域パートナーシップ（APAP）」を設立しました。APAPの参加国は2024年12月時点で、17か国となっており、その取組の一環として、毎年運営委員会等においてアジア各国の保護区に関する情報及び知見の共有等を進めています。また、2024年7月には東京等でアジア地域におけるOECMの事例等を共有するワークショップが開催されたほか、2024年10月から11月にコロンビア・カリで開催されたCBD-COP16では、アジアの保護地域における過去10年間の取組の進展を紹介するサイドイベントが実施され、APAPの取組がアジアの保護地域の管理能力の向上に貢献してきていることが周知されるとともに、30by30目標の達成に向けた意見交換等が行われました。

## 5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約41億haに及びます。一方で、2010年から2020年の間に、植林等による増加分を差し引いて年平均470万ha減少しています。1990年から2000年の間に年平均780万ha減少しており、森林が純減する速度は低下傾向にありますが、引き続き森林減少を止めるための積極的な取組が求められています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を推進する必要があります。我が国は、持続可能な森林経営及び木材利用の推進に向けた国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国国際機関等と連携を図るなどして森林・林業分野の国際的な政策対話等を推進しています。

「国連森林戦略計画2017-2030」は、国連森林フォーラム（UNFF）での議論を経て2017年4月に国連総会において採択され、我が国もその実施に係る議論に参画しています。

国際熱帯木材機関（ITTO）の第60回理事会が2024年12月に横浜市において開催され、ITTOの設置根拠である「2006年の国際熱帯木材協定」の再交渉に向けたプロセスの方向性等が決定されました。また、加盟国等から総額約433万米ドルのプロジェクト等に対する拠出が表明され、我が国からは、コートジボワールにおける食料生産等と調和した持続可能な森林経営、インド国内市場における持続可能なチーク材利用の促進等のプロジェクト等に計約1億1,000万円の拠出を表明しました。

## 6 砂漠化対策の推進

1996年に発効した国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は先進締約国として、科学的・技術的側面から国際的な取組を推進しており、2024年12月にサウジアラビアのリヤドで開催されたUNCCD第16回締約国会議及び同科学技術委員会等に参画し、議論に貢献しました。また、モンゴルにおける砂漠化対処のための調査等を進め、二国間協力等の国際協力を推進しました。

## 7 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、観測活動や観光利用の増加による環境への影響が懸念されており、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進等を目的とする南極条約（1961年発効）及び、南極の環境や生態系の保護を目的とする環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）に基づき国際的な取組が進められています。

我が国は、環境保護に関する南極条約議定書を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）を制定し、南極地域における観測、観光、取材等の活動に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行っています。また、南極条約事務局に拠出金を支払い南極条約体制を支援しているほか、2024年にインドのコチで開催された第46回南極条約協議国会議に参画し、南極地域における環境保護の方策に



関する議論に貢献しました。

## 8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で、我が国が主導して2017年から開始した地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の東アジア地域におけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析について、2021年の取りまとめに利用したモニタリングデータの管理利用方針やデータベースの構築方法を検討するためのワークショップを2024年10月に開催しました。

## 9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進

東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動を推進するため、国内に34か所ある渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地の関係者を対象とし、2025年2月に、日本有数のシギ・チドリ類の越冬地である佐賀県において、「渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催しました。

## 10 生物多様性関連諸条約の実施

### (1) 生物多様性条約

2024年10～11月にコロンビア共和国・カリで開催されたCBD-COP16には、過去最大規模の13,000名以上が参加し、遺伝資源のデジタル配列情報の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠が決定されるなど多くの議題で進展がありましたが、一部の議題については議論が残されました。このため、2025年2月にイタリア共和国・ローマでCBD-COP16の再開会合が開催され、残る議題について議論され、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の進捗を測るモニタリングの仕組み等が決定されました。日本からは「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定・実施をはじめとする経験を踏まえて積極的に議論に貢献するとともに、サイドイベントの開催や登壇、ブース出展等を通じて、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の着実な実施に向け、自然共生サイトなどの国内施策やSATOYAMAイニシアティブなどの国際連携等について、日本の取組を発信しました。

### (2) 名古屋議定書

CBD-COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）について、我が国は2017年8月に締約国となり、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」を施行し、名古屋議定書の適切な実施に努めています。

我が国はCBD-COP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明し、2011年に10億円を拠出しました。この基金を活用し、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動を行う13件のプロジェクトが承認され、ブータン、コロンビア、コスタリカ等の8件は既に完了しています。

### (3) カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制に

よる生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第18号。以下「改正カルタヘナ法」という。）が、2017年4月に成立し、同月に公布されました。補足議定書については、2018年3月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。また、2024年10月にコロンビアのカリで開催されたカルタヘナ議定書第11回締約国会議（COP-MOP11）において、議定書及び補足議定書の適切な実施のための議論がなされ、我が国としても積極的に議論に貢献しました。

#### （4）ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Ⅰに掲げる種を中心に、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底や規制対象種の適切な取扱いに向けて、国内法執行や周知強化等の取組を進めました。

#### （5）ラムサール条約

国内に53か所あるラムサール条約湿地における普及啓発活動を、ラムサール条約湿地関係地方公共団体等と連携して進めました。特に2022年のラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において湿地教育の推進に関連する決議が採択されたことを踏まえて、関係地方公共団体や施設管理者を対象に、ラムサール条約湿地における環境教育の実施状況について情報収集を行うとともに、湿地教育の推進のための方策等について検討しました。

#### （6）二国間渡り鳥条約・協定

2024年1月に米国ハワイ州・ホノルルで開催された日米渡り鳥等保護条約会議の結果を踏まえて、東アジア地域における小型シギ・チドリ類、特にハマシギの衛星追跡調査や保全施策に関する検討等の取組を進めました。また、豪州、中国及び韓国との二国間の渡り鳥保護協定等に基づく会議に向けて、2024年12月に国内専門家による二国間渡り鳥等協定等準備会議を開催しました。

## 第8節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備

### 1 自然環境データの整備・提供

#### （1）自然環境データの調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）のほか、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握しています。

社会のニーズに対応した生物多様性に関する基盤情報を着実に整備していくため、2023年度から10年間の実施方針・調査計画等をまとめた自然環境保全基礎調査マスタープラン（2023年3月策定）に基づき、植生調査、淡水魚類分布調査、昆虫類分布調査等を実施しています。

植生調査では、1999年に開始した1/25,000現存植生図の整備が2023年度に完了し、2024年度に全国版現存植生図の公開が完了しました。現存植生図は、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報であり、各地域の自然環境保全施策の推進などに活用されることが期待されています。淡水魚類分布調査（2022～2025年度予定）では現地調査や取りまとめ方針の検討等を実施しました。昆虫類分布調査（2023～2026年度予定）では有識者へのアンケートや「いきものログ」を用いた市民参加型調査「緑の国勢調査！みんなで虫（むし）らべ2024」等を実施しました。また、50年間の調査成果を

ベースに他の自然・社会的なデータも援用し、日本全体の自然環境の現状と変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示す総合的な解析（総合解析）を2023～2025年度の3か年かけて推進しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等）、小島嶼について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめています。

2024年度には20年間の調査で明らかになった、身近に見られる生き物の減少傾向、気候変動の影響、外来種対策による在来種の回復状況などの日本の自然の変化について、専門知識を持たない人でも理解できるようにまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表しました。例えば、身近に見られる生き物の減少傾向については、農地・草原など開けた環境を好む、スズメ・ヒバリのようなごく普通に見られる鳥や、開けた場所で見られるチョウ類の記録個体数が大きく減っていること（里地調査、森林・草原調査）や、内陸湿地や沿岸域ではシギ・チドリ類が、小島嶼ではカモメ類といったごく普通に見られる鳥の個体数が大きく減っていること（シギ・チドリ類調査、小島嶼調査）が分かりました（図2-8-1）。

インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」により、2024年12月時点で約535万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

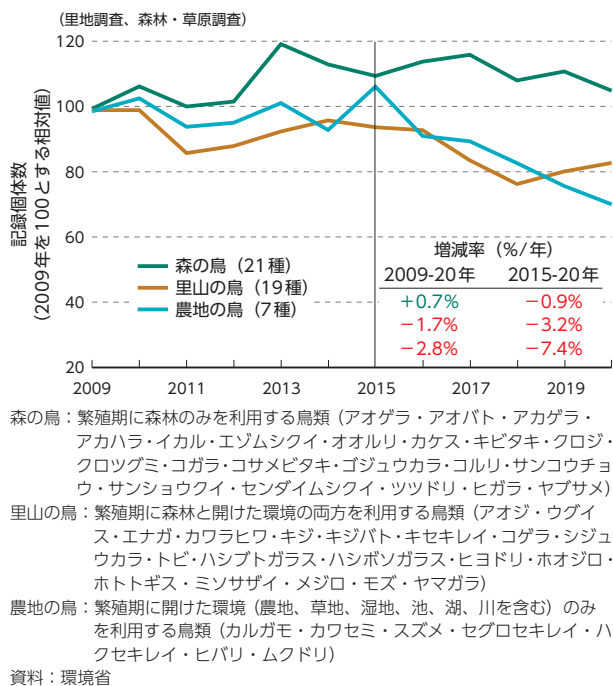
2013年以降の噴火に伴い新たな陸地が誕生し、拡大を続けている小笠原諸島の西之島に、2019年9月に上陸し、鳥類、節足動物、潮間帯生物、植物、地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。しかし、2019年12月以降の火山活動により、生態系が維持されていた旧島の全てが溶岩若しくは火山灰に覆われ、西之島の生物相がリセットされた状態となりました。原生状態の生態系がどのように遷移していくのかを確認することができる世界に類のない科学的価値を有する西之島の適切な保全に向けて、我が国では、2019年12月の大規模噴火以降の原初の生態系の生物相等を明らかにすることを目的とした総合学術調査を2021年度から実施しています。2024年9月には、UAV等を活用した陸域調査及び周辺海域での海域調査を中心に行いました。

## (2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（APBON）」の取組の一環として、2025年1月にフィリピン・ロスバニョスでAPBONワークショップを開催しました。また、APBON参加者の能力向上や参加者間の更なるネットワーク強化を目的に、オンラインセミナーを計3回開催し、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングの体制強化を推進しました。

調査研究の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「過去150年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心での収集標本の解析」、「極限環境の科学」等の調査研

図2-8-1 生息環境ごとの鳥類の記録個体数の推移





究を推進するとともに、約507万点の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、我が国からのデータ提供拠点である国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に提供しました。国立研究開発法人海洋研究開発機構は、前述の機関を通じてGBIFに協力するとともに、生物多様性情報を海洋生物多様性情報システム（OBIS）にOBISの日本ノードとして提供しました。

## 2 放射線による野生動植物への影響の把握

福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取、放射能濃度の測定、推定被ばく線量率による放射線影響の評価等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者と意見交換を行いました。

## 3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

生態系サービスを生み出す森林、土壌、生物資源等の自然資本を持続的に利用していくために、自然資本と生態系サービスの価値を適切に評価・可視化し、様々な主体の意思決定に反映させていくことが重要です。そのため、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集を実施してきており、2024年度は那須塩原市及び周辺企業の協力を得ながら、企業による水資源の保全等の取組によって生ずる価値の経済評価を実施し、地方創生施策等への活用を検討する試行的事業を実施しました。また、2021年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」の結果を分かりやすく伝えるとともに、次期生物多様性及び生態系サービスの総合評価に向けた検討を始めました。







## 第3章

## 循環型社会の形成

### 第1節

### 廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状

#### 1 我が国における循環型社会

我が国における循環型社会とは、「天然資源の消費の抑制を図り、もって環境負荷の低減を図る」社会です。ここでは、廃棄物・リサイクル対策を中心として循環型社会の形成に向けた、廃棄物等の発生とその量、循環的な利用・処分の状況、国の取組、各主体の取組、国際的な循環型社会の構築について説明します。

##### (1) 我が国の物質フロー

私たちがどれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかを知ることが、循環型社会を構築するための第一歩です。

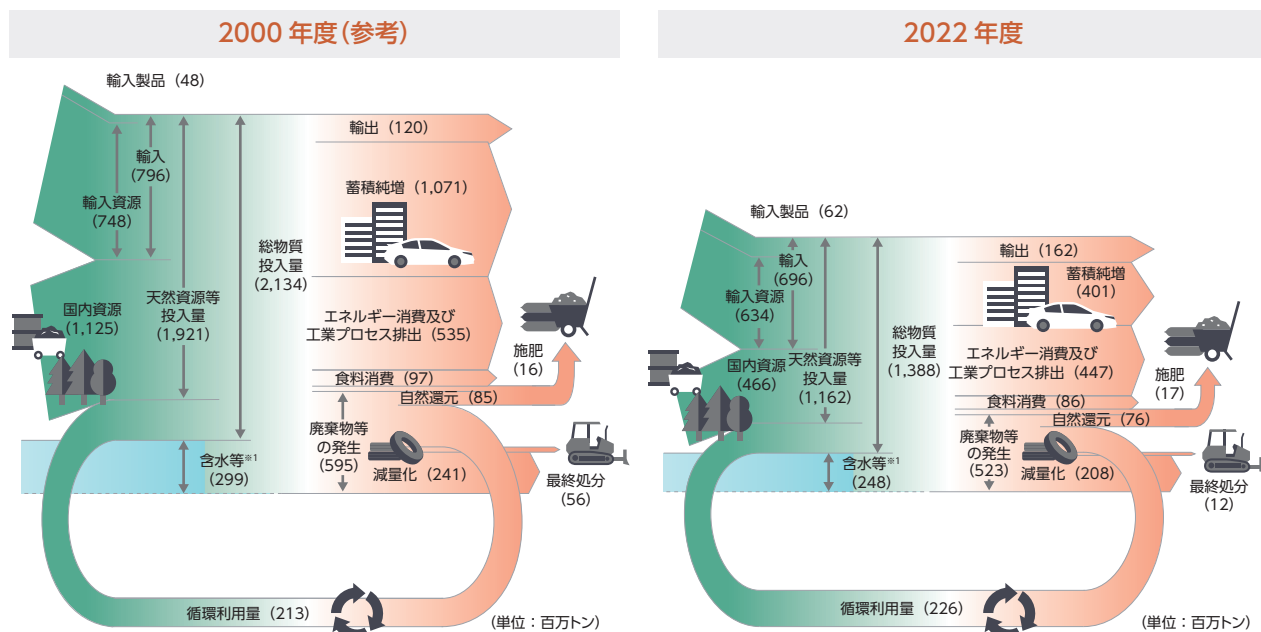
「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024年8月閣議決定。以下、循環型社会形成推進基本計画を「第五次循環基本計画」という。）では、どの資源を採取、消費、廃棄しているのかその全体像を的確に把握し、その向上を図るために、物質フロー（物の流れ）の異なる断面である「入口」、「循環」、「出口」に関する指標にそれぞれ目標を設定しています。

以下では、物質フロー会計（MFA）を基に、我が国の経済社会における物質フローの全体像とそこから浮き彫りにされる問題点、「第五次循環基本計画」で設定した物質フロー指標に関する目標の状況について概観します。

##### ア 我が国の物質フローの概観

我が国の物質フロー（2022年度）は、図3-1-1のとおりです。

図3-1-1 我が国における物質フロー（2022年度）



## イ 我が国の物質フロー指標に関する目標の設定

「第五次循環基本計画」では、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」に関する指標について目標を設定しています。

それぞれの指標についての目標年次は、2030年度としています。各指標について、最新の達成状況を見ると、以下のとおりです。

### [1] 資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）（図3-1-2）

2030年度において、資源生産性を約60万円／トンとすることを目標としています。2022年度の資源生産性は約47.5万円／トンであり、2000年度と比べ約88%上昇しました。

### [2] 一人当たり天然資源消費量（＝一人当たりマテリアルフットプリント＝（一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量）／人口）（図3-1-3）

2030年度において、一人当たり天然資源消費量を約11トン／人とすることを目標としています（2000年度の約17.8トン／人からおおむね4割減）。2000年度と比べ、2020年度の一人当たり天然資源消費量は約6.3トン／人減少し、約11.5トン／人でした。

### [3] 再生可能資源及び循環資源の投入割合（＝（バイオマス系天然資源等投入量＋循環利用量）／（天然資源等投入量＋循環利用量））（図3-1-4）

2030年度において、再生可能資源及び循環資源の投入割合を約34%とすることを目標としています（2000年度の約19.7%からおおむね7割向上）。2000年度と比べ、2022年度の再生可能資源及び循環資源の投入割合は約9.4ポイント上昇し、約29.1%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

### [4] 入口側の循環利用率（＝循環利用量／（循環利用量＋天然資源等投入量））（図3-1-5）

2030年度において、入口側の循環利用率を約19%とすることを目標としています（2000年度の約10.0%からおおむね9割向上）。2000年度と比べ、2022年度の入口側の循環利用率は約6.3ポイント上昇し、約16.3%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

### [5] 出口側の循環利用率（＝循環利用量／廃棄物等発生量）（図3-1-6）

2030年度において、出口側の循環利用率を約44%とすることを目標としています（2000年度の約35.8%からおおむね2割向上）。2000年度と比べ、2022年度の出口側の循環利用率は約7.5ポイント上昇し、約43.3%でした。しかし、近年は伸び悩んでいます。

## [6] 最終処分量（＝廃棄物の埋立量）（図3-1-7）

2030年度において、最終処分量を約1,100万トンとすることを目標としています（2000年度の約5,600万トンからおおむね8割減）。2000年度と比べ、2022年度の最終処分量は約78%減少し、約1,250万トンでした。

図3-1-2 資源生産性の推移

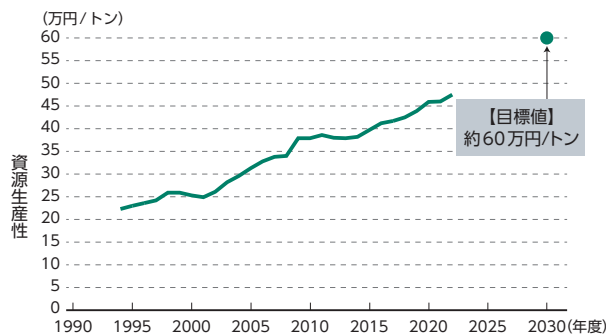


図3-1-3 一人当たり天然資源消費量の推移

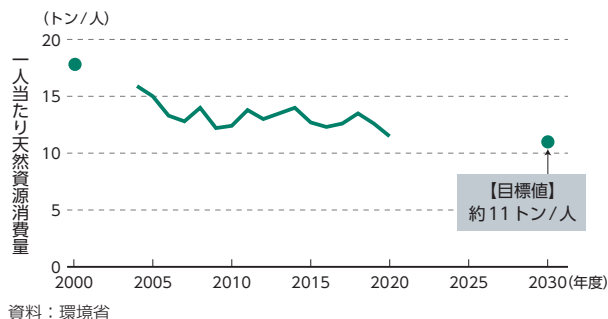


図3-1-4 再生可能資源及び循環資源の投入割合の推移

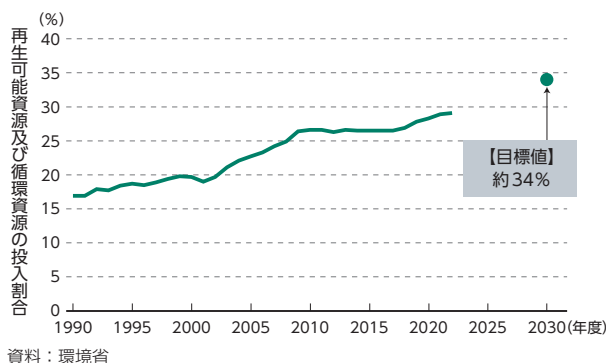


図3-1-5 入口側の循環利用率の推移

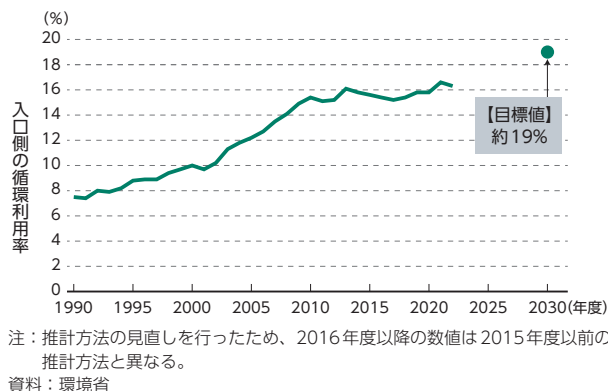


図3-1-6 出口側の循環利用率の推移

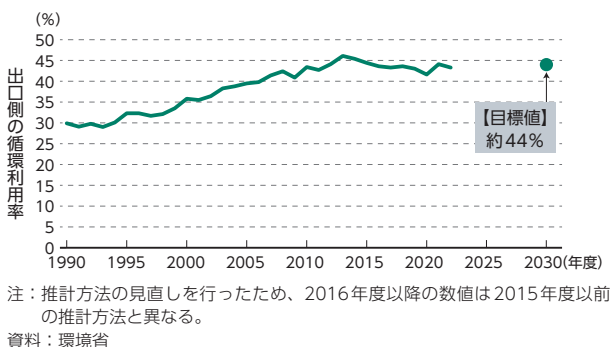
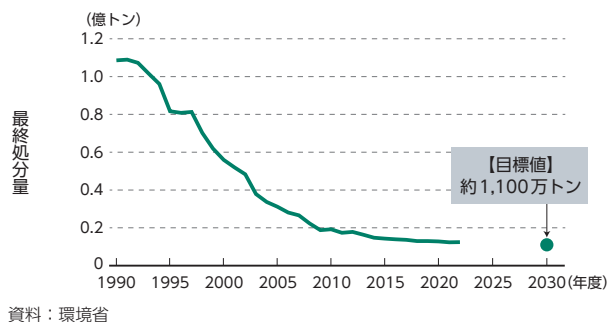


図3-1-7 最終処分量の推移



## (2) 廃棄物の排出量

## ア 廃棄物の区分

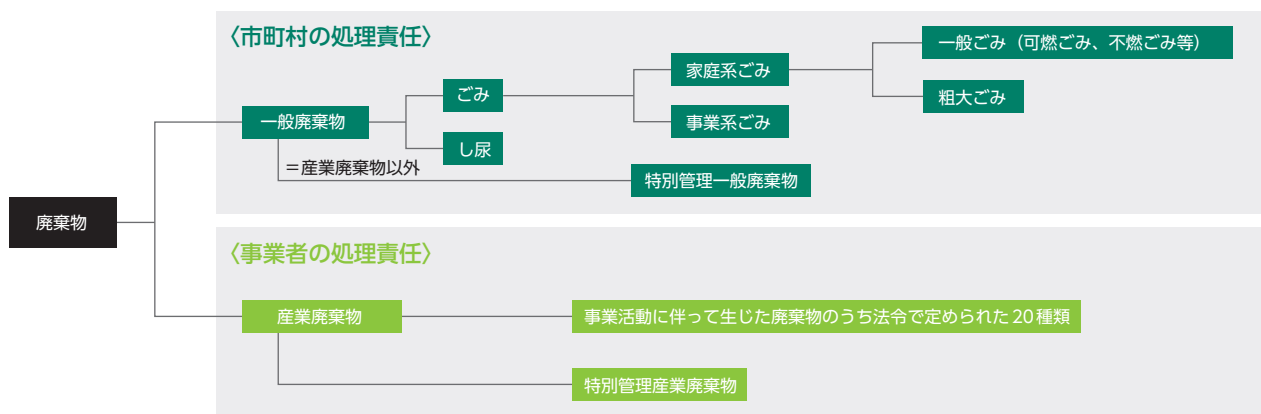
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、例えば、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状の



ものを指します。

廃棄物は、大きく産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）で定められた20種類のものと、廃棄物処理法に規定する「輸入された廃棄物」を指します。一方で、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます（図3-1-8）。

図3-1-8 廃棄物の区分



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

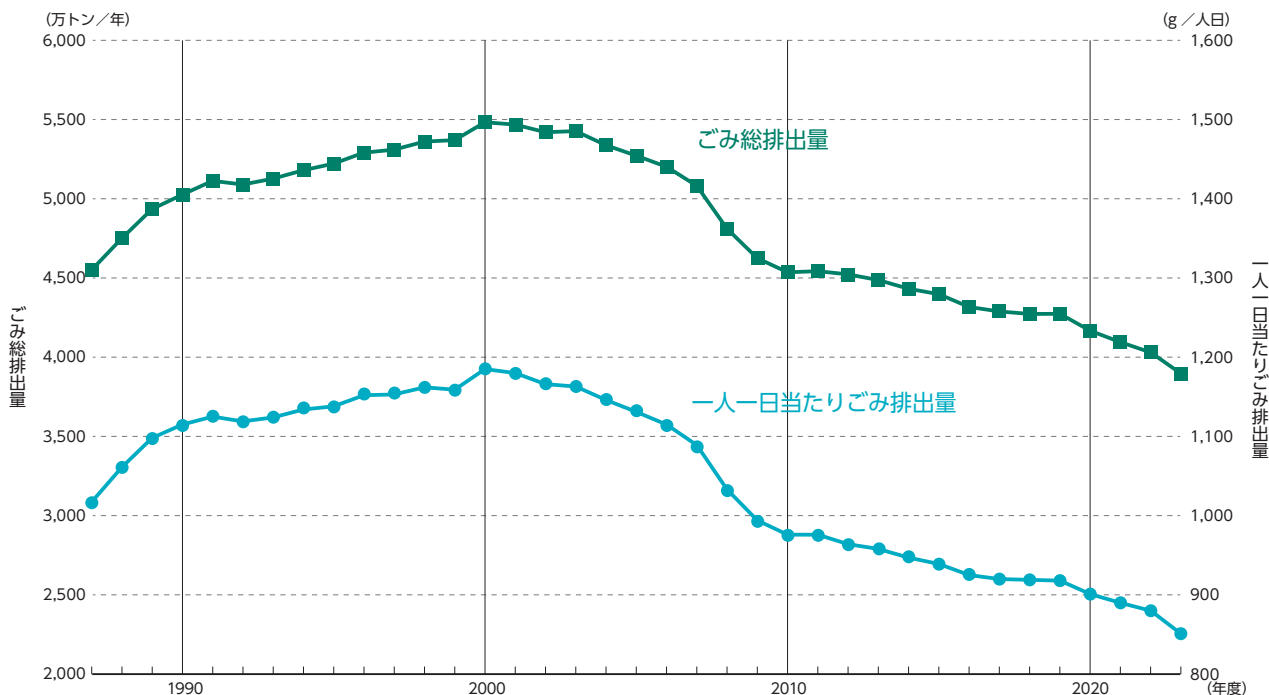
注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

## イ 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

2023年度におけるごみの総排出量は3,897万トン（東京ドーム約105杯分、一人一日当たりのごみ排出量は851グラム）です（図3-1-9）。このうち、焼却、破碎・選別等による中間処理や直接の資源化等を経て、最終的に資源化された量（総資源化量）は763万トン、最終処分量は316万トンです（図3-1-10）。

図3-1-9 ごみ総排出量と一人一日当たりごみ排出量の推移



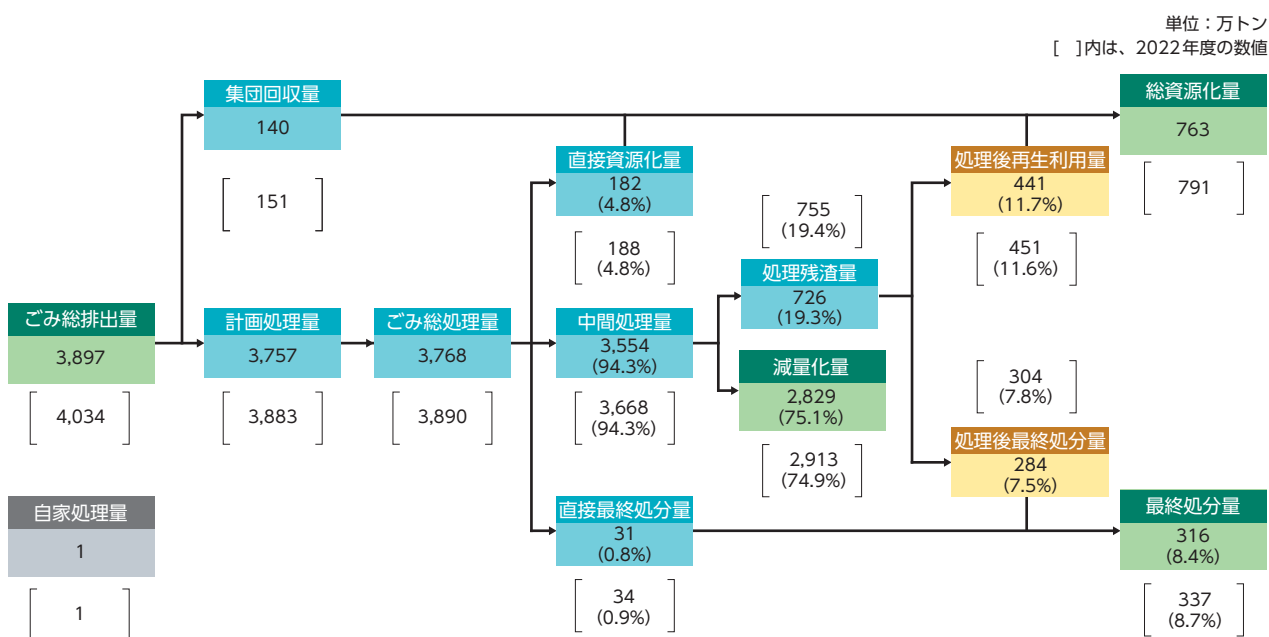
注1：2005年度実績の取りまとめより「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋資源ごみの集団回収量）」と同様とした。

注2：一人一日当たりごみ排出量は総排出量を総人口×365日又は366日でそれぞれ除した値である。

注3：2012年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

資料：環境省

図3-1-10 全国のごみ処理のフロー（2023年度）



注1：計画誤差等により、「計画処理量」と「ごみ総処理量」（＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量）は一致しない。

注2：減量処理率（％）＝〔（中間処理量）＋（直接資源化量）〕÷（ごみ総処理量）×100とする。

注3：「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入されるものであり、1998年度実績調査より新たに設けられた項目。1997年度までは、項目「資源化等の中間処理」内で計上されていたと思われる。

資料：環境省

## ウ 一般廃棄物（し尿）の処理の状況

2023年度の水洗化人口は1億2,046万人で、そのうち下水道処理人口が9,754万人、浄化槽人口が2,292万人（うち合併処理人口は1,534万人）です。また非水洗化人口は461万人で、そのうち計画収

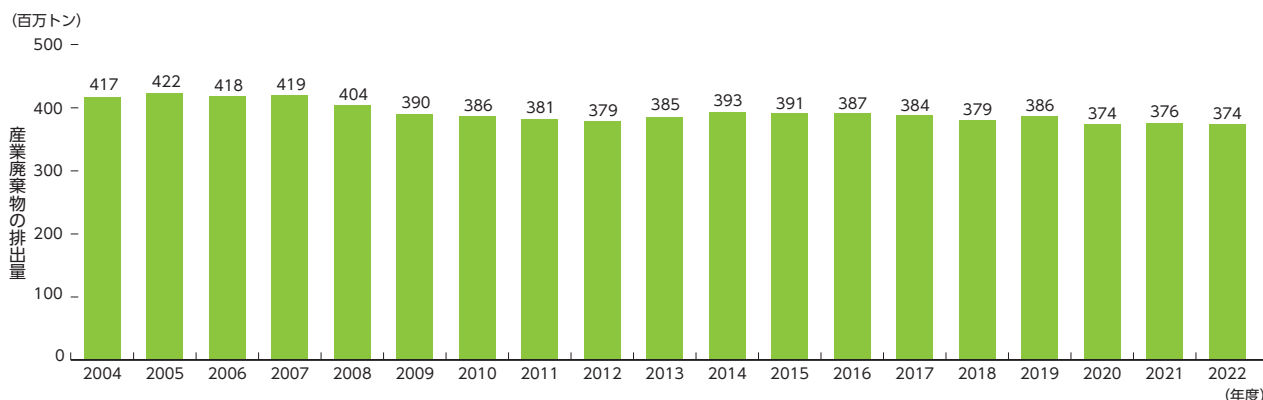
集人口が457万人、自家処理人口が4万人です。

総人口の約2割（非水洗化人口及び浄化槽人口）から排出された、し尿及び浄化槽汚泥の量（計画処理量）は1,922万kℓで、年々減少しています。そのほとんどは水分ですが、1kℓを1トンに換算して単純にごみの総排出量（3,897万トン）と比較すると、その数値が大きいことが分かります。それらのし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で1,736万kℓ、ごみ堆肥化施設及びメタン化施設で13万kℓ、下水道投入で164万kℓ、農地還元で2万kℓ、その他で7万kℓが処理されています。なお、下水道終末処理場から下水処理の過程で排出される下水汚泥は産業廃棄物として計上されます。

## エ 産業廃棄物の処理の状況

近年、産業廃棄物の排出量は約4億トン前後で推移しており、大きな増減は見られません。2022年度の排出量は3.74億トンであり、前年度に比べて約180万トン減少しています（図3-1-11）。

図3-1-11 産業廃棄物の排出量の推移



注1：1996年度から排出量の推計方法を一部変更している。

注2：1997年度以降の排出量は注1において排出量を算出した際と同じ前提条件を用いて算出している。

資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

## (3) 循環的な利用の現状

### ア 容器包装（ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装等）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成7年法律第112号）に基づく、2023年度の分別収集及び再商品化の実績は図3-1-12のとおり、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器（飲料又は酒類用）、アルミ製容器（飲料又は酒類用）、段ボール製容器が前年度に引き続き9割を超えました。紙製容器包装については約3割、プラスチック製容器包装については7割を超えています。

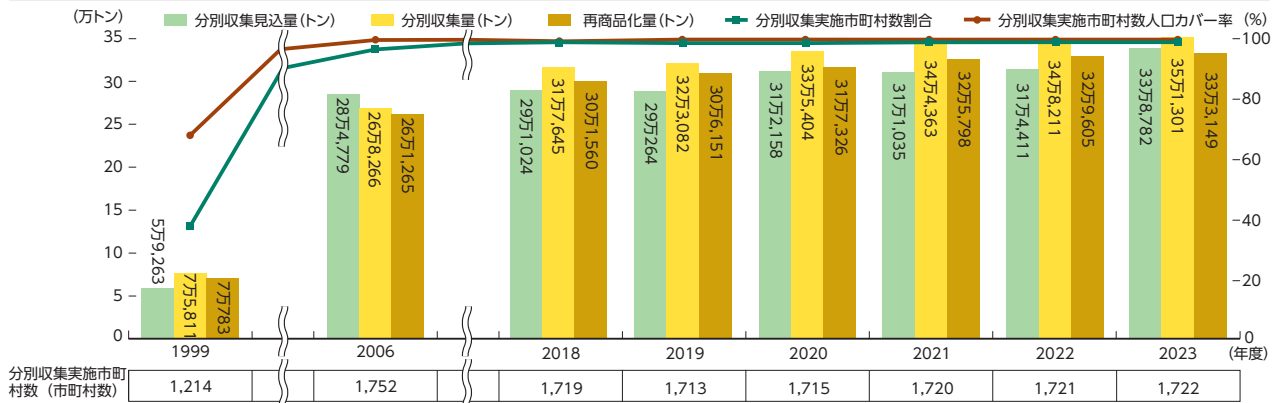


図3-1-12(1) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

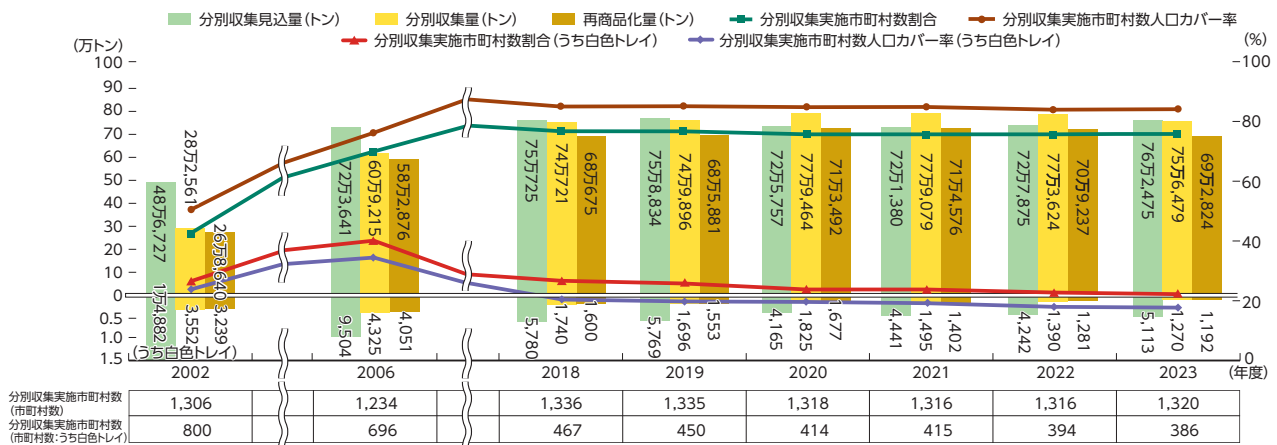


図3-1-12(2) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績

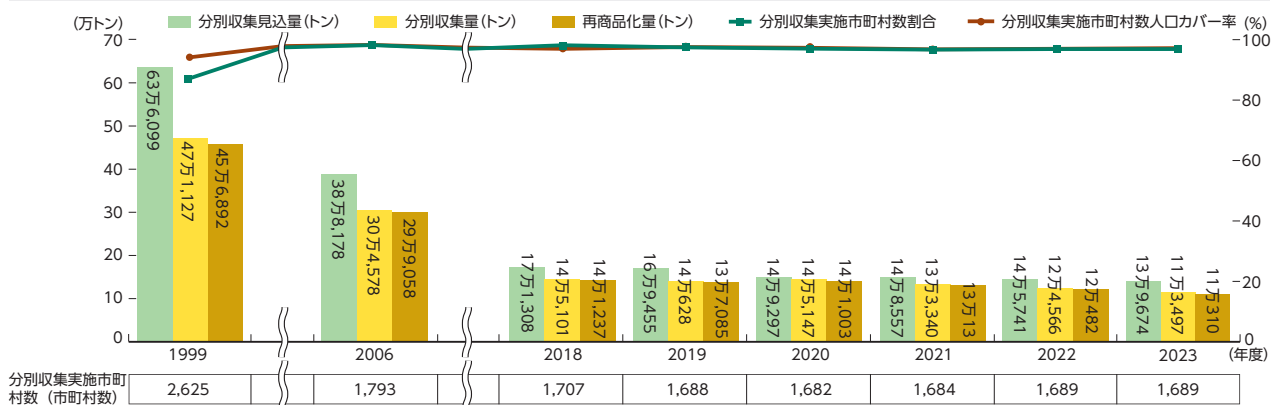
### ペットボトル



### プラスチック製容器包装



### スチール製容器



### アルミ製容器

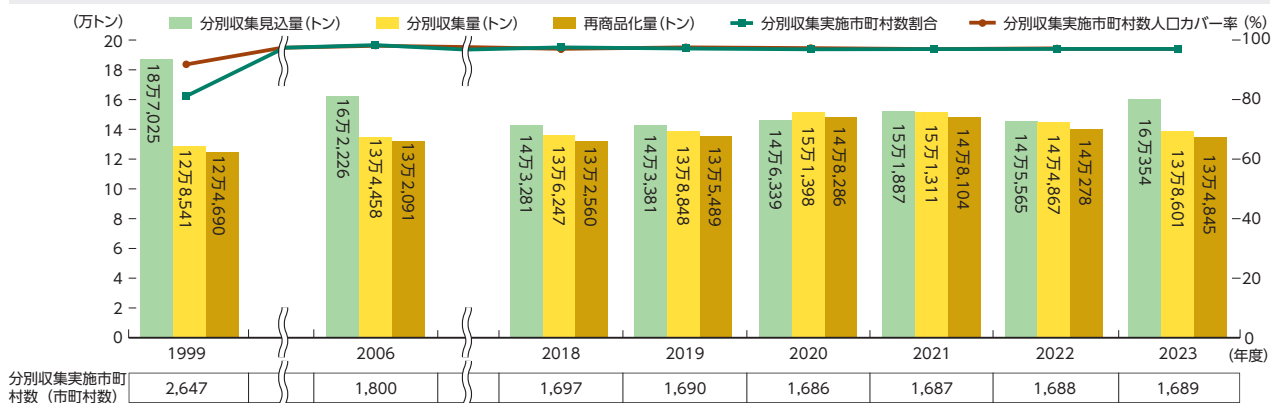


図3-1-12(3) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績



注1：四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2：「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。

3：「うち白色トレイ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。

4：2023年3月末時点での全国の総人口は1億2,493万人。

5：2023年3月末時点での市町村数は1,741（東京23区を含む）。

6：「年度別年間分別収集見込量」、「年度別年間分別収集量」及び「年度別年間再商品化量」には市町村独自処理量が含まれる。

資料：環境省



## イ プラスチック類

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一般社団法人プラスチック循環利用協会によると、2023年におけるプラスチックの生産量は887万トン、国内消費量は843万トン、廃プラスチックの総排出量は769万トンと推定され、排出量に対する有効利用率は、約89%と推計されています。一方で、有効利用されていないものの処理・処分方法については、単純焼却が約8%、埋立処理が約3%と推計されています。

## ウ 特定家庭用機器4品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）は、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器としており、特定家庭用機器が廃棄物となったもの（特定家庭用機器廃棄物）について、小売業者に対して引取義務及び製造業者等への引渡義務を、製造業者等に対して指定引取場所における引取義務及び再商品化等義務を課しています。2023年度に製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、図3-1-13のとおり、1,444万台でした。なお、2023年度の不法投棄回収台数は、3万6,000台でした。

製造業者等は、一定の基準以上での再商品化を行うことが求められています。2023年度の再商品化実績（再商品化率）は、エアコンが93%、ブラウン管式テレビが73%、液晶・プラズマ式テレビが85%、冷蔵庫・冷凍庫が80%、洗濯機・衣類乾燥機が92%となっています。

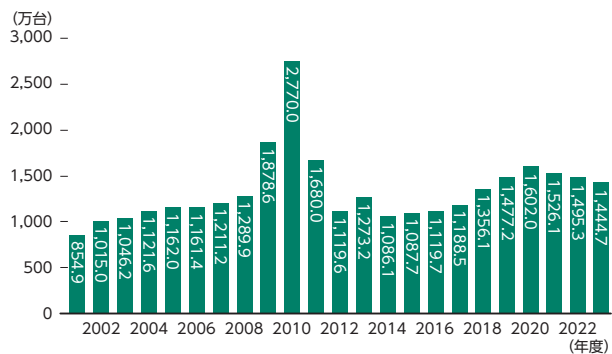
2023年度の回収率は70.4%でした。

2021年4月からは、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、家電リサイクル制度の評価・検討が行われており、[1] 対象品目、[2] 家電リサイクル券の利便性の向上、[3] 多様な販売形態をとる小売業者への対応、[4] 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策、[5] 回収率の向上、[6] 再商品化等費用の回収方式、[7] サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルの点から議論を行い、2022年6月に、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」として取りまとめられました。

## エ 建設廃棄物等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）では、床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事等を対象工事とし、そこから発生する特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）の再資源化等を義務付けています（図3-1-14）。また、解体工事業を営もうとする者の登録制度により、適正な分別解体等を推進しています。建設リサイクル法の施行によって、特定建設資材廃棄物のリサイクルが

図3-1-13 全国の指定引取場所における  
廃家電4品目の引取台数



注：家電の品目追加経緯。

2004年4月1日 電気冷凍庫を追加。

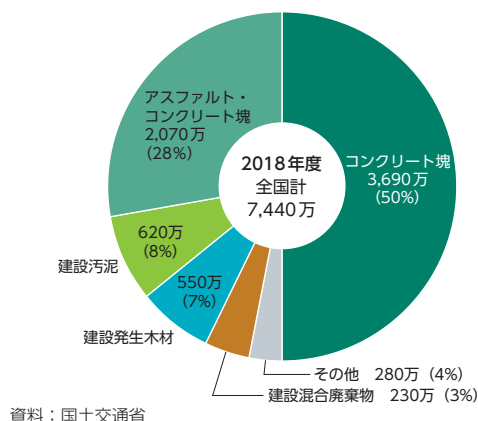
2009年4月1日 液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機、衣類乾燥機を追加。

2024年4月1日 有機EL式テレビジョン受信機を追加。

資料：環境省、経済産業省

図3-1-14 建設廃棄物の種類別排出量

(単位：トン)



資料：国土交通省

促進され、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は2000年度の85%から2018年度には97.2%と着実に向上しています。また、2023年度の対象建設工事における届出件数は38万4,799件、2024年3月末時点で解体工事業者登録件数は1万9,554件となっています。また、毎年上半期と下半期に実施している「建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール」を含めた2023年度の工事現場に対するパトロール時間数は延べ3万6,244時間となっています。現在は、循環経済への移行の推進に向けて、建設リサイクル分野においては、建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、水平リサイクルの推進やCO<sub>2</sub>排出抑制等のリサイクルの質の向上や需要拡大のための取組を推進しています。また、建設発生土の現場内・工事間利用等の有効利用や適正処理を推進しています。

## オ 食品廃棄物等・食品ロス

食品廃棄物等とは、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等であり、具体的には加工食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等を指します。

この食品廃棄物等は、飼料・肥料等への再生利用や熱・電気に転換するためのエネルギーとして利用できる可能性があり、循環型社会及び脱炭素社会の実現を目指すため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）等により、その利活用を推進しています。2022年度の食品廃棄物等の発生及び処理状況は、表3-1-1のとおりです。また、2022年度の再生利用等実施率は食品産業全体で89%となっており、業態別では、食品製造業が97%、食品卸売業が62%、食品小売業が61%、外食産業が32%と業態によって差が見られます。我が国では、食品廃棄物等の再生利用等の促進のため、食品リサイクル法に基づき、再生利用事業者の登録制度及び再生利用事業計画の認定制度を運用しており、2025年3月末時点での再生利用事業者の登録数は153、再生利用事業計画の認定数は54でした。

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の量は2022年度で約472万トンでした。食品ロス削減のため、2024年10月には、群馬県及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、環境省を始めとした関係省庁の共催により「第8回食品ロス削減全国大会」を群馬県高崎市で開催し、食品ロスの削減に向けて関係者間の連携を図りました。

また、食品ロス削減と食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指すエリアの創出のための先進的事例を支援し、広く情報発信・横展開を図ることを目的に、食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等を実施する地方公共団体や事業者等に対し、技術的・財政的な支援を行うとともに、その効果を取りまとめ、他の地域への普及展開を図りました。

「第五次循環基本計画」において、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットを踏まえて、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。

また、2019年7月には、食品リサイクル法の点検を行い、新たに策定された基本方針において、食品関連事業者から発生する食品ロス量について、家庭から発生する食品ロス量と同じく、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めていましたが、2022年度に目標を達成しました。目標達成を受けて、2025年3月に新たに策定された基本方針において2030年度までに2000年度比で6割減とする新たな目標を設定しました。

表3-1-1 食品廃棄物等の発生及び処理状況  
(2022年度)

(単位：万トン)

|             | 発生量<br>(食品ロス量) | 再生利用等量 |     |     |       | 焼却・埋立等量 |
|-------------|----------------|--------|-----|-----|-------|---------|
|             |                | 飼料化    | 肥料化 | その他 | 計     |         |
| 事業系廃棄物及び有価物 | 1,525<br>(236) | 863    | 163 | 141 | 1,167 | 195     |
| 家庭系廃棄物      | 707<br>(236)   | —      | —   | —   | 55    | 652     |
| 合 計         | 2,232          | —      | —   | —   | 1,222 | 847     |

注1：食品廃棄物等の発生量については、一般廃棄物の排出及び処理状況等（2022年度実績）、食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（2022年度実績）、産業廃棄物の排出及び処理状況等（2022年度実績）、食品リサイクル法に基づく定期報告（2022年度実績）、食品循環資源の再生利用等実態調査（2022年度）より2024年度に推計。

2：家庭系一般廃棄物の再生利用量については、同様に環境省推計。

3：事業系廃棄物及び有価物の処分量については、上記注1の定期報告及び実態調査より推計。なお、食品リサイクル法上の再生利用等量の発生抑制及び減量を含んでいない。

4：発生量は脱水、乾燥、発酵、炭化により減量された量を含む数値。

資料：農林水産省、環境省

## カ 自動車

### (ア) 自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、使用済みとなる自動車は、まず自動車販売業者等の引取業者からフロン類回収業者に渡り、カーエアコンで使用されているフロン類が回収されます。その後、自動車解体業者に渡り、そこでエンジン、ドア等の有用な部品、部材が回収されます。さらに、残った廃車スクラップは、破碎業者に渡り、そこで鉄等の有用な金属が回収され、その際に発生する自動車破碎残さ（ASR：Automobile Shredder Residue）が、自動車製造業者等によってリサイクルされています。

一部の品目には再資源化目標値が定められており、自動車破碎残さについては70%、エアバッグ類については85%と定められていますが、2023年度の自動車破碎残さ及びエアバッグ類の再資源化率は、それぞれ96～97.3%及び96～97%と、目標を大幅に超過して達成しています。また、2023年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は4,613台（不法投棄747台、不適正保管3,866台）で、法施行時と比較すると97.9%減少しています。そのほか、2023年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取りについては、預託台数が8,117万8,391台、預託金残高が8,580億6,772万円、また使用済自動車の引取台数は273万台となっています。さらに、2023年度における離島対策支援事業の支援市町村数は80、支援金額は1億1,929万円となっています。

2020年夏から中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において議論されてきた自動車リサイクル法施行15年目の評価・検討について、2021年7月に報告書がまとめられ、リサイクル・適正処理の観点から、自動車リサイクル制度は順調に機能していると一定の評価をされたとともに、今後はネット・ゼロ実現や、それに伴う電動化の推進や使い方への変革等を見据え、将来における自動車リサイクル制度の方向性について検討が必要であり、[1] 自動車リサイクル制度の安定化・効率化、[2] 3Rの推進・質の向上、[3] 変化への対応と発展的要素の三つの基本的な方向性に沿って取り組むべきとの提言を受けました。

### (イ) タイヤ

一般社団法人日本自動車タイヤ協会によれば、2023年における廃タイヤの発生量は9,000万本（2022年9,100万本）、廃タイヤ有効利用量は77万6,000トン（2022年76万トン）、有効利用率は99.2%（2022年98.2%）とされています。

## キ パーソナルコンピュータ及びその周辺機器

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）では、2001年4月から事業系パソコン、2003年10月から家庭系パソコンの回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をデスクトップパソコン（本体）が50%以上、ノートブックパソコンが20%以上、ブラウン管式表示装置が55%以上、液晶式表示装置が55%以上と定めてリサイクルを推進しています。

2023年度における回収実績は、デスクトップパソコン（本体）が約4万9,000台、ノートブックパソコンが約16万1,000台、ブラウン管式表示装置が約5,000台、液晶式表示装置が約12万台となっています。また、製造等事業者の再資源化率は、デスクトップパソコン（本体）が82.1%、ノートブックパソコンが71.6%、ブラウン管式表示装置が75.1%、液晶式表示装置が79.2%であり、いずれも法定の基準を上回っています。なお、パソコンは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）（第3章第1節1（3）ケを参照）に基づく回収も行われています。

## ク 小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

資源有効利用促進法では、2001年4月から小形二次電池（ニカド蓄電池、ニッケル水素蓄電池、リ



チウム蓄電池及び密閉形鉛蓄電池)の回収及び再資源化を製造等事業者に対して義務付け、再資源化率をニカド蓄電池60%以上、ニッケル水素蓄電池55%以上、リチウム蓄電池30%以上、密閉形鉛蓄電池50%以上とそれぞれ定めて、リサイクルを推進しています。

2023年度における小形二次電池(携帯電話・PHS用のものを含む。)の再資源化の状況は、ニカド蓄電池の処理量が808トン(再資源化率76.4%)、ニッケル水素蓄電池の処理量が339トン(同76.6%)、リチウム蓄電池の処理量が725トン(同60.8%)、密閉形鉛蓄電池の処理量が540トン(同50.0%)となりました。また、再資源化率の実績はいずれも法令上の目標を達成しています。

## ケ 小型電子機器等

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置が講じられており、同法の基本方針では、年間回収量の目標を、2023年度までに一年当たり14万トンとしています。図3-1-15のとおり、年間回収量の実績は2020年度に約10万トンまで増加しましたが、直近では横ばい傾向にあります。2023年度は目標の14万トンには達しませんでした。約9万トンを回収しました。市町村の取組状況については、図3-1-16のとおり、1,433市町村(全市町村の約86%)が参加又は参加の意向を示しており、人口ベースでは約93%となっています(2023年6月時点)。また、2025年1月末時点で、60件の再資源化事業計画が認定されています。

図3-1-15 小型家電の回収状況

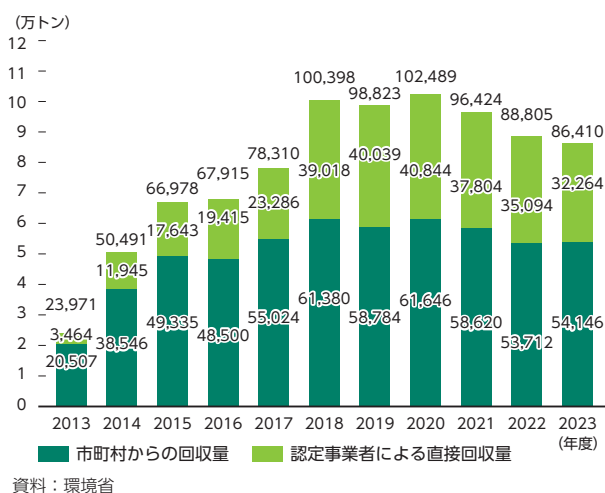
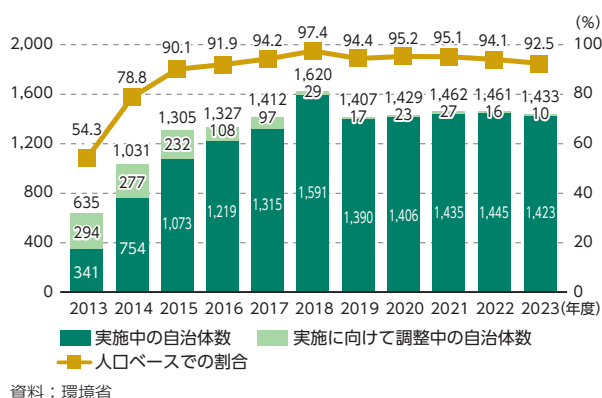


図3-1-16 小型家電リサイクル制度への参加自治体



## コ 下水汚泥

下水道事業において発生する汚泥(下水汚泥)の量は、近年は横ばいです。2023年度の時点で、全産業廃棄物の発生量の約2割を占める約7,682万トン(対前年度約61万トン減、濃縮汚泥量として算出)が発生していますが、最終処分場に搬入される量は約31万トンであり、肥料・エネルギーとしての再生利用や脱水、焼却等の中間処理による減量化により、最終処分量の低減を推進しています。なお、下水汚泥の有効利用率は、乾燥重量ベースで78%となっています。

下水汚泥の再生利用は、バイオマスとしての下水汚泥の性質に着目した肥料利用やエネルギー利用、セメント原料等の建設資材利用など、その利用形態は多岐にわたっています。

2023年度には、乾燥重量ベースで181万トンが再生利用され、セメント原料(75万トン)、煉瓦、ブロック等の建設資材(49万トン)、肥料利用(土壌改良材、人工土壌としての利用を含む。)(34万トン)、固形燃料(23万トン)等の用途に利用されています。

## サ 廃棄物の再生利用及び広域的処理

廃棄物処理法の特例措置として、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がないなど

の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要としています。2024年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については69件、産業廃棄物については72件の者が認定を受けています。

また、廃棄物処理法の特例措置として、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進するため、廃棄物の広域的処理によって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる製品廃棄物の処理を認定（以下「広域認定」という。）する制度を設け、認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）については処理業の許可を不要としています。2024年3月末時点までの累計で、一般廃棄物については119件、産業廃棄物については324件の者が認定を受けています。

#### （4）成長志向型の資源自律経済戦略の具体化

「成長志向型の資源自律経済戦略」（2023年3月経済産業省策定）に基づき、[1] 動静脈連携の加速に向けた規制・ルールの整備、[2] 資源循環に係る研究開発から実証・実装までの政策支援の拡充、[3] 産官学連携の取組の強化を進めています。

規制・ルールの整備については、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会にて、循環資源の質と量の確保、循環の可視化による価値創出、製品の効率的利用やCEコマースの促進等、動静脈連携の加速に向けた制度整備に関する議論を実施しました。その中で、再生材の利用に関する計画策定や実施状況の定期報告等の義務付け、環境配慮設計を促進するトップランナー認定制度の創設などの検討を行いました。

また、政策支援の拡充については、GX経済移行債を活用し、2023年度以降10年間で官民合わせて2兆円超の投資実現を目指しています。具体的には、2024年度より3年間で300億円の支援を実施し、長寿命化や再資源化の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資を支援しています。

さらに、産官学連携の取組の強化については、2023年9月に経済産業省と環境省が連携して、産官学のパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」（以下「CPs」という。）を立ち上げ、2025年3月末時点で630者以上が参画しています。CPsでは多方面からの参画者が情報共有や連携を行うだけでなく、製品や素材ごとの課題の抽出、資源循環のロードマップの策定などに向けて議論を深めています。具体的には、3つのワーキンググループ（ビジョン・ロードマップ検討WG、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム構築WG、地域循環モデル構築WG）を設置し、それぞれ検討を進めました。

## 2 一般廃棄物

### （1）一般廃棄物（ごみ）

#### ア ごみの排出量の推移

第1節1（2）イを参照。

#### イ ごみ処理方法

ごみ処理方法を見ると、直接資源化及び資源化等の中間処理の割合は、2023年度は18.9%となっています。また、直接最終処分されるごみの割合は減少傾向であり、2023年度は0.8%となっています。

#### ウ ごみ処理事業経費

2023年度におけるごみ処理事業に係る経費の総額は、約2兆2,912億円であり、国民一人当たり換算すると約1万8,300円となり、前年度から増加しました。

## (2) 一般廃棄物（し尿）

2023年度の実績では、し尿及び浄化槽汚泥1,922万kℓは、し尿処理施設又は下水道投入によって、その98.8%（1,899万kℓ）が処理されています。また、し尿等の海洋投入処分については、廃棄物処理法施行令の改正により、2007年2月から禁止されています。

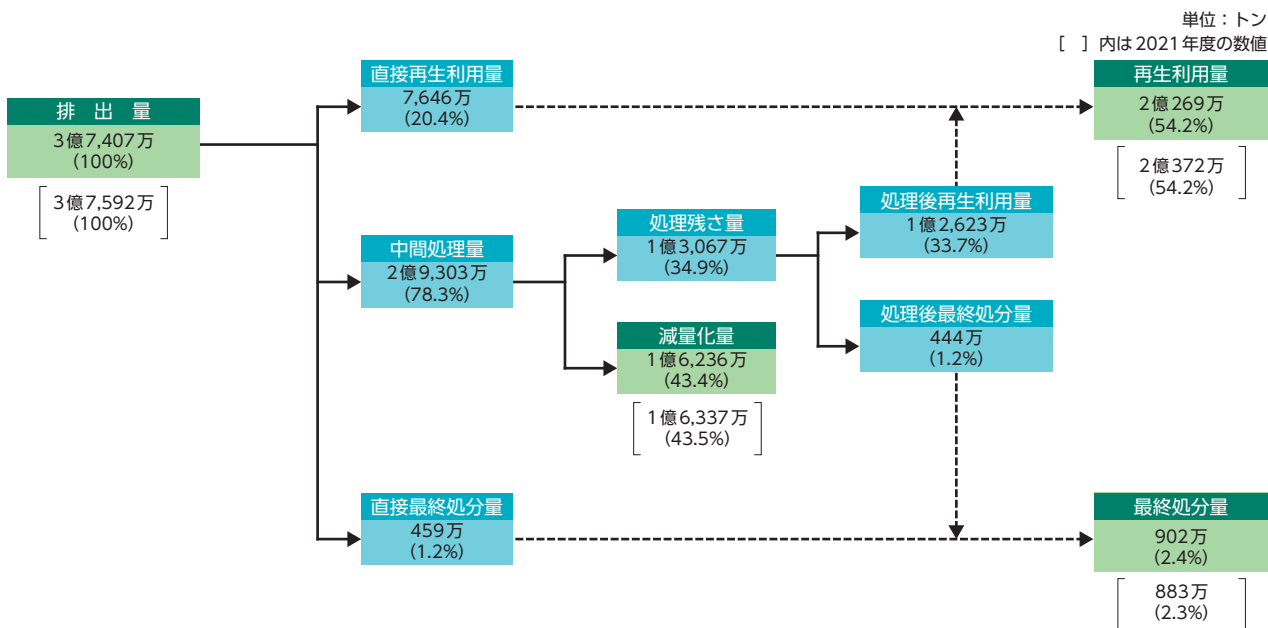
## 3 産業廃棄物

### (1) 産業廃棄物の発生及び処理の状況

2022年度における産業廃棄物の処理の流れ、業種別排出量は、図3-1-17のとおりです。この中で記された再生利用量は、直接再生利用される量と、中間処理された後に発生する処理残さのうち再生利用される量を足し合わせた量を示しています。また、最終処分量は、直接最終処分される量と中間処理後の処理残さのうち処分される量を合わせた量を示しています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、排出量が多い3業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業（前年度と同じ）となっています。この上位3業種で総排出量の約7割を占めています（図3-1-18）。

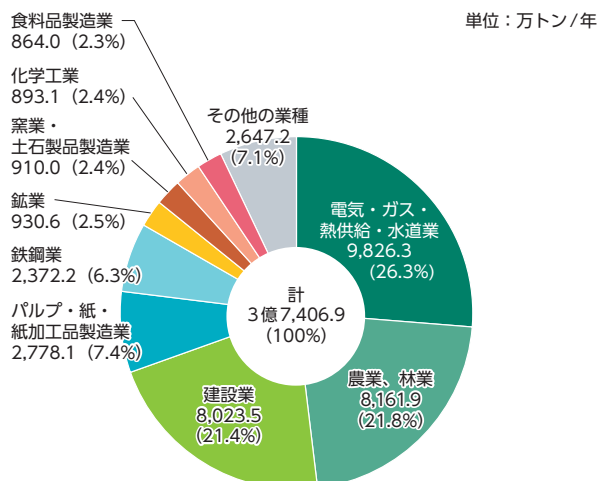
図3-1-17 産業廃棄物の処理の流れ（2022年度）



資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」



図3-1-18 産業廃棄物の業種別排出量（2022年度）



資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」

## ア 産業廃棄物の排出量の推移

第1節1(2)エを参照。

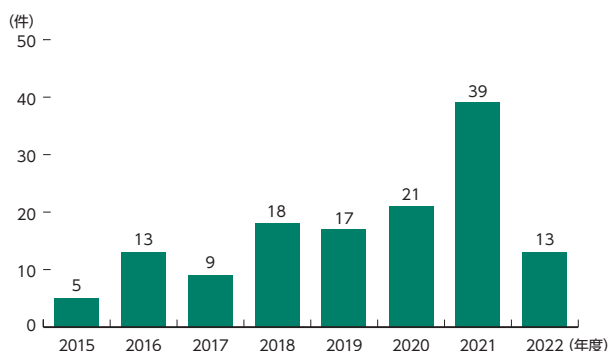
## イ 産業廃棄物の中間処理施設数の推移

産業廃棄物の焼却、破碎、脱水等を行う中間処理施設の許可施設数は、2022年度末で1万9,609件となっており、前年度との比較ではほぼ横ばいとなっています。中間処理施設のうち、木くず又はがれき類の破碎施設は約55%、汚泥の脱水施設は約13%、廃プラスチック類の破碎施設は約12%を占めています。

## ウ 産業廃棄物処理施設の新規許可件数の推移（焼却施設、最終処分場）

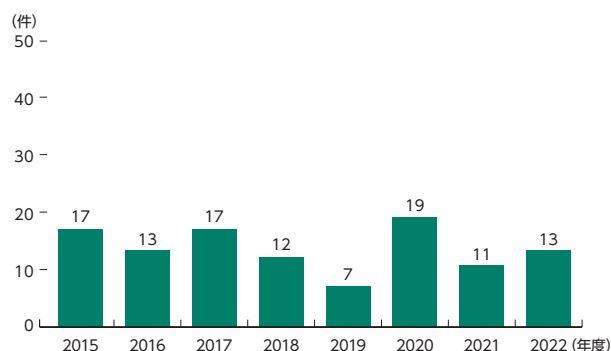
産業廃棄物処理施設に係る新規の許可件数（焼却施設、最終処分場）は2022年度末で26件となっており、前年度より件数が減少しています（図3-1-19、図3-1-20）。

図3-1-19 焼却施設の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

図3-1-20 最終処分場の新規許可件数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

## (2) 大都市圏における廃棄物の広域移動

首都圏等の大都市圏では、土地利用の高度化や環境問題等に起因して、焼却炉等の中間処理施設や最終処分場を確保することが難しい状況です。そのため、廃棄物をその地域の中で処理することが難しく、広域的に処理施設を整備し、市町村域、都府県域を越えて運搬・処分する場合があります。そのような場合であっても、確実かつ高度な環境保全対策を実施した上で、廃棄物の適正処理やリデュース、適正な循環的利用の徹底を図っていく必要があります。

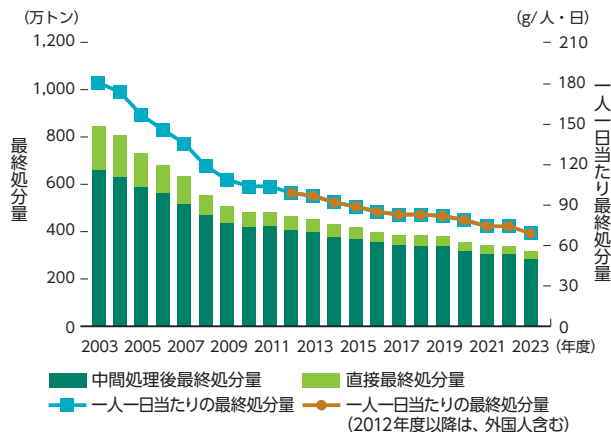
## (1) 最終処分場の状況

## ア 一般廃棄物

## (ア) 最終処分の状況

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量を合計した最終処分量は316万トン、一人一日当たりの最終処分量は69gです（図3-1-21）。

図3-1-21 最終処分量と一人一日当たり最終処分量の推移

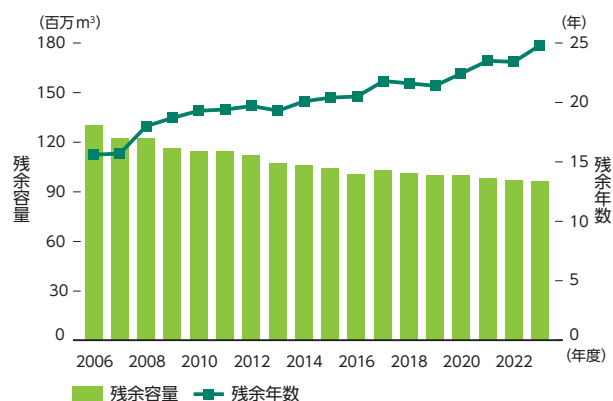


資料：環境省

## (イ) 最終処分場の残余容量と残余年数

2023年度末時点で、一般廃棄物最終処分場は1,554施設（うち2023年度中の新設は5施設（建設中含む。））であり、2022年度から減少し、残余容量は95,751千 $\text{m}^3$ であり、2022年度から減少しました。また、残余年数は全国平均で24.8年です（図3-1-22）。

図3-1-22 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（一般廃棄物）



資料：環境省

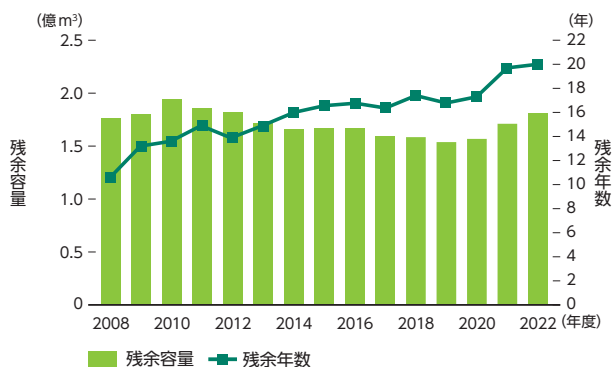
## (ウ) 最終処分場のない市町村

2023年度末時点で、当該市区町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立てを委託している市区町村数（ただし、最終処分場を有していない場合であっても大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村は最終処分場を有しているものとして計上）は、全国1,741市区町村のうち307市町村となっています。

## イ 産業廃棄物

2022年度の産業廃棄物の最終処分場の残余容量は1.81億 $\text{m}^3$ 、残余年数は20.0年となっており、前年度との比較では、残余容量、残余年数ともやや増加しています（図3-1-23）。

図3-1-23 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（産業廃棄物）



資料：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」より作成

## (2) 廃棄物焼却施設における熱回収の状況

### ア 一般廃棄物

#### (ア) ごみの焼却余熱利用

ごみ焼却施設からの余熱を有効に利用する方法としては、後述するごみ発電を始め、施設内・外への温水、蒸気の熱供給が考えられます。ごみ焼却施設からの余熱を温水や蒸気、発電等で有効利用している施設の状況は、表3-1-2のとおりです。余熱利用を行っている施設は724施設であり、割合は施設数ベースで72.1%となっています。

表3-1-2 ごみ焼却施設における余熱利用の状況

| 余熱利用の状況 |      |      | 2022年<br>施設数 | 2023年<br>施設数 |
|---------|------|------|--------------|--------------|
| 余熱利用あり  | 温水利用 | 場内温水 | 580          | 572          |
|         |      | 場外温水 | 196          | 190          |
|         | 蒸気利用 | 場内蒸気 | 229          | 231          |
|         |      | 場外蒸気 | 88           | 90           |
|         | 発電   | 場内発電 | 402          | 410          |
|         |      | 場外発電 | 278          | 272          |
|         | その他  |      | 39           | 43           |
| 合計      |      | 730  | 724          |              |
| 余熱利用無し  | 合計   |      | 286          | 280          |

注：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

資料：環境省

#### (イ) ごみ発電

ごみ発電とは、ごみを焼却するときに発生する高温の排出ガスが持つ熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもので、ごみ焼却施設の余熱利用の有効な方法の一つです。

2023年度におけるごみ焼却発電施設数と発電能力は、表3-1-3のとおりです。また、ごみ発電を行っている割合は施設数ベースでは40.9%となっています。また、その総発電量は約103億kWhであり、一世帯当たりの年間電力消費量を3,911kWhとして計算すると、この発電は約262万世帯分の消費電力に相当します。なお、ごみ発電を行った電力を場外でも利用している施設数は272施設となっています。

最近では、発電効率の高い発電施設の導入が進んできていますが、これに加えて、発電後の低温の温水を地域冷暖房システム、陸上養殖、農業施設等に有効利用するなど、余熱を合わせて利用する事例も見られ、こうした試みを更に拡大していくためには、熱利用側施設の確保・整備とそれに併せたごみ焼却施設の整備が重要です。

表3-1-3 ごみ焼却発電施設数と発電能力

|               | 2022年度 | 2023年度 |
|---------------|--------|--------|
| 発電施設数         | 404    | 411    |
| 総発電能力 (MW)    | 2,208  | 2,230  |
| 発電効率 (平均) (%) | 14.27  | 14.16  |
| 総発電電力量 (GWh)  | 10,331 | 10,254 |

注1：市町村・事務組合が設置した施設（着工済みの施設・休止施設を含む）で廃止施設を除く。

2：発電効率とは以下の式で示される。

$$\text{発電効率} [\%] = \frac{3,600 [\text{kJ/kWh}] \times \text{総発電量} [\text{kWh/年}]}{1,000 [\text{kg/トン}] \times \text{ごみ焼却量} [\text{トン/年}] \times \text{ごみ発熱量} [\text{kJ/kg}]} \times 100$$

資料：環境省

### イ 産業廃棄物

脱炭素社会の取組への貢献を図る観点から、3Rの取組を進めてなお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底することが求められます。産業廃棄物の焼却による発電を行っている施設数は、2023年度には346炉となりました。このうち、廃棄物発電で作った電力を場外でも利用している施設数は67炉となっています。また、施設数ベースでの割合は19%となりました。また、廃棄物由来のエネルギーを活用する取組として、廃棄物の原燃料への再資源化も進められています。廃棄物燃料を製造する技術としては、ガス化、油化、固形燃料化等があります。これらの取組を推進し、廃棄物由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る必要があります。

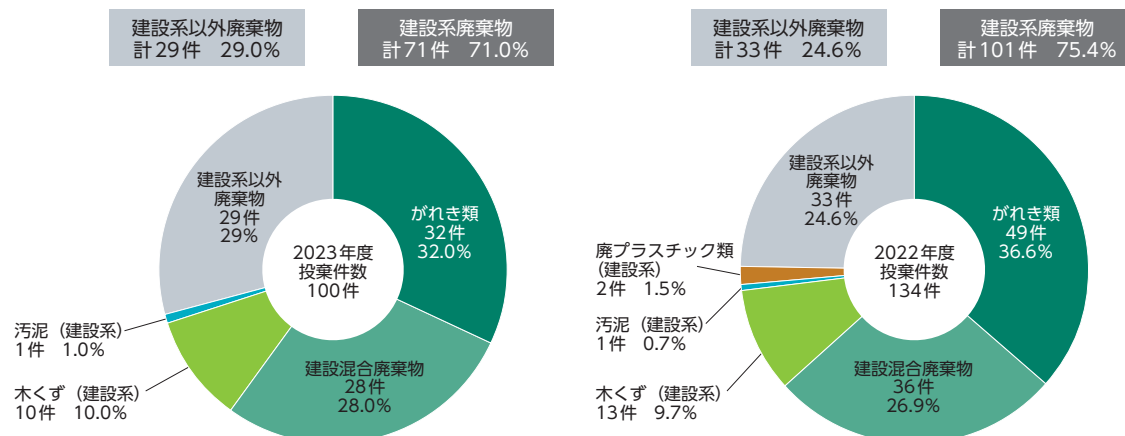
## (3) 不法投棄等の現状

### ア 2023年度に新たに判明した産業廃棄物の不法投棄等の事案

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等をされた産業廃棄物は、図3-1-24のとおりです。



図3-1-24 不法投棄された産業廃棄物の種類（2023年度）



注：参考として2022年度の実績も掲載している。  
資料：環境省

## イ 2023年度末時点で残存している産業廃棄物の不法投棄等事案

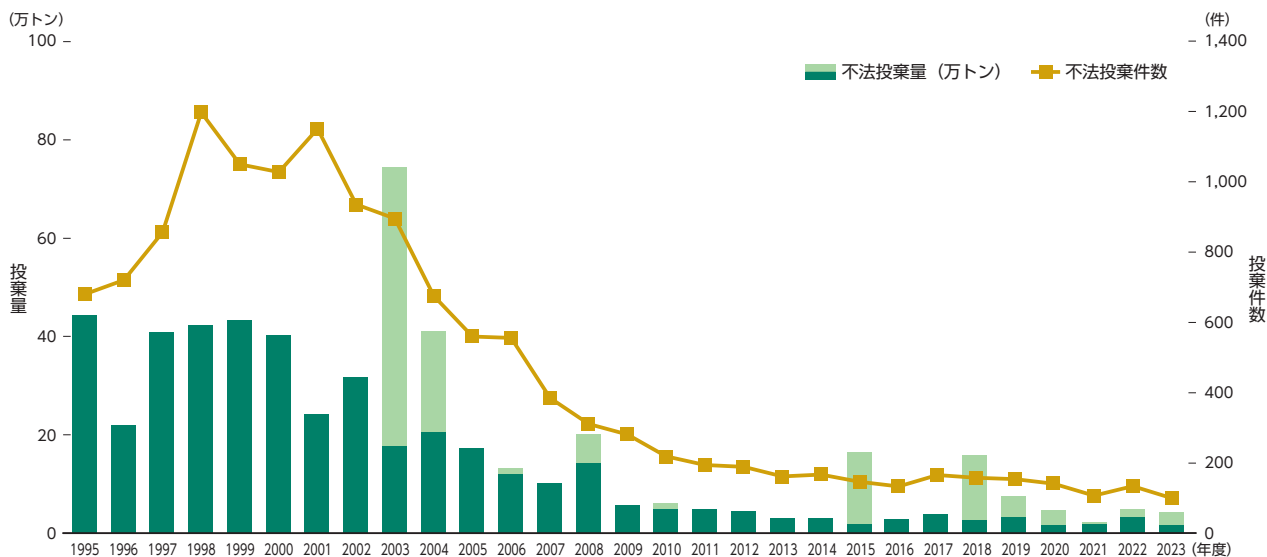
都道府県及び廃棄物処理法上の政令市が把握している、2024年3月末時点における産業廃棄物の不法投棄等事案の残存件数は2,876件、残存量の合計は1,011.2万トンでした。

このうち、現に支障が生じていると報告されている事案4件については、支障除去措置に着手しています。現に支障のおそれがあると報告されている事案66件については、21件が支障のおそれの防止措置、8件が周辺環境モニタリング、37件が撤去指導、定期的な立入検査等を実施中又は実施予定としています。そのほか、現在支障等調査中と報告された事案34件については、16件が支障等の状況を明確にするための確認調査、18件が継続的な立入検査を実施中又は実施予定としています。また、現時点では支障等がないと報告された事案2,772件についても、改善指導、定期的な立入検査や監視等が必要に応じて実施されています。

### (ア) 不法投棄等の件数及び量

新たに判明したと報告があった産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量、不適正処理件数及び不適正処理量の推移は、図3-1-25、図3-1-26のとおりです。また、2023年度に報告があった5,000トン以上の大規模な不法投棄事案は2件、不適正処理事案は1件でした。

図3-1-25 産業廃棄物の不法投案件数及び投棄量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。

2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7万トン）

2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4万トン）

2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案（1.1万トン）

2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8万トン）

2010年度：2009年度に判明していた滋賀県日野町事案（1.4万トン）

2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7万トン）

2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、2017年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）（13.1万トン）

2019年度：2014年度に判明していた山口県山口市事案、2016年度に判明していた倉敷市事案（4.2万トン）

2020年度：大規模事案として報告された青森県五所川原市事案、栃木県鹿沼市事案、京都府八幡市事案、水戸市事案（3.2万トン）

2021年度：大規模事案として報告された兵庫県加古川市事案（0.5万トン）

2022年度：大規模事案として報告された静岡県掛川市事案、兵庫県加西市事案、兵庫県上郡町事案（1.7万トン）

2023年度：大規模事案として報告された兵庫県上郡町事案、和歌山県橋本市事案（2.6万トン）

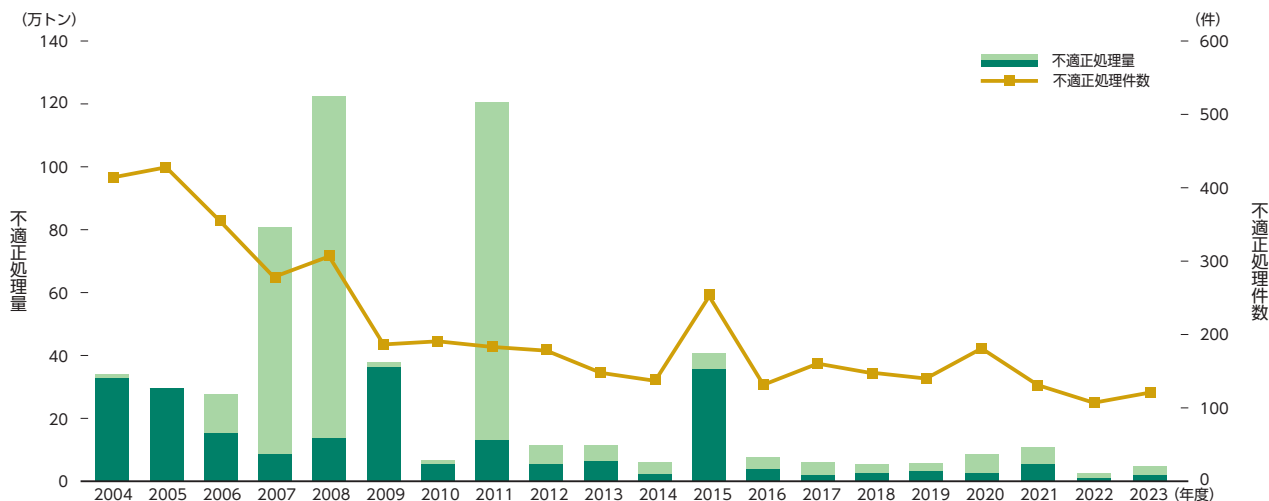
3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことが分かり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

図3-1-26 産業廃棄物の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（新規判明事案）



注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10 t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。）。

3：大規模事案については、次のとおり。

2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン

2008年度：奈良県宇陀市事案85.7万トン等

2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等

2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等

2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等

4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことが分かり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

※量については、四捨五入で計算していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

### (イ) 不法投棄等の実行者

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄等事案の実行者の内訳は、不法投棄件数で見ると、排出事業者によるものが全体の44%（44件）で、実行者不明のものが29%（29件）、複数によるものが18%（18件）、無許可業者によるものが3%（3件）、許可業者によるものが4%（4件）となっています。これを不法投棄量で見ると、排出事業者によるものが13%（0.5万トン）、無許可業者によるものが1.1%（0.05万トン）、実行者不明のものが5.5%（0.2万トン）、許可業者によるものが5.2%（0.2万トン）、複数によるものが74.6%（3.1万トン）でした。また、不適正処理件数で見ると、排出事業者によるものが全体の57.9%（70件）で、複数によるものが12.4%（15件）、実行者不明のものが8.3%（10件）、無許可業者によるものが9.1%（11件）、許可業者によるものが5.8%（7件）となっています。これを不適正処理量で見ると、排出事業者によるものが59.4%（3万トン）、無許可業者によるものが9%（0.4万トン）、複数によるものが16.4%（0.8万トン）、許可業者によるものが9%（0.4万トン）、実行者不明のものが5.1%（0.3万トン）でした。

### (ウ) 支障除去等の状況

2023年度に新たに判明したと報告があった不法投棄事案（100件、4.2万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は3件あり、支障除去措置が実施されており、うち2件については措置が完了しています。現に支障のおそれがあると報告された事案2件については、1件が支障のおそれの防止措置に着手しており、1件が定期的な立入検査を実施しています。

2023年度に新たに判明したと報告があった不適正処理事案（121件、5万トン）のうち、現に支障が生じていると報告された事案は0件です。現に支障のおそれがあると報告された事案1件については、定期的な立入検査を実施しています。



(4) 有害廃棄物の越境移動

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。締約国は2024年12月時点で189か国と1機関（EU）、1地域）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）に基づき、有害廃棄物等の輸出入の厳正な管理を行っています。2023年のバーゼル法に基づく輸出入の状況は、表3-1-4のとおりです。

表3-1-4 バーゼル法に基づく輸出入の状況  
(2023年)

|    | 重量（トン）               | 相手国・地域                            | 品目         | 輸出入の目的         |
|----|----------------------|-----------------------------------|------------|----------------|
| 輸出 | 257,202<br>(228,704) | 台湾<br>ベルギー<br>マレーシア<br>フィリピン<br>等 | プラスチック     | プラスチックの再生または回収 |
|    |                      |                                   | 銅くず        | 金属回収等          |
|    |                      |                                   | 亜鉛くず       |                |
|    |                      |                                   | 石炭灰等       |                |
| 輸入 | 1,898<br>(2,630)     | 台湾<br>フィリピン<br>タイ<br>等            | 金属含有スラッジ   | 金属回収等          |
|    |                      |                                   | 電子部品スクラップ等 |                |

注：（ ）内は、2022年の数値を示す。  
資料：環境省、経済産業省

第2節 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による  
持続可能な地域と社会づくり

資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持または付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースです。環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、そして、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資するように循環経済への移行を進めることは、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題です。環境的な側面については、循環、脱炭素、自然共生について統合的な向上を図ることが重要であり、このうち循環と脱炭素に関しては、2022年度の廃棄物由来の温室効果ガスの排出量は2000年度の排出量と比較して約23%減少していますが、廃棄物部門での更なる排出削減に加え、廃棄物の原燃料としての活用や、廃棄物発電の発電効率の向上等により他部門での温室効果ガス排出量の削減を更に進めます。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進し、循環経済への移行とネイチャーポジティブの実現に向けて、施策を統合的に実施します。

2024年8月には、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として「第五次循環基本計画」を策定しました。また、「第五次循環基本計画」等の下、政府全体として戦略的・統合的に進めるため、2024年7月に新たに「循環経済に関する関係閣僚会議」を設置し、同月に開催された第1回会議では、総理から各府省庁に対して、取組を具体化した政策パッケージを年内に取りまとめるよう指示がありました。2024年末には第2回の関係閣僚会議が開催され、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」を取りまとめました。総理からは、各府省庁に対して、政策パッケージを速やかに実行するよう指示があり、関係閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるとの発言がありました。

また、地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進するため、「資源循環自治体フォーラム（連絡会議）」を2025年1月に開催しました。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。「循環経済への移行加速化パッケージ」に基づき、地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の徹底活用により、地域や社会に様々な付加価値を生み出すことにより、新たな成長につなげていき

ます。

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、社会的費用を減少させつつ、高度で高付加価値な水平リサイクル等を社会に定着させる必要があります。このため、まず循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進しています。3R推進月間（毎年10月）においては、消費者向けの普及啓発を行いました。3R普及啓発、3R推進月間の取組については、第3章第5節1（3）を参照。

無許可の廃棄物回収の違法性に関する普及啓発については、第3章第5節3（1）を参照。

ウェブサイト「Re-Style」については、第3章第5節1（2）を参照。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2024年5月に第213回国会で成立し、同月に公布されました。再資源化事業等高度化法は、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずるものであり、2025年2月1日に一部の規定が施行されました。

また、再資源化事業等高度化法による再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等を踏まえ、財政投融资制度の拡充や再資源化事業等の高度化のための事業に係る税制上の特例措置の創設・拡充を講じました。

### 第3節

## 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携は、我が国の新たな成長の鍵です。2021年に設立したJ4CE（循環経済パートナーシップ）、2023年に設立したCPs（サーキュラーパートナーズ）を活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進しています。あわせて、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めるべく、素材・製品ごとの取組を次のとおり進めました。

#### 1 プラスチック・廃油

容器包装の3R推進に関しては、3R推進団体連絡会による「容器包装3Rのための自主行動計画2025」（2021～2025年度）に基づいて実施された「事業者が自ら実施する容器包装3Rの取組」と「市民や地方自治体など主体間の連携に資するための取組」について、フォローアップが実施されました。

2022年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るためのものです。同法第33条に基づく再商品化計画については、2024年4月に京都府京都市に対して、2024年5月に三重県津市に対して、2024年9月に佐賀県江北町を始め、岐阜県羽島市に対して、2024年11月に富山県射水市を始め、鳥取県琴浦町、愛知県岩倉市、秋田県大仙市・美郷町、長野県安曇野市、福島県石川地方生活環境施設組合に対して、2024年12月に神奈川県川崎市を始め、愛媛県西予市、大阪府大阪市、富山県小矢部市に対して、2025年1月に神奈川県藤沢市に対して、2025年3月に東京都大田区を始め、岡山県岡山市に対して認定を行い、計31件となりました。また、同法第39条に基づく自主回収・再資源化事業計画については、2024年

7月に1件、2024年8月に1件の認定を行い、計5件となりました。同法第48条に基づく再資源化事業計画については、2024年4月に1件、2024年7月に1件、2024年9月に1件の認定を行い、計6件となりました。このほかにも、環境配慮設計の製品の製造・販売、プラスチック製品の使用の合理化、分別収集・リサイクルの取組など、各主体による取組が進展しているところです。特に、環境配慮設計の製品の製造・販売に関して、特に優れた環境配慮設計を行っているプラスチック使用製品の認定制度を設けており、2024年10月に清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器の4つの製品分野において認定基準の議論を行いました。また自治体の取組を後押しするため、市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費について、昨年度に引き続き特別交付税措置を講じたほか、「プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」を実施しました。同法を円滑に施行するとともに、引き続き「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）で定めたマイルストーンの達成を目指すために必要な予算、制度的対応を行いました。また、プラスチック資源循環促進法に基づき、化石由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換・社会実装化及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援するための実証事業及び日本国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入促進事業」及び「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」を2024年度も実施しました。

## 2 バイオマス（食品、木など）

東日本大震災以降、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源や、バイオマスの熱回収や燃料化等によるエネルギー供給が果たす役割は、一層大きくなっています。

このような中で、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、2010年度の廃棄物処理法の改正により創設された、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業を実施しました。2024年度は民間事業者に対して、2件の高効率な廃棄物熱回収施設、1件の廃棄物燃料製造施設の整備を支援しました。

未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質チップ、ペレット等の製造施設やボイラー等の整備を支援しました。また、木質バイオマスのエネルギー利用を推進するために必要な調査を行うとともに、相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施しました。このほか、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発については、スギ材のリグニンを化学的に改質し取り出した素材（改質リグニン）を用いた高付加価値材料の開発や大規模製造技術実証を推進しました。また、農山漁村におけるバイオマスを活用した産業創出を軸とした、地域づくりに向けた取組を支援しました。

2050年ネット・ゼロへの移行を実現するためには、エネルギー部門の取組が重要となり、化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出削減に向けた取組が必要不可欠です。特に、航空分野については、CO<sub>2</sub>排出削減に寄与する「持続可能な航空燃料（SAF）」の技術開発を加速させる必要があり、三つの技術開発を進めました。[1] HEFA技術（微細藻類培養技術を含む）：カーボンリサイクル技術を活用した微細藻類の大量培養技術とともに、抽出した油分（藻油）や廃食油等を高圧下で水素化分解してSAFを製造。[2] ATJ技術：触媒技術を利用してアルコールからSAFを製造。[3] ガス化・FT合成技術：木材等をH<sub>2</sub>とCOに気化し、ガスと触媒を反応させてSAFを製造。また、可燃性の一般廃棄物や木質系バイオマスからSAFの原料となるエタノールを製造する実証事業を実施しました。

下水汚泥資源については、農林水産省と国土交通省が連携して、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を2022年に開催し、関係者の役割や取組の方向性を取りまとめました。「食料安全保障強化政策大綱」（2022年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するという目標が新たに掲げられています。このような背景を踏まえ、下水道管理者は今後、下水汚泥は肥料としての利用を最優先し、最大限の利



用を行うこととして基本方針を整理しました。また、2024年度には、19団体を対象とした流通確保に向けた案件形成支援事業、35処理場を対象とした下水污泥資源の重金属・肥料成分分析を実施しており、下水污泥資源の肥料利用の大幅な拡大に取り組んでいます。

また、下水污泥資源についてはエネルギー利用も推進しており、2023年度末時点における下水処理場でのバイオガス発電施設は134施設となっています。さらに、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約することによる、効率的な資源・エネルギー回収の推進も行っており、具体的な案件形成のための地方公共団体へのアドバイザー派遣事業等を行っています。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の目標値を設定し、その発生抑制に取り組んでいます。また、国全体の食品ロスの発生量について推計を実施し、2022年度における国全体の食品ロス発生量の推計値（約472万トン）を2024年6月に公表しました。

食品リサイクルに関しては、食品リサイクル法の再生利用事業計画（食品関連事業者から排出される食品循環資源を用いて製造された肥料・飼料等を利用して作られた農畜水産物を食品関連事業者が利用する仕組み。）を通じて、食品循環資源の再生利用の取組を促進しました。

### 3 ベースメタルやレアメタル等の金属

廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることが求められている中、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、鉄やアルミニウム等の一部の金属を除く金や銅等の金属は、大部分が廃棄物としてリサイクルされずに市町村により埋立処分されていました。こうした背景を踏まえ、小型家電リサイクル法が2013年4月から施行されました。

2023年度に小型家電リサイクル法の下で処理された使用済み小型電子機器等は、約8万6,000トンでした。そのうち約1,500トンが再使用され、残りの約8万5,000トンから再資源化された金属の重量は約4万3,000トンでした。再資源化された金属を種類別に見ると、鉄が約3万6,000トン、アルミが約3,800トン、銅が約2,200トン、金が約300kg、銀が約3,100kgでした。

このような中で、使用済み製品に含まれる有用金属の更なる利用促進を図ることにより、資源確保と天然資源の消費の抑制に資するため、レアメタル等を含む主要製品全般について、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上を図る必要があります。このため、技術開発から技術実証、設備導入にあたるまでの支援を実施することとして、廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術開発を実施し、電子基板や車載用リチウム蓄電池から、リチウムやコバルト等の有用金属を回収する実証支援の実施、リサイクルが困難な使用済み製品に含まれる希少金属について、レアアースの安価回収技術や金属資源高効率回収技術に係る設備投資支援や省CO<sub>2</sub>のリサイクル設備導入支援を実施しました。

広域認定制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。

### 4 土石・建設材料、建築物

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しています。この認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。なお、制度の運用開始以来、累計で約159万戸（2024年3月末時点）が認定されており、新築住宅着工戸数に占める新築認定戸数の割合は14.5%（2023年度実績）となっています。

## 5 自動車、小型家電・家電

自動車について、使用済自動車全体の資源循環における温室効果ガス排出量を削減するため、環境省において2022年度から「自動車リサイクルのカーボンニュートラル及び3Rの推進・質の向上に向けた検討会」を開催し、解体・破碎業者向け温室効果ガス排出量削減の手引き及び自動車リサイクルにおけるカーボンニュートラルに向けた事業者等の取組一覧を取りまとめました。また、使用済自動車の解体・破碎段階におけるプラスチックやガラスの資源回収を強化するため、使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度を創設することとしており、参画する意思のある事業者等が制度に対する理解を深め、取組を円滑に進めることができるようにするため、環境省及び経済産業省は2025年3月にガイドラインを策定しました。

また、我が国の自動車向け再生プラスチックの市場構築を実現するため、2024年11月、環境省は、経済産業省と連携し、産官学からなる「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」を立ち上げました。産官学コンソーシアムでは、これまで連携が十分でなかった自動車製造業から資源循環産業までのサプライチェーンを横断する業界団体が一堂に会し、有識者の参画を得て、自動車向けの再生プラスチック市場構築を通じた我が国の関連産業の目指す姿や、動静脈連携に基づく取組（設備投資や実証事業）の必要性、そして、その実現に向けた国の支援策等について議論し、2025年3月末に「自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン」を取りまとめました。

小型家電については、中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会において、小型家電リサイクル法の基本方針に定める回収量目標未達の原因分析や論点整理の検討を開始しました。また、GIGAスクール構想に基づき全国の小中学校に一体的に配備された情報端末が、今後更新を迎え一斉に廃棄されることに備え、小型家電リサイクル制度等に基づく適正な処理・リサイクルを推進するため、全国の市区町村及び教育委員会向けに説明会や個別コンサルティングを実施しました。

家電については、特定家庭用機器の適切なリユース・リサイクルの実施に向け、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（平成20年9月）の見直し等を検討するため、関係者・有識者から助言を得るための検討会を設置しました。検討会では、リユースの現状・課題等を整理するとともに、その結果等を踏まえたガイドラインの改定案を取りまとめました。

## 6 地球温暖化対策等により新たに普及した製品や素材

第1部第2章第4節2（5）を参照。また、2024年8月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」を策定しました。

## 7 繊維製品（ファッション）

繊維製品のうち衣類については、「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって製造時の資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化等から環境負荷が非常に大きいとも指摘されるようになり、EUを始め、我が国・企業においても、環境対策の動きが進んでいます。

我が国においては、経済産業省と環境省で2023年1月に「繊維製品における資源循環システム検討会」を立ち上げ、「回収」「分別・再生」「設計・製造」「販売」の4つのフェーズにおける、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題の整理と取組の方向性を検討し、同年9月に報告書を取りまとめました。これを受け、経済産業省では、産業構造審議会繊維産業小委員会において取り組むべき具体的な政策について議論を行い、2024年6月に、「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」、「繊維製品における資源循環ロードマップ」を公表・策定しました。また、2024年3月には「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、同年6月に「繊維・アパレル産業における環境

配慮情報開示ガイドライン」をそれぞれ策定し、ガイドラインの普及に向けた取組を推進しています。2024年11月には、消費者庁、経済産業省及び環境省による「サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議」を開催し、今後連携する取組について確認しました。さらに、経済産業省・環境省では、リサイクル技術等の開発等に取り組むとともに、環境省では企業と家庭から排出される衣類の量の把握、使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業の実施等の取組を進めています。

## 第4節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

### 1 地域の循環システムづくり

資源循環分野における地域循環共生圏の形成に向けては、循環資源の種類に応じて適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めてきたところです。

一般廃棄物処理に関しては、循環型社会形成の推進に加え、災害時における廃棄物処理システムの強化<sup>じん</sup>、地球温暖化対策の強化という観点から、循環型社会形成推進交付金等により、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援を実施しました。また、廃棄物処理施設から排出される余熱等の地域での利活用を促進させるため、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業」を実施し、2019年度からは、補助金の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備（熱導管・電力自営線等）から需要施設側の付帯設備まで拡大することにより、廃棄物エネルギーの利活用を更に進め、地域の脱炭素化を促進しました。さらに、脱炭素や地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行いました。

また、污水处理に関して、少子高齢化・人口減少社会の中で、浄化槽は、効率的・経済的かつ柔軟に社会ニーズに対応することができる分散型污水处理システムであり、地方創生や国土強靱化の観点からも、その役割はますます重要になっていくものと考えられます。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、浄化槽分野においても省エネ化の更なる推進や再生可能エネルギー導入等の脱炭素化の取組を一層進めていく必要があります。このため、2022年度より、エネルギー効率の低い中大型合併処理浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO<sub>2</sub>削減を図る事業に対する補助事業を新たに開始し、2023年度、2024年度においても引き続き必要な予算を措置し、浄化槽分野の脱炭素化に向けて当該事業を推進しました。

下水道の分野では、下水道革新的技術実証事業において、2015年度に採択されたバイオガスの活用技術1件、2017年度に採択された地産地消エネルギー活用技術1件、2018年度に採択された下水熱による車道融雪技術2件及び中小規模処理場向けエネルギーシステム2件の実証を行いました。これらの技術について、2020年度末までに技術導入のガイドラインを作成し公表しています。

バイオマスの活用の推進にあたっては、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（2022年9月閣議決定）の下でバイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けては、農林水産省と国土交通省が連携して、取組の意義や先進的な取組事例等について、関係者に広く情報発信を実施しています。また、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市について、2024年度には1市が選定され、2013年度の取組開始以来、選定された市町村は全国で累計104市町村となりました。

加えて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築に向け、地域協議会の運営や技術開発・改良等への支援を実施しました。また、地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するため



の実証事業においては、バイオマス種（バーク（樹皮）、廃菌床、牛ふん等）におけるバイオマス利用システムなど、地域特性を活かしたモデルを実証しました。そして、これまで実施したフィージビリティスタディ及び実証事業の成果を含めて、地域におけるバイオマスエネルギー利用の拡大に資する技術指針及び導入要件を改訂し、これらをワークショップ開催により公開しました。加えて、2021年度新規事業である、木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業においては、[1] 新たな燃料ポテンシャル（早生樹等）を開拓・利用可能とする“エネルギーの森”実証事業、[2] 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業、[3] 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定事業を行うべく、事業者の選定を行い、事業開始に向けて準備を進めました。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについては、第3章第3節2を参照。

## 2 循環システムづくりを支える広域的取組

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、全体構想の認定・周知・策定支援、ガイド等の人材の育成、情報の収集、広報活動等を実施するなど、地域が主体的に行うエコツーリズムの活動を支援しました。エコタウンは、26の承認地域それぞれで地域特性に見合った展開がなされており、海外からの関心も高いことから、地域循環共生圏構築の先進事例とも言えるエコタウン各地域の取組について情報の集約・周知を進めるとともに、1997年度からの取組の中で蓄積してきた資本・人材ストックを活かした先進課題への挑戦を引き続き支援しました。各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築を促進する施策を検討しました。また、地域における生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を促進する施策を検討しました。

## 3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策については、第4章第4節1を参照。

### 第5節 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

#### 1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

##### (1) 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応

3Rの取組が温室効果ガスの排出削減につながる例としては、金属資源等を積極的にリサイクルした場合を挙げることができます。例えば、アルミ缶を製造するに当たっては、バージン原料を用いた場合に比べ、リサイクル原料を使った方が原料製造も含めた一連の製造工程に要するエネルギーを大幅に節約できることが分かっています。同様に、鉄くずや銅くず、アルミニウムくず等をリサイクルすることによっても、バージン材料を使った場合に比べて温室効果ガスの排出削減が図られるという結果が、環境省の調査によって示されました。これらのことから、リサイクル原料の使用に加え、リデュースやリユースといった、3Rの取組を進めることによって、原材料等の使用が抑制され、結果として温室効果

ガスの更なる排出削減に貢献することが期待できます。ただし、こうしたマテリアルリサイクルやリデュース・リユースによる温室効果ガス排出削減効果については、引き続き調査が必要であるともされており、これらの取組を一層進める一方で、継続的に調査を実施し、資源循環と社会の脱炭素化における取組について、より高度な統合を図っていくことが必要です。

廃家電から貴金属、レアメタル、ベースメタル、プラスチック等を資源循環する基盤技術、磁性材料の精錬に係る技術、アルミスクラップを自動車の車体等にも使用可能な素材（展伸材）へとアップグレードする基盤技術の開発を行う「資源自律経済システム開発促進事業」、自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等、また長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する「産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業」、リチウムイオン蓄電池や太陽光パネル等といった非鉄金属・レアメタル含有製品のリユース・リサイクル技術の実証を行う「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」、再生可能エネルギー関連製品等の高度なりサイクルを行いながらリサイクルプロセスの省CO<sub>2</sub>化を図る設備の導入支援を行う「プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業」を2024年度に実施しました。そして、プラスチック資源循環促進法に基づき、バイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等の代替素材への転換・社会実装及び複合素材プラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクルプロセス構築を支援する「脱炭素型循環経済システム構築促進事業」、廃プラスチックの高度なりサイクルを促進する技術基盤構築及び海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進する技術基盤構築を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を実施しました。

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業については、第3章第4節を参照。

農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組について推進すると同時に、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組みしました。

海洋環境等については、その負荷を低減させるため、循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進しました。

港湾整備により発生した浚渫土砂等<sup>しゅんせつ</sup>を有効活用し、深掘跡の埋め戻し等を実施し、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進しています。

下水汚泥資源化施設の整備の支援等については、第3章第3節2を参照。

これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行いました。また、サーキュラーエコノミーへの移行に向け、2024年度に有識者等からなる検討会を設置し、循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）のあり方について検討を開始しました。さらに、首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進しており、近年は、広島港において建設発生土の受入れを実施しました。

## (2) 循環分野における情報の整備

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要があります。そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠です（表3-5-1、表3-5-2）。

表 3-5-1 3R全般に関する意識の変化<sup>※1</sup>

|                                           | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ問題への関心                                  |        |        |        |        |        |        |        |
| ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある                      | 63.3%  | 69.0%  | 64.1%  | 74.3%  | 65.0%  | 62.7%  | 61.9%  |
| 3Rの認知度                                    |        |        |        |        |        |        |        |
| 3Rという言葉（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている              | 34.4%  | 38.1%  | 36.9%  | 37.7%  | 33.6%  | 31.1%  | 34.7%  |
| サーキュラーエコノミー（循環経済）の認知度                     |        |        |        |        |        |        |        |
| サーキュラーエコノミー（循環経済）という言葉を知っていた、言葉を聞いたことがあった | —      | —      | 22.0%  | 18.8%  | 20.2%  | 19.8%  | 22.0%  |
| 廃棄物の減量化や循環利用に対する意識 <sup>※2</sup>          |        |        |        |        |        |        |        |
| ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている           | 56.6%  | 66.0%  | 63.6%  | 71.3%  | 65.2%  | 63.7%  | 61.2%  |
| ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている      | 13.0%  | 11.7%  | 8.2%   | 7.7%   | 8.2%   | 8.6%   | 10.0%  |
| グリーン購入に対する意識                              |        |        |        |        |        |        |        |
| 環境に優しい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心掛けている         | 75.0%  | 77.5%  | 72.8%  | 74.7%  | 70.4%  | 73.5%  | 71.4%  |
| 環境に優しい製品の購入を全く心掛けていない                     | 18.8%  | 16.4%  | 19.9%  | 22.3%  | 21.4%  | 18.0%  | 19.9%  |

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度調査は、それまでのリサイクルについてだけではなく、リユースを追加し、リユース・リサイクルに関する意識を聞いているため、2023年度以前と直接比較はできない

資料：環境省



表3-5-2 3Rに関する主要な具体的行動例の変化<sup>\*1\*2</sup>

|                                                                           | 2018<br>年度 | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2021<br>年度 | 2022<br>年度 | 2023<br>年度 | 2024<br>年度 |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 発生抑制（リデュース） <sup>*3</sup>                                                 |            |            |            |            |            |            |            |
| レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている                                   | 62.2%      | 64.5%      | 72.7%      | 83.3%      | 73.8%      | 67.6%      | 80.1%      |
| 詰め替え製品をよく使う                                                               | 66.8%      | 67.0%      | 66.0%      | 79.1%      | 65.5%      | 61.7%      | 71.6%      |
| 使い捨て製品を買わない                                                               | 17.5%      | 16.4%      | 15.8%      | 15.7%      | 16.9%      | 15.5%      | 19.3%      |
| 無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている                                   | 10.9%      | 13.8%      | 11.1%      | 9.6%       | 10.5%      | 11.7%      | 22.2%      |
| 簡易包装に取り組んでいたり、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ                                   | 8.1%       | 9.5%       | 7.8%       | 7.4%       | 10.0%      | 8.7%       | 14.1%      |
| 買い過ぎ、作り過ぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れ等の食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている | 30.2%      | 32.3%      | 31.6%      | 44.8%      | 32.1%      | 30.1%      | 40.5%      |
| マイ箸、マイボトルなどの繰り返し利用可能な食器類を携行している                                           | —          | 22.6%      | 22.3%      | 25.0%      | 24.9%      | 24.0%      | 30.8%      |
| ペットボトル等の使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている                                    | 16.3%      | 14.6%      | 14.2%      | 16.5%      | 16.1%      | 17.6%      | 21.3%      |
| 再使用（リユース）                                                                 |            |            |            |            |            |            |            |
| 不用品をインターネットオークション、フリマアプリなどインターネットを介して売っている                                | —          | 16.3%      | 17.9%      | 18.0%      | 15.9%      | 14.7%      | 20.7%      |
| 不用品を捨てるのではなく、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットなどを活用して手放している                            | —          | 20.0%      | 20.2%      | 24.8%      | 17.5%      | 17.1%      | 25.9%      |
| ビールや牛乳の瓶など再使用可能な容器を使った製品を買う                                               | 10.8%      | 9.2%       | 9.1%       | 8.2%       | 8.2%       | 7.3%       | 11.5%      |
| 再生利用（リサイクル）                                                               |            |            |            |            |            |            |            |
| 家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している                                       | 79.7%      | 81.3%      | 79.2%      | 88.7%      | 78.7%      | 73.6%      | 88.4%      |
| リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収される瓶等は洗っている                                         | 60.3%      | 64.8%      | 62.4%      | 76.1%      | 61.1%      | 57.7%      | 71.6%      |
| トレイや牛乳パック等の店頭回収に協力している                                                    | 39.5%      | 37.1%      | 37.9%      | 43.4%      | 35.3%      | 29.7%      | 44.8%      |
| 携帯電話等の小型電子機器の店頭回収に協力している                                                  | 22.4%      | 18.9%      | 20.9%      | 23.2%      | 17.0%      | 15.8%      | 23.5%      |
| 再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している                                               | 10.5%      | 9.7%       | 10.2%      | 13.8%      | 8.5%       | 9.3%       | 11.5%      |

注1：年度により質問意図は同じでも設問文が異なることがある

注2：2024年度は、「ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心掛けている」と回答した人のみを対象としているため、2023年度以前との比較はできない

注3：2024年度は、「無駄な製品をできるだけ買わないよう、リユース・レンタル・リース・シェアリング等の製品を使うようにしている」と「リユース」「シェアリング等」を追加した結果

資料：環境省

「第五次循環基本計画」で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定された、物質フロー指標及び取組指標について、2022年度のデータを取りまとめました。また、各指標の増減要因についても検討を行いました。

国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間通じて運用しています（図3-5-1）。同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源を有効利用することの重要性や3Rの取組を多くの方々に知ってもらいました。また、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、「Re-Styleパートナー企業」との連携体制について、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進しました。

図3-5-1 Re-Styleのロゴマーク



限りある資源を未来につなぐ。  
今、僕らにできること。

資料：環境省



3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施しました。

国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設副産物リサイクル広報推進会議は、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRや2020年9月に策定・公表された「建設リサイクル推進計画2020～質を重視するリサイクルへ～」等の周知等を目的として、2024年度は「2024建設リサイクル技術発表会・技術展示会」を開催しました。

### (3) 循環分野における人材育成、普及啓発等

我が国は、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）の連携の下、国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「3R推進月間」と定めており、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。

3R推進月間には、様々な表彰を行っています。3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（主催：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会）の開催を引き続き後援し、内閣総理大臣賞の授与を支援しました。経済産業省は、環境機器の開発・実用化による3Rの取組として2件の経済産業大臣賞を贈りました。国土交通省は、建設工事で顕著な実績を挙げている3Rの取組に対して、国土交通大臣賞2件を贈りました。環境省は資源循環分野における3Rの取組として1件の環境大臣賞を贈りました。厚生労働省は、1992年度以降、内閣総理大臣賞2件、厚生労働大臣賞20件、3R推進協議会会長賞6件を贈りました。

循環型社会の形成の推進に資することを目的として、2006年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。2024年度は、計4件を表彰しました。さらに、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」（主催：一般社団法人産業環境管理協会、後援：経済産業省）においては、経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官賞4件を表彰しました。これらに加えて、農林水産省は「食品産業もったいない大賞」において、農林水産大臣賞等6件を表彰し、農林水産業・食品関連産業における3R活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みしました。

各種表彰以外にも、2006年から毎年3R推進月間中に実施している3R推進全国大会において、3R促進ポスター展示、3Rの事例紹介を兼ねた企業見学会や関係機関の実施する3R関連情報等のPRを行いました。さらに同期間内には、「選ぼう！3Rキャンペーン」も実施し、地方公共団体や流通事業者・小売事業者の協力を得て、「リデュース」につながる省資源商品や「リサイクル」などに関連した環境配慮型商品の購入など、3R行動の実践を呼び掛けました。

2024年10月に行われた3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から4,630点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しました。

消費者のライフスタイルの変革やプラスチックのリデュースを促進する取組として、各国でレジ袋の

有料化やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換など、その実情に応じて様々な取組が行われています。我が国においても、2020年からレジ袋の有料化の取組を開始するとともに、使い捨てのプラスチック製品の使用の合理化や代替素材への転換などの取組を進めています。

優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境をつくるために、優良処理業者に優遇措置を講じる優良産廃処理業者認定制度を2011年4月から運用開始しています。優良認定業者数については、制度開始以降増加しており、2024年3月末時点で1,604者となっています。また、優良産廃処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施していきます。

税制上の特例措置により、廃棄物処理施設の整備及び維持管理を推進しました。廃棄物処理業者による、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金又は必要経費算入の特例、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例及び廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例といった税制措置の活用促進を行いました。

プラスチックごみの削減に向け、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集、登録数は3,500件を超えました。これらの取組を特設サイトや様々な機会において積極的に発信しました。

## 2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

2024年度は、地震や台風、豪雨など全国各地で多くの災害に見舞われました。また、引き続き、令和6年能登半島地震からの復旧・復興への支援を行いました。災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、環境省職員や災害廃棄物処理支援員制度に登録している支援員、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家の派遣、地方環境事務所によるきめ細かい技術的支援、災害廃棄物処理や施設復旧のための財政支援等の実施により、着実な処理を推進しています。さらに、損壊家屋の解体を行う際の流れや体制の整備の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」の策定・改訂や、環境省・法務省連名の事務連絡の発出等により公費解体の申請手続等の円滑化・簡素化を自治体へ周知するなど、公費解体の推進を図っています。

### (1) 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化

近年の広範囲で甚大な被害を生じた災害対応における経験・教訓により、特に災害時初動対応に係る事前の備えや、大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理を行うための体制確保を一層推進する必要性が改めて認識されました。環境省では、災害廃棄物対策推進検討会を開催し、近年の災害廃棄物処理実績の蓄積・検証を実施しました。さらに、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定や災害廃棄物対策の実効性の向上等の支援を実施しました。

### (2) 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

県域を越え地域ブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって都道府県、市区町村、環境省以外の国の地方支分部局、民間事業者、専門家等で構成される地域ブロック協議会を全国8か所で開催し、災害廃棄物対策行動計画に基づく地域ブロックごとの広域連携を促進するため、図上演習や実施訓練等を実施しました。

### (3) 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築

全国規模で災害廃棄物対応力を向上させるため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象とした全



国的な処理シナリオの検討や災害廃棄物発生量新推計式のフォローアップ、令和4年度に発生した災害における災害廃棄物の対応に関する具体的検証を行いました。また、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援等を行う「災害廃棄物処理支援員制度」について、2025年3月時点で353名が支援員に登録されています。2024年は令和6年能登半島地震をはじめとする全国の被災市町村に計93名の支援員と計79名の補佐する職員を派遣し、現地での支援を行っています。

港湾においては、大規模災害時に発生する膨大な災害廃棄物の受入施設を把握し、広域処理にあたって必要となる港湾機能や実施体制の検討を行いました。

### 3 適正処理の更なる推進

#### (1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。さらに、不法投棄等の残存事案対策として、1997年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「廃棄物処理法平成9年改正法」という。）の施行（1998年6月）前の産業廃棄物の不法投棄等については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある13事案に対し、財政支援を行いました。一方で、廃棄物処理法平成9年改正法の施行以降の産業廃棄物の不法投棄等の支障除去等については、1事案に対し廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を行いました。そのほか、盛土の総点検により確認された危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等が行う調査及び支障除去等事業に対する支援を措置したほか、本基金による今後の支援のあり方について、「支障除去等に対する支援のあり方検討会」を設置して検討を行い、その基本的方向性について取りまとめました。

関係府省庁と都道府県等とが連携して取り組む、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視等については、2023年度においては全国で7,351件実施されました。

一般廃棄物の適正処理については、当該処理業が専ら自由競争に委ねられるべき性格のものではなく、継続性と安定性の確保が考慮されるべきとの最高裁判所判決（2014年1月）や、市町村が処理委託した一般廃棄物に関する不適正処理事案の状況を踏まえ、2014年10月8日に通知を発出し、市町村の統括的責任の所在、市町村が策定する一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物処理法の適正な運用について、周知徹底を図っています。また、廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であることを踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、2024年9月30日に通知を発出しました。

2018年12月には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、2018年12月27日に通知を発出し、製品を最後まで使い切る、缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切るといった適切な取扱いが必要であることなど、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、周知を徹底しています。また、2023年1月にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、2023年1月19日に事務連絡を発出し、廃エアゾール製品等の事故防止について、改めて周知を図りました。

また、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）が、

地方公共団体が定める適切な分別区分で廃棄されず、廃棄物の収集・運搬又は処分の過程において、火災が発生しています。

環境省ではこれまで、自治体の分別区分を見直すことなどによる効果的な回収体制の構築等を支援するモデル事業や、先進的な対策を講じている自治体への調査などを行い、そこで得られた成果等については、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」にまとめて公表（2025年4月最新版公表）し、自治体間での好事例の横展開を図るとともに、自治体が回収したリチウム蓄電池を適正処理できる廃棄物処理業者を取りまとめて公表しています。自治体での使用を想定したポスター、動画の啓発ツールの作成、Jリーグクラブ、製造事業者、自治体と連携した市民向けの回収キャンペーンなど、分別回収の重要性等に関する普及啓発も実施しています。また、廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用し、製造事業者等による処理体制の構築を支援してきました。2024年度は、複数市区町村の連携による広域的な回収体制の構築を支援するモデル事業を実施し、市区町村によるリチウム蓄電池等の回収量の増加及び処理コストの削減を図ることで、処理体制の更なる強化を図りました。また、新たにCMや学生向けの出前授業の実施、モバイルバッテリーの製造事業者と連携した啓発キャンペーンなども実施し、適正排出に向けた普及啓発に取り組んでいます。

電子マニフェストは、排出事業者、廃棄物処理業者における情報管理の合理化に加え、偽造がしにくいため、都道府県等における廃棄物処理の監視の効率化や不適正処理の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。2024年3月末時点の電子マニフェストの普及率は81%に達しましたが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれたため、「第五次循環基本計画」において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%にすることを目標として掲げ、操作体験セミナーの開催等各種施策に取り組むこととしました。

また、適切な環境対策を講じずに物品を取扱う事業場、いわゆる「不適正ヤード」において、金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音、悪臭、火災、公共水域及び土壌の汚染等が発生しています。

このような廃棄物処理法の規制対象外である物品の取扱いに起因して、生活環境保全上の支障が発生している現状を踏まえ、2024年10月から2025年3月まで、有識者から構成される「ヤード環境対策検討会」を開催し、ヤードにおける環境対策における取組の基本的方向性について取りまとめました。引き続き、中央環境審議会のもとに設置された廃棄物処理制度小委員会において、当該検討会の報告書を踏まえ、制度的措置に関する議論を深めていきます。

家庭等の廃棄物を無許可で回収し、不適切処理・輸出等を行う違法な回収業者、輸出業者等の対策として、地方公共団体職員の知見向上のため、「自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー」を2回開催しました。

海洋ごみ対策については、第4章第4節1を参照。

使用済FRP（繊維強化プラスチック）船は、その製品特性（材料が高強度、大型、製品寿命が長い、等）から処理が困難であり、それが不法投棄の要因となっているため、リサイクルが適切に進むよう、地方ブロックごとに行っている地方運輸局、地方整備局、都道府県等の情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人日本マリン事業協会が運用している「FRP船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。

## （2）最終処分場の確保等

一般廃棄物の最終処分に関しては、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物を適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を、引き続き循環型社会形成推進交付金の交付対象事業としました。また、産業廃棄物の最終処分に関しても、課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の補助制度により、2024年度までに、廃棄物処理センター等が管理型最終処分場を整備する8事業に対して支援することで、公共関与型産業廃棄物

処理施設の整備を促進し、産業廃棄物の適正な処理の確保を図りました。

同時に海面処分場に関しては、港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しました。また、「海面最終処分場の廃止に関する基本的な考え方」及び「海面最終処分場の廃止と跡地利用に関する技術情報集」を取りまとめました。

陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋投入処分量の削減を図るとともに、廃油処理事業を行おうとする者に対し、廃油処理事業の事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を実施し、適切に廃油を受け入れる施設を確保しました。船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書を担保する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007年4月に廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入しています。当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みました。

### (3) 特別管理廃棄物

#### ア 概要

廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）として指定しています。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があり、特別管理廃棄物の処理に当たっては、特別管理廃棄物の種類に応じた特別な処理基準を設けることなどにより、適正な処理を確保しています。また、その処理を委託する場合は、特別管理廃棄物の処理業の許可を有する業者に委託する必要があります。

#### イ 特別管理廃棄物の対象物

これまでに、表3-5-3に示すものを特別管理廃棄物として指定しています。



表3-5-3 特別管理廃棄物

| 区分        | 主な分類              | 概要                                                                                                      |
|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別管理一般廃棄物 | PCB使用部品           | 廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品                                                                        |
|           | 廃水銀               | 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの                                                                              |
|           | ばいじん              | ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの                                                                              |
|           | ばいじん、燃え殻、污泥       | ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの                                                             |
|           | 感染性一般廃棄物          | 医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの                                                         |
| 特別管理産業廃棄物 | 廃油                | 揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）                                                                            |
|           | 廃酸                | 著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸                                                                                    |
|           | 廃アルカリ             | 著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ                                                                                |
|           | 感染性産業廃棄物          | 医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの                                                         |
|           | 廃PCB等             | 廃PCB及びPCBを含む廃油                                                                                          |
|           | PCB汚染物            | PCBが染みこんだ污泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類 |
|           | PCB処理物            | 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの                                                                    |
|           | 特定有害産業廃棄物<br>廃水銀等 | 水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀               |
|           | 指定下水污泥            | 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された污泥                                                                              |
|           | 鉱さい               | 重金属等を一定濃度以上含むもの                                                                                         |
|           | 廃石綿等              | 石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの                                          |
|           | 燃え殻               | 重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                                                 |
|           | ばいじん              | 重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                                       |
|           | 廃油                | 有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの                                                                                 |
|           | 污泥、廃酸、廃アルカリ       | 重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                       |

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

#### (4) 石綿の処理対策

##### ア 産業廃棄物

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号）が2007年4月に完全施行され、石綿（アスベスト）含有廃棄物の安全かつ迅速な処理を国が進めていくため、溶融等の高度な技術により無害化処理を行う者について環境大臣が認定した場合、都道府県知事等による産業廃棄物処理業や施設設置の許可を不要とする制度（無害化処理認定制度）がスタートしています。2025年3月時点で2事業者が認定を受けています。また、2010年の廃棄物処理法施行令の改正により、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立処分基準が強化されています。2021年3月には前年の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の改正に伴って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」を改定しています。

##### イ 一般廃棄物

石綿を含む家庭用品が廃棄物となったものについては、他のごみと区別して排出し、破損しないよう回収するとともにできるだけ破碎せず、散水や速やかな覆土により最終処分するよう、また、保管する際は他の廃棄物と区別するよう、市町村に対して要請しています。

永続的な措置として、石綿含有家庭用品が廃棄物となった場合の処理についての技術的指針を定め、市町村に示し、適正な処理が行われるよう要請しています。

#### (5) 水銀廃棄物の処理対策

##### ア 産業廃棄物

2016年4月から特別管理産業廃棄物に指定されている廃水銀等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）及び関係省令等において、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物

処理施設への指定等が規定されています。また、排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、これまでの産業廃棄物の処理基準に加え、新たに水銀等の大気への飛散防止等の措置を規定するなど処理基準が強化されています。さらに、これらの基準について具体的に解説するための「水銀廃棄物ガイドライン」を策定しています。国際的にも、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する議論が進められており、2019年5月には水俣条約締約国会議の決議に基づく専門家会合を我が国で開催するなどし、これに貢献しました。

また、退蔵されている水銀血圧計・温度計等の回収を促進するため、2016年度に改訂した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」や2017年度に作成した「教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集」を参考に、医療関係団体や教育機関、地方公共団体等と連携し、回収促進事業を実施しています。

## イ 一般廃棄物

市町村等により一般廃棄物として分別回収された水銀使用製品から回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物となります。

市町村等において、使用済の蛍光灯や水銀体温計、水銀血圧計等の水銀使用製品が廃棄物となった際の分別収集の徹底・拡大を行うため、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び分別収集についての先進事例集を作成し、普及啓発を行ってきました。また、家庭で退蔵されている水銀体温計等の回収について、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集（第2版）」を公表しました。

2023年には水銀に関する水俣条約第5回締約国会議が開催され、製造・輸入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われました。今後一層、水銀使用廃製品の回収が求められていくことから、「水銀使用廃製品の適切な分別・回収について」のリーフレットを作成し、2024年5月にホームページにて公表をしました。

## (6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理体制の構築

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第34号。以下、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を「PCB特別措置法」という。）が2016年8月に施行され、PCB廃棄物の濃度、保管の場所がある区域及び種類に応じた処分期間が設定されました。これにより、PCB廃棄物の保管事業者は、処分期間内に全てのPCB廃棄物を処分委託しなければなりません。PCB特別措置法で定める、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、政府一丸となってPCB廃棄物の期限内処理に向けて取り組んでいます。

環境省は都道府県と協調し、費用負担能力の小さい中小企業者等による高濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成等を行う基金「PCB廃棄物処理基金」を造成しています。

## ア 高濃度PCB廃棄物の処理

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道（室蘭）（うち北九州、大阪、豊田は2024年3月で処理事業を終了。））のPCB処理事業所において処理する体制を整備し、各地元関係者の理解と協力の下、処理を推進してきました。さらに、2024年8月にPCB廃棄物処理基本計画の一部変更が閣議決定され、北海道（室蘭）の対象エリアに、2023年度末で処理事業を終了した西日本（北九州・大阪・豊田）を追加し、東京と北海道（室蘭）の2か所で処理事業を実施する体制へと変更しました。2025年3月末時点で、JESCOに登録されている高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の98%の処理が完了しています。

なお、処理事業が終了した施設については順次解体・撤去を進めています。

## イ 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物は、民間事業者（環境大臣認定の無害化認定業者又は都道府県許可の特別管理産業廃棄物処理業者（2025年3月末時点でそれぞれ31事業者及び2事業者））によって処理が進められています。また、2025年4月1日からPCB廃棄物処理基金を活用して、費用負担能力の小さい中小企業等による低濃度PCB廃棄物の処理を円滑に進めるための助成を開始しました。

低濃度PCB廃棄物の処理が更に合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図っていきます。

### (7) ダイオキシン類の排出抑制

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼です。廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、1997年1月に厚生省（当時）が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」や、1997年8月の廃棄物処理法施行令及び同法施行規則の改正等に基づき、対策が取られてきました。環境庁（当時）でも、ダイオキシン類を大気汚染防止法の指定物質として指定しました。さらに、1999年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び1999年に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の二つの枠組みにより、ダイオキシン類対策が進められました。2023年におけるダイオキシン類の排出総量は、削減目標量（2011年以降の当面の間において達成すべき目標量）を下回っています（表3-5-4）。

2023年の廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量は、1997年から約99%減少しました。この結果については、規制強化や基準適合施設の整備に係る支援措置等によって、排出基準やその他の構造・維持管理基準に対応できない焼却施設の中には、休・廃止する施設が多数あったこと、また基準に適合した施設の新設整備が進められていること（廃棄物処理体制の広域化、廃棄物処理施設の集約化を含む。）が背景にあったものと考えられます。

表3-5-4 我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

| 事業分野                                | 当面の間における削減目標量<br>(g-TEQ/年) | 推計排出量                   |                         |                         |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                     |                            | 1997年における量<br>(g-TEQ/年) | 2003年における量<br>(g-TEQ/年) | 2023年における量<br>(g-TEQ/年) |
| 1 廃棄物処理分野                           | 106                        | 7,205～7,658             | 219～244                 | 60                      |
| (1)一般廃棄物焼却施設                        | 33                         | 5,000                   | 71                      | 25                      |
| (2)産業廃棄物焼却施設                        | 35                         | 1,505                   | 75                      | 15                      |
| (3)小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）                 | 22                         | —                       | 37                      | 10                      |
| (4)小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）                 | 16                         | 700～1,153               | 35～60                   | 9.0                     |
| 2 産業分野                              | 70                         | 470                     | 150                     | 41                      |
| (1)製鋼用電気炉                           | 31.1                       | 229                     | 81.5                    | 13.9                    |
| (2)鉄鋼業焼結施設                          | 15.2                       | 135                     | 35.7                    | 10.1                    |
| (3)亜鉛回収施設<br>（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉） | 3.2                        | 47.4                    | 5.5                     | 1.2                     |
| (4)アルミニウム合金製造施設<br>（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）   | 10.9                       | 31.0                    | 17.4                    | 10.6                    |
| (5)その他の施設                           | 9.8                        | 27.3                    | 10.3                    | 5.6                     |
| 3 その他                               | 0.2                        | 1.2                     | 0.6                     | 0.0                     |
| 合 計                                 | 176                        | 7,676～8,129             | 369～395                 | 101                     |

注1：1997年及び2003年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、2022年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、2012年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：環境省「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（2000年9月制定、2012年8月変更）、  
「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）」（2025年3月）より環境省作成



### (8) その他の有害廃棄物対策

感染性廃棄物については、2020年1月以降の国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理のための対策とそれ以外の廃棄物も含めた処理体制の維持に係る対策を講じました。具体的には、法令に基づく基準や関係マニュアル等について、地方公共団体、廃棄物処理業界団体、医療関係団体等に改めて周知するとともに、感染防止策や留意事項についてのQ&Aやチラシ、動画の作成・周知や、感染拡大状況下における特例措置の制定、さらにはそれらの内容を取りまとめた「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の策定・周知を行いました。また、廃棄物処理に必要な防護具が不足しないよう廃棄物処理業者等への防護具の斡旋等の処理体制維持に係る取組も行いました。2021年4月には、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理に関する留意事項を取りまとめて通知を発出しました。また、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を基に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を2022年6月に改訂し、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い改訂しました。

残留性有機汚染物質（POPs）を含む廃棄物については、国際的動向に対応し、適切な処理方策について検討を進めてきました。2009年8月にPOPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項を改訂、2011年3月にペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を改訂し、2022年9月にPFOS及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定し、その周知を行ってきました。その他のPOPsを含む廃棄物については、POPsを含む製品等の国内での使用状況に関する調査や分解実証試験等を実施し、その適正処理方策を検討するとともに、POPsの物性情報や分析方法開発等に係る研究を推進しています。また、2016年からは、POPsを含む廃棄物の廃棄物処理法への制度的位置付けについて検討を行っています。

廃棄物に含まれる有害物質等の情報の伝達に係る制度化については、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正するとともに、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針としました。

さらに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき、原子炉等から排出されるもののうち、放射線防護の安全上問題がないクリアランスレベル以下の廃棄物については、トレーサビリティの確保に努めています。

### (9) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る必要があります。

石綿に関しては、その適正な処理体制を確保するため、廃棄物処理法に基づき、引き続き石綿含有廃棄物の無害化処理認定に係る事業者からの相談等に対応しました。

高濃度PCB廃棄物については、JESCO全国5か所のPCB処理事業所にて各地元関係者の理解と協力の下、処理が進められています。また、低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、無害化処理認定を受けている事業者及び都道府県知事の許可を受けている事業者により処理が進められています。

埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。

### (10) 廃棄物等からの環境再生

海洋ごみについては、第4章第4節1を参照。

生活環境保全上の支障等のある廃棄物の不法投棄等については、第3章第5節3（1）を参照。

東日本大震災からの環境再生については、第3章第7節を参照。

### 第6節

## 適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

### 1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示ルールが導入または提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。環境省は、G7サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」に基づき、国際機関や民間企業とも連携し、資源循環分野の国際ルール形成を進めています。2024年11月には「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」を実施しました。資源効率性の高い国際社会の実現に向け、ISO/TC323（サーキュラーエコノミーの国際標準）、ISO/TC297（廃棄物の収集及び輸送管理に関する専門委員会）やISO/TC300（廃棄物固形燃料を含む廃棄物固形マテリアルに関する専門委員会）等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組等を、日本発提案等によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国とも協力して進めています。

### 2 適正な国際資源循環体制の構築

地球規模での循環型社会形成と、我が国の循環産業の海外展開を通じた活性化を図るためには、国、地方公共団体、民間レベル、市民レベル等の多様な主体同士での連携に基づく重層的なネットワークを形成する必要があります。アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3R・循環経済に関するハイレベルの政策対話の促進、3R・循環経済推進に役立つ制度や技術の情報共有等を目的として、2025年3月に「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」第12回会合をインド・ジャイプールにて開催し、2025-2035年の3R・循環経済の共通ビジョンと13のゴールを定めたジャイプール宣言の採択が行われました。また、アフリカにおいては、都市廃棄物管理に関するアフリカ各国の知見・経験の共有と、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、アフリカ24か国と環境省、国際協力機構（JICA）等が中心となって、2017年4月に「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立しました（2025年2月現在、ACCPメンバーは47か国・196都市に拡大。）。ACCPの枠組みの下、廃棄物に関する知見やデータの収集・整備や、我が国の廃棄物管理制度や技術に関する研修等の活動を実施しており、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指しています。アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）の定着のため、JICAでは、アジア太平洋諸国のうち、ベトナム、インドネシア、マレーシア、スリランカ、カンボジア、タイ、大洋州等について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援しました。また、政府開発援助（ODA）対象国からの研修員受入れを実施しました。

国際的な活動に積極的に参画し、貢献することも重要です。2024年11月にアゼルバイジャン共和国で開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）では、「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」と「グローバル循環プロトコル（GCP）」を通じたグローバルスタンダード形成をテーマとしたサイドイベントを持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）及び世界経済フォーラム（WEF）と共同で開催し、グローバルなリサイクルシステムや各国の政策調和、循環性を

評価する共通の枠組みの必要性和そのためのGCPへの期待などについて議論を深めました。

外務省及び環境省は、我が国に誘致したUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）の運営経費を拠出しています。UNEP/IETCは、2016年の国連環境総会決議（UNEA2/7）で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施しています。

バーゼル条約については、2019年のバーゼル条約第14回締約国会議（COP14）にて規制対象物に廃プラスチックを加える附属書改正が決議され、2021年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正について、我が国では2020年10月にプラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となるプラスチックの範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。

2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）においては、同条約の附属書を改正し、非有害な電気及び電子機器廃棄物についても条約の規制対象とすることなどが決定され、2025年1月1日より改正附属書が発効しています。本改正についても、我が国では2024年10月に電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準を公表し、規制対象となる電気及び電子機器廃棄物の範囲を明確化することで、改正附属書の着実な実施を行っています。加えてCOP15では我が国がリード国を務めた有害廃棄物の陸上焼却に関するガイドライン、水銀に関する水俣条約において考慮することとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが採択に至りました。

2023年5月に開催されたバーゼル条約第16回締約国会議（COP16）においては、我が国が英国、中国と共にリード国を務めたプラスチック廃棄物の適正処理に関するガイドラインや、POPs廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン等が採択に至りました。

また、バーゼル条約の円滑な運用のための国際的な連携強化を図るため、我が国主催の有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを2024年10月にラオスにおいて開催し、アジア太平洋地域の12の国と地域及び関係国際機関が参加しました。

国、国際機関、NGO、民間企業等が連携して自主的に水銀対策を進める「世界水銀パートナーシップ」において廃棄物管理分野の運営を担当し、技術情報やプロジェクト成果の共有を進めました。また、同分野内のパートナーを集い、水銀廃棄物の処理技術や各国の課題等に関する情報交換等を行い、水銀廃棄物対策技術の普及促進に取り組みました。

我が国は、2019年3月に2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「シップ・リサイクル条約」という。）への加入書を国際海事機関に寄託し、締約国となりました。我が国は、このシップ・リサイクル条約の策定をリードしてきた国として、同条約の早期発効に向けて、各国に対する働きかけを行ってきました。2023年4月には、最大解撤国のバングラデシュとの首脳会談において同国の早期条約締結の必要性を確認するとともに、同国に対するシップ・リサイクル分野での支援を検討することを表明しました。これを受けて、国土交通省は、バングラデシュ工業省との間で次官級の協力覚書を締結いたしました。その後、2023年6月にバングラデシュ及びリベリアが条約を締結したことにより、発効要件を充足し、2025年6月にシップ・リサイクル条約が発効することが確定しました。国土交通省は円滑な条約の発効に向けた国際協力を推進するため、JICAを通じてバングラデシュへの技術協力（専門家派遣）等を実施しております。また、日本国内においては、シップ・リサイクル条約を適切に実行するため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）を円滑に執行します。

そのほか、港湾における循環資源の取扱いにおいては、リサイクルポートが活用されました。

近年、世界各国において自然災害が頻発化・激甚化しています。災害大国である我が国が蓄積してきた災害対応のノウハウや経験の供与は、アジア太平洋地域のような災害が頻発する地域においても有効です。そこで、環境省では、我が国の過去の災害による経験、知見を活かした国際支援の一環として、2018年に策定したアジア太平洋地域向けの災害廃棄物管理ガイドラインの周知活動を実施しています。



また、2018年に大地震が発生したインドネシア共和国に対して、災害廃棄物対策に関する政策立案への支援を実施し、2024年度には同政策に基づき災害廃棄物対策における体制構築等に関するワークショップを実施しました。また、2025年3月に、フィリピンで開催された第6回Symposium of IWWG-ARB (International Waste Working Group- Asia Regional Branch) と連携し、災害廃棄物対策の主流化に向けたワークショップを開催しました。

### 3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

我が国の廃棄物分野の経験や技術を活かした、廃棄物発電ガイドラインの策定等アジア各国の廃棄物関連制度整備と、我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進しています。我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業等では、海外展開を行う事業者の支援を2024年度に7件実施しました。2011年度から2023年度までの支援の結果、2025年3月時点で、事業化を開始し、既に収入を得ている件数が6件、事業化のめどが立っており、最終的な準備を進めている件数が2件、事業化に向けて、特別目的会社（SPC）・合弁企業設立準備、覚書（MOU）締結準備、入札プロセス開始等をしている件数が9件、事業化に向けて、引き続き調査をしている件数が17件となっています。また、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開支援については、2018年度から継続して実施している国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による技術実証と併せて、相手国政府との政策対話を実施し、我が国企業の海外展開促進と相手国における適切な資源循環システム構築のためのリサイクルシステム・制度構築を支援しています。

各国別でも様々な取組を行っています。インドネシア、ガーナ、エチオピア、ウガンダ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モザンビーク等に対し、政策対話や合同ワークショップの開催、研修等を通じて、制度設計支援や、人材育成を行いました。

アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向けては、浄化槽等の我が国発の優れた分散型生活排水処理システムの国際展開を実施しています。2024年度は、第12回アジアにおける分散型污水处理に関するワークショップを2024年11月に開催しました。テーマとしてアジア各国で見られる分散型排水処理施設の性能評価試験に関する制度や試験法の知見を共有し、各国に共通する課題や固有の課題を整理し、その解決に向けた方策を議論することで、今後のアジアにおける高性能な分散型排水処理施設の協力かつ健全な普及を促進しました。

また、2024年8月にはスリランカ政府とスリランカにおける分散型生活排水管理の推進に向けたセミナーを開催し、我が国における浄化槽の法体制等について知見を提供し、スリランカでの分散型污水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねることで、我が国の浄化槽の海外展開の促進を図りました。

### 1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、除染の対象として、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として指定された除染特別地域と、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を対象に関係市町村等の意見も踏まえて指定された汚染状況重点調査地域を定めています。

#### (1) 除染特別地域と汚染状況重点調査地域

国が除染を実施する除染特別地域では、2012年4月までに環境省が福島県田村市、楡葉町、川内村、南相馬市において除染実施計画を策定し、同年7月から田村市、楡葉町、川内村で本格的な除染（以下「面的除染」という。）を開始しました。他の除染特別地域の市町村においても除染実施計画策定後、順次、面的除染を開始し、2017年3月末までに11市町村で避難指示解除準備区域及び居住制限区域の面的除染が完了しました。また、2022年3月31日には田村市において除染特別地域の指定を解除しました。

市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域では、2018年3月末までに8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

また、汚染状況重点調査地域では、2025年3月末までに、地域の放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された39市町村において、汚染状況重点調査地域の指定が解除されました（図3-7-1）。

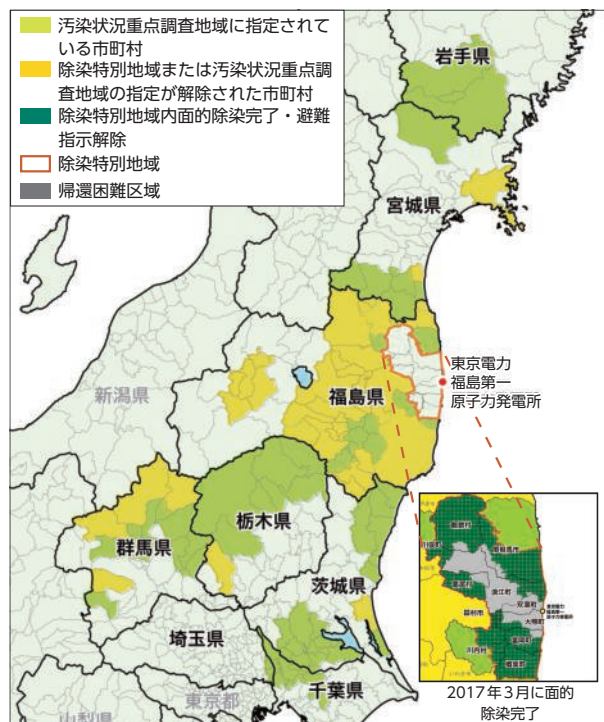
面的除染完了後には、除染の効果が維持されているかを確認するため、詳細な事後モニタリングを実施し、除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染を実施しています。

#### (2) 森林の放射性物質対策

森林については、2016年3月に復興庁・農林水産省・環境省の3省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所等の除染等の取組と共に、林業再生に向けた取組や住民の方々の安全・安心の確保のための取組等を関係省庁が連携して進めてきました。

具体的には、里山再生のための取組を総合的に推進するため、除染等を含めた里山再生モデル事業を

図3-7-1 除染特別地域及び汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況  
(2025年3月末時点)



|           |     | 面的除染完了市町村   |                 |
|-----------|-----|-------------|-----------------|
|           |     | 除染特別地域 (11) | 汚染状況重点調査地域 (93) |
| 福島県内      | 43* | 11          | 36              |
| 福島県外 (7県) | 57  | —           | 57              |
| 合計        | 100 | 2017年3月に完了  | 2018年3月に完了      |

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

資料：環境省

14地区で実施し、その結果を踏まえて2020年度以降は「里山再生事業」として、2025年3月までに13地区を選定し、事業を実施しています。

(3) 仮置場等における除去土壌等の管理・原状回復

除染で取り除いた福島県内の土壌（除去土壌）等は、一時的な保管場所（仮置場等）で管理し、順次、中間貯蔵施設及び仮設焼却施設等への搬出を行っており、2025年2月時点で、総数1,372か所に対し、約99%に当たる1,363か所で搬出が完了しています。除去土壌等の搬出が完了した仮置場等については原状回復を進めており、2025年2月時点で、総数の約92%に当たる1,263か所で完了しています（表3-7-1）。

福島県外の除去土壌については、その処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、2024年度も茨城県東海村で実施しました。周辺環境の安全を確認するため敷地境界の空間線量率等を測定したところ、除去土壌の埋立前後で大きな変化がないことを確認しました。また、地下水を経由した被ばくが懸念されることから浸透水中の放射能濃度を測定したところ、全ての検体で検出下限値未満でした。こうした実証事業の結果や有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

表 3-7-1 福島県内の除去土壌等の仮置場等の箇所数

|            | 仮置場等の総数<br>(箇所) | うち保管中の仮置場等の数<br>(箇所) | うち搬出が完了した仮置場等の数<br>(箇所) | うち原状回復が完了した仮置場等の数<br>(箇所) |
|------------|-----------------|----------------------|-------------------------|---------------------------|
| 除染特別地域     | 331             | 9                    | 322 (97.3%)             | 244 (73.7%)               |
| 汚染状況重点調査地域 | 1,041           | 0                    | 1,041 (100.0%)          | 1,019 (97.9%)             |
| 合計         | 1,372           | 9                    | 1,363 (99.3%)           | 1,263 (92.1%)             |

注1：数値は2025年2月末時点。  
2：仮置場等は、仮置場のほか、一時保管所、仮仮置場等を含む。  
3：搬出完了及び原状回復完了の欄に記載の（％）は、仮置場等の総数に対する割合を示す。  
資料：環境省

(4) 中間貯蔵施設の整備等

ア 中間貯蔵施設の概要

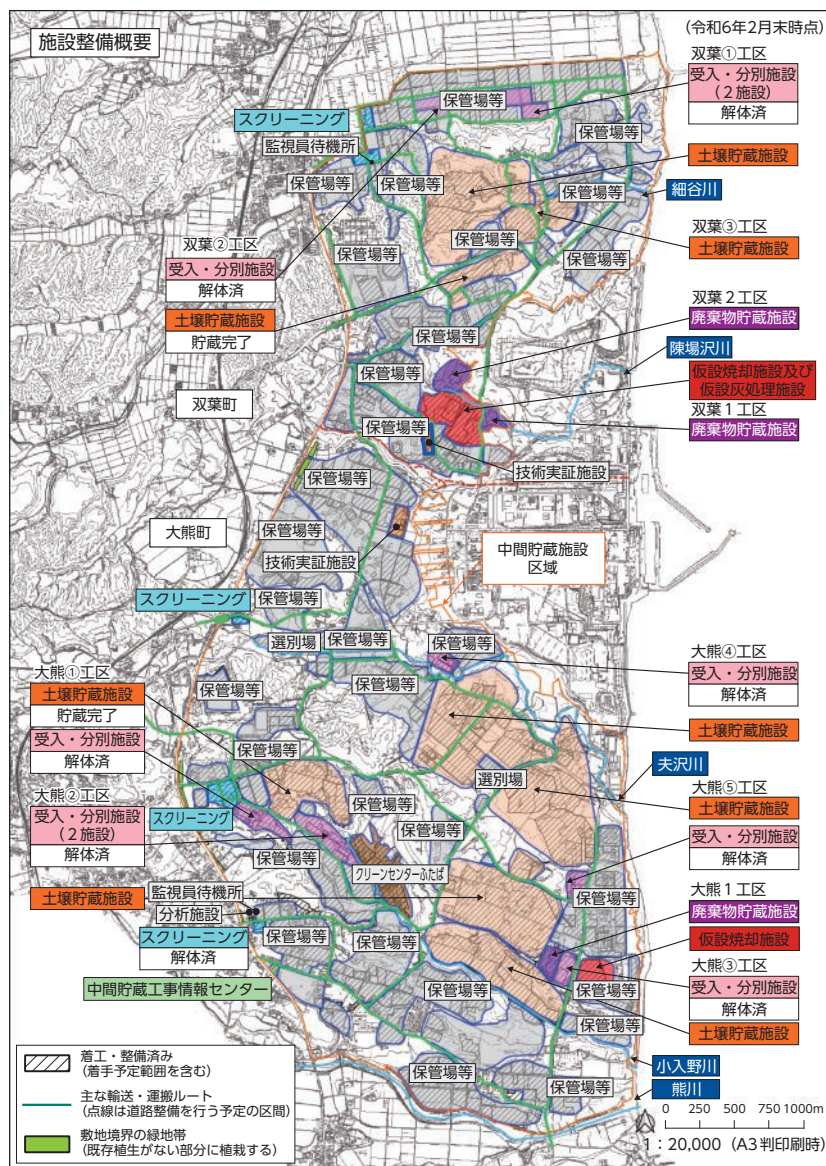
放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌等及び福島県内に保管されている10万ベクレル/kgを超える特定廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設を整備することとしています。

中間貯蔵施設事業は、「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」（2024年3月公表）に基づき、取組を実施してきました。本方針は、安全を第一に、地域の理解を得ながら事業を実施することを総論として、

- [1] 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める
- [2] 中間貯蔵施設内の各施設について安全に稼働させるとともに、土壌貯蔵が終了した土壌貯蔵施設の維持管理を着実にを行う
- [3] 再生利用・最終処分について、実証事業の成果や減容技術等の評価を踏まえ、基準の策定等を行い、県外最終処分及び減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進し、また、再生利用先の創出等のための政府一体となった体制整備に向けた取組を進めるなどを定めており、あわせて、当面の施設整備イメージ図（図3-7-2）を公表しています。



図3-7-2 当面の施設整備イメージ



注1：現時点での各施設の整備の想定範囲を示したものであり、図中に示した範囲の中で、地形や用地の取得状況を踏まえ、一定のまとまりのある範囲で整備していくこととしている。また、用地の取得状況や施設の整備状況に応じて変更の可能性がある。

2：土壌貯蔵施設の容量について、既に発注済の双葉①～③工区、大熊①～⑤工区の工事範囲においては、実際に整備することとなる地形や貯蔵高さ、用地確保の状況によって変動するが、輸送量ペースで1,300万～1,450万m<sup>3</sup>程度が可能と見込んでいる。

3：保管場等とは、除去土壌や灰等の保管場、解体物等の置場、受入分別施設等跡地、輸送車両の待機場等に加え、現段階では整備する施設の種類の検討中の用地を含む。

資料：環境省

## イ 中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、2025年3月末までの契約済み面積は約1,303ha（全体の約81.5%）。民有地については、全体約1,270haに対し、約95.1%に当たる約1,208ha、1,910人（全体2,360人に対し約80.9%）の方と契約に至っています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいます。

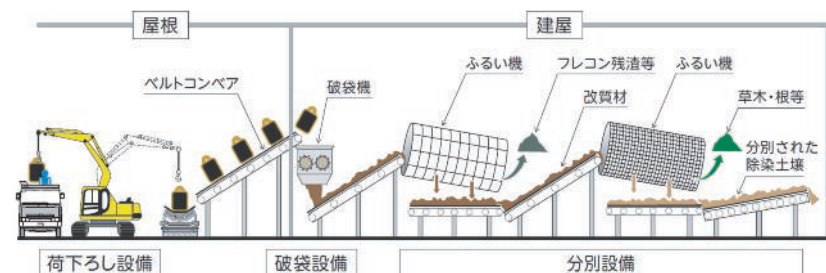
2016年11月から受入・分別施設（図3-7-3、写真3-7-1）や土壌貯蔵施設（図3-7-4、写真3-7-2）等の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌を受け入れ、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設で

は、受入・分別施設で分別された土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、各地元関係者の理解と協力のもと、2022年3月末をもって福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、引き続き、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めています。

2025年3月末までの累計搬入量は約1,409万 $\text{m}^3$ であり、より安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等に加えて、輸送出発時間の調整など特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化を実施しました。

図3-7-3 受入・分別施設イメージ



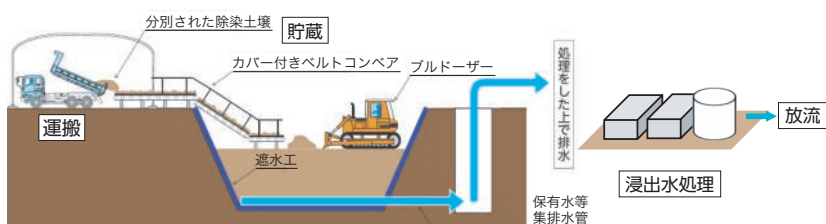
資料：環境省

写真3-7-1 受入・分別施設



資料：環境省

図3-7-4 土壌貯蔵施設イメージ



資料：環境省

写真3-7-2 土壌貯蔵施設



資料：環境省

## 2 福島県外最終処分に向けた取組

### (1) 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略

除去土壌等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが規定されています。県外最終処分の実現に向けては、2016年4月に取りまとめた「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って取組を進めています。2025年3月に、技術開発戦略の戦略目標の達成状況を取りまとめ、2025年度以降の取組の進め方を示しました。

除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が設置され、第1回が2024年12月に開催されました。

### (2) 除去土壌等の減容に向けた取組

減容等技術の開発に関しては、福島県双葉町の中間貯蔵施設内において、2023年度に引き続き、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄技術・安定化技術に係る基盤技術の実証試験を実施しました。また、これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の



構造、必要面積等に係る複数選択肢を提示しました。また、最終処分に関する基準の検討については、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

### (3) 除去土壌の再生利用に向けた取組

除去土壌の再生利用については、福島県飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）として、水田試験等を実施し、栽培した作物の放射能濃度は一般食品の基準値を大きく下回ることを確認するとともに、水田等に求められる機能をおおむね満たすことなどを確認しました。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウム濃度はおおむね検出下限値（1ベクレル/ℓ）未満であることなどの知見が得られています。また、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業については、2023年10月に工事を完了し、2024年度も道路盛土の放射線等の安全性に関するモニタリング等を継続して行いました。モニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、作業者の追加被ばく線量が1ミリシーベルト/年以下であることなどの知見が得られています。こうした知見から、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、国際原子力機関（IAEA）に要請を行い、2023年度に計3回、除去土壌の再生利用に関するIAEA専門家会合が開催され、2024年9月に本会合の成果を取りまとめた最終報告書がIAEAから公表されました。こうした再生利用の実証事業等の取組の成果、IAEAからの助言や国内の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正し、除去土壌の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表しました。

### (4) 全国的な理解醸成活動

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント等、一般の方向けのイベント会場へのパネル出展や、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行いました。また、飯館村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施しました。

加えて、中間貯蔵施設に搬入して分別した除去土壌の表面を土で覆い、観葉植物を植えた鉢植えを、2020年3月以降、環境大臣室、新宿御苑、地方環境事務所等の環境省関連施設や首相官邸、関係省庁等に設置しています。鉢植え設置以降定期的に実施している放射線のモニタリングでは、空間線量率に変化は見られませんでした。

## 3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

### (1) 対策地域内廃棄物と指定廃棄物の概要

放射性物質汚染対処特措法では、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を特定廃棄物として国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

対策地域内廃棄物は、汚染廃棄物対策地域（国が廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があるとして環境大臣が指定した地域）内で発生した廃棄物を指します（避難指示解除後の事業活動等に伴う廃棄物を除く）。現在、福島県の10市町村にまたがる地域（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち当時警戒区域及び計画的避難区域であった区域。除染特別地域と同じ。）が汚染廃棄物対策地域として指定されています（田村市については、2022年3月31日に地域指定を解除）。

指定廃棄物は、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物です。2024年12月末時点で、9都県において、焼却灰や下水汚泥、農林業系廃棄物（稲わら、堆肥等）等の廃棄物



計約48万トンが環境大臣による指定を受けています（表3-7-2）。指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（2011年11月閣議決定）において、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うこととされています。

なお、8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定に基づき、当該廃棄物の指定の取消しが可能です。指定取消後の廃棄物の処理については、国は技術的支援のほか、指定取消後の廃棄物の処理に必要な経費を補助する財政的支援を行うこととしています。

## （2）対策地域内廃棄物や福島県内の指定廃棄物の処理

対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、可能な限り減容化し、放射能濃度が10万ベクレル/kg以下のものについては、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたば（写真3-7-3））において埋立処分し、10万ベクレル/kgを超えるものは中間貯蔵施設において中間貯蔵する計画です。このうち、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用については、2023年10月末で特定廃棄物の埋立処分を完了しました。なお、双葉郡8町村の生活ごみの埋立処分は継続して実施しています。クリーンセンターふたばの活用については、2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始し、2025年3月末時点で2万1,701袋を埋立処分済みです。

対策地域内廃棄物として、主に津波がれき、家屋等の解体によるもの、片付けごみがあります。2023年2月末時点で、帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、中間処理、最終処分はおおむね完了しています。

仮置場への搬入については、2025年2月末時点で帰還困難区域を含め約350万トンの対策地域内廃棄物等の搬入を完了しています（うち、約60万トンが焼却処理済み、約248万トンが再生利用済み）（図3-7-5）。

仮置場に搬入した帰還困難区域を含む対策地域内廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で減容化を行っており、2025年3月末時点で12施設のうち9施設で運営を終了し、3施設で減容化処理を実施しています（表3-7-3）。事業を実施している仮設焼却施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行って安全に減容化できていることを確認し、その結果を公表しています。

また、可燃性の指定廃棄物のうち、2021年12月末時点で指定廃棄物として指定されている農林業系廃棄物や下水汚泥については、広域処理により2021年2月に減容化処理を完了しました。

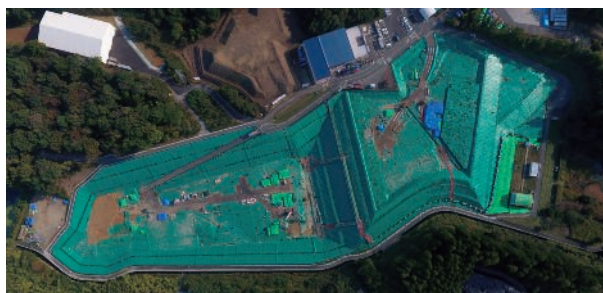
2018年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」では、2025年2月末日までに約9万人の来館者を迎えました。同情報館を拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていきます。

表3-7-2 指定廃棄物の数量  
（2024年12月末時点）

| 都道府県 | 件     | 数量（トン）     |
|------|-------|------------|
| 宮城県  | 13    | 2,827.9    |
| 福島県  | 2,025 | 45万5,999.6 |
| 茨城県  | 25    | 3,309.0    |
| 栃木県  | 50    | 10,075.5   |
| 群馬県  | 12    | 885.0      |
| 千葉県  | 64    | 3,716.6    |
| 東京都  | 2     | 981.7      |
| 神奈川県 | 3     | 2.9        |
| 新潟県  | 2     | 420.0      |
| 合計   | 2,196 | 47万8,218.2 |

資料：環境省

写真3-7-3 既存の管理型処分場（クリーンセンターふたば）の様子



資料：環境省

図 3-7-5 対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

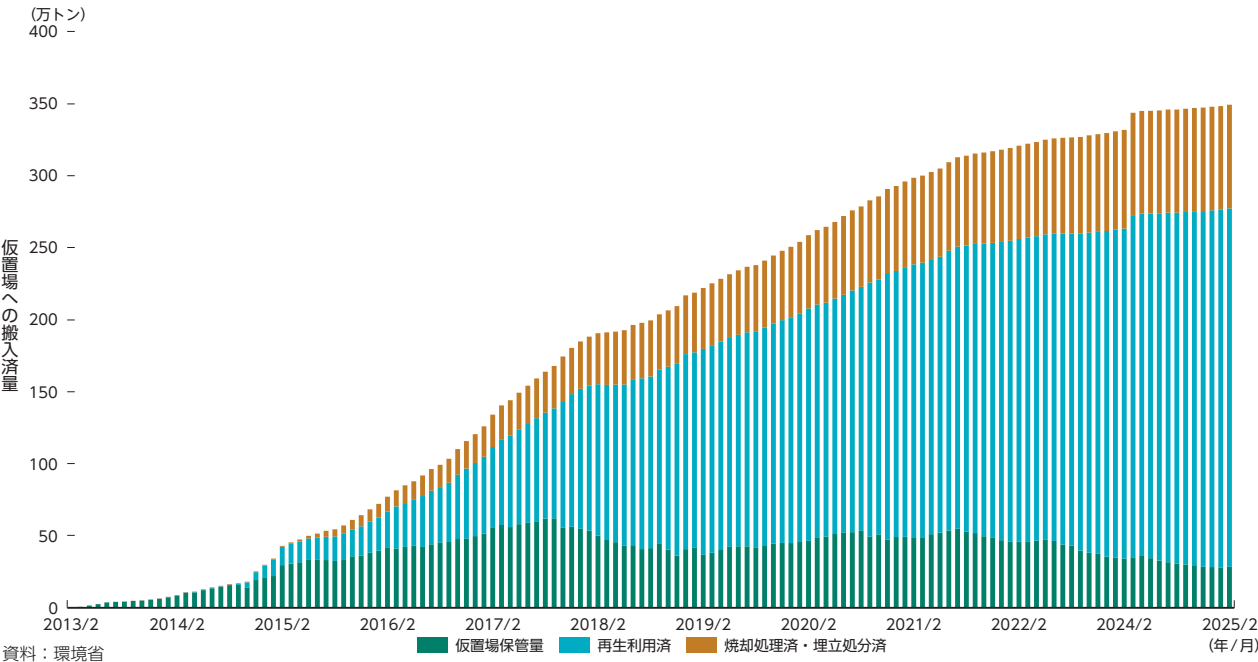


表 3-7-3 対策地域内で稼働中の仮設焼却施設

| 立地地区          | 進捗状況                 | 処理能力    | 処理済量<br>(2025年1月末時点)         |
|---------------|----------------------|---------|------------------------------|
| 大熊町           | 稼働中<br>(2017年12月より)  | 200トン/日 | 約11万4,000トン<br>(約5万9,000トン)  |
| 双葉町<br>その1    | 稼働中<br>(2020年3月より)   | 150トン/日 | 約12万8,000トン<br>(約1万9,000トン)  |
| 双葉町<br>その2    | 稼働中<br>(2020年4月より)   | 200トン/日 | 約7万5,000トン<br>(約8,300トン)     |
| 浪江町           | 運営終了                 | 300トン/日 | 約34万9,000トン<br>(約21万9,000トン) |
| 葛尾村           |                      | 200トン/日 | 約13万1,000トン<br>(約3万7,000トン)  |
| 飯館村<br>(蕨平地区) |                      | 240トン/日 | 約25万7,000トン<br>(約5万4,000トン)  |
| 南相馬市2         |                      | 200トン/日 | 約6万5,000トン<br>(約1,000トン)     |
| 南相馬市1         |                      | 200トン/日 | 約14万9,000トン<br>(約9万0,000トン)  |
| 楢葉町           |                      | 200トン/日 | 約7万7,000トン<br>(約3万2,000トン)   |
| 富岡町           |                      | 500トン/日 | 約15万5,000トン<br>(約5万5,000トン)  |
| 飯館村<br>(小宮地区) |                      | 5トン/日   | 約2,900トン<br>(約2,900トン)       |
| 川内村           |                      | 7トン/日   | 約2,000トン<br>(約2,000トン)       |
| 川俣町           | 既存の処理施設で<br>処理(処理完了) | —       | —                            |
| 田村市           | 既存の処理施設で<br>処理(処理完了) | —       | —                            |

注1：処理済量については、除染廃棄物も含み、( )内はうち災害廃棄物等の処理済量。

2：進捗状況は2023年3月末、処理済量は2025年1月末時点のデータを記載。

資料：環境省

### (3) 福島県外の指定廃棄物等の処理

環境省では、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県において、指定廃棄物の長期管理施設を設

置ることとし、有識者会議において、長期管理施設の安全性を適切に確保するための対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討の上、2013年10月に長期管理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる案を取りまとめました。その後、それぞれの県における市町村長会議の開催を通じて長期管理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する共通理解の醸成に努めた結果、宮城県、栃木県及び千葉県においては、各県の実情を反映した選定手法が確定しました。

これらの選定手法に基づき、環境省は、宮城県においては2014年1月に3か所、栃木県においては同年7月に1か所、千葉県においては2015年4月に1か所、詳細調査の候補地を公表しました。詳細調査候補地の公表後には、それぞれの県において、地元の理解を得られるよう取り組んでいるところですが、いずれの県においても詳細調査の実施には至っておりません。

その一方で、各県ごとの課題に応じた段階的な対応も進めています。

宮城県においては、県の主導の下、各市町村が8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととしたことを受け、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。2025年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において本焼却を実施中です。

栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、指定廃棄物を一時保管している農家が所在する市町の首長が集まる会議を開催し、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し合意が得られました。2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認しました。また、2021年6月には環境省から那須塩原市に対して、農業系指定廃棄物の暫定集約に加え、8,000ベクレル/kg以下となったものについて指定解除を経て処分することなどの協力を要請しました。この方針等に沿って、那須塩原市において2021年10月から2023年3月にかけて、環境省では市内53の保管農家の敷地から暫定集約場所へ指定廃棄物を搬出し、那須塩原市では8,000ベクレル/kg以下となったものについては指定解除を経て、他の一般廃棄物と混焼し処分するなどの取組が行われました。また、日光市及び大田原市では方針に基づき農業系指定廃棄物を暫定保管場所へ集約する作業が完了し、那須町においても暫定集約に向けた作業が進められるなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においては、2016年7月に全国で初めて8,000ベクレル/kg以下に減衰した指定廃棄物の指定を取り消しました。引き続き、課題解決に向け関係自治体と調整しながら指定廃棄物の処理を進めていきます。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては同年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定しました。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000ベクレル/kg以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指しています。

## 4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

帰還困難区域については、2017年5月に改正された福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、特定復興再生拠点区域における除染や家屋等の解体を進めてきました。

2021年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされました。この方針を実現するため、2023年6月に福島特措法を改正し、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

また、帰還される住民の方々の安心・安全を確保するため、2013年度から帰還困難区域等において、



イノシシ等の生息状況調査及び捕獲を実施しています。2024年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシ（393頭）、アライグマ（132頭）、ハクビシン（44頭）の総数569頭が捕獲されました。

### （1）特定復興再生拠点区域での取組

特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており（2024年12月末時点）、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約89%です（2024年12月末時点）。こうした取組を踏まえ、2023年11月までには、全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されました。

### （2）特定帰還居住区域での取組

特定帰還居住区域については、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」を市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ復旧等の避難指示解除に向けた取組を進めることとしています。

2022年度以降、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村及び南相馬市で帰還意向調査を実施しており、そのうち、大熊町及び双葉町では、2023年度から先行的な除染や家屋等の解体を実施するため、両町の一部区域について、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2023年9月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、同年12月に除染や家屋等の解体が開始されました。

浪江町及び富岡町でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、それぞれ2024年1月と同年2月に内閣総理大臣が認定を行いました。これを受け、浪江町では2024年6月、富岡町では同年9月に除染や家屋等の解体が開始されました。

さらに、南相馬市でも特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、2025年3月に内閣総理大臣が認定を行いました。また、大熊町、双葉町、浪江町で計画を変更し、区域が広がりました。

その他の自治体においても計画の作成を進め、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。







## 第4章

# 水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

## 第1節 健全な水循環の維持・回復

### 1 流域における取組

#### (1) 流域マネジメントの推進等

2021年6月に改正された水循環基本法（平成26年法律第16号）や、2024年8月に閣議決定された新たな「水循環基本計画」等に基づき、2024年度は、流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、知識や経験を有するアドバイザーの現地派遣等を通じて、勉強会の開催や流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」により、取組の支援を行いました。また、災害時における代替水源としての地下水等利用の推進に向け「災害時地下水利用ガイドライン」を策定しました。

#### (2) 環境保全上健全な水循環の確保

水循環基本法の施行を受け、広く国民に向けた情報発信等を目的とした官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」の取組として、豊かな水辺等を活用した良好な環境の創出に取り組む「良好な環境創出活動推進モデル事業」を実施しました。また、民間企業等のウォーターポジティブや流域一体的な取組を推進し、水に関する情報開示等を促進するため、水に関する優良事例を共有する「グッドプラクティス塾」や「CDPウォーター×環境省 Water Projectセミナー」を通じた情報発信を行いました。

### 2 森林、農村等における取組

第2章第3節を参照。

### 3 水環境に親しむ基盤づくり

下水処理水の再利用の際の水質基準等マニュアルに基づき、適切な下水処理水等の有効利用を進めるとともに、雨水の貯留浸透や再利用を推進しました。

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の資源や地域の創意に富んだ知恵を活かし、市町村、民間事業者と河川管理者が連携して、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」を推進しました。

約580の市民団体等により全国の約4,400地点で実施された「第21回身近な水環境の全国一斉調査」の支援等、住民との協働による河川水質調査を実施しました。

### 1 環境基準等の設定、排水管理の実施等

#### (1) 環境基準等の設定等

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など、公共用水域において27項目、地下水において28項目が設定されています。

生活環境項目については、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全窒素、全りん、全亜鉛等の基準が定められており、利水目的等から水域ごとに環境基準の類型指定を行っています。水環境に係る課題は、水質汚濁に加えて、CODの高止まり、栄養塩不足など、地域によって多様化しています。このため、水環境の状況、地域のニーズや実情に応じて、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の柔軟な運用が可能となるよう、関係の通知を改正しました。また、水浴について、環境基準の水域類型における利用目的から外して大腸菌数のみ適用することとし、告示を改正しました。

#### (2) 水環境の効率的・効果的な監視等の推進

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、都道府県等は環境基準に設定されている項目について、公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。また、要監視項目についても、都道府県等の地域の実情に応じ、公共用水域等において水質測定が行われています（要監視項目であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）への対応については、第2節3を参照）。

水質汚濁防止法が2013年に改正されたことを受けて、国は2014年度から全国の公共用水域及び地下水、それぞれ110地点において、放射性物質の常時監視を実施しています。モニタリング結果は、専門家による評価を経て公表しました。

2023年度の全国47都道府県の公共用水域、地下水の放射性物質のモニタリングの結果では、水質及び底質における全β放射能及び検出されたγ線放出核種は、過去の測定値の傾向の範囲内でした。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、「総合モニタリング計画」（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定）に基づき、2011年から福島県及び周辺地域の水環境における放射性物質のモニタリングを継続的に実施しています。公共用水域のうち河川、沿岸域の水質からは近年放射性セシウムは検出されておらず、湖沼の水質について2023年度は164地点のうち2地点のみで検出されました。地下水中の放射性セシウムについては、2011年度に福島県において検出されたのみで、2012年度以降検出されていません。

#### (3) 公共用水域の水質汚濁

##### ア 健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については、2023年度の公共用水域における環境基準達成率が99%（2022年度99.1%）でした。

##### イ 生活環境項目

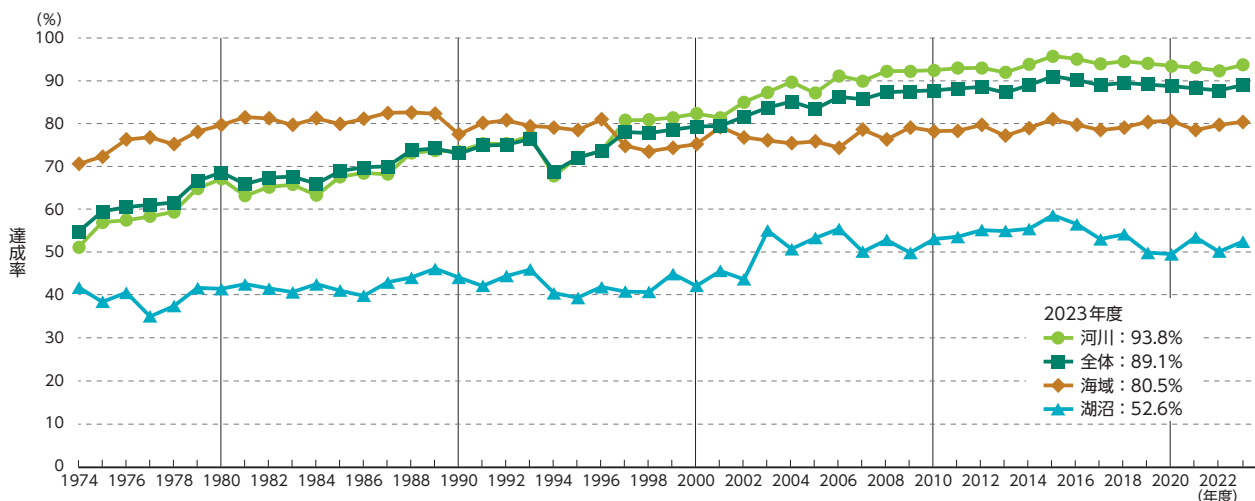
生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODの環境基準の達成率は、2023年度は89.1%（2022年度87.8%）でした。水域別では、河川93.8%（同92.4%）、湖沼52.6%（同50.3%）、海域80.5%（同79.8%）であり、湖沼では依然として達成率が低い状況です（図4-2-1）。

閉鎖性海域の海域別のCODの環境基準達成率は、2023年度は、東京湾は68.4%、伊勢湾は50.0%、大阪湾は66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は79.1%でした（図4-2-2）。

全窒素及び全りん的环境基準の達成率は、2023年度は湖沼50.8%（同54.0%）、海域88.2%（同90.1%）であり、湖沼では依然として低い水準で推移しています。閉鎖性海域の海域別の全窒素及び全りん的环境基準を達成した水域数は、2023年度は東京湾は6水域中5水域、伊勢湾は7水域中6水域、大阪湾は3水域中3水域、大阪湾を除く瀬戸内海は57水域中55水域でした。

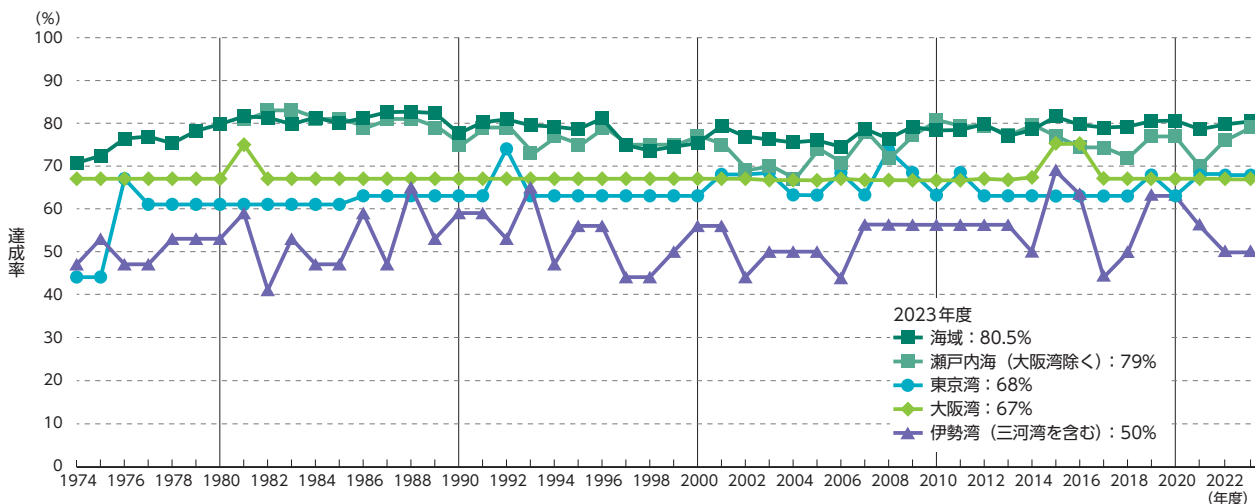
2023年の赤潮の発生状況は、東京湾43件、伊勢湾17件、瀬戸内海85件、有明海41件でした。また、これらの海域では貧酸素水塊や青潮の発生も見られました。

図4-2-1 公共用水域の環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移



資料：環境省「令和5年度公共用水域水質測定結果」

図4-2-2 広域的な閉鎖性海域の環境基準（COD）達成率の推移



資料：環境省「令和5年度公共用水域水質測定結果」

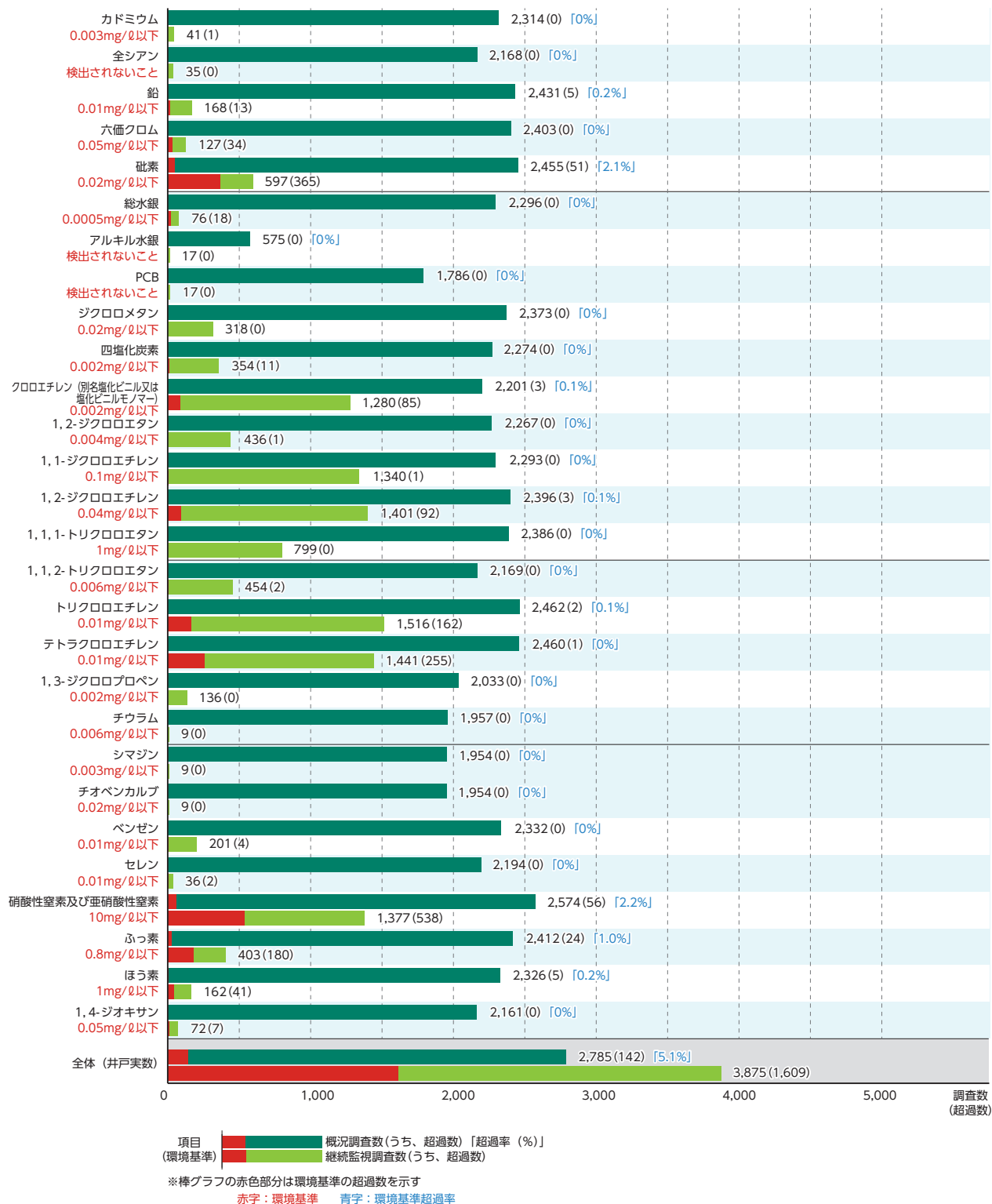
#### (4) 地下水質の汚濁

2023年度の地下水質の概況調査の結果では、調査対象井戸（2,785本）の5.1%（142本）において環境基準を超過する項目が見られました。調査項目別に見ると、過剰施肥、家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透等が原因とみられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が2.2%と最も高くなっています。さらに、汚染源が主に事業場であるトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物（VOC）についても、依然として新たな汚染が発見されています。また、汚染井戸の監視等を行う継



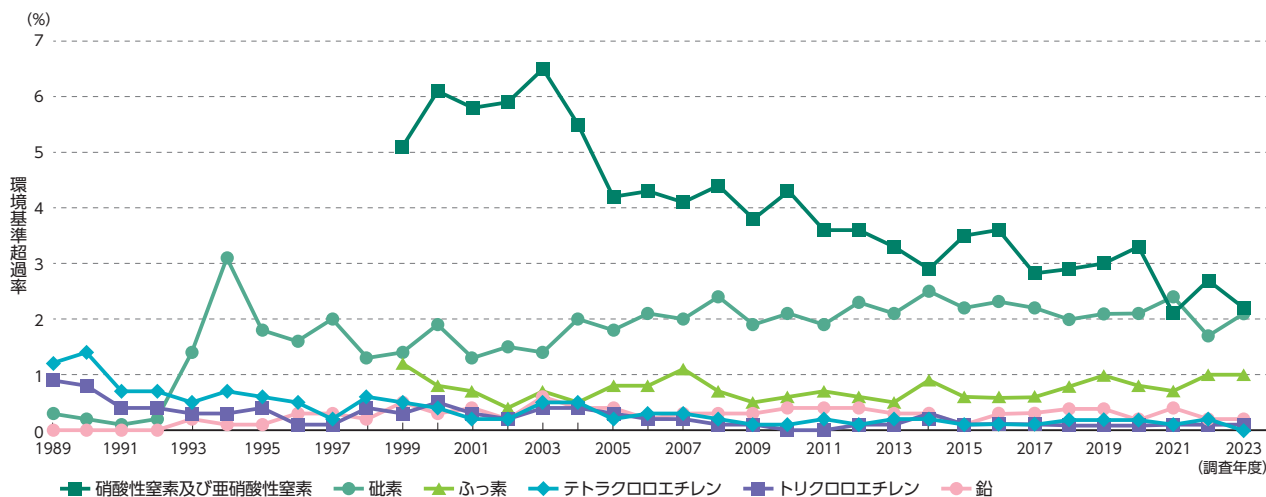
続監視調査の結果では、3,875本の調査井戸のうち1,609本において環境基準を超過していました（図4-2-3、図4-2-4、図4-2-5）。

図4-2-3 2023年度地下水質測定結果



資料：環境省「令和5年度地下水質測定結果」

図4-2-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率（概況調査）の推移



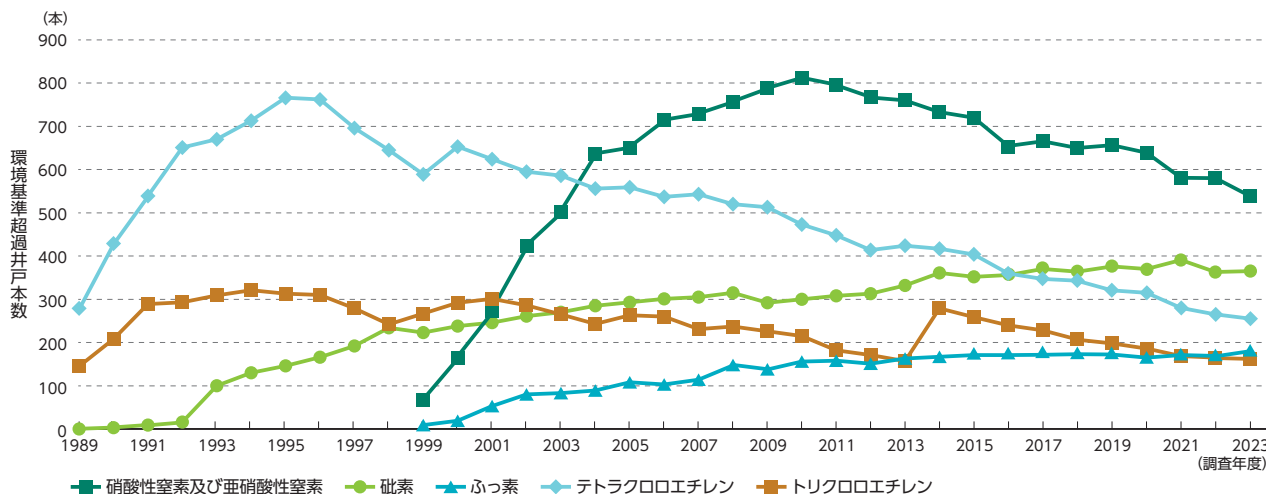
注1：超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素は、1999年に環境基準に追加された。

3：このグラフは環境基準超過本数が比較的多かった項目のみ対象としている。

資料：環境省「令和5年度地下水質測定結果」

図4-2-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過本数（継続監視調査）の推移



注1：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素は、1999年に環境基準に追加された。

2：このグラフは環境基準超過井戸本数が比較的多かった項目のみ対象としている。

資料：環境省「令和5年度地下水質測定結果」

## (5) 排水規制の実施

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されていますが、環境基準の達成のため、都道府県条例においてより厳しい上乗せ基準の設定が可能であり、全ての都道府県において上乗せ排水基準が設定されています。

排水基準の設定されている項目のうち、亜鉛含有量について、一律排水基準を直ちに達成させることが困難であるとの理由により、これまで暫定排水基準が適用されていた業種の排水基準値について見直しの検討を行い、2024年12月から、新たな暫定排水基準が適用されました。

## (6) 汚水処理施設の整備

汚水処理施設整備については、現在、2014年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省で取りまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を参考に、都道府県において、早期に汚水処理施設の整備を概成することを目指し、また中長期的には汚水処理施設の改

築・更新等の運営管理の観点で、汚水処理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」の見直しが進められています。2023年度末で汚水処理人口普及率は93.3%となりましたが、残り約830万人の未普及人口の解消に向け（図4-2-6）、「都道府県構想」に基づき、浄化槽、下水道、農業等集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種汚水処理施設の整備を推進しています。

浄化槽については、「循環型社会形成推進地域計画」等に基づく市町村の浄化槽整備事業に対する国庫助成により、整備推進及び維持管理の向上を図りました。2023年度より汚水処理施設概成目標達成のため、アクションプランに定める整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業への助成率を引き上げるとともに、公共浄化槽を対象とした少人数高齢世帯の維持管理費用の補助を開始し、2024年度より少人数高齢世帯の維持管理費用の補助の対象を個人設置型浄化槽に拡充するなど、浄化槽整備事業に対する一層の支援を行っています。2023年度においては、全国約1,700の市町村のうち約1,400の市町村で浄化槽の整備が進められました。

下水道整備については、「都道府県構想」に基づき、人口が集中している地区等の整備効果の高い区域において重点的に下水道整備を行いました。

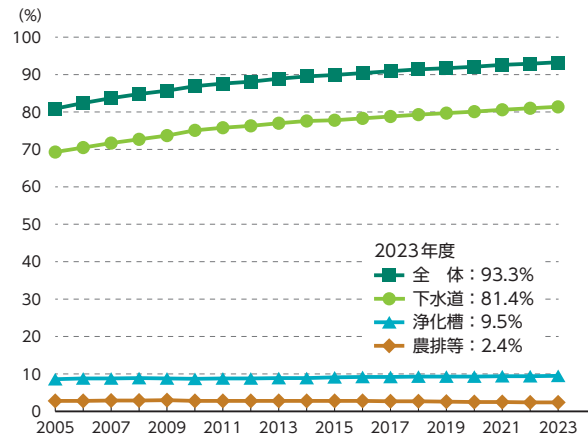
合流式下水道の改善については、合流式下水道緊急改善事業等により、2023年度末までに全ての都市で施行令に基づく対策を完了しました。2024年度より特定水域合流式下水道改善事業を創設し、水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じた水質保全対策を推進しています。

下水道の未普及対策や改築については、「下水道クイックプロジェクト」の新たな手法を用いて、従来の技術基準にとらわれず地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備及び改築を推進しております。施工が完了した地域では大幅なコスト縮減や工期短縮等の効果を実現しました。

農業集落排水事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する農業集落排水施設の整備又は改築を行うとともに、既存施設について、広域化・共同化対策、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を適時・適切に進めるため、地方公共団体による機能診断や計画策定等を推進しました。

水質汚濁防止法では生活排水対策の計画的推進等が規定されており、同法に基づき都道府県知事が重点地域の指定を行っています。2024年3月末時点で、41都府県、209地域、333市町村が指定されており、生活排水対策推進計画による生活排水対策が推進されました。

図4-2-6 汚水処理人口普及率の推移



注1：2010年度は、岩手県、宮城県、福島県の3県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、3県を除いた集計データを用いている。

2：2011年度は、岩手県、福島県の2県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、2県を除いた集計データを用いている。

3：2012年度～2014年度は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、福島県を除いた集計データを用いている。

4：2015年度～2022年度は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、当該市町村を除いた集計データを用いている。

資料：環境省、農林水産省、国土交通省資料により環境省作成

## 2 地下水・地盤環境

水質汚濁防止法に基づいて、地下水の水質の常時監視、有害物質の地下浸透制限、事故時の措置、汚染された地下水の浄化等の措置が講じられています（図4-2-7）。また、2011年6月に水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止を図るため、届出義務の対象となる施設の拡大、施設の構造等に関する基準の遵守義務、定期点検の義務等に関する規定が新たに設けられました。これらの制度の施行のため、構造等に関する基準及び定期点検についてのマニュアルや、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を確認できる検知技術についての事例集等を作成・周知しています。



環境基準項目の中で特に継続して超過率が高い状況にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策については、過剰施肥、不適正な家畜排せつ物管理及び生活排水処理等が主な汚染原因であるとみられることから、地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策の推進のため、「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の周知を図るとともに、地域における窒素負荷低減の取組の技術的な支援等を行いました。

地盤沈下は、地下水の過剰な採取により地下水位が低下し、粘性土層が収縮するために生じます。2023年度に地盤沈下観測のための測量が実施された21都道府県30地域の沈下の状況は、図4-2-8のとおりでした。

2023年度の地盤沈下の経年変化は図4-2-9に示すとおりであり、2023年度までに地盤沈下が認められている地域は39都道府県64地域です。かつて著しい地盤沈下を示した東京都区部、大阪府大阪市、愛知県名古屋市等では、地下水採取規制等の結果、長期的には地盤沈下は沈静化の傾向をたどっています。しかし、消融雪地下水採取地、水溶性天然ガス溶存地下水採取地など、一部地域では依然として地盤沈下が発生しています。

長年継続した地盤沈下により、建造物、治水施設、港湾施設、農地等に被害が生じた地域も多く、海拔ゼロメートル地域等では洪水、高潮、津波等による甚大な災害の危険性のある地域も少なくありません。

地盤沈下の防止のため、工業用水法（昭和31年法律第146号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）に基づく地下水採取規制の適切な運用を図りました。

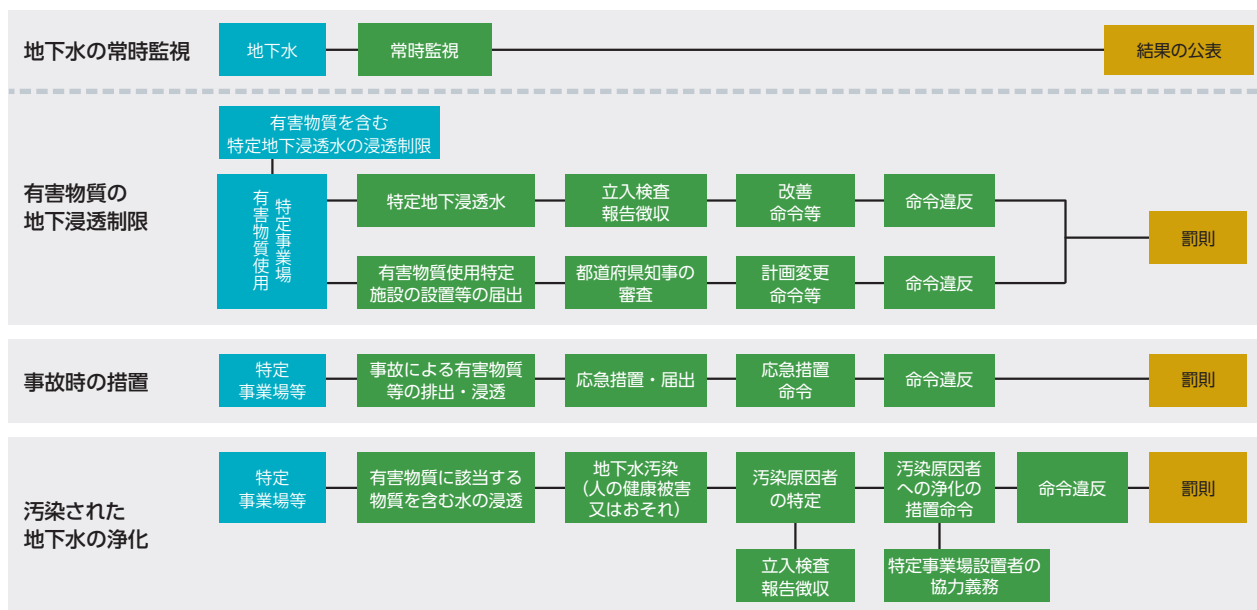
雨水浸透ますの設置など、地下水かん養の促進等による健全な水循環の確保に資する事業に対して補助を実施しました。

濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止の施策の円滑な実施を図るため、協議会において情報交換を行うとともに、地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議を2025年2月に開催し、今後も地下水採取量に係る目標量を現行どおりとすることが確認されました。

全国の地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表しました。また、持続可能な地下水の保全と利用の方策として、「地下水保全」ガイドライン及び事例集の周知を図りました。さらに、湧水保全に取り組んでいる関係機関・関係者の相互の情報共有を図るため、全国の湧水保全に関わる活動や条例などの情報を「湧水保全ポータルサイト」により発信するとともに、湧水の実態把握の方法や保全・復活対策等について紹介した「湧水保全・復活ガイドライン（平成22年3月）」の周知を図りました。令和6年能登半島地震では生活用水等の代替水源として湧水の重要性が再認識されたこともあり、更なる水環境保全・活用の普及啓発を図るべく、地域の名水や湧水に関してSNSで周知しました。

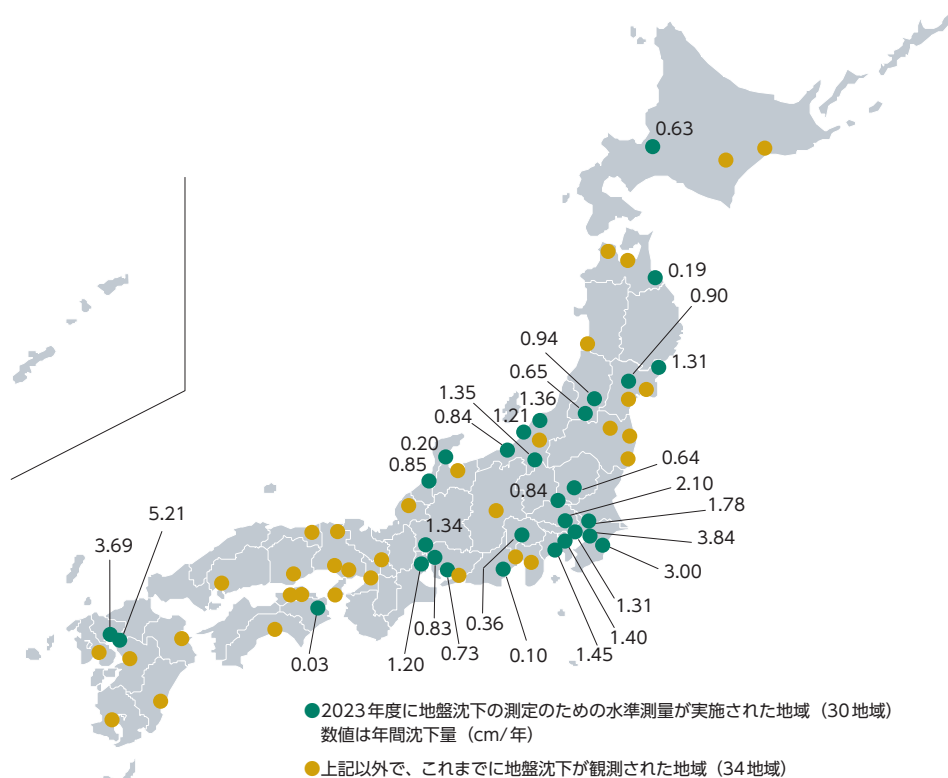
地下水・地盤環境の保全に留意しつつ地中熱利用の普及を促進するため、「地中熱利用にあたってのガイドライン（令和5年3月改訂）」及び一般・子供向けのパンフレットや動画で周知を図るとともに、「再生可能エネルギー熱「地中熱」に関する懇談会」を開催しました。

図 4-2-7 水質汚濁防止法における地下水の規制等の概要



資料：環境省

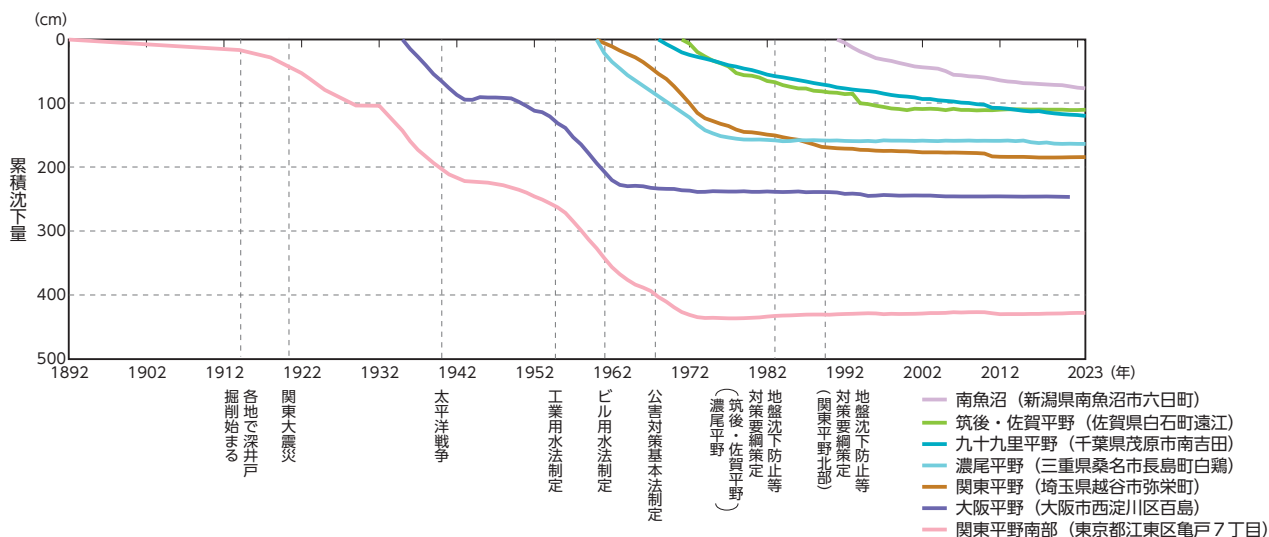
図 4-2-8 全国の地盤沈下の状況（2023年度）



注：図中の数値は2023年度単年の沈下量であるが、毎年継続して測量を実施していない一部の地域は、前回の測量実施年度から2023年度までの沈下量を年度平均して算出した数値としている。

資料：環境省「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況」

図 4-2-9 代表的地域の地盤沈下の経年変化



注：2023年度、大阪平野（大阪市西淀川区百島）の測量は未実施である。

資料：環境省「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況」

### 3 水道の水質・衛生

水道水質基準に適合する安全な水道水を国民に供給するため、最新の科学的知見に基づき、水道水質基準等の設定・見直しを、着実に実施しています。有機フッ素化合物であるPFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）のうち、PFOS及びPFOAについては、2024年6月に内閣府食品安全委員会がまとめた「有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価書」等を踏まえて、検討を進めています。また、2024年5月から9月にかけて、水道におけるPFOS及びPFOAに関する全国調査を実施し、全国の水道事業者等における検出状況を把握するとともに、11月及び12月には取りまとめ結果を公表しました。同調査結果も活用しつつ、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準への引上げを含めた対応を進めていきます。

また、公共用水域等におけるPFOS及びPFOAを含むPFASについては、「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」と「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の2つの専門家会議にて検討を行っており、2024年11月には「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第2版）」を公表しました。このほか、PFASと健康影響の関連性を明らかにするために「PFASに関する総合研究」等を実施するとともに、リスクコミュニケーションを促進するために「PFOS、PFOAに関するQ&A集」の更新やリーフレット、ポータルサイト等の作成を行いました。

## 4 湖沼

湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づき、11の指定湖沼において、「湖沼水質保全計画」を策定し、河川浄化等の水質の保全に資する事業、各種汚濁源に対する規制等の措置等を推進しています（図4-2-10）。このうち、2024年度においては、3湖沼について計画改定を行いました。また、湖辺域の植生や水生生物の保全など湖沼の水環境の適正化に向けた取組として、水草の大量繁茂への対策を示した技術資料を作成しました。

琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、主務大臣が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」及び滋賀県が策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」等を踏まえ、関係機関と連携して琵琶湖保全再生施策の推進に関する各種取組が行われています。また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方における流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方に加え、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全



し、水質の保全との両立を図るという考え方の下、気候変動の影響予測や物質循環に係る検討、琵琶湖の内湖を対象とした植物プランクトンの異常増殖に係る対策の検討を行いました。

圖 4-2-10 湖沼水質保全計畫策定狀況一覽（2024 年度現在）

[illegible]

資料：環境省

## 5 閉鎖性海域

### (1) 栄養塩類の適正管理

閉鎖性が高く富栄養化のおそれのある海域として、全国で88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施しています。

また、瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号）に基づき、地域ごとのニーズに応じて特定の海域への栄養塩類供給を可能とする栄養塩類管理制度を創設しています。

下水道終末処理場においては、豊かな海の再生や生物の多様性の保全に向け、近傍海域の水質環境基準の達成・維持等を前提に、冬期に下水放流水に含まれる栄養塩類の濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給する、栄養塩類の能動的運転管理を進めました。

## (2) 水質總量削減

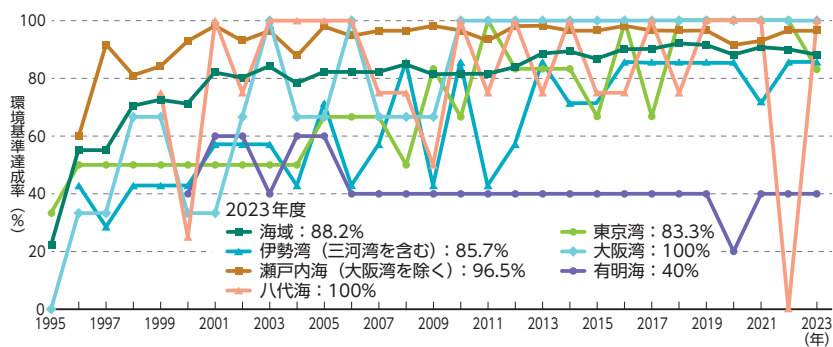
人口、産業等が集中した広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を対象に、COD、窒素含有量及びりん含有量を対象項目として、当該海域に流入する総量の削減を図る水質総量削減を実施しています。

これまでの取組の結果、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、これらの閉鎖性海域の水質は改善傾向にありますが、COD、全窒素・全リンの環境基準達成率は海域ごとに異なり（図4-2-11）、赤潮や貧酸素水塊といった問題が依然として発生しています。また、「きれいで豊かな海」を目指す観点から、藻場・干潟の保全・再生等を通じた生物の多様性及び生産性の確保等の総合的な水環境改善対策の必要性が指摘されています。

このような状況及び課題等を踏まえ、2022年1月に策定した第9次総量削減基本方針に基づき、関係都府県において総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が実施され、これらに基づく取組が進められています。

具体的には、一定規模以上の工場・事業場から排出される汚濁負荷量について、都府県知事が定める総量規制基準の遵守指導による産業排水対策を行うとともに、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備等による生活排水対策、合流式下水道の改善、その他の対策を引き続き推進しました。

図4-2-11 広域的な閉鎖性海域における環境基準達成率の推移  
(全窒素・全りん)



資料：環境省「令和5年度公共用水域水質測定結果」

### (3) 瀬戸内海的环境保全

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の改正（2022年4月施行）や、同法に基づく「瀬戸内海環境保全基本計画」（2022年2月閣議決定）に基づき、瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、関係府県において、瀬戸内海的环境保全に関する府県計画の変更が進められました。加えて、法改正で新たに盛り込まれた栄養塩類管理制度について、兵庫県における「栄養塩類管理計画」の策定（2022年10月）に続き、2024年3月には香川県、2025年2月には山口県においても同計画が策定されました。

また、湾・灘ごとの水環境の変化状況等の分析、藻場・干潟分布状況調査、気候変動による影響把握及び適応策の検討、水環境と水産資源等の関係に係る調査・検討を進めています。

同法に基づき、瀬戸内海における埋立て等については、海域環境、自然環境及び水産資源保全上の見地等から特別な配慮を求めています。同法施行以降、2024年11月1日までの間に埋立ての免許又は承認がなされた公有水面は、5,024件、13,782.5ha（うち2023年11月2日以降の1年間に11件、52.1ha）です。

### (4) 有明海及び八代海等の環境の保全及び改善

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会が2017年3月に取りまとめた報告、及び2022年3月に取りまとめた中間取りまとめを踏まえ、有明海及び八代海等の再生に関する基本方針に基づく再生方策の実施を推進するとともに、赤潮・貧酸素水塊の発生や底質環境、魚類等の生態系回復に関する調査等を実施しました。また、2026年度をめどとした評価委員会報告の取りまとめに向け、評価委員会で審議を進めました。

### (5) 里海づくりの推進

藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を創出し、藻場・干潟が持つ多面的機能を最大限発揮することを目指す「令和の里海づくり」モデル事業を2022年度から実施しています。2024年度は、沿岸地域における里海づくりに取り組む19団体を支援しました。さらに、今後の里海づくりのあり方検討会において、過年度の取組から得られた成果や課題を踏まえ、環境省が取り組むべき今後の里海づくりの理念や指針、藻場・干潟の保全や利活用のあり方について検討し、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を取りまとめ、2025年3月に公表しました。また、里海づくりの手引書や全国の里海づくり活動の取組状況等について、ウェブサイト「里海ネット」で情報発信を行いました。

## 6 アジアにおける水環境保全の推進

### (1) アジア水環境パートナーシップ (WEPA)

2024年5月にインドネシアのバリにおいて開催された第10回世界水フォーラムにおいて、WEPAの知識と経験の共有を通じた水質改善への取組を紹介しました。また、2025年2月に第20回WEPA年次会合をラオス（ヴィエンチャン）で開催し、参加国における水環境管理に関する情報の共有を行うとともに、流域管理の課題解決に関して意見交換を実施しました。さらに、WEPA参加国の要請に基づく水環境改善プログラムとして、タイにおける汚濁負荷管理ガイドラインの策定やフィリピン及び共通の課題を抱える参加国における沿岸管理手法等についての調整を行いました。

### (2) アジア水環境改善モデル事業

我が国企業による海外での事業展開を通じ、アジア等の水環境の改善を図ることを目的に、2011年度からアジア水環境改善モデル事業を実施しています。2024年度は、過年度に実施可能性調査を実施した2件（ベトナム）の現地実証試験やビジネスモデルの検討を実施したほか、新たに公募により選定された民間事業者が、インドネシアにおける「エビ養殖産業における閉鎖循環式陸上養殖による沿岸水域の水質改善とエビ収穫量の向上モデル事業」の実施可能性調査を実施しました。

## 第3節 土壌環境の保全

### 1 土壌環境の現状

土壌汚染については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときに土壌汚染状況調査が行われています。また、土地の取引の際や環境管理等の一環として自主的な土壌汚染の調査が行われることもあり、土壌汚染対策法ではその結果を申請できる制度も存在します。

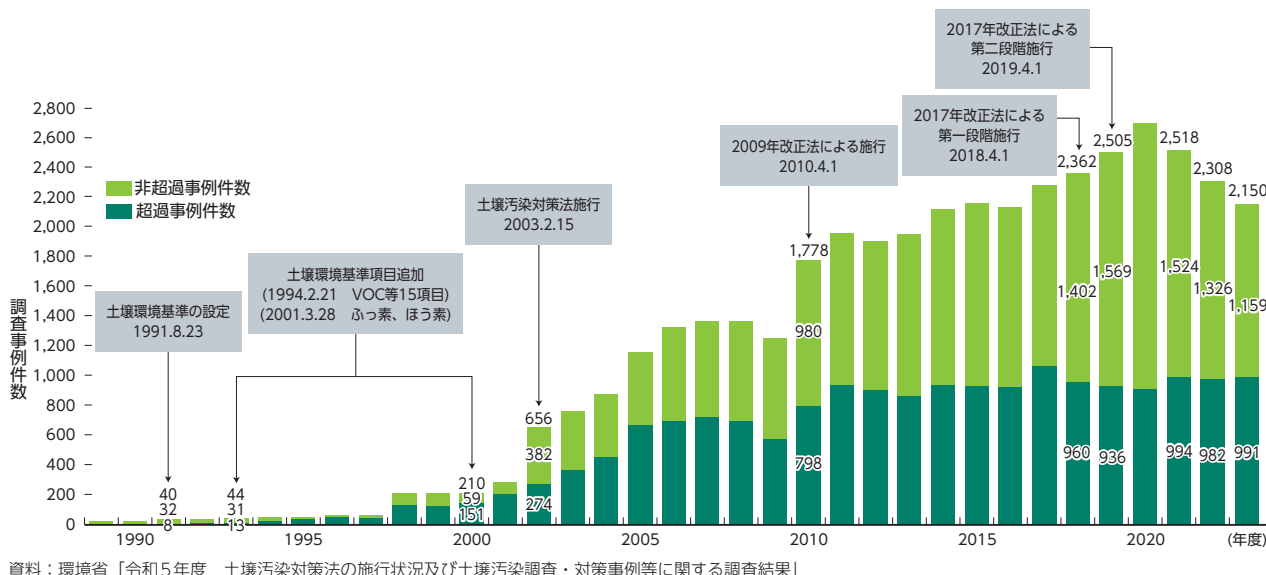
都道府県等が把握している調査結果では、2023年度に土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」という。）又は土壌汚染対策法の土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準を超える汚染が判明した事例は991件であり、同法や都道府県等の条例に基づき必要な対策が講じられています（図4-3-1）。なお、事例を有害物質の項目別で見ると、ふっ素、鉛、砒素等による汚染が多く見られます。

また、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に定める特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）による農用地の土壌汚染の実態を把握するため、汚染のおそれのある地域を対象に細密調査が実施されており、2023年度は6地域56.5haにおいて調査が実施されました。これまでに基準値以上の特定有害物質が検出された、又は検出されるおそれが著しい地域（以下「基準値以上検出等地域」という。）は、2023年度末時点で累計134地域7,592haであり、同法に基づく対策等が講じられています。

ダイオキシン類については第5章第1節3を参照。



図4-3-1 年度別の土壤汚染判明事例件数



## 2 環境基準等の見直し

土壤環境基準については、土壤環境機能のうち、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点と、食料を生産する機能を保全する観点から設定されており、既往の知見や関連する諸基準等に即し、現在29項目について設定されています。

このうち、2022年4月に水質に係る環境基準が見直された六価クロム等について、土壤環境基準の見直しに向けて必要な知見の収集等を行いました。

## 3 市街地等の土壤汚染対策

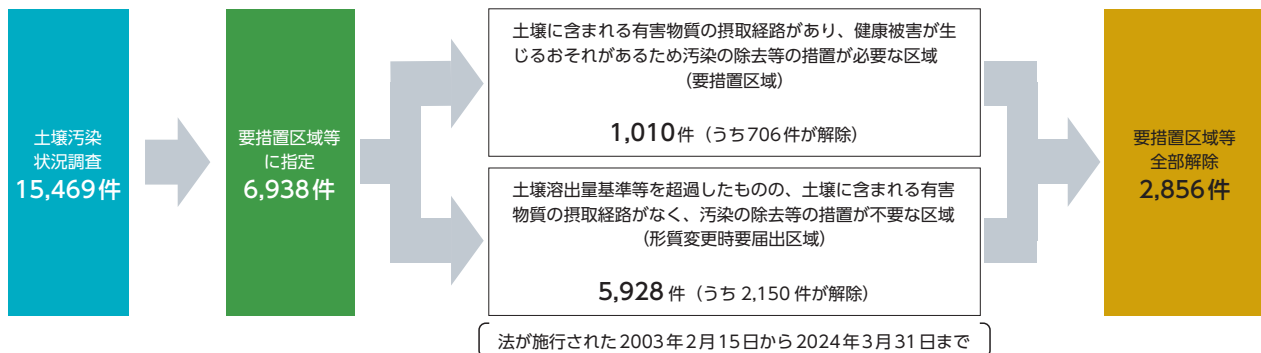
土壤汚染対策法に基づき、2023年度には、有害物質使用特定施設が廃止された土地の調査598件、一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認め実施された調査698件、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査0件、自主調査212件、汚染土壤処理施設の廃止又は許可が取り消された際の調査1件の合計1,509件行われ、同法施行以降の調査件数は、2023年度までに15,469件となりました。調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過しており、かつ土壤に含まれる有害物質の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な地域（以下「要措置区域」という。）として、2023年度末までに1,010件指定されています（1,010件のうち706件は解除）。また、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過したものの、土壤に含まれる有害物質の摂取経路がなく、汚染の除去等の措置が不要な地域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、2023年度末までに5,928件指定されています（5,928件のうち2,150件は解除）（図4-3-2）。

要措置区域においては、都道府県知事が汚染除去等計画の作成及び提出を指示することとされており、形質変更時要届出区域においては、土地の形質の変更を行う場合には、都道府県知事への届出が行われることとされています。また、汚染土壤を搬出する場合には、都道府県等への届出とともに、汚染土壤処理施設への搬出を管理票を用いて管理することとされており、これらにより、汚染された土地や土壤の適切な管理がなされるよう推進しました。

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査を的確に実施するため、調査を実施する機関は環境大臣又は都道府県知事の指定を受ける必要がありますが、2024年12月末時点で672件がこの指定を受けてい

ます。また、指定調査機関には、技術管理者の設置が義務付けられており、その資格取得のための土壤汚染調査技術管理者試験を2024年11月に実施しました。そのほか、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促進するための実証試験等を行いました。

図 4-3-2 土壤汚染対策法の施行状況



資料：環境省「令和5年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」

## 4 農用地の土壤汚染対策

農用地の土壤汚染対策は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づいて実施されています。基準値以上検出等地域の累計面積（7,592ha）のうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積は2023年度末時点で6,609ha、対策事業等（県単独事業、転用を含む）が完了している地域の面積は7,157haであり、基準値以上検出等地域の面積の94.3%になります。

## 第4節 海洋環境の保全

### 1 海洋ごみ対策

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）は、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響等、様々な問題を引き起こしています。海洋ごみは人為的なものから流木等自然由来のものまで様々ですが、回収・処理された海洋ごみにはプラスチックごみが多く含まれています。また、近年、マイクロプラスチック（一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。これらの問題に対し、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）及び同法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、その他関係法令等に基づき、以下の海洋ごみ対策を実施しています。

海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。また、通常回収が難しい漂流・海底ごみ対策として、漁業者等がボランティアで回収した海洋ごみを地方公共団体が処理する場合の費用を、都道府県当たり最大1,000万円まで定額補助する取組を進めています。さらに、洪水、台風等により異常に堆積した海岸漂着ごみや流木等が海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合には、その処理をするため、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による支援も行っています。

漂流ごみについては、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸

内海及び有明海・八代海等の閉鎖性海域において、海域に漂流する流木等のごみの回収等を行いました。また、2022年9月の台風や豪雨の影響により、有明海の水深が浅い海域において流木等の漂流物が発生し、船舶航行等に支障が及ぶおそれがあったため、海洋環境整備船にて漁業者と連携して回収作業を実施しました。

海洋プラスチックごみの削減に向けては、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に推進する「プラスチック・スマート」において、企業、地方公共団体、NGO等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発・利用、分別回収の徹底など、海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた取組を募集し、特設サイトや様々な機会において発信しました。また、「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」では、地方公共団体と民間企業等との連携による海洋ごみ対策のモデル創出を進めました。さらに、2023年10月には、日本最大の閉鎖性海域である瀬戸内海において、関係14府県と環境省が連携・協力し、地域全体で効果的・効率的にプラスチックごみ対策に取り組むための「瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク」を立ち上げ、地域内での知見・情報の共有や効果的な対策モデルの検討等を行っています。

海洋ごみの量や種類などの実態把握調査については、2019年度までの調査結果を踏まえて、2020年度に調査方針を見直し、同年度に地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査ガイドラインを作成しました。地方公共団体の協力の下、同ガイドラインに基づき漂着ごみの組成や存在量、これらの経年変化の把握を進めています。また、マイクロプラスチックについても日本沿岸、沖合地域及び河川における調査・実態把握を進めています。

マイクロプラスチックを含む海洋中のプラスチックごみや、プラスチックごみに残留している化学物質（添加剤）と環境中からプラスチックごみに吸着してきた化学物質が生物・生態系に及ぼす評価等については、まだ十分な科学的な知見が蓄積されていないことから、2020年度に「海洋プラスチックごみに関する既往研究と今後の重点課題（生物・生態系影響と実態）報告書」を公表し、「生物・生態系影響」や「実態」に関する調査研究等を進め、これら課題の進捗状況の確認を行った上で2024年度に「環境中流出プラスチックごみに関する既往研究と今後の重点課題の見直し（生物・生態系影響と実態）報告書」を公表しました。科学的知見の蓄積と並行して発生・流出抑制対策を推進することも重要であり、「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」を2021年5月に初版、2022年11月に第2版を公表し、日本企業が有する発生抑制・流出抑制・回収に資する先進的な技術・取組を、国内外に発信しています。

マイクロプラスチックのモニタリング手法の国際的な調和に向けては、実証事業や国内外の専門家を招いた会合での議論を経て、2019年度に「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」を公表しました。2020年度には途上国等も利用しやすいよう改訂し、2023年度には更なるモニタリングデータの蓄積を進めていくため、モニタリング報告に最低限必要なデータ項目の明確化等の改訂を行いました。また、世界的なデータ集約の在り方等についての国内外の専門家の助言を踏まえ、海洋表層に漂流するマイクロプラスチックについて、ガイドラインにのっとったモニタリングデータを収集し、プラスチック分布や調査地点等の2次元地図と併せて提供するデータベース「Atlas of Ocean Microplastic」（通称：AOMI）を2024年5月に公表しました。また、モニタリング手法の国際調和としては、海岸等における大きなごみを対象とする「リモートセンシング技術を用いた海洋ごみモニタリング調和ガイドライン」の作成も進めており、漂流マイクロプラスチックと同じように、実証事業や国内外の専門家による議論を経て、2024年度には、ドローンを対象技術とする初版を公開しました。

船舶起源の海洋プラスチックごみの削減に向けて、海事関係者を対象とする講習会等を通じ、プラスチックごみを含む船上廃棄物に関する規制等について周知活動を実施しました。



## 2 海洋汚染の防止等

### 第4章

船舶等からの廃棄物等の海洋投入処分による海洋汚染の防止を目的としたロンドン条約1996年議定書、船舶から排出されるバラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止することを目的とした船舶バラスト水規制管理条約及び船舶によりばら積み輸送される有害液体物質等による海洋汚染の防止を目的とした海洋汚染防止条約（MARPOL条約）附属書Ⅱ等を国内担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、廃棄物等の海洋投入処分及びCO<sub>2</sub>の海底下廃棄に係る許可制度の適切な運用、有害水バラスト処理設備の確認等の着実な実施並びに有害性の査定がなされていない液体物質（未査定液体物質）の海洋環境保全の見地からの査定等を行っています。

日本海等における海洋環境の保全に向けた取組の枠組みである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づき、当該海域の状況を把握するため、人工衛星を利用したリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法に係る研究等の取組等を実施しています。

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書に基づき、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定しており、環境保全の観点から油等汚染事件に的確に対応するため、緊急措置の手引書の備付けの義務付け並びに沿岸海域環境保全情報の提供、関係地方公共団体等に対する油等に汚染された野生生物の救護及び事故発生時対応の在り方に対する研修・訓練を実施しました。

加えて、海洋汚染等防止法等にのっとり、船舶の事故等により排出された油等について、原因者のみでは十分な対応がとられていない又は時間的猶予がない場合等に、被害の局限化を図るため、油回収装置、航走拡散等により油等の防除を行っています。また、油等の流出への対処能力強化を推進するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施したほか、関係機関との合同訓練を実施するなど、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めています。2021年8月青森県八戸港沖で発生した貨物船座礁に伴う油流出事故の際には、北陸地方整備局所属の大型<sup>しゅんせつ</sup>浚渫兼油回収船「白山」が出動し、漂流油の回収や航走及び放水拡散を行いました。

海洋プラスチックに関する発生抑制対策等については、第4章第4節1を参照。

## 3 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進

陸域起源の汚染や廃棄物等の海洋投入処分による汚染を対象とした、日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、生体濃度調査及び生物群集調査、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しています。2024年度は、日本海西部の沖合海域で調査を実施しました。今後も引き続き定期的な監視を行い、汚染の状況に大きな変化がないか把握していくこととします。

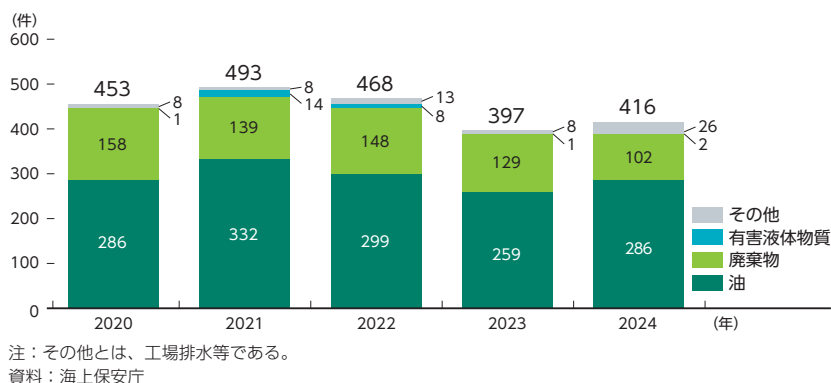
東日本大震災に係る津波による廃棄物の海上流出や油汚染、東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質への継続的な対応として、現状及び経年変化を把握するため、「総合モニタリング計画」に基づき、有害物質・放射性物質等の海洋環境モニタリング調査を実施しています。

最近5か年（2020年～2024年）の日本周辺海域における海洋汚染（油、廃棄物等）の発生確認件数の推移は図4-4-1のとおりです。2024年は416件と2023年に比べ19件増加しました。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が286件で前年に比べ27件増加、廃棄物による汚染が102件で前年に比べ27件減少、有害液体物質による汚染が2件で前年に比べ1件増加、その他（工場排水等）による汚染が26件で前年に比べ18件増加しました。

東京湾・伊勢湾・大阪湾における海域環境の観測システムを強化するため、各湾でモニタリングポスト（自動連続観測装置）により、水質の連続観測を行いました。

環境中のプラスチックに関するモニタリング・調査研究については、第4章第4節1を参照。

図4-4-1 海洋汚染の発生確認件数の推移



### (1) 生物多様性の確保等

第2章第4節を参照。

### (2) 沿岸域の総合的管理

第2章第4節を参照。閉鎖性海域に係る取組は第4章第2節5を参照。

### (3) 気候変動・海洋酸性化への対応

海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施しました。

### (4) 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

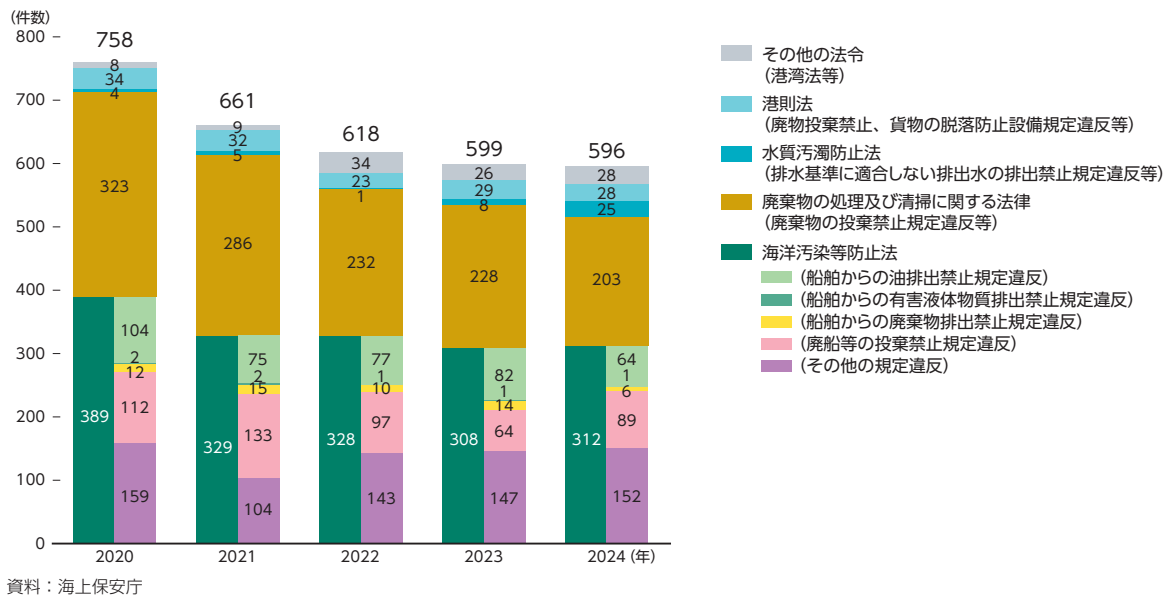
海底下への二酸化炭素回収・貯留（海底下CCS）に関しては、今後活発化することが予想される海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切に実施されるよう、中央環境審議会が取りまとめた「今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境の保全の在り方について」（答申）（2024年1月）も踏まえ、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「CCS事業法」という。）が2024年5月に成立し、公布されました。これにより、海底下CCS事業のライフサイクル全般にわたって、海洋環境の保全の観点から必要な措置を環境大臣が講ずることとなり、環境省と経済産業省で連携して海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切に実施されるよう、取り組むこととなります。2024年8月及び11月からCCS事業法の一部が施行され、2025年2月にはCCS事業法に基づく初の指定として、北海道苫小牧沖の一部区域が特定区域として指定されました。

また、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書の2009年の改正の受諾について承認を求めるの件」が2024年5月に国会で承認されました。この改正が適用されると、一定の条件を満たす場合には海底下CCS目的での二酸化炭素の輸出が可能となります。

### (5) 監視取締りの現状

海上環境事犯の一掃を図るため、沿岸調査や情報収集の強化、巡視船艇・航空機の効果的な運用等により、日本周辺海域及び沿岸の監視取締りを行っています。また、潜在化している廃棄物・廃船の不法投棄事犯や船舶からの油不法排出事犯など、悪質な海上環境事犯の徹底的な取締りを実施しました。最近5か年の海上環境関係法令違反送致件数は図4-4-2のとおりで、2024年は596件を送致しています。

図4-4-2 海上環境関係法令違反送致件数の推移



## 第5節 大気環境の保全

### 1 大気環境の現状

#### (1) 微小粒子状物質

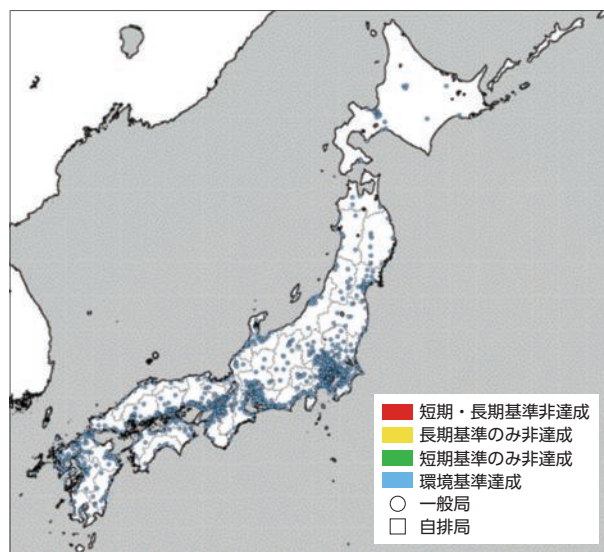
##### ア 環境基準の達成状況

2023年度の微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境基準達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が100%（有効測定局数867局）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が100%（有効測定局数233局）でした（表4-5-1、図4-5-1）。また、年平均値は、一般局8.5  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局9.1  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

表4-5-1 PM<sub>2.5</sub>の環境基準達成状況の推移

| 年 度      |     | 2018    | 2019    | 2020    | 2021   | 2022    | 2023   |
|----------|-----|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 有効測定局数   | 一般局 | 818     | 835     | 844     | 858    | 855     | 867    |
|          | 自排局 | 232     | 238     | 237     | 240    | 236     | 233    |
| 環境基準達成局数 |     |         |         |         |        |         |        |
| 一般局      |     | 765     | 824     | 830     | 858    | 854     | 867    |
|          |     | (93.5%) | (98.7%) | (98.3%) | (100%) | (99.9%) | (100%) |
| 自排局      |     | 216     | 234     | 233     | 240    | 236     | 233    |
|          |     | (93.1%) | (98.3%) | (98.3%) | (100%) | (100%)  | (100%) |

資料：環境省「令和5年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-5-1 全国におけるPM<sub>2.5</sub>の環境基準達成状況（2023年度）

資料：環境省「令和5年度大気汚染状況について（報道発表資料）」



## イ PM<sub>2.5</sub>注意喚起の実施状況

2013年2月に環境基準とは別に策定された「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、日平均値が70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に都道府県等が注意喚起を実施しています。2023年度の注意喚起実施件数は1件でした。

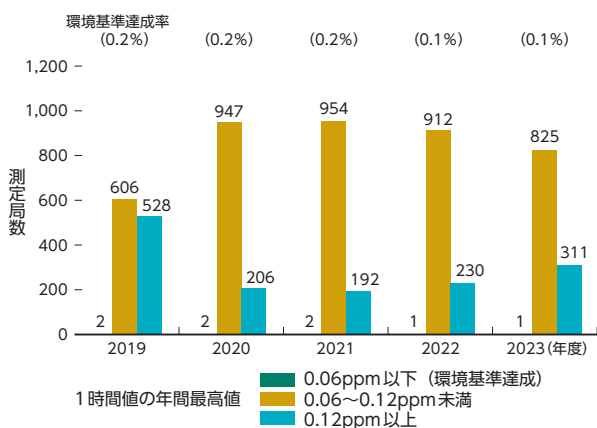
## (2) 光化学オキシダント

### ア 環境基準の達成状況

2023年度の光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.1%（測定局数1,143局）、自排局0%（測定局数31局）であり、依然として極めて低い水準です（図4-5-2）。一方、昼間の測定時間を濃度レベル別の割合で見ると、1時間値が0.06ppm以下の割合は95.0%（一般局）でした（図4-5-3）。

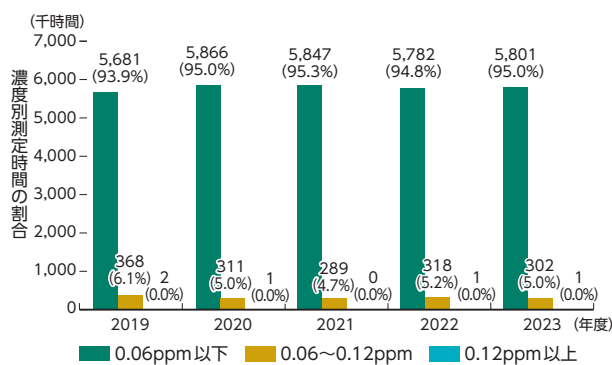
光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するために、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会が提言した新たな指標（8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値）によれば、2021～2023年度の結果はいずれの地域においても2018～2020年度に比べて低下していました（図4-5-4）。

図4-5-2 昼間の1時間値の年間最高値の光化学オキシダント濃度レベル別の測定局数の推移（一般局）



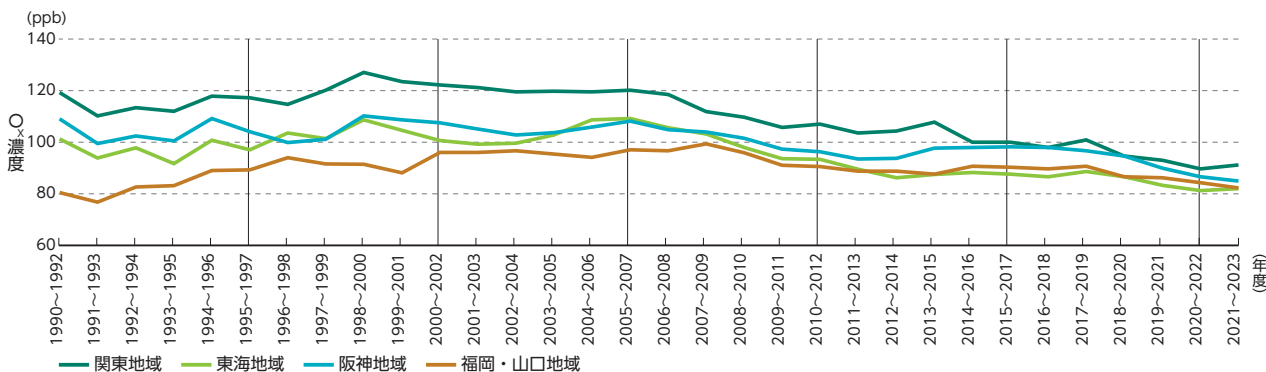
資料：環境省「令和5年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-5-3 昼間の測定時間の光化学オキシダント濃度レベル別割合の推移（一般局）



注：カッコ内は、昼間の全測定時間に対する濃度別測定時間の割合である。  
資料：環境省「令和5年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

図4-5-4 光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値）を用いた域内最高値の経年変化

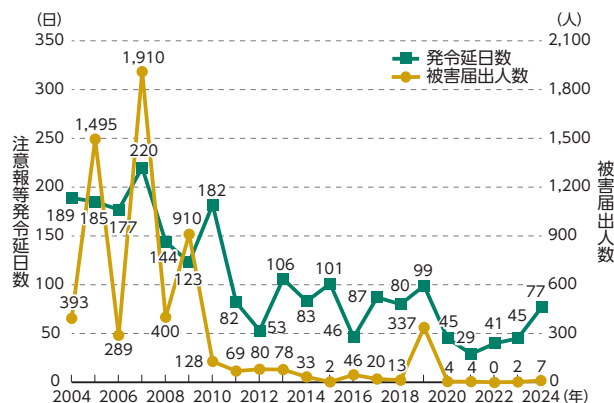


資料：環境省「令和5年度大気汚染状況について（報道発表資料）」

## イ 光化学オキシダント注意報等の発令状況等

2024年の光化学オキシダント注意報等の発令延日数（都道府県を一つの単位として注意報等の発令日数を集計したもの）は77日（14都府県）であり、月別に見ると、7月が最も多く44日、次いで8月が19日でした。また、光化学大気汚染によると思われる被害届出人数（自覚症状による自主的な届出による）は7人でした（図4-5-5）。

図4-5-5 光化学オキシダント注意報等の発令延日数及び被害届出人数の推移



資料：環境省「令和6年光化学大気汚染関係資料」

## ウ 非メタン炭化水素の測定結果

2023年度の非メタン炭化水素の午前6時～午前9時の3時間平均値の年平均値は、一般局0.10ppmC、自排局0.12ppmCであり、近年、一般局、自排局共に緩やかな低下傾向にあります。

### (3) その他の大気汚染物質

2023年度の二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）の環境基準達成率はいずれも、一般局、自排局ともに100%、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の環境基準達成率は、一般局99.8%、自排局100%でした。

### (4) 有害大気汚染物質

環境基準が設定されている4物質に係る測定結果（2023年度）は表4-5-2のとおりで、4物質は全ての地点で環境基準を達成しています（ダイオキシン類に係る測定結果については、第5章第1節3（1）表5-1-1を参照）。

指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定されている物質のうち、ヒ素及びその化合物は4地点、1,2-ジクロロエタンは2地点、ニッケル化合物は1地点で指針値を超過しており、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、水銀及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物は全ての地点で指針値を達成しています。

表4-5-2 環境基準が設定されている物質（4物質）

| 物質名        | 測定地点数     | 環境基準<br>超過地点数 | 全地点平均値<br>(年平均値)                       | 環境基準<br>(年平均値)                  |
|------------|-----------|---------------|----------------------------------------|---------------------------------|
| ベンゼン       | 389 [406] | 0 [0]         | 0.73 [0.71] $\mu\text{g}/\text{m}^3$   | 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下   |
| トリクロロエチレン  | 344 [358] | 0 [0]         | 0.91 [0.89] $\mu\text{g}/\text{m}^3$   | 130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 341 [356] | 0 [0]         | 0.084 [0.084] $\mu\text{g}/\text{m}^3$ | 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |
| ジクロロメタン    | 349 [365] | 0 [0]         | 1.5 [1.4] $\mu\text{g}/\text{m}^3$     | 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 |

注1：年平均値は、月1回、年12回以上の測定値の平均値である。

2：[ ] 内は2022年度実績である。

資料：環境省「令和5年度 大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果）」

### (5) 放射性物質

2023年度の大気における放射性物質の常時監視結果として、全国10地点における空間放射線量率の測定結果は、過去の調査結果と比べて特段の変化は見られませんでした。

## (6) アスベスト（石綿）

石綿による大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供していくため、建築物の解体工事等の作業現場周辺等で、大気中の石綿濃度の測定を実施しました（2023年度の対象地点は全国38地点）。2023年度の調査結果では、一部の解体現場等において1本/ℓを超えるアスベスト繊維数濃度が確認されましたので、調査地点が所在する自治体に依頼し、事業者に対して指導を行うとともに、2024年度も引き続き大気中のアスベスト濃度調査を行いました。

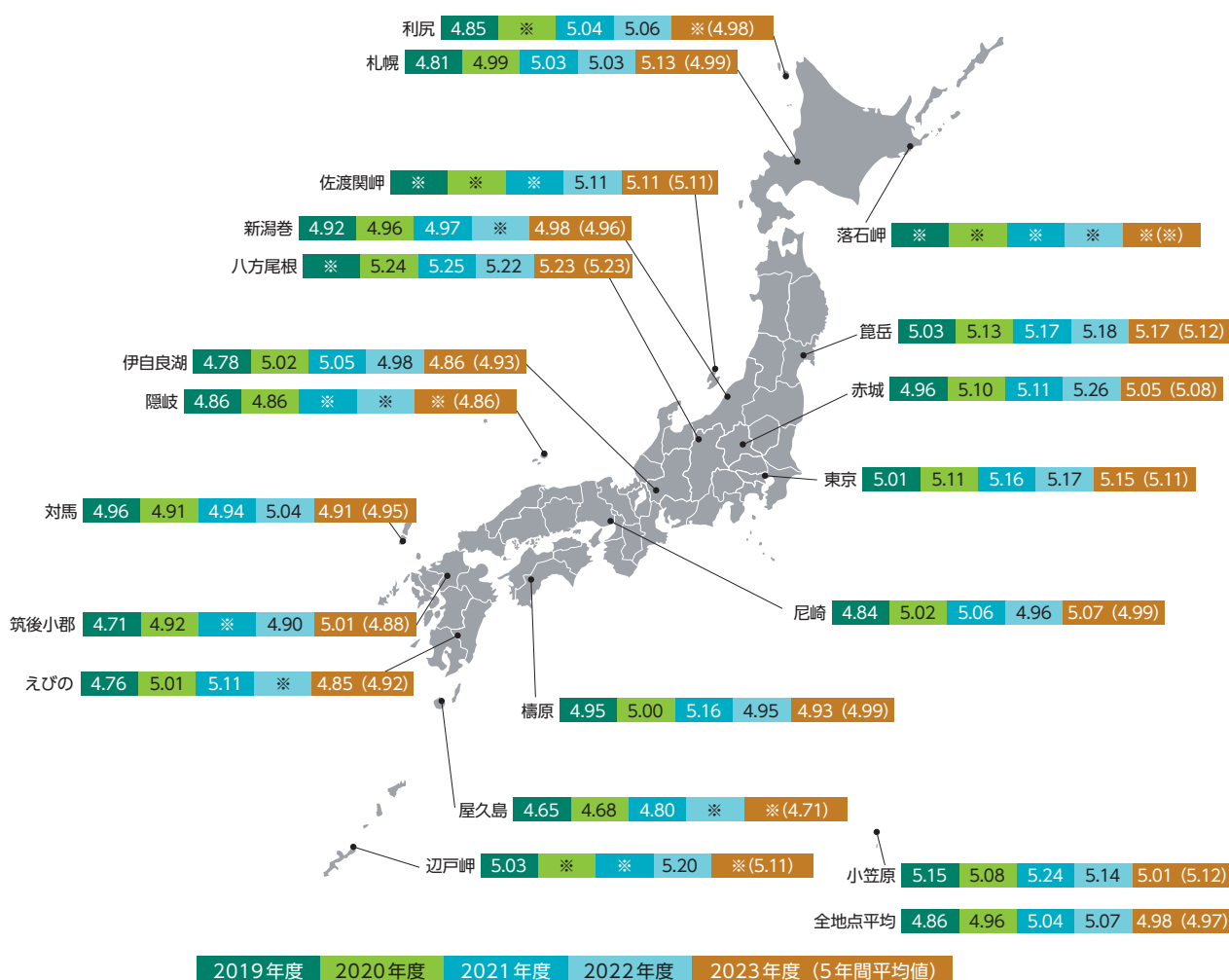
## (7) 酸性雨・黄砂

### ア 酸性雨

2024年度に取りまとめた2023年度のモニタリング結果によると、我が国の降水は引き続き酸性化した状態（全平均値pH4.97）にあり、欧米等と比べて低いpHを示しましたが、中国の大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇（酸の低下）の兆候が見られました。また、生態系への影響については、大気汚染等が原因とみられる森林の衰退は確認されず、モニタリングを実施しているほとんどの湖沼で、酸性化からの回復の兆候が見られました。

最近5か年度における降水中のpHの推移は図4-5-6のとおりです。

図4-5-6 降水中のpH分布図



※：当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された。

注：平均値は降水量加重平均により求めた。

資料：環境省



## イ 黄砂

黄砂は過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因も影響していると指摘されています。年により変動が大きく、長期的な傾向は明瞭ではありません。

## 2 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM<sub>2.5</sub>等に係る対策

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM<sub>2.5</sub>の生成の原因となり得る窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）等の排出対策を進めています。また、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料となる常時監視体制を整備しています。

特に、光化学オキシダントは環境基準の達成率が低く、国内における削減が急務となっています。また、光化学オキシダントの主成分であるオゾンは、それ自体が温室効果ガスであると同時に、植物の光合成を阻害し二酸化炭素吸収を減少するとともに、気候変動への影響も懸念されています。このため、2022年1月に「気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について〈光化学オキシダント対策ワーキングプラン〉」を策定し、環境基準の再評価に向けた検討を含め、気候変動対策・大気環境改善に資する総合的な対策について取組を進めています。

### (1) ばい煙に係る固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、ばい煙（NO<sub>x</sub>、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、ばいじん等）を排出する施設（ばい煙発生施設）について排出基準を定めて規制等を行うとともに、施設単位の排出基準では良好な大気環境の確保が困難な地域においては、工場又は事業場の単位でNO<sub>x</sub>及びSO<sub>x</sub>の総量規制を行っています。

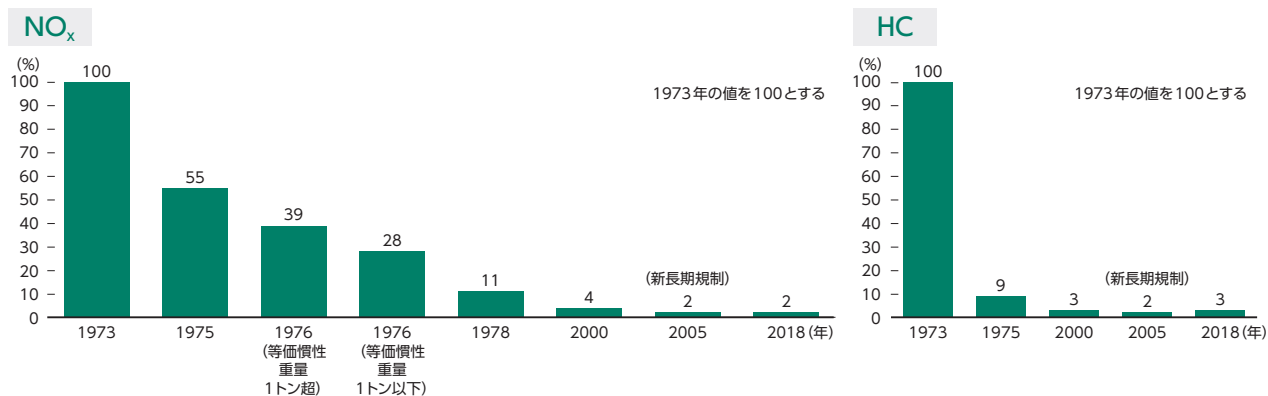
### (2) 移動発生源対策

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車一台ごとの排出ガス規制の強化を着実に実施しました。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）に基づき、自動車からのNO<sub>x</sub>及び粒子状物質（PM）の排出量の削減に向けた施策を実施しました。

## ア 自動車単体対策と燃料対策

自動車の排出ガス及び燃料については、大気汚染防止法等に基づき規制を逐次強化してきています（図4-5-7、図4-5-8、図4-5-9）。「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（2024年9月中央環境審議会）を踏まえ、今後の自動車排出ガスの低減対策について審議を行っています。

図 4-5-7 ガソリン・LPG 乗用車規制強化の推移



注1：等価性重量とは排出ガス試験時の車両重量のこと。

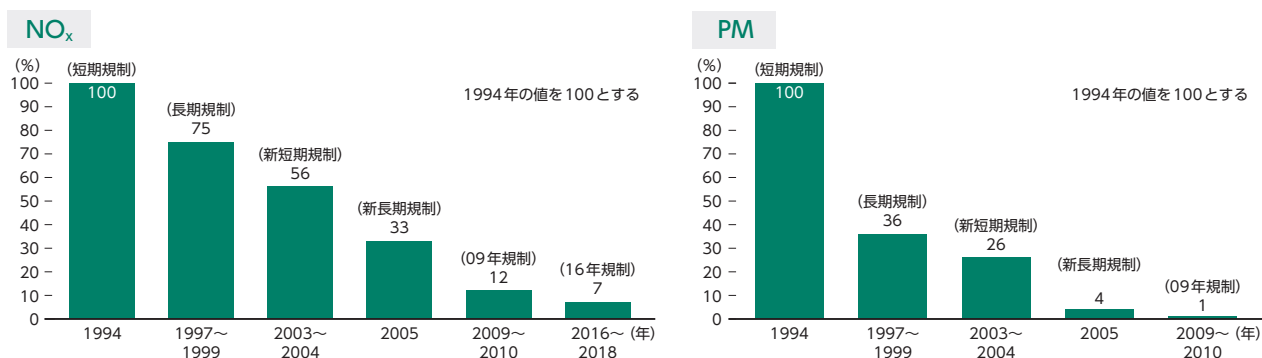
2：1973年～2000年までは暖機状態のみにおいて測定した値に適用。

3：2005年は冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に適用。

4：2018年は冷機状態のみにおいて測定した値に適用。

資料：環境省

図 4-5-8 ディーゼル重量車（車両総重量3.5トン超）規制強化の推移

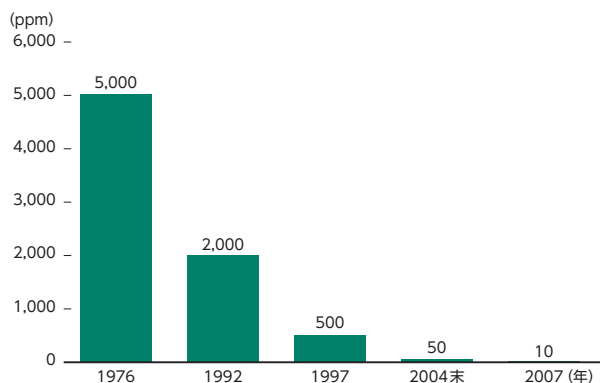


注1：2004年まで重量車の区分は車両総重量2.5トン超。

2：NO<sub>x</sub>に係る規制は1974年から実施。図4-5-8は濃度規制から現在の質量規制に変更した1994年を基準として記載。

資料：環境省

図 4-5-9 軽油中の硫黄分規制強化の推移



資料：環境省

## イ 大都市地域における自動車排出ガス対策

自動車交通が集中する大都市地域の大气汚染状況に対応するため、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の総量削減基本方針に基づき、自動車からのNO<sub>x</sub>及びPMの排出量の削減に向けた施策を計画的に進めています。同基本方針に規定される目標年度については、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（2022年4月）を踏まえ、2026年度に、新たな目標年度までに対策地域の全常

時監視測定局において、安定的かつ継続的な環境基準の達成を目指していくこととなりました。

## ウ 電動車の普及促進

乗用車は、2035年までに、新車販売に占める電動車の割合を100%にする、商用車は、8t以下の車については、2030年までに、新車販売に占める電動車の割合を20～30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で100%にする、8t超の車については、2030年までに電動車を5,000台先行導入するとの目標に基づき、電動車の普及のための各種施策に取り組みました。

電動車の普及を促す施策として、車両導入に対する各種補助、自動車税・軽自動車税の軽減措置及び自動車重量税の免除・軽減措置等の税制上の特例措置を講じました。

## エ 船舶・航空機・建設機械の排出ガス対策

船舶からの排出ガスについては、IMOの基準を踏まえ、海洋汚染等防止法により、NO<sub>x</sub>、燃料油中硫黄分濃度（SO<sub>x</sub>、PM）について規制されています。

航空機からの排出ガスについては、国際民間航空機関（ICAO）の排出物基準を踏まえ、航空法（昭和27年法律第231号）により、炭化水素（HC）、CO、NO<sub>x</sub>、不揮発性粒子状物質（nvPM）等について規制されています。

建設機械からの排出ガスについては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下、「オフロード法」という。）に基づき2006年10月から順次使用規制を開始し、2011年、2014年及び2024年に規制を順次強化するとともに、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針」に基づきNO<sub>x</sub>、PMなど大気汚染物質の排出抑制に取り組みました。

オフロード法の対象外機種（可搬型発動発電機や小型の建設機械等）についても、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」等により、排出ガス対策型建設機械の普及を図りました。さらに、融資制度により、これらの建設機械を取得しようとする中小企業等を支援しました。

## オ 普及啓発施策等

警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会の枠組みを活用し、CO<sub>2</sub>削減につながる環境負荷の軽減に配慮した自動車利用の取組「エコドライブ」を推進し、環境にやさしく、安全運転にもつながることを呼び掛けました。

### (3) VOC対策

VOCは光化学オキシダント及びPM<sub>2.5</sub>の生成原因の一つであるため、その排出削減により、大気汚染の改善が期待されます。

VOCの排出抑制対策は、法規制と自主的取組のベストミックスにより実施しており、2023年度の総排出量は2000年度に対し60%削減されました。

VOCの一種である燃料蒸発ガスを回収する機能を有する給油機（Stage2）の普及促進のため、当該給油機を導入している給油所を大気環境配慮型SS（e→<sup>イー・アス</sup>AS）として認定する制度を2018年2月に創設し、2025年3月末までに712件の給油所を認定しました。

### (4) 監視・観測、調査研究

#### ア 大気汚染物質の監視体制

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、国設大気環境測定所（9か所）、国設自動車交通環境測定所（9か所）、大気汚染防止法に基づき都道府県等が設置する一般局及び自排局において、大気汚染状況の常時監視を実施しています。測定データ（速報値）、都道府県等が発令した光化学オキシダント注意報等やPM<sub>2.5</sub>注意喚起の情報について



て、環境省では「大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」によりリアルタイムに収集し、インターネットで情報提供しています。また、気象庁では光化学スモッグに関連する気象状態を都道府県等に通報し、光化学スモッグの発生しやすい気象状態が予想される場合にはスモッグ気象情報や全般スモッグ気象情報を発表して国民へ周知しています。

国及び都道府県等では季節ごとのPM<sub>2.5</sub>成分の測定を行っています。また、国において、全国10か所でPM<sub>2.5</sub>成分の連続測定、全国3か所でPM<sub>2.5</sub>の原因物質であるVOCの連続測定を行っています。これらの測定データを基に、国内の発生源寄与割合や大陸からの越境汚染による影響等、PM<sub>2.5</sub>による汚染の原因解明や効果的な対策の実施に向けた検討を進めています。

#### イ 酸性雨・黄砂の監視体制

国内における越境大気汚染及び酸性雨による影響の早期把握、大気汚染原因物質の長距離輸送や長期的トレンドの把握、将来影響の予測を目的として、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、国内の湿性・乾性沈着モニタリング、湖沼等を対象とした陸水モニタリング、土壌・植生モニタリング等を、離島など遠隔地域を中心に実施しています。

国立研究開発法人国立環境研究所と協力して、高度な黄砂観測装置（ライダー装置）によるモニタリングネットワークを整備し、「環境省黄砂飛来情報（ライダー黄砂観測データ提供ページ）」において観測データをリアルタイムで提供しています。

#### ウ 放射性物質の監視体制

関係機関が実施している放射性物質モニタリングを含めて、全国308地点で空間放射線量率の測定を行うなど、放射性物質による大気の汚染の状況を監視しており、2023年度の大気における放射性物質の常時監視結果を専門家による評価を経て公表しています。

東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質のモニタリングについては、政府が定めた「総合モニタリング計画」に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携して実施しています。また、放射線モニタリング情報のポータルサイトにおいて、モニタリングの結果を一元的に情報提供しています。

航空機モニタリングによる2024年12月時点の東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率は、引き続き減少傾向にあります。

### 3 多様な有害物質による健康影響の防止

#### (1) 石綿飛散防止対策

大気汚染防止法では、全ての建築物及びその他の工作物の解体等工事について、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材、仕上塗材及び成形板等の使用の有無を事前調査で確認し、当該建材が使用されている場合には作業基準を遵守することなどを求めている。地方公共団体と連携して、石綿の大気環境への飛散防止対策に取り組んできました。

2020年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）等が公布され、2021年4月から順次施行されており、全ての石綿含有建材が規制対象となるなど、解体等工事に伴うアスベストの飛散防止対策が強化されました。改正後の大気汚染防止法の円滑な運用がなされるように対応の徹底を図りました。

#### (2) 水銀大気排出対策

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な施行を確保するため、改正大気汚染防止法が2018年4月に施行されました。同法に基づく水銀大気排出対策の着実な実施を図るため、水銀排出施設の届出情報及び水銀濃度の測定結果の把握や、要排出抑制施設における自主的取組のフォローアップ、水銀大気排出

インベントリーの作成等を行いました。また、2023年4月に、水銀に係る改正大気汚染防止法施行後5年が経過したことから、制度の点検・見直しを行い、2024年9月の中央環境審議会答申「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次答申）」に即して、所要の省令改正を行いました。

### (3) 有害大気汚染物質対策等

有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、大気汚染防止法に基づき、地方公共団体と連携して有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しました。特に酸化エチレンについては、2022年10月に策定した「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」により排出抑制対策を推進しており、同指針に基づき事業者団体等が策定した自主管理計画の令和5年度の取組状況を、2024年12月に開催した中央環境審議会大気・騒音振動部会有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会において報告しました。

有害大気汚染物質から選定された優先取組物質のうち、環境目標値が設定されていない物質については、迅速な値の設定を目指すこととされており、科学的知見の充実のため、有害性情報等の収集を行いました。

## 4 地域生活環境保全に関する取組

### (1) 騒音・振動対策

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、類型指定は、2023年度末時点で765市、415町、38村、23特別区において行われています。また、環境基準達成状況の評価は、「個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本」とされ、一般地域（地点）と道路に面する地域（住居等）別に行うこととされています。

一般地域における騒音の環境基準の達成状況は、2023年度において、2,297地点の測定地点のうち2,067地点（90.0%）で環境基準を達成しました。

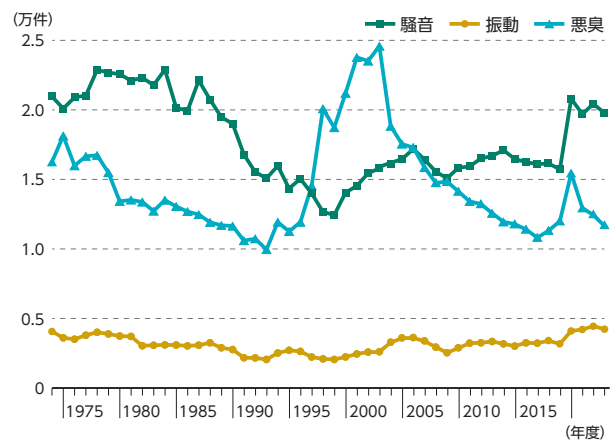
騒音苦情の件数は2023年度には前年度より546件減少し、19,890件でした（図4-5-10）。発生源別に見ると、建設作業騒音に係る苦情の割合が37.5%を占め、次いで工場・事業場騒音に係る苦情の割合が25.7%を占めています。

振動の苦情件数は、2023年度は前年度より182件減少し、4,267件でした。発生源別に見ると、建設作業振動に対する苦情件数が68.9%を占め、次いで工場・事業場振動に係るものが17.2%を占めています。

### ア 自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策

自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等の諸施策を総合的に推進しました（表4-5-3）。また、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第四次答申）」（2022年6月中央環境審議会）を踏まえ、四輪車及び二輪車走行騒音規制の見直し等について検討を行っています。

図4-5-10 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移



注：2018年度までは、2003年度から2018年度までの悪臭苦情件数について、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについては、翌年度も苦情件数に含めて集計を行っていたが、2019年度以降の集計においては当該年度発生分のみ集計。

資料：環境省「騒音規制法施行状況調査」、「振動規制法施行状況調査」、「悪臭防止法施行状況調査」より作成

道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況については、2023年度において、全国約951万9,200戸の住居等を対象に行った評価では、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過したのは約47万5,300戸（5.0%）でした（図4-5-11）。このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある約408万7,600戸のうち昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過した住居等は約32万4,500戸（7.9%）でした。

要請限度制度の運用状況については、自動車騒音に関しては、2023年度に地方公共団体が苦情を受け測定を実施した29地点のうち要請限度値を超過したのは6地点でした。また同様に、道路交通振動に関して、測定を実施した58地点のうち要請限度値を超過したのは1地点でした。なお、要請限度制度とは、自動車からの騒音や振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合に、市町村長が都道府県公安委員会に対して道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置等を要請することができる制度です。

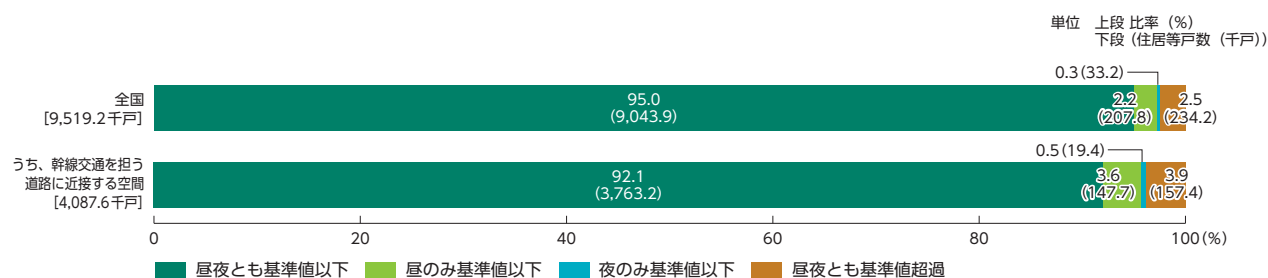
表4-5-3 道路交通騒音対策の状況

| 対策の分類   | 個別対策                | 概要及び実績等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生源対策   | 自動車騒音単体対策           | 自動車構造の改善により自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす。<br>・2012年4月の中央環境審議会答申に基づき、二輪車の加速走行騒音試験法について国際基準（UN R41-04）と調和を図った。<br>・2015年7月の中央環境審議会答申に基づき、四輪車の加速走行騒音試験法について国際基準（UN R51-03）と調和を図った。また、二輪車及び四輪車の使用過程車に対し、新車時と同等の近接排気騒音値を求める相対値規制に移行。さらに、四輪車のタイヤに騒音規制（UN R117-02）を導入した。                                                                                 |
| 交通流対策   | 交通規制等               | 信号機の改良等を行うとともに、効果的な交通規制、交通指導取締りを実施することなどにより、道路交通騒音の低減を図る。<br>・大型貨物車等の通行禁止<br>例：環状7号線以内及び環状8号線の一部（土曜日22時から日曜日7時）<br>・大型貨物車等の中央寄り車線規制<br>例：環状7号線の一部区間（終日）、国道43号の一部区間（22時から6時）<br>・信号機の改良<br>11万6,839基（2023年度末現在における集中制御、感應制御、系統制御の合計）<br>・最高速度規制<br>例：国道43号の一部区間（40km/h）、国道23号の一部区間（40km/h）                                                     |
|         | バイパス等の整備            | 環状道路、バイパス等の整備により、大型車の都市内通過の抑制及び交通流の分散を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 物流拠点の整備等            | 物流施設等の適正配置による大型車の都市内通過の抑制及び共同輸配送等の物流の合理化により交通量の抑制を図る。<br>・流通業務団地の整備状況／札幌1、花巻1、郡山2、宇都宮1、東京5、新潟1、富山1、名古屋1、岐阜1、大阪2、神戸3、米子1、岡山1、広島1、福岡1、鳥栖1、熊本1、鹿児島1（2022年度末）<br>（数字は都市計画決定されている流通業務団地計画地区数）<br>・一般トラックターミナルの整備状況／3,500パース（2024年12月1日現在）                                                                                                          |
| 道路構造対策  | 低騒音舗装の設置            | 空げきの多い舗装を敷設し、道路交通騒音の低減を図る。<br>・環境改善効果／平均的に約3デシベル                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|         | 遮音壁の設置              | 遮音効果が高い。<br>沿道との流出入が制限される自動車専用道路等において有効な対策。<br>・環境改善効果／約10デシベル（平面構造で高さ3mの遮音壁の背面、地上1.2mの高さでの効果（計算値））                                                                                                                                                                                                                                           |
|         | 環境施設帯の設置            | 沿道と車道の間に10又は20mの緩衝空間を確保し道路交通騒音の低減を図る。<br>・「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」（昭和49年建設省都市局長・道路局長通達）<br>環境改善効果（幅員10m程度）／5～10デシベル                                                                                                                                                                                                                      |
| 沿道対策    | 沿道地区計画の策定           | 道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため都市計画に沿道地区計画を定め、幹線道路の沿道にふさわしい市街地整備を図る。<br>・幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道法 昭和55年法律第34号）<br>沿道整備道路指定要件／夜間騒音65デシベル超（ $L_{Aeq}$ ）又は昼間騒音70デシベル超（ $L_{Aeq}$ ）<br>日交通量1万台超ほか<br>沿道整備道路指定状況／11路線132.9kmが都道府県知事により指定されている。<br>国道4号、国道23号、国道43号、国道254号、環状7、8号線等<br>沿道地区計画策定状況／50地区107.1kmで沿道地区計画が策定されている。<br>（実績は、2022年3月時点） |
| 障害防止対策  | 住宅防音工事の助成の実施        | 道路交通騒音の著しい地区において、緊急措置としての住宅等の防音工事助成により障害の軽減を図る。また、各種支援措置を行う。<br>・道路管理者による住宅防音工事助成<br>・高速自動車国道等の周辺の住宅防音工事助成<br>・市町村の土地買入れに対する国の無利子貸付<br>・道路管理者による緩衝建築物の一部費用負担                                                                                                                                                                                  |
| 推進体制の整備 | 道路交通公害対策推進のための体制づくり | 道路交通騒音問題の解決のために、関係機関との密接な連携を図る。<br>・環境省／関係省庁との連携を密にした道路公害対策の推進<br>・地方公共団体／国の地方部局（一部）、地方公共団体の環境部局、道路部局、都市部局、都道府県警察等を構成員とする協議会等による対策の推進（全都道府県が設置）                                                                                                                                                                                               |

資料：警察庁、国土交通省、環境省



図4-5-11 2023年度道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況



注：戸数及び比率は端数処理の関係で合計が合わない場合がある。  
資料：環境省「令和5年度自動車交通騒音の状況について（報道発表資料）」

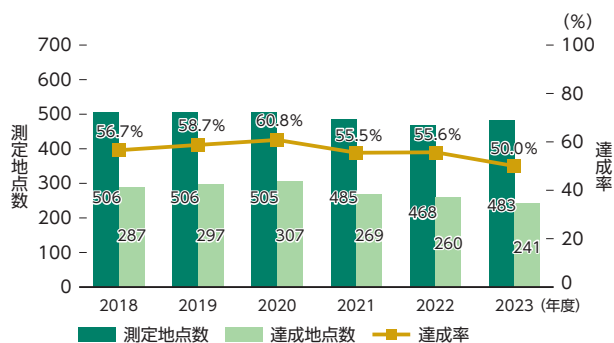
新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、2023年度において、483地点の測定地点のうち241地点（50.0%）で環境基準を達成しました（図4-5-12）。なお、新幹線鉄道の軌道中心から25m以内に住居がない地域数の割合は、2023年度において19.7%であり、近年ほとんど変動がありません（図4-5-13）。また、整備新幹線開業時における障害防止対策及び新幹線鉄道振動に係る指針値は、おおむね達成されています。

新幹線鉄道騒音対策としては、従来の音源対策である75デシベル対策に加え、新幹線鉄道沿線の地方公共団体に対し、新幹線鉄道騒音による著しい騒音が及ぶ地域については、沿線の土地利用計画の決定又は変更の際に、新たな市街化を極力抑制するとともに、具体的な土地利用において騒音により機能を害されるおそれの少ない公共施設等を配置するなど、騒音防止可能な措置を講じるよう指導しているところです。また、新幹線鉄道騒音の測定・評価に関する標準的な方法を示した「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」に基づく測定・評価等を行い、現状の把握に努めています。

航空機騒音については、測定・評価に関する標準的な方法を示した「航空機騒音測定・評価マニュアル」に基づく測定・評価等を行い、現状の把握に努めています。

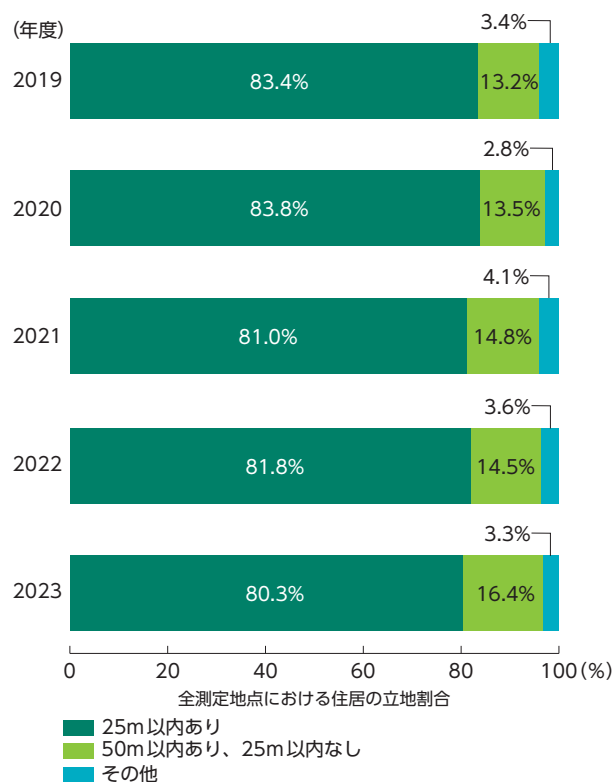
公共用飛行場周辺における航空機騒音対策としては、耐空証明（旧騒音基準適合証明）制度による騒音基準に適合しない航空機の運航を禁止するとともに、緊急時等を除き、成田国際空港では夜間の航空機の発着を禁止し、大阪国際空港等では発着数の制限を行っています。

図4-5-12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準における音源対策の達成状況



注：各年度で測定地点は同一でない場合がある  
資料：環境省

図4-5-13 新幹線鉄道沿線における住居の状況



資料：環境省

航空機騒音対策を実施してもなお航空機騒音の影響が及ぶ地域については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）等に基づき空港周辺対策を行っています。同法に基づく対策を実施する特定飛行場は、東京国際空港、大阪国際空港、福岡空港など14空港であり、これらの空港周辺において、学校、病院、住宅等の防音工事及び共同利用施設整備の助成、移転補償、緩衝緑地帯の整備等を行っています（表4-5-4）。また、大阪国際空港及び福岡空港については、周辺地域が市街化されているため、同法により計画的周辺整備が必要である周辺整備空港に指定されており、大阪国際空港周辺の事業は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）等に基づき新関西国際空港株式会社より空港運営権者に選定された関西エアポート株式会社が、福岡空港周辺の事業は国及び関係地方公共団体の共同出資で設立された独立行政法人空港周辺整備機構が関係府県知事の策定した空港周辺整備計画に基づき、上記施策に加えて、再開発整備事業等を実施しています。

自衛隊等の使用する飛行場等に係る周辺対策としては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）等に基づき、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、移転補償、緑地帯等の整備、テレビ受信料の助成等の各種施策を行っています（表4-5-5）。

航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、2023年度において、592地点の測定地点のうち、515地点（87.0%）で達成しました（図4-5-14）。

表 4-5-4 空港周辺対策事業一覧表

| (国費予算額、単位：百万円)        |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 区 分                   | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| 教育施設等防音工事             | 367    | 7      | 77     |
| 住宅防音工事                | 210    | 191    | 192    |
| 移転補償等                 | 635    | 611    | 1,316  |
| 緩衝緑地帯整備               | 39     | 41     | 48     |
| 空港周辺整備機構<br>(補助金、交付金) | 0      | 0      | 0      |
| 周辺環境基盤施設              | 0      | 0      | 0      |
| 計                     | 1,251  | 850    | 1,633  |

資料：国土交通省

表 4-5-5 防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

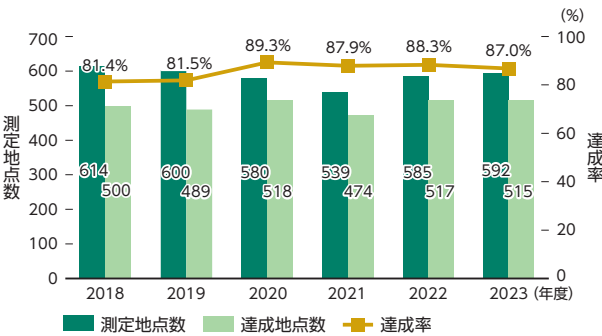
| (国費予算額、単位：億円) |  |    |        |        |        |
|---------------|--|----|--------|--------|--------|
| 事項            |  | 区分 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| 騒音防止事業        |  |    |        |        |        |
| (学校・病院等の防音)   |  |    | 83.9   | 72.2   | 80.3   |
| (住宅防音)        |  |    | 615.4  | 590.8  | 613.6  |
| (防音関連維持費)     |  |    | 15.7   | 15     | 18.0   |
| 民生安定助成事業      |  |    |        |        |        |
| (公民館等の防音助成)   |  |    | 3.7    | 7.5    | 16.3   |
| (放送受信障害)      |  |    | 17.8   | 17.4   | 14.7   |
| (空調機器稼働費)     |  |    | 0.1    | 0.1    | 0.1    |
| 移転措置事業        |  |    | 50.6   | 56.1   | 56.1   |
| 緑地整備事業        |  |    | 8.8    | 11.1   | 11.7   |
| 計             |  |    | 795.7  | 770.2  | 810.8  |

注1：表中の数値には、航空機騒音対策以外の騒音対策分も含む。

2：百万円単位を四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

資料：防衛省

図 4-5-14 航空機騒音に係る環境基準の達成状況



資料：環境省

## イ 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）では、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域内における法で定める工場・事業場及び建設作業の騒音・振動を規制しています。

振動規制法に基づく特定施設であるコンプレッサーについて、「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」及び「低振動型圧縮機の指定に関する規程」を2022年5月に公布し、同年12月に施行されました。2024年度末時点で、低振動型圧縮機として12,864型式を指定しました。

## ウ 低周波その他の対策

2023年度には全国の地方公共団体で、低周波に関する苦情が335件受け付けられました。低周波音問題への対応に資するため、地方公共団体職員を対象として低周波音の測定評価方法等に係る講習を行っています。

また、新しい騒音問題として、風力発電施設については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」、省エネ型温水器等については「地方公共団体担当者のための省エネ型温水器等から発生する騒音対応に関するガイドブック」の周知徹底に努めています。

近年、営業騒音、拡声機騒音、生活騒音等のいわゆる近隣騒音は、騒音に係る苦情全体の約18%を占めており、普及啓発活動を行っています。各地方公共団体では2023年度末時点で、深夜営業騒音は41の都道府県及び106の市町村で、拡声機騒音は43の都道府県及び137の市町村で条例を制定しています。



## (2) 悪臭対策

悪臭苦情の件数は2018年度からは増加していましたが、2021年度からは減少傾向になり、2023年度の悪臭苦情件数は11,735件と、前年度に比べ700件減少しました。

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき、工場・事業場から排出される悪臭の規制等を実施しています。2024年度には、嗅覚測定法における現告示法の見直しの検討、嗅覚パネルの選定に関する見直しの検討等を行いました。また、臭気指数等の測定を行う臭気測定業務従事者についての国家資格を認定する臭気判定士試験を毎年1回実施しています。

## (3) <sup>ひかりがい</sup>光害対策等

不適切な屋外照明等の使用から生じる光は、人間の諸活動や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度な明るさはエネルギーの浪費であり、地球温暖化の原因にもなります。

このため、良好な光環境の形成に向けて、近年のLED照明の普及など照明技術を取り巻く環境の変化も踏まえて2020年度に改定した<sup>ひかりがい</sup>光害対策ガイドライン等を活用し、普及啓発を図りました。また、星空観察を通じて<sup>ひかりがい</sup>光害に気づき、環境保全の重要性を認識してもらうことを目的として、夏と冬の2回、肉眼観察とデジタルカメラによる夜空の明るさ調査を呼び掛けました。

# 5 アジアにおける大気汚染対策

アジア地域における大気環境の改善に向け、様々な二国間・多国間協力を通じて、政策・技術に関する情報共有、モデル的な技術の導入、共同研究等を進めています。

## (1) 二国間協力

第6章第4節1（2）イを参照。

## (2) 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMU）の枠組みの下での協力

TEMUの枠組みの下で、大気汚染に関する政策対話、黄砂に関する共同研究等を実施しました。

## (3) 多国間協力

### ア アジアEST地域フォーラム

2024年12月にフィリピン共和国・マニラにおいて第16回アジアEST（環境的に持続可能な交通）地域フォーラムを開催し、アジア地域各国のESTに関する政策の共有を図るなどとともに、第14回フォーラムで採択された「愛知宣言2030」の目標に対する各国の取組状況についてフォローアップが実施されました。

### イ 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）

東アジア地域において、酸性雨問題に関する地域の協力体制を確立することを目的として、我が国のイニシアティブにより、2001年に東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）を設立し、現在、東アジア地域の13か国が参加しています。EANETは、2020年の政府間会合で、酸性雨に限らずより広い大気環境問題を扱うことができるよう活動スコープを拡大し、2021年の政府間会合で、具体的な対象物質と取り組む活動、プロジェクトごとに予算を執行する新たな仕組みの導入とそのガイドラインについて合意しました。これにより、従来の活動に加え、より柔軟かつ迅速に課題に対応する活動を実施しています。

### ウ コベネフィット・アプローチの推進

アジア太平洋地域の大気環境改善に向けた活動を促進するため、2014年に国連環境計画（UNEP）

と連携して立ち上げたアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ（APCAP）の活動の推進、クリーン・エア・アジア（CAA）と連携した国際会議等における情報発信、国際応用システム分析研究所（IIASA）との共同研究の実施、2010年に創設したアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動の推進、我が国の技術の普及拡大等、多国間の連携や二国間の協力等を通じて、大気環境改善と温室効果ガス排出削減に同時に資するコベネフィット・アプローチを推進しました。

## 第6節 媒体横断的な対策

国連環境総会（UNEA）における2022年の持続可能な窒素管理に関する決議では、過剰なレベルの栄養素、特に窒素及びリンは、水、土壌、大気質、生物多様性、生態系の機能等に影響を及ぼすことに留意し、加盟国に対し、2030年までに廃棄窒素を世界的に顕著に削減することや、国家行動計画の情報を共有することを奨励しました。

これを踏まえ、我が国としても、2023年から、関係省庁連絡会議と専門家による検討会を開催し、UNEA決議で求められる持続可能な窒素管理の行動計画の策定に向けて議論・検討を進め、第六次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）に基づき、2024年9月に「持続可能な窒素管理に関する行動計画」を策定しました。

## 第7節 良好な環境の創出

豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化たる「良好な環境」の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組を行うことを目的とした「良好な環境創出活動推進モデル事業」を実施しました。また、里海づくりを通じた藻場・干潟の保全・再生・創出と、地域資源の利活用との好循環を目指す地域の里海づくりの取組の支援等を実施しました。さらに、2024年12月に「良好な環境創出シンポジウム」を開催し、良好な環境の保全・再生・創出及び水環境等を生かした地域の魅力度向上等について普及促進を図りました。

## 第8節 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組

### 1 デジタル技術の活用等による環境管理

デジタル技術の活用等に向け、デジタル技術導入実証等の調査研究等を進めています。

### 2 分析技術の開発や精度管理

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施しました。

自然災害等に起因する、水質汚濁や大気汚染等に係る事故の発生時には、自治体と連携した迅速な状況把握等を行ったほか、水道水質の安全対策の強化の検討や災害時における石綿飛散防止対策の強化に取り組みました。能登半島地震の発生後、被災地において石綿の大気濃度調査を実施したほか、解体工事における石綿飛散防止対策について被災自治体に技術的助言を行うなど、被災地の石綿飛散防止対策に取り組みました。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく化学物質管理指針には、災害時における事業者の化学物質漏洩防止に関する取組についても規定しており、2024年2月には指針に係る事業者向けの好事例集を公表しました。



## 第1節

ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための  
法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

## 1 化学物質の環境中の残留実態の現状

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を提供しています。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する化学物質もあります。化学物質の中には、適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生活環境に有害な影響を及ぼすものがあります。

化学物質の一般環境中の残留実態については、毎年、化学物質環境実態調査を行い、「化学物質と環境」として公表しています。2024年度においては、[1] 初期環境調査、[2] 詳細環境調査、[3] モニタリング調査の三つの体系で実施しました。これらの調査結果は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）のリスク評価及び規制対象物質の追加の検討や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）の指定化学物質の指定の検討、環境リスク評価の実施のための基礎資料など、各種の化学物質関連施策に活用されています。

**(1) 初期環境調査**

初期環境調査は、化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質の指定の検討やその他化学物質による環境リスクに係る施策の基礎資料とすることを目的としています。2023年度は、調査対象物質の特性に応じて、水質、底質又は大気について調査を実施し、対象とした14物質（群）のうち、13物質（群）が検出されました。また、2024年度は、10物質（群）について調査を実施しました。

**(2) 詳細環境調査**

詳細環境調査は、化学物質審査規制法の優先評価化学物質のリスク評価を行うための基礎資料とすることを目的としています。2023年度は、調査対象物質の特性に応じて、水質、底質又は大気について調査を実施し、対象とした5物質（群）のうち3物質（群）が検出されました。また、2024年度は、4物質（群）について調査を実施しました。

**(3) モニタリング調査**

モニタリング調査は、難分解性、高蓄積性等の性質を持つポリ塩化ビフェニル（PCB）等の化学物質の残留実態を経年的に把握するための調査であり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化学物質審査規制法の特定化学物質等を対象に、物質の特性に応じて、水質、底質、生物又は大気について調査を実施しています。

2023年度は、11物質（群）について調査を実施し、10物質（群）が検出されました。また、数年間の結果が蓄積された物質を対象に統計学的手法を用いて解析したところ、全ての媒体で濃度レベルが

総じて横ばい又は漸減傾向を示していました。また、2024年度は、11物質（群）について調査を実施しました。

## 2 化学物質の環境リスクの管理

### (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

新たに製造・輸入される新規化学物質について、化学物質審査規制法に基づき、2024年度は、228件（うち低生産量新規化学物質は77件）の届出を事前審査しました。

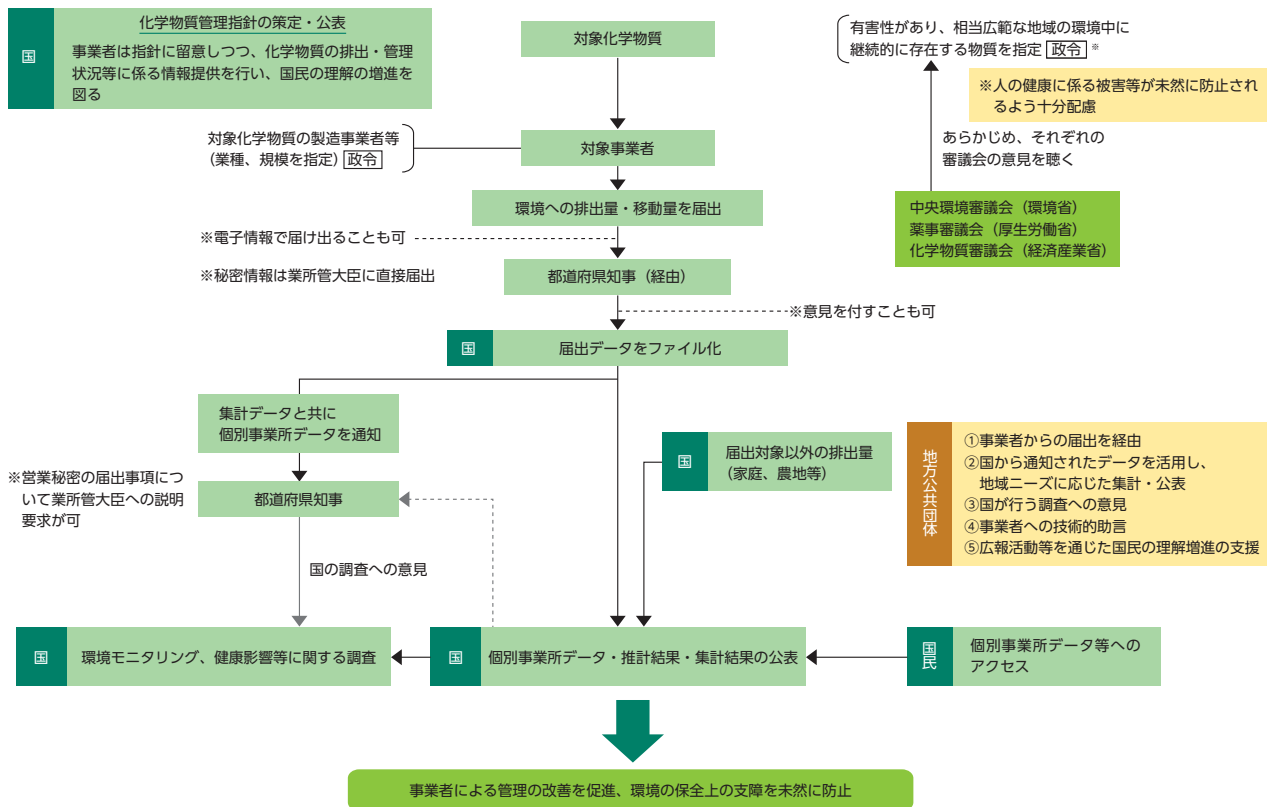
また、2024年9月に「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）の異性体又はその塩」を、2025年1月に「PFOA 関連物質」を、同年2月に「メトキシクロル」、「デクロランプラス」及び「UV-328」を化学物質審査規制法における第一種特定化学物質に指定しました。さらに、2022年6月に開催されたPOPs条約第10回締約国会議の議論を踏まえ、新たに条約上の廃絶対象とすることが決定されたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質を化学物質審査規制法における第一種特定化学物質に指定すること、それらが使用されている製品で輸入してはならないもの（輸入禁止製品）を指定すること等について中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会にて審議しました。

加えて、平成29年の化学物質審査規制法改正時の附則において施行後5年を経過した場合の見直しが規定されていることを受けて、2024年9月に中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会を設置し、施行状況の点検を行い、今後の化学物質対策の在り方について、所要の検討を行いました。

### (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

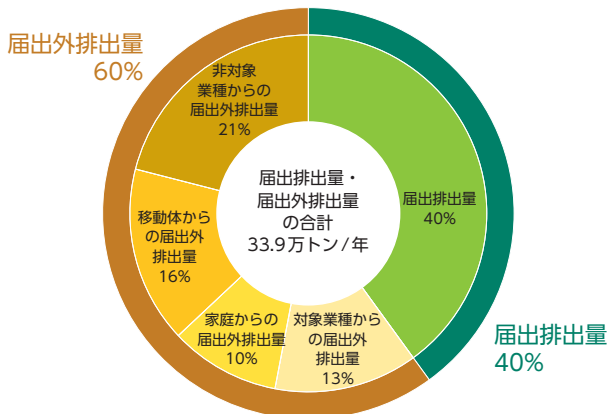
化学物質排出把握管理促進法の対象物質の見直しを行った化学物質排出把握管理促進法施行令（平成12年政令第138号）が2021年10月に公布、2023年4月に施行されました。化学物質排出移動量届出（PRTR）制度については、改正施行令に基づく対象物質について事業者が把握した2023年度の排出量等が都道府県経由で国へ届出されました。届出された個別事業所のデータ、その集計結果及び国が行った届出対象外の排出源（届出対象外の事業者、家庭、自動車等）からの排出量の推計結果を、2025年2月に公表しました（図5-1-1、図5-1-2、図5-1-3）。また、個別事業所ごとのPRTRデータは、地図上で視覚的に分かりやすく表示し、ウェブサイトで公開しています。

図5-1-1 化学物質の排出量の把握等の措置（PRTR）の実施の手順



資料：経済産業省、環境省

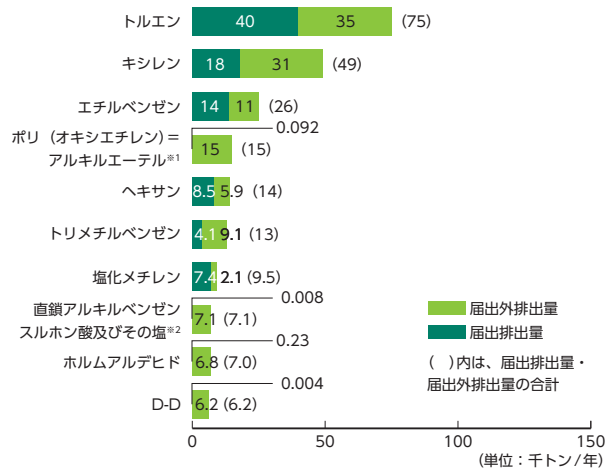
図5-1-2 届出排出量・届出外排出量の構成（2023年度分）



注：四捨五入しているため合計値にずれがある場合があります。

資料：経済産業省、環境省

図5-1-3 届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量（2023年度分）



※1：アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2：アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

注：百トンの位の値で四捨五入しているため合計値にずれがある場合があります。

資料：経済産業省、環境省

### 3 ダイオキシン類問題への取組

#### (1) ダイオキシン類による汚染実態と人の摂取量

2023年度のダイオキシン類に係る環境調査結果は表5-1-1のとおりです。

2023年度に人が一日に食事及び環境中から平均的に摂取したダイオキシン類の量は、体重1kg当たり約0.41pg-TEQと推定されました（図5-1-4）。



食品からのダイオキシン類の一日摂取量は、平均0.40pg-TEQ/kg bw/日です。この数値は耐容一日摂取量の4pg-TEQ/kg bw/日を下回っています（図5-1-5）。

表5-1-1 2023年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（モニタリングデータ）（概要）

| 環境媒体               | 地点数     | 環境基準超過地点数  | 平均値 <sup>※1</sup>          | 濃度範囲 <sup>※1</sup>               |
|--------------------|---------|------------|----------------------------|----------------------------------|
| 大気 <sup>※2</sup>   | 521地点   | 0地点（0%）    | 0.013pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.0025～0.13pg-TEQ/m <sup>3</sup> |
| 公共用水域水質            | 1,304地点 | 25地点（1.9%） | 0.18pg-TEQ/ℓ               | 0.0081～2.9pg-TEQ/ℓ               |
| 公共用水域底質            | 1,078地点 | 2地点（0.2%）  | 5.6pg-TEQ/g                | 0.0092～410pg-TEQ/g               |
| 地下水質 <sup>※3</sup> | 456地点   | 0地点（0%）    | 0.044pg-TEQ/ℓ              | 0.00052～0.94pg-TEQ/ℓ             |
| 土壌 <sup>※4</sup>   | 683地点   | 0地点（0%）    | 2.6pg-TEQ/g                | 0～140pg-TEQ/g                    |

※1：平均値は各地点の年間平均値の平均値であり、濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。

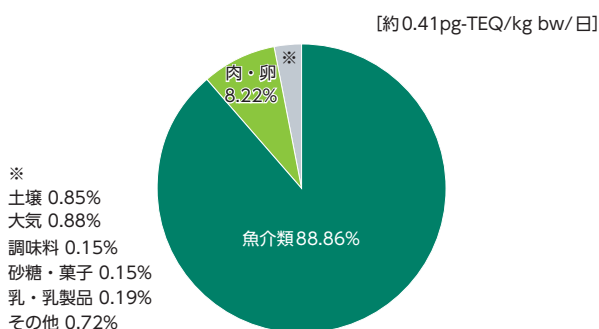
※2：大気については、全調査地点（580地点）のうち、年間平均値を環境基準により評価することとしている地点についての結果であり、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。

※3：地下水については、環境の一般的状況を調査（概況調査）した結果であり、汚染の継続監視等の経年的なモニタリングとして定期的な実施される調査等の結果は含まない。

※4：土壌については、環境の一般的状況を調査（一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査）した結果であり、汚染範囲を確定するための調査等の結果は含まない。

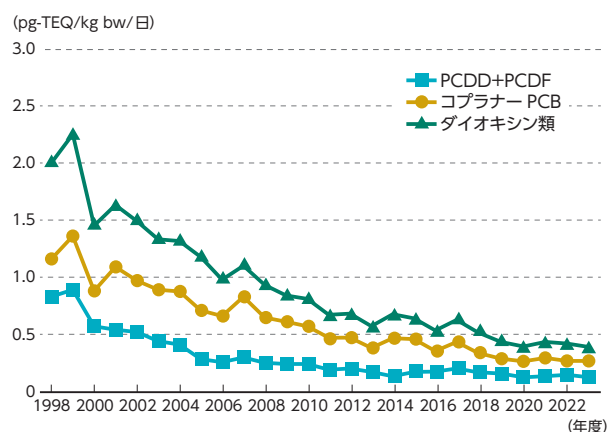
資料：環境省「令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」（2025年3月）

図5-1-4 日本におけるダイオキシン類の一人一日摂取量（2023年度）



資料：厚生労働省、環境省資料より環境省作成

図5-1-5 食品からのダイオキシン類の一日摂取量の経年変化



資料：厚生労働省「食品からのダイオキシン類一日摂取量調査」

## (2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策は、「ダイオキシン対策推進基本指針（以下「基本指針」という。）」及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）の二つの枠組みにより進められています。

1999年3月に策定された基本指針では、排出インベントリ（目録）の作成、測定分析体制の整備、廃棄物処理・リサイクル対策の推進等を定めています。

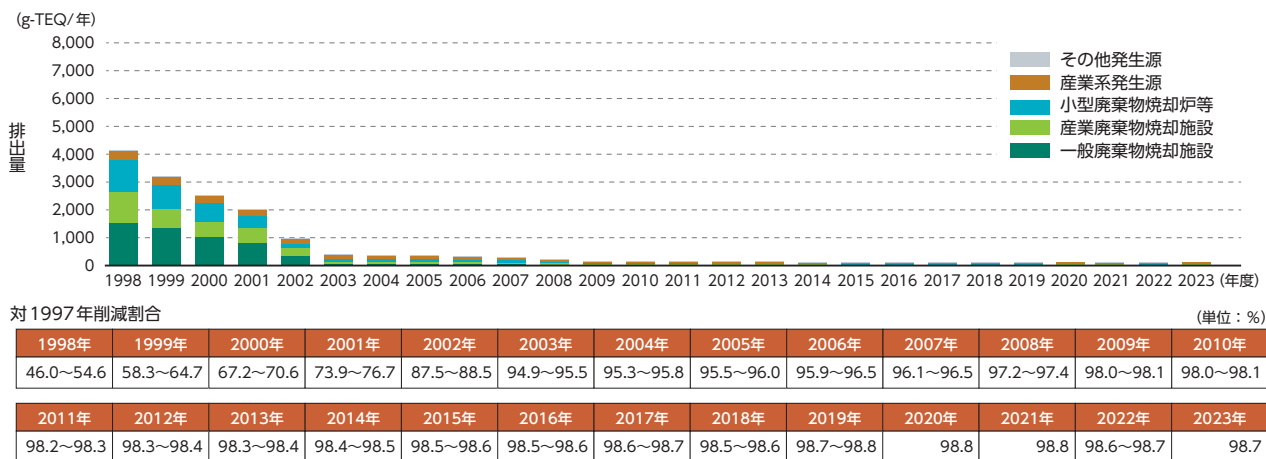
ダイオキシン法では、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に関する規制、汚染状況の調査、土壌汚染に係る措置、国の削減計画の策定等が定められています。

基本指針及びダイオキシン法に基づき国の削減計画で定めたダイオキシン類の排出量の削減目標が達成されたことを受け、2012年に国の削減計画を変更し、新たな目標として、当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することとしました。2022年における削減目標の設定対象に係る排出総量は、101g-TEQ/年（図5-1-6）で、削減目標量176g-TEQ/年を下回っています。

ダイオキシン法に定める排出基準の超過件数は、2023年度は大気基準適用施設で45件、水質基準適用事業場で0件、合計45件（2022年度30件）でした。また、2023年度において、同法に基づく命令が発令された件数は、大気関係15件、水質関係0件で、法に基づく命令以外の指導が行われた件数は、大気関係770件、水質関係35件でした。

ダイオキシン類による土壌汚染対策については、環境基準を超過し、汚染の除去等を行う必要があるものとして、2023年度末までに6地域がダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定され、対策計画に基づく事業が完了しています。また、ダイオキシン類に係る土壌汚染対策を推進するための各種調査・検討を実施しており、2021年度末に「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」等を改定し、公表しました。

図5-1-6 ダイオキシン類の排出総量の推移



注：1997年から2007年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、2008年以後の排出量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。  
資料：環境省「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）」（2025年3月）より作成

## 4 農薬のリスク対策

農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境への安全性が確認され、農林水産大臣の登録を受けなければ製造、販売等ができません。登録の可否を判断する要件のうち、作物残留、土壌残留、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る基準（農薬登録基準）を環境大臣が定めています。

生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準は、個別農薬ごとに基準値を設定しており、2024年度はそれぞれ4農薬と7農薬について設定又は改正しました。

また、農薬取締法に基づき、既登録農薬のうち国内使用量が多いものを優先し、最新の科学的知見に基づく安全性等の再評価を進めています。

### 第2節

## 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され利用が可能となりアクセスできる状態の確保

### 1 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発

化学物質やその環境リスクに対する国民の不安に適切に対応するため、これらの正確な情報を市民・産業・行政等の全ての者が共有しつつ相互に意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進していま

す。

化学物質のリスクに関する情報の整備のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、「かんたん化学物質ガイド」等と共に配布しました。さらに、環境省においては、化学物質の名前等を基に、信頼できるデータベースに直接リンクできるシステム「化学物質情報検索支援サイト（ケミココ）」を公開しています。独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト上では、既存化学物質等の安全性の点検結果等の情報を掲載した化審法データベース（J-CHECK）や、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHIRIP）」等の情報の提供を行っています。

地域ごとの対策の検討や実践を支援する化学物質アドバイザーの派遣を行っており、2024年度にはPRTR制度についての講演会講師等として延べ27件の派遣を行うとともに、より多くの方にアドバイザーの活動を知ってもらい、活用してもらうため、環境省ウェブサイト上で情報更新等を行うなど、広報活動に取り組みました。また、こども・若者意見反映推進事業（通称「こども若者★いけんぶらす」）と連携してよりよい広報活動に取り組むための検討を行いました。

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体による意見交換を行い、合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を開催しています。2024年度は、2024年11月と2025年2月に政策対話を実施し、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」の採択を受けた対応について参加メンバーで意見交換を行いました。

## 2 リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等

環境施策上のニーズや前述の化学物質環境実態調査の結果等を踏まえ、化学物質の環境経由ばく露に関する人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）についての評価を行っています。その取組の一つとして、2024年度に環境リスク初期評価の第23次取りまとめを行い、6物質について健康リスク及び生態リスク初期評価を、1物質について健康リスク初期評価を、5物質について生態リスク初期評価を実施しました。その結果、健康リスク初期評価で1物質、生態リスク初期評価で3物質について相対的にリスクが高い可能性がある「詳細な評価を行う候補」と判定され、健康リスク初期評価で3物質、生態リスク初期評価で4物質について「更なる関連情報の収集が必要」と判定されました。

化学物質審査規制法では、包括的な化学物質の管理を行うため、法制定以前に製造・輸入が行われていた既存化学物質を含む一般化学物質等を対象に、スクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で、それらについて段階的に情報収集し、国がリスク評価を行っています。2025年4月時点で、優先評価化学物質221物質が指定されています（図5-2-1）。優先評価化学物質については段階的に詳細なリスク評価を進めており、2024年度までに88物質についてリスク評価（一次）評価Ⅱ及び評価Ⅲに着手し、46物質について評価Ⅱ等の評価結果等を審議しました。リスク評価結果の審議における結論を踏まえ、2025年4月にはポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（NPE）を第二種特定化学物質に指定しました。

ナノ材料については、環境・省エネルギー等の幅広い分野で便益をもたらすことが期待されている一方で、人の健康や生態系への影響が十分に解明されていないことから、ナノ材料の生態影響に関する国内外の知見を収集・整理を進めました。

適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正すること、また、情報伝達に係る自主的取組の促進を図るためWDSガイドラインを改正することについて検討を進めました。

- リスクの高い化学物質による環境汚染の防止を目的
- 化学物質に関するリスク評価とリスク管理の2本柱

#### 1. リスク評価

- ・新規化学物質の製造・輸入に際し、①環境中での難分解性、②生物への蓄積性、③人や動植物への毒性の届出を事業者が義務付け、国が審査
- ・難分解性・高蓄積性・長期毒性のある物質は第一種特定化学物質に指定
- ・難分解性・高蓄積性物質・毒性不明の既存化学物質は監視化学物質に指定
- ・その他の一般化学物質等（上記に該当しない既存化学物質及び審査済みの新規化学物質）については、製造・輸入量や毒性情報等を基にスクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない物質は優先評価化学物質に指定

| 区分                  | 措置                                                    |
|---------------------|-------------------------------------------------------|
| 監視化学物質<br>(38物質)    | ・製造・輸入の実績の届出<br>・有害性調査の指示等を行い、長期毒性が認められれば第一種特定化学物質に指定 |
| 優先評価化学物質<br>(221物質) | ・製造・輸入の実績の届出<br>・リスク評価を行い、リスクが認められれば、第二種特定化学物質に指定     |

#### 2. リスク管理

- ・リスク評価等の結果、指定された特定化学物質について、性状に応じた製造・輸入・使用に関する規制により管理

| 区分                            | 規制                                                      |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第一種特定化学物質<br>(PCB等39物質)       | ・原則、製造・輸入、使用の事実上の禁止<br>・限定的に使用を認める用途について、取扱いに係る技術基準の遵守  |
| 第二種特定化学物質<br>(トリクロロエチレン等24物質) | ・製造・輸入の予定及び実績の届出<br>・（必要に応じ）製造・輸入量の制限<br>・取扱いに係る技術指針の遵守 |

注：各物質の数は2025年4月1日時点。

資料：環境省（厚生労働省及び経済産業省所管の内容を含む）

### 3 ばく露モニタリング

PCB等の環境中での残留性が高く長距離移動性が懸念される化学物質について、化学物質環境実態調査ではモニタリング調査を行っており、POPs条約で規制の対象とされている物質の残留状況の経年変化を監視しています。2023年度までの継続的な調査で、PFOSやPFOAは全体として漸減傾向であり、その他の調査対象物質も横ばい又は漸減傾向であることが明らかになりました。また、モニタリング調査における調査技術や集積された調査結果について、技術支援や調査結果の提供を通じて東アジア諸国との協力を行い、国際的な環境モニタリング体制の構築を進めています。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査では、人への化学物質の平均的なばく露の状況を把握するために血液等の生体試料中の化学物質濃度調査の検討を進めています。

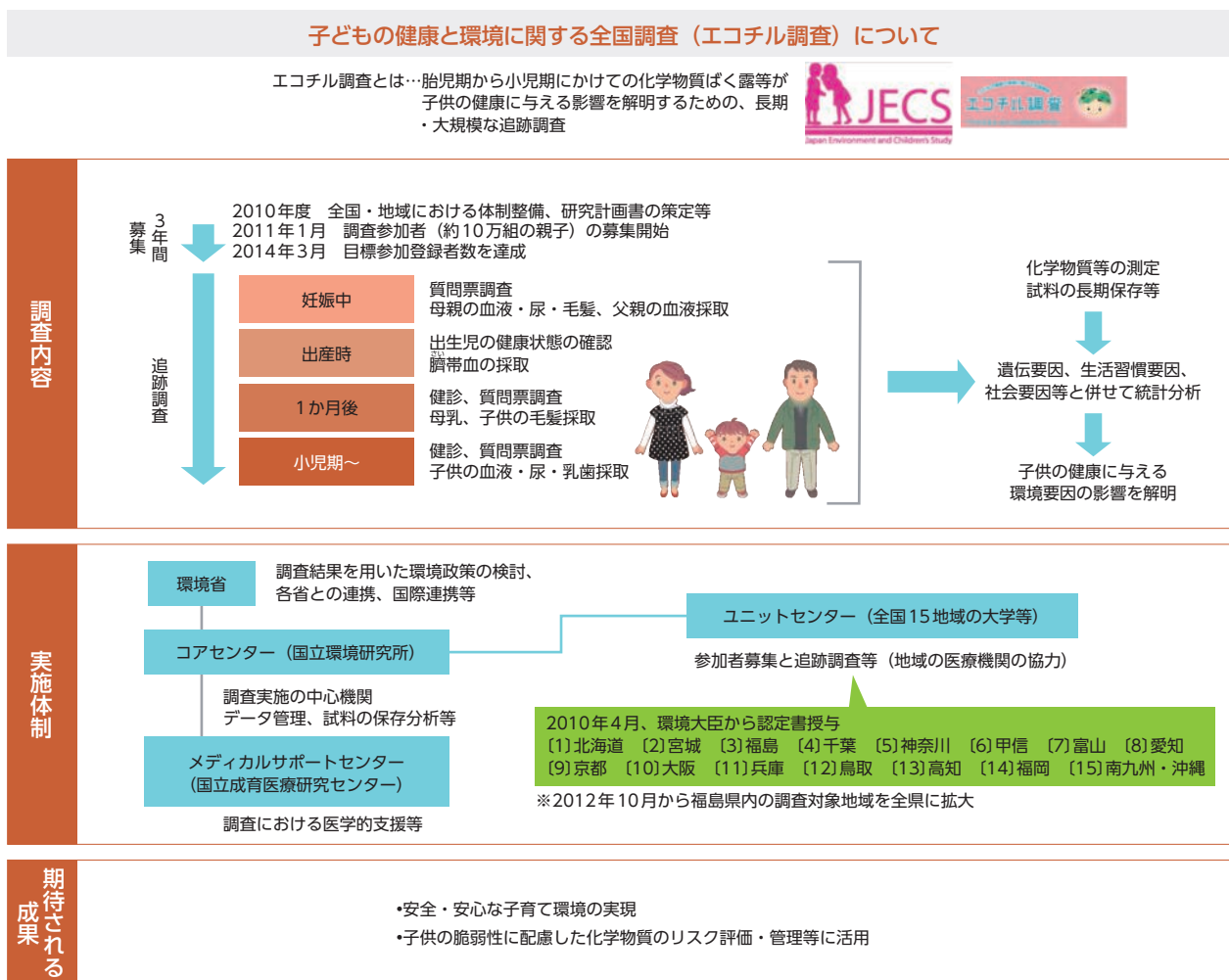
### 4 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

2010年度から全国で、約10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施しています。エコチル調査では、臍帯血、血液、尿、母乳、乳歯等の生体試料を採取保存・分析するとともに、質問票等によるフォローアップを行い、子供の健康に影響を与える環境要因を明らかにすることとしています。また、全国調査約10万人の中から抽出された5,000人程度の子供を対象として医師による診察や身体測定、居住空間の化学物質の採取等の詳細調査を実施しています。エコチル調査の結果については、関係省庁等への情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築につなげています。2024年度は、13歳以降の調査を開始し、12歳の学童期検査を引き続き実施しました。

この調査の実施体制としては、国立研究開発法人国立環境研究所がコアセンターとして研究計画の立案や生体試料の化学分析等を、国立研究開発法人国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとして医学的な支援等を、全国15地域のユニットセンターが参加者のフォローアップを担っており、環境省はこの調査研究の結果を政策に反映していくこととしています（図5-2-2）。



図 5-2-2 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の概要



## 第3節 懸念問題への対応

化学物質の内分泌かく乱作用については、その有害性など未解明な点が多く、関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、経済協力開発機構（OECD）における活動を通じた多国間協力や二国間協力など国際的に協調して実施しています。

環境省では、化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価するため、2022年に取りまとめた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2022—」に基づき、試験法の開発、既存知見の信頼性評価、試験候補物質の絞り込み、試験・評価の実施などの取組を進めています。

複数化学物質の影響評価（いわゆる「複合影響評価」）については、環境リスク評価を進める上で参照するためのガイダンスの検討を進めました。ナノマテリアルについては、水生生物に対する生態毒性に関する知見を取りまとめました。環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に関する知見の整理を進めました。

プラスチック添加剤等の化学物質による汚染については、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の議論に積極的に参加しています。

また、新たな評価手法（NAMs）や定量的構造活性相関（QSAR）等の新たな評価手法については、

我が国においても研究開発を推進するとともに、各法律・制度における適切な活用方策を検討しています。

## 第4節

### 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進などの化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援を通して関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図りました。

また、近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあることから、化学物質管理においても、先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような枠組みについて、検討を行いました。

## 第5節

### 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

#### 1 国際的な化学物質管理の枠組み

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で定められた「2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響の最小化を目指す」との目標を達成するため、我が国では、2006年2月に採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に基づき、「<sup>サイカム</sup>SAICM国内実施計画」を策定し、包括的な化学物質管理を推進してきました。

その後、2023年9月に、2020年以降の新たな国際的な化学物質管理の枠組みとして「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択されました。これを受け、GFCの国内実施を推進するため、政府内にGFC関係省庁連絡会議を設置して、GFC国内実施計画の策定を進めました（GFC国内実施計画は2025年4月に策定・公表）。なお、我が国はGFCのアジア太平洋地域のフォーカルポイントに選出されています。また、この枠組みの中では、化学物質・廃棄物の適正管理におけるセクター間連携の強化が求められており、我が国とタイが共同議長を務める「環境と保健に関するアジア太平洋地域フォーラム」のテーマ別ワーキンググループにおいては、セクター間連携による取組を推進しています。

#### 2 国連の活動

PCB、DDTなど残留性有機汚染物質（POPs）の製造・使用の禁止・制限、排出の削減、廃棄物の適正処理等を規定しているPOPs条約及び有害な化学物質の貿易に際して人の健康及び環境を保護するための当事国間の共同の責任と協同の努力を促進する「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）」の締約国会合が2023年5月にスイス・ジュネーブで合同開催されました。同会合では、POPs条約の対象物質として新たに、メトキシクロル、デクロランプラス、UV-328を廃絶の対象として追加することなどが決議され、2025年2月に発効されました。なお、POPs条約においては、補助機関である残留

性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の2024年から2028年までの委員が我が国から選出されています。POPRC第20回会合は2024年9月にイタリア・ローマで開催され、POPs条約の対象物質として新たに、クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質を廃絶の対象として追加することを締約国会合に勧告することが決定されました。また、東アジアPOPsモニタリングプロジェクトを通じて、東アジア地域の国々と連携して環境モニタリングを実施するとともに、2023年11月にフィリピン・マニラで第15回東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催し、同地域におけるモニタリング能力の強化に向けた取組を進めています。

化学物質の分類と表示の国際的調和を図ることを目的とした「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」については、関係省庁が作業を分担しながら、化学物質の有害性に関する分類事業を行うとともに、ウェブサイトを通じて分類結果の情報発信を進めました。

また、2022年2～3月に開催された第5回国連環境総会再開セッションにおける決議を踏まえ、「化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル」の設置に向け、2024年末までに3回の公開作業部会が開催され、本パネルの対象とする分野・範囲や組織構造等について議論されました。

### 3 水銀に関する水俣条約

水銀による地球規模での環境汚染から人の健康と環境を保護するため、2013年10月に我が国で開催された外交会議において、水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）が採択されました。水俣条約は2017年8月に発効し、同日、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）が施行されました。水俣条約第4回及び第5回締約国会議（COP4及びCOP5）にて決定した水銀使用製品（一般照明用の蛍光灯等）の製造規制を実施するため、2024年12月には、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令第378号）を改正しました。

また、水俣条約の有効性評価への貢献のため、沖縄県<sup>へど</sup>辺戸岬及び秋田県<sup>おが</sup>男鹿半島において継続的に調査してきた水銀の大気中濃度等のモニタリングデータを水俣条約事務局に提出しました。また、有効性評価のための作業グループの会合においては我が国が共同議長として選出され、議論に貢献しています。

我が国は過去の経験と教訓を活かし、途上国による水俣条約の適切な履行を支援する国際協力と水俣発の情報発信・交流の二つの柱からなる「<sup>モヤイ</sup>MOYAIイニシアティブ」を推進しています。途上国への水銀対策支援については、フィリピン及びネパールに対して水銀のマテリアルフローの分析・作成を支援するための研修を実施したほか、アジア太平洋水銀モニタリングネットワーク（APMMN）や南アフリカ水銀ネットワーク（SAMNet）と協力して、アジア太平洋地域と南アフリカ地域の技術者向けのモニタリング能力向上支援研修をそれぞれ行いました。さらに、我が国の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、ベトナムやインドネシア等の東南アジア地域で調査及び検討を実施しました。水俣発の情報発信・交流については、水俣市と連携した水俣市の中学生による水銀対策技術紹介動画を制作し海外へ情報発信したことに加えて、熊本県立水俣高校や国立水俣病総合研究センターと連携して、国内外の高校生の水銀に関する取組のオンライン交流活動「水銀に関するユースダイアログ」を開催しました。

### 4 OECDの活動

我が国は、OECDの化学品・バイオ技術委員会において、環境保健安全プログラムを通じて、化学物質の安全性試験の技術的基準であるテストガイドラインの作成及び改廃など、化学物質の適正な管理に関する種々の活動に貢献しています。これに関する作業として、新規化学物質の試験データの信頼性



確保及び各国間のデータ相互受入れのため、優良試験所基準（GLP）に関する国内体制の維持・更新、生態影響評価試験法等に関する我が国の状況を踏まえた評価・検証、化学物質の安全性を総合的に評価するための手法等の検討・開発、国内外の化学物質の安全性に係る情報の収集、分析等を行っています。また、環境省と国立環境研究所で開発している定量的構造活性相関（QSAR）プログラムである生態毒性予測システム（KATE）が、OECD QSAR Toolboxに接続されるなど連携を深めています。内分泌かく乱作用については、生態影響評価のための試験法の開発に主導的に参加するなど、OECDの取組に貢献しています。また、「PRTR作業部会」では、我が国が共同議長を務めるとともに、PRTRデータセンターの運営・改善や各国データの比較可能性向上に関するプロジェクトを主導するなど、その取組に積極的に貢献しました。

## 5 諸外国の化学物質規制の動向を踏まえた取組

欧州連合（EU）では、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH）や化学品の分類、表示及び包装に関する規則（CLP規則）等の化学物質管理制度に基づく化学物質管理が実施されており、我が国との関係が特に深いアジア地域においても、関係法令の施行による化学物質対策の強化が進められています。このため、我が国でも化学物質を製造・輸出又は利用する様々な事業者の対応が求められています。こうした我が国の経済活動にも影響を及ぼす海外の化学物質対策の動きへの対応を強化するため、化学産業や化学物質のユーザー企業、関係省庁等で構成する「化学物質国際対応ネットワーク」を通じて、ウェブサイト等による情報発信やセミナーの開催による海外の化学物質対策に関する情報の収集・共有を行いました。

日中韓三か国による化学物質管理に関する情報交換及び連携・協力を進めるため、2024年11月に「第18回日中韓化学物質管理政策対話」が中国の成都で開催されました。日中韓の政府関係者による政府事務レベル会合では、化学物質管理政策の最新動向、化学物質管理に関する国際動向への対応、各国の最新の課題に関する対応の状況等について情報・意見交換を行うとともに、2025年に次期5カ年計画を策定することで合意しました。また、開催国の民間企業を中心とした一般参加者に対する日中韓それぞれの化学物質管理政策に関する公開セミナーが開催され、我が国の化学物質管理制度の周知徹底を行いました。

## 第6節 負の遺産への対応等

2002年9月以降、神奈川県寒川町及び平塚市内の道路建設現場等において、作業従事者が毒ガス入りの不審びんにより被災する事案が発生しました。また、2003年3月には、茨城県神栖市の住民から、ふらつき、手足の震え等の訴えがあり、飲用井戸を検査した結果、旧軍の化学剤の原料に使用された歴史的経緯があるジフェニルアルシン酸（有機ヒ素化合物）が検出されました。こうした問題が相次いで発生したことを受けて、同年6月に閣議了解、さらに12月には閣議決定を行い、政府が一体となって、以下の取組を進めています。

### 1 個別地域の事案

神栖市の事案については、ジフェニルアルシン酸による地下水汚染と健康影響が発生したことを受け、2003年6月の閣議了解に基づき、これにばく露したと認められる住民に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査（2011年6月開始）、調査研究等の緊急措置事業を実施し、その症候や病態の解明を図ってきました。また、地下水モニタリングを実施するとともに、2004年度には地



下水汚染源の掘削・除去を行い、2009年から2011年度にかけては高濃度汚染地下水対策を実施しました。地下水モニタリングについては、現在も継続的に実施しており、汚染状況を監視しています。さらに、平塚市の事案においても、地下水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、地下水モニタリングを継続して汚染状況を監視するとともに、汚染土壌処理等を実施しました。

そのほか、平塚市・寒川町、千葉県習志野市におけるA事案（毒ガス弾等の存在に関する確実性が高く、かつ地域も特定されている事案）区域においては、毒ガス弾等による被害を未然に防止するため、土地改変時における所要の環境調査等を実施しています。

## 2 毒ガス情報センター

2003年12月から毒ガス弾等に関する情報を一元的に扱う情報センターで情報を受け付けるとともに、ウェブサイトやパンフレット等を通じて被害の未然防止について周知を図っています。

## 第6章

# 各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

### 第1節 政府の総合的な取組

#### 1 環境基本計画

2023年5月に環境大臣から中央環境審議会に対して諮問された環境基本計画の見直しについて、約1年に及ぶ審議を経て、同審議会から環境大臣に新計画案についての答申が提出されました。この答申を受けて、2024年5月に第六次となる環境基本計画を閣議決定しました。

私たちは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとともに、2030年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています。こうした状況を踏まえ、第六次環境基本計画では、環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的とし、環境収容力を守りつつ、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）をビジョンとして掲げました。そして、自然資本（環境）があらゆる経済社会活動の基盤であるという認識の下、GDPといった市場価値のみならず、健康や主観的幸福感といった非市場価値も引き上げる「新たな成長」を実現していくこととしています。

#### 2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に関係する予算について、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめています。2025年度予算における環境保全経費の総額は、2兆3,456億円となりました。

#### 3 予防的な取組方法の考え方に基づく環境施策の推進

地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響等、環境問題の多くには科学的な不確実性があります。しかし、一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性があります。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきです。この予防的取組は、「第六次環境基本計画」においても「環境政策における原則等」として位置付けられており、様々な環境政策における基本的な考え方として取り入れられています。関係府省は、「第六次環境基本計画」に基づき、予防的な取組方法の考え方に関する各種施策を実施しました。

「第五次環境基本計画」で提唱され、SDGsを地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」は、「第六次環境基本計画」においても計画の中心概念である「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場として位置付けられました。「地域循環共生圏」の創造を推進するため、環境省では、「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業（2019年度～2023年度実施）」、「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業（2024年度～）」等により各地域での地域循環共生圏のビジョンづくりやそれを実現するための取組実施の支援、またそうした支援ができる主体（地域循環共生圏づくりに向けた中間支援の担い手）育成を進めています。さらに、全国各地でつくられた地域循環共生圏のビジョンを実現するため、2019年に運用を開始したポータルサイト「環境省ローカルSDGs－地域循環共生圏－」等を活用した情報発信・普及啓発を進めています。

詳細については、第1部第3章第1節を参照。

また、SDGsの環境的側面における各主体の取組を促進するため、環境省では2016年から「ステークホルダーズ・ミーティング」を開催しています。これは、先行してSDGsに取り組む企業、自治体、市民団体、研究者や関係府省が一堂に会し、互いの事例の共有や意見交換、さらには広く国民への広報を行う公開の場です。先駆的な事例を認め合うことで、他の主体の行動を促していくことを目的としています。

SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs推進円卓会議が、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部の下に設置されています。2023年12月に改定されたSDGs実施指針を踏まえ、2030年以降も見据えて国際的な議論を主導していくべく、2024年5月には国連未来サミットに関する意見交換、同年10月には2025年実施予定の我が国のSDGs達成に向けた取組を振り返る自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）に関する意見交換を実施しました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2023年12月閣議決定）において、地方創生に取り組むに当たって、SDGsの理念に沿った経済・社会・環境の三側面を統合した取組を進めることで、政策の全体最適化や地域の社会課題解決の加速化を図ることが重要であるとしています。国、地方公共団体等において、様々な取組に経済、社会及び環境の統合的向上等の要素を最大限反映することが重要です。したがって、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっても、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。このため、SDGsを原動力とした地方創生の推進や地域循環共生圏の創造の後押しを行います。

さらに、内閣府では2018年度から2024年度にかけて、地方公共団体（都道府県及び市区町村）によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市をSDGs未来都市として計206都市選定し、その中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として計70事業選定しました。今後もこれらの取組を支援するとともに、情報発信を通じて成功事例の普及展開を図ります。また、2022年度から2024年度にかけて、地方公共団体が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等を行う地域活性化に向けた取組を「広域連携SDGsモデル事業」として選定し、6団体を支援しました。加えて、SDGsの推進に当たっては、多様なステークホルダーとの連携が不可欠であることから、官民連携の促進を目的として「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置し、マッチングイベントや分科会開催等による支援を実施しています。さらに、金融面においても地方公共団体と地域金融機関等が連携して、地域課題の解決やSDGsの達成に取り組む地域事業者を支援し、地域における資金の還流と再投資を生み出す「地方創生SDGs金融」を通じた、自律的好循環の形成を目指しています。また、SDGsの取組を積極的に進める事業者等を「見える化」するために、



2020年10月には「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン」を公表するとともに、2021年11月には、SDGsの達成に取り組む地域事業者等に対する優れた支援を連携して行う地方公共団体と地域金融機関等を表彰する「地方創生SDGs金融表彰」を創設しました。

このような取組を通じて、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において設定されている、SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合の目標を2024年度に60%と設定しており、2023年度には65%と目標達成となりましたが、引き続き地方創生SDGsの普及促進活動を進めていきます（表6-1-1）。

表6-1-1 SDGs未来都市一覧

| 2018年度選定<br>(全29都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       | 2019年度選定<br>(全31都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       | 2020年度選定<br>(全33都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |          | 2021年度選定<br>(全31都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       | 2022年度選定<br>(全30都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       | 2023年度選定<br>(全28都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       | 2024年度選定<br>全24都市)<br>都道府県・市区町村コード順 |       |
|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|----------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 都道府県                                 | 選定都市  | 都道府県                                 | 選定都市  | 都道府県                                 | 選定都市     | 都道府県                                 | 選定都市  | 都道府県                                 | 選定都市  | 都道府県                                 | 選定都市  | 都道府県                                | 選定都市  |
| 北海道                                  | ★北海道  | 岩手県                                  | 陸前高田市 | 岩手県                                  | 岩手町      | 北海道                                  | 上士幌町  | 宮城県                                  | 大崎市   | 青森県                                  | 弘前市   | 北海道                                 | 本別町   |
|                                      | 札幌市   | 福島県                                  | 郡山市   | 宮城県                                  | 仙台市      | 岩手県                                  | 一関市   | 秋田県                                  | 大仙市   | 群馬県                                  | 桐生市   | 茨城県                                 | 古河市   |
|                                      | ニセコ町  | 栃木県                                  | 宇都宮市  |                                      | 石巻市      | 山形県                                  | 米沢市   | 山形県                                  | 長井市   | 埼玉県                                  | 鴻巣市   | 栃木県                                 | 阿見町   |
|                                      | 下川町   | 群馬県                                  | みなかみ町 | 山形県                                  | 鶴岡市      | 福島県                                  | 福島市   | 埼玉県                                  | 戸田市   |                                      | 深谷市   |                                     | 那須塩原市 |
| 宮城県                                  | 東松島市  | 埼玉県                                  | さいたま市 | 埼玉県                                  | 春日部市     | 茨城県                                  | 境町    | 千葉県                                  | 入間市   | 千葉県                                  | 木更津市  | 群馬県                                 | 伊勢崎市  |
| 秋田県                                  | 仙北市   | 東京都                                  | 日野市   | 東京都                                  | 豊島区      | 群馬県                                  | ★群馬県  |                                      | 松戸市   | 東京都                                  | 大田区   |                                     | みどり市  |
| 山形県                                  | 飯豊町   | 神奈川県                                 | 川崎市   | 神奈川県                                 | 相模原市     | 埼玉県                                  | ★埼玉県  | 東京都                                  | 板橋区   |                                      | 東村山市  | 埼玉県                                 | 川口市   |
| 茨城県                                  | つくば市  |                                      | 小田原市  | 石川県                                  | 金沢市      | 千葉県                                  | 市原市   | 東京都                                  | 足立区   | 富山県                                  | 氷見市   |                                     | 草加市   |
| 神奈川県                                 | ★神奈川県 | 新潟県                                  | 見附市   |                                      | 加賀市      | 東京都                                  | 墨田区   |                                      | ★新潟県  | 石川県                                  | 七尾市   | 東京都                                 | 富士見市  |
|                                      | 横浜市   | 富山県                                  | ★富山県  | 長野県                                  | 能美市      |                                      | 江戸川区  | 新潟県                                  | 新潟市   |                                      | 野々市市  |                                     | 品川区   |
|                                      | 鎌倉市   |                                      | 南砺市   |                                      | 大田市      | 神奈川県                                 | 松田町   |                                      | 佐渡市   | 福井県                                  | 大野市   | 東京都                                 | 清瀬市   |
| 富山県                                  | 富山市   | 石川県                                  | 小松市   | 岐阜県                                  | ★岐阜県     | 新潟県                                  | 妙高市   | 石川県                                  | 輪島市   | 山梨県                                  | ★山梨県  | 新潟県                                 | 燕市    |
| 石川県                                  | 珠洲市   | 福井県                                  | 鯖江市   | 静岡県                                  | 富士市      | 福井県                                  | ★福井県  | 長野県                                  | 上田市   | 長野県                                  | 松本市   | 富山県                                 | 滑川市   |
|                                      | 白山市   | 愛知県                                  | ★愛知県  |                                      | 掛川市      | 長野県                                  | 長野市   |                                      | 根羽村   | 京都府                                  | 宮津市   | 山梨県                                 | 甲府市   |
| 長野県                                  | ★長野県  |                                      | 名古屋市  | 愛知県                                  | 岡崎市      | 岐阜県                                  | 伊那市   | 静岡県                                  | 恵那市   |                                      | ★兵庫県  |                                     | 富士吉田市 |
| 静岡県                                  | 静岡市   | 滋賀県                                  | 豊橋市   | 三重県                                  | ★三重県     |                                      | 岐阜市   | 愛知県                                  | 御殿場市  | 兵庫県                                  | 加古川市  | 長野県                                 | 安曇野市  |
|                                      | 浜松市   |                                      | ★滋賀県  |                                      | いなべ市     | 岐阜県                                  | 高山市   | 静岡県                                  | 安城市   |                                      | 三木市   | 愛知県                                 | 江南市   |
| 愛知県                                  | 豊田市   | 京都府                                  | 舞鶴市   | 滋賀県                                  | 湖南市      |                                      | 美濃加茂市 | 大阪府                                  | 阪南市   | 鳥取県                                  | 三田市   |                                     | 幸田町   |
| 三重県                                  | 志摩市   |                                      | 生駒市   | 京都府                                  | 亀岡市      | 静岡県                                  | 富士宮市  |                                      | 加西市   | 和歌山県                                 | 八頭町   | 大阪府                                 | 枚方市   |
| 大阪府                                  | 堺市    | 奈良県                                  | 三郷町   | 大阪府                                  | ★大阪府・大阪府 | 愛知県                                  | 小牧市   | 兵庫県                                  | 多可町   |                                      | 島根県   |                                     | 奈良県   |
| 奈良県                                  | 十津川村  |                                      | 広陵町   | 大阪府                                  | 豊中市      |                                      | 知立市   | 和歌山県                                 | 田辺市   | 岡山県                                  | 松江市   | 和歌山県                                | 天理市   |
| 岡山県                                  | 岡山市   | 和歌山県                                 | 和歌山市  |                                      | 富田林市     | 京都府                                  | 京都市   | 鳥取県                                  | ★鳥取県  |                                      | 備前市   |                                     | みなべ町  |
|                                      | 真庭市   | 鳥取県                                  | 智頭町   | 兵庫県                                  | 明石市      | 京都府                                  | 京丹後市  |                                      | 徳島市   | 広島県                                  | 福山市   | 鳥取県                                 | 米子市   |
| 広島県                                  | ★広島県  |                                      | 日南町   |                                      | 倉敷市      | 大阪府                                  | 能勢町   | 徳島県                                  | 美波町   | 愛媛県                                  | 四国中央市 | 福岡県                                 | 吉富町   |
| 山口県                                  | 宇部市   | 岡山県                                  | 西栗倉村  | 広島県                                  | 東広島市     | 兵庫県                                  | 姫路市   | 愛媛県                                  | 新居浜市  | 佐賀県                                  | 糸島市   |                                     | 国東市   |
| 徳島県                                  | 上勝町   | 福岡県                                  | 大牟田市  | 香川県                                  | 三豊市      |                                      | 西脇市   | 鳥取県                                  | 直方市   | 宮崎県                                  | 延岡市   | 鹿児島県                                |       |
| 福岡県                                  | 北九州市  |                                      | 福津市   | 愛媛県                                  | 松山市      | 鳥取県                                  | 鳥取市   | 熊本県                                  | 八代市   |                                      | 出水市   |                                     |       |
| 長崎県                                  | 壱岐市   | 熊本県                                  | 熊本市   | 高知県                                  | 土佐町      | 愛媛県                                  | 西条市   | 熊本県                                  | 上天草市  | 鹿児島県                                 | 奄美市   |                                     |       |
| 熊本県                                  | 小国町   | 鹿児島県                                 | 大崎町   | 福岡県                                  | 宗像市      | 熊本県                                  | 菊池市   |                                      | 南阿蘇村  |                                      |       |                                     |       |
|                                      |       | 沖縄県                                  | 徳之島町  | 長崎県                                  | 対馬市      | 沖縄県                                  | 山都町   | 鹿児島県                                 | 薩摩川内市 |                                      |       |                                     |       |
|                                      |       |                                      | 恩納村   | 熊本県                                  | 水俣市      |                                      | ★沖縄県  |                                      |       |                                      |       |                                     |       |
|                                      |       |                                      |       | 鹿児島県                                 | 鹿児島市     |                                      |       |                                      |       |                                      |       |                                     |       |
|                                      |       |                                      |       | 沖縄県                                  | 石垣市      |                                      |       |                                      |       |                                      |       |                                     |       |

|                                            |               |
|--------------------------------------------|---------------|
| 累計<br>SDGs未来都市<br>(207自治体)<br>自治体SDGsモデル事業 | 206都市<br>70都市 |
|--------------------------------------------|---------------|

※黄色網掛けは「自治体SDGsモデル事業」選定自治体

※各年度都道府県・市区町村コード順

※★はSDGs未来都市のうち都道府県

※新潟県佐渡市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2023年度

※鹿児島県奄美市の「自治体SDGsモデル事業」選定は2024年度

資料：内閣府

### 1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

#### (1) 環境配慮型製品の普及等

##### ア グリーン購入

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に即して、国及び独立行政法人等の各機関は、環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定・公表を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進しました。

基本方針の見直しを行い、より高い環境性能を示す「基準値1」について、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していくものとして定義を見直し、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等について、特定調達品目及び基準値1への位置付けを図ることができる運用に変更しました。さらに、分野横断となる共通の判断の基準として「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、削減実績量が付され、かつ、カーボンフットプリントが算定・開示された鉄鋼（グリーンスチール）の使用を「基準値1」に設定しました。

また、プリンタを始めとした6品目において再生プラスチックの使用等の循環性基準を判断の基準に設定しました。乗用車、バス等、トラック等、トラクタにおいて、燃費基準値の引上げ、ガス温水器、石油温水機器においてエネルギー消費効率の強化、食堂において見える化及び有機農業について判断の基準への追加を行いました。さらに、備蓄作業服を新規品目として追加しました。

グリーン購入の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

そのほか、地方公共団体等でのグリーン購入を推進するため、実務支援等による普及・啓発活動を行いました。

国際的なグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入に関する世界各国の制度・基準について情報を収集し、環境省ウェブサイトで公開しました。

##### イ 環境配慮契約

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成19年法律第56号）に基づく基本方針に従い、国及び独立行政法人等の各機関は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進しました。

環境配慮契約の取組を更に促進するため、最新の基本方針について、国の地方支分部局、地方公共団体、事業者等を対象とした全国説明会及びオンライン説明会を開催しました。

地方公共団体等での環境配慮契約の推進のため、実務支援等による普及・啓発活動を行いました。

##### ウ 環境表示

消費者が環境負荷の少ない製品を選択する際に適切な情報を入手できるように、環境ラベル等環境表示の情報の整理を進めました。我が国で唯一の第三者認証によるエコラベル（旧タイプⅠ：ISO14024）であるエコマーク制度では、ライフサイクルを考慮した指標に基づく商品類型を継続して整備しており、2025年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は76、認定商品数は5万3,990となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（旧タイプⅡ：ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の努力を評価し、分かりやすく表示する「みえるらべる」の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示としては2通りの宣言方法があります。複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（旧タイプIII：ISO14025）は、我が国では唯一SuMPO EPDがあり、地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO/TS14067）があります。

## （2）事業活動への環境配慮の組み込みの推進

### ア 環境マネジメントシステム

ISO14001を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション21」を通じて、環境マネジメントシステムの認知向上と普及・促進を行いました。2024年3月時点でエコアクション21の認証登録件数は7,552件となりました。

### イ 環境報告

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、バリューチェーンマネジメントの取組促進のために、2020年8月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～OECDガイダンスを参考に～」や2023年5月に公表した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を題材に、環境デュー・ディリジェンスや情報開示の普及促進を図りました。さらに、国際的な環境デュー・ディリジェンスを巡る規制の動向も踏まえ、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」を開催し、今後の日本企業の環境デュー・ディリジェンスの対応のあり方を議論し、その結果を取りまとめ、日本企業が環境デュー・ディリジェンスに取り組む上でのポイントを示しました。

### ウ 公害防止管理者制度

各種公害規制が遵守され、公害の防止に資するよう、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、特定工場に対し、公害防止管理者等を選任し、公害防止組織を整備すること及びその旨を都道府県知事等に届け出ることを義務付けています。

国家資格である公害防止管理者は、国家試験の合格又は資格認定講習の修了のいずれかにより取得が可能であり、国家試験は1971年度から、資格認定講習は一定の技術資格を有する者又は公害防止に関する実務経験と一定の学歴を有する者を対象として、1972年度から実施されています。

### エ その他環境に配慮した事業活動の促進

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。

我が国の環境ビジネスの市場・雇用規模については、2023年の市場規模は約130兆円、雇用規模は約292万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.1倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。



## 2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

民間資金を環境分野へ誘引する観点からは、金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することが重要です。そのため、以下に掲げる取組を行いました。

### (1) 金融市場を通じた環境配慮の織り込み

我が国におけるESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する金融）の主流化のため、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2025年3月に「ESG金融ハイレベル・パネル」を開催し、第六次環境基本計画の内容を踏まえつつ、金融を通じたグリーンな経済システムの構築に向けた宣言を同パネルから発出しました。また、ESG金融を含むサステナブルファイナンスの取組を推進するに当たり、脱炭素、資源循環、自然共生の統合的アプローチに向けた金融面からの取組について議論を行いました。さらに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大臣賞である「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を引き続き開催し、積極的にESG金融に取り組む金融機関、諸団体やサステナブル経営に取り組む企業を多数の応募者の中から選定し、2025年2月に開催された表彰式において発表しました。また、気候変動関連情報を開示する枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みであるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言、さらにはISSB（国際サステナビリティ基準審議会）によるサステナビリティ開示基準等にとり、気候関連リスクや自然関連リスクとその備えについて金融機関や投資家から情報開示が求められており、我が国ではこれらの提言に基づく情報開示を推進しているところです。具体的には、環境省では、2024年度に地域金融機関3機関に対して脱炭素社会実現に向けた移行計画の策定支援や、投融資先に対する実効的なエンゲージメントを支援するパイロットプログラムを、金融機関3機関に対して、金融機関の投融資ポートフォリオにおける自然との接点や自然関連リスク・機会の把握・分析を支援するパイロットプログラムをそれぞれ実施しました。加えて、気候変動対応が地域社会にとって「機会」となるよう、多様な地域金融機関による脱炭素化事業支援事例等を調査し、事例集として公表しました。事業者向けには、情報開示の実施・高度化を促進することを目的に、気候関連財務情報開示に加え、関連する自然資本、水資源や資源循環の情報開示に向けた勉強会を全6回開催しました。本勉強会内容や最新動向について調査した結果は「サステナビリティ（気候・自然関連）情報開示を活用した経営戦略立案のススメ（2025年3月）」並びに環境三社会実現に向けた手引きに反映し、我が国の事業者へ周知しました。経済産業省においても、2019年に世界の産業界や金融界のトップが一堂に会する、世界初の「TCFDサミット」を開催し、2023年10月には国際GX会合（GGX）と統合し、2024年10月には「GGX Finance Summit 2024」を開催しました。また、経済産業省が2018年12月に策定した「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFDガイダンス）」について、民間主導で設立されたTCFDコンソーシアムがその改訂作業を引き継ぎ、2022年10月には改訂版として「TCFDガイダンス3.0」を公表するなど、日本におけるTCFD開示の浸透に貢献してきました。その結果、TCFDの活動停止時点で、我が国のTCFD賛同機関数は世界最多の約1,488となりました。同コンソーシアムでは国際的な議論の変化を踏まえた日本における最適な開示について開示側と活用側が議論を続けており、2024年8月には事業計画とのリンクを意識した開示である「移行計画」の開示要請の高まりを受け、「移行計画ガイドブック」を公表しています。

### (2) 環境金融の普及に向けた基礎的な取組

金融機関が自主的に策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（約300機関が署名）について、署名金融機関による最優良取組事例を選定し表彰する等、引き続き支



援を行いました。2021年5月に金融庁、経済産業省、環境省が共同で「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定し、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙・パルプ、セメント、自動車分野における技術ロードマップを取りまとめ、公表しました。2025年3月には当該基本指針の改訂も実施しています。また、国内におけるトランジション・ファイナンスの環境整備を更に進めるため、トランジション・ファイナンスの調達に要する費用に対する補助や情報発信も行っています。2023年6月には、資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するために、金融機関向けのフォローアップガイダンスを策定しました。また、トランジション・ファイナンスを通じて金融機関の投融資先の排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加することを懸念し、投融資を控える行動が生じ得るという課題について、2023年10月に課題解決に向けた考え方を整理し公表しました。

さらに、2023年度から、10年間で150兆円超のGX投資を実現する呼び水として、2024年2月に世界初の国によるトランジション・ボンドとしてクライメート・トランジション利付国債の発行を開始し、2025年2月までに約3.0兆円を発行しました。

### (3) 環境関連事業への投融資の促進

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合に総リース料の一定割合を補助する事業、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給事業など、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた支援を引き続き実施したほか、地域資源を活用した金融機関の取組に対する支援の結果を踏まえて「ESG地域金融実践ガイド3.0」を公表しました。

国内におけるグリーンボンド等による調達促進に資するため、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助や、グリーンボンド等による資金調達の概要やガイドラインの内容等をテーマとした「グリーンファイナンスセミナー」を実施しました。また、グリーンファイナンスポータルにて、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等、ESG金融に関する情報の一元的な発信を行いました。加えて、2024年11月には、我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに健全かつ適切に拡大していくことを目的とした「グリーンファイナンスに関する検討会」において、ガイドラインの構成変更、国際原則の改訂の反映及び国内市場の現状を踏まえた解説の追加を目的としてガイドラインの改定を行いました。さらに、検討会の下に設置した「グリーンリストに関するワーキンググループ」において、グリーンな資金用途等を例示したガイドラインの付属書1別表について、内容の拡充に係る検討を進めています。

日本政策金融公庫においては、大気汚染対策や水質汚濁対策、廃棄物の処理・排出抑制・有効利用、温室効果ガス排出削減、省エネ等の環境対策に係る融資施策を引き続き実施しました。

### (4) 政府関係機関等の助成

政府関係機関等による環境保全事業の助成については、表6-2-1のとおりでした。

表6-2-1 政府関係機関等による環境保全事業の助成

|                            |                                                                                                    |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本政策金融公庫                   | 産業公害防止施設等に対する特別貸付<br>家畜排せつ物処理施設の整備等に要する資金の融通                                                       |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度      | 騒音、ばい煙等の公害問題等により操業に支障を来している中小企業者が、集団で適地に移転する工場の集団化事業等に対する都道府県を通じた融資                                |
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による融資 | 金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく使用済特定施設に係る鉱害防止事業に必要な資金、鉱害防止事業基金への拠出金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）による事業者負担金に対する融資 |
| 脱炭素化支援機構                   | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設立した株式会社脱炭素化支援機構による、脱炭素化・地方創生に資する事業への投融資                                       |

資料：財務省、農林水産省、経済産業省、環境省

### 3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

#### (1) 税制上の措置等

2024年度税制改正において、[1] 地球温暖化対策のための税の着実な実施、[2] 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進、[3] 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置の延長（狩猟税）、[4] 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置の延長（軽油引取税）、[5] 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）等を講じました。

#### (2) 税制全体のグリーン化

環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネット・ゼロのための重要な施策です。

我が国では、税制による地球温暖化対策を強化するとともに、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、2012年10月に「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」が導入されました。具体的には、我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減を図るため、全化石燃料に対してCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率（289円／トンCO<sub>2</sub>）を石油石炭税に上乗せするものです。急激な負担増を避けるため、税率は3年半かけて段階的に引き上げることとされ、2016年4月に最終段階への引上げが完了しました。この課税による税収は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減を図るため、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などに充当されています。

車体課税については、自動車重量税におけるエコカー減税や、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）及び環境性能割といった環境性能に優れた車に対する軽減措置が設けられています。

## 第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

### 1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

#### (1) 統合的な研究開発の推進

##### ア 環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費

環境省では、環境研究総合推進費において、環境政策への貢献をより一層強化するため、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を明確化し、その中に地方公共団体がニーズを有する研究開発テーマも組み入れました。また、気候変動に関する研究のうち、各府省が関係研究機関において中長期的視点から計画的かつ着実に実施すべき研究を、地球環境保全等試験研究費により効果的に推進しました。

##### イ 環境省関連試験研究機関における研究の推進

###### (ア) 国立水俣病総合研究センター

国立水俣病総合研究センターでは、水俣病発生の地にある国の直轄研究機関としての使命を達成するため、水俣病や環境行政を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、2020年4月に今後5年間の実施計画「中期計画2020」を策定しました。「中期計画2020」における調査・研究分野とそれに付随する業務に関する重点項目は、[1] メチル水銀曝露の健康影響評価と治療への展開、[2] メチル水銀の環境動態、[3] 地域の福祉向上への貢献、[4] 国際貢献とし、中期計画3年目の研究及び業務を推進しました。

特に、地元医療機関との共同による脳磁計（MEG）・磁気共鳴画像診断装置（MRI）を活用した水

俣病患者の慢性期における臨床病態の客観的評価法の確立に関する研究、メチル水銀中毒の予防及び治療に関する基礎研究を推進するとともに、国内外諸機関と連携し、環境中の水銀モニタリング及び水俣病発生地域の地域創生に関する調査・研究を進めました。

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」という。）締約国会議の結果及び成果等を踏まえ、水銀分析技術の簡易・効率化を進め、分析精度向上に有効となる標準物質の作成と配布等を行い、また、熊本県水俣市において「水俣条約の有効性評価に資するアジア太平洋及びアフリカ地域の環境水銀モニタリングの現状と課題」をテーマに研究会議「NIMD FORUM」を主催するなどの国際貢献を進めるとともに国立水俣病総合研究センターの研究成果及び施設を積極的に活用した地域貢献を進めました。

これらの施策や研究内容について、国立水俣病総合研究センターウェブサイトを更新し、具体的かつ分かりやすい情報発信を実施しました。

### （イ）国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所では、環境大臣が定めた中長期目標（2021年度～2025年度）に基づく第5期中長期計画が2021年度から開始されました。中長期計画に基づき、環境研究の中核的研究機関として、[1] 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究、[2] 環境研究の各分野における科学的知見の創出等、[3] 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業（衛星観測及び子どもの健康と環境に関する全国調査に関する事業）及び[4] 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装を推進しました。

特に、[1] では、統合的・分野横断的アプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、「気候変動・大気質」、「物質フロー革新」、「包括環境リスク」、「自然共生」、「脱炭素・持続社会」、「持続可能地域共創」、「災害環境」及び「気候変動適応」の8つの課題解決型プログラムを推進しています。

また、環境の保全に関する国内外の情報を収集、整理し、環境情報メディア「環境展望台」によってインターネット等を通じて広く提供しました。さらに、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき地方公共団体等への技術的援助等の業務を推進しました。

### ウ 各研究開発主体による研究の振興等

文部科学省では、科学研究費助成事業等の研究助成を行い、大学等における地球環境問題に関連する幅広い学術研究・基礎研究の推進や研究施設・設備の整備・充実への支援を図るとともに、関連分野の研究者の育成を行いました。あわせて、「Future Earth」等の国際協働研究を通じた人文学・社会科学を含む分野横断的な課題解決型の研究の振興により、SDGsの進展に貢献しました。

地方公共団体の環境関係試験研究機関は、監視測定、分析、調査、基礎データの収集等を広範に実施するほか、地域固有の環境問題等についての研究活動を推進しました。これらの地方環境関係試験研究機関との緊密な連携を確保するため、環境省では、地方公共団体環境試験研究機関等所長会議を開催するとともに、全国環境研協議会と共催で環境保全・公害防止研究発表会を開催し、研究者間の情報交換の促進を図りました。

### エ 環境研究・技術開発の推進

環境省では、2050年ネット・ゼロに向けて、分野やステークホルダーの垣根を越えた地域共創による開発・実証を支援するため、「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施しています。本事業では、亜鉛をエネルギー貯蔵媒体として用いるフロー型亜鉛空気電池技術の開発等に取り組むとともに、スタートアップ企業の事業化検討に必要な概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を支援し、全体で40件の技術開発・実証事業を実施しました。また、ライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワーコンディショナー、サーバー等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質窒化ガリウム（GaN）半導体素子を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現するための技術開発及び実証を2014年度から実施しています。2019年度ま



で、GaNインバーターの基本設計を完了するとともに、これをEV車両に搭載した超省エネ電気自動車「All GaN Vehicle」(AGV)を開発し、世界で初めて駆動に成功しました。GaN技術を普及させるため、AGVやGaNインバーターを含むGaN技術を活用したアプリケーション等を「エコプロ」や「SEMICON Japan」等の展示会において継続的に出展しました。そのほかに、二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)技術の導入に向けて、廃棄物焼却施設等の排ガス中の二酸化炭素から化学原料を製造する技術の開発・実証、CO<sub>2</sub>の分離・回収技術の実証及び未だ実用化されていない浮体式洋上圧入技術の検討や制度審議等を進めました。

文部科学省では、2050年ネット・ゼロを支える超省エネ・高性能なパワーエレクトロニクス機器の創出に向けて、窒化ガリウム(GaN)等の次世代パワー半導体を用いたパワエレ機器等の研究開発を推進しました。あわせて、省エネ・高性能な半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点形成を推進しました。また、2050年ネット・ゼロ実現等への貢献を目指し、従来の延長線上にない非連続なイノベーションをもたらす革新的技術を開発するため、革新的GX技術創出事業(GteX)及び先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next)を実施しています。GteXでは「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」の3つの重点領域を設定し、材料等の開発やエンジニアリング、評価・解析等を統合的に行うオールジャパンのチーム型研究開発を推進するとともに、ALCA-Nextでは幅広い領域でのチャレンジングな提案を募り、大学等における基礎研究の推進により様々な技術シーズを育成する探索型の研究開発を推進しました。さらに、未来社会創造事業「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域において、2050年の社会実装を目指し、温室効果ガスの大幅削減に資する革新的技術の研究開発を推進しました。加えて、未来社会創造事業大規模プロジェクト型においては、省エネ・低炭素化社会が進む未来水素社会の実現に向けて、高効率・低コスト・小型長寿命な革新的水素液化技術の開発を、また、Society 5.0の実現に向けて、センサ用独立電源として活用可能な革新的熱電変換技術の開発を推進しました。さらに、理化学研究所においては、植物科学、ケミカルバイオロジー、触媒化学、バイオマス工学の異分野融合により、持続的な成長及び地球規模の課題に貢献する「課題解決型」の研究開発を推進するとともに、強相関物理、超分子機能化学、量子情報エレクトロニクスの3分野の有機的な連携により、超高効率なエネルギーの収集・変換や、超低エネルギー消費のエレクトロニクスの実現に資する研究開発を推進しました。また、気候変動予測先端研究プログラムにおいて、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等を活用して、気候モデルの開発等を通じた、気候変動メカニズムの解明や全ての気候変動対策の基盤となる高精度な気候予測データの創出などの研究開発を推進しました。また、気候予測データや地球観測データ等の地球環境ビッグデータを蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム(DIAS)」を活用し、地球環境ビッグデータを利活用した気候変動、防災等の課題解決に貢献する研究開発を実施しました。加えて、大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発において、人文学・社会科学から自然科学までの幅広い知見を活用し、大学等と地域が連携して地域のカーボンニュートラルを推進するためのツール等に係る分野横断的な研究開発等を推進しました。あわせて、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」を通じて、各大学等による情報共有やプロジェクト創出を促進しました。

経済産業省では、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、分離回収したCO<sub>2</sub>を地中へ貯留するCCSやCO<sub>2</sub>を資源として有効利用するカーボンリサイクルに関わる技術開発を実施しました。

国土交通省では、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の約4割を占めるトラック・バスに関して、産学官連携の下、重量車の電動化技術及び水素、合成燃料を始めとするカーボンニュートラル燃料における内燃機関分野等の開発促進の強化を図るための調査研究を実施しました。

#### (ア) 統合的な研究開発の推進

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、我が国が目指す社会として、Society 5.0を具体

化し、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を掲げています。その実現に向けて、本計画では、経済・社会が大きく変化し、国内、そして地球規模の様々な課題が顕在化する中で、2030年を見据えて、[1] デジタルを前提とした社会構造改革（我が国の社会を再設計し、地球規模課題の解決を世界に先駆けて達成し、国民の安全・安心を確保することで、国民一人ひとりが多様な幸せを得られるようにする）、[2] 研究力の抜本的強化（多様性や卓越性を持った「知」を創出し続ける、世界最高水準の研究力を取り戻す）、[3] 新たな社会を支える人材育成（日本全体を Society 5.0へと転換するため、多様な幸せを追求し、課題に立ち向かう人材を育成する）の3つを大目標として定め、科学技術・イノベーション政策を推進することとしています。

2024年6月に閣議決定した「統合イノベーション戦略2024」においても、重点的に取り組むべき事項の一つとして「地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進」を掲げ、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」における目標である、「我が国の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、世界のカーボンニュートラルを牽引するとともに、循環経済への移行を進めることで、気候変動をはじめとする環境問題の克服に貢献し、SDGsを踏まえた持続可能性を確保される。」ことを踏まえ、関係府省庁、産官学が連携して研究開発から社会実装まで一貫した取組の具体化を図り推進していくこととしました。

内閣府では、2023年度から開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期のエネルギー・環境関連の課題として採択した「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」及び「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進を図りました。前者は、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とするため、従来の一つの建物や一つの地域における電力マネジメントの枠を超えて、熱・水素・合成燃料なども包含するエネルギーマネジメントシステムを構築して次世代の社会インフラを確立することを目指し、後者は、素材・製品開発といった動脈産業とリサイクルを担う静脈産業が連携して素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックの循環経済（サーキュラーエコノミー）バリューチェーンを構築することを目指すもので、両者とも社会実装に向けた研究開発を行うものです。

環境省では、「第六次環境基本計画」に基づき、今後5年程度の間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方策を提示するものとして、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（2024年8月環境大臣決定）を策定し、研究開発を推進しています。

総務省や国立研究開発法人情報通信研究機構等では、電波や光を利用した地球環境のリモートセンシング技術や、環境負荷増加を抑制しつつ飛躍的に情報通信ネットワーク設備の大容量化を可能にするフォトニックネットワーク技術等の研究開発を実施しています。

農林水産省では、農林水産分野における気候変動の影響評価、脱炭素や温暖化に適應する技術の実用化等の環境に配慮した研究開発について推進しました。さらに、これらの研究開発等に必要な生物遺伝資源の収集・保存や特性評価等を推進しました。また、福島を始め東北の復興を実現するため、福島国際研究教育機構では、労働力不足や環境負荷低減などの課題解決に向け、スマート農業技術を活用した超省力生産システムの確立、再生可能エネルギーを活用した地産地消型エネルギーシステムの構築等の実証研究に取り組みました。さらに、森林・林業の再生を図るため、放射性物質対策に資する森林施業等の検証を行うとともに、木材製品等に係る放射性物質の調査・分析及び木材製品等の安全を確保するための効果的な検査等の安全証明体制の構築を支援しました。

経済産業省では、生産プロセスの低コスト化や省エネ化の実現を目指し、植物機能や微生物機能を活用して工業原料や高機能タンパク質等の高付加価値物質を生産する高度モノづくり技術の開発及びバイオものづくりの製造基盤技術の確立に向けた実証事業を実施しました。

国土交通省では、地球温暖化対策にも配慮しつつ、地域の実情に見合った最適なヒートアイランド対策の実施に向けて、様々な対策の複合的な効果を評価できるシミュレーション技術の運用や、地球温暖化対策に資するCO<sub>2</sub>の吸収量算定手法の開発等を実施しました。低炭素・循環型社会の構築に向け、



下水道革新的技術実証事業（B-DASH）等による下水汚泥の有効利用技術等の実証と普及を推進しました。

## （2）環境研究・技術開発の効果的な推進方策

### ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

2023年12月、第14回気候中立社会実現のための戦略研究ネットワーク（LCS-RNet）年次会合を開催しました。年次会合では、「ネットゼロへ向けたさらなる取り組み：市民、政策担当者、研究者などのステークホルダー間の協働をどう進めるか？」をテーマに、「需要側対策」及び「気候市民会議」の2つの基調講演と、「森林の役割」、「市民参画による合意形成」、「統合評価モデルの課題と挑戦」、及び「持続可能性に向けた科学の役割」の4つのテーマ別セッションを行いました。

世界適応ネットワーク（GAN）及びその地域ネットワークの一つであるアジア太平洋適応ネットワーク（APAN）を他の国際機関等との連携により支援しました。アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援し、気候変動、生物多様性など各分野横断型研究に関する国際共同研究及び能力強化プロジェクトが実施され、アジア太平洋地域内の途上国を中心とする研究者及び政策決定者の能力向上に大きく貢献しました。

エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進する国際的なプラットフォーム「Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）」の第10回年次総会を2023年10月にハイブリッド形式で開催しました。

CO<sub>2</sub>大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出を目的とした、G20の研究機関のリーダーによる「Research and Development 20 for Clean Energy Technologies（RD20）」の第4回会合をハイブリッド形式により2023年10月に福島県郡山市で開催しました。

### イ 環境技術普及のための取組の推進

先進的な環境技術の普及を図る環境技術実証事業では、気候変動対策技術領域、資源循環技術領域などを対象とし、対象技術の環境保全効果等を第三者が実証し、結果の公表等を実施しました。また、環境スタートアップ企業のロールモデルの創出に寄与し、環境分野でのビジネスの創出及びイノベーションの促進に向けて、環境保全に資する研究開発事業を行うスタートアップ企業等に対する支援や表彰を実施しました。

### ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

環境研究総合推進費及び地球環境保全等試験研究費に係る研究成果については、学術論文、研究成果発表会・シンポジウム等を通じて公開し、関係行政機関、研究機関、民間企業、民間団体等へ成果の普及を図りました。また、環境研究総合推進費ウェブサイトにおいて、研究成果やその評価結果等を公開しました。

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業についても、環境省ウェブサイトにおいて成果や評価結果等を公開しました。

### エ 研究開発における評価の充実

環境省では、環境研究総合推進費において終了した課題を対象に追跡評価を行いました。

### オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量がその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築しました。



「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)においては報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備するとともに、EEGS外の各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGS上で公表する機能を追加しました。

さらに、取引先企業と連携した削減目標・計画の策定や脱炭素設備投資の推進にあたり、業界団体におけるScope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援を実施しました。そして、利用者のニーズに対応し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献しました。

また、ネイチャーポジティブ経済の実現のため、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)へ拠出し、企業が開示に必要な自然データへアクセスできるようTNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究等に着手しました。また特にASEAN諸国における原材料調達地の現地調査や衛星データ等を活用し、サプライチェーンの透明性を確保する技術の研究開発を行いました。

## 力 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化(知的財産戦略)

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進しました。環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成については、「第六次環境基本計画」において、環境分野の新たな国際ルール作りを我が国が主導できるよう国際標準化を推進することとされました。また、2024年6月4日に知的財産戦略本部で決定された知的財産推進計画2024においても、国際標準の戦略的活用を推進する領域として、経済安全保障、先端技術と並び環境ルール形成の重要性が盛り込まれました。これらを踏まえ、環境省では、内閣府のシステム改革型標準活用加速化支援事業(BRIDGE)も活用しながら、気候変動、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブに関する環境ルール形成に関する取組の推進に着手しました。

## 2 官民における監視・観測等の効果的な実施

### (1) 地球環境に関する監視・観測

監視・観測については、国連環境計画(UNEP)における地球環境モニタリングシステム(GEMS)、世界気象機関(WMO)における全球大気監視計画(GAW計画)、全球気候観測システム(GCOS)、全球海洋観測システム(GOOS)等の国際的な計画に参加して実施しました。さらに、「全球地球観測システム(GEOSS)」を推進するための国際的な枠組みである地球観測に関する政府間会合(GEO)に参画し、執行委員会のメンバー国を務めています。また、気象庁は、GCOSの地上観測網の推進のため、世界各国からの地上気候観測データの入電状況や品質を監視するGCOS地上観測網監視センター(GSNMC)業務や、アジア地域の気候観測データの改善を図るためのWMO関連の業務を、各国気象機関と連携して推進しました。

気象庁は、WMOの地区気候センター(RCC)を運営し、アジア太平洋地域の気象機関に対し基礎資料となる気候情報やウェブベースの気候解析ツールを引き続き提供しました。さらに、域内各国の気候情報の高度化に向けた取組と人材育成に協力しました。

温室効果ガス等の観測・監視に関し、WMO温室効果ガス世界資料センターとして全世界の温室効果ガスのデータ収集・管理・提供業務を、WMO品質保証科学センターとしてアジア・南西太平洋地域における観測データの品質向上に関する業務を、さらにWMO全球大気監視校正センターとしてメタン等の観測基準(準器)の維持を図る業務を引き続き実施しました。超長基線電波干渉法(VLBI)や全球測位衛星システム(GNSS)を用いた国際観測に参画するとともに、験潮等と組み合わせて、地球規模の地殻変動等の観測・研究を推進しました。

東アジア地域における残留性有機汚染物質(POPs)の汚染実態把握のため、これら地域の国々と連携して大気中のPOPsについて環境モニタリングを実施しました。また、水俣条約の有効性の評価にも資する水銀モニタリングに関し、UNEP等と連携してアジア太平洋地域の国を中心に技術研修を開催

し、地域ネットワークの強化に取り組みました。

大気における気候変動の観測について、気象庁はWMOの枠組みで地上及び高層の気象観測や地上放射観測を継続的に実施するとともに、GCOSの地上及び高層や地上放射の気候観測ネットワークの運用に貢献しています。

さらに、世界の地上気候観測データの円滑な国際交換を推進するため、WMOの計画に沿って各国の気象局と連携し、地上気候観測データの入電数向上、品質改善等のための業務を実施しています。

温室効果ガスなど大気環境の観測については、国立研究開発法人国立環境研究所及び気象庁が、温室効果ガスの測定を行いました。国立研究開発法人国立環境研究所では、波照間島、落石岬、富士山等における温室効果ガス等の高精度モニタリングのほか、アジア太平洋を含むグローバルなスケールで民間航空機・民間船舶を利用し大気中及び海洋表層における温室効果ガス等の測定を行うとともに、陸域生態系における炭素収支の推定を行いました。これら観測に対応する国際的な標準ガス等精度管理活動にも参加しました。また、気候変動による影響把握の一環として、サンゴや高山植生のモニタリングを行いました。気象庁では、GAW計画の一環として、温室効果ガス、クロロフルオロカーボン（CFC）等オゾン層破壊物質、オゾン層、有害紫外線及び大気混濁度等の定常観測を東京都南鳥島等で行っています。また、日本周辺海域及び北西太平洋海域における洋上大気・海水中のCO<sub>2</sub>等の定期観測を実施しています。これらの観測データについては、定期的に公表しています。また、黄砂及び有害紫外線に関する情報を発表しています。

海洋における観測については、海洋地球研究船「みらい」等の船舶や観測機器等を用いて、海洋の熱循環、物質循環、生態系等を解明するための研究、観測技術開発を推進しました。また、国際協力の下、自動昇降型観測フロート約4,000個による全球高度海洋監視システムを構築する「アルゴ（Argo）計画」にハード・ソフトの両面で貢献し、計画を推進しました。南極地域観測については、「南極地域観測第X期6か年計画」に基づき、海洋、気象、電離層等の定常的な観測のほか、地球環境変動の解明を目的とする各種研究観測等を実施しました。また、持続可能な社会の実現に向けて、北極の急激な環境変化が我が国に与える影響を評価し、社会実装を目指すとともに、北極における国際的なルール形成のための法政策的な対応の基礎となる科学的知見を国内外のステークホルダーに提供するため、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を推進しました。さらに、建造中の北極域研究船「みらいⅡ」は、2025年3月に進水を迎え、就航後の国際研究プラットフォームとしての活用に向けた取組を進めました。

GPS装置を備えた検潮所において、精密型水位計により、地球温暖化に伴う海面水位上昇の監視を行い、海面水位監視情報の提供業務を継続しました。また、国内の影響・リスク評価研究や地球温暖化対策の基礎資料として、温暖化に伴う気候の変化に関する予測情報を「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」によって提供しており、情報の高度化のため、大気の運動等を更に精緻化させた詳細な気候の変化の予測計算を実施しています。

衛星による地球環境観測については、全球降水観測（GPM）計画主衛星搭載の我が国の二周波降水レーダ（DPR）や水循環変動観測衛星「しずく（GCOM-W）」搭載の高性能マイクロ波放射計2（AMSR2）、気候変動観測衛星「しきさい（GCOM-C）」搭載の多波長光学放射計（SGLI）から取得された観測データを提供し、気候変動や水循環の解明等の研究に貢献しました。また、DPRの後継ミッションである降水レーダ衛星（PMM）について、NASAが計画している国際協力ミッション（AOSミッション）への参画を前提に開発に着手しました。さらに、環境省、国立研究開発法人国立環境研究所及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の共同プロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星1号機（GOSAT）の観測データの解析を進め、主たる温室効果ガスの全球の濃度分布、月別・地域別の吸収・排出量の推定結果等の一般提供を行いました。パリ協定に基づき世界各国が温室効果ガス排出量を報告する際に衛星観測データを利活用できるよう、GOSATの観測データ及び統計データ等から算出した排出量データを用いて推計した人為起源温室効果ガス濃度について比較・評価を行いました。さらに、後継機である2号機（GOSAT-2）により、全球の温室効果ガス濃度を観測するほか、新たに設け

た燃焼起源のCO<sub>2</sub>を特定する機能により、今後も各国のパリ協定に基づく排出量報告の透明性向上への貢献を目指します。なお、水循環変動観測衛星GCOM-W後継センサと相乗りし、温室効果ガス観測精度を飛躍的に向上させた3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）は2025年度前半打ち上げを目指して開発を進めています。また、「今後の環境省におけるスペースデブリ問題に関する取組について（中間取りまとめ）」を2020年10月に公表し、GOSATシリーズスペースデブリ化防止対策の検討に着手しました。2024年11月のCOP29において、企業・国際機関によるGOSATシリーズのデータ活用や、国による排出量算定への活用を国際的に拡大することに関するセミナーを実施、長期間の全球データを立体的に可視化したモニタを展示するなど、観測成果を国際的に発信しました。また、GOSATシリーズを用いた排出量算定手法を国際標準化するための業務に着手しました。

また、観測データ、気候変動予測、気候変動影響評価等の気候変動リスク関連情報等を体系的に整理し、分かりやすい形で提供することを目的とし、2016年に構築された気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）において、気候変動の予測等の情報を充実させました。

2020年8月に、文部科学省の地球観測推進部会において取りまとめられた、「今後10年の我が国の地球観測の実施方針のフォローアップ報告書」等を踏まえ、地球温暖化の原因物質や直接的な影響を的確に把握する包括的な観測態勢を整備するため、地球環境保全等試験研究費において、2024年度は「民間航空機を利用した大都市から全球までの温室効果ガス監視体制の構築」等の研究を継続しています。

## （2）技術の精度向上等

地方公共団体及び民間の環境測定分析機関における環境測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図るため、環境汚染物質を調査試料として、「環境測定分析統一精度管理調査」を実施しました。

## 3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが見られる場合や、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう適切な施策を実施する必要があります。「第六次環境基本計画」に基づき、上記の観点を踏まえつつ、各種の研究開発を実施しました。

## 第4節 国際的取組に係る施策

### 1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

#### （1）質の高い環境インフラの普及

##### ア 環境インフラの海外展開

「インフラシステム海外展開戦略2030」の施策の柱の一つである「GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応」として、グローバルサウス諸国のニーズも踏まえた、実質的な排出削減につながる脱炭素移行政策誘導型インフラ海外展開を推進しています。2021年6月には、二国間クレジット制度（JCM）を通じた環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフライニシアティブ」を策定しました（資金の多様化による加速化を通じて、官民連携で事業規模最大1兆円程度）。2025年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、JCMについて、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積で、2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸



収量の確保を目標とする」ことが定められています。さらに、環境インフラの海外展開を積極的に取り組む民間企業等の活動を後押しする枠組みとして、2020年9月に環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）を立ち上げました。本プラットフォームには現在611の団体（設立当初は277団体）が会員として参加しています。JPRSIでは、セミナー・メールマガジン等を通じた現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の会員情報の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行いました。

また、2021年度から、再エネ水素の国際的なサプライチェーン構築を促進するため、再エネが豊富な第三国と協力し、再エネ由来水素の製造、島嶼国等への輸送・利活用の実証事業を実施しています。また、2023年度には、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業を新たに開始しました。

アジアの47か国及び41都市を対象として、脱炭素社会に向けて効果的な技術・政策を定量的に検討するために、国立環境研究所等が開発した、GHG排出量の予測や対策、影響を評価するための統合評価モデル「アジア太平洋統合評価モデル（AIM）」を用いたシナリオ作成支援や人材育成を行いました。

2024年度はインドネシアのセメントセクターの脱炭素ロードマップ策定にかかる支援、またラオスにおけるNDC3.0の策定支援を行い、脱炭素社会構築に向けた政策支援を行いました。

## イ 技術協力

国際協力機構（JICA）を通じた研修員の受入れ、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等、我が国の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の人材育成や、課題解決能力の向上を図りました。

例えば、課題別研修「気候変動への適応」、「脱炭素で持続可能な都市・地域開発のための自治体能力強化」等、地球環境保全に資する講義等の協力を行いました。

## (2) 地域/国際機関との連携・協力

地球環境問題に対処するため、[1] 国際機関の活動への支援、[2] 条約・議定書の国際交渉への積極的参加、[3] 諸外国との協力、[4] 開発途上地域への支援を積極的に行っています。

### ア 多数国間の枠組みによる連携

#### (ア) 国連や国際機関を通じた取組

○ 地球環境問題の対処における相乗効果（シナジー）拡大・SDGsの統合的達成等に向けた取組

2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）が定められました。SDGsは、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等の多くの環境関連の目標を含む、17の目標と169のターゲットで構成され、毎年開催される「国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF）」において、SDGsの達成状況についてフォローアップとレビューが行われます。

2024年7月に開催されたHLPFには、環境省からは、滝沢求環境副大臣（当時）が参加し、2024年3月の第6回国連環境総会（UNEA6）において我が国が提案し、採択された「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」を紹介し、6か国の賛同国とともにシナジーの強化の取組を引き続き支援していく意思を明確にしました。また、シナジーに関する優良事例の収集・共有について多くの国や機関との連携を積極的に進めていくこと、アジア太平洋地域各国のシナジーの事例に関するレポートの作成を進める考えを表明しました。さらに、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）において公表された「気候・自然・人類に関する共同声明」に我が国も賛同し、パートナーを組み、シナジーを高める政策の推進に貢献していく旨を表明しました。

### ○ UNEPにおける取組

我が国は、UNEPの環境基金に対して継続的に資金を拠出するとともに、我が国の環境分野での多くの経験と豊富な知見を活かし、多大な貢献を行っています。とりわけ本年度は、環境基金に対する拠出に加え、UNEA6で我が国が提案し採択された「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」の実施を推進するためUNEPに拠出金を拠出し、決議に基づくUNEPの活動を支援しました。

大阪に事務所を置くUNEP国際環境技術センター（UNEP/IETC）に対しても、継続的に財政的な支援を実施するとともに、UNEP/IETC及び国内外の様々なステークホルダーと連携するために設置されたコラボレーティングセンターが実施する開発途上国等への環境上適正な技術の移転に関する支援、環境保全技術に関する情報の収集・整備・発信、廃棄物管理に関するグローバル・パートナーシップ等への協力を行いました。さらに、関係府市等と協力して、同センターの円滑な業務の遂行を支援しました。また、UNEP/IETCは、2019年度から民間企業の協力も得て、持続可能な社会を目指す新たな取組である「UNEPサステナビリティアクション」の展開を開始しており、環境省としても支援しています。

UNEPが、気候変動適応の知見共有を図るために2009年に構築したGAN及びアジア太平洋地域の活動を担うAPANへの拠出金等により、脆弱性削減に向けたパートナーシップの強化、能力強化活動を支援しました。その活動の一環として、適応に関する世界全体の目標（Global Goal on Adaptation, GGA）や変革的適応などの新たな課題に関する理解を深め、活発な意見交換を促すためのテクニカルウェビナーを開催しました。

### ○ 経済協力開発機構（OECD）における取組

OECDは経済・社会分野において、調査、分析や政策提言を行う「世界最大のシンクタンク」で、環境分野においても質の高いスタンダードを形成し、先進的課題のルールづくりを先取りしています。我が国は、2010年より環境政策委員会のビューローを務めており、同委員会や関連作業部会の活動に積極的に参加しています。OECD加盟60周年にあたる2024年の5月に開催されたOECD閣僚理事会では議長国を務め、岸田文雄内閣総理大臣（当時）が議長国基調演説を行い、議論を主導するなど、いわゆる「環境外交」における我が国の国際的なプレゼンスにも貢献しています。また、2024年には、環境政策委員会の下で我が国の環境政策の取組状況に対する4度目の環境保全成果レビューが進められ、同年12月の環境保全成果作業部会におけるOECD加盟各国による審査を経て、審査結果は「評価及び勧告」として承認され、報告書は、2025年3月にOECDより公表されました。

### ○ 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）における取組

我が国は、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の設立当初より2018年まで理事国に選出、2019年のアジア太平洋地域の理事国を務め、2020年は代替国に就任しました。具体的には、IRENAに対して分担金及び任意拠出金を拠出するとともに、特に島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、2025年2月には、IRENA及びGCFとの共催により小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素フォーラムを開催しました。また、2024年12月にコートジボワール共和国で開催された第3回日アフリカ官民経済フォーラムに関連して、IRENAはサイドイベントやウェビナーを開催し、アフリカにおける再生可能エネルギーの普及に向けた可能性や課題、国際協力などについて議論を行いました。

### ○ アジア開発銀行（ADB）及び欧州復興開発銀行（EBRD）における取組

我が国では、ADBと2014年6月に環境協力に関する覚書（LOI）に署名しており、毎年、環境政策対話を実施しているほか、JCM日本基金（JFJCM）に拠出を行い、ADBと連携して二国間クレジット制度（JCM）の案件形成を進めています。また、2025年3月に、EBRDとJCMに関する基金の設立に向けた意向表明書の署名を行い、気候変動等における協力関係を強化していくこととしました。

## (イ) アジア太平洋地域における取組

### ○ 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM)

2024年9月に第25回日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM25) が韓国・済州島において開催されました。TEMM25では、日中韓三カ国の大臣により気候変動、生物多様性の損失、環境汚染といった環境危機への対策を強化する旨の共同コミュニケが採択されたとともに、各国とのバイ会談を通じて環境課題について意見交換を行い、こうした課題に協力して取り組んでいくことを確認しました。

### ○ 日ASEAN環境協力イニシアティブ

2023年8月の日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において、日ASEAN気候環境戦略プログラム (SPACE) が発足しました。SPACEは、我が国が気候変動、汚染、生物多様性の損失という3つの世界的危機にASEANと協力して対処していくためのイニシアティブです。2017年に安倍晋三総理 (当時) が提唱した「日ASEAN環境協力イニシアティブ」、2021年に岸田文雄総理 (当時) が提唱した「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」等、既存の首脳級イニシアティブの下で行ってきた協力関係を、日ASEAN友好協力50周年を契機に更に強化するものです。

SPACEに基づく主要な協力分野は以下のとおりです：(i) 気候変動 (温室効果ガス排出量算定・報告に関わる透明性の向上、緩和、適応)、(ii) 汚染 (プラスチック汚染、電気・電子機器廃棄物及び重要鉱物に関するパートナーシップ、水・大気汚染等)、及び (iii) 生物多様性の損失 (生物多様性日本基金 (JBF) を通じた生物多様性国家戦略及び行動計画 (NBSAP) 策定支援、SATOYAMA イニシアティブの促進等)

特に、気候変動の透明性については、我が国が設立した透明性パートナーシップ (PaSTI) に基づき、ASEAN加盟国における企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築に向けた技術的助言や、透明性向上に係るインセンティブに関する調査や発信等を実施しました。ベトナムにおいては、温室効果ガス排出量報告制度について、日本の知見を共有し、制度構築支援を行いました。

## (ウ) アジア太平洋地域における分野別の協力

気候変動については第1章第1節8、資源循環・3Rについては第3章第6節2、污水处理については第3章第6節3、水分野については第4章第2節6、大気については第4章第5節5を参照。

## イ 二国間の枠組みによる連携

### (ア) 先進国との連携

#### ○ 米国

2022年9月、西村明宏環境大臣 (当時) とマイケル・リーガン米国環境保護庁長官は、日米環境政策対話を行い、日米共通の重要課題である気候変動と脱炭素、海洋ごみと循環経済、化学物質管理、環境教育と若者の分野における日米の協力強化や連携について、意見交換を行い、本対話の成果として「日米環境政策対話共同声明」を発表しました。2024年4月、八木哲也環境副大臣 (当時) は、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ (伊) で、マッケイブ環境保護庁副長官と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

#### ○ EU

2021年5月、菅義偉内閣総理大臣 (当時) とシャルル・ミシェル欧州理事会議長及びウァズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長はテレビ会議形式で会談を行い、「日EUグリーン・アライアンス」の立ち上げを発表しました。これは、グリーン成長と2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、気候中立で、生物多様性に配慮した、かつ、資源循環型の経済の実現を目指すものであり、日EUで、[1] エネルギー移行、[2] 環境保護、[3] 民間部門支援、[4] 研究開発、[5] 持続可能な金融、



[6] 第三国における協力、[7] 公平な気候変動対策の分野での協力を定めています。2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、フックストラ欧州委員と会談し、気候分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認しました。

#### ○ カナダ

2024年4月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で、カナダのスティーン・ギルボー環境・気候変動大臣と会談を行い、生物多様性、プラスチック対策、気候変動、資源循環、シナジー推進等の重要課題について意見交換しました。

#### ○ 韓国

2024年9月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、TEM25の出席の際に<sup>キムワンソップ</sup>金琬 燮 環境部長官と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

### （イ）開発途上国との連携

#### 〈アジア〉

#### ○ 中国

対中国政府開発援助（ODA）が2021年度末に終了し、今後は、日中両国に裨益がある形で二国間の環境協力を発展させるため、ODAに代わって官民連携が主体となる日中環境協力の新段階においては、両国企業の連携による環境ビジネスを通じた脱炭素で環境汚染の少ない社会の構築への貢献を促していくことが望まれます。一方、優れた技術を有するものの、経営資源の制約により十分なビジネス展開ができない日本の中小企業にとっては、単独で中国市場に進出するのは困難です。そのようなことから、環境ビジネス市場に係る情報提供や官公庁との関係構築、中国企業との連携促進等を支援するため、日中友好環境保全センターが設立した国家生態環境科学技術成果実用化総合サービスプラットフォーム（CEETT）を介して、中国における日本企業と中国企業とのビジネスマッチングを進める体制を整備してきました。また、中国政府・関係機関の若手職員を対象に環境及び防災意識の啓発を図ることなどを目的に外務省の「日中植林・植樹国際連帯事業」を活用して、2024年1月下旬から2月上旬及び同年10月下旬から11月上旬にかけて日本に招聘するとともに、中国政府も日本政府・関係機関の若手職員を同年6月下旬に中国に招聘するなど、日中両国の環境分野業務従事者の若手職員が相互に交流する事業を行っています。2024年9月、伊藤信太郎環境大臣（当時）は、TEM25の出席の際に<sup>ホアンレンチウ</sup>黄潤秋生態環境部長と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

海洋プラスチックごみについては、2023年10月に第16回日中高級事務レベル海洋協議において合意された、第5回日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム会合及び第5回日中海洋ごみワークショップを2024年7月に中国主催で開催しました。両国の行政官及び専門家出席の下、海洋におけるマイクロプラスチックの特性及びそれに応じた生態影響・リスクの評価、情報技術を活用した海洋ごみの実態把握、地域における対策の事例、普及啓発・教育・市民参加の取組等について議論を行い、協力を継続していくことで一致しました。

#### ○ インドネシア

2019年6月に署名された海洋担当調整大臣との共同声明等に基づき、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。

2022年8月には、環境林業省との間で環境協力に関する協力覚書に署名し、また、海洋投資調整府との間で、日インドネシア包括環境協力パッケージに合意・署名し、インドネシアが重視する優先課題

に関して、脱炭素移行、生物多様性保全、循環経済の同時推進を目指した包括的な協力を進め、官民投資の促進を図っています。2024年4月に環境林業省と開催した技術対話では協力の進捗状況を確認し、今後の進展に向けた協議を行うとともに、2024年8月には協力覚書を更新しました。さらに、気候変動分野の協力として、2024年10月、「日・インドネシア共和国間の二国間クレジット制度（JCM）及びインドネシアの温室効果ガス排出削減認証制度に関する日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省との間の相互承認取決め」の大臣間の署名が完了しました。これに続き、同年12月、第10回合同委員会を開催し、パリ協定第6条に沿ってJCMを実施するための改定規則及びガイドライン類等の採択や二酸化炭素回収・貯留（CCS）及び二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）事業に関するガイドライン類を新たに採択しました。

また、2017年の日尼首脳会談を契機に、環境省、JICA、IFCが共同で西ジャワ州レゴックナンカ廃棄物発電PPP事業の案件形成を支援しています。環境省では制度構築（焼却灰規制等）支援を行い、2023年7月に日本企業を含む国際コンソーシアムが落札者に選定され、2024年6月に西ジャワ州とコンソーシアムとの間で契約署名が行われました。

### ○ インド

2018年10月にインド環境・森林・気候変動省と署名した環境分野における包括的な協力覚書に基づき、「第1回日本・インド環境政策対話」を2021年9月に開催しました。本政策対話では気候変動分野の二国間協力等について議論するとともに、JCMに関する政府間協議の実施等、今後両省の協力を一層推進していくことに合意しました。この覚書に基づき、2023年1月に日・インド環境ウィークを開催し、気候変動や廃棄物管理、大気汚染対策などに関するセミナーや両国企業による展示・ビジネスマッチ等、複数のイベントを一体的に開催する等、官民における二国間環境協力を推進しています。

### ○ モンゴル

2022年5月のバトウルジー・バトエルデネモンゴル国自然環境観光大臣来訪時に行われた協力の進捗に係るハイレベル意見交換時に更新されたモンゴル自然環境・観光省との環境協力に関する協力覚書に基づき、「第15回日本・モンゴル環境政策対話」を2023年6月にウランバートルで開催し、大気汚染対策、気候変動対策（GOSATシリーズ、JCM）、生物多様性等について、意見交換を行いました。

特に、GOSATシリーズについては、モンゴル国の温室効果ガスインベントリに計上された二酸化炭素の排出量と、GOSATの観測データ等より推計した排出量が高い精度で一致することを確認しました。モンゴル政府は、2023年11月に、この結果を自国の隔年更新報告書の一部として、日本政府への謝辞とともに国連に提出しました。

### ○ フィリピン

2023年12月、フィリピン環境天然資源省と「環境保護分野における協力覚書」に署名し、廃棄物管理から協力範囲を広げ、気候変動やプラスチック汚染、生物多様性といった分野を始めとする包括的な環境協力を進めていくことに合意しました。2024年10月には、2015年よりフィリピン環境天然資源省と開催している廃棄物分野に関する環境対話（第9回）を実施しました。2025年1月13日（月）から15日にかけては、フィリピン・マニラで、フィリピン環境天然資源省とともに、環境政策対話、テーマ別セミナー、ビジネスピッチ等といった一連のイベントを一体的に開催する「第2回日本・フィリピン環境ウィーク」を開催しました。また、小林史明環境副大臣は、環境ウィークの出席のために訪問したマニラで、マリア・アントニア・ユロ・ロイザガ環境天然資源大臣と会談し、今後の協力について方向性を確認しました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。加えて、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法（方法論）をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが開始されました。

### ○ シンガポール

2017年6月に更新されたシンガポール環境水資源省との間の「環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年2月に持続可能性・環境省と「第7回日本・シンガポール環境政策対話」を東京で開催し、循環経済・廃棄物管理、気候変動、大気汚染、プラスチック汚染等について意見交換を行いました。また、2023年8月に閣僚級政策対話を実施しその成果として今後の二国間及びASEAN地域における環境協力に関する共同声明を発出しました。2024年9月には「第8回日本・シンガポール環境政策対話」をシンガポールで開催し、循環経済・廃棄物管理、大気汚染・騒音対策、プラスチック汚染、日・ASEAN協力、気候変動等に関して意見交換を行い、引き続き両国で連携していくことを確認しました。

### ○ タイ

2018年5月にタイ王国天然資源環境省と署名した「環境協力に関する協力覚書」について、2024年7月に協力強化を目的として覚書を更新するとともに、第4回日本・タイ環境政策対話や環境技術・サービスに関する日本・タイのビジネス連携を促進することを目的とした「日本・タイ環境ビジネスマッチングセミナー」を開催しました。また、2022年4月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国工業省工業局（DIW）で署名した産業廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、産業廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めるとともに、2022年8月に環境省環境再生・資源循環局とタイ王国内務省地方自治振興局（DLA）で署名した都市廃棄物管理に関する協力覚書に基づき、一般廃棄物の適正管理に関する知見の共有等を進めたほか、廃棄物管理に係るオンライン研修を実施し、タイ政府のキャパビル向上に貢献しました。2024年7月には、二国間クレジット制度（JCM）に関する協力覚書の更新が行われました。JCMについては、同年9月、第6回合同委員会を開催し、タイ国内制度の構築に伴うJCMに係る新たな規則及びガイドライン類等の採択、新規案件の承認やパリ協定第6条に関する各国の取組について情報交換を行いました。さらに、海洋プラスチックごみについては、モニタリングに関する技術協力として、研修を行いました。

### ○ ベトナム

ベトナム天然資源環境省と2013年12月に「環境分野に関する協力覚書」に署名し、以来同国と緊密な協力関係を築いています。2024年1月にハノイにて第8回日本・ベトナム環境政策対話を開催するとともに、同覚書を再更新しました。また同月には、ベトナムの2050年までのカーボンニュートラル目標の実現のため、2021年11月に両大臣により署名された「2050年までのカーボンニュートラルに向けた気候変動に関する共同協力計画」に基づく第3回合同作業部会を開催し、本共同協力計画に基づく気候変動分野などの協力を議論しました。2024年10月には、日・ベトナム間の二国間クレジット制度（JCM）の第9回合同委員会を開催し、9事業からのJCMクレジット発行量を決定しました。また、海洋プラスチックごみについては、これまで、2019年度以来、研究者及び政府担当者の人材育成のための研修を行い、2020年度には海洋ごみモニタリングの分野における協力に関する基本合意書に署名していたところですが、同合意書の終期に伴い、協力を更に進展させるため、2023年8月、ベトナム天然資源環境省との間で、海洋ごみの管理等に関する協力に係る基本合意書に署名しました。これも踏まえ、2024年度にも継続して、ベトナム周辺で海洋ごみ共同パイロットモニタリング調査・研究の実施、モニタリングや処理を含む、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する人材育成研修の実施、海洋ごみ（廃棄物）管理に関する知見共有、マニュアル等の策定支援等を行いました。また、第5回日越政策対話（2018年）において設置が合意された廃棄物管理に関する合同委員会では、ベトナムにおける廃棄物管理や3R、公衆衛生の向上等を目的に、廃棄物処理基準やガイドライン等の制度設計支援、廃棄物発電の案件形成、重点取組自治体への支援等を促進したほか、廃棄物管理に係る研修を実施し、ベトナム政府のキャパビル向上に貢献しました。



## ○ マレーシア

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、ニック・ナズミ天然資源・持続可能性大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

## 〈中東〉

### ○ UAE

2022年11月にアラブ首長国連邦気候変動・環境省と署名した「日本国環境省とアラブ首長国連邦気候変動・環境省との間の環境協力に関する協力覚書」に基づき、2023年9月、「日・UAE政策共有会」をオンラインで開催し、循環型経済、グリーンファイナンス、大気環境政策についての取組を紹介するとともに、今後の協力に向け意見交換を行いました。

## 〈ラテンアメリカ〉

### ○ ブラジル

2024年11月、浅尾慶一郎環境大臣は、COP29に出席するため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で、マリナ・シルバ環境・気候変動大臣と会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、緊密に連携していくことを確認しました。

2025年3月、浅尾慶一郎環境大臣はシルヴァ環境気候変動大臣と会談を行うとともに、「日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の環境分野の協力覚書」に署名を行いました。

## 〈東ヨーロッパ〉

### ○ ウクライナ

2022年11月、環境省とウクライナ環境保全天然資源環境省との間で環境保全分野の協力に関する覚書を署名しました。また、環境省はJICAが進めているがれき処理支援に対する協力を行っています。2024年2月、二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書の署名が行われました。

### ○ モルドバ

2024年9月、日・モルドバ間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

## 〈アフリカ〉

### ○ セネガル

2024年5月、日・セネガル間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

## 〈中央アジア〉

### ○ カザフスタン

2023年2月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。2025年1月、日・カザフスタン間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

### ○ ウズベキスタン

2022年10月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。2022年12月に環境省とウズベキスタン共和国国家生態系・環境保護委員会との間で環境保護分野における協力覚書に署名し、セミナーの開催等の具体的な協力活動に向けた準備を進めています。2025年2月、日・ウズベキスタ

ン間の二国間クレジット制度（JCM）の第1回合同委員会を開催し、パリ協定6条に沿ってJCMを実施するための規則及びガイドラインを採択しました。

○ キルギス

2024年7月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。

○ タジキスタン

2023年12月に学校法人中央大学はGOSATの協力覚書に署名しました。

## ウ 海外広報の推進

海外に向けた情報発信の充実を図るため、英語での報道発表、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の英語抄訳版等、海外広報資料の作成・配布や環境省ウェブサイト・SNS等を通じた海外広報を行いました。

## エ 開発途上地域の環境の保全

我が国は政府開発援助（ODA）による開発協力を積極的に行っています。環境問題については、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」において複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導を重点政策の一つとして位置付けるとともに、地球環境の保全は地球の未来に対する我々の責任であると認識し、生物多様性の主流化やプラスチック汚染対策を含む海洋環境・森林・水資源の保護等の自然環境保全の取組を強化していくことが明記されています。また、特に小島嶼開発途上国については、気候変動による海面上昇等、地球規模の環境問題への対応に関して、ニーズに即した支援を行っています。

### （ア）無償資金協力

居住環境改善（都市の廃棄物処理、上水道整備、地下水開発、洪水対策等）、地球温暖化対策関連（森林保全、クリーン・エネルギー導入）等の各分野において、無償資金協力を実施しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力についても貧困対策に関連した環境分野の案件を実施しています。

### （イ）有償資金協力

下水道整備、大気汚染対策、地球温暖化対策等の各分野において、有償資金協力（円借款・海外投融資）を実施しています。

### （ウ）国際機関を通じた協力

我が国は、UNEPの環境基金、UNEP/IETC技術協力信託基金等に対し拠出を行っています。また、我が国が主要拠出国及び出資国となっているUNDP、世界銀行、ADB、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等の国際機関も環境分野の取組を強化しており、これら各種国際機関を通じた協力も重要になってきています。

## （3）多国間資金や民間資金の積極的活用

地球環境ファシリティ（GEF）は、開発途上国等が地球環境問題に取り組み、環境条約の実施を行うために、無償資金等を提供する多国間基金です。第8次GEF増資期間（2022年7月－2026年6月）の増資規模は53.3億ドルであり、このうち我が国からは総額6.38億ドルの拠出を行っています。我が国はGEFのトップドナーとして、意思決定機関である評議会の場を通じ、GEFの活動・運営に係る決定に積極的に参画しています。

開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動の影響への対処（適応）を支援する緑の気候基金（GCF）については、初期拠出（2015年－2019年）の15億ドルと第1次増資（2020年－2023年）への15億ドルの拠出に続いて、第2次増資（2024年－2027年）については、2023年10月のハイレベル・プレッジング会合において、我が国から、第1次増資時と円貨で同規模の最大1,650億円の拠出表明を行い、2024年11月までに我が国を含む34か国・1地方政府が総額約136億ドルの拠出を表明しました。また、2024年11月までに133か国における285件の支援案件がGCF理事会で承認されました。我が国は基金への主要ドナー国の1つとして資金面での貢献に加え、GCF理事国として、支援案件の選定を含む基金の運営に積極的に貢献しています。また、我が国は、途上国の要請に基づき技術移転に関する能力開発やニーズの評価を支援する「気候技術センター・ネットワーク（CTCN）」に対して2024年度に約36.5万ドルを拠出し、積極的に貢献しました。加えて、ADBや国連工業開発機関（UNIDO）と連携し、JCMプロジェクト形成に取り組みました。

#### (4) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

##### ア 地方公共団体間の連携

脱炭素社会形成に関するノウハウや経験を有する日本の地方公共団体等の協力の下、アジア等各国の都市との間で、都市間連携を活用し、脱炭素社会実現に向けて基盤制度の策定支援や、優れた脱炭素技術の普及支援を実施しました。2024年度は、北海道札幌市、富山県富山市、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市、東京都、埼玉県さいたま市、静岡県静岡市、滋賀県、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、岡山県真庭市、愛媛県、福岡県、福岡県北九州市、鹿児島県大崎町、沖縄県浦添市による25件の取組を支援しました。

##### イ 市民レベルでの連携

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、プラットフォーム助成制度に基づいて、国内の環境NGO・NPOが国内又は開発途上地域において他のNGO・NPO等との横断的な協働・連携の下で実施する環境保全活動に対する支援を行いました。国際社会及び国内におけるSDGsの実施状況を共有するとともに、環境側面からのSDGsの取組を推進するため、民間企業や自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、更なる取組の弾みをつける場として、SDGsステークホルダーズ・ミーティングを2016年度から開催しており、2025年3月には第16回会合を開催しました。

#### (5) 国際的な枠組みにおける主導的役割

2024年4月、イタリアが議長国を務めたG7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対処するため、必要な取組間のシナジーの推進が重要であることを確認するとともに、気候変動対策について、気温上昇を工業化以前より1.5℃に抑えるための削減目標の進捗を確認し、野心的な次期NDC（国が決定する貢献）を策定することをすべての国に呼びかけました。またG7広島サミットの成果に盛り込まれた循環経済原則、重要鉱物の国際リサイクル、ネイチャーポジティブ経済、侵略的外来種対策、プラスチック汚染対策等を更に推進することを確認しました。

2024年6月のG7プーリア・サミットでは、気候変動対策について、1.5℃目標に沿った、全経済分野及びすべての温室効果ガスを対象とした総量削減目標を含む次期NDCの提出をG20や他の主要経済国に呼びかけました。また、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全な実施、質の高い炭素市場やカーボンプライシングの野心的な活用の加速、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を共有しました。

2024年10月にブラジル・リオデジャネイロで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、海洋、生態系サービスへの支払い、気候変動適応行動と資金の向上、廃棄物・循環経済の4つの優先課



題に関する成果文書が取りまとめられました。また、2024年10月にアメリカ・ワシントンD.C.で開催されたG20財務大臣、気候・環境大臣、外務大臣及び中央銀行総裁合同会合（議長国：ブラジル）では、気候変動に対する行動を加速させるため、国際経済・金融システムにおける行動を大胆にリードする決意が示されました。さらに2024年11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいて、気候変動については、1.5℃の気温上昇による気候変動の影響は、2℃の気温上昇による影響と比べてはるかに小さいことを強調し、1.5℃目標の達成のための努力を追求する決意を再確認しました。また、生物多様性については、G20各国の、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の迅速かつ完全で効果的な実施へのコミットメントを再確認し、2030年までに森林減少及び森林劣化を止め、反転させるための取組の重要性を強調しました。循環経済や汚染の防止については、未管理の廃棄物及び不適切に管理された廃棄物の発生を大幅に削減する決意を再確認しました。プラスチック汚染対策については、プラスチック汚染を終わらせる決意を固め、2024年末までにプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書を策定するための政府間交渉委員会（INC）の交渉に野心を持って協力することにコミットしました。

なお、宇宙空間のごみ（スペースデブリ）が、新たな国際的な課題となっており、国際社会が協力してスペースデブリ対策に取り組む必要があることから、我が国では、JAXAにおいて、2019年4月から、大型デブリの除去技術獲得及び民間による事業化を目指して、商業デブリ除去技術実証プロジェクトを進めています。

また、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された国・機関等の海洋プラスチックごみ対策を、2024年のG20議長国だったブラジルが我が国支援の下、「第6次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。第6次報告書では、23か国と7の国際機関・NGOの優良事例や課題が共有されました。

また、2023年8月に日ASEAN環境気候変動閣僚級対話において発足した、日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）において、気候変動対策に加え、2019年に設立された海洋プラスチックごみ地域ナレッジ・センター（RKC-MPD）の活用を含むプラスチック汚染に関する日ASEAN協力アクション・アジェンダ、及び、電気電子機器廃棄物（E-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEC）を立ち上げました。

パリ協定6条（市場メカニズム）の実施により、脱炭素市場や民間投資が活性化され、世界全体の温室効果ガスが更に削減されるとともに、経済成長にも寄与することが期待されている一方、パリ協定6条を実施するための体制整備や知見の共有等が課題とされています。国際的な連携の下、6条ルールの理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援するため、我が国は、2022年11月、COP27において「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2024年12月時点において83か国、200機関が参加）を立ち上げ、各国の6条実施に向けた支援を実施しています。今後も我が国が率先して、パートナーシップ参加国、国際機関等と連携しつつ、各国の6条実施に向けた支援を加速し、パリ協定6条に沿った市場メカニズムを世界的に拡大し、世界の温室効果ガスの更なる削減に貢献していきます。

## 第5節 地域づくり・人づくりの推進

### 1 環境を軸とした地域づくりの推進

#### （1）地域循環共生圏構築の展開

国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があることから、各地域において、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて「地域循環共生圏」の実装を進め、「新たな成長」を実現していくことが重要です。

地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を活かし、魅力ある地域づくりを進める「地域循環共生圏」の創造に向け、地域循環共生圏づくりに取り組む団体と、その団体への支援を行う主体を合わせた「参加団体」を26件選定し、各地域での地域循環共生圏づくりの支援ができる担い手の支援・創出等を図りました。また、脱炭素・循環経済・自然再興等の環境政策の推進を背景に、地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象として、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会への移行を目指す地域の主体的な取組の支援（地域トランジションモデル構築事業）に着手しました。

さらに、2019年度より運用を開始している地域循環共生圏に係るポータルサイトでは、各実証地域の取組から得られた知見を取りまとめ、「しる」「まなぶ」「つくる」「つながる」機会等の提供を行い、特にオンラインにて開催した「地域循環共生圏フォーラム2024」（主催：環境省）には、民間企業や団体、地方公共団体関係者を中心に、350名程度が参加しました。このフォーラムでは、「ウェルビーイングなまちづくり」についての基調講演に加え、脱炭素、資源循環、生物多様性をはじめとする、様々なテーマでの地域づくりに関する分科会を開き、地域循環共生圏づくりに取り組んでいる民間企業等及び地域と、参加者との双方向の活発な議論による「学び」や「出会い・交流」の場となりました。

さらに、市町村やコミュニティといった一定の広がりのある「地域」の中で、環境・社会・経済の課題を同時解決する、SDGsの視点を取り入れた事業・プロジェクトを数多く生み出していく「地域循環共生圏」と両輪で、一人一人、一社一社がSDGsの視点を取り入れた活動・取組を表彰する「グッドライフアワード」を、2013年度から実施しています。国民一人一人が自らのライフスタイルを見直す契機とすることを目的として、企業、団体、個人等の幅広い主体による「環境と社会によい暮らし」を支える地道で優れた取組を募集し、表彰するとともに、その取組を広く国民に対して情報発信しています。2024年度は、応募があった221の取組の中から、最優秀賞1、優秀賞3、各部門賞6、計10の取組を環境大臣賞として表彰しました。

## （2）地域脱炭素の加速化

地域脱炭素ロードマップ（2021年6月国・地方脱炭素実現会議にて決定）の策定以降、ゼロカーボンシティ宣言をする自治体の数が増加するなど、地方公共団体が主導する地域脱炭素の動きは加速化しています。地域脱炭素政策については、2026年以降の取組について具体化を図るため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催し、2024年12月に議論の取りまとめを行いました。取りまとめにおいて、地域脱炭素を推進する上での小規模地方公共団体をはじめとした人材・財源不足等の課題の顕在化や、ペロブスカイト太陽電池等の考慮すべき新たな技術への対応の必要性が明記されました。さらに、国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、地域特性に応じた再エネを活用した創意工夫ある地域脱炭素の取組を展開することとしています（「地域脱炭素2.0」）。環境省は、顕在化した課題や新たな技術に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステークホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で地域脱炭素の加速化を図ってまいります。

2050年を待つことなく2030年度までに、カーボンニュートラルと地域課題の解決を同時に実現する「脱炭素先行地域」については、2024年度までに5回の募集により81地域を選定しました。また2024年度までに148の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しています。

2024年度においては、地域における再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定、再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング及び地域脱炭素化促進事業の案件形成等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」

や地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等に、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援する「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等を実施しました。さらに、「株式会社脱炭素化支援機構」による地域資源を活用した脱炭素プロジェクト等への資金供給、その他グリーンボンド発行・投資の促進等を行いました。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改正され、これまでは市町村のみが定めるよう努めるものとされていた再生可能エネルギーの促進区域等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととするなどの地域脱炭素化促進事業制度が拡充されました。

加えて、地方自治体の職員等に対する、再生可能エネルギー導入等の脱炭素実現のメリットや手法等についての理解を深めるための研修を行ったほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行いました。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支援しました。

## 2 多様な主体の参加による国土管理の推進

### （1）多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

#### ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図りました。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない森林については、公的主体による森林整備を推進しました。多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・NPO・森林所有者等のネットワーク化等による連携・強化を推進しました。

#### イ 環境保全型農業の推進

第2章第6節1（1）を参照。

### （2）国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国土から得られる豊かな恵みを将来の世代へと受け継いでいくための多様な主体による国土の国民的経営の実践に向けた普及や検討として、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開などに取り組んでいます。

#### ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや情報の提供等を通じて多様な主体による「国民参加の森林づくり」を促進するとともに、身近な自然環境である里山林等を活用した森林体験活動等の機会提供、地域の森林資源の循環利用を通じた森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進しました。

#### イ 公園緑地等における意識啓発

都市における公園や緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤です。



こうした都市における公園や緑地の機能と重要性を踏まえつつ、人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市を実現し、緑地の質・量両面での確保に向けた都市緑地行政を全国的に一層推進するため、2024年11月に都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）が施行され、必要な施策を総合的に講じました。

### 3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

#### (1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

##### ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

特別な助成を行う防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能の向上に資する質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等に対し支援を行いました。

##### イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

持続可能な地域づくりのためには、SDGsの達成を目指して、業種や分野を超えた人々の連携・協働が必要とされます。パートナーシップによるプラットフォームを形成し、環境・経済・社会課題の同時解決を目指すためには、多様なビジョンを持ち、主体的に地域課題解決に取り組む人材が期待されることから、地域における質の高い環境教育・持続可能な開発のための教育（ESD）を実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の一部として、体験型プログラムを通じた多様な主体同士の学び合い、地域における協働・共創に向けたネットワーク形成を内容とする研修を全国8か所で開催しました。

また、持続可能な社会の実現に向け、ESDに関わるマルチステークホルダーが、地域における取り組みを核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携してESDを推進することを目的として、ESD推進ネットワークを形成し、連携してESDを支援しました。

資源循環分野については、第3章第4節を参照。

##### ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進しました。

人材育成に関しては、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士（フォレスター）、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成しました。

##### エ 災害に強い森林づくりの推進

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生、豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策、流木による被害を防止・軽減するための効果的な治山対策など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献しました。

##### オ 景観保全

景観の保全に関しては、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、2024年3月末時点で666団体において景観計画が定められています。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、2025年3月末時点で重要文化的景観として73地域が選定されています（第2章第3節2（1）の表2-3-1を参照）。

##### カ 歴史的環境の保全・活用

2024年度中に史跡名勝天然記念物の新指定19件、特別史跡名勝天然記念物の新指定1件を行うと

もに、2024年度は3都市の歴史的風致維持向上計画を新規認定し、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための取組を行いました。

## (2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策を展開しました。

# 4 環境教育、ESD 及び協働取組の推進

## (1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）に基づく、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の全部変更について、環境教育等推進専門家会議及び環境教育等推進会議等での検討を踏まえ、2024年5月に閣議決定しました。

環境教育等促進法及び基本方針に基づき、環境教育のための人材認定等事業の登録制度（環境教育等促進法第11条第1項）、環境教育等支援団体の指定制度（同法第10条の2第1項）、体験の機会の場の認定制度（同法第20条）の運用等を通じ、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等に努めました。

また、発達段階に応じ、学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場において自発的な環境教育等の取組が促進されるよう、環境省では、文部科学省と連携し、学校や地域において質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成することを目的とする「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」として、教職員を主な対象とし、教科横断的にホール・スクールで環境教育・ESDを推進するための研修をオンラインや全国各地で開催したほか、指導案や参考事例など、学校や地域での環境教育や環境保全活動に役立つ情報を、ウェブサイト（環境学習ステーション）にて提供しました。

また、2023年度から環境教育やESDに取り組む方の負担軽減、ネットワーク化、取組支援を目的に「環境教育・ESD実践動画100選」として、学校教育又は社会教育における幼少期～高校生を対象とした環境教育やESDに関連する実践取組の短編動画の優良事例を発信する取組を始め、2024年度には36件の動画を選定、公表しました。

加えて、「体験の機会の場」研究機構との間で締結された環境教育等促進法に基づく協定（同法第21条の4第1項）の趣旨を踏まえ、同機構と連携して若年層を対象としたプレゼンテーションコンクール「Green Blue Education Forum2024」を実施するなど、体験の機会の場の利用及び認定促進に向けた取組を進めました。

各地方公共団体において設置された地域環境保全基金により、環境アドバイザーの派遣、地域の住民団体等の環境保全実践活動への支援、セミナーや自然観察会等のイベントの開催、ポスター等の啓発資料の作成等が行われました。

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備に対し、関係省庁と連携してエコスクールパイロットモデル事業を実施し、1997年度から2016年度までに1,663校認定しました。2017年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を2025年度までに343校認定しました。

ESDについては、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という2020年から2030年までの新たな国際的実施枠組みが2019年11月に第40回ユネスコ総会で採択され、同年12月には第74回国連総会で承認されました。「ESD for 2030」の理念を踏まえ、関係省庁が連携し、2021年5月、「第2期ESD国内実施計画」を策定し、同日に「ESD推進の手引」も更新し

ました。また、学習指導要領では、小・中・高等学校の各段階において、児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることが期待されることを明記しており、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、ユネスコが認定する学校）をESDの推進拠点として位置付けています。ユネスコスクール全国大会の開催等を通じて、ESDの実践例の共有や議論等を行いESDの活動の振興を図るほか、補助金事業を通じて、持続可能な社会の創り手育成の推進につながる教員養成、カリキュラム作成及び多様なステークホルダーとの協働による人材育成に取り組んでいます。

さらに、ESD活動に取り組む様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるよう、環境省、文部科学省、関係団体等が連携して、ESD活動支援センター及び地方ESD活動支援センター（全国8か所）を活用したESDに関する情報収集・発信、地域間の連携・ネットワークの構築に努めるとともに、気候変動を切り口としたテーマ別の学び合いプロジェクトを実施しました。このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProsPER.Net）構築等の事業を支援しました。

また、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）における三カ国共同のプロジェクトとして、日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）、日中韓環境ユースフォーラム（TEMMユースフォーラム）において、環境教育推進のための意見交換を行いました。

## （2）持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

環境カウンセラー登録制度の活用により、事業者、市民、民間団体等による環境保全活動等を促進しました。

独立行政法人環境再生保全機構が運営する地球環境基金では、国内外の民間団体が行う環境保全活動に対する助成やセミナー開催等により、それぞれの活動を振興するための事業を行いました。このうち、2024年度の助成については、308件の助成要望に対し、164件、総額約5.7億円の助成決定が行われました。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所の共催により、環境活動を行う全国の高校生に対し、相互交流や実践発表の機会を提供する「全国ユース環境活動発表大会（全国大会）」を2025年2月に開催し、優秀校に対して環境大臣賞等を授与しました。

持続可能な地域づくりのための中間支援機能を発揮する拠点として「環境パートナーシップオフィス（EPO）」を全国8か所に展開しています。各地方環境事務所と各地元のNGO・NPOが協働で運営、環境情報の受発信といった静的なセンター機能だけでなく、地域の環境課題解決への伴走等といった動的な役割を担いました。EPOの結節点として、各EPOの成果の取りまとめや相互参照、ブロックを超えた横展開等、全国EPOネットワーク事業を「地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）」が行いました。また、GEOCは環境省・国連大学との協働事業として時機に見合った国際情報の発信やシンポジウムの開催等を行いました。

環境教育等促進法に基づく体験の機会の場合等の各種認定の状況等を環境省ウェブサイトにおいて発信しました。

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組を支援するための情報をGEOC及びEPOを拠点としてウェブサイトやメールマガジンを通じて、収集、発信しました。

また、団体が実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」により、イベント情報等の広報のための発信支援を行いました。

環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員を対象に、行政研修、分析研修及び職員研修の各種研修を実施しています。

2024年度には、2023年度に引き続き、合宿制の集合研修を実施するとともに、集合形式とオンラ



イン形式を組み合わせるなどの研修手法も活用し、行政研修10コース（10回）（日中韓三カ国合同環境研修の協同実施を含む）、分析研修9コース（11回）及び職員研修7コース（8回）の合計26コース（29回）を実施しました。加えて、分析研修等の研修内容に関連する支援教材の動画配信を視聴登録者に対して行いました。2024年度の研修修了者は、1,138名となりました。修了者の研修区分別数は、行政研修（職員研修含む）が1,006名、分析研修が132名でした。所属機関別の修了者の割合は、国が44%、地方公共団体が55%、独立行政法人等が1%となっています。

## 第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

### 1 EBPM推進のための環境情報の整備

各施策において見える化に取り組んでいるものや、各主体が利用可能な形への整備に取り組んでいる環境情報等を「環境省における統計情報・データ等一覧」として取りまとめ、また、環境に関するデータの利活用を推進するため、基礎的データを収集・整理した「環境統計集」を最新のデータに更新し、それぞれ環境省ウェブサイトで公開しています。

### 2 利用者ニーズに応じた情報の提供

行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化を効率的・効果的に進め、環境情報に関するオープンデータの取組の強化を図るため、環境省が保有するデータの全体像を把握し、相互連携・オープン化するデータの優先付けを行った上で、必要な情報システム・体制を確保し、データの標準化や品質向上を組織全体で図るなどのデータマネジメントを推進することを目的とした「環境省データマネジメントポリシー」を、2021年3月に策定しました。それに基づいて、デジタル庁が整備したオープンデータポータルである「e-Govデータポータル」へのデータの掲載等を促進するための方針を整備しました。

「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（以下「白書」という。）」の内容を広く普及するため、全国3か所で「白書を読む会」をオンラインで開催しました。

視覚的に分かりやすいよう地理情報システム（GIS）を用いた「環境GIS」による環境の状況等の情報や環境研究・環境技術など環境に関する情報の整備を図り、「環境展望台」において提供しました。

港湾など海域における環境情報を、より多様な主体間で広く共有するため、環境情報データベースの運用を行いました。また、沿岸海域環境保全情報の提供を行うとともに、関係府省・機関が収集した、衛星情報を含め広範な海洋情報を集約・共有する「海洋状況表示システム（海しる）」について、掲載情報の充実、機能の拡充を行いました。

自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000等の成果に関する情報を「生物多様性情報システム（J-IBIS）」において、Web-GISによる提供情報も含めて整備・拡充するとともに、全国の国立公園等のライブ画像を配信する「インターネット自然研究所」においては、全国各地の様々な自然情報を安定的に継続して提供できるよう、ライブカメラの更新などの取組を進めました。また、「いきものログ」を通じて、全国の生物多様性データの収集と提供を広く行いました。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報の収集・公開等を行いました。

### 3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

各種事業、規制、租税特別措置等の政策の立案に当たり、その時点で得られる最良の客観的な証拠を踏まえた政策評価を行いました。環境情報の整備や提供に当たっては証拠としての質（エビデンスレベル）に留意し実施しました（第6章第6節1及び2を参照）。また、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案しました（第6章第1節3を参照）。

## 第7節 環境影響評価

### 1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

#### (1) 再エネ海域利用法に基づき実施される洋上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方

再生可能エネルギーのうち、風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。こうした状況に鑑み、2023年9月、環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問がなされました。

その後、「中央環境審議会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、まずは、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

#### (2) 陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、2011年に法改正がなされ、2013年に改正法が完全施行されていますが、改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく検討が必要な時期を迎えている状況にあります。こうした状況に鑑み、2024年10月、環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問がなされました。また、上記の「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」においては、風力発電全体に係る環境影響評価制度の在り方について結論を出すため、残された課題として、陸上風力発電に関しても、効果的かつ効率的に環境配慮を確保するための仕組みについて検討を進める必要性があるとの指摘がなされています。

こうした経緯を踏まえ、陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

## 2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

### (1) 環境影響評価法の対象事業に係る環境影響審査の実施

環境影響評価法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けています。環境影響評価法に基づき、2025年3月末までに計879件の事業について手続が実施されました。このうち、2024年度においては、新たに25件の手続が開始され、また、14件の評価書手続が完了し、環境配慮の確保が図られました。

近年、特に審査件数の多い風力発電所については、環境影響の程度は事業規模よりも立地に依拠する特徴があり、陸上の風力発電所に係る立地選定において適正な配慮がなされていないと判断される事業に対しては、事業計画の見直し等の厳しい環境大臣意見を述べました。洋上の風力発電所については、これまで国内における導入実績が少なく、運転開始後の環境影響に係る知見が十分に得られていないことから、最新の知見、専門家の助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施することなどを求める環境大臣意見を述べました。太陽光発電所については、ゴルフ場跡地等の既に開発済みの土地で行われる事業に対して、廃棄物等の適正な処理や水生生物への影響を回避又は低減することや廃棄物等の適正な処理を求めた環境大臣意見を述べました。

火力発電所については、国内外の情勢を踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組の道筋が1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、事業の休廃止も含めあらゆる選択肢を勘案して検討するよう求めるなど、厳しい環境大臣意見を述べました。

### (2) 環境影響評価に係る不確実性への対応と環境情報基盤の整備

「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」において、洋上風力発電事業の環境影響に係る不確実性に対応する観点から、工事中及び稼働中における環境影響を的確に把握するためのモニタリングが重要とされたことを踏まえ、事業者向けの具体的なガイドラインの策定に向けて、経済産業省と環境省が共同事務局となり、「洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会」を2024年7月に設置し、検討を進めました。また、2023年12月に公表した「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」の活用に向けて、関係団体等への周知や普及啓発を行い、洋上風力発電の環境影響評価に関する理解促進を進めたほか、環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」において、情報の拡充や更新を行い公開しました。

### (3) 環境影響評価図書の継続公開に係る取組

情報アクセスの利便性を向上させ、国民と事業者の情報交流の拡充及び事業者における環境影響の予測・評価技術の向上を図るため、環境影響評価法に基づき事業者が縦覧・公表する環境影響評価図書について、法定の縦覧・公表期間を過ぎた場合においても図書の閲覧ができるよう、事業者の任意の協力を得て、環境省ホームページにおいて環境影響評価図書を掲載する取組を進めました。



### 1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

#### (1) 福島県における健康管理

国は、福島県の住民の方々の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が2011年度に創設した福島県民健康管理基金に交付金を拠出するなどして福島県を財政的、技術的に支援しており、福島県は、同基金を活用し、2011年6月から県民健康調査等を実施しています。具体的には、福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量を推計する基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を実施しています。また、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査や、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等も実施しています。

「甲状腺検査」について、2016年3月に福島県「県民健康調査」検討委員会が取りまとめた「県民健康調査における中間取りまとめ」では、甲状腺検査の先行検査（検査1回目）で発見された甲状腺がんについては、放射線による影響とは考えにくいと評価されています。また、2023年11月には、同委員会甲状腺検査評価部会において、「先行検査から検査4回目までにおいて、甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない。」とまとめられています。

また、「妊産婦に関する調査」については、2022年5月、福島県「県民健康調査」検討委員会において、県民健康調査「妊産婦に関する調査」結果まとめ（平成23年度～令和2年度）として報告され、妊娠結果（早産の割合、先天奇形・先天異常の発生率）に関しては、「平成23年度から令和2年度調査の結果では、各年度とも政府統計や一般的に報告されているデータとの差はほとんどない。また、先天奇形・先天異常の発生率を地域別に見ても同様に差はない。」とされています。

#### (2) 国による健康管理・健康不安対策

環境省では、2015年2月に公表した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、[1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、[2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、[3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、[4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んでいます。

##### [1] 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進

大気拡散シミュレーションや住民の行動データ、ホールボディ・カウンタ等による実測値等、被ばく線量に影響する様々なデータを活用し、事故後の住民の被ばく線量をより精緻に評価する研究事業を実施しています。

##### [2] 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握

福島県及び福島近隣県における、がん及びがん以外の疾患の罹患動向を把握するために、人口動態統計やがん登録等の統計情報を活用し、地域ごとに、循環器疾患を含む各疾病の罹患率及び死亡率の変化等を分析する研究事業を実施しています。

##### [3] 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実

福島県は、県民健康調査「甲状腺検査」の結果、引き続き医療が必要になった方に対して、治療にかかる経済的負担を支援するとともに、診療情報を活用させていただくことで「甲状腺検査」の充実を図る「甲状腺検査サポート事業」に取り組んでおり、国は、この取組を支援しています。このほか、国として甲状腺検査の結果、詳細な検査（二次検査）が必要になった方へのこころのケアの充実や、また県内検査者の育成や県外検査実施機関の拡充に向け、医療機関への研修会等を開催しています。

##### [4] リスクコミュニケーション事業の継続・充実

環境省では、2014年度から福島県いわき市に「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」を開設し、避難指示が出された12市町村を中心に、住民を支える放射線相談員や自治体職員等の活動を科学的・技術的な面から組織的かつ継続的な支援を実施していくため、研修会や車座集会の開催等を行っています。

そのほか、希望する住民には、個人線量計を配布して外部被ばく線量を測定してもらい、またホールボディ・カウンタによって内部被ばく線量を測定することにより、住民に自らの被ばく線量を把握してもらうとともに、専門家から測定結果や放射線の健康影響に関する説明を行うことにより、不安軽減へつなげています。

一方、福島県外では、企業や学校、地域住民の方を対象に、不安軽減や放射線リテラシーの向上のため、放射線の健康影響や原発事故後の福島県でのリスクコミュニケーションに関する住民セミナー等を行うほか、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、自治体職員等の人材育成のための研修にも取り組んでいます。

## 2 健康被害の補償・救済及び予防

### (1) 被害者の補償・救済

#### ア 大気汚染の影響による呼吸器系疾患

##### (ア) 既被認定者に対する補償給付等

我が国では、昭和30年代以降の高度経済成長により、工業化が進んだ都市を中心に大気汚染の激化が進み、四日市ぜんそくを始めとして、大気汚染の影響による呼吸器系疾患の健康被害が全国で発生しました。これらの健康被害者に対して迅速に補償等を行うため、1973年、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づく公害健康被害補償制度が開始されました。

公害健康被害補償法のうち、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則（法附則第9条）については、2018年度以降も当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付することができるよう措置する、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第11号）が2018年3月に公布されました。

2024年度は、同制度に基づき、被認定者に対し、[1] 認定更新、[2] 補償給付（療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料）、[3] 公害保健福祉事業（リハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業、家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、家庭における療養の指導に関する事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業、禁煙治療費用助成事業）等を実施しました。2024年12月末時点の被認定者数は26,490人です。なお、1988年3月をもって第一種地域の指定が解除されたため、旧第一種地域では新たな患者の認定は行われていません（表6-8-1）。

表6-8-1 公害健康被害補償法の被認定者数等

(2024年12月末時点)

| 区分               |                                                          | 地域             |                                                         | 実施主体 | 指定年月日      | 現存被認定者数    |            |       |
|------------------|----------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------|------|------------|------------|------------|-------|
| 旧第一種地域<br>非特異的疾患 | 慢性気管支炎<br>気管支ぜん息<br>ぜん息性気管支炎<br>及び肺気しゅ<br>並びに<br>これらの続発症 | 千葉県            | 南部臨海                                                    | 地域   | 千葉県市       | 1974.11.30 | 179        |       |
|                  |                                                          | 東京都            | 千代田区                                                    | 全域   | 千代田区       | 〃          | 95         |       |
|                  |                                                          | 〃              | 中央区                                                     | 〃    | 中央区        | 1975.12.19 | 146        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 港区                                                      | 〃    | 港区         | 1974.11.30 | 270        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 新宿区                                                     | 〃    | 新宿区        | 〃          | 697        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 文京区                                                     | 〃    | 文京区        | 〃          | 329        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 台東区                                                     | 〃    | 台東区        | 1975.12.19 | 247        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 品川区                                                     | 〃    | 品川区        | 1974.11.30 | 531        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 大田区                                                     | 〃    | 大田区        | 〃          | 1,133      |       |
|                  |                                                          | 〃              | 目黒区                                                     | 〃    | 目黒区        | 1975.12.19 | 366        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 渋谷区                                                     | 〃    | 渋谷区        | 1974.11.30 | 337        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 豊島区                                                     | 〃    | 豊島区        | 1975.12.19 | 405        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 北区                                                      | 〃    | 北区         | 〃          | 637        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 板橋区                                                     | 〃    | 板橋区        | 〃          | 1,199      |       |
|                  |                                                          | 〃              | 墨田区                                                     | 〃    | 墨田区        | 〃          | 402        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 江東区                                                     | 〃    | 江東区        | 1974.11.30 | 894        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 荒川区                                                     | 〃    | 荒川区        | 1975.12.19 | 449        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 足立区                                                     | 〃    | 足立区        | 〃          | 1,078      |       |
|                  |                                                          | 〃              | 葛飾区                                                     | 〃    | 葛飾区        | 〃          | 763        |       |
|                  |                                                          | 〃              | 江戸川区                                                    | 〃    | 江戸川区       | 〃          | 1,100      |       |
|                  |                                                          | 東京都計 11,078    |                                                         |      |            |            |            |       |
|                  |                                                          | 第二種地域<br>特異的疾患 | 水俣病<br>〃<br>〃<br>水俣湾<br>〃<br>イタイイタイ病<br>慢性砒(ヒ)素中毒症<br>〃 | 横浜市  | 鶴見臨海地域     | 横浜市        | 1972.2.1   | 319   |
|                  |                                                          |                |                                                         | 川崎市  | 川崎区・幸区     | 川崎市        | 1969.12.27 | 1,066 |
|                  |                                                          |                |                                                         | 〃    | 中部地域       | 富士市        | 1972.2.1   | 313   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1974.11.30 |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 名古屋市 | 中南部地域      | 名古屋市       | 1972.2.1   | 1,489 |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1977.1.13  |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 東海市  | 北部・中部地域    | 愛知県        | 1973.2.1   | 253   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1975.12.19 |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 四日市市 | 臨海地域・楠町全域  | 四日市市       | 1978.6.2   | 273   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1969.12.27 |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 大崎市  | 全域         | 大崎市        | 1974.11.30 | 4,543 |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1969.12.27 |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 豊中市  | 南部地域       | 豊中市        | 1974.11.30 | 118   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1973.2.1   |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 吹田市  | 南部地域       | 吹田市        | 1975.12.19 | 141   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1974.11.30 |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 守口市  | 全域         | 守口市        | 1977.1.13  | 734   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1978.6.2   |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 東大阪市 | 中西部地域      | 東大阪市       | 〃          | 861   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1973.8.1   |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 八尾市  | 中西部地域      | 八尾市        | 1977.1.13  | 468   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1973.8.1   |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 堺市   | 西部地域       | 堺市         | 1977.1.13  | 940   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 〃          |       |
|                  |                                                          |                |                                                         | 神戸市  | 臨海地域       | 神戸市        | 〃          | 475   |
|                  |                                                          |                |                                                         |      |            |            | 1970.12.1  |       |
| 尼崎市              | 東部・南部地域                                                  |                |                                                         | 尼崎市  | 1974.11.30 | 1,311      |            |       |
|                  |                                                          | 1975.12.19     |                                                         |      |            |            |            |       |
| 倉敷市              | 水島地域                                                     | 倉敷市            | 1975.12.19                                              | 773  |            |            |            |       |
| 玉野市              | 南部臨海地域                                                   | 岡山県            | 〃                                                       | 17   |            |            |            |       |
| 備前市              | 片上湾周辺地域                                                  | 〃              | 〃                                                       | 15   |            |            |            |       |
| 北九州市             | 洞海湾沿岸地域                                                  | 北九州市           | 1973.2.1                                                | 675  |            |            |            |       |
| 大牟田市             | 中部地域                                                     | 大牟田市           | 1973.8.1                                                | 449  |            |            |            |       |
| 計 26,490         |                                                          |                |                                                         |      |            |            |            |       |
| 第二種地域<br>特異的疾患   | 水俣病<br>〃<br>〃<br>水俣湾<br>〃<br>イタイイタイ病<br>慢性砒(ヒ)素中毒症<br>〃  | 阿賀野川           | 下流地域                                                    | 新潟県  | 1969.12.27 | 34         |            |       |
|                  |                                                          | 〃              | 〃                                                       | 新潟県  | 〃          | 56         |            |       |
|                  |                                                          | 水俣湾            | 沿岸地域                                                    | 鹿児島県 | 〃          | 48         |            |       |
|                  |                                                          | 〃              | 〃                                                       | 熊本県  | 〃          | 166        |            |       |
|                  |                                                          | 神通川            | 下流地域                                                    | 富山県  | 〃          | 0          |            |       |
|                  |                                                          | 島根県            | 笹ヶ谷地区                                                   | 島根県  | 1974.7.4   | 0          |            |       |
|                  |                                                          | 宮崎県            | 土呂久地区                                                   | 宮崎県  | 1973.2.1   | 38         |            |       |
| 計 342            |                                                          |                |                                                         |      |            |            |            |       |
| 合計               |                                                          |                |                                                         |      |            | 26,832     |            |       |

注：旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省

### (イ) 公害健康被害予防事業の実施

独立行政法人環境再生保全機構により、以下の公害健康被害予防事業が実施されました。

- [1] 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地的な大気汚染対策に関する調査等を実施しました。また、ぜん息等の予防・回復等のためのパンフレットの作成、講演会の実施及びぜん息の専門医による電話相談事業を行いました。さらに、地方公共団体の公害健康被害予防事業従事者に対する研修を行いました。
- [2] 地方公共団体に対して助成金を交付し、旧第一種地域等を対象として、ぜん息等に関する健康相談、幼児を対象とする健康診査、ぜん息患者等を対象とした機能訓練等を推進しました。



## イ 水俣病

### (ア) 水俣病被害の救済

#### ○ 水俣病の認定

水俣病は、熊本県水俣湾周辺において1956年5月に、新潟県阿賀野川流域において1965年5月に公式に確認されたものであり、四肢末端の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄<sup>さく</sup>、中枢性聴力障害を主要症候とする神経系疾患です。それぞれチッソ株式会社、昭和電工株式会社の工場から排出されたメチル水銀化合物が魚介類に蓄積し、それを経口摂取することによって起こった神経系疾患であることが1968年に政府の統一見解として発表されました。

水俣病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2024年12月末までの被認定者数は、3,000人（熊本県1,791人、鹿児島県493人、新潟県716人）で、このうち生存者は、304人（熊本県166人、鹿児島県48人、新潟県90人）となっています。

#### ○ 1995年の政治解決

公害健康被害補償法及び1992年から開始した水俣病総合対策医療事業（一定の症状が認められる者に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分等を支給する事業）による対応が行われたものの、水俣病をめぐる紛争と混乱が続いていたため、1995年9月当時の与党三党により、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。

これを踏まえ、原因企業から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業において、医療手帳（療養手帳を名称変更）を交付しました。また、医療手帳の対象とならない方であっても、一定の神経症状を有する方に対して保健手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

これにより、関西訴訟を除いた国家賠償請求訴訟については、原告が訴えを取り下げました。一方、関西訴訟については、2004年10月に最高裁判所判決が出され、国及び熊本県には、水俣病の発生拡大を防止しなかった責任があるとして、賠償を命じた大阪高等裁判所判決が是認されました（表6-8-2）。

表6-8-2 水俣病関連年表

|                 |                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------------|
| 1956年（昭和31年）5月  | 水俣病公式確認                                                  |
| 1959年（昭和34年）3月  | 水質二法施行                                                   |
| 1965年（昭和40年）5月  | 新潟水俣病公式確認                                                |
| 1967年（昭和42年）6月  | 新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））                            |
| 1968年（昭和43年）9月  | 厚生省及び科学技術庁 水俣病の原因はチッソ及び昭和電工の排水中のメチル水銀化合物であるとの政府統一見解を発表   |
| 1969年（昭和44年）6月  | 熊本水俣病第一次訴訟提訴（48年3月原告勝訴判決（確定））                            |
| 1969年（昭和44年）12月 | 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（救済法）」施行                           |
| 1973年（昭和48年）7月  | チッソと患者団体との間で補償協定締結（昭和電工と患者団体の間は同年6月）                     |
| 1974年（昭和49年）9月  | 「公害健康被害の補償等に関する法律」施行                                     |
| 1977年（昭和52年）7月  | 環境庁「後天性水俣病の判断条件について（52年判断条件）」を通知                         |
| 1979年（昭和54年）2月  | 「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」施行                                 |
| 1991年（平成3年）11月  | 中央公害対策審議会「今後の水俣病対策のあり方について」を答申                           |
| 1995年（平成7年）9月   | 与党三党「水俣病問題の解決について」（最終解決策）決定                              |
| 1995年（平成7年）12月  | 「水俣病対策について」閣議了解                                          |
| 1996年（平成8年）5月   | 係争中であった計10件の訴訟が取り下げ（関西訴訟のみ継続）                            |
| 2004年（平成16年）10月 | 水俣病関西訴訟最高裁判所判決（国・熊本県の敗訴が確定）                              |
| 2005年（平成17年）4月  | 環境省「今後の水俣病対策について」発表                                      |
| 2006年（平成18年）5月  | 水俣病公式確認50年                                               |
| 2009年（平成21年）7月  | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布                         |
| 2010年（平成22年）4月  | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」閣議決定               |
| 2012年（平成24年）7月  | 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づく特措法の申請受付が終了    |
| 2013年（平成25年）4月  | 水俣病の認定をめぐる行政訴訟の最高裁判所判決（1件は熊本県敗訴、1件は熊本県勝訴の高等裁判所判決を破棄差し戻し） |
| 2013年（平成25年）10月 | 水俣条約の採択・署名のための外交会議が熊本市及び水俣市で開催                           |
| 2014年（平成26年）3月  | 環境省「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」を通知（具体化通知）   |
| 2014年（平成26年）7月  | 臨時水俣病認定審査会において具体化通知に基づく審査を実施                             |
| 2014年（平成26年）8月  | 特措法の判定結果を公表                                              |
| 2015年（平成27年）5月  | 新潟水俣病公式確認50年                                             |
| 2017年（平成29年）8月  | 水銀に関する水俣条約発効                                             |

資料：環境省

### ○ 関西訴訟最高裁判所判決を受けた各施策の推進

政府は、2006年に水俣病公式確認から50年という節目を迎えるに当たり、1995年の政治解決や関西訴訟最高裁判所判決も踏まえ、2005年4月に「今後の水俣病対策について」を発表し、これに基づき以下の施策を行っています。

- [1] 水俣病総合対策医療事業について、高齢化の進展等を踏まえた拡充を図り、また、保健手帳については、交付申請の受付を2005年10月に再開（2010年7月受付終了）。
- [2] 2006年9月に発足した水俣病発生地域環境福祉推進室等を活用して、胎児性患者を始めとする水俣病被害者に対する社会活動支援、地域の再生・振興等の地域づくりの対策への取組。

### ○ 水俣病被害者救済特措法

2004年の関西訴訟最高裁判所判決後、公害健康被害補償法の認定申請の増加及び新たな国賠訴訟が6件提起されました。

このような事態を受け、自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009年7月に水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。）が成立し、公布・施行されました。その後、2010年4月に水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針（以下「救済措置の方針」という。）を閣議決定しました。この救済措置の方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金を支給するとともに、水俣病総合対策医療事業により、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分や療養手当等の支給を行っています。また、これに該当しなかった方であっても、一定の感覚障害を有すると認められる方に対して、水俣病被害者手帳を交付し、医療費の自己負担分等の支給を行っています。

水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置には6万4,836人が申請し、判定結果は3県合計で、一時金等対象該当者は3万2,249人、療養費対象該当者は6,071人となりました（2018年1月判定終了）。また、裁判で争っている団体の一部とは和解協議を行い、2010年3月には熊本地方裁判所から提示された所見を原告及び被告双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。これと同様に新潟地方裁判所、大阪地方裁判所、東京地方裁判所でも和解の基本的合意が成立し、これを踏まえて、和解に向けた手続が進められ、2011年3月に各裁判所において、和解が成立しました。

なお、認定患者の方々への補償責任を確実に果たしつつ、水俣病被害者救済特措法や和解に基づく一時金の支払いを行うため、2010年7月に同法に基づいて、チッソ株式会社を特定事業者に指定し、同年12月にはチッソ株式会社の事業再編計画を認可しました。

### （イ）水俣病対策をめぐる現状

公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定に関する2013年4月の最高裁判所判決を受けて発出した、総合的検討の在り方を具体化する通知に沿って、現在、関係県・市の認定審査会において審査がなされています。

こうした健康被害の補償や救済に加えて、高齢化が進む胎児性患者とその家族の方など、皆さんが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、生活の支援や相談体制の強化等の医療・福祉の充実や、慰霊の行事や環境学習等を通じて地域のきずなを修復する再生・融和（もやい直し）、環境に配慮したまちづくりを進めながら地域の活性化を図る地域振興にも取り組んでいます。

また、水俣病被害者救済特措法第37条において、政府は健康に係る調査研究を行うこと、及びこのための手法の開発を図ることが規定されています。これを踏まえ、環境省では、これまでメチル水銀による脳への影響を客観的に評価するための手法の開発に取り組んできたところ、一定の精度に達したことなどから2024年12月に外部有識者で構成する検討会を設置し、水俣病被害者救済特措法に基づくメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方について議論を開始しました。

## (ウ) 普及啓発及び国際貢献

毎年、公害問題の原点、日本の環境行政の原点ともなった水俣病の教訓を伝えるため、教職員や学生等を対象にセミナーを開催するとともに、開発途上国を中心とした国々の行政担当者を招いて研修を行っています。

## ウ イタイタイ病

富山県神通川流域におけるイタイタイ病は、1955年10月に原因不明の奇病として学会に報告され、1968年5月、厚生省（当時）が、「イタイタイ病はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症を来し、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化及び栄養としてのカルシウム等の不足等が誘引となって生じたもので、慢性中毒の原因物質としてのカドミウムは、三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の排水以外は見当たらない」とする見解を発表しました。イタイタイ病の認定は、公害健康被害補償法に基づき行われており、2024年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は0人（認定された者の総数は201人）となりました。富山県は将来イタイタイ病に発展する可能性を否定できない者を要観察者として経過を観察することとしていますが、2024年12月末時点で要観察者は1人となっています。

## エ 慢性砒素中毒症

宮崎県土呂久地区及び島根県笹ヶ谷地区における慢性砒素中毒症については、2024年12月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は、土呂久地区で38人（認定された者の総数214人）、笹ヶ谷地区で0人（認定された者の総数21人）となっています。

## オ 石綿健康被害

石綿を原因とする中皮腫及び肺がんは、[1] ばく露から30～40年と長い期間を経て発症することや、石綿そのものが当時広範かつ大量に使用されていたことから、どこでばく露したかの特定が困難なこと、[2] 予後が悪く、多くの方が発症後1～2年で亡くなること、[3] 現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30～40年前には、重篤な疾患を発症するかもしれないことが一般に知られておらず、自らには非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないままに亡くなる方がいることなどの特殊性に鑑み、健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図る、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が2006年2月に成立・公布されました。救済給付に係る申請等については、2023年度末時点で2万5,602件を受け付け、うち1万9,181件が認定、4,231件が不認定、2,190件が取下げ又は審議中とされています。

また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じています。

## (2) 被害等の予防

### ア 環境保健施策基礎調査等

#### (ア) 大気汚染による呼吸器症状に係る調査研究

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査を1996年から継続して実施しています（2022年度の対象は全国34地域の3歳児、全国35地域の6歳児）。また、2024年11月には、2020年度の環境保健サーベイランス調査に関し、局地的な大気汚染濃度を考慮した解析結果を新たに公表しました。これまでの調査結果では、大気汚染物質濃度とぜん息の有症率が常に有意な正の関連性を示すような状況ではなく、大気汚染によると思われるぜん息有症率の増加を示す地域は見られませんでした。今後も調査を継続し、大気汚染とぜん息の関連性について、注意深く観察していきます。



そのほか、独立行政法人環境再生保全機構においても、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究を行いました。

#### (イ) 環境要因による健康影響に関する調査研究

[1] 花粉症対策には、発生源対策、飛散対策、発症・曝露対策の総合的な推進が不可欠なことから、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、関係省庁が協力して対策に取り組んでいます。

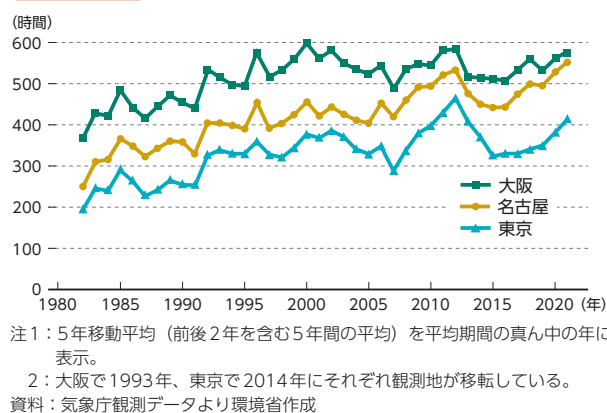
また、紫外線、黄砂、電磁界等についても、マニュアル等を用いて、その他の環境要因による健康影響について普及啓発に努めています。

[2] ヒートアイランド現象が大都市を中心に生じており、気温30℃を超える時間数が増加

しています（図6-8-1）。近年、猛暑による熱中症も増加傾向にあり、暑熱環境の改善について社会的な要請が高まっています。

このことから、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等の熱中症予防情報の提供を実施するとともに、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽減する適応策の推進を柱とするヒートアイランド対策の推進に取り組んでいます。

図6-8-1 都市の30℃以上時間数の推移



#### イ 重金属等の健康影響に関する総合研究

メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり、必要となる課題を推進することを目的とした研究及びその推進に当たり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究を行い、最新の知見の収集に取り組みました。

イタイイタイ病の発症の仕組み及びカドミウムの健康影響については、なお未解明な事項もあるため、基礎医学的な研究や富山県神通川流域の住民を対象とした健康調査等を実施し、その究明に努めました。

#### ウ 石綿ばく露者の健康管理に関する調査等

石綿関連所見や疾患の読影体制整備及びばく露の程度に応じた石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討を行うため、協力の得られた自治体における既存検診を活用した石綿関連所見・疾患の読影精度管理や有所見者を対象とした追加的な画像検査を実施し、疾患の早期発見の可能性を検証するとともに、今後の石綿ばく露者の健康管理の在り方について取りまとめました。また、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査及び諸外国の制度に関する調査等を行いました。

## 第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

### 1 公害紛争処理等

#### (1) 公害紛争処理

公害紛争については、公害等調整委員会及び都道府県に置かれている都道府県公害審査会等が公害紛

争処理法（昭和45年法律第108号）の定めるところにより処理することとされています。公害紛争処理手続には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つがあります。

公害等調整委員会は、裁定を専属的に行うほか、重大事件（水俣病やイタイイタイ病のような事件）、広域処理事件（航空機騒音や新幹線騒音）等について、あっせん、調停及び仲裁を行い、都道府県公害審査会等は、それ以外の紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

#### ア 公害等調整委員会に係属した事件

2024年中に公害等調整委員会が受け付けた公害紛争事件は28件で、これに前年から繰り越された49件を加えた計77件（責任裁定事件41件、原因裁定事件32件、調停事件2件、義務履行勧告事件2件）が2024年中に係属しました。その内訳は、表6-9-1のとおりです。このうち2024年中に終結した事件は40件で、残り37件が2025年に繰り越されました。

終結した主な事件としては、「東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件」があります。この事件は、愛知県東海市の申請人らが、隣接する自動車部品塗装工場（被申請人）からの粉じん、悪臭等によって、財産被害及び健康被害を受けたとして、損害賠償を求めたものです。公害等調整委員会は、本件について、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、2024年2月、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

表6-9-1

2024年中に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件

| 事 件 名        |    |                                                       | 件数 |
|--------------|----|-------------------------------------------------------|----|
| 責任裁定事件       | 1  | 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件                  | 1  |
|              | 2  | 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件                   | 1  |
|              | 3  | 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件               | 1  |
|              | 4  | 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件                   | 1  |
|              | 5  | 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件                  | 1  |
|              | 6  | さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件            | 1  |
|              | 7  | 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件                              | 3  |
|              | 8  | 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件        | 1  |
|              | 9  | 柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件                         | 1  |
|              | 10 | 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件              | 1  |
|              | 11 | 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件                       | 1  |
|              | 12 | 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                     | 1  |
|              | 13 | 荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件                       | 1  |
|              | 14 | 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件               | 1  |
|              | 15 | 流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件              | 1  |
|              | 16 | 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件                  | 1  |
|              | 17 | 鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                   | 1  |
|              | 18 | 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件             | 1  |
|              | 19 | 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                       | 1  |
|              | 20 | 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件                     | 1  |
|              | 21 | 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                       | 1  |
|              | 22 | 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件                   | 1  |
|              | 23 | 仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件                    | 1  |
|              | 24 | 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件                    | 1  |
|              | 25 | 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                     | 1  |
|              | 26 | 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件                    | 1  |
|              | 27 | 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                 | 1  |
|              | 28 | 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件                        | 1  |
|              | 29 | 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件                         | 1  |
|              | 30 | 東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件                     | 1  |
|              | 31 | 葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件                 | 1  |
|              | 32 | 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                    | 1  |
|              | 33 | さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件                            | 2  |
|              | 34 | 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件                    | 1  |
|              | 35 | 阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件                         | 1  |
|              | 36 | 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件                 | 1  |
|              | 37 | 愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件             | 2  |
| 原因裁定事件       | 1  | 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件                   | 1  |
|              | 2  | 品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件                  | 1  |
|              | 3  | 名古屋市中区における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件                  | 1  |
|              | 4  | 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定申請事件                     | 1  |
|              | 5  | 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件             | 1  |
|              | 6  | 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件                | 1  |
|              | 7  | 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害原因裁定申請事件              | 1  |
|              | 8  | 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件                    | 1  |
|              | 9  | 神奈川県栗山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件             | 1  |
|              | 10 | 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件           | 1  |
|              | 11 | 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件                  | 1  |
|              | 12 | 品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害原因裁定申請事件               | 1  |
|              | 13 | 中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件                       | 1  |
|              | 14 | 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件                | 1  |
|              | 15 | 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件                       | 1  |
|              | 16 | 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件                        | 1  |
|              | 17 | 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件                            | 1  |
|              | 18 | 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件                    | 1  |
|              | 19 | 栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件                   | 1  |
|              | 20 | 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件                   | 1  |
|              | 21 | 名古屋市中区における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件                  | 1  |
|              | 22 | 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件                       | 1  |
|              | 23 | 鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件                      | 1  |
|              | 24 | 千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件                        | 1  |
|              | 25 | 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件                        | 1  |
|              | 26 | 国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件                        | 1  |
|              | 27 | 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件                            | 1  |
|              | 28 | 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件                          | 1  |
|              | 29 | 豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件                      | 1  |
|              | 30 | 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件                        | 1  |
|              | 31 | 横浜市における騒音・振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件                      | 1  |
|              | 32 | 高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件                        | 1  |
| 調停事件         | 1  | 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件                            | 1  |
|              | 2  | 鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件                        | 1  |
| 義務履行<br>勧告事件 | 1  | 宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件 | 1  |
|              | 2  | 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件   | 1  |

資料：公害等調整委員会



## イ 都道府県公害審査会等に係属した事件

2024年中に都道府県の公害審査会等が受け付けた公害紛争事件は31件で、これに前年から繰り越された42件を加えた計73件（調停事件70件、義務履行勧告事件2件、あっせん事件1件）が2024年中に係属しました。このうち2024年中に終結した事件は35件で、残り38件が2025年に繰り越されました。

## ウ 公害紛争処理に関する連絡協議

公害紛争処理制度の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村、裁判所及び弁護士会に向けて制度周知のための広報を行いました。また、公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議等を開催し、都道府県公害審査会等との相互の情報交換、連絡協議に努めました。

## (2) 公害苦情処理

### ア 公害苦情処理制度

公害紛争処理法においては、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものと規定され、公害等調整委員会は、地方公共団体の長に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めるとともに、地方公共団体が行う公害苦情の適切な処理のための指導及び情報の提供を行っています。

### イ 公害苦情の受付状況

2023年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数は6万9,153件で、前年度に比べ2,437件減少しました（対前年度比3.4%減）。

このうち、典型7公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項において定義されている「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」）の苦情件数は4万8,969件で、前年度に比べ大気汚染が529件減少するなど、全体でも1,754件減少しました（対前年度比3.5%減）。

また、典型7公害以外の苦情件数は2万184件で、前年度に比べ廃棄物投棄が642件減少するなど、全体でも683件減少しました（対前年度比3.3%減）。

### ウ 公害苦情の処理状況

2023年度の典型7公害の直接処理件数（苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じた件数）4万4,653件のうち、2万9,289件（65.6%）が、苦情を受け付けた地方公共団体により、1週間以内に処理されました。

### エ 公害苦情処理に関する指導等

地方公共団体が行う公害苦情の処理に関する指導等を行うため、公害苦情の処理に当たる地方公共団体の担当者を対象とした公害苦情相談員等ブロック会議等を実施しました。

## 2 環境犯罪対策

### (1) 環境事犯の取締り

環境事犯について、特に産業廃棄物の不法投棄事犯、暴力団が関与する悪質な事犯等に重点を置いた取締りを推進しました。2024年中に検挙した環境事犯の検挙事件数は5,443事件（2023年中は5,832事件）で、過去5年間における環境事犯の法令別検挙事件数の推移は、表6-9-2のとおりです。

表 6-9-2 環境事犯の法令別検挙事件数の推移（2020年～2024年）

| (単位：事件) |    |       |       |       |       |       |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分      | 年次 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
| 総数      |    | 6,649 | 6,627 | 6,111 | 5,832 | 5,443 |
| 廃棄物処理法  |    | 5,759 | 5,772 | 5,275 | 5,054 | 4,719 |
| 水質汚濁防止法 |    | 1     | 0     | 0     | 2     | 0     |
| その他     |    | 889   | 855   | 836   | 776   | 724   |

注：その他は、種の保存法、鳥獣保護管理法、自然公園法等である。  
資料：警察庁

## (2) 廃棄物事犯の取締り

2024年中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反で検挙された4,719事件（2023年中は5,054事件）の態様別検挙件数は、表6-9-3のとおりです。このうち不法投棄事犯が51.4%（2023年中は52.1%）、また、産業廃棄物事犯が13.5%（2023年中は12.9%）を占めています。

表 6-9-3 廃棄物処理法違反の態様別検挙事件数（2024年）

| (単位：事件) |       |                      |                        |       |       |
|---------|-------|----------------------|------------------------|-------|-------|
|         | 不法投棄  | 委託違反 <sup>(注1)</sup> | 無許可処分業 <sup>(注2)</sup> | その他   | 計     |
| 総数      | 2,426 | 6                    | 6                      | 2,281 | 4,719 |
| 産業廃棄物   | 214   | 6                    | 2                      | 416   | 638   |
| 一般廃棄物   | 2,212 | 0                    | 4                      | 1,865 | 4,081 |

注1：委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。  
注2：廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。  
資料：警察庁

## (3) 水質汚濁事犯の取締り

2024年中の水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）違反に係る水質汚濁事犯の検挙事件はありませんでした（2023年中は2事件）。

## (4) 検察庁における環境関係法令違反事件の受理・処理状況

2024年中における主な罪名別環境関係法令違反事件の通常受理・処理人員は、表6-9-4のとおりで、受理人員は、廃棄物処理法違反（6,000人）が最も多く、表全体の約90.3%を占めています。次いで、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反（267人）となっています。処理人員は、起訴が3,298人、不起訴が3,220人であり、起訴率は約50.6%です。起訴人員のうち公判請求は173人、略式命令請求は3,125人です。

表 6-9-4 罪名別環境関係法令違反事件通常受理・処理人員（2024年）

| 罪名                         | 受理    | 処理    |       |       | 起訴率<br>(%) |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|------------|
|                            |       | 起訴    | 不起訴   | 計     |            |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反         | 6,000 | 3,099 | 2,767 | 5,866 | 52.8       |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反 | 146   | 47    | 101   | 148   | 31.8       |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反     | 267   | 85    | 193   | 278   | 30.6       |
| 動物の愛護及び管理に関する法律違反          | 212   | 62    | 143   | 205   | 30.2       |
| 水質汚濁防止法違反                  | 17    | 5     | 16    | 21    | 23.8       |
| 合計                         | 6,642 | 3,298 | 3,220 | 6,518 | 50.6       |

注1：2025年3月時点集計値。  
注2：起訴率は、起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100による。  
資料：法務省









|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 令和7年度 | 環境の保全に関する施策              |
| 令和7年度 | 循環型社会の形成に関する施策           |
| 令和7年度 | 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策 |



この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあるほか、国会において審議中の内容もあることから、今後変更される場合もあることに注意して下さい。

# 第1章 地球環境の保全

## 第1節 地球温暖化対策

### 1 研究の推進、監視・観測体制の強化による科学的知見の充実

気候変動問題の解決には、最新の科学的知見に基づいて対策を実施することが必要不可欠です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の各種報告書が提供する科学的知見は、世界全体の気候変動対策に大きく貢献しています。この活動を拠出金等により支援するとともに、国内の科学者の研究を支援することにより、我が国の科学的知見を同報告書に反映させていきます。

また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）や「いぶき2号」（GOSAT-2）による全球の温室効果ガス濃度の継続的な観測を行うとともに、2025年度前半打ち上げ予定の3号機に当たる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）による継続的な観測体制の維持と、後継機の検討を進めます。加えて、気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）等を活用した気候変動に伴う地球環境変化の衛星観測を行います。さらに、航空機・船舶・地上観測等による観測・監視、観測データの蓄積・利活用、気候変動予測、影響評価、調査研究の推進等により気候変動に係る科学的知見を充実させます。加えて、パリ協定に基づき各国が作成・公表する温室効果ガスインベントリ報告と、独立性の高いGOSAT観測データに基づく排出量推計値とを比較し、各国排出量報告の透明性の確保を目指すとともに、排出量推計技術の国際標準化を目指していきます。

### 2 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の姿の提示

1.5℃目標の実現に向けた我が国の取組として、地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロに加え、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていきます。経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源の最大限の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換等の需要家側の取組など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めます。

さらに、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指します。この目標の実現に向けては、既に利用可能な技術・設備の導入拡大を加速しつつ、上述の2030年度目標の実現に向けた対策を継続・強化するほか、現状の制度や技術にとらわれず、創造的に対策の検討、導入及び実施を進めます。2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことにより、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していきます。

### 3 グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて

産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーントランスフォーメーション」（GX）の実現に向けて、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行

の推進に関する法律（令和5年法律第32号）及び、同法に基づくGX推進戦略を改訂し、2025年2月に閣議決定した「GX2040ビジョン」を踏まえ、GX産業構造・産業立地、エネルギー政策を総合的に検討しつつ、2026年度からの排出量取引の本格稼働に向けた詳細制度設計を進めるとともに、重点分野でのGX投資を分野別投資戦略を通じ促進するなど、我が国のGXを加速していきます。

## 4 エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減対策

経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーや原子力等の脱炭素電源の最大限活用、公共部門や地域の脱炭素化、技術開発の一層の加速化や社会実装、脱炭素型ライフスタイルへの転換等を実行します。

### (1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造

「地域脱炭素ロードマップ」、「地球温暖化対策計画」等に基づき、脱炭素先行地域づくり、重点対策加速化事業を推進するとともに、地域の基盤構築のための積極支援を行います。具体的な施策については、第6章第5節1（2）を参照。

国民運動「デコ活」について、2023年度策定の「くらしの10年ロードマップ」に基づき、官民連携で国民の「新しい豊かな暮らし」に向けた脱炭素型製品・サービス等の大規模な需要創出と、行動変容・ライフスタイル転換を持続的かつ強力に促していきます。

脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの主力化を着実に進めることが必要です。再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地域脱炭素化促進事業制度等も活用しながら、環境に適正に配慮され、地域の合意形成が図られた地域共生型・地域裨益型再エネを推進していきます。また、公共施設での率先導入や、ペロブスカイト太陽電池を含む自家消費型太陽光の導入、エネルギーの面的利用の拡大、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備の導入、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入に向けた計画策定支援等、様々な取組を通してCO<sub>2</sub>排出削減対策を進めていきます。

一度建設されると長期にわたりCO<sub>2</sub>の排出に影響を与える住宅・建築物分野の脱炭素化を着実に推進するため、ZEH・ZEB及びこれらを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅・建築物の普及を図ります。また、ZEHについて今後は更なるゼロ・エネルギー化を進める観点から、省エネ性能の大幅な引上げや自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義の見直しを行うとともに普及を図ります。加えて、国内に多数存在する省エネ性能の低い住宅・建築物の脱炭素改修を加速するとともに、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進や、家庭・ビル・工場のエネルギーマネジメントシステム（HEMS／BEMS／FEMS）の活用や省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施を図ります。あわせて、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物ライフサイクルを通じて排出されるCO<sub>2</sub>等（ライフサイクルカーボン）の算定・削減の取組を促進します。

省エネトップランナー制度により、家電・自動車・建材等の省エネルギー性能の更なる向上を図ります。

電力部門においては、2050年ネット・ゼロに向けて、脱炭素電源を最大限活用することに加え、火力発電については、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていきます。具体的には、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化等を進めていきます。加えて、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進します。

### (2) バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

民間投資も活用した企業のバリューチェーンの脱炭素経営の実践、地域・くらしを支える物流・交



通、資源循環などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進します。

「経団連カーボンニュートラル行動計画」の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組を推進していきます。

工場や事業場に対してもDXシステムを用いた省CO<sub>2</sub>化の促進、省CO<sub>2</sub>効果の高い設備等の導入への支援や、Scope3削減に取り組む企業が主導し、企業間で連携した取組への支援を行うことで企業の脱炭素化を進めていきます。

ネット・ゼロ社会の実現には自社のみならず、バリューチェーン全体の削減取組が重要であり、この取組を進めることは企業の競争力強化につながります。このため、バリューチェーンにおける温室効果ガス排出量算定の環境整備、算定及び削減に向けた支援等を進めます。

### (3) 地域・くらしの脱炭素化の基盤となる先導技術実証と情報基盤等整備

CO<sub>2</sub>排出削減技術の高効率化や低コスト化等のための技術的な課題を解決し、優れたCO<sub>2</sub>排出削減技術を生み出し、実社会に普及させていくことで、将来的な地球温暖化対策の強化につなげることが重要です。このため、開発リスク等の問題から民間の自主的な取組だけでは十分に進まないCO<sub>2</sub>排出削減効果の高い技術の開発・実証を進めます。

革新的な省CO<sub>2</sub>実現に向けて、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった部材や素材を用いた製品の社会実装・普及展開の加速化を目指した技術開発・実証を実施します。

廃プラスチックやバイオマス（未利用の稲わら等）といった地域資源の活用・循環と大幅なCO<sub>2</sub>削減を実現する、革新的で省資源な触媒技術等に係る技術開発・実証を実施します。

次世代エネルギーの社会実装に向け、地域資源を活用して製造した水素を地域で使う地産地消型のサプライチェーンを構築する実証を実施します。

CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、CO<sub>2</sub>の分離・回収技術の実証及びいまだ実用化されていない浮体式洋上圧入技術の検討や、廃棄物処理施設等から出る排ガスのCO<sub>2</sub>を利用して燃料等を生成する技術の事業モデルの検討等に取り組めます。

### (4) モビリティの脱炭素化

電動車の導入や車載用蓄電池のリユース、充電・水素充てんインフラの整備を促進するなどの取組を進めます。特に燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域においては、水素充てんインフラに対し追加的な集中支援を行います。また、2024年12月に策定した「道路分野の脱炭素化政策集 Ver.1.0」や、2025年4月に改正された道路法（昭和27年法律第180号）等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用、安全・安心な歩行空間や自転車等通行空間の整備等による自動車交通量の減少等を通じたCO<sub>2</sub>排出量の削減、ダブル連結トラックの利用環境の整備や自動物流道路の実現に向けた検討等による低炭素な物流への転換、第六次環境基本計画が指摘していることを踏まえ、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があることを認識しつつ、渋滞対策等の推進のほか、LEDの道路照明への導入、電動建機の活用、低炭素な材料の導入促進による道路のライフサイクル全体の低炭素化など、道路管理者共働の下で脱炭素の取組を進めます。さらに、ゼロエミッション船等の開発・生産基盤構築・導入、水素燃料電池鉄道車両の開発・導入等、モビリティ全般について次世代技術の開発や性能向上を促しながら普及を促進していきます。港湾については、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進します。航空分野については、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、管制の高度化等による運航の改善、航空機環境新技術の導入、空港の再生可能エネルギー拠点化等を推進していきます。

また、相対的に低炭素な輸送モードの利活用を促進するため、鉄道を始めとする公共交通の利用促進や、貨物輸送のモーダルシフトの促進に取り組めます。

## 5 エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出削減対策

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロン等の排出削減については、廃棄物処理や低GWP製品の普及等の個別施策を推進します。フロン類については、モントリオール議定書キガリ改正も踏まえ、上流から下流までのライフサイクルにわたる包括的な対策により、排出抑制を推進します。

## 6 森林等の吸収源対策、バイオマス等の活用

森林等の吸収源対策として、再造林等の森林施業の適切な実施、エリートツリー等の成長に優れた苗木の生産拡大、木造住宅における横架材など国産材比率の低い分野での国産材の利用促進、都市等における非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化の促進等、森林資源の循環利用の確立を図るとともに、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進します。

また、これらの対策を着実に実施するため、間伐材、稲わら等のバイオマスを燃料やエネルギーとして活用するなど、農山漁村の活性化と一体的に推進します。

さらに、藻場・干潟等の海洋生態系が蓄積する炭素（ブルーカーボン）を活用した取組は、CO<sub>2</sub>の吸収・固定、海洋環境や漁業資源の保全、観光、地域経済の発展など、多面的価値を有するものであり、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の3つの統合的推進を象徴するものであるため、ブルーカーボン由来のカーボンクレジットの普及促進等、ブルーカーボン生態系（マングローブ林、塩性湿地・干潟、海草藻場・海藻藻場）の維持・拡大に向けた取組や吸収源対策の検討を精力的に進めます。炭素貯留のメカニズムが異なるブルーカーボン生態系のCO<sub>2</sub>排出・吸収量の算定については、我が国沿岸域における藻場の分布面積等により高精度な算定手法の確立を進めるとともに、IPCCガイドラインを踏まえつつ、実現可能なものから速やかに温室効果ガスインベントリに反映していきます。

## 7 国際的な地球温暖化対策への貢献

COP29の結果を踏まえ、世界の進む道筋が1.5℃目標と整合的となるよう、我が国として最大限貢献していきます。

具体的には、相手国との協働に基づき、我が国の強みである技術力を活かして、戦略策定・制度構築・人材育成等脱炭素が評価される市場の創出に向けて更なる環境整備を進めるとともに、パリ協定に沿って実施する二国間クレジット制度（JCM）等を農業等も含む幅広いセクターに活用して環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導による国際展開を促進し、世界の排出削減と持続可能な発展に最大限貢献していきます。また、バクー世界気候透明性プラットフォームなど我が国も参加する気候変動対策推進のための様々な国際的イニシアティブと連携しつつ、JCM、都市間連携事業等を活用して、途上国等の脱炭素化に向けた取組に協力していきます。

土地利用変化による温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の2割を占め、その排出を削減することが地球温暖化対策を進める上で重要な課題となっていることから、特に途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）や植林を積極的に推進し、森林分野における排出の削減及び吸収の確保に貢献します。適応分野においても各国の適応活動の促進のため、アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）において科学的情報・知見の基盤整備や支援ツールの整備、能力強化・人材育成等を実施し、その活動を広報していきます。

## 8 横断的施策

我が国の産業競争力の強みであるバリューチェーンを構成する中堅・中小企業の脱炭素化を推進するため、各地域の自治体、金融機関、経済団体等が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築し、地域ごとに多様性のある事業者ニーズを踏まえ伴走的な支援を推進します。その結果得られた成果の横展開を図り、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った取組を促進します。

地球温暖化対策推進法に定める温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)の活用により、利便性の高い形で情報提供を行うことで、情報の活用可能性向上を図るとともに、未利用熱や森林吸収等の扱いについて、制度の見直しの検討をします。さらに、排出量情報に加えて、バリューチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減も含めた削減取組等に関する情報の積極的な報告を促し、報告情報の活用可能性向上を図ります。

脱炭素の実現に貢献する製品やサービスを消費者が選択する際に必要な情報を提供するため、企業及び業界による製品・サービスのカーボンフットプリント(CFP)の算定・表示に向けた取組をモデル事業等により支援するとともに、CFP等の算定・表示に関する人材育成等の支援により排出量の見える化を一層推進します。さらに、付加価値に転換する観点から、CFPを算定・表示した製品に加えて排出削減量に着目した指標(削減貢献量・削減実績量等)等も活用したGX製品の提供も有効な取組と考えられ、今後、普及に向けた検討を行っていきます。また、国民運動「デコ活」においては、生活者の脱炭素に資する行動の促進を目的とし、環境省と有志の企業等が連携し、生活者による様々な脱炭素に資する行動のCO<sub>2</sub>排出削減効果のデータベース化と、そのデータベースの活用を通じた脱炭素に資する行動の社会実装に取り組むプロジェクト「The POSITIVE ACTION Initiative」の取組を進めていきます。

地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出削減等のために事業者が講ずべき措置を取りまとめた温室効果ガス排出削減等指針について、技術の進歩やその他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じた対策メニューの拡充を検討するとともに、その利便性の向上や周知を図ることで、活用を促進します。

J-クレジット制度については、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用、水稲作の水管理等による排出削減対策及び適切な森林管理や工学的プロセスによるネガティブエミッション技術等による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、制度の更なる活性化を図ります。

## 9 公的機関における取組

### (1) 政府実行計画

政府は、2025年2月に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」に基づき、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%、2035年度までに65%、2040年度までに79%削減することを目標とし、庁舎等における省エネの徹底、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達、フロン類の排出抑制、GX製品の調達等の取組を率先実行していきます。

### (2) 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体は、自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等に関する地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定が義務付けられています。また、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画として、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市(以下「都道府県等」という。)は、地方公共



団体実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられているとともに、都道府県等以外の市町においても同計画の策定に努めることとされています。具体的な取組の方向性については、第6章第5節1（2）を参照。

## 第2節 気候変動の影響への適応の推進

極端な大雨や猛暑等、国内外で顕在化しつつある気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。気候変動の影響は、農業・林業・水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康等の様々な面で生じる可能性があり、全体で整合のとれた取組を推進することが重要となっています。

このため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）及び気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）に基づき、科学的知見の充実及び気候変動影響の評価、政府の関係府省庁が実施する施策への気候変動適応の組込み、国際協力等を推進します。とりわけ、熱中症対策については、熱中症対策実行計画に基づき、関係府省庁と連携して熱中症対策関連施策を推進するとともに、地方公共団体や民間団体等を通じた国民への熱中症対策の普及等に取り組みます。気候変動の影響を最も受けやすい産業の一つである農林水産業では、みどりの食料システム戦略等を踏まえ改定された農林水産省気候変動適応計画に基づき、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の開発・導入、適応策の農業現場への普及指導など幅広い対策を進めていきます。

また、気候変動影響や適応に関する様々な知見を収集・整理・分析し、地方公共団体、事業者、国民等の各主体に気候変動影響や適応策に関する情報提供等を行うことにより、地方公共団体の適応計画の充実や、各主体の適応の取組を支援していきます。さらに、気候変動の影響に特に脆弱な途上国に対して、我が国の知見や技術を活用し、気候変動影響評価及び適応策の推進に係る支援や人材育成、科学的な情報基盤の整備等を行うことにより、途上国の適応の取組の推進に貢献していきます。

上記の施策を関係者が連携しながら効果的に推進できるよう、適応の充実・強化を図っていくための仕組みづくりを進めていきます。

## 第3節 オゾン層保護対策等

フロン類については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく上流から下流までのライフサイクルにわたる包括的な対策に加え、脱フロン化に向けた政策支援により、排出抑制を推進します。

また、特定物質等の規制、観測・監視の情報の公表については、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層破壊物質や代替フロンの生産規制及び貿易規制を行うとともに、オゾン層等の観測成果及び監視状況を毎年公表します。さらに、途上国における取組の支援については、アジア等の途上国に対して、フロン類を使用した製品・機器からの転換やフロン類の回収・破壊等についての技術協力や政策等の知見・経験の提供により取組を支援します。







## 第2章

# 生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

## 第1節 生物多様性の主流化に向けた取組の強化

### 1 多様な主体の参画

国内のあらゆる主体の参画と連携を促進し、生物多様性の保全とその持続可能な利用の確保に取り組むため、多様な主体で構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(J-GBF)を通じた各主体間のパートナーシップによる取組を進めます。

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく生物多様性地域戦略について、地域の実情に即した適切な目標や指標や地域の各主体が連携した具体的な施策等を盛り込みつつ、多くの地方公共団体で策定されるよう、技術的支援等の方策を講じます。

### 2 ネイチャーポジティブ経済の実現

2024年に関係省庁で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき、企業活動における生物多様性との接点・影響の把握と、そのリスク・機会への対応に関する情報開示や目標設定が進むよう自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)と連携した開示支援や、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けパイロットテストに参画し日本企業の活用の観点から試行、検証を進めます。また、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームを含むビジネスマッチングの機会の確保・拡充、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスを活用した国内企業の生物多様性の取組の国際発信等を行うとともに、企業のネイチャーポジティブ経営への移行を推進するための方策を検討します。加えて、生物多様性クレジット等の経済的手法が国際的に進みつつあることも受けて、こうした生物多様性の価値の取引を見据えた評価のあり方についても引き続き検討を進めます。さらに、生物多様性に配慮した製品やサービスの選択に関する行動変容に向け、ネイチャーポジティブな消費行動の促進策の検討と情報発信を図ります。

### 3 自然とのふれあいの推進

こどもの自然体験活動の推進、「みどりの月間」等における自然とのふれあい関連行事の全国的な実施や各種表彰の実施、情報の提供、自然公園指導員及びパークボランティアの人材の活用、由緒ある沿革と都市の貴重な自然環境を有する国民公園等の庭園としての質や施設の利便性を高めるための整備運営、都市公園・海辺等の身近な場所における環境教育・自然体験活動等に取り組めます。

インバウンドの急速な回復を踏まえ、国立公園満喫プロジェクトの取組を全35公園において更に進め、各種受入環境整備(利用拠点の滞在環境の上質化や多言語解説の充実、ビジターセンター等の再整備や機能充実)、質の高いツアー・プログラムの充実やガイド等の人材育成支援、利用者負担の仕組みづくり等の取組を推進します。あわせて、サステナブルツーリズム、アドベンチャーツーリズム、ロングトレイルの推進を図ります。

また、国立公園における滞在体験の魅力向上に向けて、「先端モデル事業」を実施している十和田八

幡平国立公園（十和田湖地域）、中部山岳国立公園（南部地域）、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）、やんばる国立公園において、引き続き地域の関係者等と連携し、民間提案を取り入れつつ、事業推進体制の構築や利用拠点におけるマスタープランの策定等の取組を進めます。あわせて、この事業で得た知見を踏まえ、2031年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進めます。このほか、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」の本格運用に向けて、試行的取組を進めます。

さらに、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの充実、その質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国立公園オフィシャルパートナー等の企業との連携の強化、国内外へのプロモーション等を行います。

このように、国立公園の優れた自然を守ることに加え、適正な利用を推進することにより、地域を活性化し、更なる保全につなげていく「保護と利用の好循環」を実現するため、関係省庁や地方公共団体、観光関係者を始めとする企業、団体など、幅広い関係者との協働の下、取組を進めていきます。

また、貴重な自然資源である温泉の保護管理、適正利用及び温泉地の活性化を図ります。

## 第2節 生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

### 1 生態系ネットワークの形成

生物の生息・生育空間のまとまりとして核となる地域（コアエリア）及び、その緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置・保全するとともに、これらを生態的な回廊（コリドー）で有機的につなぐことにより、生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成に努めます。生態系ネットワークの形成に当たっては、流域圏など地形的なまとまりや、国境を越えて移動する、渡り鳥等の生物の生息環境の地球規模での生態学的連結性も考慮し、保護地域やOECMも活用しながら、様々なスケールで森・里・川・海を連続した空間として積極的に保全・再生を図りつつ、鳥獣被害対策にも留意した取組を関係機関が横断的に連携して総合的に進めます。

### 2 重要地域の保全

各重要地域について、保全対象に応じて十分な規模、範囲、連結性を考慮した適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携等を考慮しながら、関係機関が連携・協力して、その保全に向けた総合的な取組を進めます。

#### (1) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）については、引き続き行為規制や現状把握等を行うとともに、新たな地域指定を含む生物多様性の保全上必要な対策を検討・実施します。

#### (2) 自然公園

自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）については、国立・国定公園の新規指定・拡張を始めとする公園計画等の見直しを進めつつ、公園計画に基づく行為規制や利用のための施設整備等を行います。また、国立公園満喫プロジェクトの全国展開及び滞在体験の魅力向上など、国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図るための取組を推進します。

### (3) 鳥獣保護区

鳥獣保護区内の鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備し、これらを通じて地域の生物多様性の保全に貢献します。また、鳥獣保護区内の特に必要な地域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の確保（鳥獣の健全な生息環境の確保に必要な地域の生物多様性の維持回復や向上を含む。）を図ります。

### (4) 生息地等保護区

国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域を指定し、生息環境の把握及び維持管理、施設整備、普及啓発を行い、必要に応じ、立入り制限地区を設け、種の特性に応じた保護の方針を定めてその保存を図ります。

### (5) 天然記念物

行為規制等の各種制度とともに現況把握等の実施により、計画的な指定を進めるとともに、適正な保全に努めます。

### (6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成し、野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行いながら、適切な保護・管理を推進します。

### (7) 保安林

「全国森林計画」（2023年10月閣議決定）に基づき、保安林の配備を計画的に推進するとともに、その適切な管理・保全に取り組みます。

### (8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

多様な主体による良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度和都市緑化支援機構制度等の適正な緑地管理を推進するための制度の活用を図ります。

### (9) ラムサール条約湿地

湿地の保全と賢明な利用及びそのための普及啓発を図るとともに、国際的に重要な湿地の基準を満たし、ラムサール条約湿地への登録によって保全等が円滑に推進されと考えられる湿地について、地域のニーズ及び民間等の取組も踏まえて登録を推進します。特に、地域からの要望があり登録準備の進む猪苗代湖については、2025年7月に開催される第15回締約国会議（COP15）までに登録できるよう作業を進めます。また、既にラムサール条約湿地となっている湿地については、自然体験の機会の場として活用した環境教育の推進を図ります。

### (10) 世界自然遺産

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき登録された5地域（白神山地・屋久島・知床・小笠原諸島・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）において、科学的知見に基づく順応的な保全管理を推進することにより、全人類共通の資産である世界自然遺産の顕著な普遍的価値を将来にわたって保護するとともに、持続可能な利活用を推進し、地域活性化に貢献します。

### (11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

国立公園等の管理を通じて、登録された生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の適切な保全管理を推進するとともに、地元協議会への参画を通じて、持続可能な地域づくりを支援します。また、新規登

録を目指す地方公共団体に対する情報提供、助言等を行います。

## (12) ジオパーク

国立公園と重複するジオパークにおいて、地形・地質の多様性等の保全活用を図るとともに、ジオツアーや環境教育のプログラムづくり等について、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。

## (13) 世界農業遺産・日本農業遺産

世界農業遺産及び日本農業遺産に認定された地域の農林水産業システムの維持・保全等に係る活動を推進するとともに、本制度や認定地域に対する国民の認知度を向上させるための情報発信に取り組みます。

# 3 自然再生

河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林等、生物多様性の保全上重要な役割を果たす自然環境について、自然再生推進法（平成14年法律第148号）の枠組みを活用し、多様な主体が参加し、科学的知見に基づき、長期的な視点で進められる自然再生事業を推進します。また、防災・減災等の自然環境の持つ機能に着目し、地域づくりにも資する自然環境の保全・再生や、地域住民等が行う「小さな自然再生」を始めとする全国各地における自然環境の保全・再生の推進を図ります。

# 4 里地里山の保全活用

里地里山等に広がる二次的自然環境の保全と持続的利用を将来にわたって進めていくため、人の生活・生産活動と地域の生物多様性を一体的かつ総合的に捉え、民間保全活動とも連携しつつ、持続的な管理を行う取組を推進します。「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）等においては、里地里山の資源を活用した環境的課題と社会経済的課題解決に向けた取組など、里地里山の保全・活用に資する先進的・効果的な活動の支援等を行います。

# 5 都市の生物多様性の確保

## (1) 都市公園の整備

都市における生物多様性を確保し、また、自然とのふれあいを確保する観点から、都市公園の整備等を計画的に推進します。

## (2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

都市と生物多様性に関する国際自治体会議等に関する動向及び決議「準国家政府、都市及びその他地方公共団体の行動計画」の内容等を踏まえつつ、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことなど、地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの取組を促進するため、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及を図るほか、「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図ります。

# 6 30by30目標の達成に向けた取組

30by30目標について、生物多様性国家戦略2023-2030の附属書として位置付けられている



30by30 ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進します。

### (1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2024年8月時点で、陸地の約20.6%、海洋の約13.3%が生物多様性の観点からの保護地域に指定されていますが、30by30目標を達成するため、引き続き、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指していきます。国立・国定公園については、2022年の「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップにおいて選定した全国14か所の国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地のうち、拡張等がまだ行われていないものについて基礎情報の収集整理を継続するとともに、自然環境や社会条件等の詳細調査及び関係機関との具体的な調整を実施し、2030年までに順次国立・国定公園区域に指定・編入することを目指します。また、2030年までに国立・国定公園の再検討や点検作業を強化し、必要に応じて周辺エリアの国立・国定公園への編入や地種区分の格上げを進めていきます。加えて、特に景観・利用の観点からも重要で生物多様性の保全にも寄与する沿岸域において、国立公園の海域公園地区の面積を2030年までに倍増させることを目指します。さらに、広範な関係者と連携しつつ、国立公園満喫プロジェクト等により対象となる自然の保護と利用の好循環を形成するとともに、自然再生、希少種保全、外来種対策、鳥獣保護管理を始めとした保護管理施策や管理体制の充実を図ります。

### (2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

30by30目標は、主にOECMの設定により達成を目指すこととしています。このため、まずは、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地、藻場・干潟等）について、2025年4月1日に施行した地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく「自然共生サイト」としての認定を進めます。認定された区域のうち、豊かな生物多様性を維持する活動が行われている場所については、既存の保護地域との重複を除いてOECM国際データベースに登録することで、30by30目標の達成に貢献します。また、国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地、海域等についても、関係省庁が連携し、OECMに該当する可能性のある地域を検討します。

## 7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

ネイチャーポジティブの実現のためには、生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復又は創出する活動も含めて、民間等による自主的な活動を更に促進することが必要です。そのため、2025年4月1日に施行した地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイトの認定を進めるとともに、活動の自走化・拡大に向けた支援を行います。

## 8 生物多様性の状況の「見える化」

30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の運用を開始します。

## 9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化を図り、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2022年度に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-

DRR)の手引き」や全国規模のベースマップ等を基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めます。また、自然の有する機能を持続的に利用し多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策(NbS)」について、我が国の自然的社会的条件を踏まえた取組の方向性や、具体的取組事例を提示した手引き等の策定を行います。

### 第3節 海洋における生物多様性の保全

我が国は、これまでに生物多様性の観点から重要度の高い海域を抽出しており、今後、海洋保護区の拡充とネットワーク化を推進します。30by30目標について、海域では約17%の追加的な保全が必要であり、関係省庁が連携し、持続可能な産業活動が結果として生物多様性の保全に貢献している海域をOECMとすることを検討します。また、漁業等の従来の活動に加えて今後想定される海底資源の開発、自然エネルギーの活用等の人間活動と海洋における生物多様性の保全との両立を図ります。

### 第4節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

#### 1 絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある野生生物の情報を的確に把握し、第5次レッドリストの公表に向けたレッドリストの見直し作業を行います。第5次レッドリストは2024年度に公表した植物・菌類に続き、2025年度以降、他の分類群についても順次公表することを目指しています。絶滅危惧種のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情のある種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種に指定し捕獲や譲渡等を規制するほか、生息地等保護区の指定や、個体の繁殖の促進や生息地等の整備・保全等が必要と認められる種について保護増殖事業を実施します。事業の実施に当たっては生息域内保全を基本としつつ、動植物園等と連携しながら生息域外保全や野生復帰の取組を進めます。また、絶滅のおそれの高い種や個体群について、生殖細胞や種子等の保存を進め、絶滅危惧種の絶滅リスクの低減と遺伝資源の確保に努めます。さらに、定量的な目標設定の下、生息・生育状況の改善を図り、事業を完了する事例を創出することなどにより、効果的な保全を推進します。さらに、国際的に協力して種の保存を図るため、ワシントン条約及び二国間渡り鳥保護条約等に基づいて指定した国際希少野生動植物種の流通管理を徹底します。そして、改正法施行日(2018年6月)以後5年を経過したことから、種の保存法附則及び附帯決議に基づき、規定の施行状況評価及び講ずべき措置の検討を進めます。

#### 2 野生鳥獣の保護管理

##### (1) 感染症等への対応

野生鳥獣に高病原性鳥インフルエンザ等の感染症が発生した場合や、油汚染事故による被害が発生した場合に備えて、サーベイランス、情報収集、人材育成等を行います。

##### (2) 鳥獣被害対策

近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣が全国的に分布を拡大し、希少な高山植物の食害など生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しています。ニホンジカ・イノシ

シについては、2028年度までに2011年度比で個体数を半減する目標の達成に向け、引き続き捕獲強化の取組を進めます。また、クマ類については、人の日常生活圏への出没による人身被害の発生が継続していることから、安全の確認等の一定の条件下において、人の日常生活圏における銃猟を実施するための制度整備を進めるとともに、自治体への支援を強化します。さらに地域個体群の存続を維持しつつ、人の日常生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るための対策を推進します。これらの捕獲の担い手の確保・育成、捕獲技術の開発、生息環境管理、被害防除、広域的な管理等の取組を進めます。さらに、狩猟者の育成等の取組を進めるなど、ジビエ利用拡大を図ります。

### 3 外来種対策

外来種対策については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、特定外来生物の新規指定、輸入・飼養等の規制、生物多様性保全上重要な地域における防除事業や「要緊急対処特定外来生物」であるヒアリ類を始めとする侵入初期の侵略的外来種の防除事業の実施、国際協力の推進、ビジネスセクターを含む多様な主体の参加、適正な飼養等の確保のための普及啓発等、総合的な外来種対策を推進します。また、これらの取組の更なる推進を図るため、2024年度に改定した「外来種被害防止行動計画」の付録としてベストプラクティス集等の作成、「生態系被害防止外来種リスト」の改定等を行います。

### 4 遺伝子組換え生物対策

遺伝子組換え生物については、環境中で使用する場合の生物多様性への影響について事前に的確な評価を行うとともに、生物多様性への影響の監視を進めます。

### 5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）及び愛玩動物看護師法（令和元年法第50号）に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養の促進等の動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止等の動物の適正な管理に係る施策を総合的に進めます。

## 第5節 持続可能な利用

### 1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材等を供給する必要不可欠な活動である一方、我が国では、昔から農林水産業の営みが、身近な自然環境を形成し、多様な生物種の生育・生息に重要な役割を果たしてきました。今後、安全な食料や木材等の安定供給への期待に応えつつ、環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築とそれを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるために、2021年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」やその実現に向けて2022年7月に施行された環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減の取組を促進します。また、持続可能な森林経営等を積極的に進めるとともに、生態系に配慮した再生可能エネルギー等の利用を促進



します。さらに、農業生産現場において、環境保全に配慮した農業生産工程管理（GAP）の普及・推進を図るとともに、農業者が有機農業に積極的に取り組むことができるよう環境整備を図ります。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省庁連携の下、官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィークや全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード等を実施します。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を評価し、星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進します。また、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼びこむ、J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進します。さらに、農林水産業に由来する環境への負荷を低減するため、農林水産省の全ての補助事業等に最低限の環境負荷低減の取組を要件化するクロスコンプライアンスを導入することとし、2027年度からの本格実施を目標に、2024年度から試行実施しています。こうした取組を通じて、「みどりの食料システム戦略」を強力に推進します。我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとなり得るものであり、2023年10月の日ASEAN農林大臣会合において採択された「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、ASEAN各国のニーズに応じながら、我が国の技術や経験を活かした協力プロジェクトを推進します。また、2025年に開催されるCOP30を見据え、二国間クレジット制度（JCM）を始めとした手法を活用することで、我が国が有する農林水産分野の気候変動緩和技術を海外展開するための新たな政策パッケージの検討を進めています。

## 2 エコツーリズムの推進

自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、エコツーリズムの基本的な考え方や各地の取組状況のホームページ等による発信、ガイド等人材の育成、情報の収集・整理、戦略的な広報活動、他施策との連携等を推進します。

## 3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

2017年8月に我が国が発効した名古屋議定書の国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」の適正な運用により、海外遺伝資源の適法取得及び適切な利用、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進します。

---

## 第6節 国際的取組

---

### 1 生物多様性の保全に関する世界目標の達成に向けた貢献

2022年12月に採択された生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」の達成に積極的に貢献します。そのため、我が国における取組を発信するほか、拠出を行っている生物多様性日本基金やGBF基金等を通じて、途上国におけるGBFの達成に向けた各種取組の実施や能力養成等を支援します。



## 2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の インターフェースの強化

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、効果的・効率的に生物多様性の保全を図るため、科学的評価、知見生成、能力養成、政策立案支援を行う生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の運営に積極的に参画します。特に、2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に設置された「IPBESシナリオ・モデルタスクフォース」の技術支援機関の活動を支援します。また、IPBESの成果を踏まえて研究や対策等の取組が促進されるよう公表されたIPBESアセスメント報告書を含むIPBESの成果を発信するとともに、アセスメント報告書執筆作業への日本人研究者の参画を支援・促進します。

加えて、生物多様性に関する全球規模の情報基盤である海洋生物多様性情報システム（OBIS）や地球規模生物多様性情報機構（GBIF）へのデータ提供に貢献します。

## 3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を国際的に促進するため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）の取組への支援等により、SATOYAMAイニシアティブを推進します。

## 4 アジア保護地域パートナーシップの推進

アジアにおける保護地域の管理水準の向上に向けて、保護地域の関係者がワークショップの開催等を通じて情報共有を図る枠組みである「アジア保護地域パートナーシップ」を推進します。

## 5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）、モントリオールプロセス等の国際対話への積極的な参画、国連食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）等の国際機関を通じた協力、国際協力機構（JICA）、緑の気候基金（GCF）等を通じた技術・資金協力等により、多国間、地域間、二国間の多様な枠組みを活用した取組の推進に努めます。また、脱炭素社会の実現に資する持続可能な木材利用の促進についても、FAOやITTO等の国際機関を通じた取組を展開していきます。

## 6 砂漠化対策の推進

砂漠化対処条約（UNCCD）に関する国際的動向を踏まえつつ、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に砂漠化対処のための技術の活用に関する調査等を取りわけモンゴルにおいて進めるとともに、二国間協力等の国際協力の推進に努めます。

## 7 南極地域の環境の保護

南極地域の環境保護を図るため、南極地域での観測、観光等に対する確認制度等を運用し、普及啓発を行うなど、環境保護に関する南極条約議定書（1998年発効）及びその国内担保法である南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）の適正な施行を推進します。また、日本が2026年に第48回南極条約協議国会議（ATCM48）の開催国を務めるに当たり、南極における国際協力を一層

強化する機会とすべく、関係省庁及び自治体を始めとする関係者間で連携し、準備を進めていきます。

## 8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で策定した「地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）東アジア地域解析実施計画書」に基づき、サンゴ礁生態系のモニタリングデータの地球規模の解析を各国と協力して進めます。

## 9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進

渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための国際的な枠組みである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）について、国内の34か所のネットワーク参加地における普及啓発、調査研究、研修、情報交換等の取組に加えて、フライウェイに位置する各国の関係省庁、国際機関、NGO等の様々な主体と連携・協力を促進します。

## 10 生物多様性関連諸条約の実施

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生生物種の保全と持続可能な利用、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用（ワイズユース）、二国間渡り鳥等保護条約や協定を通じた渡り鳥等の保全、カルタヘナ議定書に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の規制を通じた生物多様性への影響の防止、名古屋議定書に基づく遺伝資源の適正な取得と利益配分等の国際的取組を推進します。

# 第7節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基盤整備

## 1 自然環境データの整備・提供

ネイチャーポジティブ実現に向けて、生物多様性データを迅速に収集し、民間企業を含めた多様な主体が活用できるような形式で公開することへのニーズが高まっています。このため、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）やモニタリングサイト1000等の調査・モニタリングを着実に継続するとともに、迅速な情報へのニーズに対応するため、リモートセンシング技術や機械学習を活用し5年ごとに更新する衛星植生図の作成に着手します。また、調査データの標準化を進め、オープンデータとして公開するとともに、大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等とのネットワークを通じた情報の共有等により、自然環境データの活用促進を図ります。

## 2 放射線による野生動植物への影響の把握

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射線による自然生態系への影響を把握するため、野生動植物の試料採取及び放射能濃度の測定等による調査を実施します。また、調査研究報告会の開催等を通じて、情報を集約し、関係機関及び各分野の専門家等との情報共有を図ります。

### 3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

生物多様性及び生態系サービス等の状態や変化及びその要因等について最新の科学的知見等を踏まえて評価を行い、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO）」の第4版（JBO4）として策定し、政策決定を支える客観的情報とするとともに、国民に分かりやすく伝えていきます。また、JBO4の本策定前に、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等をJBO4中間提言として取りまとめ、生物多様性国家戦略2023-2030の達成状況の評価を効果的・効率的に進めます。









## 第1節

循環型社会形成に向けた循環経済への移行による  
持続可能な地域と社会づくり

循環経済への移行は、資源確保や資源制約への対応や、国際的な産業競争力の強化に加え、経済安全保障の強化にも資するものです。これを踏まえ、バリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上等に効果的な循環経済アプローチを推進することによって循環型社会の形成を促進します。循環経済への移行に当たっては、各主体にとっては短期的に経済合理的ではない取組の実施が必要となる場合もあるため、各主体の取組が円滑に進み、社会的に評価されるようになる方向で政策を進めます。

循環経済への移行を推進することは、温室効果ガスの排出削減を通じたネット・ゼロの実現や廃棄物の削減・汚染の防止、自然資本への負荷軽減等を通じたネイチャーポジティブの実現といった環境的側面のほか、経済・社会的側面を含めた持続可能な社会の実現に貢献するものです。よって、それぞれの取組間の関係性を踏まえ、最大限トレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るような統合的な政策を進めます。

循環経済への移行を推進することにより、例えば、地域課題の解決や地場産業の振興にも貢献し得るものであり、持続可能な地域づくりや地方創生の実現にもつなげるとともに、こうした持続可能な地域を基礎として成り立つ循環共生型社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会の実現につなげます。

## 第2節

資源循環のための事業者間連携による  
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

循環経済への移行には、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階、廃棄・再資源化段階のライフサイクルの各段階を最適化し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を実施する必要があるとあり、製造業・小売業等の動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携が重要です。これを踏まえて国内外の資源循環を加速し、我が国の状況に応じて中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援するための施策を進めます。例えば、現下の国際情勢を踏まえ、世界的な鉱物資源等の需給逼迫等に対応し、経済安全保障に貢献する、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化に資する国内におけるレアメタル等の金属資源循環の強化のための施策を進めます。また、質・量両面からの再生材の安定供給を実現するため、再生材供給サプライチェーン強靱化に向けて、課題の洗い出しや解決策の検討を深めることにより、廃棄物処理・リサイクル業と製造業・小売業を繋ぐネットワークの形成やリサイクル拠点の構築を推進します。

製造業・小売業等の動脈側においては、事業者による環境配慮設計の推進、持続可能な調達、リデュース、リユース、バイオマスの活用、再生材利用、自主回収等の取組を強化するための施策を進めます。また、リユースの深掘りとして、製品の適切な長期利用を促進する観点から、シェアリング、サブスクリプション等のサービス化、リペア・メンテナンス、二次流通仲介等の製品の適切な長期利用を



促進する「CE コマース」のビジネスを育成するための施策を進めます。

また、廃棄物処理・リサイクル業等の静脈側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動脈産業との連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈産業の資源循環に係る情報を活用し、脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進めます。動静脈連携により資源循環を促進するに当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

そして、循環資源の分別・収集・利用等に関して、消費者や住民との対話等を通じた、またこれらを活かした前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等を通じた行動変容、具体的取組につなげるための施策を進めます。

環境への負荷や廃棄物の発生量、脱炭素への貢献といった観点から、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべきプラスチック・廃油、食品廃棄物等を含むバイオマス、金属、土石・建設材料等の素材や建築物、自動車、小型家電・家電、繊維製品、太陽光発電設備等を含む地球温暖化対策等により普及した製品について、第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）で今後の方向性等を示しました。「プラスチック再生利用量倍増」、「2030年時点、燃料使用量の10%をSAFに置き換え」、「食品ロス量半減」、「金属リサイクル原料の処理量倍増」、「レアメタルを含むe-scrapのリサイクル処理量を2030年に約50万トン（2020年比5割増）に増加」、「家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比25%削減」、「紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を150自治体」等の目標に向けて具体的な施策を進めます。

経済的側面からは、循環産業を始めとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとし、産業競争力を高めながら、循環経済への移行に向けた取組を持続的なものとし、かつ主流化していくことが不可欠の要素となります。成長戦略フォローアップ工程表（2021年6月閣議決定）や第五次循環型社会形成推進基本計画等も踏まえ、2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上にするという目標に向け、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資を活用した施策も含め、循環経済への移行の推進に関する施策を進めます。

動静脈連携を促進するための資源循環情報の把握や、電子マニフェストなど各種デジタル技術を活用した情報基盤整備に関する施策を進めます。

また、拡大生産者責任の適用、事業者による自主的な行動の促進、経済的インセンティブの活用、情報的措置、公共調達、ビジネスとのパートナーシップ等のポリシーミックスの適用について進めます。

## 第3節 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

### 1 地域の循環システムづくり

人口減少・少子高齢化の進む状況下においても資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させることや、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことにより資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが重要です。循環共生型社会の実現に向け、地域においても脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の統合を図るための施策を進めます。

具体的には、食料システムにおける食品ロス削減や食品リサイクル等による資源を最大限活用するための取組、使用済製品等のリユース、有機廃棄物（生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥）や未利用資源等のバイオマスの肥料やエネルギーとしての循環利用、木材の利用拡大やプラスチックや金属資源等

の資源循環、使用済紙おむつの再生利用等の取組及びみどりの食料システム戦略に基づく堆肥等の地域資源の活用を進め、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を地域産業として確立させることで、地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応、生態系保全等地域課題の解決や地方創生の実現につなげるための施策を進めます。

## 2 循環システムづくりを支える広域的取組

本節1を支える取組として、金融機関も含めた循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化と地域の課題解決に向けた施策を進めます。

また、資源循環に関する施策の先行地域の取組について、広く情報収集するとともに、収集した情報を整理・共有し、取組を全国的に横展開していくための施策を進めます。

さらに、各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等の地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策や、生活系ごみ処理の有料化の検討・実施や廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組等を地域で実践するための施策を進めます。循環資源に関する物流ネットワークの拠点となる物流機能や、高度なりサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）」として選定し、港湾を核とする物流システムの構築等による広域的な資源循環を促進します。

## 3 廃棄物により汚染された地域環境の再生

マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進めます。

生活環境保全上の支障等がある廃棄物の不法投棄等について支障の除去等を進めるとともに、未然防止や拡大防止の施策を進めます。

### 第4節

## 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

### 1 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、バイオマスの活用、再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化など、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を行うことにより資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と資源循環分野の脱炭素化を両立する施策を進めます。

地域において資源循環を担う幅広い分野の総合的な人材の育成・確保、様々な場での教育や主体間の連携を促進するための施策を進めます。

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の活用や、全市町村からなる資源循環自治体フォーラムの創設により、各地域の事業者、自治体、大学機関、市民の連携を促進します。地域で資源循環のネットワーク形成を主導できる中核人材を育成するとともに、モデル地域を創出するなど、地域特性を生かした循環型の取組の創出と実装の加速を支援します。さらに、ESG投資が拡大す

る中で、我が国の資源循環に率先して取り組む企業が投資家等から適切に評価され、企業価値の向上と産業競争力の強化につながる事が重要であることから、循環経済に関する積極的な情報開示や投資家等との建設的な対話に関する取組を後押しする施策を進めます。

加えて、マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみに関して、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際的な動向を踏まえ、国際連携を推進するとともに、モニタリング手法の調和や影響評価等の科学的知見の集積を進めるための施策を進めます。

また、SIP第3期「サーキュラーエコノミーシステムの構築」において、動脈産業と静脈産業が連携して各プレイヤーが循環に配慮した取組を通じてプラスチックのサーキュラーエコノミーバリューチェーンを構築することを目指し、社会実装に向けた研究開発を行います。

## 2 災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理

平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の人的支援や広域処理の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強<sup>じん</sup>靱化を進めるとともに、関係機関等における連携強化等を進めます。

また、継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなど、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定及び改定を促進するための施策を進めます。

さらに、令和6年能登半島地震を始めとする近年の大規模災害等における災害廃棄物対応の検証や、現行制度の施行状況等に関する点検を行い、今後の災害廃棄物対策等について検討を進めます。

## 3 適正処理の更なる推進

有害廃棄物対策や化学物質管理も含め、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めるに当たって大前提となるものです。資源循環及び廃棄物処理の原則としては、まずは3R＋Renewable（バイオマスの活用、再生材利用等）を徹底し、これを徹底した後になお残る廃棄物の適正な処理を確保するという優先順位で取り組みます。また、これらの資源循環の促進に当たっては、製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意し、各主体による適正な取組を推進します。

さらに、廃棄物の不適正処理への対応強化、不法投棄の撲滅に向けた施策、アスベスト、POPs廃棄物、水銀廃棄物等の有害廃棄物対策を着実に進めるための施策を進め、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、期限内の確実かつ適正な処理を推進するための施策を進めます。

## 4 東日本大震災からの環境再生

東日本大震災の被災地の環境再生のため、特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が帰還できるよう、2020年代をかけて、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めます。また、放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に向けた取組を着実に進めるとともに、除去土壌等の最終処分に向けた再生利用等については、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、関係省庁等の連携強化等により取組を進めます。

また、福島復興に、自然再興、炭素中立、循環経済等の環境施策でも貢献し、産業創成や地域創生など地元ニーズに応えながら未来志向の取組を推進します。



## 1 国際的な循環政策形成及び国内外一体的な循環政策の推進

G7、G20、OECD、国連環境総会（UNEA）等の循環経済に関する国際的な政策形成の場において、日本が資源循環に関する議論、交渉や、合意形成等をリードし、国内における経験や知見に基づき、積極的に新しいイニシアティブや協力枠組み等を提案します。また、2023年のG7で合意した循環経済・資源効率性原則（CEREP）に基づき、国際機関や民間企業等とも連携し、製品等の競争力に関連するバリューチェーンの資源循環性（廃棄物も含む）に係る指標・モニタリング及び企業価値等に関連する企業レベルでの指標や情報開示に必要なインフラを整備します。特に、情報開示手法を含む「グローバル循環プロトコル（GCP）」の開発等の国際的なルールづくりに貢献し、グローバルスタンダードとするルール形成を進めます。

## 2 適正な国際資源循環体制の構築

ASEAN・OECD各国など海外で発生した重要鉱物資源を含む金属資源（e-scrap等）について、日本の環境技術の先進性を活かした適正なリサイクルを増加させ、サプライチェーンで再利用する国際金属資源循環体制を構築するための施策を進めます。ASEANについては、日ASEAN特別首脳会議の実施計画及び「電気・電子機器廃棄物（e-waste）及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ（ARCPEC）」、「日ASEANサーキュラーエコノミーイニシアティブ（AJCEI）」等に基づき、ASEANにおけるe-waste関連法令の整備や実施・モニタリング、行政及び現地企業の能力開発、現地及び本邦企業の連携の促進等の協力を行います。

不法輸出入対策について、関係省庁、関係国・関係国際機関との連携を一層進め、取締りの実効性を確保するための施策を進めます。再生材やその原料に関する円滑な輸出入の促進に関する国際的な議論を進めていきます。またリサイクルハブとしての日本への輸入を更に円滑にすべく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）の認定制度の更なる促進と電子化手続の検討を進めていきます。アジア各国との関係性を更に強化し、違法輸出への水際対処能力の向上を図ることが必要です。

## 3 我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進

ASEAN、「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国で、プラスチック汚染を含む環境汚染や健康被害を防止するため、関係省庁や関係国とも連携しながら、日本の優れた廃棄物処理やリサイクル等に関する制度構築・技術導入・人材育成等をパッケージで展開し、環境上適正な廃棄物管理及びインフラ整備を推進するための施策を進めます。

また、下水道、浄化槽等について、集合処理と個別処理のそれぞれの長所を活かしたバランスの取れた包括的な污水处理サービスの国際展開を図るための施策を進めます。

さらに、我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、アジア及びアフリカの途上国における循環経済移行や処分場からのメタンの排出削減を含む廃棄物管理プロジェクト形成を促進し、我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を図り、循環産業の国際展開・循環インフラ輸出につなげるための施策を進めます。



### 1 放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置等

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き、適正かつ安全に処理を進めていきます。

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備や、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を推進します。

福島県外において除染等の措置に伴い発生した土壌等については、適正かつ安全な処分の実施とそれまでの適切な保管の継続が確保されるよう市町村等に対する技術的、財政的支援を行い、着実に処理を進めていきます。

### 2 福島県外最終処分に向けた取組

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが明記されており、国として責任を持って取り組んでいきます。2025年3月に示した「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を踏まえ、着実に取組を進めていきます。

復興再生利用先の創出等については、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議において、2025年春頃までに「再生利用の推進」「再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」に係る基本方針を取りまとめるとともに、2025年夏頃までにロードマップを取りまとめ、各府省庁が一丸となって再生利用の案件を創出するべく、取組を進めていきます。

### 3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

福島県においては、引き続き、特定廃棄物の減容化や埋立処分事業を進めていきます。福島県外の指定廃棄物については、引き続き、技術的、財政的支援も行い適正な保管を確保するとともに、各県の実情に応じて指定廃棄物の指定解除の仕組みも活用して処理を進めていきます。

### 4 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

特定復興再生拠点区域外については、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が全員帰還できるよう創設された「特定帰還居住区域」制度に基づき、除染やインフラ整備などの避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

### 5 放射性物質による環境汚染対策についての検討

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）において放射性物質に係る適用除外規定の削除が行われなかった廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の取扱いについて、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の点検結果も

踏まえて検討します。









## 第4章

# 水環境、土壌環境、海洋環境、 大気環境の保全・再生に関する取組

## 第1節 健全な水循環の維持・回復

2014年に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）に基づき、良好な水循環の維持・回復に取り組むため、良好な水循環・水環境の保全活動の普及啓発を実施します。

また、2024年8月に閣議決定された「水循環基本計画」に基づき、健全な水循環の維持・回復のため、代替性・多重性等による安定した水供給の確保、施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築、2050年ネット・ゼロ等に向けた地球温暖化対策の推進、健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開等の取組を推進していきます。

## 第2節 水環境の保全

### 1 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水環境の保全と活用により、地域住民のウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化を実現する取組を推進します。また、水質のみならず生物や景観など多面的な水環境モニタリングの在り方を検討するとともに、全国水生生物調査など子供や一般市民が参加する水環境調査の活動を推進します。さらに、水系感染症を引き起こす原虫やウイルス等の病原体に関する知見の集積に努め、大腸菌数の衛生指標としての有効性や大腸菌数以外の指標についても検討を行います。薬剤耐性菌に関する水環境中等における存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進めます。環境中の化学物質等に係る最新の知見や化学物質管理に係る検討を踏まえ、水生生物の保全に関わる環境基準や人の健康の保護に関する環境基準等の追加や見直しについても検討を行います。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等に基づき、国及び都道府県等は、公共用水域及び地下水の水質について、放射性物質を含め、引き続き常時監視を行います。

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水等の発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進します。また、各業種の排水実態等を適切に把握しつつ、特に経過措置として一部の業種に対して期限付きで設定されている暫定排水基準については、随時必要な見直しを行います。また、必要に応じて適正な支援策を講じます。

### 2 地下水・地盤環境

地下水の水質については、有機塩素化合物等の有害物質による汚染が引き続き確認されていることから、水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透規制や、有害物質を貯蔵する施設の構造等に関する基準の順守及び定期点検等により、地下水汚染の未然防止の取組を進めます。また、硝酸性窒素及び亜硝酸

酸性窒素による地下水汚染対策について、地域における取組支援の事例等を地方公共団体に提供するなど、負荷低減対策の促進方策に関する検討を進めます。

また、地盤沈下等の地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進するとともに、地球温暖化対策として再生可能エネルギーである地中熱の利用を普及促進し、持続可能な地下水の保全と利用を推進するための方策に関する検討を進めます。

さらに、2021年6月の水循環基本法及び2022年6月の水循環基本計画の一部改正により、「地下水の適正な保全及び利用」等が追加された趣旨を踏まえ、流域全体を通じて、地下水・地盤環境の保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進します。加えて、湧水保全・利用による災害への対応強化についても検討を行います。

### 3 水道の水質・衛生

水道水質基準に適合する安全な水道水を国民に供給するため、最新の科学的知見に基づき、水道水質基準等の設定・見直しを、引き続き着実に実施します。

また、水道水の水質及び衛生管理に当たっては、環境省がこれまで培ってきた一般環境中の水質の保全に関する科学的知見や専門的な能力を活かし、水道の水源から蛇口の水まで一体的なリスク管理を進めます。また、PFOS等については「PFASに関する今後の対応の方向性」（2023年7月、「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」）を踏まえ、科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進めます。さらに、自然災害や事故に起因する水道水源等の汚染に係るリスク管理に当たっては、事例・科学的知見の収集を行い、水質事故等を想定した水道水質の安全対策の強化について検討します。

### 4 湖沼

湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）に基づく湖沼水質保全計画が策定されている11の指定湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備、その他の事業を総合的・計画的に推進します。

琵琶湖については、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づく「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」等を踏まえ、水質の保全及び改善や外来動植物対策等の各種施策を、関係機関と連携して推進します。

また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方における流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方に加え、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全し、水質の保全との両立を図るという考え方の下、気候変動の影響や物質循環の予測、底層溶存酸素量の低下、植物プランクトンの異常増殖等の課題についての知見の充実や対策の検討を行うとともに、地域における取組の支援を進めていきます。

### 5 閉鎖性海域

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に適用されている水質総量削減制度については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会総量削減専門委員会において、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理といった観点も含め、第10次総量削減の在り方について検討を進めていきます。また、瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。）による取組を推進し、改正瀬戸内法施行（2024年4月）後5年をめどに実施されるフォローアップに向け、生物多様性・生物生産性の確保に対する栄養塩類管理の効果等について情報収集・調査・研究を進め、より適切な改善対策へとつなげていきます。

さらに、浄化機能、生物多様性の確保及び炭素固定機能の観点から、自然海岸、ブルーインフラ（藻

場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）等の、適切な保全・再生・創出を促進するための事業や、それらを通じたブルーカーボンに係る取組等を推進します。また、港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用した覆砂等による底質環境の改善、貧酸素水塊が発生する原因の一つである深掘跡<sup>しゅんせつ</sup>について埋め戻し等の対策、失われた生態系の機能を補完する環境配慮型構造物等の導入など健全な生態系の保全・再生・創出に向けた取組を推進します。その際、「今後の里海づくりのあり方に関する提言」を踏まえた里海づくりの考え方を取り入れつつ、流域全体を視野に入れて、官民で連携した総合的施策を推進します。

また、有明海及び八代海等については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づく再生に係る評価及び再生のための施策を推進します。

## 6 アジアにおける水環境保全の推進

日本が段階的に水環境を改善してきた法制度や人材育成、技術等の知見を活かし、アジア地域13か国の水環境管理に携わる行政官のネットワークであるアジア水環境パートナーシップ（WEPA）により、アジア各国との連携強化・情報共有の促進、各国の要請に基づく水環境改善プログラム（アクションプログラム）支援等を実施し、水環境ガバナンスの強化を目指します。さらに、それらの情報を国際会議等の場で発信し、世界の水環境改善に貢献すべく国際協力を進めていきます。

また、アジア水環境改善モデル事業による民間企業の海外展開の支援等により、アジアにおける途上国の水環境改善と日本の優れた技術の海外展開促進を図ります。

### 第3節 土壌環境の保全

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進し、人の健康への影響を防止するため、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、土壌汚染の適切な調査や対策を推進します。また同法について、2017年5月に成立した土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行状況を点検し、必要に応じて新たな措置を検討します。

ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、農用地の土壌汚染については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づき、必要な対策を推進します。

### 第4節 海洋環境の保全

#### 1 海洋ごみ対策

海洋ごみやプラスチック汚染に関する国際的な合意や野心の下、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）その他の関係法令等によるプラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたる包括的な資源循環体制の強化等とともに、海岸漂着物処理推進法等に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進します。具体的には、マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する量・分布等の実態把握や、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積、地方公共団体等が行う海洋ごみの回収・処理（大規模な自然災害等により大量に発生する海岸漂着物等の処理を含む。）や発生抑制対策への財政支援、地方公共団体・企業・漁業者・住民等の地域内の多様な主体



の連携及び瀬戸内海での広域連携、広報活動等を通じた普及啓発等を実施します。また、海洋環境整備船を活用した漂流ごみ回収の取組を実施します。さらに、外国由来の海洋ごみへの対応も含めた国際連携として、海洋表層マイクロプラスチック等のモニタリング手法の調和（リモートセンシング技術を活用した海洋ごみモニタリング含む）、データを収集・一元化するデータベースの利用促進や、アジア地域等においてプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制に関する協力を進めます。

## 2 海洋汚染の防止等

ロンドン条約1996年議定書、船舶バラスト水規制管理条約、海洋汚染防止条約（マルポール条約）及び油濁事故対策協力（OPRC）条約等を国内担保する、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき、廃棄物等の海洋投入処分等に係る許可制度の適切な運用、バラスト水処理装置等の審査、未査定液体物質の査定及び排出油等の防除体制の整備等を適切に実施します。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の拡散防止等を図るため、関係機関と連携し、大型<sup>しゅんせつ</sup>浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施します。さらに、我が国周辺海域における海洋環境データ及び科学的知見の集積、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）等への参画等を通じた国際的な連携・協力体制の構築等を推進します。二酸化炭素回収・貯留（CCS）については、2030年までに民間事業者によるCCS事業の実施が見込まれることを踏まえ、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切に実施されるよう、2024年5月に成立し、公布された二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）の全面施行に向けた下位法令等の整備を進めます。

## 3 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進

我が国周辺海域の底質・生体濃度・生物群集等を調査する海洋環境モニタリング調査や、東日本大震災への対応としての放射性物質等の環境モニタリング調査、海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響の把握等を行います。

# 第5節 大気環境の保全

## 1 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM<sub>2.5</sub>等に係る対策

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施するとともに、光化学オキシダント及びPM<sub>2.5</sub>の生成の原因となり得る窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）に関する排出実態の把握に努め、科学的知見を集積し、排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、対策を進めます。

特に光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、人の健康への影響に係る環境基準の再評価、気候変動に着目した科学的検討、光化学オキシダント濃度低減に向けた新たな対策の検討等を行い、科学的知見を基にした各種施策を着実に推進し、光化学オキシダントに係る環境基準達成率向上を図ります。

なお、光化学オキシダントとPM<sub>2.5</sub>の削減対策は、人の健康の保護に加え、オゾンやブラックカーボン（BC）といった短寿命気候汚染物質（SLCPs）の削減による気候変動対策にも効果的な場合があることから、最適な対策の検討及び総合的な取組を進めます。

### (1) ばい煙に係る固定発生源対策

大気汚染防止法に基づく排出規制の状況及び科学的知見や排出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、追加的な排出抑制策の可能性を検討します。

### (2) 移動発生源対策

電動車等のよりクリーンな自動車への代替を促進するほか、「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（2024年9月中央環境審議会）を踏まえた国内の自動車の走行実態や国際基準への調和等を考慮した自動車排出ガスの許容限度（自動車単体排出ガス規制）の見直しに向けた検討や「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（2022年4月中央環境審議会）を踏まえた検討を進めるなど、大気環境の更なる改善に向けた取組を継続していきます。

### (3) VOC対策

VOCの排出実態の把握を進めることなどにより、実効性あるVOC排出抑制対策の検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制と事業者による自主的取組のベストミックスによる排出抑制対策を引き続き進めます。

### (4) 監視・観測、調査研究

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、大気汚染防止法に基づき、国及び都道府県等では常時監視を行っています。引き続き、リアルタイムに収集したデータ（速報値）を「大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」により、国民に分かりやすく情報提供していきます。その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリングや、放射性物質モニタリングを引き続き実施します。

放射性物質モニタリングについては、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を推進します。加えて、新規技術・知見の緊急時モニタリングへの取込みについて調査・検討を行うとともに、全国展開に向けた取組を推進します。

## 2 多様な有害物質による健康影響の防止

### (1) 石綿飛散防止対策

石綿含有建材が使用されている建築物その他工作物の解体等工事については、大気汚染防止法の適切な運用による飛散防止対策の徹底はもとより、解体等工事の発注者、受注者等の関係者に対し、それぞれの役割に応じた適切な取組に関する普及啓発を進めます。また、建築物その他工作物の解体等工事における事前調査を行う建築物石綿含有建材調査者や工作物石綿事前調査者を十分に確保するとともにその育成を進めます。さらに、災害に備え地方公共団体による建築物その他工作物における石綿使用状況の把握、データベースとしての整理、関係部署との共有体制の構築といった取組が進められるよう、地方公共団体への技術的支援を行います。

石綿による大気汚染の状況を把握するため、大気中の石綿の濃度測定を実施するとともに、大気汚染防止法の施行状況を勘案しつつ必要な対策を検討します。

### (2) 水銀大気排出対策

水銀に関する水俣条約を踏まえて改正された大気汚染防止法に基づく水銀大気排出規制について、いわゆる5年後見直しを踏まえ改正された省令の内容も含め、着実に実施します。また、自主的取組の実施が求められる要排出抑制施設のフォローアップを引き続き行います。

### (3) 有害大気汚染物質対策等

大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討します。とりわけ、酸化エチレンについては地方公共団体等と連携して事業者による排出抑制対策を推進します。さらに、POPs等の化学物質も含め、有害大気汚染物質の健康影響、大気中濃度、抑制技術等に係る知見を引き続き収集し、環境目標値の設定・再評価や健康被害の未然防止に効果的な対策の在り方について検討します。

また、事業者における排出抑制に向けた自主的取組の推進や地方公共団体における効率的なモニタリングを実施します。

## 3 地域の生活環境保全に関する取組

### (1) 騒音・振動対策

#### ア 自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策

自動車の電動化に伴うタイヤ騒音増加への影響等を含む、国内の自動車の走行実態や国際基準への調和等を考慮した自動車単体騒音に係る許容限度（自動車単体騒音規制）の見直しについて検討を進めます。また、車両の低騒音化、道路構造対策、交通流対策等の対策や、住宅の防音工事等のばく露側対策に加え、状況把握や測定の精度向上、測定結果の情報提供等により、騒音・振動問題の未然防止を図ります。

#### イ 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

騒音・振動対策について、最新の知見の収集・分析等を行います。また、従来の規制的手法による対策に加え、最新の技術動向等を踏まえ、情報的手法及び自主的取組手法を活用した発生源側の取組を促進します。

#### ウ 低周波音その他の対策

従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音問題について対策を検討するために必要な科学的知見を集積します。風力発電施設や省エネ型温水器等から発生する騒音・低周波音については、その発生・伝搬状況や周辺住民の健康影響との因果関係、わずらわしさを感じさせやすいと言われている純音性成分や風力発電施設が大型化した場合の影響や累積的な影響等、未解明な部分について引き続き調査を進めます。

### (2) 悪臭対策

悪臭対策について、知見の収集を行い、技術動向等を踏まえた測定方法の見直しを検討するとともに、地方公共団体等への技術的支援を進めます。

### (3) <sup>ひかりがい</sup>光害対策等

屋外照明等の不適切かつ配慮に欠けた使用による悪影響（<sup>ひかりがい</sup>光害）への対策について、<sup>ひかりがい</sup>光害対策ガイドライン等を活用し、良好な光環境の形成に向け、普及啓発を図ります。また、星空観察の推進を図り、より一層大気環境保全に関心を深められるよう取組を推進します。

## 4 アジアにおける大気汚染対策

アジア地域における大気汚染の改善に向け、様々な二国間・多国間協力を通じて大気汚染対策を推進します。



### (1) 二国間協力

大気汚染の改善と温室効果ガス排出削減のコベネフィット・アプローチにより、我が国の技術導入の提案、実施、評価及び普及拡大等と対象国の環境改善に寄与します。

### (2) 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の下での協力

日中韓三カ国間の大気汚染に関する政策対話、モンゴルを含む「3＋X」による黄砂に関する共同研究等を推進し、三カ国の政策や技術の向上を図ります。

### (3) 多国間協力

国連環境計画（UNEP）、クリーン・エア・アジア（CAA）、国際応用システム分析研究所（IIASA）等と連携した大気汚染対策と気候変動対策のコベネフィット・アプローチの推進や、大気汚染物質全般に対象を拡大した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）、アジアEST地域フォーラム、JCM等の国際的な枠組み等を活用し、我が国の知見・経験の共有、技術移転、能力開発等の国際協力を推進します。

## 第6節 媒体横断的な対策

持続可能な窒素管理に関する行動計画に基づき、水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチにより、社会や地域に貢献する取組を推進します。具体的には、適正な施肥、たい肥や下水汚泥等の国内資源の利用拡大、家畜排せつ物のエネルギー利用等により、環境基準の超過が継続する地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や、水道水源にもなる湖沼等の富栄養化への対処を進めます。また、今後拡大が見込まれる燃料、水素キャリア等の用途でのアンモニア等の開発・利用に当たり、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出量を増加させない技術の活用等、NO<sub>x</sub>や一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出を回避します。さらに、省エネ効果もある下水処理場の能動的運転管理等により、「きれいで豊かな海」に向けた適切な栄養塩管理等を進めます。また、我が国におけるインベントリの精緻化や科学的知見の集約を進めるとともに、我が国の知見を窒素の消費量の増加が著しいアジア地域の途上国等にも展開することなどにより、国際的な窒素管理にも貢献していきます。

## 第7節 良好な環境の創出

水源から里海の藻場・干潟等を含む、良好な水環境等の保全・再生・創出や健全な水循環に資する活動及び良好な環境の活用による持続可能・リジェネラティブな観光地域づくり等を対象に、地域の優良活動創出・モデル構築等に取り組み、国民のウェルビーイングや地域の魅力度と活力を向上させて、望ましい水環境・水循環等を実現します。



### 1 デジタル技術の活用等による環境管理

環境管理分野における測定・点検等に係る規制について、2021年12月にデジタル臨時行政調査会により策定されたデジタル原則に則り、リアルタイムモニタリング等、環境管理分野における人の介在を見直します。また、環境管理法令に係る行政手続をオンライン化し、国民・事業者の利便性向上を図ります。

### 2 分析技術の開発や精度管理

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るとともに、分析用ヘリウムガスの供給不足や最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを検討します。

### 3 災害対応

自然災害等に起因する、水質汚濁や大気汚染等に係る事故の発生時には、水質汚濁防止法や大気汚染防止法等に基づき、自治体と連携した迅速な状況把握及び事故時の措置の徹底を行います。水道水質の安全対策の強化や災害時における石綿飛散防止対策の強化の観点から、必要な対策を講じます。また、地方公共団体における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定を引き続き支援します。

## 第5章

# 包括的な化学物質対策に関する取組

化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すため、2023年9月に採択された「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」において合意された戦略的目的に沿って、国際的な観点に立った環境分野の化学物質管理を推進します。

### 第1節

## ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築

GFCの戦略目標Aでは、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築に取り組むことが掲げられています。この目標の達成のため、化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向け、関係する法的枠組みや制度的メカニズムの構築に努めます。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施するとともに、関係省の合同審議会において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行います。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づく化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）及び安全データシート制度（SDS制度）については、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえた見直し及び適切な運用を通じて、事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図ります。

水銀に関する水俣条約に関して、国内では水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づく措置を講じるとともに、条約の決議や法施行後5年を経て実施した法施行状況点検結果を踏まえた見直しを行います。また、途上国支援等を通じて条約の実施に貢献します。

農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定等を適切に実施します。また、既登録農薬の再評価について、円滑に評価を行うための事前相談に対応しつつ、国内使用量が多い農薬を優先し、評価を進めます。加えて、農薬登録制度における生態影響評価の充実を図るため、長期ばく露による影響を対象としたリスク評価の導入を進めます。さらに、生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリングを着実に進めます。

非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく対策を引き続き適切に推進します。

事故等に関し、有害物質の排出・流出等により環境汚染等が生じないように、有害物質に関する情報共有、排出・流出時の監視・拡散防止等を的確に行うための各種施策を推進します。

## 1 包括的なデータ・情報の共有促進、生成・公開及び教育、研修、意識啓発

GFCの戦略目標Bでは、情報に基づいた意思決定と行動を可能にするため、化学物質に関する包括的で十分なデータ・情報が作成され、利用可能な形でアクセスできることが掲げられています。これを受けて、我が国においても、上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じた素材・製品中の化学物質に関する情報の共有の更なる促進や、化学物質の製造や化学物質の移動・排出データ、及び化学物質の人の生体試料中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努めます。

具体的には、バリューチェーン及びサプライチェーンを通じた情報の共有促進のため、chemSHERPA、GADSL、製品含有化学物質管理に関する各業界のガイダンス文書、J-Moss等の規格の整備及び活用を推進するほか、欧州のデジタルプロダクトパスポート（DPP）のように製品のサステナビリティ情報をライフサイクルを通じて確認できる枠組み・取組の中において、有害化学物質情報が併せて取り扱われるような仕組みの導入に向けた検討を進めます。

加えて、PRTR制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保しながら引き続き公表することなどにより、リスク評価等への活用を進め、それらの情報や環境モニタリングで得られたデータを活用することなどにより、災害時の被害の防止に係る平時からの備えを図ります。

さらには、国連GHS文書の改訂に係る情報の把握に努めつつ、GHS未分類の、または情報の更新が必要な化学物質について、引き続き環境有害性等の情報の収集を行った上で、民間が独自に保有する化学物質の危険有害性情報を活用し、関係府省と連携を取りつつGHS分類を実施します。

上記を含めたリスクコミュニケーションを促進し、意見交換を通じて意思疎通・意識啓発を図り、より合理的にリスクを管理し削減します。また、化学物質アドバイザーを活用した人材育成支援等にも取り組めます。

## 2 リスク評価、廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールの整備等

同じく目標Bの達成に向け、多様な主体による適切な化学物質管理が可能となるよう、化学物質対策に関する知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげます。あわせて、化学物質に関する安全性や持続可能性、安全な代替品、化学物質や廃棄物のリスク削減の社会的なメリットに関する教育、研修、意識啓発プログラムの策定・実施を促進します。さらに、GHSの利用を引き続き促進します。

具体的な取組として、化学物質審査規制法では一般化学物質等を対象にスクリーニング評価を行い、その知見及びその製造・輸入等の状況からみて、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で段階的に詳細なリスク評価を進め、相当広範な地域において被害を生ずるおそれがあると認められるものを第二種特定化学物質に指定し、所要の処置を講じます。

加えて、化学物質に関する環境中の実態を考慮しつつ、ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等について、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施し、その結果を発信します。

これらのリスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合性を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討します。特に、リサイクル及び廃棄段階において、循環型

社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立、拡大生産者責任の徹底、製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図ります。

加えて、WDSの普及等の廃棄物処理法での対応と連携し、廃棄物の処理委託時に提供される情報を活用することなどにより、処理過程における事故の未然防止及び廃棄物の適正な処理を推進します。

### 3 ばく露モニタリング

同じく目標Bの達成に向け、化学物質の人の生体試料中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努めるとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図ります。

さらには、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に関係する調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進します。

化学物質関連施策を講じる上で必要となる各種環境調査・モニタリング等について、各施策の課題、分析法等の調査技術の向上を図りつつ、適宜、調査手法への反映や集積した調査結果の体系的整理等を図りながら、引き続き着実に実施します。

また、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査においては、人への化学物質の平均的なばく露の状況を把握するために、対象規模を拡大して血液等の生体試料中の化学物質濃度調査を実施します。

以上の項目で紹介した、ライフサイクル全体を通じた化学物質に関する情報や、リスク評価、モニタリングデータ等、データを通じた多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）間でのリスクコミュニケーションを促進します。

### 4 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の推進

環境中の化学物質等の環境要因が子供の健康に与える影響を解明することにより、適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを目指し、約10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査を着実に実施します。引き続き、全国調査として質問票等による追跡調査、子どもの成長過程における化学物質ばく露を評価するための学童期検査、参加者の一部を対象とし、より詳細な内容について実施する詳細調査及び生体試料の化学分析の着実な実施を図ります。また、遺伝子解析を更に推進し、得られた成果を国内外に発信し、社会還元等を進めていきます。

## 第3節 懸念課題への対応

GFCの戦略目標Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくことが掲げられています。この目標達成に向けた取組の一環として、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準、管理の在り方等に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われ、社会的に関心が高まっているPFASについては、引き続きエコチル調査において健康影響に関する知見を集めるとともに、人への化学物質の平均的なばく露の状況を把握するための血中濃度調査に着手するとともに環境モニタリングを実施します。得られた成果は必要に応じて関係省庁及び地方自治体等に周知・共有し、化学物質管理施策につなげられるよう連携を行います。

化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2022の下で、用いるべき試験法を完成させ、確立された新しい試験法を用いた試験・評価に乗り出すことも含め試験・評価の加速化を図ります。

欧米で研究が進む新たな評価手法（NAMs）について、我が国においても研究開発を推進し、各法



令・制度における適切な活用方策を検討します。また、QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・活用については、海外で検討が進んでいる有害性発現経路（AOP）も含め、OECDにおける取組に積極的に参加し、またその成果を活用しつつ、我が国においても、これら評価手法の開発・活用に向けた検討を引き続き精力的に推進します。

複数化学物質の影響評価（いわゆる「複合影響評価」）について、物質の構造の類似性や作用機序の同一性に着目しつつ、知見の収集及び試行的評価の実施を進め、環境行政として化学物質の複合影響評価を行う上でのガイダンスを作成します。複合影響評価の推進に向けて、これらの知見を既存のリスク評価体系に提供します。

ナノマテリアルについては、OECD等の取組を踏まえ、アドバンスドマテリアル等の新たな懸念物質群も含め、知見の充実に努めます。

環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実し、環境リスク評価を進めます。

薬剤耐性（AMR）に関して、ワンヘルスの観点からG7札幌 気候・エネルギー環境大臣会合（2023年）の共同コミュニケにおいて知見の空白を埋める努力を続けることが明記されたことなどを踏まえ、環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査を推進します。

プラスチック添加剤等の化学物質による汚染については、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の議論の動向を注視し、適宜適切に対応します。

## 第4節

### 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化

GFCの戦略目標Dでは、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策を整備することにより、人の健康と環境への利益を最大化し、リスクを予防するか最小化することが掲げられています。このため、民間部門において、民間企業におけるサステナブル・ケミストリーと資源効率性の進展に向けた取組や投資を推進し、財務管理やビジネスモデルへの適正管理の実施戦略等の統合及び国際的報告基準等の適用への取組が国際的に進められると期待されるところ、その観点から、製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進、グリーン・サステナブルケミストリーの取組支援、リスク評価支援（循環利用時を含む曝露評価基盤の整備等）、化学物質排出把握管理促進法に基づく自主管理支援、市中に存在する在庫の適切な管理等を進め、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図ります。

我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきました。近年、ESG投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあり、化学物質管理においても先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような枠組みの構築を進めます。

GFCの戦略目標Eでは、化学物質管理に関連する全ての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化し、適正管理に必要な資金の特定・動員、資金ギャップの特定、キャパシティビルディングの促進、適正管理に関する費用を内部化することが掲げられています。これを受けて、国民、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクと便益に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ります。具体的には、「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進します。

新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を引き続き推進していきます。

特に、アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、各種のモニタリングネットワークや日中韓化学物質管理政策対話、環境と保健に関するアジア太平洋地域フォーラム等を活用した化学物質対策能力向上支援等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進めます。

有効性評価等、水銀に関する水俣条約の実施を水銀対策先進国として積極的にリードし、我が国が持つ技術や知見を活用しつつ国際機関とも連携し、途上国を始めとする各国の条約実施に貢献します。

さらには、子供の健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進します。

## 第6節 負の遺産への対応等

PCB廃棄物については、環境省として、一日も早く処理を完了させるため、引き続き保管事業者等に対する普及啓発活動等を推進するとともに、環境省、JESCO、都道府県市、経済産業省を始めとする関係省庁、事業者団体等の関係機関の更なる連携を図ります。加えて、高濃度PCBは令和7年度でJESCO事業終了予定、低濃度PCBは令和9年3月の処理期限を迎えるため、期限内処理に向けて関係機関と連携して取り組みつつ、適正処理体制の確保に努めます。

また、2003年6月の閣議了解及び2003年12月の閣議決定を踏まえ、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための環境調査等を、関係省庁が連携して、地方公共団体の協力の下、着実に実施します。また、環境省に設置した毒ガス情報センターにおいて、継続的に情報収集し、集約した情報や一般的な留意事項の周知を図ります。

## 第6章

# 各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

### 第1節 政府の総合的な取組

#### 1 環境基本計画

第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指しています。今後の環境政策の展開に当たっては、個別分野の環境政策、また環境以外の分野の政策と環境政策との統合により相乗効果（シナジー）を発揮させ、環境負荷の総量削減、「新たな成長」の視点を踏まえ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていきます。そのため、6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を設定し、それらに位置付けられた施策を推進するとともに、環境リスク管理等の環境保全の取組は、個別分野の重点的施策として揺るぎなく着実に推進していきます。

環境基本計画の着実な実行を確保するため、2025年度において中央環境審議会は、重点戦略、個別分野の重点的施策等について、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況を点検することとしています。

#### 2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に関係する予算について、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめます。

### 第2節 グリーンな経済システムの構築

#### 1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

グリーンな経済システムを構築していくためには、企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていく必要があります。具体的には、環境経営の促進、サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進、環境デュー・ディリジェンスの推進、グリーン購入・環境配慮契約の推進、グリーン製品・サービスの国際展開を行います。

#### 2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

環境・経済・社会が共に発展し、持続可能な経済成長を遂げるためには、長期的な投資環境を整備し、ESG金融を含むサステナブルファイナンスを促進していくことが重要です。このため、投資家を始めとする関係者に対しESG情報等の理解を促すとともに、企業価値の向上に向けて環境情報の開示



に取り組む企業の拡大及び企業が開示する情報の質の向上を図ります。

具体的には、環境情報と企業価値に関する関連性に対する投資家の理解の向上や、金融機関が本業を通して環境等に配慮する旨をうたう「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に対する支援等に取り組めます。

また、産業と金融の建設的な対話を促進するため、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同する企業等により設立された「TCFD コンソーシアム」の活動の支援やシナリオ分析等を含めたTCFD報告書等に基づく開示支援等を通じて、企業や金融機関の積極的な情報開示や投資家等による開示情報の適切な利活用を推進していくとともに、産業界と金融界のトップを集めた国際的な会合の継続的な開催を通じて我が国の取組を世界に発信していきます。

また、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」を定期的を開催するとともに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大臣賞である「ESGファイナンス・アワード」を引き続き開催します。

さらに、株式会社脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給を通じて民間投資の拡大を図るとともに、脱炭素機器のリース料の補助によるESGリースの促進、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給等により、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた取組を支援します。

あわせて、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助及び資金調達促進に向けた積極的な支援の実施や、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等のESG金融に関する情報の一元的な発信（グリーンファイナンスポータル）、ガイドラインの内容充実化等の市場基盤整備等による資金調達・投資の促進、地域金融機関のESG金融への取組支援等を引き続き実施していきます。加えて、GX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」の枠組みに基づく取組を推進します。

以上により、金融を通じて環境への配慮や環境プロジェクトの推進に適切なインセンティブを与え、金融のグリーン化を進めます。

### 3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

脱炭素や循環経済、自然再興に資する環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策です。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進します。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例については、その税収を活用して、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制の諸施策を着実に実施します。

## 第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

### 1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

#### (1) 統合的な環境研究・技術開発の推進

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、安全確保に資する研究開発等を実施します。加えて、国際的なニーズである環境収容力や国内や地域での需要側の暮らしのニーズを把握した上で、将来及び現在の国民の本質的なニーズを踏まえたイノベーションの創出を目指し、環境・経済・社会の統合



的向上の具体化、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの各分野及び複数領域に関連する統合的な研究・技術開発や、安全・安心等に資する研究・技術開発、また、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた総合知の活用に資する研究・技術開発を実施します。

その際、特に以下のような研究・技術開発に重点的に取り組み、その成果を社会に適用します。

ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブを目指す中長期の社会像がどうあるべきかを不断に追究するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた、統合的政策研究を推進します。

また、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブに係る複数の課題に同時に取り組むWin-Win型の技術開発や、複数の課題の同時解決の実現を妨げるような課題間のトレードオフを解決するための技術開発等、複数の領域にまたがる課題及び全領域に共通する課題も、コスト縮減や、研究開発成果の爆発的な社会への普及の観点から、重点を置いて推進します。また、AI、IoT等のデジタル技術、量子等の先端的な科学技術、先端材料技術やモニタリング技術、DX関連技術、経済安全保障に資する技術、分野横断的に必要とされる要素技術等については、技術自体を発展させるとともに、個別の研究開発への活用を積極的に促進します。

## (2) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

研究開発を確実に効果的に実施するため、以下の方策に沿った取組を実施します。

### ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

技術パッケージや経済社会システムの全体最適化を図っていくため、複数の研究技術開発領域にまたがるような研究開発を進めていくだけでなく、一領域の個別の研究開発についても、常に国内外の他の研究開発の動向を把握し、その研究開発がどのように社会に反映されるかを意識する必要があります。

このため、研究開発の各主体については、産学官、府省間、国と地方等の更なる連携や、同種のみならず異種の学問領域や業界・業種との連携等を推進し、また、アジア太平洋等との連携・国際的な枠組みづくりにも取り組みます。その際、国や地方公共団体は、関係研究機関を含め、自ら研究開発を行うだけでなく、研究機関の連携支援や、環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させます。

### イ 環境技術普及のための取組の推進

研究開発の成果である優れた環境技術を社会実証・実装し、普及させていくために、新たな規制や規制緩和、経済的手法、自主的取組手法、特区の活用、シームレスな環境スタートアップ等の支援・表彰によるイノベーションの促進等、あらゆる政策手法を組み合わせ、環境負荷による社会的コスト（外部不経済）の内部化や、予防的見地から資源制約・環境制約等の将来的なリスクへの対応を促すことにより、現在及び将来の国民の本質的なニーズに基づいた研究開発を進めるとともに、環境技術に対する需要をも喚起します。また、技術評価の導入や信用の付与等、技術のシーズをひろい上げ、個別の技術の普及を支援するような取組を実施します。

### ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

研究開発の成果が分かりやすくオープンに提供されることは、政策決定に関わる関係者にとって、環境問題の解決に資する政策形成の基礎となります。そのためには、「なぜその研究が必要だったのか」、「その成果がどうだったのか」、「どのように環境問題の解決に資するのか」に遡って分かりやすい情報発信を実施します。また、研究成果について、ウェブサイト、シンポジウム、広報誌、見学会等を積極的に活用しつつ、広く国民に発信したり関係者と対話したりすることを通じて成果の理解促進を更に強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルの実現に向けた意識変革・行動変容を実現します。

## エ 研究開発における評価の充実

研究開発における評価においては、PDCAサイクルを確立し、政策、施策等の達成目標、計画、実施体制等を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、研究開発の進捗状況や研究成果がどれだけ政策・施策に反映されたかについて、事前、中間、事後そして追跡評価等の適切な組合せを通じて適時、適切にフォローアップを行い、実績を踏まえた計画・政策等の見直しや資源配分、さらには新たな政策等の企画立案を行っていきます。

## オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量がその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築します。そして、Scope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援の他業界展開に加えて、事業者・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行います。

また、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究を進め、特に日本企業がこれを使ってTNFDの枠組みに沿った開示を通じたネイチャーポジティブ経営を進めるための試行、検証を進めるとともに、日本企業のサプライチェーンによる環境負荷の評価・開示のための技術的支援も進めます。さらに、国立環境研究所では、今後ますます加速するデータの大規模化、データ流通の活性化、データ駆動型研究の進展に伴い必要となる環境情報基盤整備を確立する。データから付加価値を創り出すための人材育成・ソフトウェア開発も行い、外部による環境研究・環境データ利用を支援・促進する。これらの取組により、環境データを学術利用に限らず、社会に幅広く流通させることで、国民の行動変容にまでつなげていきます。

## カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化（知的財産戦略）

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進します。

環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成の推進のためには、諸外国との協調が不可欠であり、科学的知見やデータの共有や政策対話等を通じて相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行うとともに、途上国を始めとする各国の環境関連の条約の実施に貢献します。また、第六次環境基本計画や環境研究・環境技術開発の推進戦略（2024年8月環境大臣決定）、新たな国際標準戦略（2025年6月知的財産戦略本部決定予定）に基づき、環境分野の新たな国際ルールづくりを我が国が主導できるよう、関係省庁と連携しながら国際標準化を推進します。

## 2 官民における監視・観測等の効果的な実施

監視・観測等については、個別法等に基づき、着実な実施を図ります。また、広域的・全球的な監視・観測等については、国際的な連携を図りながら実施します。このため、監視・観測等に係る科学技術の高度化に努めるとともに、実施体制の整備を行います。また、民間における調査・測定等の適正実施、信頼性向上のため、情報提供の充実や技術士（環境部門等）等の資格制度の活用等を進めます。

## 3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を

実施します。また、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、科学的根拠が不十分または不確実な場合においても、その時点で利用可能な最良の科学的知見に基づいて、未然防止原則や予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施します。

## 第4節 国際的取組に係る施策

### 1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

#### (1) 質の高い環境インフラの普及

「インフラシステム海外展開戦略2030」に基づき、質の高い環境インフラの海外展開を進め、グローバルサウス諸国の環境改善及び気候変動対策を促進するとともに、我が国の経済成長にも貢献します。「環境インフラ海外展開基本戦略」の改定にも取り組みます。

また、環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）を活用し、環境インフラのトータルソリューションを官民連携で海外に提供するとともに、脱炭素社会実現のための都市間連携に係る取組や二国間クレジット制度（JCM）を通じて、環境インフラの海外展開を一層強力に促進します。

さらに、海外での案件においても適切な環境配慮がなされるよう、我が国の環境影響評価に関する知見を活かした諸外国への協力支援によって、環境問題が改善に向かうよう努めます。

#### (2) 地域／国際機関との連携・協力

相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行います。具体的には、各国と政策対話等を通じた連携・協力を深化させるとともに、G7、G20、ASEAN、太平洋島嶼国、中央アジア、南アジア、アフリカ諸国等の気候変動・環境対策の各分野及びその統合的な実施において我が国からの貢献を行い、これらの国々、地域とのパートナーシップ強化にもつなげます。

さらに、日ASEAN友好協力50周年を契機として発足した「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を始め、日中韓、ASEAN、東アジア首脳会議（EAS）等の地域間枠組に基づく環境大臣会合に積極的に貢献するとともに、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、アジア開発銀行（ADB）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）、国際連合経済社会局（UNDESA）、アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等の国際機関等との連携を進めます。

#### (3) 多国間資金や民間資金の積極的活用

多国間資金については、特に、緑の気候基金（GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）に対する貢献を行うほか、JCMプロジェクト形成のためのADBや欧州復興開発銀行（EBRD）、国連工業開発機関（UNIDO）に対する拠出金を活用して、優れた脱炭素技術の普及支援を行います。また、民間資金の動員を拡大するため、国際開発金融機関等との連携強化や企業の透明性の向上など環境インフラやプロジェクトの投資促進に向けた取組を支援します。

#### (4) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

##### ア 自治体間の連携

我が国の自治体が国際的に行う自治体間連携の取組を支援し、自治体間の相互学習を通じた能力開発を促します。また、日本の自治体が有する経験・ノウハウを活用し、都市レベルでの脱炭素社会の構築に向けた制度構築支援や、二国間クレジット制度（JCM）による排出削減プロジェクトにつながる取組を支援します。



## イ 市民レベルでの連携

持続可能な社会を形成していくためには、国や企業だけではなくNGO・NPOを含む市民社会とのパートナーシップの構築が重要です。このため、市民社会が有する情報・知見を共有し発信するような取組や、NGO・NPO等の実施する環境保全活動に対する支援を引き続き実施します。

### (5) 国際的な枠組みにおける主導的役割

JCMを含め、パリ協定第6条に沿った市場メカニズムによる「質の高い炭素市場」を構築するため、「パリ協定6条実施パートナーシップ」を通じ、パリ協定第6条を実施するための各国の理解や体制の構築を促進するとともに、COP29での議論を踏まえて、世界の温室効果ガス排出の更なる削減に貢献します。

G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、G7広島サミットでの2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心の合意を主導した我が国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際交渉において主導的な役割を果たしていきます。

このほか、有効性評価等、水銀に関する水俣条約の実施を水銀対策先進国として積極的にリードし、我が国が持つ技術や知見を活用しつつ国際機関とも連携して、途上国を始めとする各国の条約実施に貢献するとともに、「化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル」の設立交渉において、合意形成への貢献を行います。

## 第5節 地域づくり・人づくりの推進

### 1 環境を軸とした地域づくりの推進

#### (1) 地域循環共生圏構築の展開

自立・分散型社会の実現のためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を活かし、魅力ある地域づくりを進めること、すなわち地域循環共生圏の創造が重要です。その際、地域づくりを地域で担う人材の育成も必要不可欠であり、地域づくりと人づくりは両輪で取り組んでいく必要があります。

このため、自立した地域として、他の地域とネットワークを構築して支えあう地域プラットフォームづくりに向けて、地域プラットフォームの運営主体の育成や、そのための中間支援体制の構築を行うとともに、様々な地域のネットワーク構築を促進するための取組も行います。

また、地域循環共生圏が創造されることで、地域の環境・経済・社会にもたらすインパクトを測定・発信するとともに、各地における優れた取組を表彰・発信することで、より多くの地域が地域循環共生圏創造に取り組むよう働きかけていきます。その際、特に地域の経済循環構造を把握することが重要となるため、そのためのツールの運営・更新を行います。

さらに、環境政策の推進を背景として地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象に、地域循環共生圏の考え方に基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会に移行していくための地域の主体的な取組を支援します。

#### (2) 地域脱炭素の加速化

地域脱炭素に向けた「先行地域づくり」として、地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、各府省の支援策も活用しながら、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化



炭素排出実質ゼロ又はマイナスを実現するとともに、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示します。さらに、「デコ活」や市民参加型の政策形成支援等により、脱炭素先行地域を含む地域全体の住民・企業との取組の連携を促進します。

また、地域脱炭素の加速化に向けた「重点対策加速化事業」として、政府による財政・技術・情報支援を通じて、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、コンパクト・プラス・ネットワークの取組、「みどりの食料システム戦略」に基づく食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立等の取組を更に加速します。

こうした脱炭素先行地域等の先行する取組の全国展開に当たっては、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社、株式会社脱炭素化支援機構等と連携し、得られた成果の横展開を図ります。とりわけ、都道府県については、関係部局が連携し、政府による財政支援や地方財政措置も活用しながら、公営企業を含む都道府県による再エネ導入、地域の中核企業の脱炭素化支援、都市計画・交通分野の脱炭素化等を加速することが期待されます。

さらに、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の活用による計画策定及び再エネ設備等の整備を推進するなど、地方公共団体の事務・事業の脱炭素化の取組が効果的に進むよう支援します。また、今後ますます激甚化が予想される災害やこれによる停電の発生も念頭に置きながら、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等により、地域防災計画に災害時の避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガス排出削減に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。加えて、地方公共団体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修や企業とのネットワーキング等について、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ実施します。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支援します。

こうした脱炭素による持続可能な地域づくりを支えるため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画制度の下で地方公共団体が段階的に取組を強化するとともに、2024年6月に成立し2025年4月に施行された改正法も踏まえつつ、国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画策定とともに促進事業形成に向けた事業者の支援を行い、地域共生型再エネ導入を推進していきます。

## 2 多様な主体の参加による国土管理の推進

### （1）多様な主体による国土の管理と継承の考え方にに基づく取組

国土形成計画その他の国土計画に関する法律に基づく計画を踏まえ、持続可能で自然と共生した国土管理に向けて、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような施策を進めていきます。例えば、生物多様性の保全や回復のための民間活動の促進、森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐ広域的な生態系ネットワークの形成、森林の適切な整備・保全、集約型都市構造の実現、環境的に持続可能な交通システムの構築、生活排水処理施設や廃棄物処理施設を始めとする環境保全のためのインフラの維持・管理の促進、脱炭素化に向けた対応及び気候変動適応等に取り組めます。

特に、管理の担い手不足が懸念される農山漁村においては、持続的な農林水産業等の確立に向け、鳥

獣被害対策、農地・森林・漁場の適切な整備・保全を図りつつ、経営規模の拡大や効率的な生産・加工・流通体制の整備、多様な地域資源を活用して付加価値を創出する「地域資源活用価値創出（旧農山漁村発イノベーション）」の取組、人材育成等の必要な環境整備、環境保全型農業の取組等を進めるとともに、森林、農地等における土地所有者等、NPO、事業者、コミュニティ等多様な主体に対して、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような国土管理への参画を促します。

#### ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図り、適切な森林施業を確保します。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、公的主体による森林整備を推進します。さらに、多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業等と森林をつなぐ手法の整理や人材育成を推進します。

#### イ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、土づくりや化学的に合成された肥料及び農薬の使用低減に資する技術、効率的、効果的な施肥や防除方法を普及するなどの取組を進めます。

### (2) 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国民全体が国土管理について自発的に考え、実践する社会を構築するため、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育等の教育を促進し、国民、事業者、NPO、民間団体等における持続可能な社会づくりに向けた教育と実践の機会を充実させます。

また、地域住民（団塊の世代や若者を含む）やNPO、企業など多様な主体による国土管理への参画促進のため、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開等による、「国土の国民的経営」の考え方の普及、地域活動の体験機会の提供のみならず、多様な主体間の情報共有のための環境整備、各主体の活動を支援する中間組織の育成など、環境の整備等を行います。

#### ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや技術等の提供等を通じて多様な主体による国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林空間を活用して健康・観光・教育など多様な分野で体験プログラムを提供する「森林サービス産業」の創出・推進、地域の森林資源の活用や森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進します。

#### イ 公園緑地等における意識啓発

公園緑地等において緑地の保全及び緑化に関する普及啓発の取組を展開します。

## 3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

### (1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

地方公共団体、事業者や地域住民が連携・協働して、地域の特性を的確に把握し、それを踏まえながら、地域に存在する資源を持続的に保全、活用する取組を促進します。また、こうした取組を通じ、地域のグリーン・イノベーションを加速化し、環境の保全管理による新たな産業の創出や都市の再生、地域の活性化も進めます。

#### ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシ

システムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めます。なお、これらの再生可能エネルギーの導入に当たっては、景観や生態系、温泉等の自然資本への影響を回避・低減した上で、地域における円滑な合意形成が必要となるため、科学的データの収集・調査等を通じた地域共生型の資源・エネルギーの活用を推進します。

都市基盤や交通ネットワーク、住宅を含む社会資本のストックについては、高い環境性能等を備えた良質なストックの形成を図るとともに、長期にわたって活用できるよう適切な維持・更新を推進します。緑地の保全及び緑化の推進について、国が定める「緑の基本方針」や地方公共団体が定める「緑の広域計画」、「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を支援していきます。

また、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用を確保しながら地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進するほか、持続可能な森林経営、木質バイオマス等の森林資源の多様な利活用、農業者や地域住民が共同で農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援します。

さらに、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業等も含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る農山漁村発イノベーションやエコツーリズム等、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすための取組を進めるとともに、都市と農山漁村等、地域間での交流や広域的なネットワークづくりも促進していきます。

## イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

これらの施策を推進するため、情報提供、制度整備、人材育成等の基盤整備にも取り組んでいきます。情報提供に関しては、多様な受け手のニーズに応じた技術情報、先進事例情報、地域情報等を分析・提供し、他省庁とも連携し、取組の展開を図ります。制度整備に関しては、地域の計画策定促進のための基盤整備により、地域内の各主体に期待される役割の明確化、主体間の連携強化を推進するとともに、持続可能な地域づくりへの取組に伴って発生する制度的な課題の解決を図ります。また、地域の脱炭素化事業への投融資を促進するため、株式会社脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給を通じて民間投資の拡大を図るとともに、グリーンボンド等を活用した資金調達・投資の促進等を引き続き行っていきます。人材育成に関しては、学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を通じて、持続可能な地域づくりに対する地域社会の意識の向上を図ります。また、NPO等の組織基盤の強化を図るとともに、地域づくりの政策立案の場への地域の専門家の登用、NPO等の参画促進、地域の大学など研究機関との連携強化等により、実行力ある担い手の確保を促進します。

## ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進します。また、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成します。

## エ 災害に強い森林づくりの推進

豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策や海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献します。

## オ 景観保全

景観に関する規制誘導策等の各種制度の連携・活用や、各種の施設整備の機会等の活用により、各地



域の特性に応じ、自然環境との調和に配慮した良好な景観の保全や、個性豊かな景観形成を推進します。

## カ 歴史的環境の保全・活用

古都保存、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、風致地区、歴史的風致維持向上計画等の各種制度を活用し、歴史的なまちなみや自然環境と一体をなしている歴史的環境の保全・活用を図ります。

### (2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策の展開に努めます。

## 4 環境教育・ESD 及び協働取組の推進

### (1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

持続可能な社会づくりの担い手育成は、全ての大人や子供に対して、あらゆる場において、個人の変容と社会や組織の変革を連動的に支援することを目的に推進することが重要です。このため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法により国が定める基本方針（2024年5月変更閣議決定）のほか、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（2021年5月決定）等を踏まえ、環境教育及びESDを推進します。

学校においては、学習指導要領等に基づき、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力等を育成するため、環境教育等の取組を推進します。また、ユネスコスクールによるネットワークを活用した交流等の促進や、学校施設が環境教育の教材としても活用されるよう、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進します。さらに、学校全体として、発達段階に応じて教科等横断的な実践が可能となるよう、関係省庁が連携して、教員等に対する研修や教材等の提供等に取り組みます。加えて、家庭、地域、職場等においては、関係府省が連携して、自然体験活動その他の多様な体験活動への参加の機会の拡充を図ります。

環境教育の推進に当たっては、体験活動を通じた学びに加え、ICTの活用、多様な主体同士の対話や協働を通じた学びの充実を図ります。また、「体験の機会の場」等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進を図るほか、表彰制度や研修の機会の提供等を通じて自発的な取組を促進していくとともに、ウェブサイト等により優良事例を積極的に発信します。

また、これらの取組を推進するために、ESD活動支援センター等の中間支援機能の充実を図り、その活用を促進します。

このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProSPER.Net）構築、また、国連大学大学院学位プログラム「パリ協定専攻」におけるカリキュラムの開発・実施への支援を通して、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

### (2) 持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

多様な主体の参加によるパートナーシップを前提とした効果的な協働取組を通じて主体同士が学び合うことにより、地域コミュニティの対応力や課題解決力を高めていくことが可能です。すなわち、パートナーシップの充実・強化は、人づくり、地域づくりにも資するものであり、持続可能な地域づくりのためには、住民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組が重要です。



このため、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスを拠点とし、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催のほか、民間団体等の政策形成機能の強化や、自立した地域づくりへの伴走支援等に努め、世代や立場、分野を超えた環境教育や協働取組の促進を行います。また、これらの組織で培った中間支援機能に関する豊富な知見や経験を、地域等で中間支援組織となり得る様々な組織・団体に共有することを促すことにより、地域等の特性に合った協働取組を通じた地域づくり、人づくりを促進します。

## 第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

### 1 EBPM推進のための環境情報の整備

政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）の共進化には、環境情報の充実、公開が基盤となります。このため、企業の経営や活動に関する環境情報（例：気候変動や自然関連の財務情報、サプライチェーン全体でのGHG排出量）や、地域計画・国土利用に関する環境情報（例：再生可能エネルギー導入ポテンシャル・生態系情報）等について、見える化し、各主体が利用可能な形に整備します。また、これらの環境情報に加え、環境関連の統計情報については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（2017年5月統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2023年3月閣議決定）等に基づき、客観的な証拠に基づく政策の立案（EBPM）に資するよう、環境行政の政策立案に必要な統計データ等の着実な整備を進めるとともに、統計ユーザー等にとってアクセスしやすく、利便性の高いものとなるよう、ユーザー視点に立った統計データの改善・充実を進めます。

### 2 利用者ニーズに応じた情報の提供

国、地方公共団体、事業者等が保有する官民データの相互の利活用を促進するため、「オープンデータ基本指針」（2017年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 2024年7月改正）等に基づき、環境情報に関するオープンデータの取組を強化します。また、各主体のパートナーシップを充実・強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルへの転換等を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、SNSやAI等のデジタル技術を活用しながら、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めます。加えて、「デコ活」による脱炭素型の製品・サービスに関する情報提供等を通じ、消費者の行動変容を促します。

### 3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

政策立案の根拠としては、ランダム化比較試験等の頑健な効果検証の手法により得られた、因果関係の確からしい科学的知見等の客観的な証拠を参照することが望まれます。上記の環境情報の整備や提供に当たっては、証拠としての質（エビデンスレベル）に留意することとします。一方で、常に質の高い証拠が得られるとは限らないため、そのような場合においては、根拠が得られた諸条件や内的及び外的妥当性等に留意しつつ、その時点で得られる最良の客観的な証拠（Best Available Evidence）を踏まえるとともに、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案します。

## 第7節 環境影響評価

### 1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に係るより適正な環境配慮の確保を可能とするため、2025年3月に第217回国会に提出された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を踏まえ、新制度に関する具体的な運用等の検討を進めます。

また、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開の実現に向け、2025年3月に第217回国会に提出された「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を踏まえ、具体的な運用等の検討を進めます。

### 2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について適切な審査の実施を通じた環境保全上の配慮の徹底を図ります。また、地方公共団体の環境影響評価条例と連携することで、環境影響評価法の適正な施行を行います。さらに、環境影響評価の実効性を確保するため、報告書手続等を活用し、環境大臣意見を述べた事業等について適切なフォローアップを行います。

環境影響評価の信頼性の確保や質の向上に資することを目的として、引き続き、調査・予測等に係る技術手法の情報収集・普及や必要な人材育成に取り組むとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度等の情報収集・提供を行います。また、「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」を通じた地域の環境情報の提供等に取り組みます。

## 第8節 環境保健対策

### 1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

原子力災害に起因した放射線に関する健康管理・健康上の不安のケアについては、被ばく線量の把握・評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査とその対象者の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を継続して実施するとともに、放射線の健康影響に関する誤解から生じる差別をなくすための情報発信を積極的に行います。特に、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還者等が増加する中、帰還者等が地域で主体的に行う取組との連携を進め、対話を通じて得られる参加者の意見を今後の放射線健康不安対策に活かす取組を進めます。

### 2 健康被害の補償・救済及び予防

#### (1) 被害者の補償・救済

##### ア 公害健康被害補償

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づき、汚染者負担の原則を踏ま

えつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図ります。

## イ 水俣病対策の推進

水俣病対策については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）等を踏まえ、全ての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていきます。

## ウ 石綿健康被害の救済

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ります。また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていきます。

## (2) 被害等の予防

大気汚染による健康被害の未然防止を図るため、環境保健サーベイランス調査を実施します。また、独立行政法人環境再生保全機構に設けられた基金により、調査研究等の公害健康被害予防事業を実施します。

環境を経由した健康影響を防止・軽減するため、花粉症、熱中症、黄砂、電磁界、紫外線等について、予防方法等の情報提供及び普及啓発を実施します。

熱中症対策については、「熱中症環境保健マニュアル」等、熱中症対策に関する各種ガイドライン、普及啓発資料の作成・周知、熱中症予防情報サイト等による各種情報発信を通じて、地方公共団体、事業者、国民の熱中症予防行動の促進・強化に取り組みます。

花粉症については、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、政府一体で取組を進めます。

# 第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

## 1 公害紛争処理等

### (1) 公害紛争処理

近年の公害紛争の多様化・増加に鑑み、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努めるため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施します。

### (2) 公害苦情処理

住民の生活環境を保全し、将来の公害紛争を未然に防止するため、公害紛争処理法に基づく地方公共団体の公害苦情処理が適切に運営されるよう、適切な処理のための指導や情報提供を行います。

## 2 環境犯罪対策

産業廃棄物の不法投棄を始めとする環境犯罪に対する適切な取締りに努めるとともに、社会情勢の変化に応じて法令の見直しを図るほか、環境犯罪を事前に抑止するための施策を推進します。





